令和５年度　経済産業省委託
石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業

高圧ガス分野の新たな認定制度の検討に向けた調査
報告書

令和６年３月
高圧ガス保安協会

目次

0. 用語の定義 5
1. 調査概要 6
1.1 目的 6
1.2 調査内容等 6
2. 各事項の検討について 8
2.1 新認定制度の認定要件 8
2.1.1 経営トップのコミットメントについて 8
2.1.1.1 検討内容 8
2.1.1.2 検討結果 10
2.1.2 高度なリスク管理体制について 10
2.1.2.1 検討内容 10
2.1.2.2 検討結果 10
2.1.3 テクノロジーの活用について 11
2.1.3.1 検討内容 11
2.1.3.2 検討結果 13
2.1.4 サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応について 13
2.1.4.1 検討内容 13
2.1.4.2 検討結果 14
2.2 新認定制度の審査方法等 14
2.2.1 国の検査（現地検査） 14
2.2.1.1 検討内容 14
2.2.1.2 検討結果 16
2.2.2 審査会審査 16
2.2.2.1 検討内容 16
2.2.2.2 検討結果 16
2.2.3 国の一次的審査（更新の場合） 17
2.2.3.1 検討内容 17
2.2.3.2 検討結果 18
2.2.4 認定の更新期間 18
2.2.4.1 検討内容 18
2.2.4.2 検討結果 19
2.2.5 高圧ガス保安協会又は経済産業大臣の指定する者への意見聴取・依頼調査 19
2.2.5.1 検討内容 19
2.2.5.2 検討結果 21
2.3 新認定制度における特例措置 21
2.3.1 設備のための施設等の変更の特例（製造のための施設等の変更に係る許可が必要な重要な変更、軽微な変更の工事の範囲等） 21
2.3.1.1 検討内容 21
2.3.1.2 検討結果 24
2.3.2 軽微な変更の工事をしたとき等の記録保存の方法 24
2.3.2.1 検討内容 24
2.3.2.2 検討結果 24
2.3.3 保安係員、保安主任者の選任区分の柔軟化 24
2.3.3.1 検討内容 24
2.3.3.2 検討結果 25
2.4 改正高圧法を踏まえ改正が必要となる下位法令・通達の検討 25
2.4.1 検討内容 25
2.4.2 検討結果 25
2.5 新認定制度の事業者等への説明会の実施 27

2.5.1　説明会の実施 27
2.5.2　パンフレットの作成 28
2.6　自主保安高度化事業者制度の検討 31
2.6.1　検討内容 31
2.6.2　検討結果 32
2.7　立入検査 32
2.7.1　検討内容 32
2.7.2　検討結果 32
3.まとめ 32

0. 用語の定義

本報告書では、以下の略称等を使用する場合がある。

ただし、経済産業省の仕様書以外の資料を引用する場合は、その資料に基づくことを原則とするため、用語の不整合が生じる場合がある。

略称	説明
法	高圧ガス保安法
政令	高圧ガス保安法施行令
改正高圧法	高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和 4 年 6 月 22 日公布）のうち、高圧ガス保安法の改正部分

1. 調査概要

1.1　目的

我が国の産業保安をめぐっては、近年、革新的なテクノロジーの進展、保安人材の不足・高齢化、電力・ガス供給構造の変化、災害の激甚化・頻発化、気候変動問題への対応の要請など、内外環境が大きく変化している。

このような状況の中、「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」については、行政の適切な監査・監督の下に、画一的な個別・事前規制によらず、事業者の保安力に応じた規制体系へ移行することとし、手続・検査のあり方をこれに見合った形に見直す措置を講じ、これにより、事業者の保安活動を、テクノロジーを活用しつつ自己リスク管理がなされた高度な領域に強力に押し上げていくことを目的に、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案が第 208 回通常国会に提出され、国会での審議を経て可決された。本改正法は、公布（令和４年６月２２日）より１年６カ月以内に施行される予定となっているところ、この法改正により新たに創設される認定高度保安実施者制度（以下「新認定制度」という。）を運用するために必要な下位法令、解釈等の準備及び執行体制の整備を行う必要がある。

改正後の高圧ガス保安法（以下「改正高圧法」という。）の施行に向けて、これまでに、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会高圧ガス小委員会において、複数回にわたり詳細な審議が行われ、新認定制度の認定要件・特例措置・審査体制等の大枠の方針については結論が得られている。

そこで、本事業では、高圧ガス小委員会での審議結果も踏まえ、改正高圧法の施行に向けた詳細の検討、執行体制の整備、周知活動等を行う。具体的には、新認定制度の認定要件・審査方法・特例措置等に係る詳細の検討、改正が必要となる下位法令・通達の内容の検討、自主保安高度化事業者制度の詳細の検討のほか、制度の執行に向けての準備、自治体・事業者向けの周知活動等の業務を、経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室（以下「高圧ガス保安室」という。）と協力して進めた。

1.2　調査内容等

本事業の実施計画書（仕様書）による調査事項は以下のとおり。

①　新認定制度の認定要件

令和４年度の高圧ガス小委員会での審議結果を踏まえ、新認定制度の認定要件（以下 i ～ iv）について、詳細を検討する。また、各認定要件の審査基準を検討する。

- i　経営トップのコミットメント
- ii　高度なリスク管理体制
- iii　テクノロジーの活用
- iv　サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応

②　新認定制度の審査方法等

令和４年度の高圧ガス小委員会での審議結果を踏まえ、以下の項目について、詳細を検討する。

- 国の検査（現地検査）
- 審査会審査
- 国の一次的審査（更新の場合）
- 認定の更新期間
- 高圧ガス保安協会又は経済産業大臣の指定する者への意見聴取・調査依頼

③　新認定制度における特例措置

新認定制度において、新たに設けられる以下の特例措置に関し、具体的な内容を検討する。

- 設備のための施設等の変更の特例（製造のための施設等の変更に係る許可が必要な重要な変更、軽微な変更の工事の範囲等）
- 軽微な変更の工事をしたとき等の記録保存の方法
- 保安係員、保安主任者の選任区分の柔軟化

④　改正高圧法を踏まえ改正が必要となる下位法令・通達の検討

新認定制度の運用に必要な下位法令（政令、省令、告示）・通達（審査基準を含む）やマニュアル等について、詳細を検討する。また、ハネ改正が必要となるものを抽出する。

⑤　新認定制度の事業者等への説明会の実施

新認定制度について、事業者及び自治体を対象とした説明会の実施を支援する。

また、本認定制度の普及のためには、現行制度の認定事業者のみならず、現在認定を取得していない第一種製造者等にも広く周知する必要があることから、新認定制度を含むスマート保安の促進全般についてわかりやすく記載したパンフレットを作成する。本パンフレットは、説明会等の場で配布するほか、経済産業省HP等に掲載することを予定しているため、加工可能な形式の電子媒体を高圧ガス保安室に提出する。

⑥　自主保安高度化事業者制度の検討

事業者からの要望等を踏まえ、自主保安高度化事業者制度の認定要件、特例措置などについて、検討を行う。

⑦　立入検査

認定の更新期間の中間時点を目途に行う立入検査や抜き打ちで行う立入検査について、その実施体制、検査内容などについて、検討を行う。

2. 各事項の検討について

2.1　新認定制度の認定要件

令和４年度の高圧ガス小委員会での審議結果を踏まえ、新認定制度の認定要件（ⅰ経営トップのコミットメント、ⅱ高度なリスク管理体制、ⅲテクノロジーの活用、ⅳサイバーセキュリティなど関連リスクへの対応）について、詳細を検討した。また、各認定要件の審査基準についてもあわせて検討を行った。

2.1.1　経営トップのコミットメントについて

2.1.1.1　検討内容

令和４年度高圧ガス小委員会の資料（図１、２、３）において示された、新たな認定要件の要素である「コーポレート・ガバナンスの要件」、「コンプライアンスの要件」及び重大・悪質な法令違反が発覚した場合の認定取消の処分基準について検討を行った。

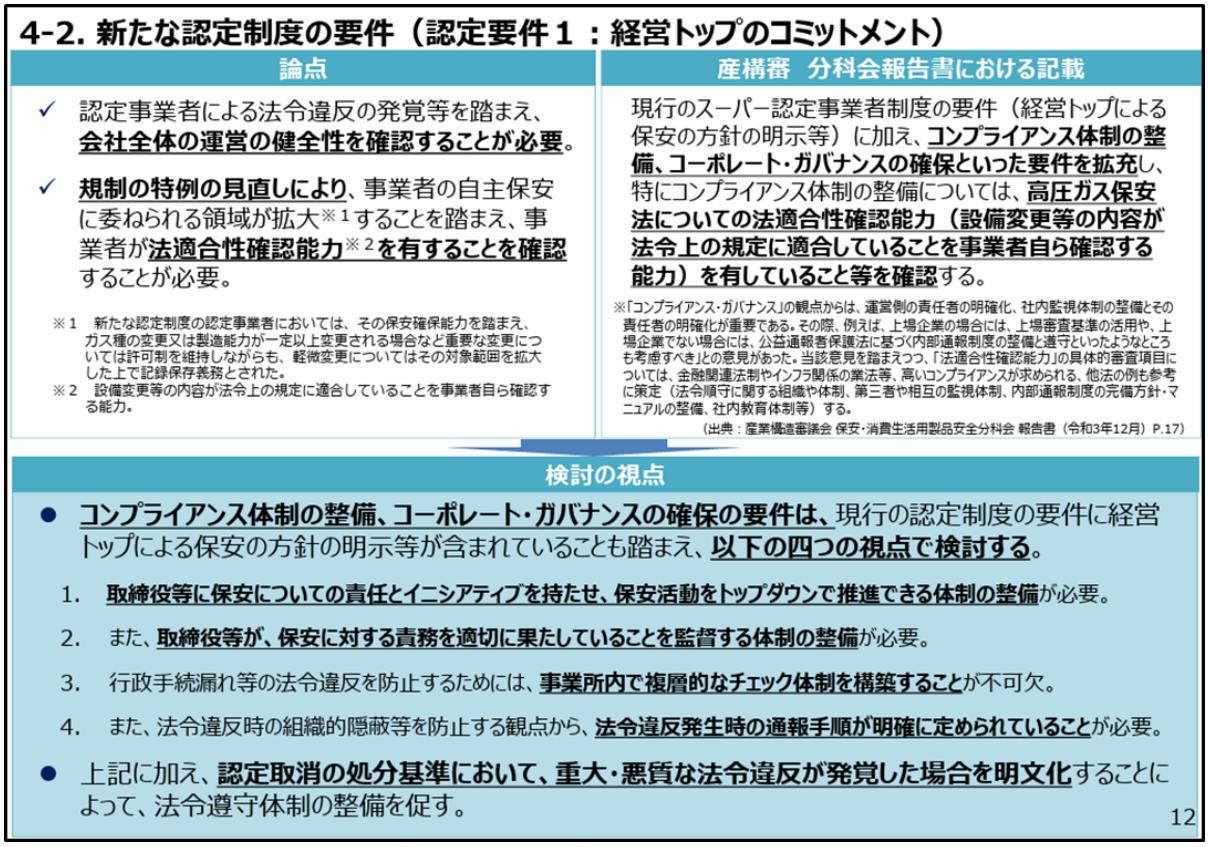


図１．高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について（抜粋）
（2022 年 12 月 15 日開催第 23 回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会高圧ガス小委員会　資料２）（以下「第 23 回高圧ガス小委員会資料」という。）

4-3. 新たな認定制度の要件（認定要件１：経営トップのコミットメント）

- 検討の視点を踏まえ、新たな認定制度における経営トップのコミットメントの要件は、現行の認定制度の要件※に下記の要素を追加することとしてはどうか。

※現行の認定制度の要件においては、法人の代表者が保安の基本方針を策定していること、法人の代表者が認定要件の適合性に対して責任を有していること等が規定されている。

検討の視点を踏まえた認定要件（案）

コーポレート・ガバナンスの要件

１　取締役等※を保安活動の責任者としていること

保安に係る意思決定を迅速に行い、トップダウンで社内横断的に適切な保安活動の実行を可能とする観点から、取締役等を保安活動の責任者としていること。　※代表取締役や他の職務との兼務も可能とする。指名委員会等設置会社における執行役も含むこととする。

２　監査役等※が保安体制の整備等について監査を行っていること

例えば、保安管理部門等から監査役等に保安活動の状況が定期的に報告されているほか、監査役等が事業所を定期的に訪問して改善意見を示しているなど、監査役等が保安活動に責任を有する取締役等の職務執行や事業所の保安活動全般に対して有効な監査を行っていること。　※指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社においては、監査（等）委員会等を想定。

コンプライアンスの要件

３　複層チェック体制の構築

設備の変更工事等の際に、行政手続の要否等を保安管理部門を含む複数の部門が確認する体制が構築されているなど、高圧法の法令事項を遵守するための複層的なチェック体制が構築されていること。

４　法令違反発生時の通報手順の策定

高圧法の法令違反が発覚した際の本社や関係行政庁への通報手順が適切に定められていること。

13

図 2.　高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について（抜粋）
（第 23 回高圧ガス小委員会資料）

4-4. 新たな認定制度の要件（認定要件１：経営トップのコミットメント）

- **法令違反を防止するために企業がとりうる方策は多種多様**であるところ、自主保安を促進する観点からは、**事業者自身が最適だと考える方法によって、法令遵守体制の整備を進めることが重要**。
- そこで、事業者に法令遵守体制の整備を促す観点から、認定取消の処分基準において、**重大・悪質な法令違反**が発覚した場合を明文化することとしてはどうか。

現行の認定取消要件に関する記載

高圧ガス保安法

（認定の取消し等）

第三十九条の十二　経済産業大臣は、認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十条第三項第二号又は第三十五条第一項第二号の認定を取り消すことができる。

一～五　（略）

六　**第三十九条の三第一項各号又は第三十九条の五第一項各号のいずれかに該当していないと認められるとき。**

七～十　（略）

通達（「認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について」）

８．認定の取消

（１）法第３９条の１２第１項第１号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所において、次のいずれかの要件に該当する高圧ガスによる災害が発生した場合とする。

① 負傷の程度に応じて次の表ａからｄまでに定める被害以上の人的被害が発生したとき。

図（略）

② 直接損害額が２億円以上発生したとき。

③ 次のいずれかに該当し、かつ、社会的影響が大きいと認められたとき。

イ 多数又は長時間の避難者が発生する等住民の生活に多大な影響を及ぼしたとき。

ロ 認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外で人的被害が発生したとき。

ハ 認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外で物的被害が発生したとき。

ニ 著しい環境破壊を及ぼしたとき。

④⑤　（略）

（２）　（略）

（３）法第３９条の１２第１項第６号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、次のいずれかに該当することとなった場合とする。

① 認定保安検査に係る検査脱漏、事業所の保安体制に不備が認められ、かつ、それが（１）の①から③まで（③イを除く。）に掲げるいずれかの災害を惹起するおそれが相当程度あったと認められたとき。ただし、本社による監査等により自ら確認し、速やかに報告があったものについては、この限りではない。

② **緊急時即時通報連絡が行われなかったとき等保安体制に重大な不備が認められたとき。**

（４）（略）

15

図 3.　高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について（抜粋）
（第 23 回高圧ガス小委員会資料）

2.1.1.2　検討結果

経営トップのコミットメントについて、「コーポレート・ガバナンスの要件」、「コンプライアンスの要件」及び重大・悪質な法令違反が発覚した場合の認定取消の処分基準について詳細な検討を行い、その結果について関係省令改正案、関係通達改正案に盛り込み、高圧ガス保安室に提案した。

また、各認定要件の審査基準の作成にあたり、上記検討内容を反映させ、高圧ガス保安室に提案した。

・（省令）冷凍保安規則　改正案（別添１）
・（省令）液化石油ガス保安規則　改正案（別添２）
・（省令）一般高圧ガス保安規則　改正案（別添３）
・（省令）コンビナート等保安規則　改正案（別添４）
・（通達）認定高度保安実施者の認定について　制定案（別添５）
・（通達）認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について　制定案（別添６）

2.1.2　高度なリスク管理体制について

2.1.2.1　検討内容

令和４年度高圧ガス小委員会の資料（図４）において示された、新たな認定要件の要素である「高度なリスク管理体制の要件」について検討を行った。

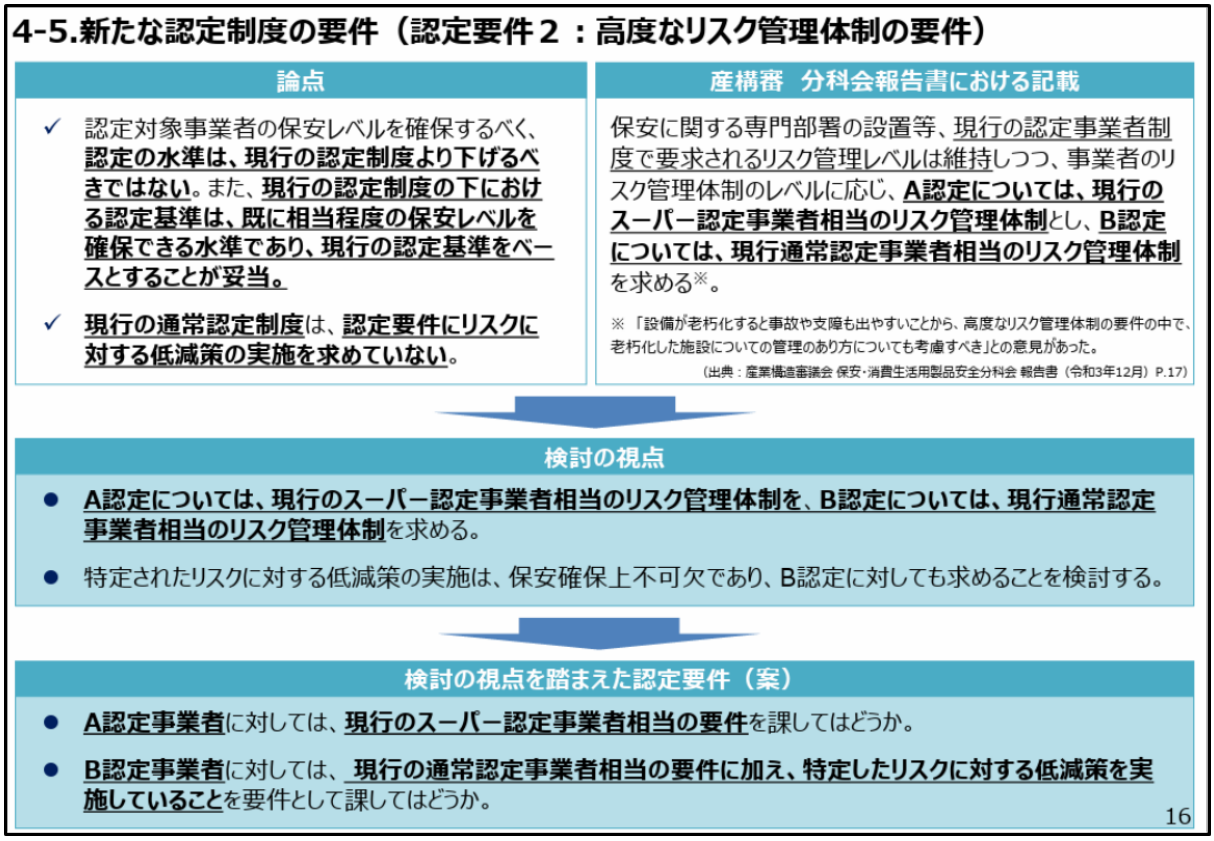


図 4.　高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について（抜粋）
（第 23 回高圧ガス小委員会資料）

2.1.2.2　検討結果

高度なリスク管理体制の要件について、現行の制度（スーパー認定、通常認定）のリスク管理体制を新認定制度（A 認定、B 認定）においても引き続き求めることとして詳細な検討を行い、その結果について、関係省令改正案、関係告示改正案、関係通達改正案に盛り込み、高圧ガス保安室に提案した。

また、各認定要件の審査基準の作成にあたり、上記検討内容を反映させ、高圧ガス保安室に提案した。

・（省令）冷凍保安規則　改正案（別添１）
・（省令）液化石油ガス保安規則　改正案（別添２）
・（省令）一般高圧ガス保安規則　改正案（別添３）
・（省令）コンビナート等保安規則　改正案（別添４）
・（通達）認定高度保安実施者の認定について　制定案（別添５）
・（通達）認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について　制定案（別添６）
・（告示）認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準　制定案（別添７）

2.1.3　テクノロジーの活用について

2.1.3.1　検討内容

令和４年度高圧ガス小委員会の資料（図５、６、７）において示された、新たな認定要件の要素である「テクノロジーの活用」について検討を行った。

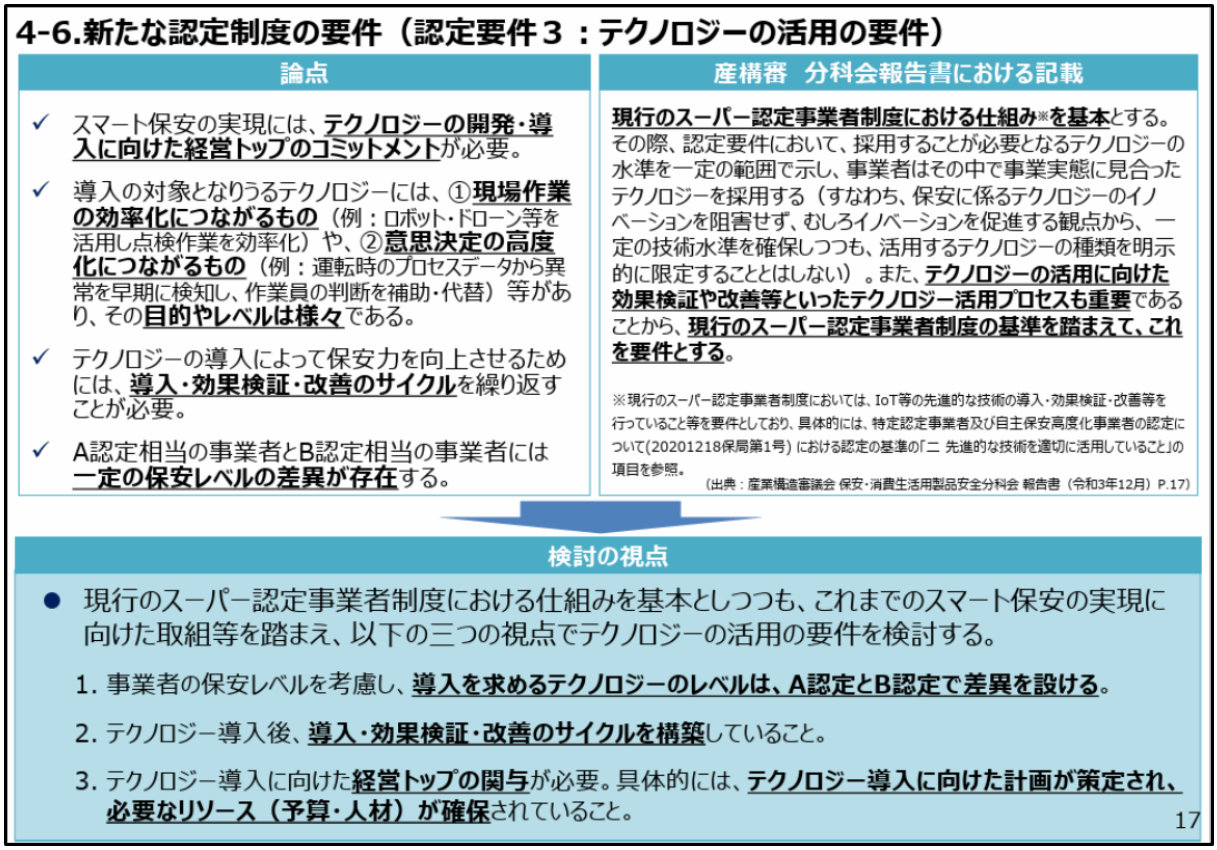


図 5.　高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について（抜粋）
（第 23 回高圧ガス小委員会資料）

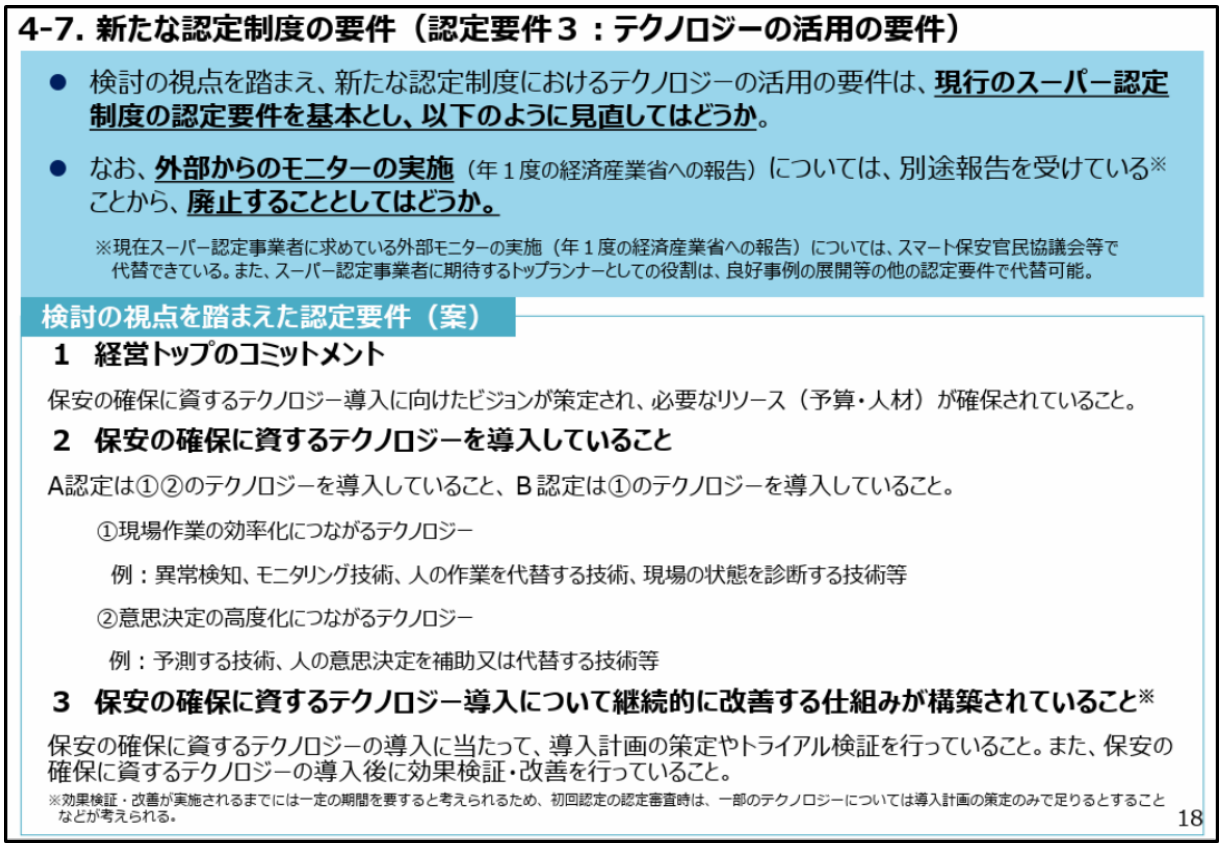


図 6. 高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について（抜粋）
（第 23 回高圧ガス小委員会資料）

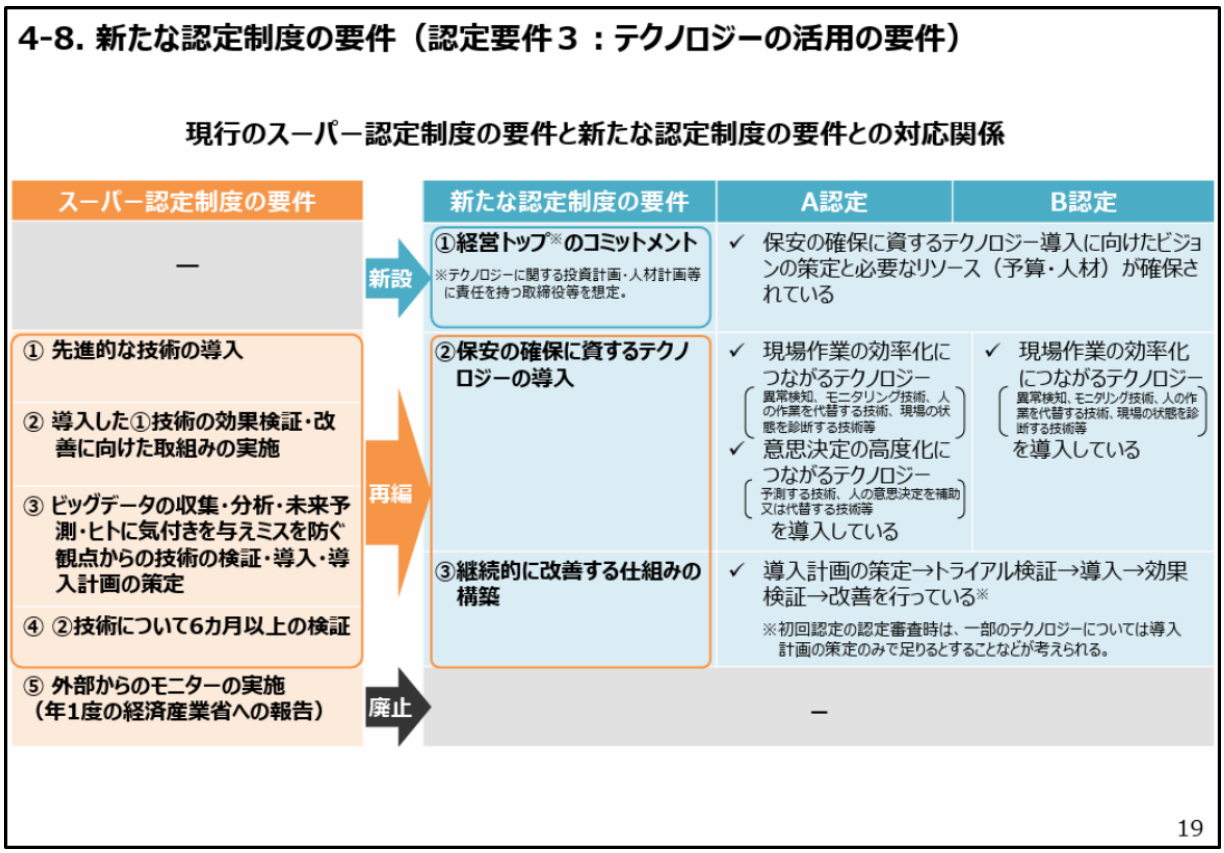


図 7. 高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について（抜粋）
（第 23 回高圧ガス小委員会資料）

2.1.3.2　検討結果

テクノロジーの活用については、現行のスーパー認定事業者制度の仕組みを踏まえ、テクノロジー導入後の効果検証と改善サイクルの構築、導入計画策定に関する経営トップの関与、必要な予算・人材の確保、新制度における A 認定と B 認定との差異等について詳細な検討を行い、その結果について関係省令改正案、関係通達改正案に盛り込み、高圧ガス保安室に提案した。

また、各認定要件の審査基準の作成にあたり、上記検討内容を反映させ、高圧ガス保安室に提案した。

・（省令）冷凍保安規則　改正案（別添１）
・（省令）液化石油ガス保安規則　改正案（別添２）
・（省令）一般高圧ガス保安規則　改正案（別添３）
・（省令）コンビナート等保安規則　改正案（別添４）
・（通達）認定高度保安実施者の認定について　制定案（別添５）
・（通達）認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について　制定案（別添６）

2.1.4　サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応について

2.1.4.1　検討内容

令和４年度高圧ガス小委員会の資料（図８、９）において示された、新たな認定要件の要素である「サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応」について検討を行った。

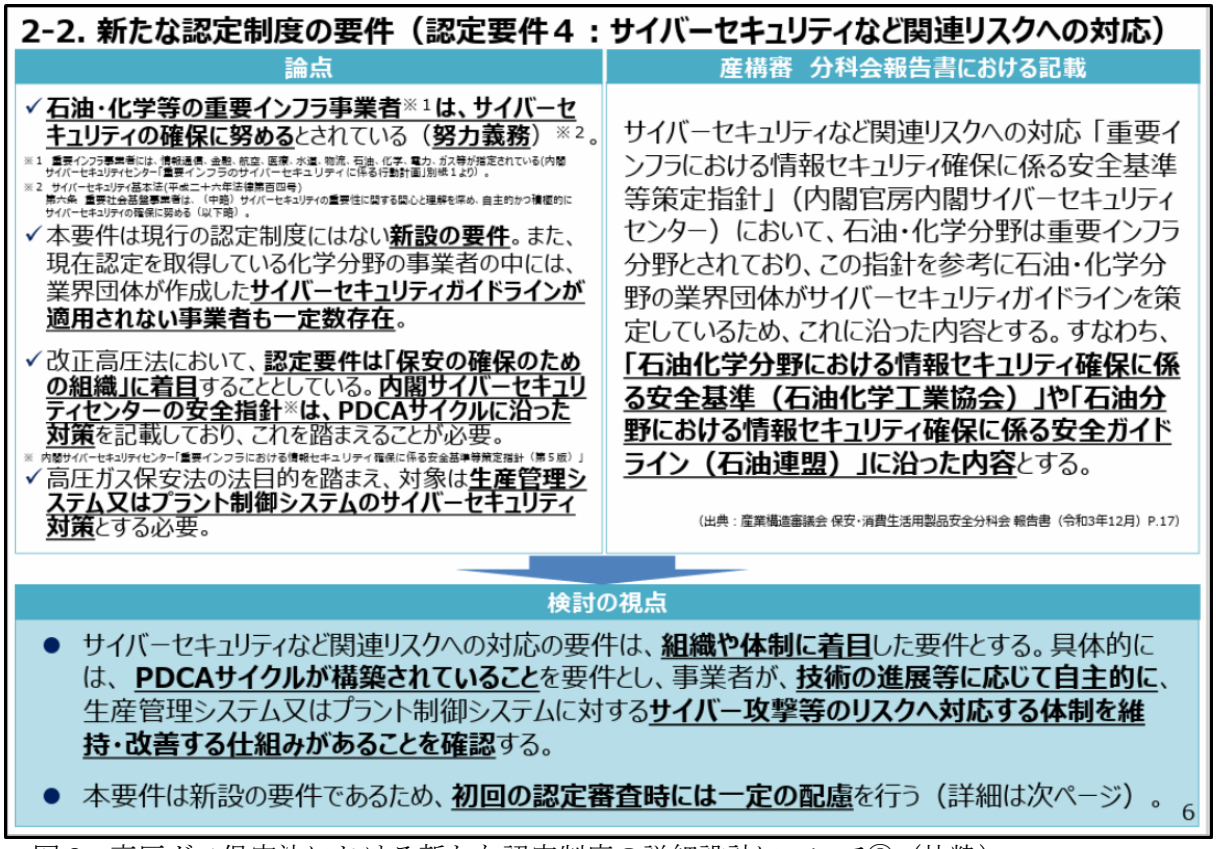


図 8.　高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について②（抜粋）
（2023 年 2 月 24 日開催第 24 回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会高圧ガス小委員会　資料１）（以下「第 24 回高圧ガス小委員会資料」という。）

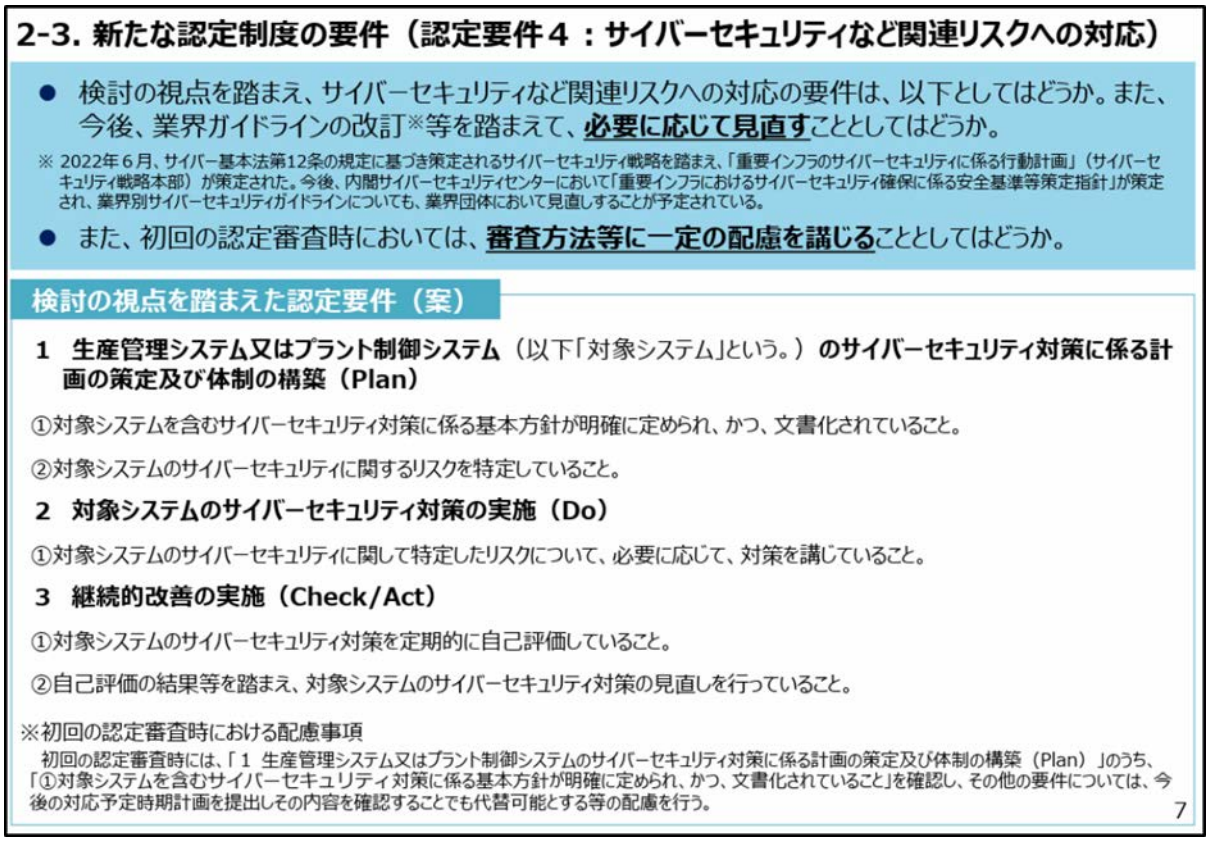


図 9. 高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について②（抜粋）
（第 24 回高圧ガス小委員会資料）

2.1.4.2 検討結果

サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応については、新たな要件として組織や体制に着目し、PDCA サイクルの構築、サイバー攻撃等のリスクへ対応する体制の維持・改善の仕組みについて詳細な検討を行い、その結果について、関係省令改正案、関係通達改正案に盛り込み、高圧ガス保安室に提案した。

なお、各認定要件の審査基準の作成にあたり、上記検討内容を反映させ、高圧ガス保安室に提案した。

・（省令）冷凍保安規則　改正案（別添１）
・（省令）液化石油ガス保安規則　改正案（別添２）
・（省令）一般高圧ガス保安規則　改正案（別添３）
・（省令）コンビナート等保安規則　改正案（別添４）
・（通達）認定高度保安実施者の認定について　制定案（別添５）
・（通達）認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について　制定案（別添６）

2.2 新認定制度の審査方法等

2.2.1 国の検査（現地検査）

2.2.1.1 検討内容

令和４年度高圧ガス小委員会の資料（図１０、１１）において示された、認定審査時の評価の視点、確認する書類の例について検討するとともに、現地調査を実施する際の審査の日程やスケジュール、審査する書類、その他現地調査を合理的に実施する方法等の詳細について検討を行った。

3-2. 新たな認定制度の審査体制（審査基準の作成･公開）

- 認定審査の透明性を確保する観点から、すべての認定要件について、認定審査時の**評価の視点**と**確認する書類の例**を明らかにした**審査基準を作成し公開**する。
- 審査基準は、今後、関係者の意見を参考に、国が作成する。

審査基準のイメージ

認定の基準	確認する書類	評価の視点
● 法人の代表者によって、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。	● 要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 ✓ 経営理念が記載されたもの ✓ 基本方針が記載されたもの ✓ 社員へイントラネット、カード等により配信・配布している又は社内掲示しているもの ✓ 保安に係る諸施策についての、経営層と現場従業員との対話やアンケート等の実績	● 法人の代表者によって、経営理念、基本方針が系統立って作成されており、本社の姿勢、保安活動への経営者のコミットメントが示されている。 ● 全ての就業者が経営理念等を理解できるような取り組みを行っている。
● 役員を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。	● 要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 ✓ 本部等の設置規程等 ✓ 保安管理の基本方針の決定及び各事業所ごとの保安管理実績の検討等が分かるもの	● 保安対策本部等が設置されており、組織、メンバー構成、設置目的等を示す規程・基準類が整備されている。 ● 取締役（指名委員会等設置会社においては執行役）が長となっている。 ● 保安対策本部等において、保安活動を定期的に計画し、その実績を評価している。
● 保安管理部門が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該部門の意見が十分に反映されることが、明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。	● 要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 ✓ 職務分掌規程等 ✓ 安全環境計画、生産計画及び設備管理計画等に保安管理部門の意見が反映されていることを示す会議議事録 ✓ 保安管理部門から社内外の保安関連情報（重大事故情報を含む）を展開し、それを踏まえて対応を行ったことを示すもの	● 保安管理部門が設置されている。 ● 安全環境計画、生産計画及び設備管理計画に保安管理部門の意見が反映されている。

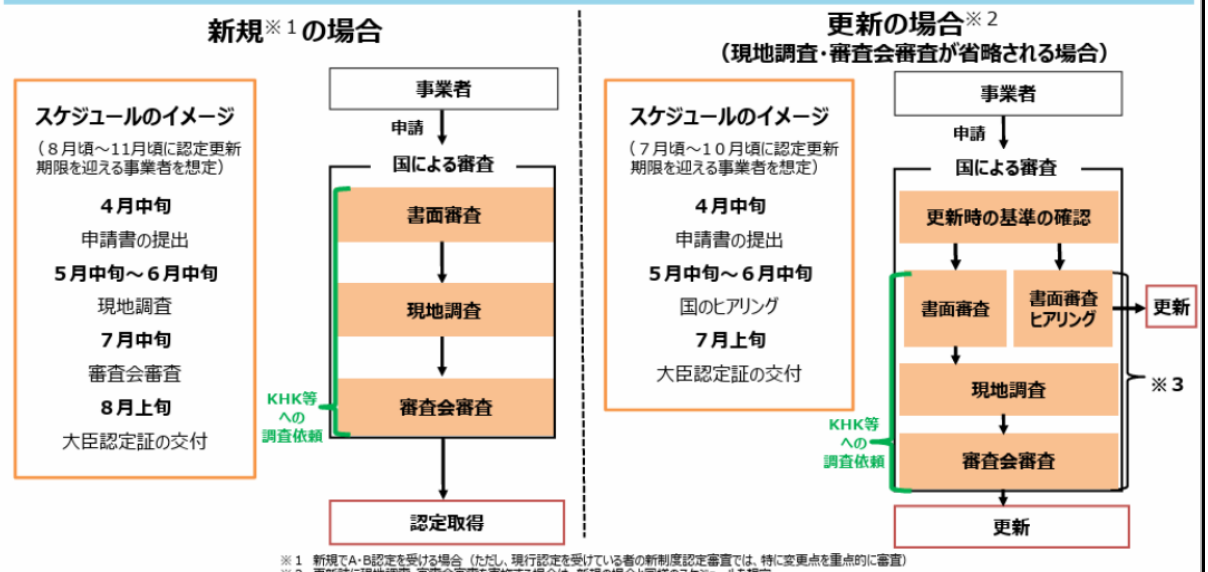
9

図 10.　高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について③（抜粋）
（2023 年 3 月 24 日開催第 25 回　産業構造審議会　保安・消費生活用製品安全分科会高圧ガス小委員会　資料３－１）（以下「第 25 回高圧ガス小委員会資料」という。）

3-3. 新たな認定制度の審査体制（新たな認定制度における審査期間の目安）

- 新たな認定制度における認定審査は**４半期単位で実施**することを予定。
- **申請が経済産業省に到達してから国が当該申請に対する処分をするまでに要する期間**は**４か月程度**（認定更新時に現地調査･審査会審査を行わない場合は**３カ月程度**）を想定※。

※申請者が国の審査に協力した場合の目安期間。なお、申請書類に重大な漏れがあった場合など、事業者側の要因により審査が長引く可能性あり。



10

図 11.　高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について③（抜粋）

（第 25 回高圧ガス小委員会資料）

2.2.1.2　検討結果

認定審査時の評価の視点、確認する書類の例について詳細な検討を行い、また、現地調査を実施する際に必要な審査の日程やスケジュール、審査する書類、その他現地調査を合理的に実施する方法等の詳細について検討を行い、その結果について、関係通達制定案、マニュアル案に盛り込み、高圧ガス保安室に提案した。

・（通達）認定高度保安実施者の認定について　制定案（別添５）
・（通達）認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について　制定案（別添６）
・認定高度保安実施者申請等マニュアル案（別添８）
・申請書添付資料案（別添９）
・申請書添付資料案　記載例（別添１０）

2.2.2 審査会審査

2.2.2.1 検討内容

令和４年度高圧ガス小委員会の資料（図１２）において示された、審査会審査について詳細な検討を行った。

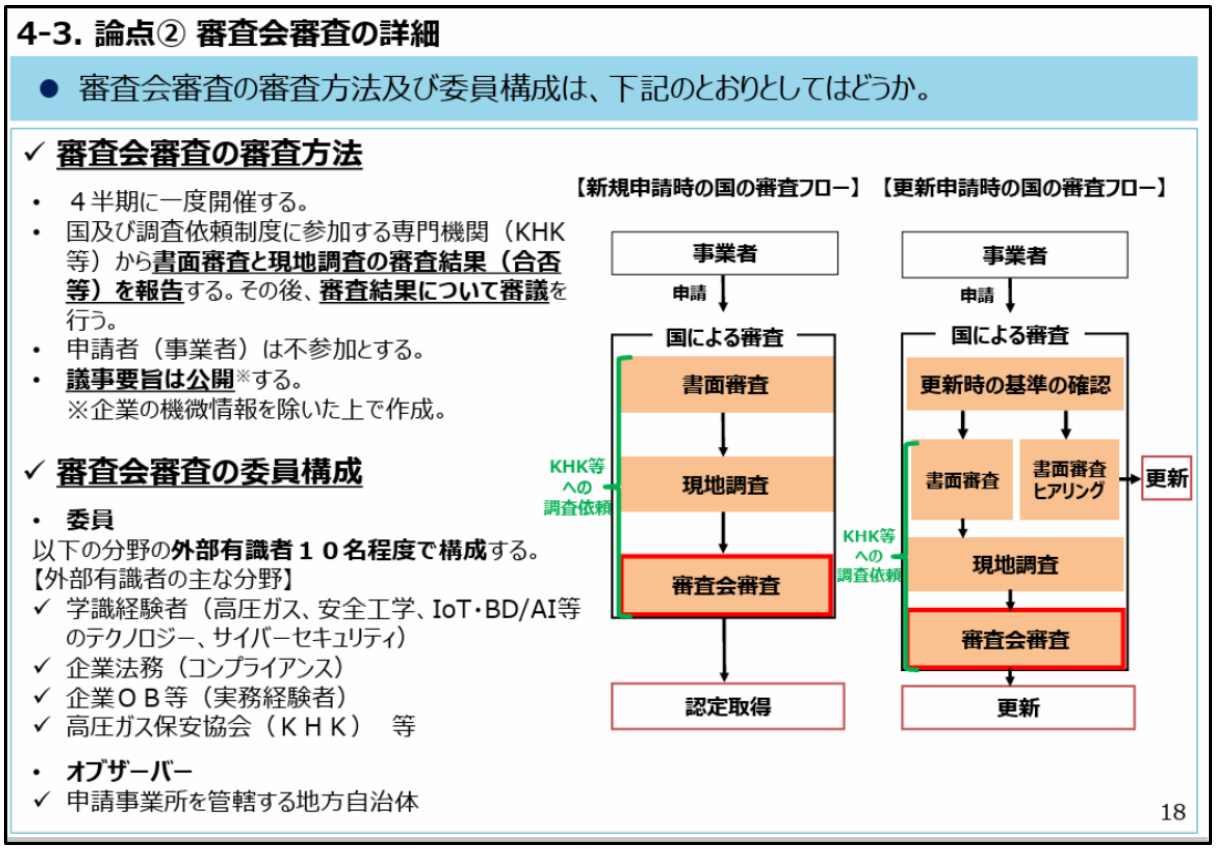


図 12.　高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について②（抜粋）
（第 24 回高圧ガス小委員会資料）

2.2.2.2 検討結果

審査会審査については、新規認定時全数及び更新時（審査会審査不要とされたものを除く。）に実施することとされているが、審査会審査を踏まえた現地調査の具体的な実施方法（調査用紙作成を含む。）について詳細に検討し、その結果について、関係通達制定案、マニュアル案に盛り込み、高圧ガス保安室に提案した。

また、委員構成については、現行制度において高圧ガス保安協会が実施する認定事業者等調査

委員会の委員構成を高圧ガス保安室に提出し、新制度における委員について意見交換等を行った。

・（通達）認定高度保安実施者の認定について　制定案（別添５）
・認定高度保安実施者申請等マニュアル案（別添８）

2.2.3 国の一次的審査（更新の場合）

2.2.3.1 検討内容

令和４年度高圧ガス小委員会の資料（図１３、１４）において示された、更新時の国の一次的審査について詳細な検討を行った。

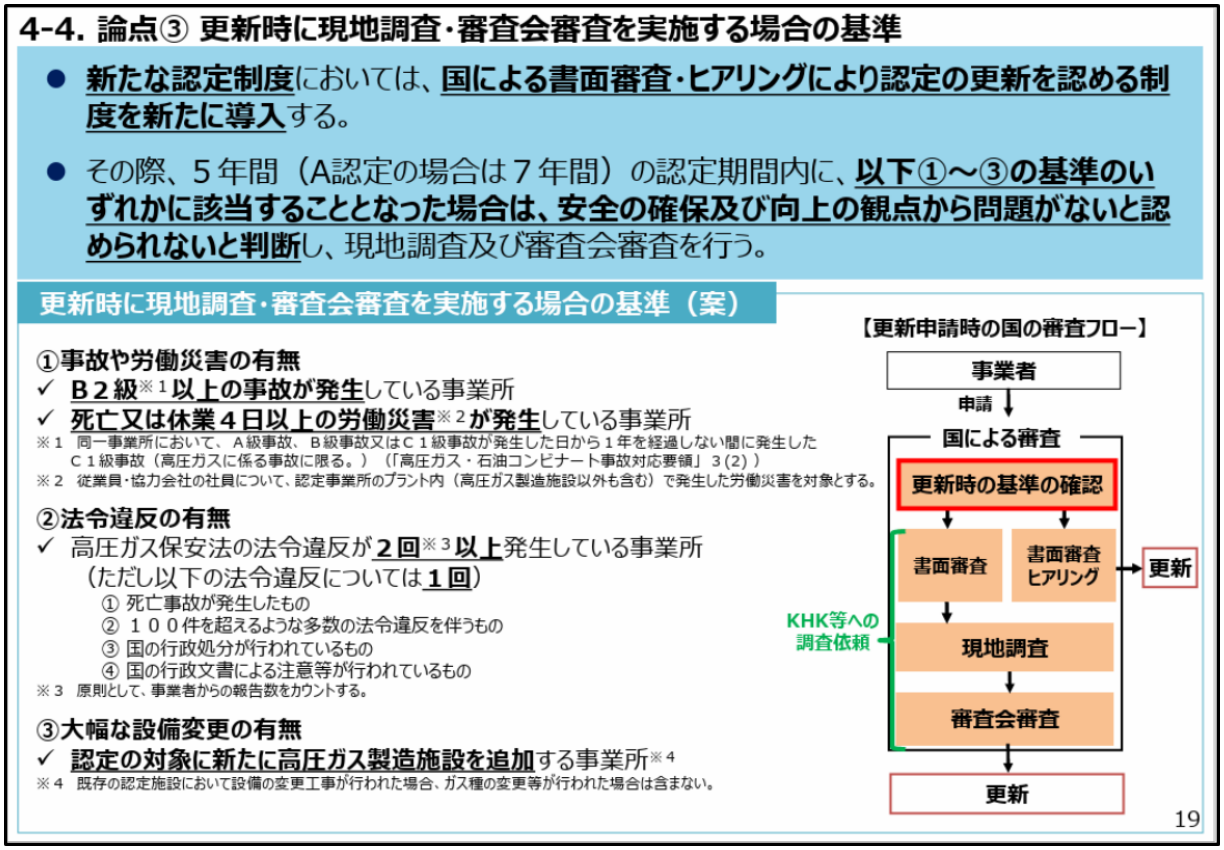


図 13.　高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について②（抜粋）
（第 24 回高圧ガス小委員会資料）

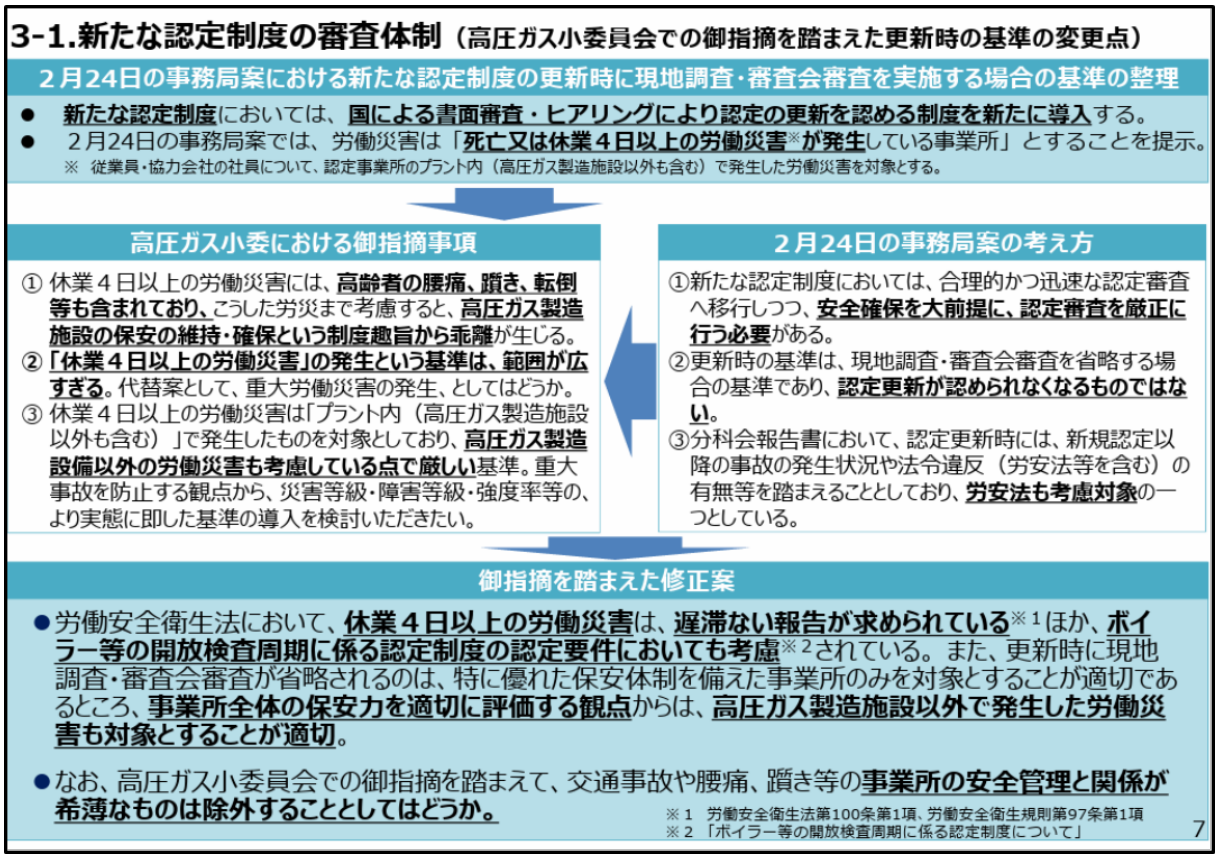


図 14.　高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について③（抜粋）
（第 25 回高圧ガス小委員会資料）

2.2.3.2 検討結果

更新時は国が実施する一次的審査として書面審査及びヒアリングが行われることとされているが、申請前に事前の意思確認や一次的審査のための資料が必要であることから、申請までのスキーム等も含めた審査方法について検討し、その結果について、関係通達制定案、マニュアル案及び申請書の添付資料案に盛り込み、高圧ガス保安室に提案した。

・（通達）認定高度保安実施者の認定について　制定案（別添５）
・認定高度保安実施者申請等マニュアル案（別添８）
・申請書添付資料案（別添９）
・申請書添付資料案　記載例（別添１０）

2.2.4 認定の更新期間

2.2.4.1 検討内容

令和３年度高圧ガス小委員会の資料（図１５）において示された、認定の更新期間について検討を行った。

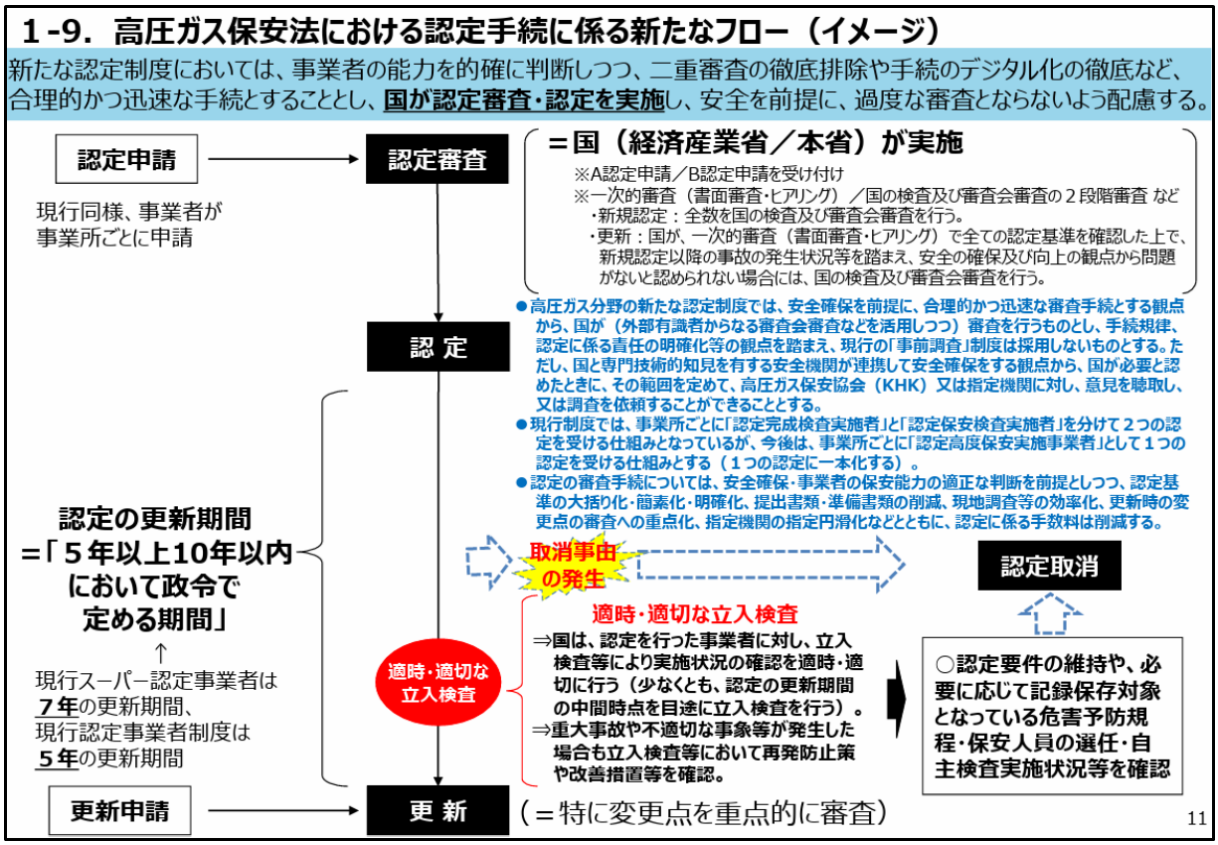


図 15.　令和３年度高圧ガス小委員会（2022 年 3 月 31 日開催第 22 回産業構造審議会　保安・消費生活用製品安全分科会　高圧ガス小委員会　参考資料）

2.2.4.2 検討結果

認定の更新期間については、従来の制度（通常認定５年、特定認定７年）を基本とし、新たな要件等を踏まえ検討を行い、その結果について、政令改正案に盛り込み、高圧ガス保安室に提案した。

・（政令）高圧ガス保安法施行令　改正案（別添１１）

2.2.5 高圧ガス保安協会又は経済産業大臣の指定する者への意見聴取・依頼調査

2.2.5.1 検討内容

令和４年度高圧ガス小委員会の資料（図１６、１７）において示された、新たな認定制度における調査依頼制度について、対象とする範囲、指定機関の要件及び初回申請時の扱いを中心に検討を行った。



図 16. 高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について②（抜粋）
（第 24 回高圧ガス小委員会資料）

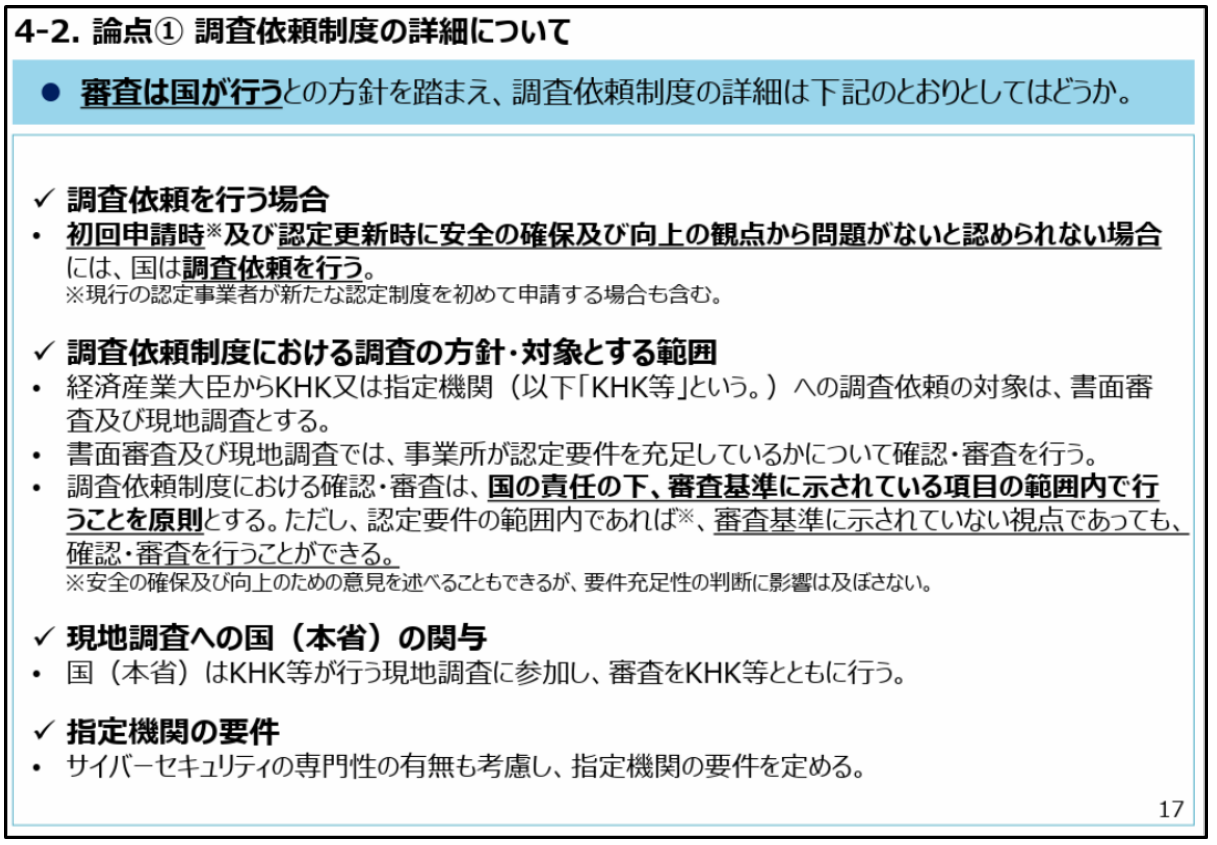


図 17.　高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について②（抜粋）
（第 24 回高圧ガス小委員会資料）

2.2.5.2 検討結果

調査依頼制度については、初回申請時等において依頼調査をすることとされており、この依頼調査における詳細な内容について検討した。また、サイバーセキュリティの審査に関し専門性の高い機関の指定についての検討も行い、その結果について、関係省令改正案、関係通達改正案及び申請等マニュアル案に盛り込み、高圧ガス保安室に提案した。

・（省令）高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令　改正案（別添１２）
・（通達）認定高度保安実施者の認定について　制定案（別添５）
・認定高度保安実施者申請等マニュアル案（別添８）

2.3　新認定制度における特例措置

2.3.1　設備のための施設等の変更の特例（製造のための施設等の変更に係る許可が必要な重要な変更、軽微な変更の工事の範囲等）

2.3.1.1　検討内容

令和４年度高圧ガス小委員会の資料（図１８、１９、２０、２１、２２）において示された、新たな認定制度の特例（軽微な変更工事の範囲の拡大）について、詳細な検討を行った。

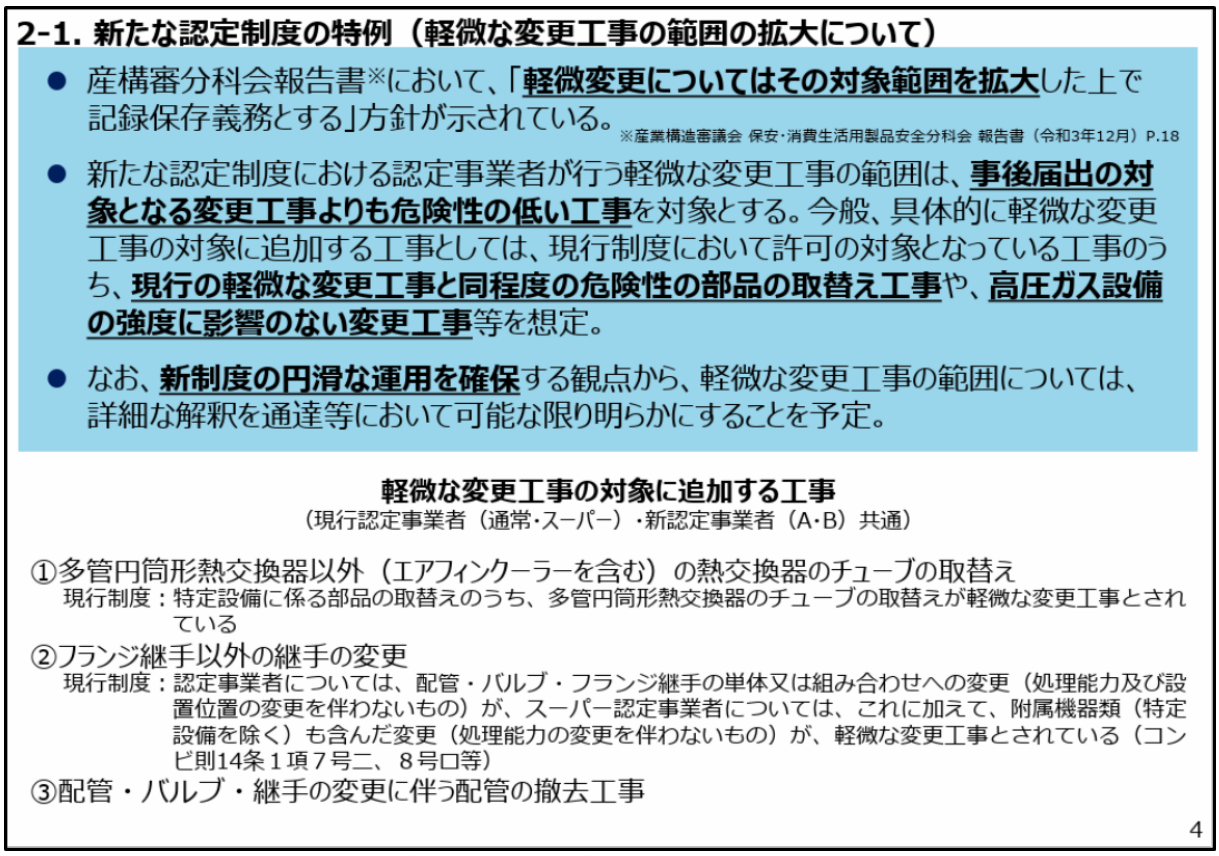


図 18.　高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について③（抜粋）
（第 25 回高圧ガス小委員会資料）

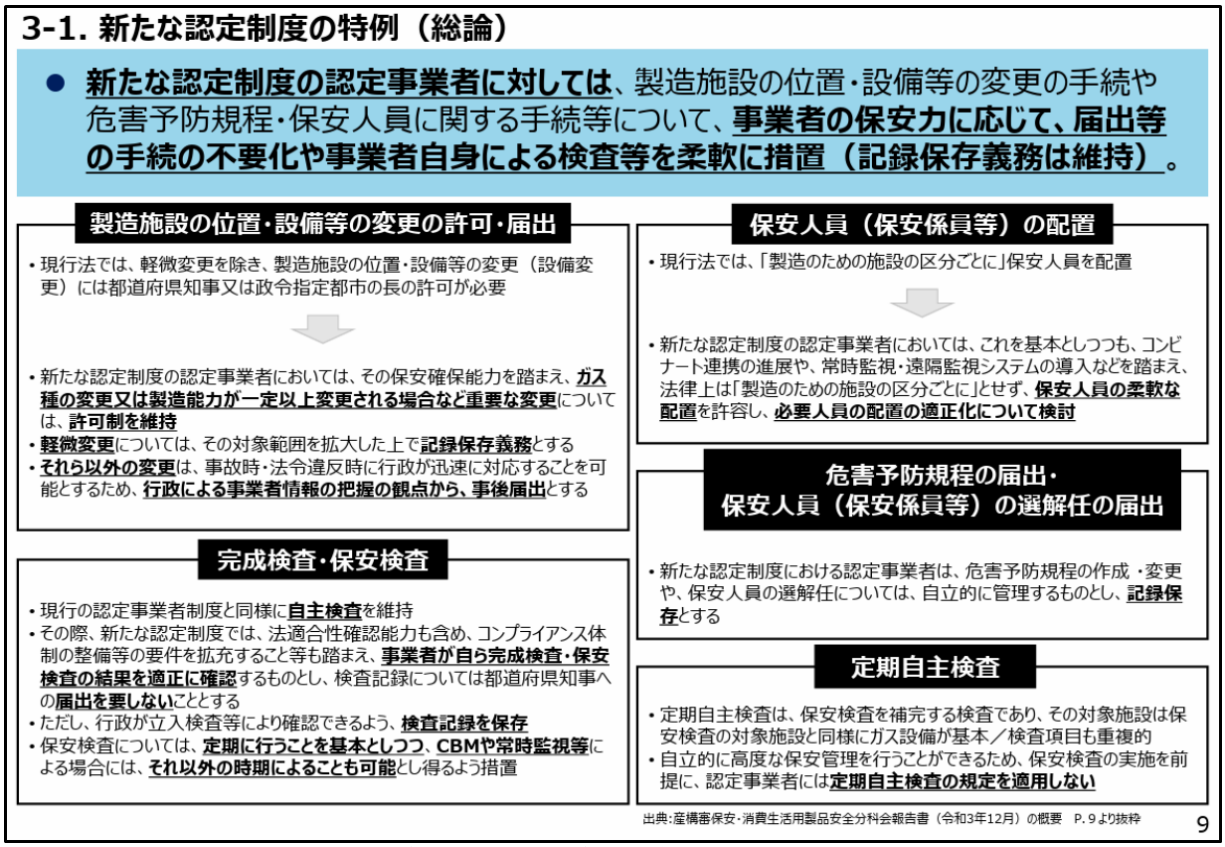


図 19. 高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について②（抜粋）
（「第 24 回高圧ガス小委員会資料」）

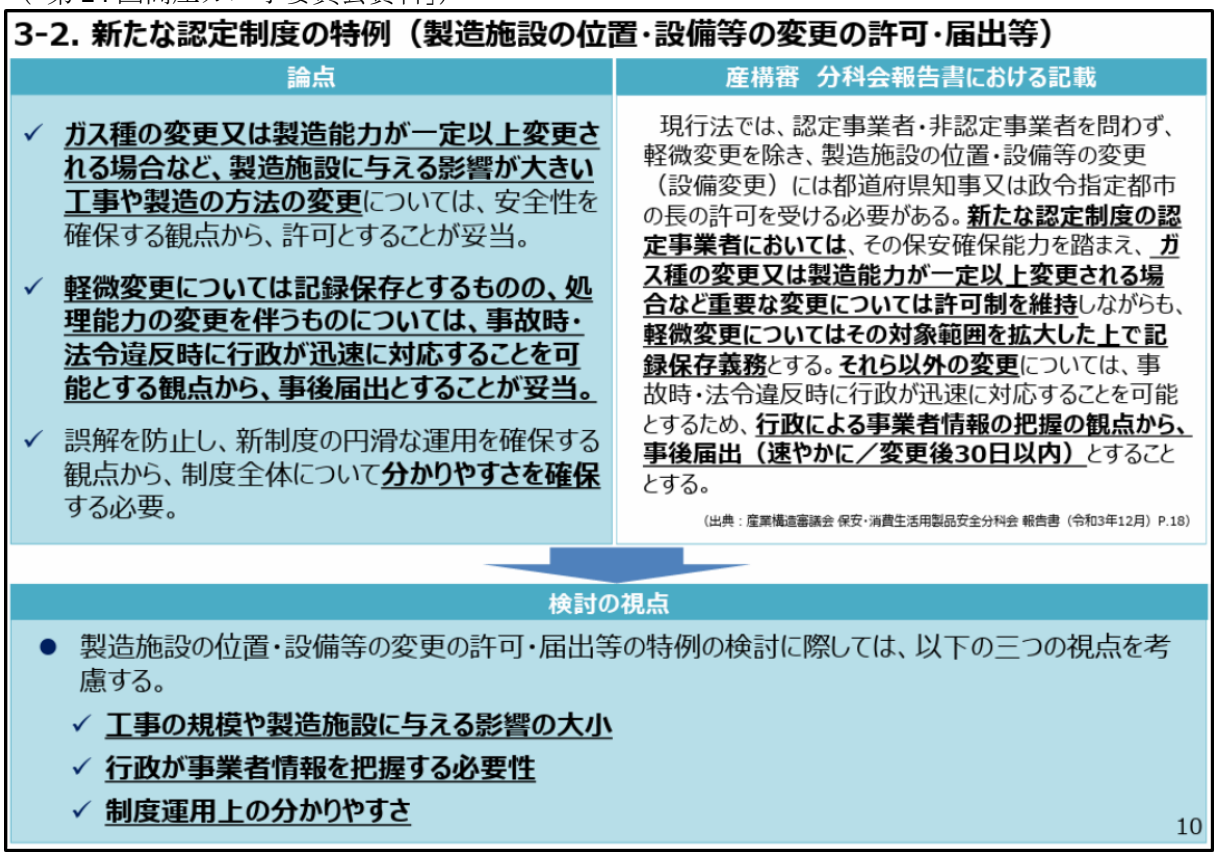


図 20. 高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について②（抜粋）
（第 24 回高圧ガス小委員会資料）

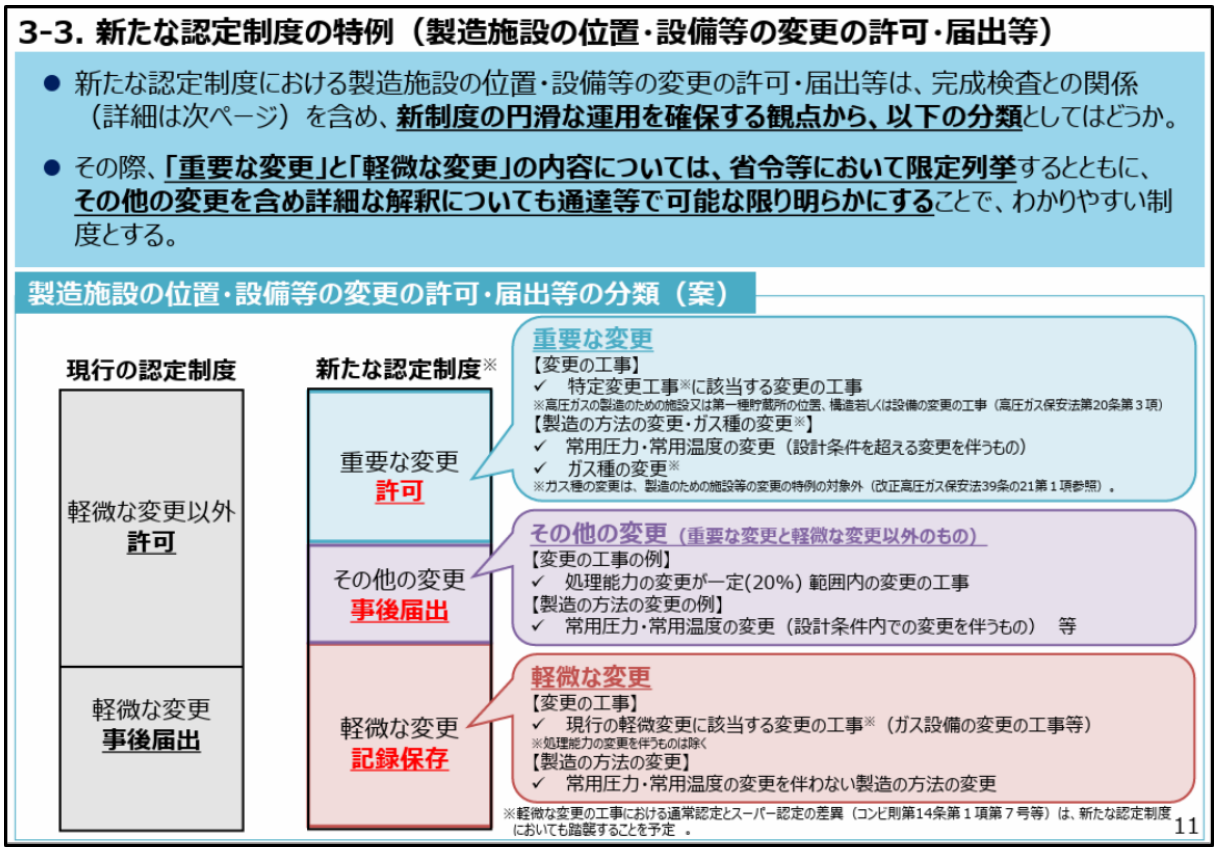


図 21. 高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について②（抜粋）
（第 24 回高圧ガス小委員会資料）

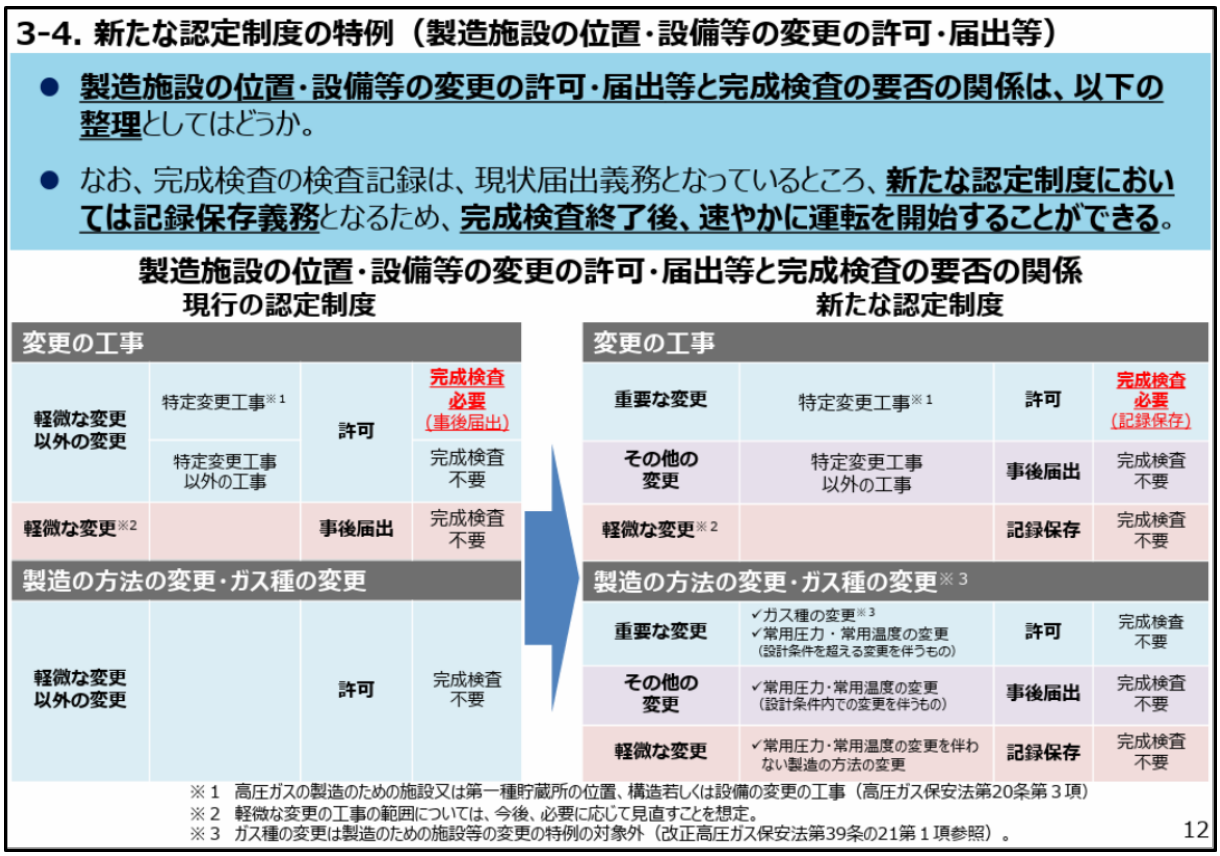


図 22. 高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について②（抜粋）
（第 24 回高圧ガス小委員会資料）

2.3.1.2　検討結果

軽微な変更工事の範囲の拡大について、新たに加わることとなっている事後届出を踏まえ、特定変更工事、軽微な変更の工事の範囲及び新たに軽微な変更の工事として追加される工事について詳細な検討を行い、その結果について関係省令改正案、関係通達改正案に盛り込み、高圧ガス保安室に提案した。

・（省令）冷凍保安規則　改正案（別添１）
・（省令）液化石油ガス保安規則　改正案（別添２）
・（省令）一般高圧ガス保安規則　改正案（別添３）
・（省令）コンビナート等保安規則　改正案（別添４）
・（通達）高圧ガス保安法第 14 条第１項及び第４項、第 19 条第１項及び第４項並びに第 24 条の４第１項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて　改正案（別添１３）

2.3.2　軽微な変更の工事をしたとき等の記録保存の方法

2.3.2.1　検討内容

新たな認定制度に係る軽微な変更における記録保存について、詳細な検討を行った。

2.3.2.2　検討結果

新たな認定制度に係る軽微な変更等における記録保存については、詳細な検討を行い、その結果電磁的な保存が可能とし、関係省令改正案に盛り込み、高圧ガス保安室に提案した。

なお、同様に、製造の方法の変更（軽微なものに限る。）、完成検査の実施、危害予防規程の変更、保安統括者等の選任及び保安検査の実施に係る記録保存についても検討し、提案した。

・（省令）冷凍保安規則　改正案（別添１）
・（省令）液化石油ガス保安規則　改正案（別添２）
・（省令）一般高圧ガス保安規則　改正案（別添３）
・（省令）コンビナート等保安規則　改正案（別添４）

2.3.3　保安係員、保安主任者の選任区分の柔軟化

2.3.3.1　検討内容

令和４年度高圧ガス小委員会の資料（図２３）において示された、新たな認定制度の特例（危害予防規程の届出義務・保安人員の選解任の届出義務の廃止、保安人員の配置の柔軟化について、詳細な検討を行った。

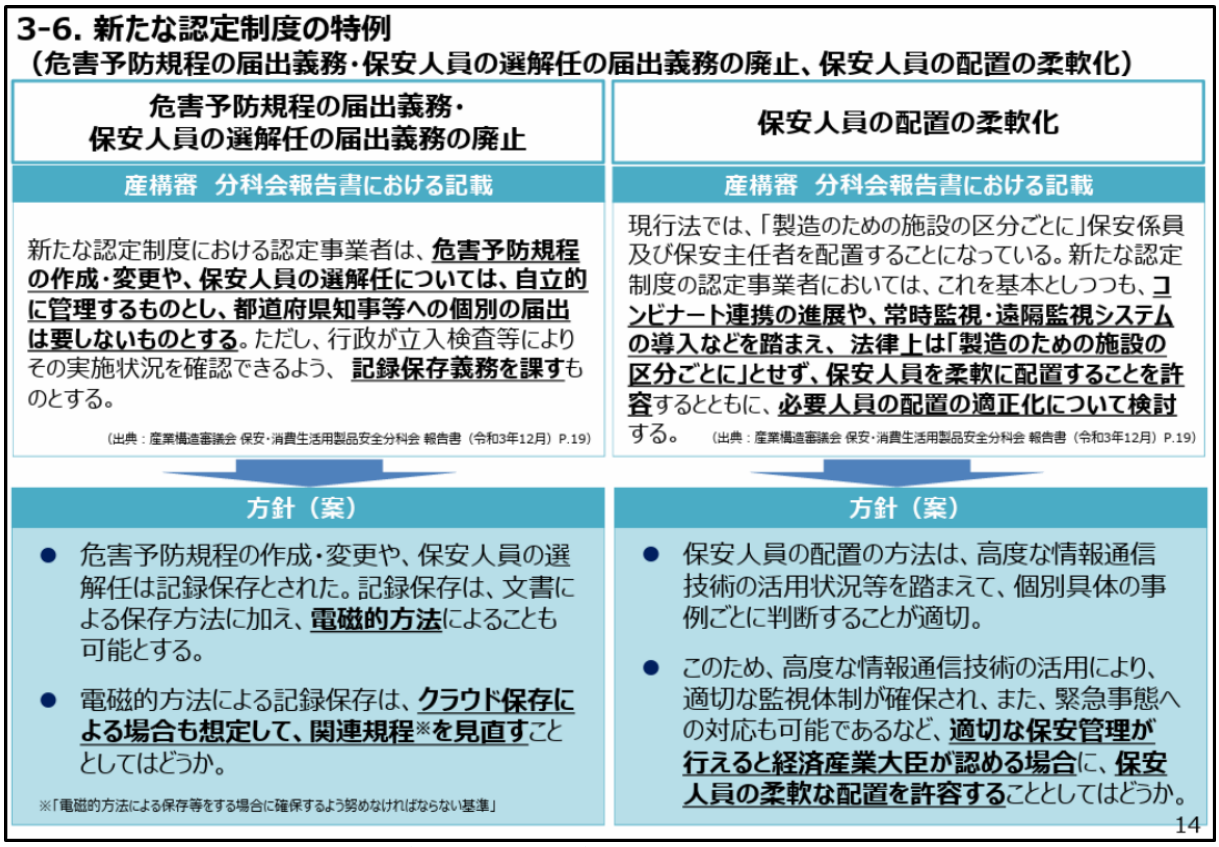


図 23.　高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について②（抜粋）
（第 24 回高圧ガス小委員会資料）

2.3.3.2　検討結果

保安係員、保安主任者の選任区分の柔軟化について、高度な情報通信技術の活用状況等を踏まえ詳細な検討を行い、その結果について関係省令改正案に盛り込み、高圧ガス保安室に提案した。

・（省令）冷凍保安規則　改正案（別添１）
・（省令）液化石油ガス保安規則　改正案（別添２）
・（省令）一般高圧ガス保安規則　改正案（別添３）
・（省令）コンビナート等保安規則　改正案（別添４）

2.4　改正高圧法を踏まえ改正が必要となる下位法令・通達の検討

2.4.1　検討内容

令和４年度の高圧ガス小委員会での審議結果及び 2.1～2.3 を踏まえ、改正が必要となる関係政省令、関係告示、関係通達の制改定について検討を行うとともに、ハネ改正が必要なものの抽出を行った。

2.4.2　検討結果

令和４年度の高圧ガス小委員会での審議結果及び 2.1～2.3 を踏まえ詳細な検討を行い、その結果について関係政省令改正案、関係通達改正案及び申請等マニュアル案等を作成し、高圧ガス保安室に提案した。

・（省令）冷凍保安規則　改正案（別添１）
・（省令）液化石油ガス保安規則　改正案（別添２）
・（省令）一般高圧ガス保安規則　改正案（別添３）
・（省令）コンビナート等保安規則　改正案（別添４）
・（通達）認定高度保安実施者の認定について　制定案（別添５）

・（通達）認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について　制定案（別添６）
・（告示）認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準　制定案（別添７）
・認定高度保安実施者申請等マニュアル案（別添８）
・申請書添付資料案（別添９）
・申請書添付資料案　記載例（別添１０）
・（政令）高圧ガス保安法施行令　改正案（別添１１）
・（省令）高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令　改正案（別添１２）
・（通達）高圧ガス保安法第 14 条第１項及び第４項、第 19 条第１項及び第４項並びに第 24 条の４第１項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて　改正案（別添１３）
・（通達）特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について　改正案（別添１４）

2.5　新認定制度の事業者等への説明会の実施

新認定制度について、事業者及び自治体を対象とした説明会の実施を支援した。

また、新認定制度について、認定事業者のみならず、現在認定を取得していない第一種製造所等にも広く周知するため、新認定制度を含むスマート保安の促進全般についてわかりやすく記載したパンフレットを作成し、説明会等の機会に配布した。

2.5.1　説明会の実施

新認定制度について、事業者及び自治体を対象とした説明会をそれぞれ下記の日程で実施し、議事録作成等の会議設営（WEB 配信を含む。）の支援及び高圧ガス保安室と共同して説明資料の作成を行った。

（１）事業者向け説明会

・日　時　2023 年 7 月 3 日（月）、4 日（火）　いずれも WEB 配信（13:00～14:00）

・参加者　業界関係者

・配付資料　事業者向け説明会（2023 年 7 月 3，4 日）配付資料一式（別添１５）

資料①　高圧ガス保安法の新認定制度について

資料②　審査基準の案

資料②-2　審査基準の案（A 認定上乗せの要件）

資料③　審査基準の案（サイバー要件と業界ガイドラインとの対応関係について）

（２）自治体向け説明会

・日　時　2023 年 9 月 19 日（火）14：00～　（関東地区）

9 月 22 日（金）14：00～　（近畿地区）

9 月 25 日（月）15：00～　（中国地区）

9 月 28 日（木）14：00～　（中部地区）

・会　場（下記現地会場及び WEB 配信）

関東地区　高圧ガス保安協会　第４・第５会議室

（東京都港区虎ノ門 4-3-13　ヒューリック神谷町ビル 11 階）

近畿地区　近畿経済産業局　第１会議室

（大阪市中央区大手前 1-5-44）

中国地区　中国経済産業局　第１会議室

（広島市中区上八丁堀 6-30　広島合同庁舎２号館２階）

中部地区　中部経済産業局総合庁舎　２階大会議室

（名古屋市中区三の丸 2-5-2）

・配付資料　自治体向け説明会（2023 年 9 月 19,22,25,28 日）配付資料一式（別添１６）

資料①　自治体説明会資料案（高圧法新認定制度について）

資料②　コンビナート等保安規則の一部を改正する省令案等について

資料③　改正対象となる法令・通達の一覧

資料④　軽微変更について

（３）認定高度保安実施者申請等マニュアル説明会

・日　時　2023 年 12 月 6 日（水）13:00～14:10　WEB 配信

13 日（水）15:30～16:30　WEB 配信

・配付資料　認定高度保安実施者申請等マニュアル説明会　配付資料一式（別添１７）

2.5.2　パンフレットの作成

現行制度の認定事業者にとどまらず、新認定制度について第一種製造者等へ広く周知すること及び現行制度の認定事業者の認定要件と異なる「テクノロジーの活用」についてわかりやすく示したパンフレットを作成し、説明会等の機会に配布した。

また、認定ロゴマークを作成し、高圧ガス保安室に提出した。

（1）パンフレットの作成

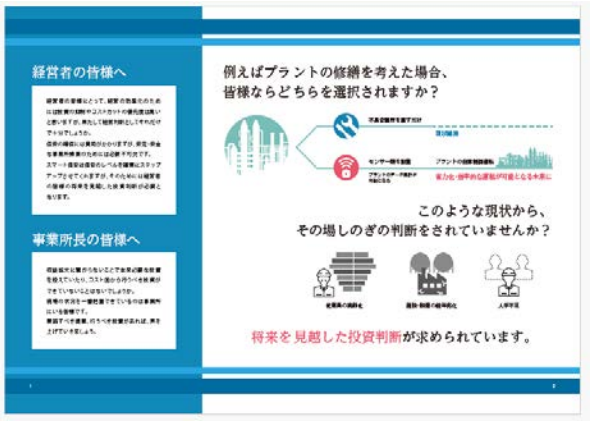
①　デザイン案及び構成案の作成

パンフレットの表紙案及びパンフレットの構成案を作成し、高圧ガス保安室に提出した。

【パンフレット最終デザイン】



表紙・裏表紙



1・2頁



3・4頁

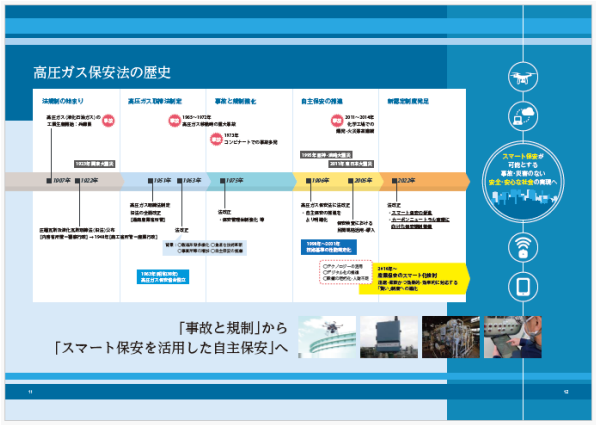


5・6頁





７・８頁



９・１０頁



１１・１２頁

１３・１４頁

高圧ガス保安室における検討を踏まえ、最終パンフレット原稿を作成し、加工可能な形式の電子媒体として高圧ガス保安室に提出した。（別添１８　パンフレット最終デザインデータ）

②　法令等施行後のパンフレット記載内容の一部変更

令和 5 年 12 月 21 日付けで、「容器保安規則等の一部を改正する省令」等が公布、施行されたことに伴い、予定としていた事項を確定版とした修正データを作成し、高圧ガス保安室に提出した。（別添１９　パンフレット法令等施行後修正データ）

（２）パンフレット（印刷物）の作成及び頒布

作成したパンフレットを印刷物として 5000 部作成し、高圧ガス保安全国大会（令和 5 年 10 月 27 日開催。経済産業大臣表彰・高圧ガス保安協会会長表彰式会場）の他、各種講習会、説明会等の場で配布し、当該認定制度の普及に努めた。主な配布先は、次の通り。

配布先等	配布部数	備　　考
高圧ガス保安全国大会	１０００部	
都道府県等保安講習会	１８００部	８自治体
高圧ガス保安協会　本部	１３００部	会議配布・来客配布等
高圧ガス保安協会　支部	９００部	会議配布・来客配布等
計	５０００部	

（３）ロゴマーク案の作成

①　ロゴマーク案の作成

認定を受けた認定高度保安実施者が利用できる認定ロゴマークのデザイン案を作成し、高圧ガス保安室に提出した。また、（１）のパンフレットに当該ロゴマークを掲載した。

なお、提案したデザインが、①フリー画像等広く使われるもの、②著作権があるもの又は発生するもの、③他のデザインと類似するもの、で無いことの確認のための調査を行い、問題がないことを確認した。（詳細は、別添２０　ロゴマーク類似デザイン調査報告書）

高圧ガス保安室における検討を踏まえ、最終ロゴマークデザインを下記の通り決定し、加工可能な形式の電子媒体として高圧ガス保安室に提出した。(別添２１　ロゴマーク最終デザインデータ)

【認定ロゴマーク最終デザイン】



[緑] CMYK C100,M20,Y100,K0
RGB R21,G134,B73
HTML #158649
特色 DIC-2561
[金] CMYK C25,M40,Y85,K0
RGB R188,G156,B67
HTML #BC9C43
特色 DIC-336 又は DIC-620
[白] CMYK C0,M0,Y0,K0
RGB R255,G255,B255
HTML #FFFFFF
特色 DIC-583



[緑] CMYK C100,M20,Y100,K0
RGB R21,G134,B73
HTML #158649
特色 DIC-2561
[金] CMYK C25,M40,Y85,K0
RGB R188,G156,B67
HTML #BC9C43
特色 DIC-336 又は DIC-620
[白] CMYK C0,M0,Y0,K0
RGB R255,G255,B255
HTML #FFFFFF
特色 DIC-583



[黒] CMYK C0,M0,Y0,K100
RGB RGB R0,G0,B0
HTML #000000
特色 DIC-582
[白] CMYK C0,M0,Y0,K0
RGB R255,G255,B255
HTML #FFFFFF
特色 DIC-583



[黒] CMYK C0,M0,Y0,K100
RGB RGB R0,G0,B0
HTML #000000
特色 DIC-582
[白] CMYK C0,M0,Y0,K0
RGB R255,G255,B255
HTML #FFFFFF
特色 DIC-583

④　認定高度保安実施者ロゴマーク使用規約案の作成

認定高度保安実施者が使用できるロゴマークについて、使用規約案を作成し、高圧ガス保安室に提案した。(別添　２２)

2.6　自主保安高度化事業者制度の検討

2.6.1　検討内容

令和４年度高圧ガス小委員会（2023 年 3 月 24 日開催第 25 回産業構造審議会　保安・消費生活用製品安全分科会　高圧ガス小委員会　資料４）（図２５、２６）において示された、自主保安高度化事業者制度の見直しについて、詳細な検討を行った。

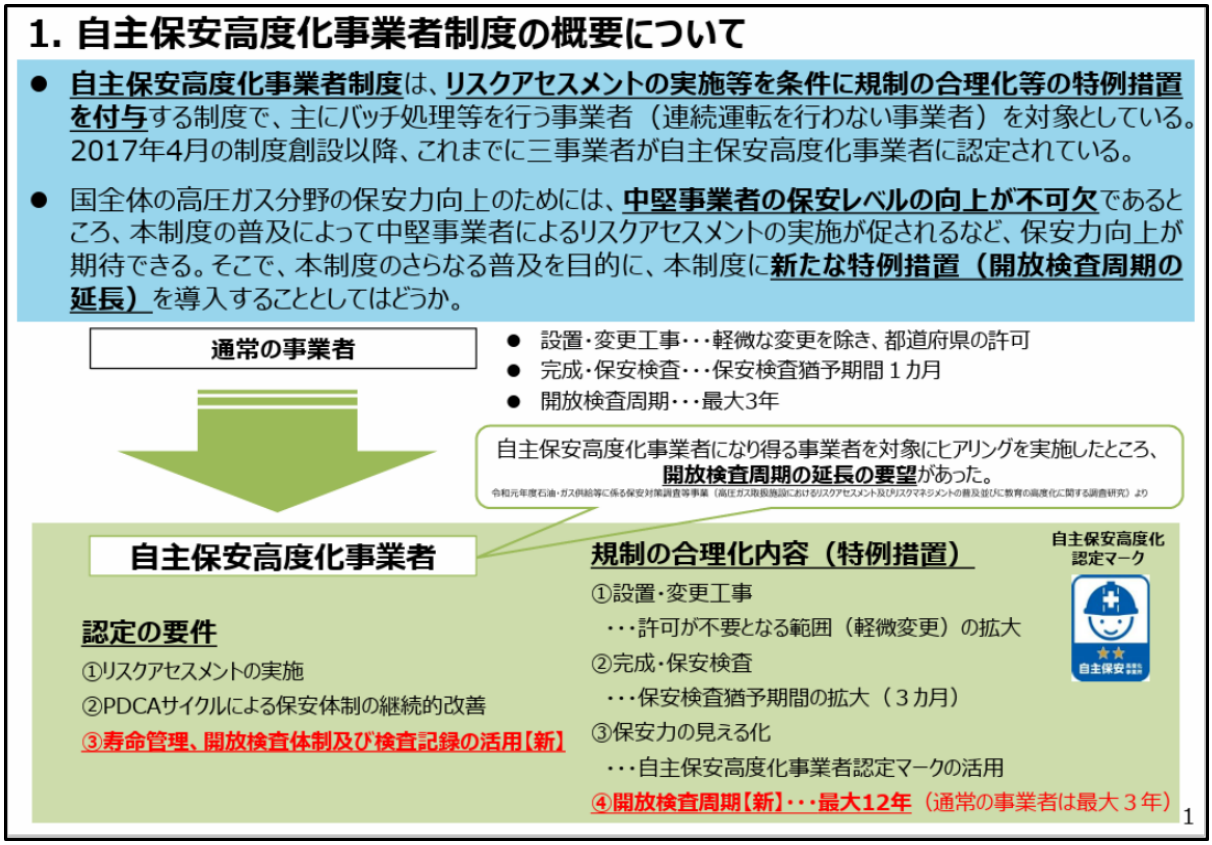


図 25.　高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について③（抜粋）
（第 25 回高圧ガス小委員会資料）

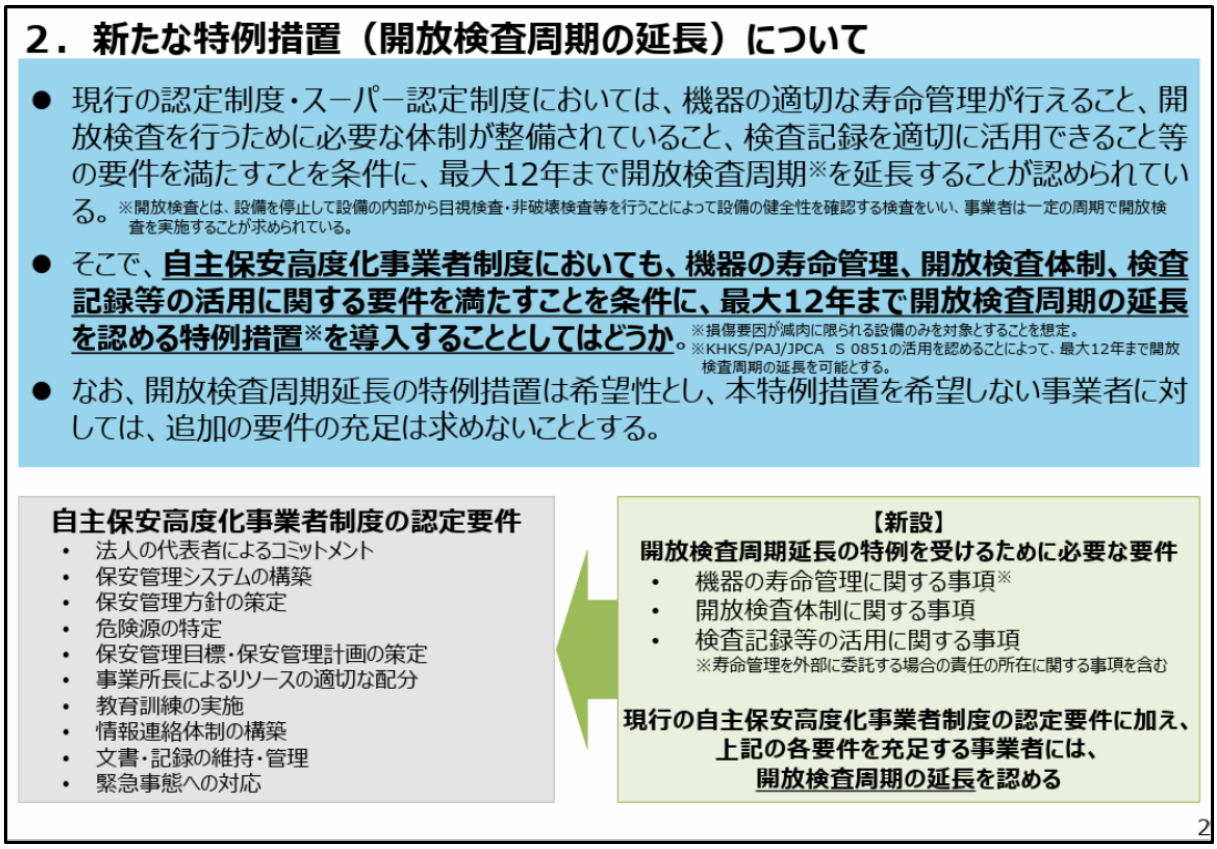


図 26.　高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について③（抜粋）
（第 25 回高圧ガス小委員会資料）

2.6.2　検討結果

自主保安高度化事業者における開放検査周期の延長について、その要件と開放検査周期延長の内容について検討を行い、その結果について、関係通達改正案に盛り込み高圧ガス保安室に提出した。

・（通達）特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について　改正案（別添１４）

2.7　立入検査

2.7.1　検討内容

新たな認定制度における立入検査（中間及び抜き打ち）について、その実施体制、検査内容などについて、検討を行った。

2.7.2　検討結果

立入検査については、適時・適切な立入検査を行うとされているところであるが、現状の認定事業者に対しては、認定更新期間中の中間年を目途に国による中間立入検査が行われている。

新たな認定制度においても、立入検査（中間及び抜き打ち）を実施することは保安を確保する上でも重要であり、その際には、所管の地方自治体とも引き続き連携・協力して、適切な立入検査を行う必要がある。

また、新たな要件となった「テクノロジーの活用」（B 認定事業者に新たに加わった要件）及び「サイバーセキュリティ等関連リスクへの対応」については、初回の認定審査に限り、それぞれ導入計画を示すことで代替可能とする配慮事項を設けていることから、認定更新期間中の中間年には、これらの実施状況を確認する必要がある。

3.まとめ

改正高圧法の施行に向け、令和４年度に行われた高圧ガス小委員会での審議結果を踏まえ、新

認定制度の認定要件、審査方法、特例措置に係る詳細な検討を行った。

これらの検討結果を踏まえ、改正が必要となる政省令、告示、通達の内容の検討を行うとともに、自主保安高度化事業者制度に関し、インセンティブ拡大に向け認定要件、特例措置及び通達の内容の検討を行った。

新認定制度の周知として、旧制度の認定を取得している者を含む業界関係者に対し、新認定制度の概要、認定に係る審査等について、説明会を実施するなど丁重な説明を行った。自治体に対しては、改正省令案や拡大される軽微な変更の工事をまとめた資料により、詳細な内容を説明するとともに、新認定制度に関する意見交換を行った。

また、新たな認定要件として加わった「テクノロジーの活用」については、制度周知を行うパンフレットを作成し、高圧ガス関係者への配布を行った。

今回の検討を踏まえ、テクノロジーの活用（B 認定事業者）とサイバーセキュリティ等関連リスクへの対応（A・B 認定事業者）の認定要件が新たに加わったことから、これらが計画どおり実施され、かつ、継続的に改善がなされるよう事後的に確認する必要がある。

また、テクノロジー、サイバーセキュリティについては、常に最新の情報の収集とこれらの活用の検討を行うことが事業所の継続的な保安向上に必要であり、認定の要件についても定期的な見直しが必要と考えられる。

今後は、保安人材の不足・高齢化等の環境変化に対応するため、認定高度保安実施者以外の第一種製造者に対しても、事業所保安の維持・向上のため、テクノロジーの活用が水平展開されることが期待される。

添付資料一覧

（基準等の検討関係）

別添１　（省令）冷凍保安規則　改正案
別添２　（省令）液化石油ガス保安規則　改正案
別添３　（省令）一般高圧ガス保安規則　改正案
別添４　（省令）コンビナート等保安規則　改正案
別添５　（通達）認定高度保安実施者の認定について　制定案
別添６　（通達）認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について　制定案
別添７　（告示）認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準　制定案
別添８　認定高度保安実施者申請等マニュアル案
別添９　申請書添付資料案
別添１０　申請書添付資料案　記載例
別添１１　（政令）高圧ガス保安法施行令　改正案
別添１２　（省令）高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令　改正案
別添１３　（通達）高圧ガス保安法第 14 条第１項及び第４項、第 19 条第１項及び第４項並びに第 24 条の４第１項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて　改正案
別添１４　（通達）特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について　改正案

（説明会関係）

別添１５　事業者向け説明会　配付資料一式
別添１６　自治体向け説明会　配付資料一式
別添１７　認定高度保安実施者申請等マニュアル説明会　配付資料一式
別添１８　パンフレット最終デザインデータ
別添１９　パンフレット法令等施行後修正データ
別添２０　ロゴマーク類似デザイン調査報告書
別添２１　ロゴマーク最終デザインデータ
別添２２　認定高度保安実施者ロゴマーク使用規約案

○経済産業省令第　　号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）及び高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和五年政令第二百七十六号）の施行に伴い、並びに高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、冷凍保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

経済産業大臣　西村　康稔

冷凍保安規則の一部を改正する省令

冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第十章　［略］	第一章～第十章　［略］
第十章の二　認定高度保安実施者等（第五十五条の二―第五十五条の十五）	［新設］
第十一章～第十三章　［略］	第十一章～第十三章　［略］
附則	附則
（保安検査の方法）	（保安検査の方法）
第四十三条　［略］	第四十三条　［略］
2　前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。	2　前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一　法第三十五条第一項第二号の規定により経済産業大臣の認定を受けている者の行う保安検査の方法であつて、経済産業大臣が認めたものを用いる場合	一　法第三十五条第一項第二号の規定により経済産業大臣の認定を受けている者の行う保安検査の方法であつて、同号の認定に当たり経済産業大臣が認めたものを用いる場合
二　［略］	二　［略］
三　製造設備が定置式製造設備（第七条第一項第三号及び第十五号に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）に係るものに限る。）及び移動式製造設備（第八条第二号で準用する第七条第一項第三号に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）に係るものに限る。）である製造施設において、別表第二に定める方法を用いる場合	三　製造設備が定置式製造設備（第七条第一項第三号及び第十五号に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）に係るものに限る。）及び移動式製造設備（第八条第二号で準用する第七条第一項第三号に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）に係るものに限る。）である製造施設において、別表第二に定める方法を用いる場合。

3　認定保安検査実施者が法第三十九条の十二第一項の規定により法第三十五条第一項第二号の認定を取り消されたときは、当該認定の取消しを受けた認定保安検査実施者であつた者は、当該認定に係る特定施設について、第四十条第二項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、都道府県知事が行う保安検査を受け、又は協会若しくは指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、都道府県知事が行う保安検査を受け、又は当該届出を行うまでの間は、当該認定保安検査実施者であつた者を認定保安検査実施者とみなして前項第一号の規定を適

［新設］

用する。

4　前項の規定により、都道府県知事が行う保安検査を受けようとする認定保安検査実施者であつた者は、当該保安検査を受けるまでに、様式第二十三の保安検査申請書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

［新設］

5　都道府県知事は、前項の保安検査において、当該保安検査に係る特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第二十四の保安検査証を交付するものとする。

［新設］

6　前二項の規定は、協会が行う保安検査に準用

［新設］

する。この場合において、第四項中「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは、「協会」と読み替えるものとする。

7　第三項の規定により、協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする認定保安検査実施者であつた者は、様式第二十五の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

［新設］

8　第四項及び第五項の規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、第四項中「当該認定に係る事業所の所在地

［新設］

を管轄する都道府県知事」とあるのは、「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

9　第三項の規定により、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする認定保安検査実施者であつた者は、様式第二十六の指定保安検査機関保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

［新設］

10　協会及び指定保安検査機関は、第三項の規定により保安検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を当該保安検査を行つた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

［新設］

11　協会が前項の報告をしようとするときは、様式第二十七の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。	［新設］
12　指定保安検査機関が第十項の報告をしようとするときは、様式第二十八の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。	［新設］
（電磁的方法による保存） 第四十四条の二　法第三十五条の二に規定する検	（電磁的方法による保存） 第四十四条の二　法第三十五条の二に規定する検

査記録は、前条第五項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。	査記録は、前条第五項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。
2・3　［略］	2・3　［略］
第五十五条　［略］	第五十五条　［略］
第十章の二　認定高度保安実施者等	［新設］
（認定の申請）	
第五十五条の二　法第三十九条の十三の認定の申	［新設］

請をしようとする第一種製造者は、様式第四十の二の認定高度保安実施者認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一　企業の概要を記載した書類　設立年月日、資本金及び資本関係、事業所の名称、従業員数並びに組織図

二　申請に係る事業所の概要を記載した書類　設立年月日、従業員数、敷地面積、冷凍能力別製造設備一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図

三　次条第一項及び第二項に規定する基準に適

合していることを説明する書類

四　令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする場合にあつては、その旨並びに次条第三項及び第四項に規定する基準に適合していることを説明する書類

（認定の基準）

第五十五条の三　法第三十九条の十四第一項第一号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　別表第五に定めるところによること。

二　申請に係る製造施設及び特定施設が、前条の認定の申請時において、継続して二年以上

［新設］

高圧ガスを製造しているものであること。

2　法第三十九条の十四第一項第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。

二　前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。

三　申請に係る第一種製造者の役員又は事業所の長が、第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進し

ていること。

3　令第十条の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な仕組みは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　危険源の特定及び評価を実施し、その結果に基づき、当該危険源による保安への影響を軽減するための措置を網羅的に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。

二　従業員等の教育及び訓練を高度に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。

三　第三者の専門的な知見を適切に活用する体

制を整備しており、かつ、適切に活用していること。

四　連続運転期間（運転を停止して行つた前回の保安検査の日から運転停止をして行う次回の保安検査の日までの期間をいう。）及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備しており、かつ、適切に評価していること。

五　前各号に掲げる事項について継続的改善を行つていること。

4　令第十条の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な情報通信技術を用いたものは、先端的な情報通信技術を用いた保安の確保の方法であつて、保安を確保するため作業員が行うべ

き判断を補助する技術を活用するものをいう。

5　法第三十九条の十四第二項の経済産業大臣が行う検査は、第一項から第四項までの規定への適合に関する事項とし、書類検査及び現地検査又はこれらに類する検査により行うものとする。

6　経済産業大臣は、前項の検査において、前条第一項の申請の内容が第一項及び第二項に規定する基準に適合していると認めるときは、様式第四十の三の認定高度保安実施者認定証を交付するものとする。ただし、第一項から第四項までに規定する基準に適合していると認めるときは、認定高度保安実施者認定証に代えて、様式

第四十の四の特定認定高度保安実施者認定証を交付するものとする。

（協会等の調査）

第五十五条の四　法第三十九条の十六第一項の規定により、協会又は法第三十九条の十四第二項ただし書の指定を受けた者が行う調査は、前条第一項から第四項までの規定への適合に関する事項のうち、高度な保安の確保に関する専門技術的事項の確認に関するものとし、書類調査及び現地調査又はこれらに類する調査により行う。

2　法第三十九条の十六第二項の規定による通知

［新設］

は、様式第四十の五の調査通知書により行うものとする。

（認定の更新）

［新設］

第五十五条の五　前三条の規定は、法第三十九条の十七第一項の規定により認定高度保安実施者が認定の更新を受ける場合について準用する。

（認定内容の変更の届出）

［新設］

第五十五条の六　法第三十九条の十八の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者は、様式第四十の六の認定高度保安実施者変更届書に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて

、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

（施設の追加）

第五十五条の七　第五十五条の二から第五十五条の四までの規定は、認定高度保安実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行う製造施設又は自ら保安検査を行う特定施設を追加する場合について準用する。この場合において、第五十五条の三第六項ただし書の規定は、当該認定高度保安実施者が特定認定高度保安実施者（令第十条の二ただし書の適用を受ける認定高度保安

［新設］

実施者をいう。以下同じ。）であり、かつ、この項前段において準用する第五十五条の二の申請の内容が第五十五条の三第三項及び第四項に規定する基準に適合していると認める場合に限つて、適用する。

2　前項の場合において、認定高度保安実施者は、第五十五条の二（同項前段において準用する場合を含む。）の規定により既に提出した書類の内容に変更がないときは、同項前段において準用する同条の規定にかかわらず、当該規定により提出すべき書類の添付を省略することができる。

（認定高度保安実施者の承継の届出）

第五十五条の八　法第三十九条の十九第二項の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者の地位を承継した者は、様式第四十の七の認定高度保安実施者承継届書に相続、合併又は当該認定高度保安実施者のその認定に係る事業所を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、当該事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

［新設］

［新設］

（製造のための施設等の変更の特例）

第五十五条の九　法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令で定める重要なものは、次の各号に掲げる変更の工事又は製造の方法の変更とする。

一　特定変更工事

二　製造の方法の変更であつて、冷媒設備の変更の工事により、許容圧力を変更するもの

2　法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令で定める軽微なものは、許容圧力の変更を伴わない製造の方法の変更とする。

3　法第三十九条の二十一第一項の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者は、様式

第四十の八の認定高度保安実施者高圧ガス製造施設等変更届書に変更明細書を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4　前項の変更明細書には、第三条第二項各号に掲げる事項のうち、変更のあつた部分について記載しなければならない。

5　法第三十九条の二十一第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　変更の工事の内容

二　法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

6　法第三十九条の二十一第三項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　製造の方法の変更の内容

二　法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

（完成検査の特例）

第五十五条の十　法第三十九条の二十二第一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う完成検査の方法は、別表第一のとおりとする。

［新設］

2　法第三十九条の二十二第二項の検査記録には

、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　完成検査年月日

二　完成検査に係る責任者の氏名

三　完成検査をした特定変更工事の内容

四　完成検査を行つた製造施設の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果の詳細

（冷凍保安責任者に係る特例）

第五十五条の十一　法第三十九条の二十六の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　選任し、又は解任した冷凍保安責任者の氏

［新設］

名

二　選任した冷凍保安責任者の製造保安責任者免状の種類

三　選任又は解任の年月日

2　前項の記録は、同項第二号の免状の写しとともに保存しなければならない。

（保安検査等の特例）

第五十五条の十二　法第三十九条の二十七第一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う保安検査は、当該認定に係る特定施設について、三年に一回行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回

［新設］

数で行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回行わなければならない。

2　前項の保安検査の方法は、開放検査、分解検査その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法並びに作動検査その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法でなければならない。

3　前項に規定するもののほか、第一項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一　認定高度保安実施者が、法第三十九条の十三の認定に係る特定施設について行う保安検

査の方法であつて、経済産業大臣が認めたもの
を用いる場合
二　特定認定高度保安実施者が、令第十条の二ただし書の規定の適用に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合
イ　製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法
ロ　少なくとも八年に一回は運転を停止した検査を行う方法
ハ　保安検査に係る責任者が前項に定める方法に適合すると認めた方法

三　特定認定高度保安実施者が、令第十条の二ただし書の規定の適用に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、その保安検査の方法を適切に評価する能力を有していると経済産業大臣が認める者が確認したものを用いる場合

4　第一項の保安検査を行つた認定高度保安実施者は、同項の検査記録に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　保安検査年月日

二　保安検査に係る責任者の氏名

三　保安検査をした特定施設

四　保安検査を行つた特定施設の設備ごとの検

査の方法、記録及びその結果

（認定の取消しに伴う保安検査等）

第五十五条の十三　認定高度保安実施者又は特定認定高度保安実施者が、法第三十九条の二十第一項の規定により法第三十九条の十三の認定を取り消されたときは、当該認定の取消しを受けた認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、当該認定に係る特定施設について、前条第一項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、都道府県知事が行う保安検査を受け、又は協会若しくは指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知

［新設］

事に届け出なければならない。この場合において、都道府県知事が行う保安検査を受け、又は当該届出を行うまでの間は、当該認定高度保安実施者であつた者を認定高度保安実施者とみなして前条第三項第一号の規定を適用し、当該特定認定高度保安実施者であつた者を特定認定高度保安実施者とみなして、同項第二号及び第三号の規定を適用する。

2　前条第三項第二号又は第三号に規定する方法により保安検査を行う特定認定高度保安実施者が、第五十五条の十五の規定により令第十条の二ただし書の規定の適用を受けなくなつたとき（前項の規定に該当するときを除く。）は、当

該規定の適用を受けなくなつた特定認定高度保安実施者であつた者は、当該適用に係る特定施設について、前条第一項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。この場合において、当該いずれかの措置を講ずるまでの間は、当該特定認定高度保安実施者であつた者を特定認定高度保安実施者とみなして、前条第三項第二号及び第三号の規定を適用する。

一　前条第三項の告示で定めるところにより、又は同項第一号に規定する方法により、自ら保安検査を行うこと。

二　都道府県知事が行う保安検査を受けるこ

と。

三　協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事に届け出ること。

3　第一項又は前項第二号の規定により、都道府県知事が行う保安検査を受けようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、当該保安検査を受けるまでに、様式第二十三の保安検査申請書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4　都道府県知事は、前項の保安検査において、当該保安検査に係る特定施設が法第八条第一号

の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第二十四の保安検査証を交付するものとする。

5　前二項の規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、第三項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

6　第一項又は第二項第三号の規定により協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、様式

第二十五の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

7　第三項及び第四項の規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、第三項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

8　第一項又は第二項第三号の規定により、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であ

つた者は、様式第二十六の指定保安検査機関保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

9　協会及び指定保安検査機関は、第一項又は第二項第三号の規定により保安検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を当該保安検査を行つた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

10　協会が前項の報告をしようとするときは、様式第二十七の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければなら

ない。

11　指定保安検査機関が第九項の報告をしようとするときは、様式第二十八の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第五十五条の十四　法第三十九条の二十一第二項及び第三項に規定する記録、法第三十九条の二十二第二項に規定する検査記録、法第三十九条の二十三に規定する危害予防規程、法第三十九条の二十六に規定する記録並びに法第三十九条

［新設］

の二十七第一項に規定する検査記録は、これらの記録又は規程に記載すべき事項を電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、同項の記録又は規程が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

3　第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（令第十条の二ただし書の適用）

第五十五条の十五　経済産業大臣は、特定認定高度保安実施者が第五十五条の三第三項又は第四項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該特定認定高度保安実施者について、令第十条の二ただし書の規定を適用しないこととすることができる。この場合において、経済産業大臣は、当該特定認定高度保安実施者に対し、様式第四十の九の通知書によりその旨を通知するものとする。

第六十五条　［略］

（調査の要請）

［新設］

第六十五条　［略］

第六十五条の二　法第六十条の二の経済産業省令で定める者は、第一種製造者とする。

2　第一種製造者は、独立行政法人情報処理推進機構が行う調査に協力するよう努めるものとする。

第六十六条　［略］

別表第五（第五十五条の三第一項関係）

	項目	認定の基準
1	本社の関	

［新設］

第六十六条　［略］

［新設］

与及び法令遵守の体制の確保	
一　保安に係る基本姿勢	一　法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。

二　法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

三　保安管理を担当する役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が選任されていること。

四　監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社

にあつては監査委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制が整備されていること。	
	二　法令遵守の体制
	一　本社又は事業所において、保安に関する法令（法、令及びこの規則をいう。）の遵守のための体制が整備されており、かつ、適切に維持されていること。
	二　本社又は事業所における法令違反等に関する報告の

2 保安に関するリスク	受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。 三 事業所が法令に違反する行為があつたことを知つた場合に、本社及び行政庁へ速やかに通報するための手順が明確に定められ、かつ、文書化されていること。

管理の体制	一　本社の体制
	一　役員（上欄1一の項下欄第三号の保安管理を担当する役員を含む。）を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。
	二　保安管理を担当する組織

が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該組織の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。

三　保安管理を担当する組織の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四　本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理（認定高度完成検査及び認定高度保安検査の実施状況の不備及びこれらの検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、

かつ、適切に実施されていること。	二　事業所の体制 経済産業大臣が定める基準に従つて、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行つていること。	三　認定高度保安実施者の行う完成検

査（以下この表において「認定高度完成検査」という。）の体制	イ　認定高度完成検査を実施する組織（以下この表において「完成検査組織」という。）が明確に定められ、

かつ、文書化されていること。

二　完成検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。

イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状を有

している者

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

三　完成検査組織の長は、特定変更工事（工事に係る協力会社の管理を含む。）に必要な工事計画に関する事項、施工管理に関する事項及び工事の安全に関する事項等（以下この表において「工事計画書等」という。

）を工事責任者に作成させる責任を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四　完成検査組織において、工事計画書等のとおりに特定変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行われていること。

五　完成検査組織の長は、検

	査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。 六　完成検査組織に所属している者（完成検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。

ロ　認定高度完成検査業務	一　完成検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度完成検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は事業所において行うものであること。 二　認定高度完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、製造施設に係る完成検査の方法を定

める規程（当該完成検査の方法が第五十五条の十第一項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。

三　認定高度完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切

	に保有又は調達が行われていること。 四　認定高度完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になつていること。
ハ　認定高度完	一　完成検査組織以外の組織（委員会等を含む。）によ

成検査の検査管理	り、完成検査管理（認定高度完成検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制になっていること。 二　完成検査管理を行う組織の長（ただし、完成検査組織の長が兼務することは認

められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。

イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状を有している者

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

三　完成検査管理を行う組織に所属する者（完成検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で二人以上であることが、明確に

定められ、かつ、文書化されていること。

四　一の事業所に対し完成検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該完成検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。

五　完成検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、

四　認定高	
	それに基づき、完成検査管理が適切に実施されていること。 六　完成検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。 また、保存された記録は、その後の認定高度完成検査等において活用できる体制になつていること。

度保安実施者の行う保安検査（以下この表において「認定高度保安検査」という。）の体制	
イ　運転を停止することなく	ロ　運転を停止することなく

を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること。 二　前号の設備改善に関し、その改善箇所、改善内容、改善理由等が明確になつていること。 三　運転を停止することなく保安検査を行う施設の的確な管理のための手引書（工程ごとの操業条件等）が明確に定められ、かつ、整備されていること。	を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること。 二　前号の設備改善に関し、その改善箇所、改善内容、改善理由等が明確になつていること。 三　運転を停止することなく保安検査を行う施設の的確な管理のための手引書（工程ごとの操業条件等）が明確に定められ、かつ、整備されていること。

ロ　認定高度保安検査を実施する組織（以下この表において「保安検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。	一　認定高度保安検査を実施する組織（以下この表において「保安検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 二　保安検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運

転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状を有している者

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

三　保安検査組織に所属している者（保安検査組織の長を除く。）の五十パーセン

ト以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。	
	ハ　認定高度保安検査業務 一　保安検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度保安検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は当該事業所に

おいて行うものであること。

二　認定高度保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、特定施設に係る保安検査の方法を定める規程（当該保安検査の方法が第五十五条の十二第二項又は第三項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。

三　認定高度保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。

四　認定高度保安検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録

	は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になつていること。
ニ　認定高度保安検査の検査管理	一　保安検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、保安検査管理（認定高度保安検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制にな

つていることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

二　保安検査管理を行う組織の長（ただし、保安検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。

イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運

転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状を有している者

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

三　保安検査管理を行う組織に所属する者（保安検査管理を行う組織の長を除く。

）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四　一の事業所に対し保安検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該保安検査管理を行

う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。

五　保安検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、保安検査管理が適切に実施されていること。

六　保安検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。

また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になつていること。		
サイバーセキュリティの確保に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行つていること。	3 サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第	

二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保	

備考

一　上欄２一の項下欄第四号、上欄２三ハの項下欄第四号及び上欄２四ニの項下欄第四号に掲げる本社には、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて認定高度保安

実施者の財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができる法人であつて、当該認定高度保安実施者に対して適切な監査及び検査管理を行うことができるものを含めることができる。

二　特定施設の運転を停止して行う保安検査のみに限定して認定高度保安実施者の申請をしようとする者にあつては、本基準中上欄2四イの項目については適用しないものとする。

様式第二十三及び様式第二十四中「第40条、第41条関係」を「第40条、第41条、第43条、第55条の13関係」に、様式第二十五及び様式第二十六中「第41条関係」を「第41条、第43条、第55条の13関係」に、様式第二十七及び様式第二十八中「第42条関係」を「第42条、第43条、第55条の13関係」に改め、様式第四十の次に次の八様式を加える。

［様式第四十の二から様式第四十の九までを挿入］

附　則

この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。

様式第40の2（第55条の2関係）

認定高度保安実施者認定申請書	特定	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
申請の種類			
自ら完成検査を行う製造施設			
自ら保安検査を行う特定施設			
運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　×印の項は記載しないこと。

様式第40の3（第55条の3関係）

認定高度保安実施者認定証	
名称（事業所の名称を含む。）	
事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
認定の種類	
自ら完成検査を行う製造施設	
自ら保安検査を行う特定施設	
運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間	
認定年月日及び認定番号	
認定の有効期間	（　　）
製造施設の検査の方法等	
備考	

経済産業大臣　　印

代表者　氏名　　殿

様式第40の4（第55条の3関係）

特定認定高度保安実施者認定証	
名称（事業所の名称を含む。）	
事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
認定の種類	
自ら完成検査を行う製造施設	
自ら保安検査を行う特定施設	
運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間	
認定年月日及び認定番号	
認定の有効期間	（　　）
製造施設の検査の方法等	
備考	

経済産業大臣　　印

代表者　氏名　　殿

様式第 40 の５（第 55 条の４関係）

調　査　通　知　書	特定

名称（事業所の名称を含む。）	
調　　査　　時　　期	
調　　査　　場　　所	
調　　査　　担　　当　　職　　員	
事　　業　　所　　所　　在　　地	

高圧ガス保安法第三十九条の十六第一項に基づき協会又は経済産業大臣の指定する者による調査を行いますので、同条第二項の規定に基づき通知します。

経済産業大臣　　印

代表者　氏名　　殿

様式第40の６（第55条の６関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">認定高度保安実施者変更届書</td><td rowspan="2">特定</td><td>×整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>×受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>名称（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>事務所（本社）所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>事業所所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>変更の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。

様式第40の7（第55条の8関係）

認定高度保安実施者承継届書	特定	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
承継された認定高度保安実施者の名称（事業所の名称を含む。）			
承継された事業所所在地			
承継後の名称（事業所の名称を含む。）			
事業所（本社）所在地			
承継された自ら完成検査を行う製造施設			
承継された自ら保安検査を行う特定施設			
承継された運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　2　×印の項は記載しないこと。

様式第40の８（第55条の９関係）

<table>
<tr><td>認定高度保安実施者
高圧ガス製造施設等
変更届書</td><td rowspan="2">特定</td><td>×整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>×受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>名称（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事務所（本社）所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業所所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>変更の種類</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　×印の項は記載しないこと。

様式第 40 の９（第 55 条の 15 関係）

通知書

年　月　日

殿

経済産業大臣

冷凍保安規則第五十五条の十五に基づき令第十条の二ただし書の規定を適用しないこととしますので、冷凍保安規則第五十五条の十五後段の規定に基づき通知します。

（理由）

○経済産業省令第　　号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）及び高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和五年政令第二百七十六号）の施行に伴い、並びに高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、液化石油ガス保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

経済産業大臣　西村　康稔

液化石油ガス保安規則の一部を改正する省令

液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第十二章　［略］	第一章～第十二章　［略］
第十二章の二　認定高度保安実施者等（第九十二条の七の二―第九十二条の七の十六）	［新設］
第十三章　［略］	第十三章　［略］
附則	附則
（第一種製造者に係る軽微な変更の工事等）	（第一種製造者に係る軽微な変更の工事等）
第十六条　法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げる	第十六条　法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げる

ものとする。

一　［略］

一の二　特定設備の部品の取替え（保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事

一の三　高圧ガス設備の設置（開放検査のための仮設の高圧ガス設備の設置に限る。）及び撤去の工事

二・三　［略］

四　製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事（認定高度保安実施者が行う法第三十九条の十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うも

ものとする。

一　［略］

［新設］

［新設］

二・三　［略］

四　製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事

のを除く。）

四の二　第三十四条第二号に掲げる変更工事により追加された製造施設における変更の工事（認定高度保安実施者が行う法第三十九条の十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。）であつて、保安上特段の支障がないものとして認められたもの

五　［略］

六　認定完成検査実施者又は認定高度保安実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事（特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上の

［新設］

五　［略］

六　認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事（特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（

ものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）に限る。）

七　特定認定事業者（高圧ガス保安法施行令（

当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）に限る。）

七　認定完成検査実施者であつて、高圧ガス保

平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書の認定を受けた者をいう。以下同じ。）である認定完成検査実施者（以下「特定認定完成検査実施事業者」という。）又は特定認定高度保安実施者（令第十条の二ただし書の適用を受ける認定高度保安実施者をいう。以下同じ。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ～ハ　［略］

ニ　高圧ガス設備（配管、バルブ、継手又は附属機器類（特定設備を除く。）に限る。

安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者（以下「特定認定事業者」という。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ～ハ　［略］

ニ　高圧ガス設備（配管、バルブ、フランジ継手又は附属機器類（特定設備を除く。）

）の変更の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）

八　認定完成検査実施者、認定保安検査実施者、認定高度保安実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ　［略］

ロ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管、バルブ又は継手から配管、バルブ又は継手への変更に限り、当該変更に伴

）の変更の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）

八　認定完成検査実施者、認定保安検査実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ　［略］

ロ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管、バルブ又はフランジ継手から配管、バルブ又はフランジ継手への変更に限

う配管、バルブ又は継手の撤去を含む。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ、第一号及び前号ニに該当するものを除く。）

ハ　［略］

2　［略］

（特定施設の範囲等）

第七十七条　［略］

2・3　［略］

4　法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施

る。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ、第一号及び前号ニに該当するものを除く。）

ハ　［略］

2　［略］

（特定施設の範囲等）

第七十七条　［略］

2・3　［略］

4　法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施

設にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け、又は自ら行つたものとみなす。

5～7　［略］

（保安検査の方法）

第八十条　［略］

2　前項の保安検査の方法は告示で定める。ただ

設にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下この項において「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け、又は自ら行つたものとみなす。

5～7　［略］

（保安検査の方法）

第八十条　［略］

2　前項の保安検査の方法は告示で定める。ただ

し、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一　認定保安検査実施者が、法第三十五条第一項第二号の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、経済産業大臣が認めたものを用いる場合

二　特定認定事業者が、令第十条ただし書の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合

イ～ハ　［略］

三　第十六条第一項第八号の認定に係る特定施設における保安検査の方法であつて、経済産業大臣が認めたものを用いる場合

し、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一　認定保安検査実施者が、法第三十五条第一項第二号の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、同号の認定に当たり経済産業大臣が認めたものを用いる場合

二　特定認定事業者が、令第十条ただし書の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合。

イ～ハ　［略］

［新設］

四　［略］	三　［略］
3　認定保安検査実施者又は特定認定保安検査実施事業者（特定認定事業者である認定保安検査実施者をいう。以下同じ。）が法第三十九条の十二第一項の規定により法第三十五条第一項第二号の認定を取り消されたときは、当該認定の取消しを受けた認定保安検査実施者であつた者又は特定認定保安検査実施事業者であつた者は、当該認定に係る特定施設について、第七十七条第二項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、都道府県知事が行う保安検査を受け、又は協会若しくは指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事に届け出なければな	［新設］

らない。この場合において、都道府県知事が行う保安検査を受け、又は当該届出を行うまでの間は、当該認定保安検査実施者であつた者を認定保安検査実施者とみなして前項第一号の規定を適用し、当該特定認定保安検査実施事業者であつた者を特定認定事業者とみなして同項第二号の規定を適用する。

4　第二項第二号に規定する方法により保安検査を行う特定認定保安検査実施事業者が第九十二条の七第一項の規定により令第十条ただし書の認定を取り消されたとき（前項の規定に該当するときを除く。）は、当該認定の取消しを受けた特定認定保安検査実施事業者であつた者は、

［新設］

当該認定に係る特定施設について、第七十七条第二項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、次の各号に掲げるいずれかの措置を講じなければならない。この場合において、当該いずれかの措置を講ずるまでの間は、当該特定認定保安検査実施事業者であつた者を特定認定事業者とみなして、第二項第二号の規定を適用する。

一　第二項の告示で定めるところにより、自ら保安検査を行うこと。

二　都道府県知事が行う保安検査を受けること。

三　協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事に届け出るこ

と。

5　第三項又は前項第二号の規定により、都道府県知事が行う保安検査を受けようとする認定保安検査実施者であつた者又は特定認定保安検査実施事業者であつた者は、当該保安検査を受けるまでに、様式第三十七の保安検査申請書を、当該認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

［新設］

6　都道府県知事は、前項の保安検査において、当該保安検査に係る特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十八の保安検

［新設］

査証を交付するものとする。

7　前二項の規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、第五項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

［新設］

8　第三項又は第四項第三号の規定により、協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする認定保安検査実施者であつた者又は特定認定保安検査実施事業者であつた者は、様式第三十九の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所又は第一種貯

［新設］

蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

9　第五項及び第六項の規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、第五項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

［新設］

10　第三項又は第四項第三号の規定により、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする認定保安検査実施者であつた者又は特定認定保安検査実施事業者

［新設］

であつた者は、様式第四十の指定保安検査機関保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

11　協会及び指定保安検査機関は、第三項又は第四項第三号の規定により保安検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を当該保安検査を行つた事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

［新設］

12　協会が前項の報告をしようとするときは、様式第四十一の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提

［新設］

出しなければならない。

13　指定保安検査機関が第十一項の報告をしようとするときは、様式第四十二の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第八十一条の二　法第三十五条の二に規定する検査記録は、前条第六項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作

［新設］

（電磁的方法による保存）

第八十一条の二　法第三十五条の二に規定する検査記録は、前条第六項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存

成し、保存することができる。

2・3　［略］

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定内容の変更の届出）

第九十二条の五　特定認定完成検査実施事業者は、第九十二条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十四の六の特定認定完成検査実施事業者変更届正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

することができる。

2・3　［略］

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定内容の変更の届出）

第九十二条の五　認定完成検査実施者である特定認定事業者（以下「特定認定完成検査実施事業者」という。）は、第九十二条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十四の六の特定認定完成検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安

2　特定認定保安検査実施事業者は、第九十二条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十四の七の特定認定保安検査実施事業者変更届正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2　認定保安検査実施者である特定認定事業者（以下「特定認定保安検査実施事業者」という。）は、第九十二条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十四の七の特定認定保安検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

第九十二条の七　［略］	第九十二条の七　［略］
第十二章の二　認定高度保安実施者等	［新設］
（認定の申請等）	
第九十二条の七の二　法第三十九条の十三の認定の申請をしようとする第一種製造者は、様式第五十四の七の二の認定高度保安実施者認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。	［新設］
一　企業の概要を記載した書類　設立年月日、資本金及び資本関係、事業所の名称、従業員	

数、主要製品名並びに組織図

二　申請に係る事業所の概要を記載した書類

設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図

三　次条第一項及び第二項に規定する基準に適合していることを説明する書類

四　令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする場合にあつては、その旨並びに次条第三項及び第四項に規定する基準に適合していることを説明する書類

［新設］

（認定の基準等）

第九十二条の七の三　法第三十九条の十四第一項第一号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　別表第六に定めるところによること。

二　申請に係る製造施設及び特定施設が、前条の認定の申請時において、継続して二年以上高圧ガスを製造しているものであること。

2　法第三十九条の十四第一項第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　保安の確保の方法が高度な情報通信技術を

用いたものであること。

二　前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。

三　申請に係る第一種製造者の役員又は事業所の長が、第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。

3　令第十条の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な仕組みは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　危険源の特定及び評価を実施し、その結果

に基づき、当該危険源による保安への影響を軽減するための措置を網羅的に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。

二　従業員等の教育及び訓練を高度に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。

三　第三者の専門的な知見を適切に活用する体制を整備しており、かつ、適切に活用していること。

四　連続運転期間（運転を停止して行つた前回の保安検査の日から運転停止をして行う次回の保安検査の日までの期間をいう。）及び保

安検査の方法を適切に評価できる体制を整備しており、かつ、適切に評価していること。

五　前各号に掲げる事項について継続的改善を行つていること。

4　令第十条の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な情報通信技術を用いたものは、先端的な情報通信技術を用いた保安の確保の方法であつて、保安を確保するため作業員が行うべき判断を補助する技術を活用するものをいう。

5　法第三十九条の十四第二項の経済産業大臣が行う検査は、第一項から第四項までの規定への適合に関する事項とし、書類検査及び現地検査又はこれらに類する検査により行うものとす

る。

6　経済産業大臣は、前項の検査において、前条第一項の申請の内容が第一項及び第二項に規定する基準に適合していると認めるときは、様式第五十四の七の三の認定高度保安実施者認定証を交付するものとする。ただし、第一項から第四項までに規定する基準に適合していると認めるときは、認定高度保安実施者認定証に代えて、様式第五十四の七の四の特定認定高度保安実施者認定証を交付するものとする。

（協会等の調査）

第九十二条の七の四　法第三十九条の十六第一項

［新設］

の規定により、協会又は法第三十九条の十四第二項ただし書の指定を受けた者が行う調査は、前条第一項から第四項までの規定への適合に関する事項のうち、高度な保安の確保に関する専門技術的事項の確認に関するものとし、書類調査及び現地調査又はこれらに類する調査により行う。

2　法第三十九条の十六第二項の規定による通知は、様式第五十四の七の五の調査通知書により行うものとする。

（認定の更新）

第九十二条の七の五　前三条の規定は、法第三十

［新設］

九条の十七第一項の規定により認定高度保安実施者が認定の更新を受ける場合について準用する。

（認定内容の変更の届出）

第九十二条の七の六　法第三十九条の十八の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者は、様式第五十四の七の六の認定高度保安実施者変更届書に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

［新設］

［新設］

（施設の追加）

第九十二条の七の七　第九十二条の七の二から第九十二条の七の四までの規定は、認定高度保安実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行う製造施設又は自ら保安検査を行う特定施設を追加する場合について準用する。この場合において、第九十二条の七の三第六項ただし書の規定は、当該認定高度保安実施者が特定認定高度保安実施者であり、かつ、この項前段において準用する第九十二条の七の二の申請の内容が第九十二条の七の三第三項及び第四項に規定する基準に適合していると認める場合に限つて、適用する。

2　前項の場合において、認定高度保安実施者は、第九十二条の七の二（同項前段において準用する場合を含む。）の規定により既に提出した書類の内容に変更がないときは、同項前段において準用する同条の規定にかかわらず、当該規定により提出すべき書類の添付を省略することができる。

（認定高度保安実施者の承継の届出）

第九十二条の七の八　法第三十九条の十九第二項の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者の地位を承継した者は、様式第五十四の七の七の認定高度保安実施者承継届書に相続、

［新設］

合併又は当該認定高度保安実施者のその認定に係る事業所を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、当該事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

（製造のための施設等の変更の特例）

第九十二条の七の九　法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令で定める重要なものは、次の各号に掲げる変更の工事又は製造の方法の変更とする。

［新設］

一　特定変更工事

二　製造の方法の変更であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　高圧ガス設備の変更の工事により、常用の圧力又は常用の温度を変更するもの

ロ　常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、高圧ガス設備の常用の圧力又は常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率に応じ、十分な強度を有するものであることを確認した上で、当該高圧ガス設備の変更の工事をせずに常用の圧力又は常用の温度を変更するもの（設計圧力又は設計温度を変更するものに

限る。）

2　法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令で定める軽微なものは、常用の圧力及び常用の温度の変更を伴わない製造の方法の変更とする。

3　法第三十九条の二十一第一項の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者は、様式第五十四の七の八の認定高度保安実施者高圧ガス製造施設等変更届書に変更明細書を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4　前項の変更明細書には、第三条第二項各号に掲げる事項のうち、変更のあつた部分について

記載しなければならない。

5　法第三十九条の二十一第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　変更の工事の内容

二　法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

6　法第三十九条の二十一第三項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　製造の方法の変更の内容

二　法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

（完成検査の特例）

第九十二条の七の十　法第三十九条の二十二第一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う完成検査の方法は、別表第一のとおりとする。

2　法第三十九条の二十二第二項の検査記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　完成検査年月日

二　完成検査に係る責任者の氏名

三　完成検査をした特定変更工事の内容

四　完成検査を行つた製造施設の設備ごとの検

［新設］

査の方法、記録及びその結果の詳細

（保安統括者、保安技術管理者及び保安係員に係る特例）

第九十二条の七の十一　法第三十九条の二十四第一項の規定により、認定高度保安実施者（法第二十七条の二第一項第一号に掲げる者に限る。次項において同じ。）が保安係員を選任する場合は、製造設備の運転状態を監視し、かつ、緊急時において保安上必要な措置を講ずることができるなど、適切な保安管理の方法であると経済産業大臣が認める方法によらなければならない。

［新設］

2　法第三十九条の二十四第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　選任し、又は解任した保安統括者、保安技術管理者又は保安係員の氏名

二　選任した保安統括者、保安技術管理者又は保安係員の製造保安責任者免状の種類

三　選任又は解任の年月日

3　前項の記録は、同項第二号の免状の写しとともに保存しなければならない。

（保安主任者及び保安企画推進員に係る特例）

第九十二条の七の十二　法第三十九条の二十五第

［新設］

一項の規定により、認定高度保安実施者（法第二十七条の三第一項に規定する第一種製造者である者に限る。次項において同じ。）が保安主任者を選任する場合は、製造設備の運転状態を監視し、かつ、緊急時において保安上必要な措置を講ずることができるなど、適切な保安管理の方法であると経済産業大臣が認める方法によらなければならない。

2　法第三十九条の二十五第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　選任し、又は解任した保安主任者又は保安企画推進員の氏名

二　選任した保安主任者又は保安企画推進員の製造保安責任者免状の種類

三　選任又は解任の年月日

3　前項の記録は、同項第二号の免状の写しとともに保存しなければならない。

（保安検査等の特例）

第九十二条の七の十三　法第三十九条の二十七第一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う保安検査は、当該認定に係る特定施設について、一年（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回行わなければならない。ただし、災害その他や

［新設］

むを得ない事由によりその回数で行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回行わなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、休止施設にあつては、第七十七条第三項の規定を適用する。

3　認定高度保安実施者が、基準日の前後三月以内に第一項の保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を自ら行つたものとみなす。

4　第一項の保安検査の方法は、開放検査、分解検査その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法並びに作動検

査その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法でなければならない。

5　前項に規定するもののほか、第一項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一　認定高度保安実施者が、法第三十九条の十三の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、経済産業大臣が認めたものを用いる場合

二　特定認定高度保安実施者が、令第十条の二ただし書の規定の適用に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合

イ　製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法

ロ　少なくとも八年に一回は運転を停止した検査を行う方法

ハ　保安検査に係る責任者が前項に定める方法に適合すると認めた方法

三　特定認定高度保安実施者が、令第十条の二ただし書の規定の適用に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、その保安検査の方法を適切に評価する能力を有していると経済産業大臣が認める者が確認したものを用いる場合

6　第一項の保安検査を行つた認定高度保安実施者は、同項の検査記録に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　保安検査年月日

二　保安検査に係る責任者の氏名

三　保安検査をした特定施設

四　保安検査を行つた特定施設の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果

（認定の取消しに伴う保安検査等）

第九十二条の七の十四　認定高度保安実施者又は特定認定高度保安実施者が、法第三十九条の二十第一項の規定により法第三十九条の十三の認

［新設］

定を取り消されたときは、当該認定の取消しを受けた認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、当該認定に係る特定施設について、前条第一項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、都道府県知事が行う保安検査を受け、又は協会若しくは指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、都道府県知事が行う保安検査を受け、又は当該届出を行うまでの間は、当該認定高度保安実施者であつた者を認定高度保安実施者とみなして前条第五項第一号の規定を適用し、当該特定認定高度保安実施者であつた者を特定認

定高度保安実施者とみなして、同項第二号及び第三号の規定を適用する。

2　前条第五項第二号又は第三号に規定する方法により保安検査を行う特定認定高度保安実施者が、第九十二条の七の十六の規定により令第十条の二ただし書の規定の適用を受けなくなつたとき（前項の規定に該当するときを除く。）は、当該規定の適用を受けなくなつた特定認定高度保安実施者であつた者は、当該適用に係る特定施設について、前条第一項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。この場合において、当該いずれかの措置を講ずるまでの間は、当該

特定認定高度保安実施者であつた者を特定認定高度保安実施者とみなして、前条第五項第二号及び第三号の規定を適用する。

一　前条第五項の告示で定めるところにより、又は同項第一号に規定する方法により、自ら保安検査を行うこと。

二　都道府県知事が行う保安検査を受けること。

三　協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事に届け出ること。

3　第一項又は前項第二号の規定により、都道府県知事が行う保安検査を受けようとする認定高

度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、当該保安検査を受けるまでに、様式第三十七の保安検査申請書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4　都道府県知事は、前項の保安検査において、当該保安検査に係る特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十八の保安検査証を交付するものとする。

5　前二項の規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、第三項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定

に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

6　第一項又は第二項第三号の規定により協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、様式第三十九の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

7　第三項及び第四項の規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、第三項中「前項第二号」とあるのは「前項

第三号」と、「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

8　第一項又は第二項第三号の規定により、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、様式第四十の指定保安検査機関保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

9　協会及び指定保安検査機関は、第一項又は第二項第三号の規定により保安検査を行つたとき

は、遅滞なく、その結果を当該保安検査を行つた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

10　協会が前項の報告をしようとするときは、様式第四十一の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

11　指定保安検査機関が第九項の報告をしようとするときは、様式第四十二の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第九十二条の七の十五　法第三十九条の二十一第二項及び第三項に規定する記録、法第三十九条の二十二第二項に規定する検査記録、法第三十九条の二十三に規定する危害予防規程、法第三十九条の二十四第二項及び法第三十九条の二十五第二項に規定する記録並びに法第三十九条の二十七第一項に規定する検査記録は、これらの記録又は規程に記載すべき事項を電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、同項

［新設］

の記録又は規程が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

3　第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（令第十条の二ただし書の適用）

第九十二条の七の十六　経済産業大臣は、特定認定高度保安実施者が第九十二条の七の三第三項又は第四項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該特定認定高度保安実施者について、令第十条の二ただし書の規定を適用

［新設］

しないこととすることができる。この場合において、経済産業大臣は、当該特定認定高度保安実施者に対し、様式第五十四の七の九の通知書によりその旨を通知するものとする。

第九十三条　［略］

（調査の要請）

第九十三条の二　法第六十条の二の経済産業省令で定める者は、第一種製造者とする。

2　第一種製造者は、独立行政法人情報処理推進機構が行う調査に協力するよう努めるものとする。

第九十三条　［略］

［新設］

第九十三条の三　［略］

別表第六（第九十二条の七の三第一項関係）

項目	認定の基準
1　本社の関与及び法令遵守の体制の確保	一　保安に
	一　法人の代表者によつて、

第九十三条の二　［略］

［新設］

係る基本姿勢	保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。
	二　法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されている

	こと。 三　保安管理を担当する役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が選任されていること。 四　監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制が整備されていること。

二　法令遵守の体制	一　本社又は事業所において、保安に関する法令（法、令及びこの規則をいう。）の遵守のための体制が整備されており、かつ、適切に維持されていること。
	二　本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。
	三　事業所が法令に違反する

行為があつたことを知つた場合に、本社及び行政庁へ速やかに通報するための手順が明確に定められ、かつ、文書化されていること。		
	2 保安に関するリスク管理の体制	一 本社の体制
		一 役員（上欄1一の項下欄第三号の保安管理を担当する役員を含む。）を長とす

る保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。

二　保安管理を担当する組織が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該組織の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見

が十分反映されていること。

三　保安管理を担当する組織の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四　本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理（認定高度完成検査及び認定高度保安検査の実施状況の不備及びこれらの検査結果がこ

	の規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。
二　事業所の体制	経済産業大臣が定める基準に従つて、保安管理に関する

計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行っていること。	
	三　認定高度保安実施者の行う完成検査（以下この表において「認定高度完成検査

」という。）の体制	イ　認定高度完成検査を実施する組織（以下この表において「完成検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 二　完成検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。

イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者	
ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者	
三　完成検査組織の長は、特	

定変更工事（工事に係る協力会社の管理を含む。）に必要な工事計画に関する事項、施工管理に関する事項及び工事の安全に関する事項等（以下この表において「工事計画書等」という。）を工事責任者に作成させる責任を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四　完成検査組織において、工事計画書等のとおりに特

定変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行われていること。

五　完成検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

六　完成検査組織に所属して

いる者（完成検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。	
	ロ　認定一　完成検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度完成検査の実施に協力会社を活用する場	高度完成検査業務

合にあつても、検査結果の評価・判定は事業所において行うものであること。

二　認定高度完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、製造施設に係る完成検査の方法を定める規程（当該完成検査の方法が第九十二条の七の十第一項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に

実施されること。

三　認定高度完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。

四　認定高度完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること

と。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になつていること。	
	ハ　認定一　完成検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、完成検査管理（認定高度完成検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を

行うことができる体制になっていることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

二　完成検査管理を行う組織の長（ただし、完成検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。

イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保

安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

三　完成検査管理を行う組織

に所属する者（完成検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で二人以上であることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四　一の事業所に対し完成検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数

の職員（本社の職員であつて、当該完成検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。

五　完成検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、完成検査管理が適切に実施されていること。

六　完成検査管理の記録に関する規程が定められ、それ

	四　認定高度保安実施者の行う保安検査（以下この表に
により記録が作成され、かつ、保存されていること。 また、保存された記録は、その後の認定高度完成検査等において活用できる体制になつていること。	

おいて「認定高度保安検査」という。）の体制	イ　運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていることなく保安検査を停止することなく 一　運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること。 二　前号の設備改善に関し、その改善箇所、改善内容、保安検査を行

うため の措置	改善理由等が明確になつて いること。 三　運転を停止することなく 保安検査を行う施設の的確 な管理のための手引書（工 程ごとの操業条件等）が明 確に定められ、かつ、整備 されていること。
ロ　認定高度保安検査組織	一　認定高度保安検査を実施 する組織（以下この表にお いて「保安検査組織」とい う。）が明確に定められ、

かつ、文書化されていること。

二　保安検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。

イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者

	ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者 三　保安検査組織に所属している者（保安検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。
ハ　認定保安検査組織が行う業務	一　保安検査組織が行う業務

高度保安検査業務	範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度保安検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。 二　認定高度保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、特定施設に係る保安検査の方法を定

める規程（当該保安検査の方法が第九十二条の七の十三第四項又は第五項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。

三　認定高度保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが明確に定められ、

文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。 四　認定高度保安検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になつていること。	一　保安検査組織以外の組織
	二　認定

高度保安検査の検査管理	（委員会等を含む。）により、保安検査管理（認定高度保安検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制になっていることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。
	二　保安検査管理を行う組織の長（ただし、保安検査組

織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。

イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免

状又は乙種機械責任者免状を有している者

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

三　保安検査管理を行う組織に所属する者（保安検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験

年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四　一の事業所に対し保安検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該保安検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。

五　保安検査管理に関する規

程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、保安検査管理が適切に実施されていること。

六　保安検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。

また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になつていること。

3 サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行っていること。	サイバーセキュリティの確

う。以下同じ。）の確保	
備考 一　上欄2一の項下欄第四号、上欄2三ハの項下欄第四号及び上欄2四ニの項下欄第四号に掲げる本社には、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて認定高度保安実施者の財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができる法人であつて、当該認定高度保安実施者に対して適切な監査及び	

検査管理を行うことができるものを含めることができる。

二　特定施設の運転を停止して行う保安検査のみに限定して認定高度保安実施者の申請をしようとする者にあつては、本基準中上欄2四イの項目については適用しないものとする。

様式第三十七及び様式第三十八中「第77条、第78条関係」を「第77条、第78条、第80条、第92条の7の14関係」に、様式第三十九及び様式第四十中「第78条関係」を「第78条、第80条、第92条の7の14関係」に、様式第四十一及び様式第四十二中「第79条関係」を「第79条、第80条、第92条の7の14関係」に改め、様式第五十四の七の次に次の八様式を加える。

［様式第五十四の七の二から様式第五十四の七の九までを挿入］

附　則

この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。

様式第54の7の2（第92条の7の2関係）

認定高度保安実施者認定申請書	特定	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
申請の種類			
自ら完成検査を行う製造施設			
自ら保安検査を行う特定施設			
運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　×印の項は記載しないこと。

様式第54の7の3（第92条の7の3関係）

認定高度保安実施者認定証	
名称（事業所の名称を含む。）	
事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
認定の種類	
自ら完成検査を行う製造施設	
自ら保安検査を行う特定施設	
運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間	
認定年月日及び認定番号	
認定の有効期間	（　　）
製造施設の検査の方法等	
備考	

経済産業大臣　　印

代表者　氏名　　殿

様式第54の7の4（第92条の7の3関係）

特定認定高度保安実施者認定証	
名称（事業所の名称を含む。）	
事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
認定の種類	
自ら完成検査を行う製造施設	
自ら保安検査を行う特定施設	
運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間	
認定年月日及び認定番号	
認定の有効期間	（　　）
製造施設の検査の方法等	
備考	

経済産業大臣　　印

代表者　氏名　　殿

様式第54の7の5（第92条の7の4関係）

調　査　通　知　書	特定

名称（事業所の名称を含む。）	
調　　査　　時　　期	
調　　査　　場　　所	
調　　査　　担　　当　　職　　員	
事　　業　　所　　所　　在　　地	

高圧ガス保安法第三十九条の十六第一項に基づき協会又は経済産業大臣の指定する者による調査を行いますので、同条第二項の規定に基づき通知します。

経済産業大臣　　印

代表者　氏名　　殿

様式第54の7の6（第92条の7の6関係）

認定高度保安実施者変更届書	特定	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
変更の内容			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　2　×印の項は記載しないこと。

様式第54の7の7（第92条の7の8関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">認定高度保安実施者承継届書</td><td rowspan="2">特定</td><td>×整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>×受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>承継された認定高度保安実施者の名称（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>承継された事業所所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>承継後の名称（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業所（本社）所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>承継された自ら完成検査を行う製造施設</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>承継された自ら保安検査を行う特定施設</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>承継された運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　×印の項は記載しないこと。

様式第54の7の8（第92条の7の9関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">認定高度保安実施者
高圧ガス製造施設等
変更届書</td><td rowspan="2">特定</td><td>×整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>×受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>名称（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事務所（本社）所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業所所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>変更の種類</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　2　×印の項は記載しないこと。

様式第 54 の７の９（第 92 条の 7 の 16 関係）

通知書

年　月　日

殿

経済産業大臣

液化石油ガス保安規則第九十二条の七の十六に基づき令第十条の二ただし書の規定を適用しないこととしますので、液化石油ガス保安規則第九十二条の七の十六後段の規定に基づき通知します。

（理由）

一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第十三章　［略］	第一章～第十三章　［略］
第十三章の二　認定高度保安実施者等（第九十四条の七の二―第九十四条の七の十六）	［新設］
第十三章の三　［略］	第十三章の二　［略］

第十四章　［略］

附則

（第一種製造者に係る軽微な変更の工事等）

第十五条　法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

一　［略］

一の二　特定設備の部品の取替え（保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事

一の三　高圧ガス設備の設置（開放検査のための仮設の高圧ガス設備の設置に限る。）及び

第十四章　［略］

附則

（第一種製造者に係る軽微な変更の工事等）

第十五条　法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

一　［略］

［新設］

［新設］

撤去の工事

二・三　［略］

四　製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事（認定高度保安実施者が行う法第三十九条の十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。）

四の二　第三十三条第二号に掲げる変更工事により追加された製造施設における変更の工事（認定高度保安実施者が行う法第三十九条の十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。）であつて、保安上特段の支障がないものとして認められたも

二・三　［略］

四　製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事

［新設］

の

五　［略］

六　認定完成検査実施者又は認定高度保安実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事（特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。

五　［略］

六　認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設行う工事（特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がす

）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）に限る。）

七　特定認定事業者（高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書の認定を受けた者をいう。以下同じ。）である認定完成検査実施者（以下「特定認定完成検査実施事業者」という。）又は特定認定高度保安実施者（令第十条の二ただし書の適用を受ける認定高度保安実施者をいう。以下同じ。）が自ら特定変更工事

み肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）に限る。）

七　認定完成検査実施者であつて、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者（以下「特定認定事業者」という。）が自ら特定変更工事

に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ～ハ　［略］

ニ　高圧ガス設備（配管、バルブ、継手又は附属機器類（特定設備を除く。）に限る。）の変更の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）

八　認定完成検査実施者、認定保安検査実施者、認定高度保安実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安

に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ～ハ　［略］

ニ　高圧ガス設備（配管、バルブ、フランジ継手又は附属機器類（特定設備を除く。）に限る。）の変更の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）

八　認定完成検査実施者、認定保安検査実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」とい

高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ　［略］

ロ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管、バルブ又は継手から配管、バルブ又は継手への変更に限り、当該変更に伴う配管、バルブ又は継手の撤去を含む。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ、第一号及び前号ニに該当するものを除く。）

ハ　［略］

2　［略］

う。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ　［略］

ロ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管、バルブ又はフランジ継手から配管、バルブ又はフランジ継手への変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ、第一号及び前号ニに該当するものを除く。）

ハ　［略］

2　［略］

（特定施設の範囲等）

第七十九条　［略］

2・3　［略］

4　法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施設にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け、又は自ら行つたものとみな

（特定施設の範囲等）

第七十九条　［略］

2・3　［略］

4　法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施設にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下この項において「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け、又は自ら行

す。

5～7　［略］

（保安検査の方法）

第八十二条　［略］

2　前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一　認定保安検査実施者が、法第三十五条第一項第二号の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、経済産業大臣が認めたものを用いる場合

二　特定認定事業者が、令第十条ただし書の認定に係る特定施設について行う保安検査の方

つたものとみなす。

5～7　［略］

（保安検査の方法）

第八十二条　［略］

2　前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一　認定保安検査実施者が、法第三十五条第一項第二号の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、同号の認定に当たり経済産業大臣が認めたものを用いる場合

二　特定認定事業者が、令第十条ただし書の認定に係る特定施設について行う保安検査の方

法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合	法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合。
イ～ハ　［略］	イ～ハ　［略］
三　第十五条第一項第八号の認定に係る特定施設における保安検査の方法であつて、経済産業大臣が認めたものを用いる場合	［新設］
四・五　［略］	三・四　［略］
3　認定保安検査実施者又は特定認定保安検査実施事業者（特定認定事業者である認定保安検査実施者をいう。以下同じ。）が法第三十九条の十二第一項の規定により法第三十五条第一項第二号の認定を取り消されたときは、当該認定の取消しを受けた認定保安検査実施者であつた者	［新設］

又は特定認定保安検査実施事業者であつた者は、当該認定に係る特定施設について、第七十九条第二項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、都道府県知事が行う保安検査を受け、又は協会若しくは指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、都道府県知事が行う保安検査を受け、又は当該届出を行うまでの間は、当該認定保安検査実施者であつた者を認定保安検査実施者とみなして前項第一号の規定を適用し、当該特定認定保安検査実施事業者であつた者を特定認定事業者とみなして同項第二号の規定を適用する。

4　第二項第二号に規定する方法により保安検査を行う特定認定保安検査実施事業者が第九十四条の七第一項の規定により令第十条ただし書の認定を取り消されたとき（前項の規定に該当するときを除く。）は、当該認定の取消しを受けた特定認定保安検査実施事業者であつた者は、当該認定に係る特定施設について、第七十九条第二項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、次の各号に掲げるいずれかの措置を講じなければならない。この場合において、当該いずれかの措置を講ずるまでの間は、当該特定認定保安検査実施事業者であつた者を特定認定事業者とみなして、第二項第二号の規定を適用する。

［新設］

一　第二項の告示で定めるところにより、自ら保安検査を行うこと。

二　都道府県知事が行う保安検査を受けること。

三　協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事に届け出ること。

5　第三項又は前項第二号の規定により、都道府県知事が行う保安検査を受けようとする認定保安検査実施者であつた者又は特定認定保安検査実施事業者であつた者は、当該保安検査を受けるまでに、様式第三十八の保安検査申請書を、当該認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の所在

［新設］

地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

6　都道府県知事は、前項の保安検査において、当該保安検査に係る特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十九の保安検査証を交付するものとする。

［新設］

7　前二項の規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、第五項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

［新設］

8　第三項又は第四項第三号の規定により、協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする認定保安検査実施者であつた者又は特定認定保安検査実施事業者であつた者は、様式第四十の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。	［新設］
9　第五項及び第六項の規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、第五項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事」と	［新設］

あるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

10　第三項又は第四項第三号の規定により、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする認定保安検査実施者であつた者又は特定認定保安検査実施事業者であつた者は、様式第四十一の指定保安検査機関保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

［新設］

11　協会及び指定保安検査機関は、第三項又は第四項第三号の規定により保安検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を当該保安検査を行つ

［新設］

た事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

12　協会が前項の報告をしようとするときは、様式第四十二の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

［新設］

13　指定保安検査機関が第十一項の報告をしようとするときは、様式第四十三の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

［新設］

（電磁的方法による保存）

第八十三条の二　法第三十五条の二に規定する検査記録は、前条第五項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。

２・３　［略］

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定内容の変更の届出）

第九十四条の五　特定認定完成検査実施事業者は、第九十四条の三の認定の基準に関する事項に

（電磁的方法による保存）

第八十三条の二　法第三十五条の二に規定する検査記録は、前条第五項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。

２・３　［略］

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定内容の変更の届出）

第九十四条の五　認定完成検査実施者である特定認定事業者（以下「特定認定完成検査実施事業

変更があつたときは、様式第五十五の六の特定認定完成検査実施事業者変更届正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2　特定認定保安検査実施事業者は、第九十四条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十五の七の特定認定保安検査実施事業者変更届正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2　認定保安検査実施者である特定認定事業者（以下「特定認定保安検査実施事業者」という。）は、第九十四条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十五の六の特定認定完成検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2　特定認定保安検査実施事業者（以下「特定認定保安検査実施事業者」という。）は、第九十四条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十五の七の特定認定保安検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞

なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

第九十四条の七　［略］

第十三章の二　認定高度保安実施者等

（認定の申請）

第九十四条の七の二　法第三十九条の十三の認定の申請をしようとする第一種製造者は、様式第

及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

第九十四条の七　［略］

［新設］

［新設］

五十五の七の二の認定高度保安実施者認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一　企業の概要を記載した書類　設立年月日、資本金及び資本関係、事業所の名称、従業員数、主要製品名並びに組織図

二　申請に係る事業所の概要を記載した書類　設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図

三　次条第一項及び第二項に規定する基準に適合していることを説明する書類

四　令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする場合にあつては、その旨並びに次条第三項及び第四項に規定する基準に適合していることを説明する書類

（認定の基準）

第九十四条の七の三　法第三十九条の十四第一項第一号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　別表第六に定めるところによること。

二　申請に係る製造施設及び特定施設が、前条

［新設］

の認定の申請時において、継続して二年以上高圧ガスを製造しているものであること。

2　法第三十九条の十四第一項第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。

二　前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。

三　申請に係る第一種製造者の役員又は事業所の長が、第一号に掲げる高度な情報通信技術

を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。

3　令第十条の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な仕組みは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　危険源の特定及び評価を実施し、その結果に基づき、当該危険源による保安への影響を軽減するための措置を網羅的に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。

二　従業員等の教育及び訓練を高度に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。

三　第三者の専門的な知見を適切に活用する体制を整備しており、かつ、適切に活用していること。

四　連続運転期間（運転を停止して行つた前回の保安検査の日から運転停止をして行う次回の保安検査の日までの期間をいう。）及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備しており、かつ、適切に評価していること。

五　前各号に掲げる事項について継続的改善を行つていること。

4　令第十条の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な情報通信技術を用いたものは、先端的な情報通信技術を用いた保安の確保の方法

であつて、保安を確保するため作業員が行うべき判断を補助する技術を活用するものをいう。

5　法第三十九条の十四第二項の経済産業大臣が行う検査は、第一項から第四項までの規定への適合に関する事項とし、書類検査及び現地検査又はこれらに類する検査により行うものとする。

6　経済産業大臣は、前項の検査において、前条第一項の申請の内容が第一項及び第二項に規定する基準に適合していると認めるときは、様式第五十五の七の三の認定高度保安実施者認定証を交付するものとする。ただし、第一項から第四項までに規定する基準に適合していると認め

るときは、認定高度保安実施者認定証に代えて、様式第五十五の七の四の特定認定高度保安実施者認定証を交付するものとする。

（協会等の調査）

第九十四条の七の四　法第三十九条の十六第一項の規定により、協会又は法第三十九条の十四第二項ただし書の指定を受けた者が行う調査は、前条第一項から第四項までの規定への適合に関する事項のうち、高度な保安の確保に関する専門技術的事項の確認に関するものとし、書類調査及び現地調査又はこれらに類する調査により行う。

［新設］

2　法第三十九条の十六第二項の規定による通知は、様式第五十五の七の五の調査通知書により行うものとする。

（認定の更新）

第九十四条の七の五　前三条の規定は、法第三十九条の十七第一項の規定により認定高度保安実施者が認定の更新を受ける場合について準用する。

［新設］

（認定内容の変更の届出）

第九十四条の七の六　法第三十九条の十八の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者

［新設］

は、様式第五十五の七の六の認定高度保安実施者変更届書に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

（施設の追加）

第九十四条の七の七　第九十四条の七の二から第九十四条の七の四までの規定は、認定高度保安実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行う製造施設又は自ら保安検査を行う特定施設を追加する場合について準用する。この場合において、第九十四条の七の三第六項ただし書の規

［新設］

定は、当該認定高度保安実施者が特定認定高度保安実施者であり、かつ、この項前段において準用する第九十四条の七の二の申請の内容が第九十四条の七の三第三項及び第四項に規定する基準に適合していると認める場合に限つて、適用する。

2　前項の場合において、認定高度保安実施者は、第九十四条の七の二（同項前段において準用する場合を含む。）の規定により既に提出した書類の内容に変更がないときは、同項前段において準用する同条の規定にかかわらず、当該規定により提出すべき書類の添付を省略することができる。

（認定高度保安実施者の承継の届出）

第九十四条の七の八　法第三十九条の十九第二項の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者の地位を承継した者は、様式第五十五の七の七の認定高度保安実施者承継届書に相続、合併又は当該認定高度保安実施者のその認定に係る事業所を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、当該事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

［新設］

（製造のための施設等の変更の特例）

第九十四条の七の九　法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令で定める重要なものは、次の各号に掲げる変更の工事又は製造の方法の変更とする。

一　特定変更工事

二　製造の方法の変更であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　高圧ガス設備の変更の工事により、常用の圧力又は常用の温度を変更するもの

ロ　常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、高圧ガス設備の常

［新設］

用の圧力又は常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率に応じ、十分な強度を有するものであることを確認した上で、当該高圧ガス設備の変更の工事をせずに常用の圧力又は常用の温度を変更するもの（設計圧力又は設計温度を変更するものに限る。）

2　法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令で定める軽微なものは、常用の圧力及び常用の温度の変更を伴わない製造の方法の変更とする。

3　法第三十九条の二十一第一項の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者は、様式

第五十五の七の八の認定高度保安実施者高圧ガス製造施設等変更届書に変更明細書を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4　前項の変更明細書には、第三条第二項各号に掲げる事項のうち、変更のあつた部分について記載しなければならない。

5　法第三十九条の二十一第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　変更の工事の内容

二　法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

6　法第三十九条の二十一第三項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　製造の方法の変更の内容

二　法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

（完成検査の特例）

第九十四条の七の十　法第三十九条の二十二第一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う完成検査の方法は、別表第一のとおりとする。

2　法第三十九条の二十二第二項の検査記録には

［新設］

、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　完成検査年月日

二　完成検査に係る責任者の氏名

三　完成検査をした特定変更工事の内容

四　完成検査を行つた製造施設の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果の詳細

（保安統括者、保安技術管理者及び保安係員に係る特例）

第九十四条の七の十一　法第三十九条の二十四第一項の規定により、認定高度保安実施者（法第二十七条の二第一項第一号に掲げる者に限る。

［新設］

次項において同じ。）が保安係員を選任する場合は、製造設備の運転状態を監視し、かつ、緊急時において保安上必要な措置を講ずることができるなど、適切な保安管理の方法であると経済産業大臣が認める方法によらなければならない。

2　法第三十九条の二十四第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　選任し、又は解任した保安統括者、保安技術管理者又は保安係員の氏名

二　選任した保安統括者、保安技術管理者又は保安係員の製造保安責任者免状の種類

三　選任又は解任の年月日

3　前項の記録は、同項第二号の免状の写しとともに保存しなければならない。

（保安主任者及び保安企画推進員に係る特例）

第九十四条の七の十二　法第三十九条の二十五第一項の規定により、認定高度保安実施者（法第二十七条の三第一項に規定する第一種製造者である者に限る。次項において同じ。）が保安主任者を選任する場合は、製造設備の運転状態を監視し、かつ、緊急時において保安上必要な措置を講ずることができるなど、適切な保安管理の方法であると経済産業大臣が認める方法によ

［新設］

らなければならない。

2　法第三十九条の二十五第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　選任し、又は解任した保安主任者又は保安企画推進員の氏名

二　選任した保安主任者又は保安企画推進員の製造保安責任者免状の種類

三　選任又は解任の年月日

3　前項の記録は、同項第二号の免状の写しとともに保存しなければならない。

（保安検査等の特例）

第九十四条の七の十三　法第三十九条の二十七第一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う保安検査は、当該認定に係る特定施設について、一年（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回行わなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、休止施設にあつては、第七十九条第三項の規定を適用する。

3　認定高度保安実施者が、基準日の前後三月以

［新設］

内に第一項の保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を自ら行つたものとみなす。

4　第一項の保安検査の方法は、開放検査、分解検査その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法並びに作動検査その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法でなければならない。

5　前項に規定するもののほか、第一項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一　認定高度保安実施者が、法第三十九条の十三の認定に係る特定施設について行う保安検

査の方法であつて、経済産業大臣が認めたもの
を用いる場合
二　特定認定高度保安実施者が、令第十条の二ただし書の規定の適用に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合
イ　製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法
ロ　少なくとも八年に一回は運転を停止した検査を行う方法
ハ　保安検査に係る責任者が前項に定める方法に適合すると認めた方法

三　特定認定高度保安実施者が、令第十条の二ただし書の規定の適用に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、その保安検査の方法を適切に評価する能力を有していると経済産業大臣が認める者が確認したものを用いる場合

6　第一項の保安検査を行つた認定高度保安実施者は、同項の検査記録に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　保安検査年月日

二　保安検査に係る責任者の氏名

三　保安検査をした特定施設

四　保安検査を行つた特定施設の設備ごとの検

査の方法、記録及びその結果

（認定の取消しに伴う保安検査等）

第九十四条の七の十四　認定高度保安実施者又は特定認定高度保安実施者が、法第三十九条の二十第一項の規定により法第三十九条の十三の認定を取り消されたときは、当該認定の取消しを受けた認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、当該認定に係る特定施設について、前条第一項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、都道府県知事が行う保安検査を受け、又は協会若しくは指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府

［新設］

県知事に届け出なければならない。この場合において、都道府県知事が行う保安検査を受け、又は当該届出を行うまでの間は、当該認定高度保安実施者であつた者を認定高度保安実施者とみなして前条第五項第一号の規定を適用し、当該特定認定高度保安実施者であつた者を特定認定高度保安実施者とみなして、同項第二号及び第三号の規定を適用する。

2　前条第五項第二号又は第三号に規定する方法により保安検査を行う特定認定高度保安実施者が、第九十四条の七の十六の規定により令第十条の二ただし書の規定の適用を受けなくなつたとき（前項の規定に該当するときを除く。）は

、当該規定の適用を受けなくなつた特定認定高度保安実施者であつた者は、当該適用に係る特定施設について、前条第一項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。この場合において、当該いずれかの措置を講ずるまでの間は、当該特定認定高度保安実施者であつた者を特定認定高度保安実施者とみなして、前条第五項第二号及び第三号の規定を適用する。

一　前条第五項の告示で定めるところにより、又は同項第一号に規定する方法により、自ら保安検査を行うこと。

二　都道府県知事が行う保安検査を受けるこ

と。

三　協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事に届け出ること。

3　第一項又は前項第二号の規定により、都道府県知事が行う保安検査を受けようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、当該保安検査を受けるまでに、様式第三十八の保安検査申請書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4　都道府県知事は、前項の保安検査において、当該保安検査に係る特定施設が法第八条第一号

の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十九の保安検査証を交付するものとする。

5　前二項の規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、第三項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

6　第一項又は第二項第三号の規定により協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、様式

第四十の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

7　第三項及び第四項の規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、第三項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

8　第一項又は第二項第三号の規定により、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であ

つた者は、様式第四十一の指定保安検査機関保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

9　協会及び指定保安検査機関は、第一項又は第二項第三号の規定により保安検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を当該保安検査を行つた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

10　協会が前項の報告をしようとするときは、様式第四十二の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければなら

ない。

11　指定保安検査機関が第九項の報告をしようとするときは、様式第四十三の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第九十四条の七の十五　法第三十九条の二十一第二項及び第三項に規定する記録、法第三十九条の二十二第二項に規定する検査記録、法第三十九条の二十三に規定する危害予防規程、法第三十九条の二十四第二項及び法第三十九条の二十

［新設］

五第二項に規定する記録並びに法第三十九条の二十七第一項に規定する検査記録は、これらの記録又は規程に記載すべき事項を電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、同項の記録又は規程が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

3　第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（令第十条の二ただし書の適用）

第九十四条の七の十六　経済産業大臣は、特定認定高度保安実施者が第九十四条の七の三第三項又は第四項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該特定認定高度保安実施者について、令第十条の二ただし書の規定を適用しないこととすることができる。この場合において、経済産業大臣は、当該特定認定高度保安実施者に対し、様式第五十五の七の九の通知書によりその旨を通知するものとする。

第十三章の三　指定設備に係る認定等

［新設］

第十三章の二　指定設備に係る認定等

第九十五条　［略］	第九十五条　［略］
（調査の要請） 第九十五条の二　法第六十条の二の経済産業省令で定める者は、第一種製造者とする。 2　第一種製造者は、独立行政法人情報処理推進機構が行う調査に協力するよう努めるものとする。	［新設］
第九十六条　［略］	第九十六条　［略］
別表第六（第九十四条の七の三第一項関係）	［新設］

項目	認定の基準
1 本社の関与及び法令遵守の体制の確保	
一 保安に係る基本姿勢	一 法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等

の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。

二　法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

三　保安管理を担当する役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が選任されていること。

四　監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制が整備されていること。	
一　本社又は事業所において、保安に関する法令（法、令及びこの規則をいう。）の遵守のための体制が整備されており、かつ、適切に	二　法令遵守の体制

維持されていること。

二　本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。

三　事業所が法令に違反する行為があつたことを知つた場合に、本社及び行政庁へ速やかに通報するための手順が明確に定められ、かつ、文書化されていること。

2 保安に関するリスク管理の体制		
	一 本社の役員（上欄1一の項下欄第三号の保安管理を担当する役員を含む。）を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定めら	一 本社の体制

れ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。

二　保安管理を担当する組織が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該組織の意見が十分に反映されることが明確に定められることが、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。

三　保安管理を担当する組織の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定

業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四　本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理（認定高度完成検査及び認定高度保安検査の実施状況の不備及びこれらの検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合

	二　事業所の体制	三　認定高
しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。	経済産業大臣が定める基準に従つて、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行つていること。	

度保安実施者の行う完成検査（以下この表において「認定高度完成検査」という。）の体制	
イ　認定高度完成検査を実施する一般建築士又は認定高度完成検査を実施する建築士事務所の一般建築士	

高度完成検査組織	する組織（以下この表において「完成検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 二　完成検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）

で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

三　完成検査組織の長は、特定変更工事（工事に係る協力会社の管理を含む。）に必要な工事計画に関する事項、施工管理に関する事項及び工事の安全に関する事

項等（以下この表において「工事計画書等」という。）を工事責任者に作成させる責任を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四　完成検査組織において、工事計画書等のとおりに特定変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行

われていること。

五　完成検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

六　完成検査組織に所属している者（完成検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有してい

ること。	ロ　認定高度完成検査業務 一　完成検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度完成検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は事業所において行うものであること。 二　認定高度完成検査は、各々の検査箇所に適した経験

等を有する者が、製造施設に係る完成検査の方法を定める規程（当該完成検査の方法が第九十四条の七の十第一項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。

三　認定高度完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達す

	ることが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。 四　認定高度完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になつていること。

ハ　認定高度完成検査の検査管理	一　完成検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、完成検査管理（認定高度完成検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制になっていること。が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。 二　完成検査管理を行う組織

の長（ただし、完成検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。

イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者

免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

三　完成検査管理を行う組織に所属する者（完成検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転

管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で二人以上であることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四　一の事業所に対し完成検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該完成検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。

五　完成検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、完成検査管理が適切に実施されていること。

六　完成検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。

また、保存された記録は、その後の認定高度完成検査等において活用できる体制

四　認定高度保安実施者の行う保安検査（以下この表において「認定高度保安検査」という。）の	になつていること。

体制	イ　運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること。 一　運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていることとなく 二　前号の設備改善に関し、その改善箇所、改善内容、改善理由等が明確になつているこ 保安検査を行うため 改善理由等が明確になつて の措置 いること。 三　運転を停止することなく保安検査を行う施設の的確な管理のための手引書（工

程ごとの操業条件等）が明確に定められ、かつ、整備されていること。	ロ　認定高度保安検査を実施する組織（以下この表において「保安検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 一　認定高度保安検査を実施する組織（以下この表において「保安検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 二　保安検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。

イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。	
ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者	
三　保安検査組織に所属して	

	いる者（保安検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。
ハ　認定高度保安検査業務	一　保安検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度保安検査の実施に協力会社を活用する場

合にあつても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。

二　認定高度保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、特定施設に係る保安検査の方法を定める規程（当該保安検査の方法が第九十四条の七の十三第四項又は第五項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施され

ることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。

三　認定高度保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。

四　認定高度保安検査記録に関する規程が定められ、そ

れにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になつていること。	
一　保安検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、保安検査管理（認定高度保安検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場	二　認定高度保安検査の管理

合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制になっていることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

二　保安検査管理を行う組織の長（ただし、保安検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。

イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が

認める者

三　保安検査管理を行う組織に所属する者（保安検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四　一の事業所に対し保安検

査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該保安検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。

五　保安検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、保安検査管理が適切に実施されていること。

六　保安検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になつていること。	
サイバーセキュリティの確保に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行つていること。	3　サイバーセキュリティ（サイバーセキュリ

備考	ティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保

一　上欄２一の項下欄第四号、上欄２三ハの項下欄第四号及び上欄２四ニの項下欄第四号に掲げる本社には、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて認定高度保安実施者の財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができる法人であつて、当該認定高度保安実施者に対して適切な監査及び検査管理を行うことができるものを含めることができる。

二　特定施設の運転を停止して行う保安検査のみに限定して認定高度保安実施者の申請をしようとする者にあつては、本基準中上

	欄2四イの項目については適用しないものとする。

様式第三十八及び様式第三十九中「第79条、第80条関係」を「第79条、第80条、第82条、第94条の7の14関係」に、様式第四十及び様式第四十一中「第80条関係」を「第80条、第82条、第94条の7の14関係」に、様式第四十二及び様式第四十三中「第81条関係」を「第81条、第82条、第94条の7の14関係」に改め、様式第五十五の七の次に次の八様式を加える。

［様式第五十五の七の二から様式第五十五の七の九までを挿入］

附　則

この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。

様式第55の７の２（第94条の７の２関係）

認定高度保安実施者認定申請書	特定	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
申請の種類			
自ら完成検査を行う製造施設			
自ら保安検査を行う特定施設			
運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　×印の項は記載しないこと。

様式55の7の3（第94条の7の3関係）

認定高度保安実施者認定証	
名称（事業所の名称を含む。）	
事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
認定の種類	
自ら完成検査を行う製造施設	
自ら保安検査を行う特定施設	
運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間	
認定年月日及び認定番号	
認定の有効期間	（　　）
製造施設の検査の方法等	
備考	

経済産業大臣　　印

代表者　氏名　　殿

様式第55の7の4（第94条の7の3関係）

特定認定高度保安実施者認定証	
名称（事業所の名称を含む。）	
事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
認定の種類	
自ら完成検査を行う製造施設	
自ら保安検査を行う特定施設	
運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間	
認定年月日及び認定番号	
認定の有効期間	（　　）
製造施設の検査の方法等	
備考	

経済産業大臣　　印

代表者　氏名　　殿

様式第55の７の５（第94条の７の４関係）

調　査　通　知　書	特定

名称（事業所の名称を含む。）	
調　　査　　時　　期	
調　　査　　場　　所	
調　　査　　担　　当　　職　　員	
事　　業　　所　　所　　在　　地	

高圧ガス保安法第三十九条の十六第一項に基づき協会又は経済産業大臣の指定する者による調査を行いますので、同条第二項の規定に基づき通知します。

経済産業大臣　　印

代表者　氏名　　殿

様式第様式第55の７の６（第94条の７の６関係）

認定高度保安実施者変更届書	特定	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
変更の内容			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。

様式第55の7の7（第94条の7の8関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">認定高度保安実施者承継届書</td><td rowspan="2">特定</td><td>×整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>×受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>承継された認定高度保安実施者の名称（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>承継された事業所所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>承継後の名称（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業所（本社）所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>承継された自ら完成検査を行う製造施設</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>承継された自ら保安検査を行う特定施設</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>承継された運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　×印の項は記載しないこと。

様式第55の7の8（第94条の7の9関係）

<table>
<tr><td>認定高度保安実施者
高圧ガス製造施設等
変更届書</td><td rowspan="2">特定</td><td>×整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>×受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>名称（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事務所（本社）所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業所所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>変更の種類</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　2　×印の項は記載しないこと。

様式第55の7の9（第94条の7の16関係）

通知書

年　月　日

殿

経済産業大臣

一般高圧ガス保安規則第九十四条の七の十六に基づき令第十条の二ただし書の規定を適用しないこととしますので、一般高圧ガス保安規則第九十四条の七の十六後段の規定に基づき通知します。

（理由）

○経済産業省令第　　号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）及び高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和五年政令第　　号）の施行に伴い、並びに高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、コンビナート等保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

経済産業大臣　西村　康稔

コンビナート等保安規則の一部を改正する省令

コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第七章　［略］	第一章～第七章　［略］
第七章の二　認定高度保安実施者等（第四十九条の七の二―第四十九条の七の十六）	［新設］
第七章の三　［略］	第七章の二　［略］
第八章　［略］	第八章　［略］
附則	附則
（特定製造者に係る軽微な変更の工事等）	（特定製造者に係る軽微な変更の工事等）
第十四条　法第十四条第一項ただし書の経済産業	第十四条　法第十四条第一項ただし書の経済産業

省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。	省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。
一　［略］	一　［略］
一の二　特定設備の部品の取替え（保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事	［新設］
一の三　高圧ガス設備の設置（開放検査のための仮設の高圧ガス設備の設置に限る。）及び撤去の工事	［新設］
二・三　［略］	二・三　［略］
四　製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事（認定高度保安実施者が行う法第三十九条の十三の認定に係	四　製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事

る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。）	
四の二　第十七条第二号に掲げる変更工事により追加された製造施設における変更の工事（認定高度保安実施者が行う法第三十九条の十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。）であつて、保安上特段の支障がないものとして認められたもの	［新設］
五　［略］	五　［略］
六　認定完成検査実施者又は認定高度保安実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事（特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上の	六　認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事（特定設備（設計圧力が三十メガパス

ものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）に限る。）

七　特定認定事業者（高圧ガス保安法施行令（

カル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）に限る。）

平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書の認定を受けた者をいう。以下同じ。）である認定完成検査実施者（以下「特定認定完成検査実施事業者」という。）又は特定認定高度保安実施者（令第十条の二ただし書の適用を受ける認定高度保安実施者をいう。以下同じ。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ～ハ　［略］

ニ　高圧ガス設備（配管、バルブ、継手又は附属機器類（特定設備を除く。）に限る。

七　認定完成検査実施者であつて、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第十条ただし書に規定する検査能力の維持向上に係る高度な方法を用い、かつ、当該方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制を有すると経済産業大臣が認める者（以下「特定認定事業者」という。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ～ハ　［略］

ニ　高圧ガス設備（配管、バルブ、フランジ

）の変更の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）

八　認定完成検査実施者、認定保安検査実施者、認定高度保安実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ　［略］

ロ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管、バルブ又は継手から配管、バルブ又は継手への変更に限り、当該変更に伴

継手又は附属機器類（特定設備を除く。）に限る。）の変更の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）

八　認定完成検査実施者、認定保安検査実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ　［略］

ロ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管、バルブ又はフランジ継手から配

う配管、バルブ又は継手の撤去を含む。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ、第一号及び前号ニに該当するものを除く。）

ハ　［略］

2　［略］

（特定施設の範囲等）

第三十四条　［略］

2・3　［略］

4　法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年

管、バルブ又はフランジ継手への変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ、第一号及び前号ニに該当するものを除く。）

ハ　［略］

2　［略］

（特定施設の範囲等）

第三十四条　［略］

2・3　［略］

4　法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年

を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施設にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け、又は自ら行つたものとみなす。	を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施設にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下この項において「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け、又は自ら行つたものとみなす。
5～7　［略］	5～7　［略］
（保安検査の方法） 第三十七条　［略］	（保安検査の方法） 第三十七条　［略］

2　前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。	2　前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。
一　認定保安検査実施者が、法第三十五条第一項第二号の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、経済産業大臣が認めたものを用いる場合	一　認定保安検査実施者が、法第三十五条第一項第二号の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、同号の認定に当たり経済産業大臣が認めたものを用いる場合
二　特定認定事業者が、令第十条ただし書の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合	二　特定認定事業者が、令第十条ただし書の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合。
イ～ハ　［略］	イ～ハ　［略］
三　第十四条第一項第八号の認定に係る特定施設における保安検査の方法であつて、経済産	［新設］

業大臣が認めたものを用いる場合

四・五　［略］

3　認定保安検査実施者又は特定認定保安検査実施事業者（特定認定事業者である認定保安検査実施者をいう。以下同じ。）が法第三十九条の十二第一項の規定により法第三十五条第一項第二号の認定を取り消されたときは、当該認定の取消しを受けた認定保安検査実施者であつた者又は特定認定保安検査実施事業者であつた者は、当該認定に係る特定施設について、第三十四条第二項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、都道府県知事が行う保安検査を受け、又は協会若しくは指定保安検査機関が行う保安検査を受

三・四　［略］

［新設］

けてその旨を都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、都道府県知事が行う保安検査を受け、又は当該届出を行うまでの間は、当該認定保安検査実施者であつた者を認定保安検査実施者とみなして前項第一号の規定を適用し、当該特定認定保安検査実施事業者であつた者を特定認定事業者とみなして同項第二号の規定を適用する。

4　第二項第二号に規定する方法により保安検査を行う特定認定保安検査実施事業者が第四十九条の七第一項の規定により令第十条ただし書の認定を取り消されたとき（前項の規定に該当するときを除く。）は、当該認定の取消しを受け

［新設］

た特定認定保安検査実施事業者であつた者は、当該認定に係る特定施設について、第三十四条第二項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、次の各号に掲げるいずれかの措置を講じなければならない。この場合において、当該いずれかの措置を講ずるまでの間は、当該特定認定保安検査実施事業者であつた者を特定認定事業者とみなして、第二項第二号の規定を適用する。

一　第二項の告示で定めるところにより、自ら保安検査を行うこと。

二　都道府県知事が行う保安検査を受けること。

三　協会又は指定保安検査機関が行う保安検査

を受けてその旨を都道府県知事に届け出ること。

5　第三項又は前項第二号の規定により、都道府県知事が行う保安検査を受けようとする認定保安検査実施者であつた者又は特定認定保安検査実施事業者であつた者は、当該保安検査を受けるまでに、様式第十七の保安検査申請書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

［新設］

6　都道府県知事は、前項の保安検査において、当該保安検査に係る特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第十八の保安検査

［新設］

証を交付するものとする。

7　前二項の規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、第五項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

［新設］

8　第三項又は第四項第三号の規定により、協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする認定保安検査実施者であつた者又は特定認定保安検査実施事業者であつた者は、様式第十九の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄

［新設］

する都道府県知事に提出しなければならない。

9　第五項及び第六項の規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、第五項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

［新設］

10　第三項又は第四項第三号の規定により、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする認定保安検査実施者であつた者又は特定認定保安検査実施事業者であつた者は、様式第二十の指定保安検査機関保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の

［新設］

所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

11　協会及び指定保安検査機関は、第三項又は第四項第三号の規定により保安検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を当該保安検査を行つた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

［新設］

12　協会が前項の報告をしようとするときは、様式第二十一の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

［新設］

13　指定保安検査機関が第十一項の報告をしよう

［新設］

とするときは、様式第二十二の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第三十八条の二　法第三十五条の二に規定する検査記録は、前条第五項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。

２・３　［略］

（電磁的方法による保存）

第三十八条の二　法第三十五条の二に規定する検査記録は、前条第五項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することにより作成し、保存することができる。

２・３　［略］

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定内容の変更の届出）

第四十九条の五　特定認定完成検査実施事業者は、第四十九条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第三十四の六の特定認定完成検査実施事業者変更届正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2　特定認定保安検査実施事業者は、第四十九条

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定内容の変更の届出）

第四十九条の五　認定完成検査実施者である特定認定事業者（以下「特定認定完成検査実施事業者」という。）は、第四十九条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第三十四の六の特定認定完成検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2　認定保安検査実施者である特定認定事業者（

の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第三十四の七の特定認定保安検査実施事業者変更届正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

第四十九条の七　［略］

第七章の二　認定高度保安実施者等

以下「特定認定保安検査実施事業者」という。）は、第四十九条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第三十四の七の特定認定保安検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

第四十九条の七　［略］

［新設］

（認定の申請）

第四十九条の七の二　法第三十九条の十三の認定の申請をしようとする特定製造者は、様式第三十四の七の二の認定高度保安実施者認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一　企業の概要を記載した書類　設立年月日、資本金及び資本関係、事業所の名称、従業員数、主要製品名並びに組織図

二　申請に係る事業所の概要を記載した書類　設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力一覧表、施設配置図及び系列会

［新設］

社又は協力会社との関係を示す系統図並びに主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図

三　次条第一項及び第二項に規定する基準に適合していることを説明する書類

四　令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする場合にあつては、その旨並びに次条第三項及び第四項に規定する基準に適合していることを説明する書類

（認定の基準）

第四十九条の七の三　法第三十九条の十四第一項第一号の経済産業省令で定める基準は、次の各

［新設］

号に掲げるものとする。

一　保安用不活性ガス以外のガスの処理能力（不活性ガス及び空気については、その処理能力に四分の一を乗じて得た容積とする。）が百万立方メートル（貯槽を設置して専ら高圧ガスの充塡を行う場合にあつては、二百万立方メートル）以上の製造事業所については別表第九、それ以外の製造事業所については別表第十に定めるところによること。

二　申請に係る製造施設及び特定施設が、前条の認定の申請時において、継続して二年以上高圧ガスを製造しているものであること。

2　法第三十九条の十四第一項第二号の経済産業

省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。

二　前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。

三　申請に係る特定製造者の役員又は事業所の長が、第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。

3　令第十条の二ただし書の経済産業省令で定め

る特に高度な仕組みは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　危険源の特定及び評価を実施し、その結果に基づき、当該危険源による保安への影響を軽減するための措置を網羅的に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。

二　従業員等の教育及び訓練を高度に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。

三　第三者の専門的な知見を適切に活用する体制を整備しており、かつ、適切に活用していること。

四　連続運転期間（運転を停止して行つた前回の保安検査の日から運転停止をして行う次回の保安検査の日までの期間をいう。）及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備しており、かつ、適切に評価していること。

五　前各号に掲げる事項について継続的改善を行つていること。

4　令第十条の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な情報通信技術を用いたものは、先端的な情報通信技術を用いた保安の確保の方法であつて、保安を確保するため作業員が行うべき判断を補助する技術を活用するものをいう。

5　法第三十九条の十四第二項の経済産業大臣が

行う検査は、第一項から第四項までの規定への適合に関する事項とし、書類検査及び現地検査又はこれらに類する検査により行うものとする。

6　経済産業大臣は、前項の検査において、前条第一項の申請の内容が第一項及び第二項に規定する基準に適合していると認めるときは、様式第三十四の七の三の認定高度保安実施者認定証を交付するものとする。ただし、第一項から第四項までに規定する基準に適合していると認めるときは、認定高度保安実施者認定証に代えて、様式第三十四の七の四の特定認定高度保安実施者認定証を交付するものとする。

［新設］

（協会等の調査）

第四十九条の七の四　法第三十九条の十六第一項の規定により、協会又は法第三十九条の十四第二項ただし書の指定を受けた者が行う調査は、前条第一項から第四項までの規定への適合に関する事項のうち、高度な保安の確保に関する専門技術的事項の確認に関するものとし、書類調査及び現地調査又はこれらに類する調査により行う。

2　法第三十九条の十六第二項の規定による通知は、様式第三十四の七の五の調査通知書により行うものとする。

（認定の更新）

第四十九条の七の五　前三条の規定は、法第三十九条の十七第一項の規定により認定高度保安実施者が認定の更新を受ける場合について準用する。

［新設］

（認定内容の変更の届出）

第四十九条の七の六　法第三十九条の十八の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者は、様式第三十四の七の六の認定高度保安実施者変更届書に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保

［新設］

安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

（施設の追加）

第四十九条の七の七　第四十九条の七の二から第四十九条の七の四までの規定は、認定高度保安実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行う製造施設又は自ら保安検査を行う特定施設を追加する場合について準用する。この場合において、第四十九条の七の三第六項ただし書の規定は、当該認定高度保安実施者が特定認定高度保安実施者であり、かつ、この項前段において準用する第四十九条の七の二の申請の内容が第

［新設］

四十九条の七の三第三項及び第四項に規定する基準に適合していると認める場合に限つて、適用する。

2　前項の場合において、認定高度保安実施者は、第四十九条の七の二（同項前段において準用する場合を含む。）の規定により既に提出した書類の内容に変更がないときは、同項前段において準用する同条の規定にかかわらず、当該規定により提出すべき書類の添付を省略することができる。

（認定高度保安実施者の承継の届出）

第四十九条の七の八　法第三十九条の十九第二項

［新設］

の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者の地位を承継した者は、様式第三十四の七の七の認定高度保安実施者承継届書に相続、合併又は当該認定高度保安実施者のその認定に係る事業所を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、当該事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

（製造のための施設等の変更の特例）

第四十九条の七の九　法第三十九条の二十一第一

［新設］

項の経済産業省令で定める重要なものは、次の各号に掲げる変更の工事又は製造の方法の変更とする。

一　特定変更工事

二　製造の方法の変更であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　高圧ガス設備の変更の工事により、常用の圧力又は常用の温度を変更するもの

ロ　常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、高圧ガス設備の常用の圧力又は常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率に応じ、十分な強度を有するものであることを確認した上で

、当該高圧ガス設備の変更の工事をせずに常用の圧力又は常用の温度を変更するもの（設計圧力又は設計温度を変更するものに限る。）

2　法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令で定める軽微なものは、常用の圧力及び常用の温度の変更を伴わない製造の方法の変更とする。

3　法第三十九条の二十一第一項の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者は、様式第三十四の七の八の認定高度保安実施者高圧ガス製造施設等変更届書に変更明細書を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出

しなければならない。

4　前項の変更明細書には、第三条第二項各号に掲げる事項のうち、変更のあつた部分について記載しなければならない。

5　法第三十九条の二十一第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　変更の工事の内容

二　法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

6　法第三十九条の二十一第三項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　製造の方法の変更の内容

二　法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

（完成検査の特例）

第四十九条の七の十　法第三十九条の二十二第一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う完成検査の方法は、別表第三のとおりとする。

2　法第三十九条の二十二第二項の検査記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　完成検査年月日

［新設］

二　完成検査に係る責任者の氏名

三　完成検査をした特定変更工事の内容

四　完成検査を行つた製造施設の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果の詳細

（保安統括者、保安技術管理者及び保安係員に係る特例）

［新設］

第四十九条の七の十一　法第三十九条の二十四第一項の規定により、認定高度保安実施者（法第二十七条の二第一項第一号に掲げる者に限る。次項において同じ。）が保安係員を選任する場合は、製造設備の運転状態を監視し、かつ、緊急時において保安上必要な措置を講ずることが

できるなど、適切な保安管理の方法であると経済産業大臣が認める方法によらなければならない。

2　法第三十九条の二十四第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　選任し、又は解任した保安統括者、保安技術管理者又は保安係員の氏名

二　選任した保安統括者、保安技術管理者又は保安係員の製造保安責任者免状の種類

三　選任又は解任の年月日

3　前項の記録は、同項第二号の免状の写しとともに保存しなければならない。

（保安主任者及び保安企画推進員に係る特例）

［新設］

第四十九条の七の十二　法第三十九条の二十五第一項の規定により、認定高度保安実施者（法第二十七条の三第一項に規定する第一種製造者である者に限る。次項において同じ。）が保安主任者を選任する場合は、製造設備の運転状態を監視し、かつ、緊急時において保安上必要な措置を講ずることができるなど、適切な保安管理の方法であると経済産業大臣が認める方法によらなければならない。

2　法第三十九条の二十五第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならな

い。

一　選任し、又は解任した保安主任者又は保安企画推進員の氏名

二　選任した保安主任者又は保安企画推進員の製造保安責任者免状の種類

三　選任又は解任の年月日

3　前項の記録は、同項第二号の免状の写しとともに保存しなければならない。

（保安検査等の特例）

第四十九条の七の十三　法第三十九条の二十七第一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う保安検査は、当該認定に係る特定施設

［新設］

について、一年（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回行わなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、休止施設にあつては、第三十四条第三項の規定を適用する。

3　認定高度保安実施者が、基準日の前後三月以内に第一項の保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を自ら行つたものとみなす。

4　第一項の保安検査の方法は、開放検査、分解検査その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法並びに作動検査その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法でなければならない。

5　前項に規定するもののほか、第一項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一　認定高度保安実施者が、法第三十九条の十三の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、経済産業大臣が認めたものを用いる場合

二　特定認定高度保安実施者が、令第十条の二

ただし書の規定の適用に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合

イ　製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法

ロ　少なくとも八年に一回は運転を停止した検査を行う方法

ハ　保安検査に係る責任者が前項に定める方法に適合すると認めた方法

三　特定認定高度保安実施者が、令第十条の二ただし書の規定の適用に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、その保安検

査の方法を適切に評価する能力を有していると経済産業大臣が認める者が確認したものを用いる場合

6　第一項の保安検査を行つた認定高度保安実施者は、同項の検査記録に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　保安検査年月日

二　保安検査に係る責任者の氏名

三　保安検査をした特定施設

四　保安検査を行つた特定施設の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果

（認定の取消しに伴う保安検査等）

第四十九条の七の十四　認定高度保安実施者又は特定認定高度保安実施者が、法第三十九条の二十第一項の規定により法第三十九条の十三の認定を取り消されたときは、当該認定の取消しを受けた認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、当該認定に係る特定施設について、前条第一項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、都道府県知事が行う保安検査を受け、又は協会若しくは指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、都道府県知事が行う保安検査を受け、又は当該届出を行うまでの間は、当該認定高度

［新設］

保安実施者であつた者を認定高度保安実施者とみなして前条第五項第一号の規定を適用し、当該特定認定高度保安実施者であつた者を特定認定高度保安実施者とみなして、同項第二号及び第三号の規定を適用する。

2　前条第五項第二号又は第三号に規定する方法により保安検査を行う特定認定高度保安実施者が、第四十九条の七の十六の規定により令第十条の二ただし書の規定の適用を受けなくなつたとき（前項の規定に該当するときを除く。）は、当該規定の適用を受けなくなつた特定認定高度保安実施者であつた者は、当該適用に係る特定施設について、前条第一項本文の規定にかか

わらず、遅滞なく、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。この場合において、当該いずれかの措置を講ずるまでの間は、当該特定認定高度保安実施者であつた者を特定認定高度保安実施者とみなして、前条第五項第二号及び第三号の規定を適用する。

一　前条第五項の告示で定めるところにより、又は同項第一号に規定する方法により、自ら保安検査を行うこと。

二　都道府県知事が行う保安検査を受けること。

三　協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事に届け出るこ

と。

3　第一項又は前項第二号の規定により、都道府県知事が行う保安検査を受けようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、当該保安検査を受けるまでに、様式第十七の保安検査申請書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4　都道府県知事は、前項の保安検査において、当該保安検査に係る特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第十八の保安検査証を交付するものとする。

5　前二項の規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、第三項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

6　第一項又は第二項第三号の規定により協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、様式第十九の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

7　第三項及び第四項の規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、第三項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

8　第一項又は第二項第三号の規定により、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、様式第二十の指定保安検査機関保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければな

らない。

9　協会及び指定保安検査機関は、第一項又は第二項第三号の規定により保安検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を当該保安検査を行つた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

10　協会が前項の報告をしようとするときは、様式第二十一の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

11　指定保安検査機関が第九項の報告をしようとするときは、様式第二十二の保安検査結果報告

書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第四十九条の七の十五　法第三十九条の二十一第二項及び第三項に規定する記録、法第三十九条の二十二第二項に規定する検査記録、法第三十九条の二十三に規定する危害予防規程、法第三十九条の二十四第二項及び法第三十九条の二十五第二項に規定する記録並びに法第三十九条の二十七第一項に規定する検査記録は、これらの記録又は規程に記載すべき事項を電磁的方法に

［新設］

より記録することにより作成し、保存することができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、同項の記録又は規程が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

3　第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（令第十条の二ただし書の適用）

第四十九条の七の十六　経済産業大臣は、特定認定高度保安実施者が第四十九条の七の三第三項

［新設］

又は第四項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該特定認定高度保安実施者について、令第十条の二ただし書の規定を適用しないこととすることができる。この場合において、経済産業大臣は、当該特定認定高度保安実施者に対し、様式第三十四の七の九の通知書によりその旨を通知するものとする。

第七章の三　指定設備に係る認定等

第五十条　［略］

（調査の要請）

第七章の二　指定設備に係る認定等

第五十条　［略］

第五十条の二　法第六十条の二の経済産業省令で定める者は、第一種製造者とする。

2　第一種製造者は、独立行政法人情報処理推進機構が行う調査に協力するよう努めるものとする。

第五十一条　［略］

別表第九（第四十九条の七の三第一項関係）

項目	認定の基準
1　本社の関	

［新設］

第五十一条　［略］

［新設］

与及び法令遵守の体制の確保	
一　保安に係る基本姿勢	一　法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。

二　法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

三　保安管理を担当する役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が選任されていること。

四　監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社

にあつては監査委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制が整備されていること。	
	二　法令遵守の体制
	一　本社又は事業所において、保安に関する法令（法、令及びこの規則をいう。）の遵守のための体制が整備されており、かつ、適切に維持されていること。
	二　本社又は事業所における法令違反等に関する報告の

	受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。 三　事業所が法令に違反する行為があつたことを知つた場合に、本社及び行政庁へ速やかに通報するための手順が明確に定められ、かつ、文書化されていること。
2　保安に関するリスク	

管理の体制	一　本社の体制 一　役員（上欄1一の項下欄第三号の保安管理を担当する役員を含む。）を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。 二　保安管理部門が設置され

ており、生産計画、設備管理計画等に当該部門の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。

三　保安管理部門の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四　本社が、一年に一回以上

事業所及び検査管理（認定高度完成検査及び認定高度保安検査の実施状況の不備及びこれらの検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されてい

ること。	二　事業所の体制 経済産業大臣が定める基準に従つて、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行つていること。	三　認定高度保安実施者の行う完成検査（以下

この表において「認定高度完成検査」という。）の体制	イ　認定高度完成検査を実施する組織（以下この表において「完成検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること

と。

二　完成検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。

イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者

ロ　イに掲げる者と同等以

上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

三　完成検査組織の長は、特定変更工事（工事に係る協力会社の管理を含む。）に必要な工事計画に関する事項、施工管理に関する事項及び工事の安全に関する事項等（以下この表において「工事計画書等」という。）を工事責任者に作成させる責任を有していることが

、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四　完成検査組織において、工事計画書等のとおりに特定変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行われていること。

五　完成検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権

	限を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。 六　完成検査組織に所属している者（完成検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。
ロ　認定高度完成検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明	一　完成検査組織が行う業務

成検査業務	確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度完成検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は事業所において行うものであること。 二　認定高度完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、製造施設に係る完成検査の方法を定める規程（当該完成検査の方法が第四十九条の七の十

第一項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。

三　認定高度完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。

	四　認定高度完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になつていること。
ハ　認定高度完成検査の検査	一　完成検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、完成検査管理（認定高度完成検査の実施状況の不

	管理
備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制になっていること。	
二　完成検査管理を行う組織の長（ただし、完成検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次	

のいずれかに該当する者であること。

イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者

ロ　イに掲げる者と同等以

上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

三　完成検査管理を行う組織に所属する者（完成検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で二人以上であることが、明確に定められ、かつ、文書化さ

れていること。

四　一の事業所に対し完成検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該完成検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。

五　完成検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、完成検査管

四　認定高度保安実	理が適切に実施されていること。 六　完成検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。 また、保存された記録は、その後の認定高度完成検査等において活用できる体制になつていること。

施者の行う保安検査（以下この表において「認定高度保安検査」という。）の体制	
イ　運転を停止することなく保安検査を行うために適切を停止	㇐　運転を停止することなく保安検査を行うために適切

	な設備改善が行われていること。 二　前号の設備改善に関し、その改善箇所、改善内容、改善理由等が明確になつていること。 三　運転を停止することなく保安検査を行う施設の的確な管理のための手引書（工程ごとの操業条件等）が明確に定められ、かつ、整備されていること。

ロ　認定高度保安検査組織	一　認定高度保安検査を実施する組織（以下この表において「保安検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 二　保安検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の

経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。ただし、特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあつては、甲種機械責任者免状を有している者に限る。

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

三　保安検査組織に所属している者（保安検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。	
一　保安検査組織が行う業務の範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度保安検査の実	ハ　認定高度保安検査業務

施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。

二　認定高度保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、特定施設に係る保安検査の方法を定める規程（当該保安検査の方法が第四十九条の七の十三第四項又は第五項の規定に適合するものに限る。）

に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。

三　認定高度保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。

四　認定高度保安検査記録に

関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になつていること。	
一　保安検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、保安検査管理（認定高度保安検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則	二　認定高度保安検査の管理

の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制になっていることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

二　保安検査管理を行う組織の長（ただし、保安検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者で

あること。

イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。ただし、特定施設の運転を停止することなく保安検査

を行う場合にあつては、甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状を有している者に限る。

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

三　保安検査管理を行う組織に所属する者（保安検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保

安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四　一の事業所に対し保安検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該保安検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属してい

ること。

五　保安検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、保安検査管理が適切に実施されていること。

六　保安検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。

また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査

等において活用できる体制になつていること。	3　サイバーセキュリティの確保に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行つていること。

サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバ

ーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保	

備考

一　上欄２一の項下欄第四号、上欄２三ハの項下欄第四号及び上欄２四ニの項下欄第四号に掲げる本社には、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて認定高度保安実施者の財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を

与えることができる法人であつて、当該認定高度保安実施者に対して適切な監査及び検査管理を行うことができるものを含めることができる。

二　特定施設の運転を停止して行う保安検査のみに限定して認定高度保安実施者の申請をしようとする者にあつては、本基準中上欄2四イの項目については適用しないものとする。

別表第十（第四十九条の七の三第一項関係）

［新設］

項目	認定の基準
1 本社の関与及び法令遵守の体制の確保	
一 保安に係る基本姿勢	一 法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等

の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。

二　法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

三　保安管理を担当する役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が選任されていること。

四　監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制が整備されていること。	
一　本社又は事業所において、保安に関する法令（法、令及びこの規則をいう。）の遵守のための体制が整備されており、かつ、適切に	二　法令遵守の体制

維持されていること。

二　本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。

三　事業所が法令に違反する行為があつたことを知つた場合に、本社及び行政庁へ速やかに通報するための手順が明確に定められ、かつ、文書化されていること。

2 保安に関するリスク管理の体制		
	一 本社の体制	一 役員（上欄1一の項下欄第三号の保安管理を担当する役員を含む。）を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定めら

れ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。

二　保安管理を担当する組織が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該組織の意見が十分に反映されることが明確に定められることが、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。

三　保安管理を担当する組織の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定

業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四　本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理（認定高度完成検査及び認定高度保安検査の実施状況の不備及びこれらの検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合

	二　事業所の体制	三　認定高
しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。	経済産業大臣が定める基準に従つて、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行つていること。	

イ　認定一認定高度完成検査を実施する体制	度保安実施者の行う完成検査（以下この表において「認定高度完成検査」という。）の

高度完成検査組織	する組織（以下この表において「完成検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 二　完成検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）

で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

三　完成検査組織の長は、特定変更工事（工事に係る協力会社の管理を含む。）に必要な工事計画に関する事項、施工管理に関する事項及び工事の安全に関する事

項等（以下「工事計画書等」という。）を工事責任者に作成させる責任を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四　完成検査組織において、工事計画書等のとおりに特定変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行

われていること。

五　完成検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

六　完成検査組織に所属している者（完成検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有してい

	ること。
ロ　認定高度完成検査業務	一　完成検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度完成検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は事業所において行うものであること。 二　認定高度完成検査は、各々の検査箇所に適した経験

等を有する者が、製造施設に係る完成検査の方法を定める規程（当該完成検査の方法が第四十九条の七の十第一項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。

三　認定高度完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達す

	ることが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。 四　認定高度完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になつていること。

ハ　認定高度完成検査の検査管理	一　完成検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、完成検査管理（認定高度完成検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制になっていること。が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。 二　完成検査管理を行う組織

の長（ただし、完成検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。

イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者

免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

三　完成検査管理を行う組織に所属する者（完成検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転

管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で二人以上であることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四　一の事業所に対し完成検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該完成検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。

五　完成検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、完成検査管理が適切に実施されていること。

六　完成検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。

また、保存された記録は、その後の認定高度完成検査等において活用できる体制

四　認定高度保安実施者の行う保安検査（以下この表において「認定高度保安検査」という。）の	になつていること。

体制	イ　運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること。 ロ　運転を停止することなく保安検査を行うため前号の設備改善に関し、その改善箇所、改善内容、改善理由等が明確になつているこの措置 ハ　運転を停止することなく保安検査を行う施設の的確な管理のための手引書（工

程ごとの操業条件等）が明確に定められ、かつ、整備されていること。	ロ　認定高度保安検査を実施する組織（以下この表において「保安検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 一　認定高度保安検査を実施する組織（以下この表において「保安検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 二　保安検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。

イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者	
ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者	
三　保安検査組織に所属して	

いる者（保安検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。	
	ハ　認定高度保安検査業務 一　保安検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度保安検査の実施に協力会社を活用する場

合にあつても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。

二　認定高度保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、特定施設に係る保安検査の方法を定める規程（当該保安検査の方法が第四十九条の七の十三第四項又は第五項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施され

ることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。

三　認定高度保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。

四　認定高度保安検査記録に関する規程が定められ、そ

れにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になつていること。	
一　保安検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、保安検査管理（認定高度保安検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場	二　認定高度保安検査の検査管理

合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制になっていることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

二　保安検査管理を行う組織の長（ただし、保安検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。

イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が

認める者

三　保安検査管理を行う組織に所属する者（保安検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四　一の事業所に対し保安検

査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該保安検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。

五　保安検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、保安検査管理が適切に実施されていること。

六　保安検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になつていること。	
サイバーセキュリティの確保に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行つていること。	3　サイバーセキュリティの確保

備考

一　上欄2一の項下欄第四号、上欄2三ハの項下欄第四号及び上欄2四ニの項下欄第四号に掲げる本社には、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて認定高度保安実施者の財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができる法人であつて、当該認定高度保安実施者に対して適切な監査及び検査管理を行うことができるものを含めることができる。

二　特定施設の運転を停止して行う保安検査

のみに限定して認定高度保安実施者の申請をしようとする者にあつては、本基準中上欄2四イの項目については適用しないものとする。

様式第十七及び様式第十八中「第34条、第35条関係」を「第34条、第35条、第37条、第49条の7の14関係」に、様式第十九及び様式第二十中「第35条関係」を「第35条、第37条、第49条の7の14関係」に、様式第二十一及び様式第二十二中「第36条関係」を「第36条、第37条、第49条の7の14関係」に改め、様式第三十四の七の次に次の八様式を加える。

［様式第三十四の七の二から様式第三十四の七の九までを挿入］

附　則

この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行す

る。

様式第34の7の2（第49条の7の2関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">認定高度保安実施者
認定申請書</td><td rowspan="2">特定</td><td>×整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>×受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>名称（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事務所（本社）所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業所所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>申請の種類</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>自ら完成検査を行う製造施設</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>自ら保安検査を行う特定施設</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　×印の項は記載しないこと。

様式第34の7の3（第49条の7の3関係）

認定高度保安実施者認定証	
名称（事業所の名称を含む。）	
事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
認定の種類	
自ら完成検査を行う製造施設	
自ら保安検査を行う特定施設	
運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間	
認定年月日及び認定番号	
認定の有効期間	（　　）
製造施設の検査の方法等	
備考	

経済産業大臣　　印

代表者　氏名　　殿

様式第34の7の4（第49条の7の3関係）

特定認定高度保安実施者認定証	
名称（事業所の名称を含む。）	
事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
認定の種類	
自ら完成検査を行う製造施設	
自ら保安検査を行う特定施設	
運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間	
認定年月日及び認定番号	
認定の有効期間	（　　）
製造施設の検査の方法等	
備考	

経済産業大臣　　印

代表者　氏名　　殿

様式第 34 の７の５（第 49 条の７の４関係）

調　査　通　知　書	特定

名称（事業所の名称を含む。）	
調　　査　　時　　期	
調　　査　　場　　所	
調　　査　　担　　当　　職　　員	
事　　業　　所　　所　　在　　地	

高圧ガス保安法第三十九条の十六第一項に基づき協会又は経済産業大臣の指定する者による調査を行いますので、同条第二項の規定に基づき通知します。

経済産業大臣　　印

代表者　氏名　　殿

様式第様式第34の７の６（第49条の７の６関係）

認定高度保安実施者変更届書	特定	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
変更の内容			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　×印の項は記載しないこと。

様式第34の7の7（第49条の7の8関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">認定高度保安実施者承継届書</td><td rowspan="2">特定</td><td>×整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>×受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>承継された認定高度保安実施者の名称（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>承継された事業所所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>承継後の名称（事業所の名称を含む。）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事業所（本社）所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>承継された自ら完成検査を行う製造施設</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>承継された自ら保安検査を行う特定施設</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>承継された運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　×印の項は記載しないこと。

様式第34の7の8（第49条の7の9関係）

認定高度保安実施者 高圧ガス製造施設等 変更届書	特定	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
変更の種類			

年　月　日

代表者　氏名

殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　2　×印の項は記載しないこと。

様式第 34 の７の９（第 49 条の 7 の 16 関係）

通知書

年　月　日

殿

経済産業大臣

コンビナート等保安規則第四十九条の七の十六に基づき令第十条の二ただし書の規定を適用しないこととしますので、コンビナート等保安規則第四十九条の七の十六後段の規定に基づき通知します。

（理由）

制定　２０２３〇〇〇〇保局第〇号　令和５年〇月〇日

認定高度保安実施者の認定について

１．認定高度保安実施者の認定に係る製造施設及び特定施設の解釈

（１）冷凍保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 51 号。以下「冷凍則」という。）第〇条、液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号。以下「液石則」という。）第〇条、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「一般則」という。）第 94 条の７の３第１項第２号又はコンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号。以下「コンビ則」という。）第 49 条の７の３第１項第２号の「製造施設」とは、新たに追加された製造施設（スクラップアンドビルドされた製造施設を含む）以外の製造施設をいうものとする。

（２）冷凍則第〇条、液石則第〇条、一般則第 94 条の７の３第１項第２号又はコンビ則第 49 条の７の３第１項第２号の「特定施設」とは、次のいずれかに該当するものとする。

イ　直近の認定日以降、変更の工事が行われていない特定施設

ロ　直近の認定日以降、変更の工事が行われた特定施設のうち、当該変更の工事が特定変更工事であるもの

ハ　直近の認定日以降、特定変更工事以外の変更の工事が行われた特定施設のうち、既に認定を受けている施設の部分。ただし、当該変更の工事が施設の増設に係るもので、増設した施設の部分と既に認定を受けている施設の部分について弁等による縁切り区分が可能である場合に限る。（既に認定を受けている施設の部分の変更の工事を伴うものについては、当該変更の工事が特定変更工事に該当する場合に限る。）

２．認定申請者の欠格事由

（１）高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）第 39 条の 15 第１項第１号の「高圧ガスの製造を開始した日」とは、法第 21 条第１項に基づき製造の開始の届出を行った日とする。

（２）法第 39 条の 15 第１項第２号の「高圧ガスによる災害」とは、以下のいずれかに該当する事象を指すものとする。

①　負傷の程度に応じて次の表 a から d までに定める被害以上の人的被害が発生したもの

	死　者	重傷者	軽傷者
a	１　名	０　名	０　名
b	０　名	２　名	０　名
c	０　名	１　名	３　名
d	０　名	０　名	６　名

※　重傷者は負傷の治療に要する期間が 30 日以上の負傷者をいう。軽傷者は負傷の治療に要する期間が 30 日未満の負傷者をいう。

②　直接損害額が２億円以上発生したもの

③　次のいずれかに該当し、かつ、社会的影響が大きいと認められたもの

イ　多数又は長時間の避難者が発生する等住民の生活に多大な影響を及ぼしたもの

ロ　認定を受けている製造事業所外で人的被害が発生したもの

ハ　認定を受けている製造事業所外で物的被害が発生したもの

ニ　著しい環境破壊を及ぼしたもの

④　①から③まで（③イを除く。）に掲げるいずれかの災害の発生するおそれが相当程度あったと認められ、かつ、保安体制に不備が認められたもの。例としては以下のとおり。

イ　大規模な爆発、破裂等が発生したもの

ロ　認定を受けている製造事業所外に、爆発又は破裂に伴う重量飛散物が落下したもの

３．認定の申請手続き

認定の申請に係る手続きについては、以下に従うものとする。なお、液石則第〇条、一般則第 79 条第３項及びコンビ則第 34 条第３項に規定する休止施設についても、申請対象に含めることができるものとする。

（１）認定高度保安実施者の認定申請者は、申請書（添付書類を含む。以下同じ）を認定に係る事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出するものとする。

（２）（１）の申請書には、自ら完成検査を行う製造施設又は自ら保安検査を行う特定施設を記入しなければならない。

（３）（１）の申請書には、別に定める政令により定める申請手数料相当額の収入印紙及び登録免許税法により定める当該認定につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税の納付に係る領収書を添付しなければならない。ただし、登録免許税法

第 24 条第１項に定める納付の特例を利用する場合については、この限りではない。

（４）産業保安監督部長は、上記（１）の申請書のうち、正本１通を経済産業大臣に、副本１通を都道府県知事（認定に係る事業所が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であって、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成９年政令第 20 号。以下「令」という。）第 22 条に規定する事務に該当しない場合にあっては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長。以下同じ。）に送付するものとする。ただし、（１）の申請が電子申請である場合は、これを要しない。

（５）認定申請者は、現地検査に代わり、図面、写真及び映像その他検査に必要な資料の確認を受けようとする場合にあっては、冷凍則第〇条、液石則第〇条、一般則第94条の７の３第１項及び第２項又はコンビ則第49条の７の３第１項及び第２項（特定認定高度保安実施者の認定申請者については、冷凍則第〇条、液石則第〇条、一般則第94条の７の３第１項から第４項又はコンビ則第49条の７の３第１項から第４項）及び認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準を定める告示（以下「告示」という。）に規定する認定の各基準を満たすことを確認できる図面、写真及び映像その他検査に必要な資料を、（１）に定める書類に添えて提出するものとする。

（６）隣接する複数の事業所の保安管理システムが共通であって、保安管理体制が一体となって運営されている場合、認定申請者は、当該隣接する事業所の認定高度保安実施者に関する申請を同時に行うことができる。この場合、重複する添付書類については、一の事業所の認定高度保安実施者の申請書に添付すれば足りる。

４．経済産業大臣が行う検査等

（１）経済産業省は、経済産業大臣が行う法第 39 条の 14 第２項の検査に資するため、経済産業省内に学識経験者等を構成員とする審査会を設置する。

（２）審査会は、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）又は法第 39 条の 14 第２項ただし書の経済産業大臣の指定を受けた者による調査結果を踏まえ、認定の申請をした者（経済産業大臣が法第 39 条の 14 第２項の検査を行った者に限る。）が法第 39 条の 14 第１項に規定する認定の基準に適合しているかについて審査を行う。審査会は、審査結果を経済産業大臣へ報告するものとする。

（３）経済産業大臣が法第 39 条の 14 第２項の検査を行った場合は、協会又は法第 39 条の 14 第２項ただし書の経済産業大臣の指定を受けた者による調査結果及び（２）の審査会における審査結果を踏まえ、認定の可否の判定を行う。

（４）経済産業大臣は、認定の可否の結果について、当該事業所の所在地を管轄する産業

保安監督部長及び都道府県知事、協会の会長並びに申請者に通知するものとする。現地検査に代わり、図面、写真及び映像その他検査に必要な資料の確認を行った場合にあっては、その旨を併せて通知するものとする。

（５）保安の確保のための組織及び保安の確保の方法に関する法第 39 条の 14 第２項の検査は、冷凍則第〇条、液石則第〇条、一般則第 94 条の７の３第１項及び第２項又はコンビ則第 49 条の７の３第１項及び第２項（特定認定高度保安実施者の認定申請者については、冷凍則第〇条、液石則第〇条、一般則第 94 条の７の３第１項から第４項又はコンビ則第 49 条の７の３第１項から第４項）及び告示に規定する認定の各基準について、別に定める「認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について」を踏まえて行うものとする。

（６）保安の確保のための組織に係る検査項目のうち、冷凍則別表第〇、液石則別表第〇、一般則別表第６又はコンビ則別表第９若しくは別表第 10 上欄２四イ下欄一中「運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること」については、原則設備を直接検査することを要するが、設備改善が適切に行われていることが、記録で明らかに確認できる場合には、この限りでない。

（７）複数の事業所を有し、うち一の事業所について認定を受けた者が、他の事業所について新たに認定の申請を行う場合であって、以下の要件を全て充たすときには、当該申請に係る経済産業大臣の検査のうち本社組織に係る検査を省略することができる。

① 直近６か月以内に一の事業所について認定を取得しているとき。

② ①の認定を取得する際に、本社組織に係る検査を受けているとき。

③ ①の認定を取得する際の本社組織について、当該認定取得後変更が行われていないとき。

④ 当該事業者の事業所において、①の認定取得後事故が発生していないとき。

（８）法第 39 条の 16 第１項に規定する「専門技術的事項の確認を行う必要があると認めるとき」とは、新規の認定の申請があったとき、及び認定の更新の申請があり、経済産業大臣が法第 39 条の 16 第２項の通知を行ったときをいう。

５．施設の追加

（１）１．から４．までの規定は、冷凍則第〇条、液石則第〇条、一般則第 94 条の７の７又はコンビ則第 49 条の７の７の規定により、自ら検査を行う製造施設又は特定施設を追加する場合に準用する。この場合、４．（５）の保安の確保のための組織に係る検査項目については、追加する施設に係る部分に限るものとする。

（２）添付書類のうち新規又は法第 39 条の 17 の認定の更新に係る申請時に提出したもの

と変更がないものについては省略することができる。

（3）追加された施設を自ら検査できる期間は、当該事業所の認定の有効期間の終了する日までとする。

6．認定の更新

（1）1．から4．までの規定は、認定の更新に準用する。この場合、添付書類のうち、前回提出したものと変更がないものについては省略することができる。

（2）経済産業大臣は、更新の申請に係る事業所において、考慮期間（前回の認定の更新の申請日から当該認定の更新の申請日までの期間をいう。ただし、初回の認定更新時にあっては、初回の認定日から認定の更新の申請日までの期間をいう。）に次のいずれかの要件に該当することとなった場合は、法第39条の16第2項の通知を行うものとする。

① 高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領に規定するA級事故又はB級事故が発生した場合

② 更新の申請に係る事業所内のプラント（高圧ガス製造施設以外を含む。）において、当該事業所の労働者（当該事業所の構内における他の事業所の労働者を含む。）が死亡する労働災害又は休業の日数が4日以上の労働災害が発生した場合。ただし、交通事故、腰痛等であって明らかに当該事業所における安全管理と関係が希薄なものは除く。

③ 高圧ガス保安法の規定に違反する行為があったことが2度以上発覚した場合。ただし、以下のいずれかに該当する場合については1度以上とする。

イ 高圧ガス保安法の規定に違反する行為に起因する死者1名以上の事故が発生した場合

ロ 高圧ガス保安法の規定への違反が100を超える場合

ハ 高圧ガス保安法の規定に違反する行為のあった事業所に対して経済産業大臣が処分を行った場合

ニ 高圧ガス保安法の規定に違反する行為のあった事業所に対して経済産業省が行政文書による行政指導を行った場合

④ 認定の対象に自ら完成検査を行う製造施設又は自ら保安検査を行う特定施設を追加する場合

7．変更の届出

（1）法第39条の18の規定により届出を要する場合とは、以下の書類に記載された事項

の変更があり、当該変更の内容が認定の基準に直接関係があると認められる場合をいう。

① 冷凍則第〇条に掲げる書類に記載された事項に係る変更

② 液石則第〇条に掲げる書類に記載された事項に係る変更

③ 一般則第 94 条の７の２各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更

④ コンビ則第 49 条の７の２各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更

８．承継

（１）法第 39 条の 19 第１項第１号の「高圧ガスによる災害」とは、以下のいずれかに該当する事象を指すものとする。

① 負傷の程度に応じて次の表 a から d までに定める被害以上の人的被害が発生したとき。

	死　者	重傷者	軽傷者
a	１　名	０　名	０　名
b	０　名	２　名	０　名
c	０　名	１　名	３　名
d	０　名	０　名	６　名

※ 重傷者は負傷の治療に要する期間が 30 日以上の負傷者をいう。軽傷者は負傷の治療に要する期間が 30 日未満の負傷者をいう。

② 直接損害額が２億円以上発生したとき。

③ 次のいずれかに該当し、かつ、社会的影響が大きいと認められたとき。

イ 多数又は長時間の避難者が発生する等住民の生活に多大な影響を及ぼしたとき。

ロ 認定を受けている製造事業所外で人的被害が発生したとき。

ハ 認定を受けている製造事業所外で物的被害が発生したとき。

ニ 著しい環境破壊を及ぼしたとき。

④ ①から③まで（③イを除く。）に掲げるいずれかの災害の発生するおそれが相当程度あったと認められ、かつ、保安体制に不備が認められたとき。例としては以下のとおり。

イ 大規模な爆発、破裂等が発生したとき。

ロ 認定を受けている製造事業所外に、爆発又は破裂に伴う重量飛散物が落下したとき。

⑤ ①から④までのいずれにも該当しない災害が１年間に２回又は５年間に４回発

生し、かつ、保安体制に不備が認められたとき。ただし、少量の高圧ガスの漏えいや、事業所自らの消火活動のみで鎮圧され公設消防機関による防消火設備を利用した消火活動を要しなかった火災等の軽微と認められる災害であって、人身被害を伴わず、災害覚知後、迅速に都道府県知事等に通知されているものは、この場合の災害には該当しないものとする。

9．認定の取消し

（1）法第 39 条の 20 第１項第１号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、認定を受けている製造事業所において、次のいずれかの要件に該当する高圧ガスによる災害が発生した場合とする。

① 負傷の程度に応じて次の表 a から d までに定める被害以上の人的被害が発生したとき。

	死　者	重傷者	軽傷者
a	1　名	0　名	0　名
b	0　名	2　名	0　名
c	0　名	1　名	3　名
d	0　名	0　名	6　名

※ 重傷者は負傷の治療に要する期間が 30 日以上の負傷者をいう。軽傷者は負傷の治療に要する期間が 30 日未満の負傷者をいう。

② 直接損害額が２億円以上発生したとき。

③ 次のいずれかに該当し、かつ、社会的影響が大きいと認められたとき。

イ 多数又は長時間の避難者が発生する等住民の生活に多大な影響を及ぼしたとき。

ロ 認定を受けている製造事業所外で人的被害が発生したとき。

ハ 認定を受けている製造事業所外で物的被害が発生したとき。

ニ 著しい環境破壊を及ぼしたとき。

④ ①から③まで（③イを除く。）に掲げるいずれかの災害の発生するおそれが相当程度あったと認められ、かつ、保安体制に不備が認められたとき。例としては以下のとおり。

イ 大規模な爆発、破裂等が発生したとき。

ロ 認定を受けている製造事業所外に、爆発又は破裂に伴う重量飛散物が落下したとき。

⑤ ①から④までのいずれにも該当しない災害が１年間に２回又は５年間に４回発

生し、かつ、保安体制に不備が認められたとき。ただし、少量の高圧ガスの漏えいや、事業所自らの消火活動のみで鎮圧され公設消防機関による防消火設備を利用した消火活動を要しなかった火災等の軽微と認められる災害であって、人身被害を伴わず、災害覚知後、迅速に都道府県知事等に通知されているものは、この場合の災害には該当しないものとする。

（２）法第 39 条の 20 第１項第２号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、認定を受けている製造事業所の高圧ガス設備以外の施設において、次のいずれかの要件に該当する発火その他の高圧ガスによる災害の発生のおそれのある事故が発生した場合とする。

①　（１）の①から③まで（③イを除く。）に掲げるいずれかの災害の発生するおそれが相当程度あった事故と認められ、かつ、保安体制に不備が認められたとき。

②　①の要件に該当しない事故が１年間に４回発生し、かつ、保安体制に不備が認められたとき。ただし、事業所自らの消火活動のみで鎮圧され公設消防機関による防消火設備を利用した消火活動を要しなかった火災等の軽微と認められる災害であって、人身被害を伴わず、事故覚知後、迅速に消防機関等に通報されているものは、この場合の事故には該当しないものとする。

③　①の要件に該当しない事故が１年間に２回発生し、かつ、保安体制に不備が認められたときであって、（１）の⑤の災害が過去１年間に１回発生していたとき。ただし、事業所自らの消火活動のみで鎮圧され公設消防機関による防消火設備を利用した消火活動を要しなかった火災等の軽微と認められる災害であって、人身被害を伴わず、事故覚知後、迅速に消防機関等に通報されているものは、この場合の事故には該当しないものとする。

（３）法第 39 条の 20 第１項第６号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、次のいずれかに該当することとなった場合とする。

①　認定保安検査に係る検査脱漏等、事業所の保安体制に不備が認められ、かつ、それが（１）の①から③まで（③イを除く。）に掲げるいずれかの災害を惹起するおそれが相当程度あったと認められたとき。ただし、本社による監査等により自ら確認し、速やかに報告があったものについては、この限りではない。

②　緊急時即時通報連絡が行われなかったとき等保安体制に重大な不備が認められたとき。

③　高圧ガス保安法に規定する手続き等のうち特に重要なものへの違反があり、その違反に起因して事故が発生する蓋然性が認められた等当該違反が危険性を有するものであり、その違反について組織的な関与が認められた等違反の態様が悪質

な場合等、保安の確保上認定を取り消すことが相当と認められるとき。

④　検査内容を捏造又は改ざんした認定高度保安検査又は認定高度完成検査の記録を作成した場合。

10．認定高度保安実施者に関する特例措置について

（１）保安検査の方法のうち、次回検査時期を定める場合には、「高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準 KHK/PAJ/JPCA S 0851（2022）」（以下「次回検査時期設定基準」という。）によることができる。

11．特定認定高度保安実施者に関する特例措置等について

（１）保安検査の方法のうち、冷凍則第〇条、液石則第〇条、一般則第 94 条の７の 13 第５項第２号イ又はコンビ則第 49 条の７の 13 第５項第２号イの「製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法」とは、次回検査時期設定基準又はこれと同等の基準に基づき適切な期間を設定して行う方法をいう。ただし、次回検査時期設定基準に基づき適切な期間を設定する際に、対象損傷が次回検査時期設定基準で規定する減肉であって、12.（１）に掲げる表中五２を満たす場合は、開放検査の次回検査は余寿命に 0.5（検査時期設定係数）を乗じて得られる期間内に行うことができる。

12．特定認定高度保安実施者に関する認定の基準の解釈について

冷凍則第〇条、液石則第〇条、一般則第 94 条の７の３第３項及び第４項又はコンビ則第 49 条の７の３第３項及び第４項で定める認定の基準について、その適合性の評価にあたっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、判断の視点及びその解釈は下記のとおりとする。

なお、判断の視点における詳細事項は、判断の視点を例示するものであり、これと同等であるものは認めることとする。

また、特定認定高度保安実施者に関する認定にあたっては、冷凍則第〇条、液石則第〇条、一般則第 94 条の７の３第３項第５号又はコンビ則第 49 条の７の３第３項第５号に基づき、それぞれの認定の基準について、継続的改善を行っていることを確認することとする。

（１）冷凍則第〇条、液石則第〇条、一般則第 94 条の７の３第３項及びコンビ則第 49 条の７の３第３項について

法令の要求事項	判断の視点	解釈

	項目	詳細事項	
一　危険源の特定及び評価を実施し、その結果に基づき、当該危険源による保安への影響を軽減するための措置を網羅的に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。	1　高度な人材の確保	イ　多様な立場からの関与 (1) 保安管理組織、設備管理組織及び運転管理組織のそれぞれから適切に参加していること	(1-1) リスクマネジメントの体制が定められ、保安管理組織、設備管理組織及び運転管理組織のそれぞれから適切に参加し、合議していること (1-2) リスクランクに応じて、承認者を明確化していること
		ロ　有資格者の参加 (1) 適切に自社内の資格制度を構築、外部の資格制度の活用又はこれらと同等の取組を実施していること	(1) 必要な知識及び経験を明確に規定した自社内の資格制度の構築、外部の資格制度の活用又はこれらと同等の取組を実施していること
	2　高度なリスクの抽出	イ　非定常時の作業、工程及び運転等を含めたリスクアセスメントの実施 (1) 非定常時の作業、工程及び運転等を含めたリスクアセスメントを主要な設備に対して適切に実施していること	(1) 非定常時のリスクアセスメントについて、実施する対象を適切に選定した上で実施しており、継続的改善を行っていること
		ロ　新たな危険源の特定のための適切な見直し (1) 危険源の抽出は、適切に定期的見直しを行っていること (2) リスクアセスメントの見直しの際に、新たな有資格者を加える等、リスク抽出の工夫を適切にしていること	(1) 定常及び非定常を含む事業所全体の活動を捉えた危険源を抽出し、適切に定期的見直しを行っていること (2) リスクアセスメントの見直しの際に、新たな有資格者を加える等のリスク抽出の工夫を適切にし、継続的改善を行っていること
		ハ　設備変更に係る成熟した評価の実施	(1-1) 設備変更を含め変更管理の対象が明確であり、対象ごとに

		(1) 変更管理におけるリスクアセスメントについて、内部組織における第三者による確認を適切に実施していること	リスクアセスメントを実施し、リスク低減対策等の継続的改善を適切に行っていること (1-2) リスクアセスメントは、リスクアセスメント当事者以外の内部組織における第三者による確認を実施していること
	3 高度なリスク低減	イ 達成すべきレベルまでの適切なリスク低減対策 (1) 達成すべきリスク基準を明確にし、必要なリスク低減対策を適切に実施していること	(1) 許容可能なリスクについて達成すべきリスク基準を明確にし、必要なリスク低減対策を実施し、継続的改善を行っていること
		(2) 結果を他部署とも共有し、各部署が適切なリスク低減対策を実施していること	(2) リスクアセスメント結果を他部署に共有し、各部署で水平展開を図り、適切なリスク低減対策を実施していること。また、継続的改善を行っていること
		(3) リスク低減対策について不足した点がないこと	(3) リスク低減対策及び対策後のリスクの重大性について、評価及び承認する仕組みがあるなど、リスク低減対策について不足した点がないことを確認する仕組みがあり、継続的改善を行っていること
二 従業員等の教育及び訓練を高度に実施する体制を整備しており、かつ、適切に	1 高度な緊急時対応訓練	イ より実践的な訓練 (1) 消防技能訓練等の緊急事態を想定した実践的な訓練を実施していること	(1) 緊急事態を想定した消防技能訓練等の実践的な消火活動訓練等を計画し、適切に実施していること
		(2) 防消火の指針及び考え方並びに想定リスクシナリオ等を保有しており、これら	(2-1) 事業所の施設等に応じた防消火の指針及び考え方並びに想定リスクシナリオ等があり、こ

実施していること。		に基づいた適切な訓練を実施していること	れらに基づいた適切な訓練を実施していること (2-2) 実施結果について評価し、継続的改善を行っていること
	2 高度なリスクアセスメント教育	イ リスクアセスメントの事例紹介と実践 (1) リスクアセスメント教育を適切に実施していること (2) リスクアセスメントの基礎講座、事例紹介及び実践講座等を通して、事業所内で適切にリスクアセスメントを実施できる人材を適切に育成していること	(1-1) リスクアセスメント教育のカリキュラム及び実施計画を作定し、それに基づき適切に実施していること (1-2) 実施計画に資格制度又はこれと同等以上の取組の位置づけを明確にしていること (2) リスクアセスメントの基礎講座、事例紹介及び実践講座等のリスクアセスメント教育の結果を評価し、継続的改善を行い、適切にリスクアセスメントを実施できる人材を適切に育成していること
	3 高度なエンジニア教育及び技術伝承	イ 問題解決教育及び事故事例教育等による若手エンジニアの教育並びに資格制度の構築 (1) 熟練従業員の引退又は人事異動等に伴う保安力の低下を防ぐために、エンジニア育成及び技術伝承等の適切な教育を実施していること (2) 問題解決教育及び事故事例教育等を適切に実施していること	(1)(2) 熟練従業員の引退又は人事異動等に伴う保安力の低下を防ぐため、職務のミッション並びにそれに必要な能力及び技術を明確にし、事業所の人材構成に応じたエンジニア育成及び技術伝承等の教育カリキュラム（問題解決教育及び事故事例教育等を含む。）及び計画を作成し、適切に実施していること
		(3) 若手エンジニアを適切に育成していること	(3) 入社 10 年目程度までの若手に着目したエンジニア教育計画

			を作成するとともに、教育の実施及び結果の評価を行い、エンジニアを適切に育成していること
		(4) 技術伝承について、資格制度の構築など熟練従業員が責任をもって取り組む姿勢を明確にしていること	(4) 熟練従業員の教育訓練における役割（技術伝承を含む。）及び位置づけを教育計画等の中で明確にしていること
		ロ 個人ごとの教育計画による技術伝承 (1) 個人の必要能力に応じた教育計画を作成するなど、必要に応じた教育を実施していること	(1-1) 事業所の特性に応じた運転及び設備管理等の業務に必要な能力を明確にし、人材育成のための個人の必要能力に応じた教育計画を作成しており、適切に実施していること (1-2) 実施結果の評価を行い、継続的改善を行っていること
	4 高度な体感教育	イ 実習プラント教育又は危険体感等の実施 (1) 実習プラント又は危険体感等を適切に実施していること	(1) 事業所の運営状況を踏まえ、自社所有又は外部の模擬プラント等による実習プラント教育又は危険体感教育等を適切に実施していること
三 第三者の専門的な知見を適切に活用する体制を整備しており、かつ、適切に活用していること。	1 第三者の専門的な知見の活用	イ 特定非営利活動法人安全工学会等の社外の第三者機関による保安力評価及びその結果の公表 (1) 特定非営利活動法人安全工学会等の第三者機関の評価を受け、助言内容を踏まえて、適切に改善策を実施し、対応状況等の結果を公表していること (2) リスクアセスメントに関する評価を受けていること	(1)(2) 安全管理及びリスクアセスメントの知見を有する特定非営利活動法人安全工学会等の社外の第三者機関により、事業所の保安管理システム（リスクアセスメントを含む）の運用及び実施状況について評価を受け、その助言内容及び評価を踏まえ、適切に継続的改善が行われていること (1)(2) 対応状況等及び保安管理システムの概況について、ホー

			ムページ又は CSR レポート等を利用して公表していること
		ロ 教育機会の提供又は良好事例の展開 (1) 教育の機会の提供又は先端的な情報通信技術等について良好事例として他事業所に展開するなどの、自らが模範となる取組を実施していること	(1) 教育の機会の提供又は先端的な情報通信技術等に関する取組について良好事例として自社内の他事業所へ展開するとともに、ホームページ又は外部での講演会等で積極的に情報発信していること
四　連続運転期間（運転を停止して行つた前回の保安検査の日から運転停止をして行う次回の保安検査の日までの期間をいう。）及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備しており、かつ、適切に評価していること。	1　保安検査体制	イ 適切に連続運転期間等を評価できる体制の整備 (1) 容器及び配管等の静機器の保安体制に関して ① KHK/PAJ/JPCA S0851(2022)に規定する FFS 組織又はこれと同等な組織を設置すること ② 設定した保安検査の方法及び保安検査期間の評価者及び承認者が一般社団法人日本高圧力技術協会の設備等リスクマネジメント技術者資格又はこれと同等な資格を有する者がいること	(1) 次に掲げる体制を満たすこと。 （ｉ）自主的に保安検査の方法、保安検査及び連続運転期間等を適切に設定するための組織を設置しているとともに、責任者、承認者及び設定者を選任していること
		(2) 圧縮機及びポンプ等の動機器の保安体制に関して ① 運転期間に応じて適切に予備機を配置していること ② 機械保全技能士、JPI 設備維持管理士又はこれら	（ⅱ）（ｉ）の責任者、承認者及び設定者のそれぞれに必要な能力及び経験等を明確に定め、その内容が適切であること

		と同等な資格を有する者がいること	
		(3) 電気計装の保安体制に関して 電気主任技術者又は公益社団法人石油学会の設備維持管理士等の有資格者がいるなど、適切に寿命評価を行える体制になっていること (4) 安全装置及びインターロック等の保安防災設備並びに導管など保安検査対象となるその他の設備全般の保安体制に関して ① 運転期間に応じた適切な改善が図られていること ② 技術士等適切に検査を定める能力を有する者がいること	(iii) 承認者及び設定者については、以下の①から④までの場合に応じて、それぞれに規定する資格を有する者であること ① 容器及び配管等の静機器の保安検査の実施方法を定める場合は、一般社団法人日本高圧力技術協会の設備等リスクマネジメント技術者資格又はこれと同等な資格を有する者であること ② 圧縮機及びポンプ等の動機器の保安検査の実施方法を定める場合は、機械保全技能士、公益社団法人石油学会の設備維持管理士又はこれらと同等の資格を有する者であること ③ 電気計装の保安検査の実施方法を定める場合は、電気主任技術者、公益社団法人石油学会の設備維持管理士又はこれと同等な資格を有する者であること ④ 安全装置又はインターロックなど保安防災設備、導管など保安検査対象となるその他の設備全般の保安検査の実施方法を定める場合は、技術士等適切に検査を定める能力を有する者であること

			(ⅳ) 容器及び配管等の静機器の余寿命評価と開放検査時期を適切に設定するため、KHK/PAJ/JPCA S0851(2022)に規定されるFFS組織又はこれと同等な組織を設置し、適切に実施していること (ⅴ) (ⅰ)及び(ⅳ)の組織は、既存の組織を活用することができるものとする (ⅵ) (ⅰ)及び(ⅳ)の組織については、それぞれの組織に必要な能力を有している場合は、同一の組織でもよいものとする (ⅶ) (ⅰ)及び(ⅳ)の組織の責任者、承認者及び設定者は、他の検査手法、余寿命評価及び開放検査時期に係る責任者、承認者又は設定者を兼任することができるものとする (ⅷ) (ⅰ)及び(ⅱ)の組織及び手順等について、適切に文書化していること (ⅸ) 保安検査及び検査管理の実施は、一般則別表第六、液石則別表第●、又はコンビ則別表九若しくは別表第十に規定する認定保安検査実施者の認定の基準どおり検査組織及び検査管理組織が保安検査及び検査管理を実施していること
	2 長期開放検査周期設定の評	イ KHK/PAJ/JPCA S 0851	(1) 腐食環境ごとに監視項目（温度、流体成分濃度、pH等）、監

	価体制（対象損傷がKHK/PAJ/JPCAS 0851(2022)で規定する減肉であって、開放検査の次回検査を余寿命に0.5（検査時期設定係数）を乗じて得られる期間内に行おうとする者に限る。）	(2022)に加え、次の(1)から(5)までを実施できる体制の整備 (1) 供用中の腐食環境の変化を常時又は定期に監視すること	視方法（温度計、ガスクロ分析等）、監視頻度等を定め、常時又は定期に設備の腐食環境を監視すること
		(2) 損傷の分類、検査点の選定を適切に行うために必要な長期的な運転実績及び開放検査実績を有していること	
		(3) 検査の計画、実施、評価、判定及び判定後の措置等（ 以下「供用適性評価」という。）に係る業務を自社内で確実に行うための体制を構築すること	(3) KHK/PAJ/JPCA S0851 (2022)の「７．基準適用のための運用体制」における評価区分Ⅱの体制又は同等以上の体制を構築し、供用適性評価を適切に実施すること
		(4) 供用適性評価の結果に対して、本社の保安管理を担当する組織を主体とした監査を行い、保安対策本部等にその監査結果を報告すること	(4) 本社の保安管理を担当する組織は供用適性評価が適切に実施されているかどうかについて年に１回以上監査を行い、保安対策本部等にその監査結果を報告すること
		(5) 供用適性評価に係る業務を確実に実施するため、必要な基準類を整備し、活用すること	(5) 供用適性評価に係る業務を確実に実施するため、次に掲げる事項を明確に定め、文書化し、活用すること ① 対象設備の選定の条件・手順に関すること ② 開放検査の次回検査時期の設定に関すること ③ 腐食環境の変化の監視に関すること

			④ 腐食環境の変化及び減肉速度の変化が発生した場合の処置、再評価等に関すること ⑤ 供用適性評価の結果に対する監査に関すること ⑥ その他必要な基準類

（２）冷凍則第〇条、液石則第〇条、一般則第 94 条の７の３第４項及びコンビ則第 49 条の７の３第４項について

法令の要求事項	判断の視点		解釈
	項目	詳細事項	
令第十条の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な情報通信技術を用いたものは、先端的な情報通信技術を用いた保安の確保の方法であつて、保安を確保するため作業員が行うべき判断を補助する技術を活用するものをいう。			(1) 先端的な情報通信技術とは、AI・ビッグデータ等を活用し運転時のプロセスデータから異常を早期に検知し作業員の判断を補助・代替するなど、人の意思決定を補助・代替する技術等をいう。

13. その他

（１）申請書の作成方法

① 認定申請書中「申請の種類」の欄は、新規、更新又は追加を申請施設ごとに明確に記入すること。

② 認定高度保安実施者の認定申請のうち、運転を停止することなく保安検査を行う場合は、認定申請書中「運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間」の欄に、申請施設ごとに連続運転期間を記入すること。

③ 申請施設名は、都道府県知事の許可を受けた施設名を記入すること。

（２）その他

① 告示第６条第１項の「製造工程、設備、運転等」には、非定常時の作業、工程、運転等も含むものとする。

② 告示第 10 条第２項第３号ハの「運転管理を担当する組織に所属している者の 50 パーセント以上が製造保安責任者免状を有していること」とは、申請施設ごとに製造保安責任者免状を有している者が 50 パーセント以上であることを指す。

③　告示第 11 条第２項第６号の「その他教育訓練全般」には、危険を予知する能力等の養成、向上に資する教育訓練も含むものとする。

④　告示第 15 条第５項の「冷凍保安規則第７条第１項第５号、液化石油ガス保安規則第６条第１項第 20 号、一般高圧ガス保安規則第６条第１項第 17 号又はコンビナート等保安規則第５条第１項第 24 号の経済産業大臣が定める耐震設計の基準を踏まえ、適切な対策を実施」していることとは、既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について（平成 26 年５月 21 日付け 20140519 商局第１号）等の通知文書の対象となる既存の設備等について、当該通知文書に従い適切に対策を実施していることをいう。

⑤　冷凍則別表第〇、液石則別表第〇、一般則別表第６又はコンビ則別表第９若しくは別表第 10 上欄２三イ下欄二、三若しくは五中「完成検査組織の長」並びに冷凍則別表第〇、液石則別表第〇、一般則別表第６又はコンビ則別表第９若しくは別表第 10 上欄２四ロ下欄二中「保安検査組織の長」及び冷凍則別表第〇、液石則別表第〇、一般則別表第６又はコンビ則別表第９若しくは別表第 10 上欄２三ハ下欄二中「完成検査管理を行う組織の長」並びに冷凍則別表第〇、液石則別表第〇、一般則別表第６又はコンビ則別表第９若しくは別表第 10 上欄２四ニ下欄二中「保安検査管理を行う組織の長」が実施する業務について、当該規則に規定する基準に該当する範囲内において、その業務を代行する者をあらかじめ指名することができることとする。

⑥　冷凍則別表第〇、液石則別表第〇、一般則別表第６又はコンビ則別表第９若しくは別表第 10 上欄２三イ下欄六、上欄２四ロ下欄三及び告示第 10 条第２項第４号ハ中「必要な非破壊検査技術に関する資格」とは、一般社団法人日本非破壊検査協会が認定する非破壊試験に係る資格のうち非破壊試験技術者レベル２以上とする。

⑦　冷凍則別表第〇、液石則別表第〇、一般則別表第６又はコンビ則別表第９若しくは別表第 10 上欄２三ロ下欄二並びに上欄２四ハ下欄二中「適切に実施されること」とは、検査のチェックが有効に機能する体制であることとする。

⑧　法第 39 条の 27 第２項の規定は、冷凍則第〇条、液石則第〇条、一般則第第 94 条の７の２第２項又はコンビ則第 49 条の７の３第１項第２号の認定に係る特定施設に限って、適用するものとする。

⑨　冷凍則第〇条、液石則第〇条、一般則第 94 条の７の 13 第５項第２号ハ又はコンビ則第 49 条の７の 13 条第５項第２号ハの「保安検査に係る責任者」とは、12.（１）に掲げる表中四１に基づき整備された保安管理体制において選任された

責任者をいう。

14．冷凍則第〇条、液石則第〇条、一般則第 94 条の 7 の 13 第５項第１号又はコンビ則第 49 条の 7 の 13 第５項第１号に基づく保安検査の方法の申請手続について

（１）申請手続

① 保安検査方法の認定申請は、高圧ガス保安法第 39 条の 13 の認定を受けている者が、保安検査方法の認定の必要が生じる都度、事業所ごとに申請を行わなければならない（同号の認定（その更新を含む。）に当たり保安検査方法の認定を行う場合を除く。）。

② 保安検査方法の認定申請を行おうとする者は、次ページの様式を事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出するものとする。

③ 保安検査方法の認定申請には、協会の会長が事前に行う技術上の評価（以下「事前評価」という。）の結果を添付しなければならない。

（２）事前評価

① 保安検査方法の認定を受けようとする者は、経済産業大臣に保安検査方法の認定申請をする前に、協会の会長が行う事前評価を受けなければならない。

② 事前評価を受けようとする者は、協会が別に定める事前評価に関する実施要領に基づき、事前評価の申請書を協会の会長に提出するものとする。

③ 協会の会長は、当該実施要領に基づき事前評価を行ったときは、速やかに事前評価の申請を行った者にその結果を通知しなければならない。

様式

保安検査方法の認定申請書

年　月　日

経済産業大臣
　□□ □□ 殿

申請者
住　所
名　称
代表者

○○の規定に基づき、別紙の保安検査の方法について認定を受けたいので申請します。

別紙の保安検査の方法を用いる事業所	名称	
	所在地	

（備考）

1．この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2．代表権を有しない者が申請者となる場合は、代表権者の委任状を添付すること。

3．「○○」には、申請の根拠条文（冷凍保安規則第○条、液化石油ガス保安規則第○条、一般高圧ガス保安規則第 94 条の 7 の 13 第５項第１号又はコンビナート等保安規則第 49 条の 7 の 13 第５項第１号）を記入すること。

別紙

申請する保安検査の方法の説明

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

制定　２０２３〇〇〇〇保局第〇号　令和５年〇〇月〇〇日

認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について

１．認定高度保安実施者の認定に関する経済産業大臣の検査等について

経済産業大臣は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）第 39 条の 14 第２項の規定により、認定高度保安実施者の認定の申請者について、保安の確保のための組織及び保安の確保の方法が認定の基準に適合することについて検査を行う。この場合において、経済産業大臣は、２．に定める評価の視点に沿って検査を行うこととする。

また、経済産業大臣が、法第 39 条の 16 第１項の規定により、高圧ガス保安協会又は法 39 条の 14 第２項ただし書の指定を受けた者に調査を依頼する場合、当該調査の依頼を受けた高圧ガス保安協会又は法第 39 条の 14 第２項ただし書の指定を受けた者は、２．に定める評価の視点に沿って調査を行うこととする。

２．認定高度保安実施者の認定の基準の詳細について

冷凍保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 51 号。以下「冷凍則」という。）第〇条、液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号。以下「液石則」という。）第〇条、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「一般則」という。）第 94 条の７の３第１項及び第２項並びにコンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号。以下「コンビ則」という。）第 49 条の７の３第１項及び第２項で定める認定高度保安実施者の認定の基準について、各基準への適合性を確認する際の評価の視点及び確認する書類の例を下記のとおり定める。

なお、評価の視点及び確認する書類の例に記載する事項は例示であり、各基準への適合性の判断は、申請者の個別の事情を踏まえて行うものとする。

（１）冷凍則第〇条、液石則第〇条、一般則第 94 条の７の３第２項及びコンビ則第 49 条の７の３第２項について

法令の要求事項	評価の視点	確認する書類の例
法第三十九条の十四第一項第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。		
一　保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。	・現場作業の効率化につながり、かつ、保安の確保に資するテクノロジー（異常検知、モニタリング技術、人の作業を代替する技術、現場の状態を診断する技術等をいう。以下「テクノロジー」という。）が導入されている。 ・なお、初回申請時においては、テクノロジー導入に向けた計画案を確認する。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 -テクノロジーの導入状況（又は導入計画）
二　前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。	・テクノロジーの導入後の効果検証が行われ、必要に応じて、検証結果に基づく改善が行われている。 ・なお、初回申請時については、検証・改善の方針に基づいた計画案を確認する。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 -テクノロジーの効果検証結果及び改善事例（又は検証及び改善計画）
三　申請に係る特定製造者の役員又は事業所の長が、第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。	・テクノロジー導入に向けたビジョンが策定されているほか、テクノロジーの推進に向けた必要なリソース（予算・人材等）が確保されているなど、役員や事業所の長等の経営トップがテクノロジーの導入に向けたコミットメントを示している。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 -テクノロジー導入に係る経営トップの考え方 -テクノロジー導入に係る基本方針や中長期計画 -テクノロジー導入の推進体制、予算及び人材の確保状況

（２）コンビ則別表第９について

法令の要求事項	評価の視点	確認する書類の例
１　本社の関与及び法令遵守の体制の確保		
一　保安に係る基本姿勢		
一　法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。	・法人の代表者によって、経営理念、基本方針が系統立って、作成されており、本社の姿勢、保安活動への経営者のコミットメントが示されている。 ・全ての就業者が経営理念等を理解できるような取り組みを行っている。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -経営理念が記載されたもの -基本方針が記載されたもの -社員へイントラネット、カード等により配信・配布している又は社内掲示しているもの -保安に係る諸施策についての、経営層と現場従業員との対話やアンケート等の実績
二　法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
三　保安管理を担当する役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が選任されていること。	・保安管理を担当する取締役、執行役等が選任され、その役割が文書に明確に定められている。 ・保安管理を担当する取締役、執行役等は、保安管理の責任者として、指導・助言等を行っている。	・要件を満足することを示した説明文書
四　監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制が整備されていること。	・監査役による保安管理担当役員に対する監査が実効的に行われる体制が整備されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -監査体制及び監査方法 -監査役への保安活動に関する報告状況
二　法令遵守の体制		

一　本社又は事業所において、保安に関する法令（法、令及びこの規則をいう。）の遵守のための体制が整備されており、かつ、適切に維持されていること。	・設備の変更工事等の際に、高圧ガス保安法に規定する行政手続きの要否及び技術上の基準への適合状況等を複数の部門が確認する体制が構築されているなど、保安に関する法令の遵守のための体制が構築されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -組織規程 -コンプライアンス規程
二　本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。	・通報を受け付ける社外窓口が設置されているほか、通報窓口の存在についてHPへの掲載等を通じて十分に周知が行われているなど、窓口が適切に運営されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -受付窓口の公開状況 -通報実績（件数等）
三　事業所が法令に違反する行為があつたことを知つた場合に、本社及び行政庁へ速やかに通報するための手順が明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・法令違反が発覚した場合に、速やかに本社及び行政庁へ通報すること及びその手順が明確に定められ、文書化されている。 ・なお、行政庁への通報は、事業所からの通報を受けた本社から通報することも可能とする。	・要件を満足することを示した説明文書
2　保安に関するリスク管理の体制		
一　本社の体制		

一　役員（上欄１一の項下欄第三号の保安管理を担当する役員を含む。）を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。	・保安対策本部が設置されており、組織、メンバー構成、設置目的等を示す規程・基準類が整備されている。 ・取締役（指名委員会等設置会社においては執行役）等の役員が保安対策本部の長となっている。 ・保安対策本部において、保安管理の基本方法を決定するとともに、保安活動を定期的に計画し、その実績を評価している。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -保安対策本部等の設置規程等 -保安管理の基本方針の決定及び各事業所ごとの保安管理実績の検討等が分かるもの -会議資料等活動状況がわかるもの
二　保安管理部門が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該部門の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。	・保安管理部門が設置されている。 ・安全環境計画、生産計画及び設備管理計画に保安管理部門の意見が反映されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -職務分掌規程等 -安全環境計画、生産計画及び設備管理計画等に保安管理部門の意見が反映されていることを示す会議議事録 -保安管理部門から事業所宛に社内外の保安関連情報（重大事故情報を含む）を展開し、当該情報を踏まえて、事業所において適切な対策を講じていることを示すもの
三　保安管理部門の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書

四　本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理（認定高度完成検査及び認定高度保安検査の実施状況の不備及びこれらの検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。	・各事業所及び検査管理組織について年１回以上の監査を実施している。 ・監査の項目は、最新の法規制の内容を反映したものになっているなど、保安に関する法令の規定を踏まえた内容となっている。 ・監査時には、前回監査における指摘事項について、当該事業所で改善策が実施されているか否かを確認しているほか、監査における指摘事項について当該事業所以外にも水平展開する等の取組みを行っているなど、監査が適切に実施されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -事業所監査計画 -監査用チェックリスト -監査報告書 -改善勧告書
二　事業所の体制		
経済産業大臣が定める基準に従つて、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行つていること。		
三　認定高度保安実施者の行う完成検査（以下この表において「認定高度完成検査」という。）の体制		
イ　認定高度完成検査組織		
一　認定高度完成検査を実施する組織（以下この表において「完成検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書 -職務分掌規程等

二　完成検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者 ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
三　完成検査組織の長は、特定変更工事（工事に係る協力会社の管理を含む。）に必要な工事計画に関する事項、施工管理に関する事項及び工事の安全に関する事項等（以下この表において「工事計画書等」という。）を工事責任者に作成させる責任を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
四　完成検査組織において、工事計画書等のとおりに特定変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行われていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
五　完成検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
六　完成検査組織に所属している者（完成検査組織の長を除	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書

く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。		
ロ　認定高度完成検査業務		
一　完成検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度完成検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は事業所において行うものであること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
二　認定高度完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、製造施設に係る完成検査の方法を定める規程（当該完成検査の方法が第四十九条の七の十第一項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
三　認定高度完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
四　認定高度完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になつていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書

ハ　認定高度完成検査の検査管理		
一　完成検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、完成検査管理（認定高度完成検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制になつていることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
二　完成検査管理を行う組織の長（ただし、完成検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。 イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者 ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書

三　完成検査管理を行う組織に所属する者（完成検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で二人以上であることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
四　一の事業所に対し完成検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該完成検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
五　完成検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、完成検査管理が適切に実施されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
六　完成検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度完成検査等において活用できる体制になつていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
四　認定高度保安実施者の行う保安検査（以下この表において「認定高度保安検査」という。）の体制		
イ　運転を停止することなく保安検査を行うための措置		
一　運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること。	・必要に応じて設備の冗長化や遮断装置の電子回路の見直し等を実施するなど、適	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの

二　前号の設備改善に関し、その改善箇所、改善内容、改善理由等が明確になつていること。	切な設備改善が行われている。	-連続運転期間に応じた運転中保安検査の措置に関する文書及び資料
三　運転を停止することなく保安検査を行う施設の的確な管理のための手引書（工程ごとの操業条件等）が明確に定められ、かつ、整備されていること。	・保安検査、それ以外の自主的な検査の区分けが明確になっており、自主的な検査の記録類を保安検査にも活用できる体制となっている。 ・運転中検査の方法や手順が定められ、運転中保安検査時の安全管理体制が構築されている。	-認定保安検査組織及び検査業務を示す文書及び資料 -認定保安検査規程 -検査組織員リスト -検査記録 -検査設備の管理台帳
ロ　認定高度保安検査組織		
一　認定高度保安検査を実施する組織（以下この表において「保安検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・検査組織の検査は、設備管理部門の検査等に関するチェックが有効に機能する体制となっている。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -連続運転期間に応じた運転中保安検査の措置に関する文書及び資料 -認定保安検査組織及び検査業務を示す文書及び資料 -認定保安検査規程 -検査組織員リスト -検査記録 -検査設備の管理台帳
二　保安検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。ただし、特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあつては、甲種機械責任者免状を有している者に限る。 ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者		
三　保安検査組織に所属している者（保安検査組織の長を除		

く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。		
ハ　認定高度保安検査業務		
一　保安検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度保安検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
二　認定高度保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、特定施設に係る保安検査の方法を定める規程（当該保安検査の方法が第四十九条の七の十三第四項又は第五項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
三　認定高度保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
四　認定高度保安検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になつていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書

ニ　認定高度保安検査の検査管理		
一　保安検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、保安検査管理（認定高度保安検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制になつていることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
二　保安検査管理を行う組織の長（ただし、保安検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。 イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。ただし、特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあつては、甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状を有している者に限る。 ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
三　保安検査管理を行う組織に所属する者（保安検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等にお	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書

ける、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。		
四　一の事業所に対し保安検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該保安検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
五　保安検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、保安検査管理が適切に実施されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
六　保安検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になつていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
3　サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保		
サイバーセキュリティの確保に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行つていること。	・以下の１～３の対応を行っている。	
	1　生産管理システム又はプラント制御システム（以下「対象システム」という。）のサイバーセキュリティ対策に係る計画の策定及び体制の構築	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 -対象システムを含むサイバーセキュリティ対策の基本方針をまとめた規定 -組織規程

	（1）対象システムを含むサイバーセキュリティ対策に係る基本方針が明確に定められ、かつ、文書化されている。具体的には、以下の対応を行っている。 ①以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムを含むサイバーセキュリティ対策について、取り組む目的や方向性、関係主体からの要求事項、経営層によるコミットメント、体制、定期的な評価・見直し等を含む基本方針が定められ、文書化されている。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン -石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準 -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン ②基本方針は、組織内に伝達している。 （2）対象システムのサイバーセキュリティに関するリスクを特定している。具体的には以下の対応を行っている。 ①以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリ	

	ティに関するリスクを特定している。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン -石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準 -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン	
	2　対象システムのサイバーセキュリティ対策の実施 （1）対象システムのサイバーセキュリティに関して特定したリスクについて、必要に応じて、対策を講じている。具体的には、以下の対応を行っている。 ①以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティに関して特定したリスクについて、必要に応じて、対策を講じている。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン -石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準 -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン	・要件を満足することを示した説明文書。

	・サイバーセキュリティ対策は、特に高圧ガスに起因する爆発・火災事故、毒性ガスの大量漏えい等の災害を防止することを重視したものとなっている。	
	3　継続的改善の実施 （1）対象システムのサイバーセキュリティ対策を定期的に自己評価している。具体的には、以下の対応を行っている。 ①以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティ対策を定期的に自己評価している。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン -石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準 -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン （2）自己評価の結果等を踏まえ、対象システムのサイバーセキュリティ対策の見直しを行っている。具体的には、以下の対応を行っている。 ①以下いずれかのガイドラインを参考に、自己評価の結果等を踏まえ、対象システムのサイバーセキ	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 -基本方針に基づき設置した取り組みの達成状況等が分かるもの -監査記録又は自己評価結果 -対象システムを含むサイバーセキュリティ対策の基本方針をまとめた規定（改定版） -組織規定（改定版）

	ュリティ対策の見直しを行っている。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン -石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準 -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン	

（３）冷凍則別表第〇、液石則別表第〇、一般則別表第６及びコンビ則別表第 10 について

法令の要求事項	評価の視点	確認する書類の例
１　本社の関与及び法令遵守の体制の確保		
一　保安に係る基本姿勢		
一　法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。	・法人の代表者によって、経営理念、基本方針が系統立って、作成されており、本社の姿勢、保安活動への経営者のコミットメントが示されている。 ・全ての就業者が経営理念等を理解できるような取り組みを行っている。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -経営理念が記載されたもの -基本方針が記載されたもの -社員へイントラネット、カード等により配信・配布している又は社内掲示しているもの -保安に係る諸施策についての、経営層と現場従業員との対話やアンケート等の実績
二　法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
三　保安管理を担当する役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が選任されていること。	・保安管理を担当する取締役、執行役等が選任され、その役割が文書に明確に定められている。 ・保安管理を担当する取締役、執行役等は、保安管理の責任者として、指導・助言等を行っている。	・要件を満足することを示した説明文書
四　監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制が整備されていること。	・監査役による保安管理担当役員に対する監査が実効的に行われる体制が整備されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -監査体制及び監査方法 -監査役への保安活動に関する報告状況

二　法令遵守の体制		
一　本社又は事業所において、保安に関する法令（法、令及びこの規則をいう。）の遵守のための体制が整備されており、かつ、適切に維持されていること。	・設備の変更工事等の際に、高圧ガス保安法に規定する行政手続きの要否及び技術上の基準への適合状況等を複数の部門が確認する体制が構築されているなど、保安に関する法令の遵守のための体制が構築されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -組織規程 -コンプライアンス規程
二　本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。	・通報を受け付ける社外窓口が設置されているほか、通報窓口の存在についてHPへの掲載等を通じて十分に周知が行われているなど、窓口が適切に運営されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -受付窓口の公開状況 -通報実績（件数等）
三　事業所が法令に違反する行為があつたことを知つた場合に、本社及び行政庁へ速やかに通報するための手順が明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・法令違反が発覚した場合に、速やかに本社及び行政庁へ通報すること及びその手順が明確に定められ、文書化されている。 ・なお、行政庁への通報は、事業所からの通報を受けた本社から通報することも可能とする。	・要件を満足することを示した説明文書
2　保安に関するリスク管理の体制		
一　本社の体制		

一　役員（上欄１一の項下欄第三号の保安管理を担当する役員を含む。）を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。	・保安対策本部が設置されており、組織、メンバー構成、設置目的等を示す規程・基準類が整備されている。 ・取締役（指名委員会等設置会社においては執行役）等の役員が保安対策本部の長となっている。 ・保安対策本部において、保安管理の基本方法を決定するとともに、保安活動を定期的に計画し、その実績を評価している。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -保安対策本部等の設置規程等 -保安管理の基本方針の決定及び各事業所ごとの保安管理実績の検討等が分かるもの -会議資料等活動状況がわかるもの
二　保安管理を担当する組織が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該組織の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。	・保安管理を担当する組織が設置されている。 ・安全環境計画、生産計画及び設備管理計画に保安管理部門の意見が反映されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -職務分掌規程等 -安全環境計画、生産計画及び設備管理計画等に保安管理を担当する組織の意見が反映されていることを示す会議議事録 -保安管理を担当する組織から事業所宛に社内外の保安関連情報（重大事故情報を含む）を展開し、当該情報を踏まえて、事業所において適切な対策を講じていることを示すもの
三　保安管理を担当する組織の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書

四　本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理（認定高度完成検査及び認定高度保安検査の実施状況の不備及びこれらの検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。	・各事業所及び検査管理組織について年１回以上の監査を実施している。 ・監査の項目は、最新の法規制の内容を反映したものになっているなど、保安に関する法令の規定を踏まえた内容となっている。 ・監査時には、前回監査における指摘事項について、当該事業所で改善策が実施されているか否かを確認しているほか、監査における指摘事項について当該事業所以外にも水平展開する等の取組みを行っているなど、監査が適切に実施されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -事業所監査計画 -監査用チェックリスト -監査報告書 -改善勧告書
二　事業所の体制		
経済産業大臣が定める基準に従つて、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行つていること。		
三　認定高度保安実施者の行う完成検査（以下この表において「認定高度完成検査」という。）の体制		
イ　認定高度完成検査組織		
一　認定高度完成検査を実施する組織（以下この表において「完成検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書 -職務分掌規程等

二　完成検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者 ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
三　完成検査組織の長は、特定変更工事（工事に係る協力会社の管理を含む。）に必要な工事計画に関する事項、施工管理に関する事項及び工事の安全に関する事項等（以下この表において「工事計画書等」という。）を工事責任者に作成させる責任を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
四　完成検査組織において、工事計画書等のとおりに特定変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行われていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
五　完成検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
六　完成検査組織に所属している者（完成検査組織の長を除	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書

く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。		
ロ　認定高度完成検査業務		
一　完成検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度完成検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は事業所において行うものであること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
二　認定高度完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、製造施設に係る完成検査の方法を定める規程（当該完成検査の方法が第四十九条の七の十第一項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
三　認定高度完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
四　認定高度完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になつていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書

ハ　認定高度完成検査の検査管理		
一　完成検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、完成検査管理（認定高度完成検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制になつていることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
二　完成検査管理を行う組織の長（ただし、完成検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。 イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者 ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書

三　完成検査管理を行う組織に所属する者（完成検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で二人以上であることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
四　一の事業所に対し完成検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該完成検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
五　完成検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、完成検査管理が適切に実施されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
六　完成検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度完成検査等において活用できる体制になつていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
四　認定高度保安実施者の行う保安検査（以下この表において「認定高度保安検査」という。）の体制		
イ　運転を停止することなく保安検査を行うための措置		
一　運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること。	・必要に応じて設備の冗長化や遮断装置の電子回路の見直し等を実施するなど、適	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの

二　前号の設備改善に関し、その改善箇所、改善内容、改善理由等が明確になつていること。	切な設備改善が行われている。	-連続運転期間に応じた運転中保安検査の措置に関する文書及び資料
三　運転を停止することなく保安検査を行う施設の的確な管理のための手引書（工程ごとの操業条件等）が明確に定められ、かつ、整備されていること。	・保安検査、それ以外の自主的な検査の区分けが明確になっており、自主的な検査の記録類を保安検査にも活用できる体制となっている。 ・運転中検査の方法や手順が定められ、運転中保安検査時の安全管理体制が構築されている。	-認定保安検査組織及び検査業務を示す文書及び資料 -認定保安検査規程 -検査組織員リスト -検査記録 -検査設備の管理台帳
ロ　認定高度保安検査組織		
一　認定高度保安検査を実施する組織（以下この表において「保安検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・検査組織の検査は、設備管理部門の検査等に関するチェックが有効に機能する体制となっている。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -連続運転期間に応じた運転中保安検査の措置に関する文書及び資料 -認定保安検査組織及び検査業務を示す文書及び資料 -認定保安検査規程 -検査組織員リスト -検査記録 -検査設備の管理台帳
二　保安検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。 ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者		
三　保安検査組織に所属している者（保安検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な		

非破壊検査技術に関する資格を有していること。		
ハ　認定高度保安検査業務		
一　保安検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度保安検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
二　認定高度保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、特定施設に係る保安検査の方法を定める規程（当該保安検査の方法が第四十九条の七の十三第四項又は第五項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
三　認定高度保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
四　認定高度保安検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になつていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
ニ　認定高度保安検査の検査管理		

一　保安検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、保安検査管理（認定高度保安検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制になつていることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
二　保安検査管理を行う組織の長（ただし、保安検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。 イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。 ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
三　保安検査管理を行う組織に所属する者（保安検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
四　一の事業所に対し保安検査管理を行う組織に、本社又は他の	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書

事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該保安検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。		
五　保安検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、保安検査管理が適切に実施されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
六　保安検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になつていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
3　サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保		
サイバーセキュリティの確保に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行つていること。	・以下の１～３の対応を行っている。 1　生産管理システム又はプラント制御システム（以下「対象システム」という。）のサイバーセキュリティ対策に係る計画の策定及び体制の構築 ・以下①②の対応を行っていること。 ①対象システムを含むサイバーセキュリティ対策に係る基本方針が明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 -対象システムを含むサイバーセキュリティ対策の基本方針をまとめた規定 -組織規程

	②対象システムのサイバーセキュリティに関するリスクを特定していること。 ・具体的には、以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムを含むサイバーセキュリティ対策について、取り組む目的や方向性、関係主体からの要求事項、経営層によるコミットメント、体制、定期的な評価・見直し等を含む基本方針が定められ、文書化されている。 ・また、基本方針は、組織内に伝達している。 ・加えて、以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティに関するリスクを特定している。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第5版） -石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準（第2版） -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン Ver 1.0	
	2　対象システムのサイバーセキュリティ対策の実施 ・対象システムのサイバーセキュリティに関して特定したリスクについて、必要に応じて、対策を講じていること。	・要件を満足することを示した説明文書。

	・具体的には、以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティに関して特定したリスクについて、必要に応じて、対策を講じている。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第5版） -石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準（第2版） -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン Ver 1.0 ・サイバーセキュリティ対策は、特に高圧ガスに起因する爆発・火災事故、毒性ガスの大量漏えい等の災害を防止することを重視したものとなっている。	
	3　継続的改善の実施 ・以下①②を行っていること。 ①対象システムのサイバーセキュリティ対策を定期的に自己評価していること。 ②自己評価の結果等を踏まえ、対象システムのサイバーセキュリティ対策の見直しを行っていること。 ・具体的には、以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティ対策を定期的に自己評価している。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 -基本方針に基づき設置した取り組みの達成状況等が分かるもの -監査記録又は自己評価結果 -対象システムを含むサイバーセキュリティ対策の基本方針をまとめた規定（改定版） -組織規定（改定版）

	・また、以下いずれかのガイドラインを参考に、自己評価の結果等を踏まえ、対象システムのサイバーセキュリティ対策の見直しを行っていること。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第5版） -石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準（第2版） -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン Ver 1.0	

（４）認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準について

法令の要求事項	評価の視点	確認する書類の例
第一章　総則（略）		
第二章　保安管理システムに係る一般要求事項		
第五条（保安管理方針）		
事業所長は、本社の保安管理の基本方針を踏まえ、次に掲げる要件を満たす保安管理方針を明確に定め、文書化するとともに、それを公開する体制を整備しなければならない。	・本社の保安管理基本方針を踏まえて、事業所の保安管理基本方針が作成されている。 ・事業所の保安管理方針について、事業所長が保安管理システムの実行、事故の予防、特定要求事項の遵守に対して責任を有する旨が規定されているほか、１号、２号に掲げる事項を充足する。 ・事業所長は保安管理方針についてすべての就業者（協力会社等の従業員を含む。）に対して、ホームページ、ハンドブック等に掲載する等、十分な周知を行っている。	・保安管理方針 ・保安管理方針を公開する方法を示した説明文書
一　事業所の活動、規模及び製造工程の内容並びに保安に影響を与える危険源に応じて適切であること。		・保安管理方針が要求を満足していることを示した説明文書
二　次に掲げる事項を誓約するものであること。		
イ　保安管理システムの継続的改善及び事故の予防に関する活動を行うこと。		・要件を満足することを示した説明文書
ロ　特定要求事項を遵守すること。		・要件を満足することを示した説明文書
三　事業所全般の保安管理目標を設定し、見直す手順を含むこと。		・保安管理目標の設定（具体例）及び見直しの手順が方針に含まれることを示した説明文書
四　全ての就業者に周知され、理解されるとともに、適切に実施され、維持向上されること。		・就業者への周知の方法、理解度の評価、維持向上の手段等を示した説明文書
第三章　計画		
第六条（保安に影響を与える危険源）		
事業所は、製造工程、設備、運転等における、保安に影響を与える危険源の特定に係る手順を確立し、かつ、維持しなければならない。	・定常時及び非定常時の危険源の特定に係る手順等を記載した規程・要領類が整備されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -定常時・ 非定常時のリスクアセスメントの手順書

	・危険源を特定する計画書を策定し、危険度の高いものからリスクを軽減する等重大事故に繋がる可能性が高い設備・プロセスを優先し、計画的にリスクアセスメントを実施するとともに適切なリスク低減策が講じられている。 ・リスクの解析及び評価が適切な手法で実施されている。 ・事業所内外の事故情報等を踏まえて危険源の特定に係る手法等を再評価して定期的に見直しを行っているなど、危険源を最新にする体制が構築されている。	-リスクアセスメント実施計画及び実施記録等 -事業所内外の重大事故等を踏まえて実施したリスクアセスメントの検証結果及びその対応状況
2　事業所は、危険源に関する情報を最新のものとしなければならない。		・（事業所としての）危険源に関する情報が最新のものとなっていることを示した説明文書
第七条（特定要求事項）		
事業所は、特定要求事項について保安管理活動を行う全ての就業者が容易に了知することを可能とするための手順を確立し、かつ、維持しなければならない。	・特定要求事項が明確で分かりやすく整理されており、関係者が容易にアクセスできる。 ・協力会社員を含むすべての従業員に周知できる体制になっている。	・特定要求事項をわかりやすく説明するための文書を作成し、整理、保存されていることを示した説明文書
第八条（保安管理目標）		
事業所長は、保安管理方針を踏まえ、事業所全般の保安管理目標を明確に定め、かつ、文書化しなければならない。	・事業所の保安管理方針及び 本社の保安管理目標を踏まえて事業所の保安管理目標・部門目標等が作成されている。 ・保安管理目標は、保安に影響を与える危険源及び特定要求事項等を踏まえた設定及び見直しが行われている。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -事業所の保安管理目標
2　事業所長は、保安管理目標の設定又は見直しを行う場合には、保安に影響を与える危険源、特定要求事項等に十分に配慮しなければならない。		・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -第１項の保安管理目標に対し、各部門でブレークダウンした保安管理目標の具体的内容及びその説明文書
3　保安管理活動を行う部門又は組織は、保安管理目標を踏まえ、必		

要に応じて、それぞれの保安管理目標を設定し、文書化し、かつ、維持しなければならない。		-各部門の保安管理目標 -各部門の保安管理目標の見直し実績
4　保安管理活動を行う部門又は組織は、保安管理目標の設定又は見直しを行う場合には、保安に影響を与える危険源、特定要求事項等に十分に配慮しなければならない。		
第九条（保安管理計画）		
事業所は、保安管理目標を達成するための手段、責任の所在及び作業の予定を含む保安管理計画を策定し、かつ、維持しなければならない。	・保安管理目標を達成するための保安管理計画の策定、実施、評価の手順が明確になっている。 ・事業所内で保安管理計画を検討する責任体制としての会議体等が明確になっている。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -事業所の年度の保安管理計画 -部の年度の保安管理計画 -課の年度の保安管理計画等 -保安管理体制の定期的見直しを行うための管理表等
第四章　実施及び運用		
第十条（体制及び役割等）		
事業所長は、保安管理システムの実施に不可欠な資源を用意し、かつ、配分しなければならない。	・資源配分に対する事業所長の考え方に基づいて、保安関連の設備改善や維持に関する予算等の資源が配分されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -資源の用意及び配分に対する方針（考え方）を示した説明文書 -事業所長の設備面、人材面での資源配分の方針（考え方）
2　事業所は、保安管理計画を実施し、及び運用するため、事業所の体制及び役割等に関する次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。		
一　事業所全般に関する事項		
イ　事業所の体制		
（1）　保安管理を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者にあっては、保	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -保安管理組織図等

安管理部門。以下同じ。)、設備管理を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者にあっては、設備管理部門。以下同じ。）及び運転管理を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者にあっては、運転管理部門。以下同じ。）（以下これらを「管理担当組織」という。）を設置するとともに、各管理担当組織の長を他の管理担当組織の長以外の者から選任すること。		-業務分掌規程等 -危害予防規程
（２）　各管理担当組織の業務範囲及び責任の所在を定めること。		
（３）　事業所の管理者と高圧ガス保安法及びこれに基づく命令に定める管理者との間の的確な対応関係、並びにそれらに係る責任、権限及び指揮命令系統を定めること。		
ロ　事業所の役割		
（１）　事業所の保安管理活動を行う全ての就業者が、危険予知を行う活動、保安管理に係る改善策の提案を行う活動等に参加すること等により、継続的改善に協力する体制を整備すること。	・全ての就業者（協力会社の従業員を含む）は、危険予知を行う活動、保安管理に係る改善策の提案を行う活動等に積極的に参加している。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -危険予知活動の記録 -ヒヤリハット事例の実施記録 -改善提案制度の記録 -小集団活動 -ＴＰＭ活動の記録
（２）　危険源を特定し、当該危険源による保安への影響を軽減するための措置を適切に実施すること。	・リスクアセスメントの結果に応じた適切なリスク低減策が講じられている。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの

		-リスク低減策の実施結果と実施後のリスクの状況
（３）　日常的な作業以外の作業を実施する際の責任の所在を明確にし、かつ、当該作業の実施体制を整備すること。	・非定常作業の定義が明確であり、特に非定常時と非定常作業の区別が具体的になっている。 ・非定常作業の責任と作業体制が定められている。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -非定常作業規程 -非定常作業指示書
（４）　変更管理の対象となる変更の適切な範囲及び変更管理の適切な手順を定めていること。	・変更管理の範囲や手順が明確に定められている。	・変更管理の方法及び変更管理の具体例を示した説明文書 -変更管理規程 -変更管理指示書 -リスク評価及び低減策を含む変更管理実施記録、チェックリスト
（５）　製造施設の新設、増設、取替えその他の変更があった場合には、関連する文書の該当部分を確実に見直すこと。	・関連文書の見直し手続きが明確となっている。 ・関連文書の見直しが適確に実施されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -関連文書の見直し手続きに関する規程 -新増設等の場合の運転マニュアル、Ｐ＆ＩＤ、機器台帳等の見直し実績
（６）　事業所内で発生した事故その他危険な状態の原因を究明すること。	・事故その他危険な状態の定義が明確になっている。 ・事故その他危険な状態の原因究明、再発防止対策等の検討体制及び対策の実施体制が明確になっている。	・要件を満足することを示した説明文書
ハ　管理担当組織の長の資格 各管理担当組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。	・左記の要求事項のとおり。	・管理担当組織の長が（１）又は（２）の要件を満たしていることを示した説明文書
（１）　経験十年以上（本社又は事業所等における管理担当組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機		

械責任者免状を有している者（冷凍保安規則別表第三又は別表第四の適用を受ける認定高度保安実施者にあっては、第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状を有している者、コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者が同令第三十四条第一項に定める特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあっては、甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状を有している者に限る。）		
（２）　（１）に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者		
二　保安管理を担当する組織に関する事項		
イ　保安管理を担当する組織の体制		
（１）　保安管理を担当する組織の意見を設備管理及び運転管理に十分に反映する体制を整備すること。	・保安管理部門の意見を反映する会議体が明確となっている。	・要件を満足することを示した説明文書
（２）　最新の保安に関する技術情報、高圧ガスに係る事故情報その他の社内外の保安関連情報を積極的に収集し、その情報を規程・基準類の作成等に有効に活用する体制を整備すること。	・事業所の特徴を捉え、事故情報の収集及び活用を行っている。 ・事故情報のスクリーニングを適確に収集し、規程・基準類を改定している。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -保安情報収集フロー -事故情報データベース -規程・基準類改定事例
（３）　収集した事業所内外の事故情報を類似事故防止対策に活用する体制を整備すること。	・事故の直接原因及び間接原因を的確に究明し水平展開を行うなど、再発防止対策を実施している。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -事故対策委員会規程及び議事録

	・事故情報を一元管理し、全ての従業員に公開している。	-類似事故の再発防止策の実績
ロ　保安管理を担当する組織の長の役割		
（1）　保安管理を担当する組織の長は、事業所の認定に関する業務を統括し、その責任者となること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -業務分掌規程等
（2）　保安管理を担当する組織の長は、事業所長に対し、必要に応じて、保安管理全般（特に保安に関する予算及び教育訓練計画）に関し意見具申すること。	・保安管理部門長が事業所の保安 に関して意見具申を行い、保安レベルの向上を図っている。	・要件を満足することを示した説明文書
ハ　保安管理を担当する組織の要件 　保安管理部門に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状を有していること（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）。	・左記の要求事項のとおり。	・保安管理部門資格取得一覧表
三　運転管理を担当する組織に関する事項		
イ　運転管理を担当する組織の体制 　運転員の交替及び引継ぎに関する体制を整備すること。	・交代・引き継ぎの方法が明確になっている。	・要件を満足することを示した説明文書
ロ　運転管理を担当する組織の役割 　運転状態を監視するため、高圧ガス設備について、目視又は検査機器による検査の方法を定め、か	・チェック項目を定めるなど、日常検査の方法が明確に定められている。 ・日常検査について、運転管理部門と設備管理部門の役割分担が明確になっている。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -日常検査の方針を示す資料 -検査方法、検査頻度、検査対象、検査実施者と確認者について示す文書

つ、当該方法により検査を行うこと。		
ハ　運転管理を担当する組織の要件 運転管理を担当する組織に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状を有していること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
四　設備管理を担当する組織に関する事項		
イ　設備管理を担当する組織の体制		
（1）　運転管理を担当する組織と工事を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定事業所にあっては、工事担当部門。）との引継ぎ及び引渡しに関する体制を整備すること。	・工事の開始及び完了時における引き継ぎ及び引き渡しに係る部門間の責任の所在は明確になっている。	・要件を満足することを示した説明文書
（2）　着工手順、火気使用作業、高所作業、槽内作業その他の工事管理に関する体制を整備すること。	・着工手順、火気使用作業、高所作業、槽内作業などの工事管理体制は明確になっている。 ・工務業務を委託している場合、責任の所在を明確にしている。	・要件を満足することを示した説明文書
ロ　設備管理を担当する組織の役割		
（1）　設備補修に係る計画に沿って定期的に又は現場からの要請を受けて、高圧ガス設備について、目視又は検査機器による検査の方法を定め、かつ、当該方法により検査を行うこと。	・法令で定める検査以外の自主的な検査も含めて、検査方法及び計画に関する規程・基準類が整備されている。 ・運転管理部門からの情報を設備管理部門における検査計画に適切に反映している。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの −設備補修に係る計画に沿って設備管理部門が行う検査の考え方が明確になっている文書 −検査方法、検査頻度、検査対象、検査実施者と確認者について示

	・事業所の特徴に応じた事情を踏まえた検査計画となっている。	す文書・補修計画等と実績を示す資料
（2）　製造施設の新設、増設、変更に当たっての材料の選択、腐食、磨耗その他の保安上特に配慮すべき事項を定めること。	・新設、増設等に当たっての配慮事項は明確であり、規程基準類が整備されている。 ・事業所の特徴に応じて配慮すべき事項が明確となっている。	・要件を満足することを示した説明文書
ハ　設備管理を担当する組織の要件 　設備管理を担当する組織に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
五　協力会社に関する事項		
イ　作業範囲及び責任の所在に関する事項を定めること。	・事業所内部門と協力会社との責任分担が明確になっている。 ・協力会社の選定及び評価の内容や手続きが明確になっている。 ・事業所内と同様に協力会社に対しても事業所の特徴を踏まえた教育訓練が実施されている。 ・協力会社協議会活動が保安確保のために有効に活用されている。	・要件を満足することを示した説明文書
ロ　協力会社の選定に関する事項を定めること。		
ハ　協力会社従業員の教育訓練等に関する事項を定めること。		
ニ　複数の協力会社を使用する場合にあっては、当該協力会社で構成する協力会社協議会に関する事項を定めること（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）。		

ホ　協力会社に対し、保安管理システムに関する手順及び要求事項を伝達すること。		・協力会社に対し、協力会社に関連する部分の保安管理システムに関する手順及び要求事項を伝達していることを示した説明文書
ヘ　その他協力会社の管理に関する事項を定めること。		・要件を満足することを示した説明文書
六　機器の寿命管理に関する事項		
イ　文献、保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の記録の解析及び評価結果を踏まえて、機器ごとの劣化の要因、摩耗の傾向等を確実に把握した適切な寿命管理を行うこと。	・機器の寿命管理は、次のことを配慮している。 ①　網羅性は確保されている。 ②　予見性が充実している。 ③　管理性は適切である。 ・運転条件の変更等を考慮して、機器の寿命を見直している。 ・機器の特徴を考慮し、タイムベース、コンディションベース、リスクベース等の考え方を適切に採用している。 ・連続運転のために配慮した事項は明確である。 ・連続運転期間中は個別設備ごとに対応が明確になっている。 ・寿命管理の結果を補修の要否に活用している。 ・設備改善の箇所、改善内容、改善理由が明確になっている。	・寿命管理についての基本的考え方を示した説明文書
ロ　イの寿命管理の結果を次に掲げる事項に活用すること。		
（1）　連続運転期間に応じた適切な設備改善		・具体的な改善箇所、理由、過去の改善実績（効果等を含む。）を示した説明文書
（2）　補修の要否		・補修要否についての考え方（判定基準等を含む。）を示す説明文書 ・機器の寿命管理の対象を明確に示す文書
七　開放検査体制に関する事項		
イ　開放検査の周期又は時期の設定方法に関する事項を定めること。	・腐食、劣化損傷の状態を踏まえて開放検査の方法等を見直している。	・開放検査の周期又は時期の設定方法の詳細について示した説明文書

ロ　開放検査方法に関する事項を定めること。	・運転条件、開放検査結果、事故事例等に基づき関係部門が協議し、開放検査周期等を適切に見直している。 ・機器の更新時期に関する判断基準は明確となっている。	・開放検査に関する具体的な検査方法を示した説明文書
ハ　各機器の取替え時期の決定に関する事項を定めること。		・各機器の取替時期等についての考え方（取替基準等を含む。）を示した説明文書
ニ　その他開放検査の実施に当たって必要な事項を定めること。		・その他開放検査実施に当たって配慮している事項について示した説明文書
八　検査記録等の活用に関する事項 保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の検査記録を総合的に解析し、必要に応じて、その解析結果を施設の新設・変更、運転管理、検査等に活用すること。	・検査記録を活用して自主的に検査範囲の拡大や検査方法の改善等を行っている。 ・記録を効率的に施設の新設・変更、運転管理、検査等に活用している。	・解析の実施体制及び活用例を示した説明文書
3　事業者は、前項に掲げる事項を文書化し、かつ、保安管理活動を行う全ての就業者に周知しなければならない。	・前項に掲げる事項について、就業者の保安管理活動に対する関与の度合い、職種・職階等に応じて、必要なレベルの情報を周知している。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -イントラネットでの周知状況
第十一条（教育訓練）		
事業所は、教育訓練の必要性を明確にし、かつ、保安管理活動を行う全ての就業者に、適切な教育訓練を実施しなければならない。	・事業所は、従業員の年齢構成、人数、配置等の事業所の特徴や課題を踏まえた教育訓練を実施している。 ・事業所は、職制に応じた教育訓練を実施している。 ・事業所は、内外の事故や新たな知見等を踏まえて、教育訓練計画を見直している。 ・事業所は、事業所の特徴を踏まえた機材を活用して教育訓練を行っている。	・要件を満足することを示した説明文書 -教育訓練の方針と内容が明確になっている文書
2　事業所は、保安管理活動を行う部門又は組織において、それぞれの就業者に次に掲げる事項を周知徹底する手順を確立し、維持しなければならない。		
一　保安管理方針その他の保安管理システムの要求事項に適合することの重要性に関する事項		・要件を満足することを示した説明文書
二　保安に係る情報に関する事項		
三　規程・基準類の遵守の徹底に関する事項		

四　緊急時対応訓練その他の防災訓練に関する事項		
五　特定要求事項の遵守に関する事項		
六　その他教育訓練全般について必要な事項		
3　事業所は、教育訓練用資機材を保有又は調達し、有効に活用しなければならない。		・要件を満足することを示した説明文書で例えば以下のもの −現場体験が模擬できるようにした教育訓練の資機材の内容を示す資料
第十二条（情報の連絡及び収集）		
事業所は、情報の連絡及び収集に関する次に掲げる事項の手順を確立し、かつ、維持しなければならない。	・事業所内の保安管理活動を行う部門（特に各管理担当組織） ・組織間での連絡会議が開催されるなど、横断的なコミュニケーションが図られている。 ・関係官庁、近隣の事業所、地域住民等に対し、積極的に情報の提供を実施している。	
一　事業所内の保安管理活動を行う部門又は組織の間の情報の連絡		・要件を満足することを示した説明文書 −事業所内の各種会議体に関する文書及び実施内容が分かる資料
二　関係官庁、保安上密接な関係を有する事業所、地域住民その他の事業所の外部に対する情報の提供及び外部からの情報の収集		・地域住民その他の事業所の外部に対する情報の提供及び外部からの情報の収集（クレーム対応を含む。）状況を示した説明文書
第十三条（保安管理システムに関する文書の作成及び管理）		
事業所は、書面又は電磁的方法によって、次に掲げる情報を文書化し、かつ、維持しなければならない。	・左記の要求事項のとおり。	
一　規程・基準類の体系を記述した情報		・体系図、規程類台帳、規程類・文書保存システム等
二　保安管理システムに関する文書の所在を示す情報		
2　事業所は、保安管理システムに関する文書の作成、評価及び見直しに関する体制、責任及び手順を		・保安管理システムに関する文書の作成、評価、見直し手順を示した説明文書

確立し、かつ、維持しなければならない。		
3　事業所は、文書を読みやすく作成し、かつ、文書の作成又は見直しが行われた日付を容易に識別できるよう、適切な順序により所定の期間保管しなければならない。		・文書作成及び保存方法、文書の改訂履歴の管理方法を示した説明文書及び文書の保管期限の具体例
4　事業所は、次に掲げる事項を確実に実施するため、文書を管理する手順を確立し、かつ、維持しなければならない。		・要件を満足することを示した説明文書
一　文書の所在について、保安管理活動を行う全ての就業者が容易に了知できること。		・保安管理活動を行う全ての就業者が、関連する文書の所在（例えば協力会社であれば、協力会社に関連する文書の所在）について容易に解る体制となっていることを示した説明文書
二　文書が定期的に評価され、必要に応じて見直され、かつ、所定の責任者によって当該文書が妥当であることが承認されること。		・定期的に見直された文書が適切な責任者によって、承認されていることを示した説明文書
三　事業所の保安管理活動を行う全ての部署において、最新の規程・基準類その他の文書が利用できること。		・規程・基準類、その他文書の最新版管理状況を示した説明文書
四　効力が失われた文書は、それを作成し若しくは使用する全ての部署から速やかに廃棄され、又は誤った使用を防止する措置がとられること。		・失効文書の廃棄方法及び旧版文書の管理方法を示した説明文書
五　効力が失われた場合にあっても保管の必要がある文書は、その旨が適切に表示されていること。		・要件を満足することを示した説明文書
第十四条（記録）		
事業所は、書面又は電磁的方法によって、次に掲げる事項を含む	・左記の要求事項のとおり。	・第一～五号に掲げる記録の管理方法を示した説明文書

保安に関する記録を維持し及び廃棄するための手順を確立し、かつ、維持しなければならない。 一　保安検査その他の検査の記録 二　機器ごとの保全記録 三　運転記録 四　教育・訓練の記録 五　監査及び見直しの結果の記録		
2　事業所は、保安に関する記録を読みやすく、容易に検索でき、かつ、損傷、劣化又は紛失を防ぐ方法で保管し、維持しなければならない。		・具体的な記録管理状況及び保存期間等を示した説明文書
3　事業所は、保安に関する記録の所定の保管期限を定め、かつ、当該期間を記録しなければならない。		
4　事業所は、保安に関する記録を保安管理システムの要求事項に適合していることを証明する手段として作成し、かつ、維持しなければならない。		
第十五条（緊急事態への準備及び対応）		
事業所は、緊急事態を想定し、それが保安に与える影響を予防し又は緩和するための手順を確立し、かつ、維持しなければならない。	・緊急事態の定義は明確になっている。 ・想定している緊急事態（夜間、休日等に発生する場合を含む）に応じて、事前に可能な範囲で保安に与える影響を軽減するための対策を講じているとともに、緊急事態が発生した際の初動体制や影響を軽減するため	・緊急事態が発生した場合の体制の評価、見直し手順の概略を示した説明文書及び評価、見直しを実施した場合の具体例
2　事業所は、緊急事態の解除後には、緊急事態への準備及び対応の手順を評価し、かつ、必要に応じて見直さなければならない。		
3　事業所は、緊急時対応訓練を定期的に実施しなければならない。		・訓練計画、実施実績等を示した説明文書

4　事業所は、防災管理に関する次に掲げる事項を含む規程・基準類を整備し、かつ、防災管理を適切に実施する体制を明確にしなければならない。	の対応が明確となっている。 ・定期的な訓練の実施により、緊急事態への対応方法が事業所内で共有されている。	・防災管理に対して第一号～第九号に関する説明文書
一　災害対策本部（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）及び事業所内外に対応する防災組織の設置に関する事項		
二　防災体制が確立されるまでの応急措置（夜間、休日等における対応を含む。）に関する事項		
三　各種防災設備の整備、維持管理に関する事項		
四　緊急停止に関する事項		
五　関係官庁及び保安上密接な関係を有する事業所に対する緊急時即時通報連絡体制に関する事項		
六　夜間、休日等の緊急呼出し体制（協力会社の従業員の緊急呼出し体制を含む。）に関する事項		
七　保安上密接な関係を有する事業所との相互応援に関する協定の締結、並びにそれに伴う定期的な訓練及び情報交換に関する事項（コンビナート等保安規則別表第九又は別表第十の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）		
八　導管に係る災害の防止に関する事項（液化石油ガス保安規則別表第五、一般高圧ガス保安規則別表第五又はコンビナート等保安規則別表第九若しくは別表		

第十の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）		
九　その他防災管理に関する事項		
5　事業所は、冷凍保安規則第七条第一項第五号、液化石油ガス保安規則第六条第一項第二十号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十七号又はコンビナート等保安規則第五条第一項第二十四号の経済産業大臣が定める耐震設計の基準を踏まえ、適切な対策を実施しなければならない。	・既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について（平成２６年５月２１日付け 20140519 商局第１号）等の通知文書の対象となる既存の設備等に対して、耐震性向上のための対策として、耐震性能の評価を行っているか、速やかに評価を行う予定となっている。	・耐震対策に関する説明文書
第五章　評価及び監査		
第十六条（実施状況の調査及び評価）		
事業所は、日常的又は定期的に保安管理活動の実施状況を調査及び評価するための手順を確立し、文書化し、かつ、維持しなければならない。	・事業所は、保安管理活動の実施状況を、指標を用いて測定し、その測定結果から現在の実施状況がどの程度進んでいるかを分析・判定している。 ・事業所の特徴に応じて、定性的又は定量的な評価指標が分かり易く設定され、測定可能なものになっている。 ・事業所は、保安管理活動を評価するために収集されている資料や情報が一覧できる形で纏めているほか、保安管理活動に関する資料や情報を定期的に更新するなど、当該調査及び評価を適切に実施できるように必要な情報が確実に収集される体制を構築している。	・調査・評価の手順を示した説明文書及び規程類
2　事業所は、前項の調査及び評価を行うに当たって、次に掲げる事項を定めなければならない。		・評価指標の具体例及び保安管理目標の達成度の調査及び評価について示した説明文書
一　事業所の必要に応じた定性的又は定量的な評価指標		
二　保安管理目標の達成度		
三　保安管理計画を実施及び運用するための規程・基準類並びに特定要求事項を遵守していることを確認する手段		・規程・基準類及び特定要求事項を遵守していることを確認するための方法を示した説明文書
四　是正措置の必要性及び妥当性に係る判断の根拠となる調査及び評価の記録を作成する手段		・是正措置及び予防措置の必要性とその妥当性を判断した根拠を記録する方法を示した説明文書
3　事業所は、第一項の調査及び評価を適切に行うために必要な情報を確実に収集しなければならない。		・評価及び調査を適切に実施するために必要な情報の収集について示した説明文書

第十七条（保安管理システムの監査）		
事業所は、監査を効果的に行うため、実施すべき監査の計画及び手順を確立し、文書化し、かつ、維持しなければならない。この場合においては、複数の監査の計画を策定することを妨げない。	・事業所は、保安管理活動及びそれに関連する結果が保安管理システムに適合しているかどうか、保安管理システム全体が効果的に働いているかどうかを事業所内部で客観的に判断するための監査を行っている。 ・第十六条の調査及び評価を踏まえた監査計画が策定されている。	・監査計画が保安上の重要性と前回の監査結果を踏まえて作成されていることを示した説明文書及び監査方法を示した説明文書
2　事業所は、保安管理活動の保安上の重要性及び前回の監査の結果を踏まえて、次に掲げる事項を含む監査の計画を策定しなければならない。		・監査計画の例及び事業所長及び本社に監査結果を報告していることを示した説明文書
一　監査の対象範囲及び方法その他監査の手順に関する事項		
二　監査の結果を事業所長及び本社に報告するための体制に関する事項		
三　監査の実施の責任の所在に関する事項		
3　事業所は、監査の計画に従って、監査を一年に一回以上実施しなければならない。		・監査実績又は監査記録の具体例
4　事業所は、監査を適切に実施するために必要な情報を確実に収集しなければならない。		・監査を適切に実施するために必要な情報の収集について示した説明文書
第六章　是正及び見直し		
第十八条（不適合の調査及び是正措置）		
事業所は、保安管理活動の実施状況の調査及び評価を踏まえ、不適合を明らかにし、当該不適合による保安への影響を緩和するための措置を実施しなければならない。	・事業所は保安管理活動の実施状況の調査及び評価を踏まえて不適合を明らかにし、保安に与える影響を緩和するため、必要に応じて規程・基準類の見直しを行うなど、予防措置及び是正措置を適切に実施している。	・不適合の調査、緩和措置、是正措置及び予防措置の実施方法を示した説明文書、規程類又は具体例
2　事業所は、前項の不適合を是正する措置を実施しなければならない。		

3　事業所は、前二項の措置を実施する責任及び権限を定める手順を確立し、文書化し、かつ、維持しなければならない。		・不適合の調査、緩和措置、是正措置及び予防措置の実施に伴う責任及び権限について示した説明文書及び規程・基準類 又は具体例
4　事業所は、必要に応じて、是正措置に係る規程・基準類の見直しを行い、かつ、記録しなければならない。		・是正措置及び予防措置に伴い、見直した規程・基準類又は具体例
5　事業所は、不適合の調査及び是正措置を適切に実施するために必要な情報を確実に収集しなければならない。		・不適合の調査並びに是正措置及び予防措置を適切に実施するために必要な情報の収集について示した説明文書
第十九条（事業所長による見直し）		
事業所長は、保安管理システムが適切かつ確実に機能するよう、一年に一回以上保安管理システムの評価を行うとともに、当該評価及び監査の結果、周囲の状況の変化等を踏まえ、必要に応じて、保安管理方針その他の保安管理システムの要素を見直さなければならない。	・事業所長による年に１回以上の評価と見直しの手順が定められ、事業所所長に必要な情報が提供され、必要に応じて保安管理システムの見直しが適切に実施されている。	・事業所長による見直しの方法を示した説明文書及び見直し等の具体例
2　事業所は、事業所長による評価及び見直しの過程を確立し、文書化し、かつ、維持しなければならない。		
3　事業所は、事業所長による評価及び見直しを適切に実施するために必要な情報を確実に収集しなければならない。		・事業所長の評価及び見直しに必要な情報の収集について示した説明文書

２．特定認定高度保安実施者の認定の基準の詳細について

冷凍則第〇条、液石則第〇条、一般則第 94 条の７の３第３項及び第４項並びにコンビ則第 49 条の７の３第３項及び第４項で定める特定認定高度保安実施者の認定の基準について、各基準への適合性を確認する際の評価の視点及び確認する書類の例を下記のとおり定める。

なお、評価の視点及び確認する書類の例に記載する事項は例示であり、各基準への適合性の判断は、申請者の個別の事情を踏まえて行うものとする。

（１）冷凍則第〇条、液石則第〇条、一般則第 94 条の７の３第３項、コンビ則第 49 条の７の３第３項について

法令の要求事項	評価の視点	確認する書類の例
一　危険源の特定及び評価を実施し、その結果に基づき、当該危険源による保安への影響を軽減するための措置を網羅的に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。	・リスクアセスメントの実施体制が明確になっている。 ・リスクアセスメントにおいて、保安管理組織、設備管理組織及び運転管理組織が参加する実施プロセス及びその役割が明確になっている。 ・リスクアセスメント結果及びリスク低減策について、リスクランクに応じた承認者が明確になっている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -リスクアセスメントの実施体制（実施者、リスクランクごとの承認者を含む）
	＜社内資格＞ ・資格者に必要な知識及び経験が明確になっている。 ・資格取得のための養成カリキュラムにリスクアセスメントに関する専門知識、実施方法等が明確になっている。 ・各資格の取得基準が明確になっている。 ＜社外資格＞ ・必要な社外資格が明確になっている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -リスクアセスメントに係る社内外の資格の活用状況及び資格取得者数

	・非定常時の作業、工程、運転等のリスクアセスメントを実施する対象が明確になっている。 ・非定常時のリスクアセスメントの対象は、リスク評価の重大性等を考慮して決定している。 例）想定される非定常時に対して、オペレーターによる緊急時操作や保安設備による自動停止の不備などが重大災害になりうる可能性を考慮して、リスク評価を計画、実施している。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -非定常時のリスクアセスメントの対象施設一覧 -非定常時のリスクアセスメントの実施結果
	・各リスクアセスメントの実施計画、又は規程等に、具体的に見直す時期やインターバル等が明確になっている。 ・見直しの実施体制・方法が明確になっているとともに、新たなリスク抽出のための工夫が行われている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -危険源の抽出に関しての見直し状況 （リスク抽出のための工夫を含む）
	・変更管理の対象が明確になっており、変更管理におけるリスクアセスメントが実施され、リスクレベルに応じたリスク低減策が実行されている。 ・変更管理のレベル、リスクレベルに応じた承認体制が明確になっている。 ・リスクアセスメント当事者以外の内部組織の第三者による確認が明確になっているとともに、実行されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -変更管理の対象及びリスク低減対策の実施状況（第三者による確認を含む）

	・リスクレベルに応じたリスク管理の方法（リスク低減策を含むリスクの管理方法、承認者など）が明確になっている。 ・事業所内外の事故情報等を踏まえたリスク低減策の再評価及び見直しが行われている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの −許容リスクなどを定めた基準 −リスクレベルに応じたリスク低減対策の実施状況
	・リスクアセスメント結果が他部署と情報共有されている。 ・共有されたリスクアセスメント結果を踏まえ、各部署におけるリスク低減策の見直し等が行われている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの −リスクアセスメント結果の共有や水平展開事例
	・リスク低減対策及び対策後のリスクが、評価・承認プロセスに則り、評価・承認されている。 ・リスクアセスメントについて、リスク評価の重大性に応じて、リスク低減策に不足した点がないことを確認し、見直しが実施されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの −リスク低減対策及び対策後のリスクランクの評価及び承認結果
二　従業員等の教育及び訓練を高度に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。	・火炎を実際に消火する消火訓練、泡消火の実践訓練、水噴霧効果体感訓練、輻射熱体感訓練などを計画的に実施している、又は、計画的に参加させている。 ・シナリオレス訓練など、より実践的な訓練を実施している。	・要件を満足することを示した説明文書 であって、例えば以下のもの −緊急時対応訓練の計画、訓練結果
	・事業者の施設、取扱い物質に応じたリスクシナリオが策定されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの

	・事故が発生した場合のリスクの軽減のための計画が制定され、これらに基づいて定期的に緊急時訓練を実施している。 ・訓練結果について、評価を行い、課題、問題点等について適切に改善が実施されている。	–防消火の指針及び想定リスクシナリオ –上記に基づく訓練結果
	・リスクアセスメント教育のカリキュラム及び実施計画が策定されている。 ・カリキュラムには、基礎講座、事例紹介、実践講座等が含まれている。 ・リスクアセスメント教育の中に社内資格等が明確に位置づけられている。 ・リスクアセスメント教育の結果が評価され、受講者、カリキュラムの内容などのフォロー、見直しが実施されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの –リスクアセスメント教育のカリキュラム及び実施計画 –リスクアセスメント教育実施結果及び評価
	・職務のミッション、必要な能力及び技術を明確にしたスキルマップやコンピテンシーマップなどが作成されている。 ・技術伝承等の教育カリキュラムを明確にするとともに、計画・実施している。 ・問題解決教育及び事故事例教育等にかかる専門知識、教育カリキュラムを明確にするとともに、エンジニア教育を計画・実施している。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの –エンジニア育成及び技術伝承等の教育カリキュラム（問題解決教育及び事故事例教育等を含む。）及び計画

	・３管理部門（保安管理、運転管理、設備管理）等において若手エンジニア教育計画を作成されている。 ・教育を実施するとともに、結果の評価を行い、受講者やカリキュラムの内容などのフォロー、見直し等が実施されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -若手エンジニアの教育計画及び教育実施結果
	・熟練従業員が教育訓練において資格制度（マスター社員制度など)、講師、技術指導など役割、位置づけが明確にされている。 ・教育計画において技術伝承に関する教育が明確になっている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -技術伝承に関する教育計画
	・運転管理、設備管理など必要な力量（知識、技術など）が明確になったスキルマップなどが作成されている。 ・個人ごとに教育計画が作成され、実施されている。 ・教育実施結果が評価され、適切にフォローが実施されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -業務に応じた必要な力量を示したスキルマップ -個人の必要能力に応じた教育計画 -上記に基づく教育実施結果
	・模擬プラント等による実習プラント教育又は危険体感教育等を計画的に実施している。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -模擬プランによる実習プラント教育実施結果 -危険体感訓練等の教育実施結果
三　第三者の専門的な知見を適切に活用する体制を整備しており、かつ、適切に活用していること。	・保安管理システム（リスクアセスメントを含む）の運用及び実施状況について第三者機関の評価を受けている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -第三者機関による保安管理システムの運用及び実施状況に関する

	※事業所全体でなくとも可 ・評価結果、対応状況等がＨＰなどで公表されている。	評価結果及び評価結果を踏まえた対応 −上記の HP 等における公表の状況
	・新技術などの取り組みなどを他事業所へ展開している。 ・外部講演会、学会誌、業界誌などで積極的に情報発信している。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの −良好事例の他事業所への展開状況 −上記に関する積極的な情報発信状況
四　連続運転期間（運転を停止して行つた前回の保安検査の日から運転停止をして行う次回の保安検査の日までの期間をいう。）及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備しており、かつ、適切に評価していること。	・自主的に保安検査の方法、保安検査及び連続運転期間等を適切に設定するための組織が明確に規定され、設置されている。 ・責任者、承認者及び設定者の必要な能力及び経験等が明確になっている。 ・保安検査の方法及び連続運転期間の設定が、設備に応じた責任者、承認者及び設定者により適切に運用されている。 ・容器及び配管等の静機器の余寿命評価と開放検査時期の設定がＦＦＳ組織又はこれと同等な組織により適切に運用されている。 ・（社内資格を活用する場合）外部資格と同じ内容のカリキュラムが策定され、資格認定の合格基準（必要な業務経験を含む）が明確になっている。 ・（社内資格を活用する場合の）設定が、設備に応じた責任者、承認者及び設定者により適切に運用されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの −連続運転期間等を評価する体制（組織、責任者、承認者及び設定者を含む） ・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの −責任者、承認者及び設定者に必要な能力及び経験等 ・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの －承認者及び設定者の資格保有状況 ・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの －余寿命評価と開放検査時期の設定するための組織体制

	・腐食環境ごとに監視項目、監視方法、監視頻度等が適切に定められている。 ・対象設備の選定の条件、手順が適切に定められている。 ・腐食環境の変化及び減肉速度の変化が発生した場合の処置等に関することが適切に定められている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの －腐食環境の監視項目及び監視状況
	・腐食環境及び機器の特徴等を考慮し、損傷の分類、検査点の選定に必要な長期的な運転実績、開放検査実績に関する考え方が適切に定められている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの －損傷の分類等を行うための運転実績及び開放検査実績
	・KHK/PAJ/JPCA S 0851(2022)の「７．基準適用のための運用体制」における評価区分Ⅱの体制又は同等以上の体制が適切に構築され、開放検査の次回検査時期（長期）の設定が適切に実施されている。 ・腐食環境の変化、減肉速度の変化、開放検査結果、運転条件の変化、事故事例等に基づき、供用適性評価を実施し、必要に応じて適切に開放検査周期、監視項目、監視方法、監視頻度等を見直されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの －供用適性評価を行うための体制 －腐食環境の変化等に応じた供用適性評価の実施及び検査周期等の見直し結果
	・本社保安管理組織が供用適性評価の結果を適切に監査し、必要に応じて指摘・改善を指示している。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの －供用適性評価に関する本社の監査結果

（２）冷凍則〇条、液石則第〇条、一般則第 94 条の７の３第４項、コンビ則第 49 条の７の３第４項について

法令の要求事項	評価の視点	確認する書類の例
令第十条の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な情報通信技術は、先端的な情報通信技術であつて、製造設備の運転時の状態等に関する情報を収集して、当該収集した情報を分析し、保安を確保するために作業員が行うべき判断を具体的に提示すること等によって、作業員の判断を補助する機能を有するものをいう。	・先端的な情報通信技術が導入されている。 ・なお、初回申請時においては、先端的な情報通信技術導入に向けた計画案を確認する。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの −先端的な情報通信技術の導入状況（又は導入計画）

○経済産業省告示第　　号

冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）別表第　の項、液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）別表第　の項、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）別表第　の項並びにコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）別表第九２の項第二号及び別表第十２の項第二号の規定に基づき、認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準を次のように定める。

令和五年　　月　　日

経済産業大臣　名

認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　保安管理システムに係る一般要求事項（第四条・第五条）
第三章　計画（第六条―第九条）
第四章　実施及び運用（第十条―第十五条）

第五章　評価及び監査（第十六条・第十七条）
第六章　是正及び見直し（第十八条・第十九条）
第七章　留意事項（第二十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この基準は、認定高度保安実施者に係る認定の基準のうち、認定を受ける事業所（以下「事業所」という。）の保安に関するリスク管理（以下「保安管理」という。）の体制に関する要求事項を規定することを目的とする。

（適用範囲）

第二条　この基準は、認定高度保安実施者が事業所において実施する保安管理活動に適用する。

（定義）

第三条　この基準において使用する用語は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）及びこれに基

づく命令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　保安管理システム　事業所の保安管理活動を促進するために、方針及び目標を定め、それらを達成するために、計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組み（事業所の保安管理方針を明確に定め、実施し、達成し、見直し及び維持するための、体制、責任、手順及び資源（人材、予算、物資及び専門的技術を含む。）を含む。）

二　危険源　事故の発生をもたらす潜在的な危険性

三　危険源の特定　危険源の存在を認識し、かつ、その特性を明確にするための一連の措置

四　特定要求事項　高圧ガス保安法及びこれに基づく命令並びに事業所が自ら特定する要求事項

五　保安管理方針　事業所の保安の確保に関する方針

六　保安管理目標　保安管理システムの実施状況に関して、事業所が達成すべきものとして可能な限り定量的に自ら設定する目標

七　保安管理計画　保安管理目標を達成するための計画

八　変更管理　製造工程、製造設備、製造に係る条件、運転手順、原料等に対する恒久的又は一時的な変更を行う場合における、当該変更が保安に影響を与える危険源の特定及びこれに対して講ずる一連の必要な措置

九　不適合　保安管理システムに係る要求事項又は規程・基準類に適合しない状態

十　監査　事業所の活動が保安管理システムに適合しているかどうか、及び保安管理システムが事業所の保安の水準を維持向上するのに適したものであり、効果的に実施されているかどうかを、当該活動の結果を踏まえて判断するための総合的な検証

十一　継続的改善　本社の保安管理の基本方針及び事業所の保安管理方針に沿って事業所の保安管理活動の改善を達成するために、保安管理システムの水準を向上させる一連の措置

第二章　保安管理システムに係る一般要求事項

（一般要求事項）

第四条　認定高度保安実施者は、事業所の保安の水準を維持向上するため、この基準に従って、保安管理システムを確立し、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行わなければならな

い。

2　事業所は、保安管理システムを確立し、その継続的改善を図らなければならない。

（保安管理方針）

第五条　事業所長は、本社の保安管理の基本方針を踏まえ、次に掲げる要件を満たす保安管理方針を明確に定め、文書化するとともに、それを公開する体制を整備しなければならない。

一　事業所の活動、規模及び製造工程の内容並びに保安に影響を与える危険源に応じて適切であること。

二　次に掲げる事項を誓約するものであること。

イ　保安管理システムの継続的改善及び事故の予防に関する活動を行うこと。

ロ　特定要求事項を遵守すること。

三　事業所全般の保安管理目標を設定し、見直す手順を含むこと。

四　全ての就業者に周知され、理解されるとともに、適切に実施され、維持向上されること。

第三章　計画

（保安に影響を与える危険源）

第六条　事業所は、製造工程、設備、運転等における、保安に影響を与える危険源の特定に係る手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

２　事業所は、危険源に関する情報を最新のものとしなければならない。

（特定要求事項）

第七条　事業所は、特定要求事項について保安管理活動を行う全ての就業者が容易に了知することを可能とするための手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

（保安管理目標）

第八条　事業所長は、保安管理方針を踏まえ、事業所全般の保安管理目標を明確に定め、かつ、文書化しなければならない。

２　事業所長は、保安管理目標の設定又は見直しを行う場合には、保安に影響を与える危険源、特定要求事項等に十分に配慮しなければならない。

３　保安管理活動を行う部門又は組織は、保安管理目標を踏まえ、必要に応じて、それぞれの保安管理目標を設定し、文書化し、かつ、維持しなければならない。

4　保安管理活動を行う部門又は組織は、保安管理目標の設定又は見直しを行う場合には、保安に影響を与える危険源、特定要求事項等に十分に配慮しなければならない。

（保安管理計画）

第九条　事業所は、保安管理目標を達成するための手段、責任の所在及び作業の予定を含む保安管理計画を策定し、かつ、維持しなければならない。

第四章　実施及び運用

（体制及び役割等）

第十条　事業所長は、保安管理システムの実施に不可欠な資源を用意し、かつ、配分しなければならない。

2　事業所は、保安管理計画を実施し、及び運用するため、事業所の体制及び役割等に関する次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。

一　事業所全般に関する事項

イ　事業所の体制

⑴　保安管理を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者

にあっては、保安管理部門。以下同じ。）、設備管理を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者にあっては、設備管理部門。以下同じ。）及び運転管理を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者にあっては、運転管理部門。以下同じ。）（以下これらを「管理担当組織」という。）を設置するとともに、各管理担当組織の長を他の管理担当組織の長以外の者から選任すること。

⑵　各管理担当組織の業務範囲及び責任の所在を定めること。

⑶　事業所の管理者と高圧ガス保安法及びこれに基づく命令に定める管理者との間の的確な対応関係、並びにそれらに係る責任、権限及び指揮命令系統を定めること。

ロ　事業所の役割

⑴　事業所の保安管理活動を行う全ての就業者が、危険予知を行う活動、保安管理に係る改善策の提案を行う活動等に参加すること等により、継続的改善に協力する体制を整備すること。

⑵　危険源を特定し、当該危険源による保安への影響を軽減するための措置を適切に実施すること。

⑶　日常的な作業以外の作業を実施する際の責任の所在を明確にし、かつ、当該作業の実施体制を整

備すること。

⑷　変更管理の対象となる変更の適切な範囲及び変更管理の適切な手順を定めていること。

⑸　製造施設の新設、増設、取替えその他の変更があった場合には、関連する文書の該当部分を確実に見直すこと。

⑹　事業所内で発生した事故その他危険な状態の原因を究明すること。

ハ　管理担当組織の長の資格

各管理担当組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。

⑴　経験十年以上（本社又は事業所等における管理担当組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者（冷凍保安規則別表第三又は別表第四の適用を受ける認定高度保安実施者にあっては、第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状を有している者、コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者が同令第三十四条第一項に定める特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあっては、甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状を有して

いる者に限る。）

(2) (1)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

二　保安管理を担当する組織に関する事項

イ　保安管理を担当する組織の体制

(1) 保安管理を担当する組織の意見を設備管理及び運転管理に十分に反映する体制を整備すること。

(2) 最新の保安に関する技術情報、高圧ガスに係る事故情報その他の社内外の保安関連情報を積極的に収集し、その情報を規程・基準類の作成等に有効に活用する体制を整備すること。

(3) 収集した事業所内外の事故情報を類似事故防止対策に活用する体制を整備すること。

ロ　保安管理を担当する組織の長の役割

(1) 保安管理を担当する組織の長は、事業所の認定に関する業務を統括し、その責任者となること。

(2) 保安管理を担当する組織の長は、事業所長に対し、必要に応じて、保安管理全般（特に保安に関する予算及び教育訓練計画）に関し意見具申すること。

ハ　保安管理を担当する組織の要件

保安管理部門に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状を有していること（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）。

三　運転管理を担当する組織に関する事項

イ　運転管理を担当する組織の体制

運転員の交替及び引継ぎに関する体制を整備すること。

ロ　運転管理を担当する組織の役割

運転状態を監視するため、高圧ガス設備について、目視又は検査機器による検査の方法を定め、かつ、当該方法により検査を行うこと。

ハ　運転管理を担当する組織の要件

運転管理を担当する組織に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状を有していること。

四　設備管理を担当する組織に関する事項

イ　設備管理を担当する組織の体制

(1)　運転管理を担当する組織と工事を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定事業所にあっては、工事担当部門。）との引継ぎ及び引渡しに関する体制を整備すること。

(2)　着工手順、火気使用作業、高所作業、槽内作業その他の工事管理に関する体制を整備すること。

ロ　設備管理を担当する組織の役割

(1)　設備補修に係る計画に沿って定期的に又は現場からの要請を受けて、高圧ガス設備について、目視又は検査機器による検査の方法を定め、かつ、当該方法により検査を行うこと。

(2)　製造施設の新設、増設、変更に当たっての材料の選択、腐食、磨耗その他の保安上特に配慮すべき事項を定めること。

ハ　設備管理を担当する組織の要件

設備管理を担当する組織に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）。

五　協力会社に関する事項

イ　作業範囲及び責任の所在に関する事項を定めること。

ロ　協力会社の選定に関する事項を定めること。

ハ　協力会社従業員の教育訓練等に関する事項を定めること。

ニ　複数の協力会社を使用する場合にあっては、当該協力会社で構成する協力会社協議会に関する事項を定めること（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）。

ホ　協力会社に対し、保安管理システムに関する手順及び要求事項を伝達すること。

ヘ　その他協力会社の管理に関する事項を定めること。

六　機器の寿命管理に関する事項

イ　文献、保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の記録の解析及び評価結果を踏まえて、機器ごとの劣化の要因、摩耗の傾向等を確実に把握した適切な寿命管理を行うこと。

ロ　イの寿命管理の結果を次に掲げる事項に活用すること。

⑴　連続運転期間に応じた適切な設備改善

⑵　補修の要否

七　開放検査体制に関する事項

イ　開放検査の周期又は時期の設定方法に関する事項を定めること。

ロ　開放検査方法に関する事項を定めること。

ハ　各機器の取替え時期の決定に関する事項を定めること。

ニ　その他開放検査の実施に当たって必要な事項を定めること。

八　検査記録等の活用に関する事項

保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の検査記録を総合的に解析し、必要に応じて、その解析結果を施設の新設・変更、運転管理、検査等に活用すること。

3　事業者は、前項に掲げる事項を文書化し、かつ、保安管理活動を行う全ての就業者に周知しなければならない。

（教育訓練）

第十一条　事業所は、教育訓練の必要性を明確にし、かつ、保安管理活動を行う全ての就業者に、適切な教育訓練を実施しなければならない。

２　事業所は、保安管理活動を行う部門又は組織において、それぞれの就業者に次に掲げる事項を周知徹底する手順を確立し、維持しなければならない。

一　保安管理方針その他の保安管理システムの要求事項に適合することの重要性に関する事項

二　保安に係る情報に関する事項

三　規程・基準類の遵守の徹底に関する事項

四　緊急時対応訓練その他の防災訓練に関する事項

五　特定要求事項の遵守に関する事項

六　その他教育訓練全般について必要な事項

３　事業所は、教育訓練用資機材を保有又は調達し、有効に活用しなければならない。

（情報の連絡及び収集）

第十二条　事業所は、情報の連絡及び収集に関する次に掲げる事項の手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

一　事業所内の保安管理活動を行う部門又は組織の間の情報の連絡

二　関係官庁、保安上密接な関係を有する事業所、地域住民その他の事業所の外部に対する情報の提供及び外部からの情報の収集

（保安管理システムに関する文書の作成及び管理）

第十三条　事業所は、書面又は電磁的方法によって、次に掲げる情報を文書化し、かつ、維持しなければならない。

一　規程・基準類の体系を記述した情報

二　保安管理システムに関する文書の所在を示す情報

2　事業所は、保安管理システムに関する文書の作成、評価及び見直しに関する体制、責任及び手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

3　事業所は、文書を読みやすく作成し、かつ、文書の作成又は見直しが行われた日付を容易に識別できるよう、適切な順序により所定の期間保管しなければならない。

4　事業所は、次に掲げる事項を確実に実施するため、文書を管理する手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

一　文書の所在について、保安管理活動を行う全ての就業者が容易に了知できること。

二　文書が定期的に評価され、必要に応じて見直され、かつ、所定の責任者によって当該文書が妥当であることが承認されること。

三　事業所の保安管理活動を行う全ての部署において、最新の規程・基準類その他の文書が利用できること。

四　効力が失われた文書は、それを作成し若しくは使用する全ての部署から速やかに廃棄され、又は誤った使用を防止する措置がとられること。

五　効力が失われた場合にあっても保管の必要がある文書は、その旨が適切に表示されていること。

（記録）

第十四条　事業所は、書面又は電磁的方法によって、次に掲げる事項を含む保安に関する記録を維持し及び廃棄するための手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

一　保安検査その他の検査の記録

二　機器ごとの保全記録

三　運転記録

四　教育・訓練の記録

五　監査及び見直しの結果の記録

2　事業所は、保安に関する記録を読みやすく、容易に検索でき、かつ、損傷、劣化又は紛失を防ぐ方法で保管し、維持しなければならない。

3　事業所は、保安に関する記録の所定の保管期限を定め、かつ、当該期間を記録しなければならない。

4　事業所は、保安に関する記録を保安管理システムの要求事項に適合していることを証明する手段として作成し、かつ、維持しなければならない。

（緊急事態への準備及び対応）

第十五条　事業所は、緊急事態を想定し、それが保安に与える影響を予防し又は緩和するための手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

2　事業所は、緊急事態の解除後には、緊急事態への準備及び対応の手順を評価し、かつ、必要に応じて見直さなければならない。

3　事業所は、緊急時対応訓練を定期的に実施しなければならない。

4　事業所は、防災管理に関する次に掲げる事項を含む規程・基準類を整備し、かつ、防災管理を適切に実施する体制を明確にしなければならない。

一　災害対策本部（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）及び事業所内外に対応する防災組織の設置に関する事項

二　防災体制が確立されるまでの応急措置（夜間、休日等における対応を含む。）に関する事項

三　各種防災設備の整備、維持管理に関する事項

四　緊急停止に関する事項

五　関係官庁及び保安上密接な関係を有する事業所に対する緊急時即時通報連絡体制に関する事項

六　夜間、休日等の緊急呼出し体制（協力会社の従業員の緊急呼出し体制を含む。）に関する事項

七　保安上密接な関係を有する事業所との相互応援に関する協定の締結、並びにそれに伴う定期的な訓練及び情報交換に関する事項（コンビナート等保安規則別表第九又は別表第十の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）

八　導管に係る災害の防止に関する事項（液化石油ガス保安規則別表第五、一般高圧ガス保安規則別表第五又はコンビナート等保安規則別表第九若しくは別表第十の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）

九　その他防災管理に関する事項

5　事業所は、冷凍保安規則第七条第一項第五号、液化石油ガス保安規則第六条第一項第二十号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十七号又はコンビナート等保安規則第五条第一項第二十四号の経済産業大臣が定める耐震設計の基準を踏まえ、適切な対策を実施しなければならない。

第五章　評価及び監査

（実施状況の調査及び評価）

第十六条　事業所は、日常的又は定期的に保安管理活動の実施状況を調査及び評価するための手順を確立し、文書化し、かつ、維持しなければならない。

2　事業所は、前項の調査及び評価を行うに当たって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　事業所の必要に応じた定性的又は定量的な評価指標

二　保安管理目標の達成度

三　保安管理計画を実施及び運用するための規程・基準類並びに特定要求事項を遵守していることを確認する手段

四　是正措置の必要性及び妥当性に係る判断の根拠となる調査及び評価の記録を作成する手段

3　事業所は、第一項の調査及び評価を適切に行うために必要な情報を確実に収集しなければならない。

（保安管理システムの監査）

第十七条　事業所は、監査を効果的に行うため、実施すべき監査の計画及び手順を確立し、文書化し、かつ、維持しなければならない。この場合においては、複数の監査の計画を策定することを妨げない。

2　事業所は、保安管理活動の保安上の重要性及び前回の監査の結果を踏まえて、次に掲げる事項を含む監査の計画を策定しなければならない。

一　監査の対象範囲及び方法その他監査の手順に関する事項

二　監査の結果を事業所長及び本社に報告するための体制に関する事項

三　監査の実施の責任の所在に関する事項

3　事業所は、監査の計画に従って、監査を一年に一回以上実施しなければならない。

4　事業所は、監査を適切に実施するために必要な情報を確実に収集しなければならない。

第六章　是正及び見直し

（不適合の調査及び是正措置）

第十八条　事業所は、保安管理活動の実施状況の調査及び評価を踏まえ、不適合を明らかにし、当該不適合による保安への影響を緩和するための措置を実施しなければならない。

2　事業所は、前項の不適合を是正する措置を実施しなければならない。

3　事業所は、前二項の措置を実施する責任及び権限を定める手順を確立し、文書化し、かつ、維持しなければならない。

4　事業所は、必要に応じて、是正措置に係る規程・基準類の見直しを行い、かつ、記録しなければならない。

5　事業所は、不適合の調査及び是正措置を適切に実施するために必要な情報を確実に収集しなければならない。

（事業所長による見直し）

第十九条　事業所長は、保安管理システムが適切かつ確実に機能するよう、一年に一回以上保安管理システムの評価を行うとともに、当該評価及び監査の結果、周囲の状況の変化等を踏まえ、必要に応じて、保安管理方針その他の保安管理システムの要素を見直さなければならない。

２　事業所は、事業所長による評価及び見直しの過程を確立し、文書化し、かつ、維持しなければならない。

３　事業所は、事業所長による評価及び見直しを適切に実施するために必要な情報を確実に収集しなければならない。

第七章　留意事項

第二十条　第十条第二項第一号イ(1)の規定において、管理担当組織の一以上の組織が本社に設置され、事業所と密接不可分な組織を成し、かつ、明確な責任権限及び指揮命令系統を有すると認められる場合には、本社に設置した管理担当組織を事業所の管理担当組織に含めることができるものとする。

２　第十条第二項第一号イ(1)の規定において、認定高度保安実施者の分割により設立された事業所（以下この項において「新設の事業所」という。）が認定を受けようとする場合において、当該認定高度保安実施者の既設の事業所の保安管理を担当する組織と新設の事業所との間に明確な責任権限及び指揮命令系統を

有し、かつ、当該組織が新設の事業所の保安管理を適切に行うことができると認められる場合にあっては、当該組織を新設の事業所の保安管理を担当する組織とみなすことができるものとする。

附　則

この告示は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。

認定高度保安実施者申請等マニュアル
〔案〕

令和５年１２月
経済産業省
産業保安グループ
高圧ガス保安室

目次

１．本マニュアルの目的
２．認定制度の概要
３．認定について
（１）認定の要件
（２）認定の有効期間
４．認定申請等について
（１）認定申請等の種類
（２）認定申請書の受付
（３）認定手続の流れ
５．認定までのスケジュール
６．認定審査の詳細
（１）事前相談
（２）現地検査
（３）審査会審査
７．更新申請について
８．特定施設等の追加について
９．保安検査の方法の申請について
１０．認定証の交付
１１．届出について
（１）保安の確保のための組織又は保安の確保の方法の変更
(2)承継
１２．注意事項
（１）欠格要件等
（２）更新申請時に施設の追加を行う場合
（３）申請書の取扱い
（４）申請書の補正
１３．手数料について
１４．申請書添付書類について

１．本マニュアルの目的

本マニュアルは、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「高圧法」という。）第 39 条の 13 の認定又はその更新等に必要な手続きについて、基本的事項を記載しています。

２．認定高度保安実施者制度の概要

近年、高圧ガス、ガス、電力の産業保安分野において、技術が革新的に進展する一方（IoT、ビッグデータ（BD）、人工知能（AI）、ドローン等）、保安業務に携わる人材が高齢化し、今後当該人材が不足することが危惧され、産業保安の確保が揺らぎかねない状況にあります。

このような現状を踏まえ、保安レベルの持続的向上と、保安分野における人材の高齢化及び今後の人材不足に対応するため、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 74 号）により高圧法が改正され、「高度な情報通信技術を活用しつつ、自立的に高い水準の保安を確保できる事業者」として経済産業大臣が認定を行う制度（以下「認定高度保安実施者制度」という。）が創設されました。

３．認定高度保安実施者制度による認定について

（１）認定の要件

認定高度保安実施者制度による認定を受けるためには、経営トップのコミットメントに関する要件や高度なリスク管理体制に関する要件、テクノロジーの活用に関する要件等に関する基準に該当する必要があります。

なお、当該認定を受けようとする事業所により認定要件や申請書が異なりますので、ご注意ください。

【参考】認定高度保安実施者制度に関する法令について

- 高圧法第３章の３
- 高圧ガス保安法施行令（平成９年政令第 20 号。以下「高圧法施行令」という。）
- 高圧ガス保安法関係手数料令（平成９年政令第 21 号。以下「高圧法手数料令」という。）
- 冷凍保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 51 号）第 55 条の２～第 55 条の１５
- 液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号）第 92 条の７の２～第 92 条の７の 16
- 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 94 条の７の２～第 94 条の７の 16
- コンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号）第 49 条の７の２～第 49 条の７の 16
- 認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準（番号）
- 認定高度保安実施者の認定について（番号）

・認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について（番号）

（２）認定の有効期間

認定の有効期間は、高圧法施行令第 10 条の２に基づき、認定高度保安実施者（高圧法第 39 条の 13 の認定又はその更新を受けた者。以下「B 認定事業者」という。）は５年、特定認定高度保安実施者（高圧法第 39 条の 13 の認定又はその更新を受けた者のうち高圧法施行令第 10 条の２ただし書の規定の適用を受けた者。以下「A 認定事業者」という。）は７年としています。

４．認定申請等について

（１）認定申請等の種類

申請等の種類		説明
認定高度保安実施者（B 認定）	認定申請 ※	B 認定を受けるためには、高圧法第 39 条の 14 第１項に基づき、経営トップのコミットメント、高度なリスク管理体制、テクノロジーの活用、サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応の要件を満たす必要があります。 また、同条第２項の規定により、経済産業大臣が行う検査を受けなければなりません。
	更新申請	高圧法第 39 条の 17 に基づく認定の更新を受けるための手続きです。 なお、高圧法第 39 条の 17 第２項において読み替えて準用する高圧法第 39 条の 14 第２項の通知を受けなかった場合は、経済産業大臣が行う検査を受ける必要はありません。
特定認定高度保安実施者（A 認定）	認定申請 ※1	A 認定を受けるためには、B 認定の要件に加えて、更に高度なリスク管理体制等の要件を満たす必要があります。 また、高圧法第 39 条の 14 第２項の規定により、経済産業大臣が行う検査を受けなければなりません。
	更新申請	高圧法第 39 条の 17 に基づく認定の更新を受けるための手続きです。 なお、高圧法第 39 条の 17 第２項において読み替えて準用する高圧法第 39 条の 14 第２項の通知を受けなかった場合は、経済産業大臣が行う検査を受ける必要はありません。
施設の追加	認定申請	認定を受けている事業者が製造施設又は特定施設を追加するための手続きです。 なお、追加された特定施設を自ら検査できる期間は、当該事業所の認定の有効期間の終了する日までです。

保安検査の方法の申請 ※2	認定申請	A 認定事業者又は B 認定事業者（以下「認定事業者」という。）が、保安検査方法の認定の必要が生じた場合に必要な手続きです。申請には、高圧ガス保安協会による事前評価の結果を添付してください。
保安の確保のための組織又は保安の確保の方法の変更	届出	認定を受けた際の内容から変更があった場合に必要な届出です。
承継	届出	認定事業者である第一種製造者の地位を承継した場合に必要な手続きです。

※１　認定高度保安実施者を新規で申請する場合又は認定保安検査実施者、認定完成検査実施者として経済産業大臣の認定を受けている者が新制度に移行するため、認定高度保安実施者の認定を受けようとする場合は「認定申請」を行ってください。

※２　冷凍保安規則第 55 条の 12 第３項第 1 号、液化石油ガス保安規則第 92 条の 7 の 13 第５項第１号、一般高圧ガス保安規則第 94 条の 7 の 13 第５項第 1 号又はコンビナート等保安規則第 49 条の 7 の 13 第 5 項第 1 号に基づき保安検査の方法を申請する場合。（「認定高度保安実施者の認定について」）

（２）認定申請書の受付

認定申請書については、コンビナート等保安規則第 49 条の 7 の 2 等に従い、認定を受けようとする事業所が所在する地域を所管する産業保安監督部に申請してください。なお、手数料は、高圧ガス保安法関係手数料令（番号）に基づき納付してください。

電子申請の場合は～。

（３）認定手続の流れ

①認定申請若しくは更新申請の場合

事前相談　→　申請　→　現地検査　→　審査会審査　→　認定（新規/更新）

②更新申請において経済産業大臣の検査が不要な場合

事前相談　→　申請　→　ヒアリング　→　認定（更新）

５．認定までのスケジュール

認定のための審査会は、四半期単位で実施します。認定申請書が経済産業省に到達してから認定するまでに要する期間は、４か月程度を想定しています。各年度の詳しいスケジュールについては、認定高度保安実施者制度を紹介するウェブページ等でお知らせします。

なお、更新時に経済産業大臣の検査が不要な場合における認定までに要する期間は、３か月程度を想定しています。

【参考】スケジュールのイメージ（認定申請の場合）

事前の相談：随時
申請書の提出：４月中旬
現地検査：５月中旬～６月中旬
認定審査会：７月中旬
認定証の交付：８月上旬

６．認定審査の詳細

（１）事前相談

認定の申請にあたり、事前相談を受け付けます。メールにて①申請する旨の意思表示、②申請方法（電子・紙）、③申請の種類（A 認定、B 認定、施設の追加）、④認定更新の申請であって、「認定高度保安実施者の認定について（番号）」の「６．認定の更新（２）」の①から④までの要件のいずれにも該当しないと考えている場合は、その旨、⑤現地検査の希望日程（第１希望～第３希望を記したもの）、⑥担当者の連絡先をお知らせください。

なお、事前相談のためのメールの送信先は、各年度のスケジュールとともにお知らせします。認定を取得したい時期を考慮して相談いただくようお願いします。

※認定高度保安実施者の認定について（番号）

認定高度保安実施者の認定について（2023～号）

６．認定の更新

（１）　略

（２）経済産業大臣は、更新の申請に係る事業所において、考慮期間（前回の認定の更新の申請日から当該認定の更新の申請日までの期間をいう。ただし、初回の認定更新時にあっては、初回の認定日から認定の更新の申請日までの期間をいう。）に次のいずれかの要件に該当することとなった場合は、法第 39 条の 16 第２項の通知を行うものとする。

①　高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領に規定する A 級事故又は B 級事故が発生した場合

②　更新の申請に係る事業所内のプラント（高圧ガス製造施設以外を含む。）において、当該事業所の労働者（当該事業所の構内における他の事業所の労働者を含む。）が死亡する労働災害又は休業の日数が４日以上の労働災害が発生した場合。ただし、交通事故、腰痛等であって明らかに当該事業所における安全管理と関係が希薄なものは除く。

③　高圧ガス保安法の規定に違反する行為があったことが２度以上発覚した場合。ただし、以下のいずれかに該当する場合については１度以上とする。

イ　高圧ガス保安法の規定に違反する行為に起因する死者１名以上の事故が発生した場合

ロ　高圧ガス保安法の規定への違反が 100 を超える場合

ハ　高圧ガス保安法の規定に違反する行為のあった事業所に対して経済産業大臣が処分を行った場合

ニ　高圧ガス保安法の規定に違反する行為のあった事業所に対して経済産業省が行政文書による行政指導を行った場合

④　認定の対象に自ら完成検査を行う製造施設又は自ら保安検査を行う特定施設を追加する場合

（２）現地検査

認定申請及び更新申請があった場合は、申請書に記載された内容を確認するため、認定を受けようとする事業所を経済産業省職員及び調査依頼（11.(3)参照）を受けた機関の調査員等が訪問し、現地検査を実施します。また、当該事業所が立地する都道府県、指定都市等がオブザーバーとして参加することがあります。

現地検査は、B 認定及び特定施設の追加の場合は２日間、A 認定の場合は３日間を想定しており、「認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について」に定める評価の視点に沿って検査を行います。

また、現地検査を行う場合は、事前に通知を行います。

（３）審査会審査

現地検査の結果を取りまとめ、外部有識者による審査会審査を実施します。審査会に申請者は参加できませんが、審査会の議事概要を後日公開します。

７．更新申請について

更新申請の場合は、事前相談を通じて認定期間中の高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領に規定する A 級事故又は B 級事故の有無等を確認した上で、認定事業者が経済産業大臣から検査が必要である旨の通知を受けたときは、現地検査及び審査会審査を実施します。

一方で、当該通知を受けなかった認定事業者においては、現地検査及び審査会審査は行わないこととし、その代替として経済産業省職員等によるヒアリング（１日）を実施します。

なお、いずれの場合においても更新申請は必要です。

８．特定施設等の追加について

認定事業者が、自ら検査を行う製造施設又は特定施設を追加しようとする場合は、認定申請を行ってください。この場合、経済産業大臣が実施する検査のうち、保安の確保のための組織に係る検査項目については、追加する施設に係る部分に限定して行います。また、添付書類のうち、直近の認定（認定又は更新）の申請時に提出したものと変更がない場合は省略することができます。

なお、追加で認定された施設を自ら検査できる期間は、当該事業所の認定の有効期間の終了する日までとなります。

９．保安検査の方法の申請について

コンビナート等保安規則第 49 条の７の 13 第５項第１号等に基づく保安検査の方法の申請については、認定を受けた事業所ごとに申請を行う必要があります（認定（更新）にあたり保安検査方法の認定を行う場合を除く。）。「認定高度保安実施者の認定について（新設）」に定める様式（保安検査方法の認定申請書）に高圧ガス保安協会の事前評価の結果を添付し、認定事業所の所在地を所管する産業保安監督部に提出してください。

１０．認定証の交付

審査の結果を踏まえ、認定の基準に適合していると認められる場合は、経済産業大臣による認定証を交付します。

１１．届出について

（１）保安の確保のための組織又は保安の確保の方法の変更

認定事業者において、保安の確保のための組織又は保安の確保の方法に変更があった場合は、法第 39 条の 18 に基づき、遅滞なく、認定事業所の所在地を所管する産業保安監督部に変更の届出を行ってください。

(2)承継

高圧法第 39 条の 19 の規定により、認定事業者である第一種製造者の地位を承継した者は、欠格条項等に該当する場合を除き、認定高度保安実施者の地位も承継することが可能です。この場合は、省令の規定（例：コンビナート等保安規則第 49 条の７の８）に基づき、遅滞なく、認定事業所の所在地を所管する産業保安監督部に承継の届出を行ってください。

なお、高圧法第 10 条第１項に定める第一種製造者の承継の要件に該当しない場合（事業譲渡等）は、事前に相談してください。

１２．注意事項

認定申請に際しては、高圧法第 39 条の 15 の欠格要件及び「認定高度保安実施者の認定について」（2023～号）の認定申請者の欠格事由を参照してください。

（１）欠格要件等

認定申請者が、高圧法第 39 条の 15 に規定する欠格条項に該当する場合は認定を受けることができません。

○高圧ガス保安法

第 39 条の 15

次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

一　認定の申請に係る事業所において高圧ガスの製造を開始した日から２年を経過しない者

二　認定の申請に係る事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から２年を経過しない者

三　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

四　第 39 条の 20 第１項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

五　法人であって、その業務を行う役員のうちに前２号のいずれかに該当する者があるもの

２　第 10 条第１項の規定による第一種製造者の地位の承継があった場合において、当該第一種製造者が第 21 条第１項の規定による高圧ガスの製造の開始の届出をした日から２年を経過したときは、前項第１号の規定は、適用しない。

また、高圧法第 39 条の 15 第１項第２号における「高圧ガスによる災害」については、

「認定高度保安実施者の認定について」において規定しています。

○認定高度保安実施者の認定について

２．認定申請者の欠格事由

（１）　［略］

（２）法第 39 条の 15 第１項第２号の「高圧ガスによる災害」とは、以下のいずれかに該当する事象を指すものとする。

①負傷の程度に応じて次の表 a から d までに定める被害以上の人的被害が発生したもの

	死者	重傷者	軽傷者
a	１名	０名	０名
b	０名	２名	０名
c	０名	１名	３名
d	０名	０名	６名

※重傷者は負傷の治療に要する期間が 30 日以上の負傷者をいう。軽傷者は負傷の治療に要する期間が 30 日未満の負傷者をいう。

②直接損害額が２億円以上発生したもの

③次のいずれかに該当し、かつ、社会的影響が大きいと認められたもの

イ　多数又は長時間の避難者が発生する等住民の生活に多大な影響を及ぼしたもの

ロ　認定を受けている製造事業所外で人的被害が発生したもの

ハ　認定を受けている製造事業所外で物的被害が発生したもの

ニ　著しい環境破壊を及ぼしたもの

④　①から③まで（③イを除く。）に掲げるいずれかの災害の発生するおそれが相当程度あったと認められ、かつ、保安体制に不備が認められたもの。例としては以下のとおり。

イ　大規模な爆発、破裂等が発生したもの

ロ　認定を受けている製造事業所外に、爆発又は破裂を伴う重量飛散物が落下したもの

（２）更新申請時に施設の追加を行う場合

更新申請を行う際に施設の追加をする場合は、申請書の対象施設に、追加する施設も記載してください。この場合は、経済産業大臣の検査を受ける必要があります。

（３）申請書の取扱い

経済産業大臣の検査を行う場合において、専門技術的事項の確認を行う必要があると認めたときは、高圧法第 39 条の 16 第１項に基づき高圧ガス保安協会等に調査依頼等を行います。調査依頼等を行った場合は、調査依頼先に申請書及び添付資料を提供しますので、ご了承の上、申請してください。

（４）申請書の補正

申請書の受理後、審査等の過程において当該申請書（添付資料を含む。）の補正を求めることがあります。

１３．手数料について

認定申請又は更新申請にあたり高圧法手数料令で定める手数料を納付してください。政令で定める申請手数料相当額の収入印紙及び登録免許税法により定める当該認定につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税の納付に係る領収書を添付してください。

ただし、登録免許税法第 24 条第１項に定める納付の特例を利用する場合については、この限りではありません。

１４．申請書添付書類について

申請書添付書類は、「認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について」に記載されている「法令の要求事項」及び「評価の視点」を参照の上、「確認する書類の例」を参考に添付してください。

改訂履歴

令和〇年〇月〇日　作成

（申請書添付資料）

1　企業の概要を記載した書類

（1）設立年月日

（2）資本金及び資本関係

（3）事業所の名称

（4）従業員数

（5）主要製品名

（6）組織図

※各項目について、記入しきれない場合は別添としても差し支えありません。

２　申請に係る事業所の概要を記載した書類

（１）設立年月日

（２）従業員数

（３）敷地面積

（４）ガス種ごとの処理能力一覧表

（５）施設配置図

（６）系列会社又は協力会社との関係を示す系統図

（７）主要製品名

（８）年間生産金額

（９）高圧ガス設備一覧表

（１０）製造工程図

（１１）申請担当者連絡先

※各項目について、記入しきれない場合は別添としても差し支えありません。

3　認定の基準に適合していることを説明する資料

（1）全事業所共通

法令の要求事項に適合していることの説明
法第三十九条の十四第一項第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。
（要求事項）1 一　保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。
（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】
（関係資料名）【添付あり・添付なし】
（要求事項）2 二　前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。
（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】
（関係資料名）【添付あり・添付なし】
（要求事項）3 三　申請に係る特定製造者の役員又は事業所の長が、第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。
（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】
（関係資料名）【添付あり・添付なし】

※「関係資料名」には、規程類の名称、その他文書の名称を記載してください。

（２）保安用不活性ガス以外のガスの処理能力が 1,000,000 ㎥（貯槽を設置して専ら高圧ガスの充填を行う場合は 2,000,000 ㎥）以上の製造事業所の場合

法令の要求事項に適合していることの説明
１　本社の関与及び法令遵守の体制の確保
一　保安に係る基本姿勢
（要求事項）4 一　法人の代表者によって、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。
（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】
（関係資料名）【添付あり・添付なし】
（要求事項）5 二　法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。
（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】
（関係資料名）【添付あり・添付なし】
（要求事項）6 三　保安管理を担当する役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が選任されていること。
（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）7

四　監査役（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員、指名委員会等設置会社にあっては監査委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制が整備されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

二　法令遵守の体制

（要求事項）8

一　本社又は事業所において、保安に関する法令（法、令及びこの規則をいう。）の遵守のための体制が整備されており、かつ、適切に維持されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）9

二　本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）10

三　事業所が法令に違反する行為があつたことを知った場合に、本社及び行政庁へ速やかに通報するための手順が明確に定められ、かつ、文書化されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

2　保安に関するリスク管理の体制

一　本社の体制

（要求事項）11

一　役員（上欄１一の項下欄第三号の保安管理を担当する役員を含む。）を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）12

二　保安管理部門が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該部門の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）13

三　保安管理部門の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）14

四　本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理（認定高度完成検査及び認定高度保安検査の実施状況の不備及びこれらの検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

二　事業所の体制

（要求事項）15

経済産業大臣が定める基準に従って、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行っていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

三　認定高度保安実施者の行う完成検査（以下この表において「認定高度完成検査」という。）の体制

イ　認定高度完成検査組織

（要求事項）16

一　認定高度完成検査を実施する組織（以下この表において「完成検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）17

二　完成検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。

イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）18

三　完成検査組織の長は、特定変更工事（工事に係る協力会社の管理を含む。）に必要な工事計画に関する事項、施工管理に関する事項及び工事の安全に関する事項等（以下この表において「工事計画書等」という。）を工事責任者に作成させる責任を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）19

四　完成検査組織において、工事計画書等のとおりに特定変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行われていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）20

五　完成検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）21

六　完成検査組織に所属している者（完成検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

ロ　認定高度完成検査業務

（要求事項）22

一　完成検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度完成検査の実施に協力会社を活用する場合にあっても、検査結果の評価・判定は事業所において行うものであること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）23

二　認定高度完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、製造施設に係る完成検査の方法を定める規程（当該完成検査の方法が第四十九条の七の十第一項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）24

三　認定高度完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）25

四　認定高度完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になっていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

ハ　認定高度完成検査の検査管理

（要求事項）26

一　完成検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、完成検査管理（認定高度完成検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制になっていることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）27

二　完成検査管理を行う組織の長（ただし、完成検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。

イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する 部門 の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）28

三　完成検査管理を行う組織に所属する者（完成検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する 部門 の経験年数を通算する。）で二人以上であることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）29

四　一の事業所に対し完成検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であって、当該完成検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）30

五　完成検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、完成検査管理が適切に実施されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）31

六　完成検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度完成検査等において活用できる体制になっていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

四　認定高度保安実施者の行う保安検査（以下この表において「認定高度保安検査」という。）の体制

イ　運転を停止することなく保安検査を行うための措置

（要求事項）32

一　運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）33

二　前号の設備改善に関し、その改善箇所、改善内容、改善理由等が明確になっていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）34

三　運転を停止することなく保安検査を行う施設の的確な管理のための手引書（工程ごとの操業条件等）が明確に定められ、かつ、整備されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

ロ　認定高度保安検査組織

（要求事項）35

一　認定高度保安検査を実施する組織（以下この表において「保安検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）36

二　保安検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。

イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。ただし、特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあっては、甲種機械責任者免状を有している者に限る。

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）37

三　保安検査組織に所属している者（保安検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

ハ　認定高度保安検査業務

（要求事項）38

一　保安検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度保安検査の実施に協力会社を活用する場合にあっても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）39

二　認定高度保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、特定施設に係る保安検査の方法を定める規程（当該保安検査の方法が第四十九条の七の十三第四項又は第五項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）40

三　認定高度保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）41

四　認定高度保安検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になっていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

ニ　認定高度保安検査の検査管理

（要求事項）42

一　保安検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、保安検査管理（認定高度保安検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制になっていることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）43

二　保安検査管理を行う組織の長（ただし、保安検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。

イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門

の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。ただし、特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあっては、甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状を有している者に限る。

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）44

三　保安検査管理を行う組織に所属する者（保安検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）45

四　一の事業所に対し保安検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であって、当該保安検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）46

五　保安検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、保

安検査管理が適切に実施されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）47

六　保安検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になっていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

3　サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保

（要求事項）48

サイバーセキュリティの確保に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行っていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（3）（2）以外の場合

法令の要求事項に適合していることの説明
1　本社の関与及び法令遵守の体制の確保
一　保安に係る基本姿勢
（要求事項）4 一　法人の代表者によって、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。
（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】
（関係資料名）【添付あり・添付なし】
（要求事項）5 二　法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。
（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】
（関係資料名）【添付あり・添付なし】
（要求事項）6 三　保安管理を担当する役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が選任されていること。
（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）7

四　監査役（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員、指名委員会等設置会社にあっては監査委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制が整備されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

二　法令遵守の体制

（要求事項）8

一　本社又は事業所において、保安に関する法令（法、令及びこの規則をいう。）の遵守のための体制が整備されており、かつ、適切に維持されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）9

二　本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）10

三　事業所が法令に違反する行為があつたことを知った場合に、本社及び行政庁へ速やかに通報するための手順が明確に定められ、かつ、文書化されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

2　保安に関するリスク管理の体制

一　本社の体制

（要求事項）11

一　役員（上欄1一の項下欄第三号の保安管理を担当する役員を含む。）を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）12

二　保安管理を担当する組織が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該組織の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）13

三　保安管理を担当する組織の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者とな

ることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。
（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】
（関係資料名）【添付あり・添付なし】
（要求事項）14 四　本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理（認定高度完成検査及び認定高度保安検査の実施状況の不備及びこれらの検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。
（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】
（関係資料名）【添付あり・添付なし】
二　事業所の体制
（要求事項）15 経済産業大臣が定める基準に従って、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行っていること。
（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】
（関係資料名）【添付あり・添付なし】
三　認定高度保安実施者の行う完成検査（以下この表において「認定高度完成検査」という。）の体制
イ　認定高度完成検査組織

（要求事項）16

一　認定高度完成検査を実施する組織（以下この表において「完成検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）17

二　完成検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。

イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）18

三　完成検査組織の長は、特定変更工事（工事に係る協力会社の管理を含む。）に必要な工事計画に関する事項、施工管理に関する事項及び工事の安全に関する事項等（以下この表において「工事計画書等」という。）を工事責任者に作成させる責任を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）19

四　完成検査組織において、工事計画書等のとおりに特定変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行われていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）20

五　完成検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）21

六　完成検査組織に所属している者（完成検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

ロ　認定高度完成検査業務

（要求事項）22

一　完成検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

この場合、認定高度完成検査の実施に協力会社を活用する場合にあっても、検査結果の評価・判定は事業所において行うものであること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）23

二　認定高度完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、製造施設に係る完成検査の方法を定める規程（当該完成検査の方法が第四十九条の七の十第一項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）24

三　認定高度完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）25

四　認定高度完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になっていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

ハ　認定高度完成検査の検査管理

（要求事項）26

一　完成検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、完成検査管理（認定高度完成検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制になっていることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）27

二　完成検査管理を行う組織の長（ただし、完成検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。

イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）28

三　完成検査管理を行う組織に所属する者（完成検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する 組織 の経験年数を通算する。）で二人以上であることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）29

四　一の事業所に対し完成検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であって、当該完成検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）30

五　完成検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、完成検査管理が適切に実施されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）31

六　完成検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度完成検査等において活用できる体制になってい

ること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

四　認定高度保安実施者の行う保安検査（以下この表において「認定高度保安検査」という。）の体制

イ　運転を停止することなく保安検査を行うための措置

（要求事項）32

一　運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）33

二　前号の設備改善に関し、その改善箇所、改善内容、改善理由等が明確になっていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）34

三　運転を停止することなく保安検査を行う施設の的確な管理のための手引書（工程ごとの操業条件等）が明確に定められ、かつ、整備されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

ロ　認定高度保安検査組織

（要求事項）35

一　認定高度保安検査を実施する組織（以下この表において「保安検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）36

二　保安検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。

イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）37

三　保安検査組織に所属している者（保安検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

ハ　認定高度保安検査業務

（要求事項）38

一　保安検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度保安検査の実施に協力会社を活用する場合にあっても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）39

二　認定高度保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、特定施設に係る保安検査の方法を定める規程（当該保安検査の方法が第四十九条の七の十三第四項又は第五項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）40

三　認定高度保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）41

四　認定高度保安検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になっていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

ニ　認定高度保安検査の検査管理

（要求事項）42

一　保安検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、保安検査管理（認定高度保安検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制になっていることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）43

二　保安検査管理を行う組織の長（ただし、保安検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。

イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。

ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）44

三　保安検査管理を行う組織に所属する者（保安検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）45

四　一の事業所に対し保安検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であって、当該保安検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）46

五　保安検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、保安検査管理が適切に実施されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）47

六　保安検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になっていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

3　サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保

（要求事項）48

サイバーセキュリティの確保に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行っていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（４）認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準について

法令の要求事項に適合していることの説明
第一章　総則（略）
第二章　保安管理システムに係る一般要求事項
第五条（保安管理方針）
（要求事項）49 事業所長は、本社の保安管理の基本方針を踏まえ、次に掲げる要件を満たす保安管理方針を明確に定め、文書化するとともに、それを公開する体制を整備しなければならない。 一　事業所の活動、規模及び製造工程の内容並びに保安に影響を与える危険源に応じて適切であること。 二　次に掲げる事項を誓約するものであること。 イ　保安管理システムの継続的改善及び事故の予防に関する活動を行うこと。 ロ　特定要求事項を遵守すること。 三　事業所全般の保安管理目標を設定し、見直す手順を含むこと。 四　全ての就業者に周知され、理解されるとともに、適切に実施され、維持向上されること。
（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】
（関係資料名）【添付あり・添付なし】
第三章　計画
第六条（保安に影響を与える危険源）
（要求事項）50 事業所は、製造工程、設備、運転等における、保安に影響を与える危険源の特定に係る手順を確立し、かつ、維持しなければならない。 ２　事業所は、危険源に関する情報を最新のものとしなければならない。
（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】
（関係資料名）【添付あり・添付なし】
第七条（特定要求事項）

（要求事項）51

事業所は、特定要求事項について保安管理活動を行う全ての就業者が容易に了知することを可能とするための手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

第八条（保安管理目標）

（要求事項）52

事業所長は、保安管理方針を踏まえ、事業所全般の保安管理目標を明確に定め、かつ、文書化しなければならない。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）53

2　事業所長は、保安管理目標の設定又は見直しを行う場合には、保安に影響を与える危険源、特定要求事項等に十分に配慮しなければならない。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）54

3　保安管理活動を行う部門又は組織は、保安管理目標を踏まえ、必要に応じて、それぞれの保安管理目標を設定し、文書化し、かつ、維持しなければならない。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）55

4　保安管理活動を行う部門又は組織は、保安管理目標の設定又は見直しを行う場合には、保安に影響を与える危険源、特定要求事項等に十分に配慮しなければならない。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

第九条（保安管理計画）

（要求事項）56

事業所は、保安管理目標を達成するための手段、責任の所在及び作業の予定を含む保安管理計画を策定し、かつ、維持しなければならない。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

第四章　実施及び運用

第十条（体制及び役割等）

（要求事項）57

事業所長は、保安管理システムの実施に不可欠な資源を用意し、かつ、配分しなければならない。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）58

2　事業所は、保安管理計画を実施し、及び運用するため、事業所の体制及び役割等に関する次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。

一　事業所全般に関する事項

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

イ　事業所の体制

（要求事項）59

（１）　保安管理を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者にあっては、保安管理部門。以下同じ。）、設備管理を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者にあっては、設備管理部門。以下同じ。）及び運転管理を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者にあっては、運転管理部門。以下同じ。）（以下これらを「管理担当組織」という。）を設置するとともに、各管理担当組織の長を他の管理担当組織の長以外の者から選任すること。

（２）　各管理担当組織の業務範囲及び責任の所在を定めること。

（３）　事業所の管理者と高圧ガス保安法及びこれに基づく命令に定める管理者との間の的確な対応関係、並びにそれらに係る責任、権限及び指揮命令系統を定めること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

ロ　事業所の役割

（要求事項）60

（１）　事業所の保安管理活動を行う全ての就業者が、危険予知を行う活動、保安管理に係る改善策の提案を行う活動等に参加すること等により、継続的改善に協力する体制を整備すること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）61

（２）　危険源を特定し、当該危険源による保安への影響を軽減するための措置を適切に実施すること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）62

（３）　日常的な作業以外の作業を実施する際の責任の所在を明確にし、かつ、当該作業の実施体制を整備すること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）63

（４）　変更管理の対象となる変更の適切な範囲及び変更管理の適切な手順を定めていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）64

（５）　製造施設の新設、増設、取替えその他の変更があった場合には、関連する文書の該当部分を確実に見直すこと。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）65

（６）　事業所内で発生した事故その他危険な状態の原因を究明すること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）66

ハ　管理担当組織の長の資格

各管理担当組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。

（１）　経験十年以上（本社又は事業所等における管理担当組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者（冷凍保安規則別表第三又は別表第四の適用を受ける認定高度保安実施者にあっては、第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状を有している者、コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者が同令第三十四条第一項に定める特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあっては、甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状を有している者

に限る。）

（２）　（１）に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

二　保安管理を担当する組織に関する事項

イ　保安管理を担当する組織の体制

（要求事項）67

（１）　保安管理を担当する組織の意見を設備管理及び運転管理に十分に反映する体制を整備すること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）68

（２）　最新の保安に関する技術情報、高圧ガスに係る事故情報その他の社内外の保安関連情報を積極的に収集し、その情報を規程・基準類の作成等に有効に活用する体制を整備すること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）69

（３）　収集した事業所内外の事故情報を類似事故防止対策に活用する体制を整備すること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

ロ　保安管理を担当する組織の長の役割

（要求事項）70

（１）　保安管理を担当する組織の長は、事業所の認定に関する業務を統括し、その責任者となること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）71

（２）　保安管理を担当する組織の長は、事業所長に対し、必要に応じて、保安管理全般（特に保安に関する予算及び教育訓練計画）に関し意見具申すること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）72

ハ　保安管理を担当する組織の要件

保安管理部門に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状を有していること（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

三　運転管理を担当する組織に関する事項

（要求事項）73

イ　運転管理を担当する組織の体制

運転員の交替及び引継ぎに関する体制を整備すること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）74

ロ　運転管理を担当する組織の役割

運転状態を監視するため、高圧ガス設備について、目視又は検査機器による検査の方法を定め、かつ、当該方法により検査を行うこと。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）75

ハ　運転管理を担当する組織の要件

運転管理を担当する組織に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状を有していること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

四　設備管理を担当する組織に関する事項

イ　設備管理を担当する組織の体制

（要求事項）76

（１）　運転管理を担当する組織と工事を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定事業所にあっては、工事担当部門。）との引継ぎ及び引渡しに関する体制を整備すること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）77

（２）　着工手順、火気使用作業、高所作業、槽内作業その他の工事管理に関する体制を整備すること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

ロ　設備管理を担当する組織の役割

（要求事項）78

（１）　設備補修に係る計画に沿って定期的に又は現場からの要請を受けて、高圧ガス設備について、目視又は検査機器による検査の方法を定め、かつ、当該方法により検査を行うこと。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）79

（２）　製造施設の新設、増設、変更に当たっての材料の選択、腐食、磨耗その他の保安上特に配慮すべき事項を定めること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）80

ハ　設備管理を担当する組織の要件

設備管理を担当する組織に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

五　協力会社に関する事項

（要求事項）81

イ　作業範囲及び責任の所在に関する事項を定めること。

ロ　協力会社の選定に関する事項を定めること。

ハ　協力会社従業員の教育訓練等に関する事項を定めること。

ニ　複数の協力会社を使用する場合にあっては、当該協力会社で構成する協力会社協議会に関する事項を定めること（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）。

ホ　協力会社に対し、保安管理システムに関する手順及び要求事項を伝達すること。

ヘ　その他協力会社の管理に関する事項を定めること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

六　機器の寿命管理に関する事項

（要求事項）82

イ　文献、保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の記録の解析及び評価結果を踏まえて、機器ごとの劣化の要因、摩耗の傾向等を確実に把握した適切な寿命管理を行うこと。

ロ　イの寿命管理の結果を次に掲げる事項に活用すること。

（１）　連続運転期間に応じた適切な設備改善

（２）　補修の要否

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

七　開放検査体制に関する事項

（要求事項）83

イ　開放検査の周期又は時期の設定方法に関する事項を定めること。

ロ　開放検査方法に関する事項を定めること。

ハ　各機器の取替え時期の決定に関する事項を定めること。

ニ　その他開放検査の実施に当たって必要な事項を定めること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）84

八　検査記録等の活用に関する事項

保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の検査記録を総合的に解析し、必要に応じて、その解析結果を施設の新設・変更、運転管理、検査等に活用すること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）85

3　事業者は、前項に掲げる事項を文書化し、かつ、保安管理活動を行う全ての就業者に周知しなければならない。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

第十一条（教育訓練）

（要求事項）86

事業所は、教育訓練の必要性を明確にし、かつ、保安管理活動を行う全ての就業者に、適切な教育訓練を実施しなければならない。

2　事業所は、保安管理活動を行う部門又は組織において、それぞれの就業者に次に掲げる事項を周知徹底する手順を確立し、維持しなければならない。

一　保安管理方針その他の保安管理システムの要求事項に適合することの重要性に関する事項

二　保安に係る情報に関する事項

三　規程・基準類の遵守の徹底に関する事項

四　緊急時対応訓練その他の防災訓練に関する事項

五　特定要求事項の遵守に関する事項

六　その他教育訓練全般について必要な事項

3　事業所は、教育訓練用資機材を保有又は調達し、有効に活用しなければならない。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

第十二条（情報の連絡及び収集）

（要求事項）87

事業所は、情報の連絡及び収集に関する次に掲げる事項の手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

一　事業所内の保安管理活動を行う部門又は組織の間の情報の連絡

二　関係官庁、保安上密接な関係を有する事業所、地域住民その他の事業所の外部に対する情報の提供及び外部からの情報の収集

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

第十三条（保安管理システムに関する文書の作成及び管理）

（要求事項）88

事業所は、書面又は電磁的方法によって、次に掲げる情報を文書化し、かつ、維持しなければならない。

一　規程・基準類の体系を記述した情報

二　保安管理システムに関する文書の所在を示す情報

２　事業所は、保安管理システムに関する文書の作成、評価及び見直しに関する体制、責任及び手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

３　事業所は、文書を読みやすく作成し、かつ、文書の作成又は見直しが行われた日付を容易に識別できるよう、適切な順序により所定の期間保管しなければならない。

４　事業所は、次に掲げる事項を確実に実施するため、文書を管理する手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

一　文書の所在について、保安管理活動を行う全ての就業者が容易に了知できること。

二　文書が定期的に評価され、必要に応じて見直され、かつ、所定の責任者によって当該文書が妥当であることが承認されること。

三　事業所の保安管理活動を行う全ての部署において、最新の規程・基準類その他の文書が利用できること。

四　効力が失われた文書は、それを作成し若しくは使用する全ての部署から速やかに廃棄され、又は

誤った使用を防止する措置がとられること。
五　効力が失われた場合にあっても保管の必要がある文書は、その旨が適切に表示されていること。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

第十四条（記録）

（要求事項）89
事業所は、書面又は電磁的方法によって、次に掲げる事項を含む保安に関する記録を維持し及び廃棄するための手順を確立し、かつ、維持しなければならない。
一　保安検査その他の検査の記録
二　機器ごとの保全記録
三　運転記録
四　教育・訓練の記録
五　監査及び見直しの結果の記録
2　事業所は、保安に関する記録を読みやすく、容易に検索でき、かつ、損傷、劣化又は紛失を防ぐ方法で保管し、維持しなければならない。
3　事業所は、保安に関する記録の所定の保管期限を定め、かつ、当該期間を記録しなければならない。
4　事業所は、保安に関する記録を保安管理システムの要求事項に適合していることを証明する手段として作成し、かつ、維持しなければならない。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

第十五条（緊急事態への準備及び対応）

（要求事項）90
事業所は、緊急事態を想定し、それが保安に与える影響を予防し又は緩和するための手順を確立し、かつ、維持しなければならない。
2　事業所は、緊急事態の解除後には、緊急事態への準備及び対応の手順を評価し、かつ、必要に応

じて見直さなければならない。
3　事業所は、緊急時対応訓練を定期的に実施しなければならない。
4　事業所は、防災管理に関する次に掲げる事項を含む規程・基準類を整備し、かつ、防災管理を適切に実施する体制を明確にしなければならない。
一　災害対策本部（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）及び事業所内外に対応する防災組織の設置に関する事項
二　防災体制が確立されるまでの応急措置（夜間、休日等における対応を含む。）に関する事項
三　各種防災設備の整備、維持管理に関する事項
四　緊急停止に関する事項
五　関係官庁及び保安上密接な関係を有する事業所に対する緊急時即時通報連絡体制に関する事項
六　夜間、休日等の緊急呼出し体制（協力会社の従業員の緊急呼出し体制を含む。）に関する事項
七　保安上密接な関係を有する事業所との相互応援に関する協定の締結、並びにそれに伴う定期的な訓練及び情報交換に関する事項（コンビナート等保安規則別表第九又は別表第十の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）
八　導管に係る災害の防止に関する事項（液化石油ガス保安規則別表第五、一般高圧ガス保安規則別表第五又はコンビナート等保安規則別表第九若しくは別表第十の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）
九　その他防災管理に関する事項

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（要求事項）91
5　事業所は、冷凍保安規則第七条第一項第五号、液化石油ガス保安規則第六条第一項第二十号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十七号又はコンビナート等保安規則第五条第一項第二十四号の経済産業大臣が定める耐震設計の基準を踏まえ、適切な対策を実施しなければならない。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

第五章　評価及び監査

第十六条（実施状況の調査及び評価）

（要求事項）92

事業所は、日常的又は定期的に保安管理活動の実施状況を調査及び評価するための手順を確立し、文書化し、かつ、維持しなければならない。

２　事業所は、前項の調査及び評価を行うに当たって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　事業所の必要に応じた定性的又は定量的な評価指標

二　保安管理目標の達成度

三　保安管理計画を実施及び運用するための規程・基準類並びに特定要求事項を遵守していることを確認する手段

四　是正措置の必要性及び妥当性に係る判断の根拠となる調査及び評価の記録を作成する手段

３　事業所は、第一項の調査及び評価を適切に行うために必要な情報を確実に収集しなければならない。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

第十七条（保安管理システムの監査）

（要求事項）93

事業所は、監査を効果的に行うため、実施すべき監査の計画及び手順を確立し、文書化し、かつ、維持しなければならない。この場合においては、複数の監査の計画を策定することを妨げない。

２　事業所は、保安管理活動の保安上の重要性及び前回の監査の結果を踏まえて、次に掲げる事項を含む監査の計画を策定しなければならない。

一　監査の対象範囲及び方法その他監査の手順に関する事項

二　監査の結果を事業所長及び本社に報告するための体制に関する事項

三　監査の実施の責任の所在に関する事項

３　事業所は、監査の計画に従って、監査を一年に一回以上実施しなければならない。

４　事業所は、監査を適切に実施するために必要な情報を確実に収集しなければならない。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

第六章　是正及び見直し

第十八条（不適合の調査及び是正措置）

（要求事項）94

事業所は、保安管理活動の実施状況の調査及び評価を踏まえ、不適合を明らかにし、当該不適合による保安への影響を緩和するための措置を実施しなければならない。

2　事業所は、前項の不適合を是正する措置を実施しなければならない。

3　事業所は、前二項の措置を実施する責任及び権限を定める手順を確立し、文書化し、かつ、維持しなければならない。

4　事業所は、必要に応じて、是正措置に係る規程・基準類の見直しを行い、かつ、記録しなければならない。

5　事業所は、不適合の調査及び是正措置を適切に実施するために必要な情報を確実に収集しなければならない。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

第十九条（事業所長による見直し）

（要求事項）95

事業所長は、保安管理システムが適切かつ確実に機能するよう、一年に一回以上保安管理システムの評価を行うとともに、当該評価及び監査の結果、周囲の状況の変化等を踏まえ、必要に応じて、保安管理方針その他の保安管理システムの要素を見直さなければならない。

2　事業所は、事業所長による評価及び見直しの過程を確立し、文書化し、かつ、維持しなければならない。

3　事業所は、事業所長による評価及び見直しを適切に実施するために必要な情報を確実に収集しなければならない。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

４　政令第１０条の２ただし書の規定の適用について

□　政令第１０条の２ただし書の規定を受けたいため、要求事項に適合していることを説明する書類を添付します。

□　政令第１０条の２ただし書の規定の適用を受けません。

政令第１０条の２ただし書の規定を受けたい場合に以下のとおり添付してください。

（１）危険源の特定等について

法令の要求事項に適合していることの説明
（要求事項） 一　危険源の特定及び評価を実施し、その結果に基づき、当該危険源による保安への影響を軽減するための措置を網羅的に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。
（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】
（関係資料名）【添付あり・添付なし】
（要求事項） 二　従業員等の教育及び訓練を高度に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施している。
（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】
（関係資料名）【添付あり・添付なし】
（要求事項） 三　第三者の専門的な知見を適切に活用する体制を整備しており、かつ、適切に活用していること。
（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】
（関係資料名）【添付あり・添付なし】
（要求事項） 四　連続運転期間（運転を停止して行った前回の保安検査の日から運転停止をして行う次回の保安検

査の日までの期間をいう。）及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備しており、かつ、適切に評価していること。
（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】
（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（２）先端的な情報通信技術の活用について

法令の要求事項に適合していることの説明
（要求事項） 令第十条の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な情報通信技術は、先端的な情報通信技術であって、製造設備の運転時の状態等に関する情報を収集して、当該収集した情報を分析し、保安を確保するために作業員が行うべき判断を具体的に提示すること等によって、作業員の判断を補助する機能を有するものをいう。
（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】
（関係資料名）【添付あり・添付なし】

（４）認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準について

法令の要求事項に適合していることの説明

第三章　計画

第六条（保安に影響を与える危険源）

（要求事項）50

事業所は、製造工程、設備、運転等における、保安に影響を与える危険源の特定に係る手順を確立し、かつ、維持しなければならない。

２　事業所は、危険源に関する情報を最新のものとしなければならない。

（適合していることの説明）【更新申請の場合は変更の有無　変更あり・変更なし】

〔変更点〕

運転における非定常状態について、危険源を特定する手法を確立し、今後３年で全プラントのリスクアセスメント及び低減対策を実施する計画とした。

注：直近の申請からシステムの変更があった場合は、その概要を記載してください。

〔規程・要領類〕

プロセス：ＨＡＺＯＰ実施要領、非定常ＲＡ実施要領

設備：設備安全審査要領、４Ｍ変更実施要領

作業：作業に関するリスク評価実施要領

注：危険源特定の手順を定める文書を明記してください。

〔業務手順〕

事業所保安管理マニュアルに基づき、危険源をプロセス、設備、作業の観点で特定している。詳細な手順は、ＲＡ実施規則とその下位文書である各要領に定める。

（１）プロセス危険源の特定手順

プロセス危険源については、ＨＡＺＯＰ手法を用い、各プラントにつき４年毎に再評価を行っている。発掘された危険源は、危険源情報に管理し、事故の発生頻度Ｐと、その影響度Ｅから表に示すマトリクスでそのリスクレベルをⅠ～Ⅳに評価する。リスクレベルによってその対応は・・・・・

注：業務手順を説明してください。必要に応じて規程類の抜粋（フロー図を含む）を貼付・添付して説明してください。

（関係資料名）【添付あり・添付なし】

実施した HAZOP の例

ＨＡＺＯＰ実施要領、非定常ＲＡ実施要領、設備安全審査要領、４Ｍ変更実施要領、作業に関するリスク評価実施要領

注：実際に行った HAZOP の例、リスク低減の例、関係する規程・要領類を添付してください。

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案　新旧対照条文

（新旧対照条文一覧）

（本則）

○高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）（第一条関係）……1
○ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）（第二条関係）……9
○電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）（第三条関係）……12
○危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）（第四条関係）……13
○登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）（第五条関係）……15
○労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（第六条関係）……17
○石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）（第七条関係）……21
○石油石炭税法施行令（昭和五十三年政令第百三十二号）（第八条関係）……23
○高圧ガス保安法関係手数料令（平成九年政令第二十一号）（第九条関係）……25
○地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（第十条関係）……26

○高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（適用除外） 第二条　（略） 2　法第三条第一項第五号の政令で定める種類の自動車は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車（同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）であって、圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とするものとする。 3　法第三条第一項第五号の政令で定める装置は、原動機（道路運送車両法第四十一条第一項の技術基準に適合するものに限る。）及び燃料装置（当該技術基準に適合するものに限る。第十条の三において同じ。）とする。 4　法第三条第一項第八号の政令で定める電気工作物は、発電、変電又は送電のために設置する電気工作物並びに電気の使用のために設置する変圧器、リアクトル、開閉器及び自動遮断器であって、ガスを圧縮、液化その他の方法で処理するものとする。 5　法第三条第一項第九号の政令で定める高圧ガスは、次のとおりとする。 一～九　（略） 第四条　法第五条第一項第二号の政令で定めるガスの種類は、一の事業所において次の表の上欄に掲げるガスに係る高圧ガスの	（適用除外） 第二条　（略） （新設） （新設） 2　法第三条第一項第六号の政令で定める電気工作物は、発電、変電又は送電のために設置する電気工作物並びに電気の使用のために設置する変圧器、リアクトル、開閉器及び自動しゃ断器であって、ガスを圧縮、液化その他の方法で処理するものとする。 3　法第三条第一項第八号の政令で定める高圧ガスは、次のとおりとする。 一～九　（略） 第四条　法第五条第一項第二号の政令で定めるガスの種類は、一の事業所において次の表の上欄に掲げるガスに係る高圧ガスの

製造をしようとする場合における同欄に掲げるガスとし、同号及び同条第二項第二号の政令で定める値は、同欄に掲げるガスの種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

ガスの種類	法第五条第一項第二号の政令で定める値	法第五条第二項第二号の政令で定める値
一　（略）	（略）	（略）
二　フルオロカーボン（第二条第五項第四号の経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものを除く。）及びアンモニア	（略）	（略）

第十条　（略）

（認定高度保安実施者の認定の有効期間）

第十条の二　法第三十九条の十七第一項の政令で定める期間は、五年とする。ただし、法第三十九条の十三の認定を申請した者が、保安の確保のための組織がその業務遂行能力を持続的に向

製造をしようとする場合における同欄に掲げるガスとし、同号及び同条第二項第二号の政令で定める値は、同欄に掲げるガスの種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

ガスの種類	法第五条第一項第二号の政令で定める値	法第五条第二項第二号の政令で定める値
一　（略）	（略）	（略）
二　フルオロカーボン（第二条第三項第四号の経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものを除く。）及びアンモニア	（略）	（略）

第十条　（略）

（新設）

上させるものとして経済産業省令で定める特に高度な仕組みを有し、かつ、保安の確保の方法が経済産業省令で定める特に高度な情報通信技術を用いたものである場合は、七年とする。

（政令で定める検査）

第十条の三　法第四十九条の四の二の政令で定める検査は、道路運送車両法第五十九条第一項の新規検査、同法第六十二条第一項の継続検査、同法第六十三条第一項の臨時検査、同法第六十七条第三項の構造等変更検査及び同法第七十一条第一項の予備検査の一部として行われる燃料装置の検査とする。

（都道府県又は指定都市が処理する事務）

第十八条　次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事務であって、その完成検査、輸入検査又は保安検査の業務を一の都道府県の区域内のみにおいて行う指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関に関するものは、当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。

一　（略）

二　指定輸入検査機関に関する法第二十二条第一項第一号、法第五十八条の三十の二第二項において準用する法第五十八条の二十二、第五十八条の二十三第一項及び第三項、第五十八条の二十四、第五十八条の二十七、第五十八条の二十九並びに第五十八条の三十並びに法第六十一条第二項、第六十二条第二項並びに第七十四条の二第一項第一号、第三号、第五号及び第五号の二に規定する事務

三　指定保安検査機関に関する法第三十五条第一項第一号、法

（新設）

（都道府県又は指定都市が処理する事務）

第十八条　次に掲げる経済産業大臣の権限に属する事務であって、その完成検査、輸入検査又は保安検査の業務を一の都道府県の区域内のみにおいて行う指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関に関するものは、当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。

一　（略）

二　指定輸入検査機関に関する法第二十二条第一項第一号、法第五十八条の三十の二第二項において準用する法第五十八条の二十二、第五十八条の二十三第一項及び第三項、第五十八条の二十四、第五十八条の二十七、第五十八条の二十九並びに第五十八条の三十、法第六十一条第二項、第六十二条第二項並びに第七十四条の二第一項第一号、第三号、第五号及び第五号の二に規定する事務

三　指定保安検査機関に関する法第三十五条第一項第一号、法

第五十八条の三十の三第二項において準用する法第五十八条の二十二、第五十八条の二十三第一項及び第三項、第五十八条の二十四、第五十八条の二十七、第五十八条の二十九並びに第五十八条の三十並びに法第六十一条第二項、第六十二条第二項並びに第七十四条の二第一項第一号、第三号、第五号及び第五号の二に規定する事務

2　法に規定する経済産業大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。

一・二　（略）

三　内容積五百リットル以下の容器に関する法第四十四条第一項（同項の指定に係る部分を除く。）、第四十五条第一項及び第二項、第四十八条第五項、第五十四条第一項及び第二項並びに第五十六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。）　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ・ロ　（略）

四・五　（略）

六　内容積五百リットル以下の容器に装置する附属品に関する法第四十九条の二第一項及び第四十九条の三第一項、法第五十六条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する同条第一項並びに同条第四項において準用する同条第二項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器に装置する附属品に係るものを除く。）　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ・ロ　（略）

第五十八条の三十の三第二項において準用する法第五十八条の二十二、第五十八条の二十三第一項及び第三項、第五十八条の二十四、第五十八条の二十七、第五十八条の二十九並びに第五十八条の三十、法第六十一条第二項、第六十二条第二項並びに第七十四条の二第一項第一号、第三号、第五号及び第五号の二に規定する事務

2　法に規定する経済産業大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。

一・二　（略）

三　内容積五百リットル以下の容器に関する法第四十四条第一項（同項の指定に係る部分を除く。）、第四十五条第一項及び第二項、第四十八条第五項、第五十四条第一項及び第二項並びに第五十六条第一項及び第二項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器に係るものを除く。）　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ・ロ　（略）

四・五　（略）

六　内容積五百リットル以下の容器に装置する附属品に関する法第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項並びに法第五十六条第四項において準用する同条第一項及び第二項に規定する事務（鉄道車両に固定する容器に装置する附属品に係るものを除く。）　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ・ロ　（略）

七・八　（略）

3・4　（略）

（権限の委任）

第十九条　次に掲げる経済産業大臣の権限は、産業保安監督部長が行う。ただし、法第四十九条の十七、第四十九条の二十九、第四十九条の三十及び第五十六条の六の十八、法第五十八条の三十一第二項及び第五十八条の三十二第二項において準用する法第五十八条の三十並びに法第六十一条第一項及び第二項、第六十二条第一項及び第二項並びに第七十四条の二第一項第二号の三及び第五号の規定による権限にあっては、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　内容積が五百リットルを超える容器に関する法第四十一条第二項及び法第五十六条第五項において準用する同条第一項の規定による権限

二　（略）

三　その容器検査の業務を当該産業保安監督部の区域内のみにおいて行う指定容器検査機関に関する法第四十四条第一項（同項の指定に係る部分に限る。）、法第五十八条の三十一第二項において準用する法第五十八条の二十二、第五十八条の二十三第一項及び第三項、第五十八条の二十四、第五十八条の二十七、第五十八条の二十九並びに第五十八条の三十並びに法第六十一条第二項、第六十二条第二項並びに第七十四条の二第一項第一号、第三号、第五号及び第五号の二の規定による権限

四　内容積が五百リットルを超える容器に装置する附属品に関

七・八　（略）

3・4　（略）

（権限の委任）

第十九条　次に掲げる経済産業大臣の権限は、産業保安監督部長が行う。ただし、法第四十九条の十七、第四十九条の二十九、第四十九条の三十、第五十六条の六の十八、法第五十八条の三十一第二項及び第五十八条の三十二第二項において準用する法第五十八条の三十、法第六十一条第一項及び第二項、第六十二条第一項及び第二項並びに第七十四条の二第一項第二号の三及び第五号の規定による権限にあっては、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　内容積が五百リットルを超える容器に関する法第四十一条第二項の規定による権限

二　（略）

三　その容器検査の業務を当該産業保安監督部の区域内のみにおいて行う指定容器検査機関に関する法第四十四条第一項（同項の指定に係る部分に限る。）、法第五十八条の三十一第二項において準用する法第五十八条の二十二、第五十八条の二十三第一項及び第三項、第五十八条の二十四、第五十八条の二十七、第五十八条の二十九並びに第五十八条の三十、法第六十一条第二項、第六十二条第二項並びに第七十四条の二第一項第一号、第三号、第五号及び第五号の二の規定による権限

（新設）

する法第五十六条第五項において準用する同条第四項において準用する同条第一項の規定による権限

五　内容積が五百リットルを超える容器及び内容積五百リットル以下の鉄道車両に固定する容器に装置する附属品に関する法第四十九条の二第一項及び第四十九条の三第一項並びに法第五十六条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定による権限

六　（略）

七　その特定設備検査の業務を当該産業保安監督部の区域内のみにおいて行う指定特定設備検査機関に関する法第五十六条の三第一項（同項の指定に係る部分に限る。）、法第五十八条の三十二第二項において準用する法第五十八条の二十二、第五十八条の二十三第一項及び第三項、第五十八条の二十四、第五十八条の二十七、第五十八条の二十九並びに第五十八条の三十並びに法第六十一条第二項、第六十二条第二項並びに第七十四条の二第一項第一号、第三号、第五号及び第五号の二の規定による権限

八　法第五十六条の六の二第一項及び第四項、第五十六条の六の四第二項、第五十六条の六の七、第五十六条の六の八第一項、第五十六条の六の九、第五十六条の六の十一、第五十六条の六の十二並びに第五十六条の六の十四第一項、法第五十六条の六の十五第二項において準用する法第五十六条の六並びに法第五十六条の六の十六、第五十六条の六の十八から第五十六条の六の二十一まで、第六十一条第一項及び第六十二条第一項の規定による権限であって、特定設備を製造する工場又は事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみに設置

四　内容積が五百リットルを超える容器及び内容積五百リットル以下の鉄道車両に固定する容器に装置する附属品に関する法第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項並びに法第五十六条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定による権限

五　（略）

六　その特定設備検査の業務を当該産業保安監督部の区域内のみにおいて行う指定特定設備検査機関に関する法第五十六条の三第一項（同項の指定に係る部分に限る。）、法第五十八条の三十二第二項において準用する法第五十八条の二十二、第五十八条の二十三第一項及び第三項、第五十八条の二十四、第五十八条の二十七、第五十八条の二十九並びに第五十八条の三十、法第六十一条第二項、第六十二条第二項並びに第七十四条の二第一項第一号、第三号、第五号及び第五号の二の規定による権限

七　法第五十六条の六の二第一項及び第四項、第五十六条の六の四第二項、第五十六条の六の七、第五十六条の六の八第一項、第五十六条の六の九、第五十六条の六の十一、第五十六条の六の十二、第五十六条の六の十四第一項、法第五十六条の六の十五第二項において準用する法第五十六条の六、法第五十六条の六の十六、第五十六条の六の十八から第五十六条の六の二十一まで、第六十一条第一項並びに第六十二条第一項の規定による権限であって、特定設備を製造する工場又は事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみに設置されて

されている特定設備製造業者に関するもの

九　（略）

2　次に掲げる経済産業大臣の権限であって、その完成検査、輸入検査又は保安検査の業務を一の産業保安監督部の管轄区域内のみにおいて行う指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関に関するもの（二以上の都道府県の区域にわたって完成検査、輸入検査又は保安検査の業務を行う指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関に関するものに限る。）は、当該区域を管轄する産業保安監督部長が行う。ただし、法第六十一条第二項及び第六十二条第二項の規定による権限にあっては、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　（略）

二　指定輸入検査機関に関する法第二十二条第一項第一号、法第五十八条の三十の二第二項において準用する法第五十八条の二十二、第五十八条の二十三第一項及び第三項、第五十八条の二十四、第五十八条の二十七、第五十八条の二十九並びに第五十八条の三十並びに法第六十一条第二項、第六十二条第二項並びに第七十四条の二第一項第一号、第三号、第五号及び第五号の二の規定による権限

三　指定保安検査機関に関する法第三十五条第一項第一号、法第五十八条の三十の三第二項において準用する法第五十八条の二十二、第五十八条の二十三第一項及び第三項、第五十八条の二十四、第五十八条の二十七、第五十八条の二十九並びに第五十八条の三十並びに法第六十一条第二項、第六十二条第二項並びに第七十四条の二第一項第一号、第三号、第五号

いる特定設備製造業者に関するもの

八　（略）

2　次に掲げる経済産業大臣の権限であって、その完成検査、輸入検査又は保安検査の業務を一の産業保安監督部の管轄区域内のみにおいて行う指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関に関するもの（二以上の都道府県の区域にわたって完成検査、輸入検査又は保安検査の業務を行う指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関に関するものに限る。）は、当該区域を管轄する産業保安監督部長が行う。ただし、法第六十一条第二項及び第六十二条第二項の規定による権限にあっては、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　（略）

二　指定輸入検査機関に関する法第二十二条第一項第一号、法第五十八条の三十の二第二項において準用する法第五十八条の二十二、第五十八条の二十三第一項及び第三項、第五十八条の二十四、第五十八条の二十七、第五十八条の二十九並びに第五十八条の三十、法第六十一条第二項、第六十二条第二項並びに第七十四条の二第一項第一号、第三号、第五号及び第五号の二の規定による権限

三　指定保安検査機関に関する法第三十五条第一項第一号、法第五十八条の三十の三第二項において準用する法第五十八条の二十二、第五十八条の二十三第一項及び第三項、第五十八条の二十四、第五十八条の二十七、第五十八条の二十九並びに第五十八条の三十、法第六十一条第二項、第六十二条第二項並びに第七十四条の二第一項第一号、第三号、第五号及び

3　及び第五号の二の規定による権限 （略）	3　第五号の二の規定による権限 （略）

○ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）（第二条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法） 第二条　ガス小売事業者等（法第十四条第一項に規定するガス小売事業者等をいう。次項並びに第二十条第四項及び第五項において同じ。）は、法第十四条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する経済産業省令で定める方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。 2・3　（略）	（ガス小売事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法） 第二条　ガス小売事業者等（法第十四条第一項に規定するガス小売事業者等をいう。次項並びに第十九条第四項及び第五項において同じ。）は、法第十四条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する経済産業省令で定める方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。 2・3　（略）
（認定高度保安実施ガス小売事業者等の認定の有効期間） 第五条　法第三十四条の五第一項（法第七十一条の三、第八十四条の三及び第百四条の三において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、七年とする。	（新設）
第六条・第七条　（略）	第五条・第六条　（略）
（ガス事業法の準用）	（ガス事業法の準用）

第八条　法第百五条の規定により、法第二十一条第一項及び第二項並びに第三十二条（第六項を除く。）の規定は、準用事業者（法第百五条に規定する準用事業者をいう。次項、第十八条第六項及び第二十条第四項において同じ。）に準用する。

２・３　（略）

（ガスの使用制限等）

第九条　法第百六条の三第一項の規定により使用するガスの量の限度を定めてするガス小売事業者等（同項に規定するガス小売事業者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が供給するガスの使用を制限すべきことの命令又は勧告は、年間のガスの供給量が五十万立方メートル以上である小売供給契約（法第十四条第一項に規定する小売供給契約をいう。次項及び第十八条第二項において同じ。）を締結してガス小売事業者等が供給するガスを使用する者について行うものでなければならない。

２　（略）

第十条～第十七条　（略）

（報告の徴収）

第十八条　法第百七十一条第一項の規定により経済産業大臣がガス小売事業者に対し報告をさせることができる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　消費機器（法第百五十九条第一項に規定する消費機器をい

第七条　法第百五条の規定により、法第二十一条第一項及び第二項並びに第三十二条（第六項を除く。）の規定は、準用事業者（法第百五条に規定する準用事業者をいう。次項、第十七条第六項及び第十九条第四項において同じ。）に準用する。

２・３　（略）

（ガスの使用制限等）

第八条　法第百六条の三第一項の規定により使用するガスの量の限度を定めてするガス小売事業者等（同項に規定するガス小売事業者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が供給するガスの使用を制限すべきことの命令又は勧告は、年間のガスの供給量が五十万立方メートル以上である小売供給契約（法第十四条第一項に規定する小売供給契約をいう。次項及び第十七条第二項において同じ。）を締結してガス小売事業者等が供給するガスを使用する者について行うものでなければならない。

２　（略）

第九条～第十六条　（略）

（報告の徴収）

第十七条　法第百七十一条第一項の規定により経済産業大臣がガス小売事業者に対し報告をさせることができる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　消費機器（法第百五十九条第一項に規定する消費機器をい

う。第二十条第三項及び第四項において同じ。）の調査に関する業務の運営に関する事項

2～8　（略）

第十九条・第二十条　（略）

（経済産業大臣が指示をすることができる事務）

第二十一条　法第百九十一条の政令で定める事務は、第十九条第一項の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされる事務とする。

別表第一（第十四条関係）

（略）

別表第二（第十五条、第十六条関係）

（略）

う。第十九条第三項及び第四項において同じ。）の調査に関する業務の運営に関する事項

2～8　（略）

第十八条・第十九条　（略）

（経済産業大臣が指示をすることができる事務）

第二十条　法第百九十一条の政令で定める事務は、第十八条第一項の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされる事務とする。

別表第一（第十三条関係）

（略）

別表第二（第十四条、第十五条関係）

（略）

○電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）（第三条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（小売電気事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法） 第二条　小売電気事業者等（法第二条の十三第一項に規定する小売電気事業者等をいう。次項及び第四十六条第二項第一号において同じ。）は、法第二条の十三第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する情報通信の技術を利用する方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。 ２・３　（略）	（小売電気事業者等による情報通信の技術を利用する方法を用いた供給条件に関する事項等の提供の方法） 第二条　小売電気事業者等（法第二条の十三第一項に規定する小売電気事業者等をいう。次項及び第四十五条第二項第一号において同じ。）は、法第二条の十三第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する情報通信の技術を利用する方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。 ２・３　（略）
（認定高度保安実施設置者の認定の有効期間） 第四十一条　法第五十五条の六第一項の政令で定める期間は、七年とする。	（新設）
第四十二条～第四十七条　（略）	第四十一条～第四十六条　（略）

○危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）（第四条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（屋外タンク貯蔵所の基準） 第十一条　屋外タンク貯蔵所（次項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。 一～三の三　（略） 四　屋外貯蔵タンクは、特定屋外貯蔵タンク及び準特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンクにあつては、厚さ三・二ミリメートル以上の鋼板で、特定屋外貯蔵タンク及び準特定屋外貯蔵タンクにあつては、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める規格に適合する鋼板その他の材料又はこれらと同等以上の機械的性質及び溶接性を有する鋼板その他の材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の一・五倍の圧力で十分間行う水圧試験（高圧ガス保安法第二十条第一項若しくは第三項若しくは第三十九条の二十二第一項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二第二号若しくは第四号に掲げる機械等又は労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十二条第一項第二号に掲げる機械等である圧力タンクにあつては、総務省令で定めるところにより行う水圧試験）において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物の屋外貯蔵タンクにあつては、この限りでない。	（屋外タンク貯蔵所の基準） 第十一条　屋外タンク貯蔵所（次項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。 一～三の三　（略） 四　屋外貯蔵タンクは、特定屋外貯蔵タンク及び準特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンクにあつては、厚さ三・二ミリメートル以上の鋼板で、特定屋外貯蔵タンク及び準特定屋外貯蔵タンクにあつては、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める規格に適合する鋼板その他の材料又はこれらと同等以上の機械的性質及び溶接性を有する鋼板その他の材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の一・五倍の圧力で十分間行う水圧試験（高圧ガス保安法第二十条第一項若しくは第三項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二第二号若しくは第四号に掲げる機械等又は労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十二条第一項第二号に掲げる機械等である圧力タンクにあつては、総務省令で定めるところにより行う水圧試験）において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物の屋外貯蔵タンクにあつては、この限りでない。

四の二～十七　（略）

２～７　（略）

（地下タンク貯蔵所の基準）

第十三条　地下タンク貯蔵所（次項及び第三項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　地下貯蔵タンクは、総務省令で定めるところにより厚さ三・二ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては七十キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の一・五倍の圧力で、それぞれ十分間行う水圧試験（高圧ガス保安法第二十条第一項若しくは第三項若しくは第三十九条の二十二第一項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設、労働安全衛生法別表第二第二号若しくは第四号に掲げる機械等又は労働安全衛生法施行令第十二条第一項第二号に掲げる機械等である圧力タンクにあつては、総務省令で定めるところにより行う水圧試験。第十五条第一項第二号において同じ。）において、漏れ、又は変形しないものであること。

七～十四　（略）

２～４　（略）

四の二～十七　（略）

２～７　（略）

（地下タンク貯蔵所の基準）

第十三条　地下タンク貯蔵所（次項及び第三項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　地下貯蔵タンクは、総務省令で定めるところにより厚さ三・二ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては七十キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の一・五倍の圧力で、それぞれ十分間行う水圧試験（高圧ガス保安法第二十条第一項若しくは第三項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設、労働安全衛生法別表第二第二号若しくは第四号に掲げる機械等又は労働安全衛生法施行令第十二条第一項第二号に掲げる機械等である圧力タンクにあつては、総務省令で定めるところにより行う水圧試験。第十五条第一項第二号において同じ。）において、漏れ、又は変形しないものであること。

七～十四　（略）

２～４　（略）

○登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）（第五条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（容器検査所の登録で課税するものの範囲） 第十七条　法別表第一第百二号㈣に規定する政令で定める登録は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十九条第一項（容器再検査）の登録で、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十八条第二項（都道府県又は指定都市が処理する事務）の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項（指定都市の権能）の指定都市の長が行うこととされる事務（同令第十八条第二項第五号に係るものに限る。）に係るもの以外のものとする。 （免許等の範囲） 第三十条　法第二十四条第一項に規定する政令で定める免許等は、法別表第一第十三号㈡、第三十二号㈤ロ、㈥ロ若しくは㈢、第三十三号、第五十一号、第五十二号、第五十四号、第五十五号、第五十九号、第六十一号、第六十四号、第六十五号、第六十六号㈢若しくは㈣、第八十五号、第八十七号の二、第九十二号、第九十六号㈠、第九十七号、第九十八号、第九十九号㈠、第百号㈣、第百一号（㈨を除く。）、第百二号（㈣を除く。）、第百三号、第百四号㈠から㈩まで、第百八号から第百十二号まで、第百十七号の二、第百二十号、第百二十一号、第百二十三号から第百二十六号まで、第百二十八号から第百三十五号ま	（容器検査所の登録で課税するものの範囲） 第十七条　法別表第一第百二号㈢に規定する政令で定める登録は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十九条第一項（容器再検査）の登録で、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十八条第二項（都道府県又は指定都市が処理する事務）の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項（指定都市の権能）の指定都市の長が行うこととされる事務（同令第十八条第二項第五号に係るものに限る。）に係るもの以外のものとする。 （免許等の範囲） 第三十条　法第二十四条第一項に規定する政令で定める免許等は、法別表第一第十三号㈡、第三十二号㈤ロ、㈥ロ若しくは㈢、第三十三号、第五十一号、第五十二号、第五十四号、第五十五号、第五十九号、第六十一号、第六十四号、第六十五号、第六十六号㈢若しくは㈣、第八十五号、第八十七号の二、第九十二号、第九十六号㈠、第九十七号、第九十八号、第九十九号㈠、第百号㈣、第百一号（㈤を除く。）、第百二号（㈢を除く。）、第百三号、第百四号㈠から㈨まで、第百八号から第百十二号まで、第百十七号の二、第百二十号、第百二十一号、第百二十三号から第百二十六号まで、第百二十八号から第百三十五号ま

で又は第百三十七号から第百四十二号の二までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明（同表第十三号㈡に掲げる登録にあつては、特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第十六条第六号（職権による登録）の規定により特許庁長官が職権でする仮専用実施権の設定の登録に限る。）とする。

で又は第百三十七号から第百四十二号の二までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明（同表第十三号㈡に掲げる登録にあつては、特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第十六条第六号（職権による登録）の規定により特許庁長官が職権でする仮専用実施権の設定の登録に限る。）とする。

○労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（第六条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（特定機械等） 第十二条　法第三十七条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。 一　（略） 二　第一種圧力容器（小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置（圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車（同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。）であつて、同法第二条第五項に規定する運行の用に供するものに限る。）の燃料装置のうち同法第四十一条第一項の技術基準に適合するものをいう。以下同じ。）に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の適用を受けるものを除く。） 三～六　（略） 七　ガイドレール（昇降路を有するものにあつては、昇降路。次条第三項第十八号において同じ。）の高さが十八メートル以上の建設用リフト（積載荷重が〇・二五トン未満のものを	（特定機械等） 第十二条　法第三十七条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。 一　（略） 二　第一種圧力容器（小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の適用を受けるものを除く。） 三～六　（略） 七　ガイドレール（昇降路を有するものにあつては、昇降路。次条第三項第十八号において同じ。）の高さが十八メートル以上の建設用リフト（積載荷重が〇・二五トン未満のものを

除く。同号において同じ。）

八　（略）

2　（略）

（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）

第十三条　法別表第二第二号の政令で定める圧力容器は、第二種圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）とする。

2　法別表第二第四号の政令で定める第一種圧力容器は、小型圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）とする。

3　法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

一～二十五　（略）

二十六　第一条第五号イからニまでに掲げる容器のうち、第一種圧力容器以外のもの（ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する容器で内容積が〇・〇一立方メートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇〇一以下の容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の

除く。次条第三項第十八号において同じ。）

八　（略）

2　（略）

（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）

第十三条　法別表第二第二号の政令で定める圧力容器は、第二種圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）とする。

2　法別表第二第四号の政令で定める第一種圧力容器は、小型圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）とする。

3　法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

一～二十五　（略）

二十六　第一条第五号イからニまでに掲げる容器のうち、第一種圧力容器以外のもの（ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する容器で内容積が〇・〇一立方メートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇〇一以下の容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の

確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く。）

二十七　大気圧を超える圧力を有する気体をその内部に保有する容器（第一条第五号イからニまでに掲げる容器、第二種圧力容器及び第一号に掲げるアセチレン発生器を除く。）で、内容積が〇・一立方メートルを超えるもの（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）

二十八～三十四　（略）

4・5　（略）

（個別検定を受けるべき機械等）

第十四条　法第四十四条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

一　（略）

二　第二種圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）

三　（略）

四　小型圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの、自動車用燃料装置に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）

適用を受けるものを除く。）

二十七　大気圧を超える圧力を有する気体をその内部に保有する容器（第一条第五号イからニまでに掲げる容器、第二種圧力容器及び第七号に掲げるアセチレン発生器を除く。）で、内容積が〇・一立方メートルを超えるもの（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）

二十八～三十四　（略）

4・5　（略）

（個別検定を受けるべき機械等）

第十四条　法第四十四条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

一　（略）

二　第二種圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）

三　（略）

四　小型圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）



○石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）（第七条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（第二種事業所の指定の基準） 第三条　（略） ２　前項前段の場合において、当該事業所において貯蔵し、取り扱い、又は処理する同項各号に掲げる物質の数量は、次の各号に掲げる物質の種類に応じ当該事業所に係る当該各号に定める数量とするものとし、第四号から第六号までに掲げる物質にあつては、船舶又は車両により貯蔵し、取り扱い、又は処理する数量を除くものとする。 一～四　（略） 五　高圧ガス以外の可燃性ガス　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物又は電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十七号に規定する電気事業者に係る同項第十八号に規定する電気工作物（高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第二条第四項に規定する電気工作物に限る。）若しくは同法第四十七条第一項の認可に係る同法第三十八条第四項に規定する自家用電気工作物（同令第二条第四項に規定する電気工作物に限り、同法第三十八条第三項に規定する小規模事業用電気工作物を除く。）において通常貯蔵し、又は一日に通常取り扱い、若しくは処理する高圧ガス以外の可燃性ガスの温度零度、圧力零パスカルの状態における容積の合計 六　（略）	（第二種事業所の指定の基準） 第三条　（略） ２　前項前段の場合において、当該事業所において貯蔵し、取り扱い、又は処理する同項各号に掲げる物質の数量は、次の各号に掲げる物質の種類に応じ当該事業所に係る当該各号に定める数量とするものとし、第四号から第六号までに掲げる物質にあつては、船舶又は車両により貯蔵し、取り扱い、又は処理する数量を除くものとする。 一～四　（略） 五　高圧ガス以外の可燃性ガス　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項に規定するガス工作物又は電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十七号に規定する電気事業者に係る同項第十八号に規定する電気工作物（高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第二条第二項に規定する電気工作物に限る。）若しくは同法第四十七条第一項の認可に係る同法第三十八条第四項に規定する自家用電気工作物（同令第二条第二項に規定する電気工作物に限り、同法第三十八条第三項に規定する小規模事業用電気工作物を除く。）において通常貯蔵し、又は一日に通常取り扱い、若しくは処理する高圧ガス以外の可燃性ガスの温度零度、圧力零パスカルの状態における容積の合計 六　（略）

（都道府県知事への報告等）

第三十九条　（略）

2　法第四十一条第二項の政令で定める行為は、高圧ガス保安法第五条第一項の規定による許可、同法第十四条第一項の規定による許可又は同法第三十九条の二十一第一項の規定による届出の受理（経済産業省令で定める軽易な事項に係るものを除く。）、同法第十一条第三項又は第三十八条第一項の規定による命令、同法第二十条第一項本文に規定する完成検査又は同項ただし書に規定する届出の受理で同法第五条第一項の規定による許可に係るもの、同法第二十条第三項本文に規定する完成検査又は同項第一号若しくは第二号に規定する届出の受理で同法第十四条第一項の規定による許可に係るもの（経済産業省令で定める軽易な事項に係るものを除く。）、同法第二十一条第一項の規定による届出の受理、同法第三十八条第一項の規定による許可の取消し及び同法第三十九条の規定による措置とする。

（都道府県知事への報告等）

第三十九条　（略）

2　法第四十一条第二項の政令で定める行為は、高圧ガス保安法第五条第一項又は第十四条第一項の規定による許可（経済産業省令で定める軽易な事項に係るものを除く。）、同法第十一条第三項又は第三十八条第一項の規定による命令、同法第二十条第一項本文に規定する完成検査又は同項ただし書に規定する届出の受理で同法第五条第一項の規定による許可に係るもの、同法第二十条第三項本文に規定する完成検査又は同項第一号若しくは第二号に規定する届出の受理で同法第十四条第一項の規定による許可に係るもの（経済産業省令で定める軽易な事項に係るものを除く。）、同法第二十一条第一項の規定による届出の受理、同法第三十八条第一項の規定による許可の取消し及び同法第三十九条の規定による措置とする。

○石油石炭税法施行令（昭和五十三年政令第百三十二号）（第八条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例） 第十六条　法第十五条第一項に規定する政令で定める者は、同項に規定する原油等（当該引取りに係る石油石炭税を免除されるべきものを除く。以下この項及び次項において同じ。）を、同条第一項の承認の申請の日の属する月の前月の末日以前六月内の各月（原油等の引取先の石油の精製の用に供する設備その他の施設について高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項（保安検査）若しくは第三十九条の二十七第一項後段（保安検査等の特例）に規定する保安検査又は同法第三十五条の二（定期自主検査）に規定する自主検査その他法律の規定に基づくこれらに類する検査が行われたことにより、原油等を保税地域から引き取らなかつた月を除く。）において保税地域から一回以上引き取つている者とする。 2　法第十五条第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国税庁長官に提出しなければならない。この場合において、第三号に掲げる事項は、当該原油等が、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可（第二十条第八項及び第十一項において「輸入の許可」という。）を受けたものであることを証する書類又は同法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定による輸入の許可前における引取	（引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例） 第十六条　法第十五条第一項に規定する政令で定める者は、同項に規定する原油等（当該引取りに係る石油石炭税を免除されるべきものを除く。以下この項及び次項において同じ。）を、同条第一項の承認の申請の日の属する月の前月の末日以前六月内の各月（原油等の引取先の石油の精製の用に供する設備その他の施設について高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項（保安検査）又は第三十五条の二（定期自主検査）に規定する保安検査又は定期自主検査その他法律の規定に基づくこれらに類する検査が行われたことにより、原油等を保税地域から引き取らなかつた月を除く。）において保税地域から一回以上引き取つている者とする。 2　法第十五条第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国税庁長官に提出しなければならない。この場合において、第三号に掲げる事項は、当該原油等が、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可（第二十条第八項及び第十一項において「輸入の許可」という。）を受けたものであることを証する書類又は同法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定による輸入の許可前における引取

りの承認を受けたものであることを証する書類に基づいて記載するものとする。

一～七　（略）

八　申請の日の属する月の前月の末日以前六月内に原油等の保税地域からの引取りがなかつた月がある場合において、当該引取りがなかつたことが前項に規定する保安検査、自主検査その他これらに類する検査が行われたことによるものであるときは、その事実

九～十三　（略）

3～8　（略）

りの承認を受けたものであることを証する書類に基づいて記載するものとする。

一～七　（略）

八　申請の日の属する月の前月の末日以前六月内に原油等の保税地域からの引取りがなかつた月がある場合において、当該引取りがなかつたことが前項に規定する保安検査、定期自主検査その他これらに類する検査が行われたことによるものであるときは、その事実

九～十三　（略）

3～8　（略）

○高圧ガス保安法関係手数料令（平成九年政令第二十一号）（第九条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（製造保安責任者試験等に係る手数料の額） 第二条　法第七十三条第一項第二号から第四号までに掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第二のとおりとする。	（製造保安責任者試験等に係る手数料の額） 第二条　法第七十三条第一項第八号から第十号までに掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第二のとおりとする。
（容器検査等に係る手数料の額） 第三条　法第七十三条第一項第七号に掲げる者、同項第八号に掲げる者（法第四十九条の三十一第一項の登録又はその更新を受けようとする者を除く。）、法第七十三条第一項第九号から第十六号までに掲げる者、同項第十七号に掲げる者（法第五十六条の六の二十二第一項の登録又はその更新を受けようとする者を除く。）又は法第七十三条第一項第十八号から第二十一号までに掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第三のとおりとする。	（容器検査等に係る手数料の額） 第三条　法第七十三条第一項第十六号に掲げる者、同項第十六号の二に掲げる者（法第四十九条の三十一第一項の登録又はその更新を受けようとする者を除く。）、法第七十三条第一項第十六号の三から第二十号までに掲げる者、同項第二十号の二に掲げる者（法第五十六条の六の二十二第一項の登録又はその更新を受けようとする者を除く。）又は法第七十三条第一項第二十号の三から第二十二号までに掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第三のとおりとする。

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（第十条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。	地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一～八十一　（略）	（略）	（略）
八十二　（略）	1　（略）	三万千円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第二十条第一項若しくは第三項又は同法第三十九条

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一～八十一　（略）	（略）	（略）
八十二　（略）	1　（略）	三万千円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第二十条第一項又は第三項の規定に基づき完成検査

の二十二第一項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第八条第一号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と五千八百円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	を受け、又は自ら行い、同法第八条第一号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と五千八百円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額

八十三～百九　（略）		
（略）	2　（略）	
（略）	（略）	

八十三～百九　（略）		
（略）	2　（略）	
（略）	（略）	

高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（検査組織等調査機関に係る指定の区分） 第六十六条の二　法第五十八条の三十四の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。 一～四　［略］	（検査組織等調査機関に係る指定の区分） 第六十六条の二　法第五十八条の三十四の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。 一～四　［略］

四の二　法第三十九条の十三の認定の申請に係る法第五条第一項第一号の事業所における保安の確保のための組織及び保安の確保の方法について調査を行う者としての指定（第四号の四に掲げる指定の区分を除く。）	［新設］
四の三　法第三十九条の十三の認定の申請に係る法第五条第一項第二号の事業所における保安の確保のための組織及び保安の確保の方法について調査を行う者としての指定（次号に掲げる指定の区分を除く。）	［新設］
四の四　法第三十九条の十三の認定の申請に係る法第五条第一項各号の事業所における保安の確保のための組織について調査（冷凍保安	［新設］

規則別表第〇、液化石油ガス保安規則別表第〇、一般高圧ガス保安規則別表第〇並びにコンビナート等保安規則別表第九３の項下欄及び別表第十上欄３の項下欄に掲げる認定の基準に係る調査に限る。）を行う者としての指定

五・六　［略］

２　［略］

（検査組織等調査を実施する者に係る要件）

第六十六条の四　法第五十八条の三十五第一号の経済産業省令で定める条件のうち、統括検査組織等調査員（自ら検査組織等調査を行う者（以

五・六　［略］

２　［略］

（検査組織等調査を実施する者に係る要件）

第六十六条の四　法第五十八条の三十五第一号の経済産業省令で定める条件のうち、統括検査組織等調査員（自ら検査組織等調査を行う者（以

下「検査組織等調査員」という。）その他作業者の指揮、監督、調査工程の管理及び調査結果全般の判定を行う者をいう。以下同じ。）に係るものは、当該検査組織等調査機関の運営に関し十分意見を反映しうる役職にあり、かつ、次の各号に掲げるものとする。

一　第六十六条の二第一項第一号及び第四号の二に規定する区分に係る統括検査組織等調査員に関する条件は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。

イ～ハ　［略］

二　第六十六条の二第一項第二号及び第四号の三に規定する区分に係る統括検査組織等調査

下「検査組織等調査員」という。）その他作業者の指揮、監督、調査工程の管理及び調査結果全般の判定を行う者をいう。以下同じ。）に係るものは、当該検査組織等調査機関の運営に関し十分意見を反映しうる役職にあり、かつ、次の各号に掲げるものとする。

一　第六十六条の二第一項第一号に規定する区分に係る統括検査組織等調査員に関する条件は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。

イ～ハ　［略］

二　第六十六条の二第一項第二号に規定する区分に係る統括検査組織等調査員に関する条件

員に関する条件は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。

イ～ハ　［略］

三・四　［略］

四の二　第六十六条の二第一項第四号の四に規定する区分に係る統括検査組織等調査員に関する条件は、サイバーセキュリティの確保のための組織の業務遂行能力を持続的に向上させる仕組みに係る調査の実務に関する四年以上の経験を有し、かつ、保安に係るサイバーセキュリティの確保について知見を有する者であること。

五・六　［略］

は、次のイからハまでのいずれか一に該当するものであること。

イ～ハ　［略］

三・四　［略］

［新設］

五・六　［略］

2　法第五十八条の三十五第一号の経済産業大臣が定める条件のうち検査組織等調査員に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一　第六十六条の二第一項第一号及び第四号の二に規定する区分に係る検査組織等調査員に関する条件は、高圧ガス（冷凍のための高圧ガスを除く。以下この号及び第三号において同じ。）の製造の作業又は高圧ガスの製造施設に係る保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有し、かつ、経済産業大臣が定める研修を修了した者であること。

二　第六十六条の二第一項第二号及び第四号の三に規定する区分に係る検査組織等調査員に

2　法第五十八条の三十五第一号の経済産業大臣が定める条件のうち検査組織等調査員に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一　第六十六条の二第一項第一号に規定する区分に係る検査組織等調査員に関する条件は、高圧ガス（冷凍のための高圧ガスを除く。以下この号及び第三号において同じ。）の製造の作業又は高圧ガスの製造施設に係る保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有し、かつ、経済産業大臣が定める研修を修了した者であること。

二　第六十六条の二第一項第二号に規定する区分に係る検査組織等調査員に関する条件は、

関する条件は、冷凍のための高圧ガスの製造の作業又は冷凍のための製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有し、かつ、経済産業大臣が定める研修を修了した者であること。

三・四　［略］

四の二　第六十六条の二第一項第四号の四に規定する区分に係る検査組織等調査員に関する条件は、サイバーセキュリティの確保のための組織の業務遂行能力を持続的に向上させる仕組みに係る調査の実務に関する四年以上の経験を有し、かつ、保安に係るサイバーセキュリティの確保について知見を有する者であ

冷凍のための高圧ガスの製造の作業又は冷凍のための製造施設に係る高圧ガスの保安のための検査の実務に関する三年以上の経験を有し、かつ、経済産業大臣が定める研修を修了した者であること。

三・四　［略］

［新設］

ること。

五・六　［略］

（統括検査組織等調査員の数等）

第六十六条の五　法第五十八条の三十五第一号の経済産業省令で定める数は、統括検査組織等調査員にあつては次の各号に掲げる指定の区分に応じ、当該各号に定める数とする。この場合において、統括検査組織等調査員一名で一年間に検査組織等調査を実施することができる事業所、第一種貯蔵所、工場又は事業場の数は、五十を超えてはならない。

一　第六十六条の二第一項第一号から第四号の

五・六　［略］

（検査組織等調査員の数等）

第六十六条の五　法第五十八条の三十五第一号の経済産業省令で定める数は、統括検査組織等調査員にあつては検査組織等調査機関の指定の区分ごとにその職員二名とする。この場合において、統括検査組織等調査員一名で一年間に検査組織等調査を実施することができる事業所、第一種貯蔵所、工場又は事業場の数は、五十を超えてはならない。

［新設］

三までに掲げる区分　当該指定の区分ごとに、検査組織等調査機関の職員二名 二　第六十六条の二第一項第四号の四に掲げる区分　検査組織等調査機関の職員一名	
2　前項に規定するほか、検査組織等調査機関（検査組織等調査機関としての指定を受けようとする者を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、一の統括検査組織等調査員に二以上の第六十六条の二第一項各号に掲げる区分に係る統括検査組織等調査員を兼務させることができる。この場合において、当該検査組織等調査機関の統括検査組織等調査員の数は、兼務させないときの統括検査組織等調査員の数を下回っ	［新設］ 2　前項に規定するほか、検査組織等調査機関（検査組織等調査機関としての指定を受けようとする者を含む。以下この項において同じ。）は、一の統括検査組織等調査員に二以上の第六十六条の二第一項各号に掲げる区分に係る統括検査組織等調査員を兼務させることができる。この場合において、当該検査組織等調査機関の統括検査組織等調査員の数は、兼務させないときの統括検査組織等調査員の数を下回ってはなら

てはならない。

3　検査組織等調査機関（第六十六条の二第一項第四号の四に掲げる指定の区分に係るものに限る。）は、一の統括検査組織等調査員に当該区分に係る検査組織等調査員を兼務させることができる。

（検査組織等調査機関の業務規程の記載事項）

第六十六条の十一　法第五十九条において準用する法第五十八条の二十三第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第六十六条の二第一項第四号の二から第四号の四までに掲げる区分に係る検査組

ない。

［新設］

（検査組織等調査機関の業務規程の記載事項）

第六十六条の十一　法第五十九条において準用する法第五十八条の二十三第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

織等調査機関にあつては、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。 一～十二　［略］	一～十二　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

様式第三十五の二中「第３項」を「第３項、第39条の14第２項ただし書」に改める。

附　則

この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。

様式第35の２（第66条の３関係）（平12通例132・追加、平12通例193・平22経産令49・令元経産令17・令２経産令92・一部改正）

検査組織等調査機関指定申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

高圧ガス保安法第３９条の７第１項若しくは第３項、第３９条の１４第２項ただし書、第４９条の８第１項又は第５６条の６の５第１項の指定を受けたいので、同法第５８条の３４の規定により、申請します。

１　指定を受けようとする区分及び業務の範囲（業務の範囲が限定される場合に限る。）
２　検査組織等調査を行う事業所の名称及び所在地
３　検査組織等調査を開始しようとする年月日

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　第66条の３各号に掲げる書類を添付すること。

〇高圧ガス保安法第 14 条第１項及び第４項、第 19 条第１項及び第４項並びに第 24 条の４第１項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて（20180323 保局第 13 号）　新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改　正　後	改　正　前
高圧ガス保安法第14条第１項及び第４項、第19条第１項及び第４項並びに 第24条の４第１項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて 制定　２０１８０３２３保局第１３号　平成３０年　３月３０日 改正　２０２１０２０１保局第　１号　令和　３年　２月２２日 ２０２３●●●●保局第　●号　令和　５年　●月　●日	**高圧ガス保安法第14条第１項及び第４項、第19条第１項及び第４項並びに 第24条の４第１項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて** 制定　２０１８０３２３保局第１３号　平成３０年　３月３０日 改正　２０２１０２０１保局第　１号　令和　３年　２月２２日
２．「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」について （１）　［略］ （２）協会又は指定特定設備検査機関が行う、「KHKS0804（2022）ベローズ形伸縮継手の基準」及び「KHKS0805(2022)フレキシブルチューブの基準」（両基準とも対象は金属製の可とう管のみ）に基づく検査に合格した可とう管は、液石則第16条第１項第１号、一般則第15条第１項第１号又はコンビ則第14条第１項第１号の「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」に該当する。	２．「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」について （１）　［略］ （２）協会又は指定特定設備検査機関が行う、「KHKS0803(2014)可とう管に関する検査基準」（対象は金属製の可とう管のみ）に基づく検査に合格した可とう管は、液石則第16条第１項第１号、一般則第15条第１項第１号又はコンビ則第14条第１項第１号の「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」に該当する。
１０．液石則第16条第１項第１号の２、一般則第15条第１項第１号の２及びコンビ則第14条第１項第１号の２の「特定設備の部品の取替え」には、特定設備に係る部品の取替えのうち、多管円筒形熱交換器又は空冷式熱交換器の伝熱管の取替えを含むものとする。	１０．特定設備に係る部品の取替えのうち、多管円筒形熱交換器のチューブの取替えについては、軽微な変更の工事に該当するものとする。
１１．液石則第16条第１項第１号の３、一般則第15条第１項第１号の３及びコンビ則第14条第１項第１号の３の「高圧ガス設備の設置（開放検査のための仮設の高圧ガス設備の設置に限る。）及び撤去の工事」には、高圧ガス貯槽の開放検査を行う間の措置として、フランジ又はカップリング接合等を用いてタンクローリ等を仮設し高圧ガスを供給する場合の当該タンクローリ等の設置の工事及び開放検査終了後の撤去の工事を含むものとする。	１１．高圧ガス貯槽の開放検査を行う間の措置として、フランジ接合を用いてタンクローリ等を仮設し高圧ガスを供給する場合の当該タンクローリ等の設置、開放検査終了後の撤去の工事については、軽微な変更の工事に該当するものとする。
［削除］	１２．液石則第34条第２号、一般則第33条第２号及びコンビ則第17条第２号に規定する変更工事を行った後に行う当該設備の変更の工事は、軽微な変更の工事に該当するものとする。
１２．液石則第 16 条第１項第４号の２、一般則第 15 条第１項第４号の２及びコンビ則第 14 条第１項第４号の２の「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、以下に掲げる変更の工事以外のものをいう。 (1)　製造施設の処理能力を一日百立方メートル（不活性ガス又は空気にあつては三百立方メートル）以上に変更する工事 (2)　耐震設計構造物を新設する工事 (3)　耐震設計構造物への変更の工事	［新設］

１３．許可及び届出の不要な工事について （１）～（６）　［略］ （７）多管円筒形熱交換器又は空冷式熱交換器の伝熱管へのプラグ打ち （８）（７）に伴う伝熱管の切断又は撤去	１３．許可及び届出の不要な工事について （１）～（６）　［略］ ［新設］ ［新設］

○特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（20180323 保局第 6 号）　新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改　正　後

特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について

制定　２０１８０３２３保局第６号　平成３０年　３月３０日
改正　２０１９０６０６保局第１号　令和　元年　６月１４日
２０１９１１１８保局第２号　令和　元年１１月２９日
２０２００６０８保局第２号　令和　２年　６月２６日
２０２０１２１８保局第１号　令和　２年１２月２５日
２０２２０３２３保局第２号　令和　４年　４月　１日
２０２３●●●●保局第●号　令和　５年　●月　●日

Ⅰ．特定認定事業者について

７．特定認定事業者に関する認定の基準の解釈について

液石則第 92 条の３、一般則第 94 条の３又はコンビ則第 49 条の３で定める認定の基準について、その適合性の評価にあたっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、判断の視点及びその解釈は下記のとおりとする。

なお、判断の視点における詳細事項は例示するものであり、これと同等であるものは認めることとする。

また、特定認定事業者に関する認定にあたっては、液石則第 92 条の３第６号、一般則第 94 条の３第６号又はコンビ則第 49 条の３第６号に基づき、それぞれの認定の基準について、継続的改善を行っていることを確認することとする。

認定の基準	判断の視点		解釈
	項目	詳細事項	
一　（略）	（略）	（略）	（略）
二　先進的な技術を適切に活用していること	1　先進的な技術の導入	イ　IoT 及びビッグデータ等の先進的な技術の導入 (1)～(3)　（略） ［削除］	(1-1)～(4)　（略） ［削除］
三・四　（略）	（略）	（略）	（略）
五　連続	1　（略）	（略）	（略）

改　正　前

特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について

制定　２０１８０３２３保局第６号　平成３０年　３月３０日
改正　２０１９０６０６保局第１号　令和　元年　６月１４日
２０１９１１１８保局第２号　令和　元年１１月２９日
２０２００６０８保局第２号　令和　２年　６月２６日
２０２０１２１８保局第１号　令和　２年１２月２５日
２０２２０３２３保局第２号　令和　４年　４月　１日

Ⅰ．特定認定事業者について

７．特定認定事業者に関する認定の基準の解釈について

液石則第 92 条の３、一般則第 94 条の３又はコンビ則第 49 条の３で定める認定の基準について、その適合性の評価にあたっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、判断の視点及びその解釈は下記のとおりとする。

なお、判断の視点における詳細事項は例示するものであり、これと同等であるものは認めることとする。

また、特定認定事業者に関する認定にあたっては、液石則第 92 条の３第６号、一般則第 94 条の３第６号又はコンビ則第 49 条の３第６号に基づき、それぞれの認定の基準について、継続的改善を行っていることを確認することとする。

認定の基準	判断の視点		解釈
	項目	詳細事項	
一　（略）	（略）	（略）	（略）
二　先進的な技術を適切に活用していること	1　先進的な技術の導入	イ　IoT 及びビッグデータ等の先進的な技術の導入 (1)～(4)　（略） (5)　外部からのモニターを適切に受けていること	(1-1)～(4)　（略） (5)　毎年、経済産業省への報告書の提出等、先進的な技術の導入により保安を適切に維持できていること及び効果が表れていることについて、その確認を受けていること
三・四　（略）	（略）	（略）	（略）
五　連続	1　（略）	（略）	（略）

運転期間及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備していること	2　長期開放検査周期設定の評価体制（対象損傷KHK/PAJ/JPCA S 0851（2022）で規定する減肉であって、開放検査の次回検査を余寿命に0.5（検査時期設定係数）を乗じて得られる期間内に行おうとする者に限る。）	イ　KHK/PAJ/JPCA S 0851（2022）に加え、次の(1)から(5)までを実施できる体制の整備 (1)～(4)　（略） ［削除］ (5)　供用適性評価に係る業務を確実に実施するため、必要な基準類を整備し、活用すること	 (1)～(4)　（略） ［削除］ (5)　供用適性評価に係る業務を確実に実施するため、次に掲げる事項を明確に定め、文書化し、活用すること ①～⑥　（略）

Ⅱ．自主保安高度化事業者

２．自主保安高度化事業者に関する認定の申請手続き

（１）自主保安高度化事業者に関する認定の申請をしようとする者（以下「自主保安高度化申請者」という。）は、様式第５の自主保安高度化事業者認定申請書に次に掲げる書類を添えて、法第５条第１項の事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

①～③　（略）

（２）産業保安監督部長は、（１）の申請書（添付書類を含む。）のうち、正本１通を経済産業大臣に、副本１通を都道府県知事に送付するものとする。ただし、（１）の申請が電子申請である場合は、これを要しない。

（３）４．（３）の開放検査時期設定に関する認定は、（４）で定めるところにより、自主保安高度化事業者又は自主保安高度化申請者であって、当該認定を受けようとする者の申請により行う。

（４）（３）の認定を申請しようとする者（以下「自主保安高度化開放検査時期設定認定申請者」という。）は、様式第５の２の自主保安高度化事業者開放検査時期設定認定申請書に次に掲げる書類を添えて、法第５条第１項の事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、自主保安高度化申請者は①②の添付を省略することができ、自主保安高度化事業者は２．（１）の規定により既に提出した書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

①　企業の概要を記載した書類　設立年月日、資本金及び資本関係、事業所又は第一種貯蔵所の名称、従業員数、主要製品名及び組織図

②　認定に係る法第５条第１項の事業所又は第一種貯蔵所の概要を記載した書類　設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力又は貯蔵能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに製造施設に係る自主保安高度化申請者にあっては主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図

③　３の２．の協会が行う自主保安高度化事業者の開放検査時期設定に関する認定の基準に適合する

運転期間及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備していること	2　長期開放検査周期設定の評価体制（対象損傷KHK/PAJ/JPCA S 0851（2022）で規定する減肉であって、開放検査の次回検査を余寿命に0.5（検査時期設定係数）を乗じて得られる期間内に行おうとする者に限る。）	イ　KHK/PAJ/JPCA S 0851（2022）に加え、次の(1)から(6)までを実施できる体制の整備 (1)～(4)　（略） (5)　余寿命の算出に必要なデータ（設備の材料、厚さ測定の記録等）及び腐食環境に関するデータ等を定期に協会に提出すること (6)　供用適性評価に係る業務を確実に実施するため、必要な基準類を整備し、活用すること	(1)～(4)　（略） (5)　設備ごと（部位により異なる場合はその部位ごと）の材料、最小厚さ、厚さ測定の記録等のデータ及び腐食環境に関するデータ（(1)で定めた監視項目のデータ）等を毎年協会に提出すること (6)　供用適性評価に係る業務を確実に実施するため、次に掲げる事項を明確に定め、文書化し、活用すること ①～⑥　（略）

Ⅱ．自主保安高度化事業者

２．自主保安高度化事業者に関する認定の申請手続き

（１）自主保安高度化事業者に関する認定の申請をしようとする者（以下「自主保安高度化申請者」という。）は、様式第５の自主保安高度化事業者認定申請書正本１通及び副本２通に次に掲げる書類を添えて、法第５条第１項の事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

①～③　（略）

（２）産業保安監督部長は、（１）の申請書（添付書類を含む。）のうち、正本１通を経済産業大臣に、副本１通を都道府県知事に送付するものとする。

［新設］

［新設］

ことについての調査（以下「自主保安高度化開放検査時期設定調査」という。）の結果 （５）（３）の申請は、開放検査時期の設定を行う特定施設を明らかにして行わなければならない。 （６）（２）の規定は（３）の申請に準用する。	［新設］ ［新設］
３．自主保安高度化調査の方法 （１）　（略） （２）自主保安高度化調査の申請をしようとする者は、協会が別に定める自主保安高度化事業者調査マニュアルに基づき、様式第６の自主保安高度化事業者調査申請書に２．（１）①及び②に掲げる書類並びに５．（１）に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準に適合していることを説明する書類を添付して、協会に提出するものとする。 （３）　（略） （４）（３）の「これに類する調査」とは、現地調査に代わり、申請者の提出した図面・写真・映像その他調査に必要な資料を点検し、５．（１）に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準を満たすことを確認する方法による調査をいう。 （５）自主保安高度化調査を申請しようとする者は、（４）の図面、写真及び映像その他調査に必要な資料の確認を受けようとする場合にあっては、５．（１）に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準を満たすことを確認できる図面、写真及び映像その他の資料を（２）に定める書類に添えて提出するものとする。 （６）協会は、自主保安高度化調査を行った結果、５．（１）に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準に適合すると認めるときは、様式第７の自主保安高度化事業者調査証を交付するものとする。	３．自主保安高度化調査の方法 （１）　（略） （２）自主保安高度化調査の申請をしようとする者は、協会が別に定める自主保安高度化事業者調査マニュアルに基づき、様式第６の自主保安高度化事業者調査申請書に２．（１）①及び②に掲げる書類並びに５．に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準に適合していることを説明する書類を添付して、協会に提出するものとする。 （３）　（略） （４）（３）の「これに類する調査」とは、現地調査に代わり、申請者の提出した図面・写真・映像その他調査に必要な資料を点検し、５．に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準を満たすことを確認する方法による調査をいう。 （５）自主保安高度化調査を申請しようとする者は、（４）の図面、写真及び映像その他調査に必要な資料の確認を受けようとする場合にあっては、５．に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準を満たすことを確認できる図面、写真及び映像その他の資料を（２）に定める書類に添えて提出するものとする。 （６）協会は、自主保安高度化調査を行った結果、５．に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準に適合すると認めるときは、様式第７の自主保安高度化事業者調査証を交付するものとする。
３の２．自主保安高度化開放検査時期設定調査の方法 （１）協会は、（２）に規定する申請に基づき、法第５条第１項の事業所又は第一種貯蔵所ごとに５．（２）に規定する自主保安高度化事業者の開放検査時期設定に関する認定の基準に適合することについて、調査を行うこととする。 （２）自主保安高度化開放検査時期設定調査の申請をしようとする者は、協会が別に定める自主保安高度化事業者調査マニュアルに基づき、様式第６の２の自主保安高度化開放検査時期設定調査申請書に２．（３）①及び②に掲げる書類並びに５．（２）に規定する自主保安高度化事業者の開放検査時期設定に関する認定の基準に適合していることを説明する書類を添付して、協会に提出するものとする。 （３）（１）の規定により協会が行う自主保安高度化開放検査時期設定調査は、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。 （４）（３）の「これに類する調査」とは、現地調査に代わり、申請者の提出した図面・写真・映像その他調査に必要な資料を点検し、５．（２）に規定する自主保安高度化事業者の開放検査の実施時期の設定に関する認定の基準を満たすことを確認する方法による調査をいう。 （５）協会が（４）の調査を実施する場合、自主保安高度化開放検査時期設定認定申請者は、（２）に定める書類に加え、５．（２）に規定する自主保安高度化事業者の開放検査の実施時期の設定に関する認定の基準を満たすことを確認できる図面、写真及び映像その他の資料を提出しなければならない。	［新設］

（６）協会は、自主保安高度化開放検査時期設定調査を行った結果、申請の内容が５．（２）に規定する自主保安高度化事業者の開放検査時期設定に関する認定の基準に適合すると認めるときは、様式第７の２の自主保安高度化事業者開放検査時期設定調査証を交付するものとする。	
４．自主保安高度化事業者に関する認定の方法等 （１）自主保安高度化事業者認定証の交付 経済産業大臣は、２．（１）の申請内容が、５．（１）に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準に適合していると認めるときは、様式第８の自主保安高度化事業者認定証を交付するものとする。	**４．自主保安高度化事業者に関する認定の方法** ［新設］ 経済産業大臣は、２．（１）の申請内容が、５．に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準に適合していると認めるときは、様式第８の自主保安高度化事業者認定証を交付するものとする。
（２）自主保安高度化事業者開放検査時期設定認定証の交付 経済産業大臣は、２．（３）の申請内容が、５．（２）に規定する自主保安高度化事業者の開放検査時期設定に関する認定の基準に適合していると認めるときは、様式第8の2の自主保安高度化事業者開放検査時期設定認定証を交付するものとする。	［新設］
（３）開放検査時期の設定 自主保安高度化事業者の開放検査時期設定に関する認定を受けた者は、対象設備における損傷がKHK/PAJ/JPCA S 0851（2022）において規定する減肉である場合には、当該設備について実施する開放検査の検査時期をKHK/PAJ/JPCA S 0851（2022）に基づいて設定することができる。	［新設］
５．自主保安高度化事業者に関する認定の基準 （１）自主保安高度化事業者に関する認定の基準は、別添１のとおりとする。 （２）自主保安高度化事業者の開放検査時期設定に関する認定の基準は、別添２のとおりとする。	**５．自主保安高度化事業者に関する認定の基準** 自主保安高度化事業者に関する認定の基準は、別添のとおりとする。 ［新設］
６．欠格条項 （１）次のいずれかに該当する者は、自主保安高度化事業者に関する認定及び自主保安高度化事業者の開放検査時期設定に関する認定を受けることができない。 ①～⑥　（略） （２）～（４）　（略）	**６．欠格条項** （１）次のいずれかに該当する者は、自主保安高度化事業者に関する認定を受けることができない。 ①～⑥　（略） （２）～（４）　（略）
７．自主保安高度化事業者に関する認定の更新 （１）自主保安高度化事業者に関する認定及び自主保安高度化事業者の開放検査時期設定に関する認定は、５年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 （２）１．から５．までの規定は、自主保安高度化事業者に関する認定及び自主保安高度化事業者の開放検査時期設定に関する認定の更新に準用する。この場合において、申請時に添付しなければならない書類のうち、既に提出したものと変更がないものについては、その添付を省略することができる。	**７．自主保安高度化事業者に関する認定の更新** （１）自主保安高度化事業者に関する認定は、５年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 （２）１．から５．までの規定は、自主保安高度化事業者に関する認定の更新に準用する。この場合、添付書類のうち、前回提出したものと変更がないものについては省略することができる。
８．変更の届出 （１）自主保安高度化事業者は、２．（１）又は（４）に規定する書類に記載された事項の変更であって、当該変更の内容が５．（１）又は（２）に掲げる自主保安高度化事業者に関する認定の基準に直接関	**８．変更の届出** （１）自主保安高度化事業者は、２．（１）に規定する書類に記載された事項の変更であって、当該変更の内容が５．に掲げる自主保安高度化事業者に関する認定の基準に直接関係があると認められる場合

係があると認められる場合には、様式第９の自主保安高度化事業者変更届に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、法第５条第１項の事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。 （２）産業保安監督部長は、（１）の申請書（添付書類を含む。）のうち、正本１通を経済産業大臣に、副本１通を都道府県知事に送付するものとする。ただし、（１）の申請が電子申請である場合は、これを要しない。	には、様式第９の自主保安高度化事業者変更届書正本１通及び副本２通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、法第５条第１項の事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。 （２）産業保安監督部長は、（１）の申請書（添付書類を含む。）のうち、正本１通を経済産業大臣に、副本１通を都道府県知事に送付するものとする。
９．自主保安高度化事業者に関する認定の取消し等 （１）経済産業大臣は、自主保安高度化事業者が次のいずれかに該当するときは、自主保安高度化事業者に関する認定及び自主保安高度化事業者の開放検査時期設定に関する認定を取り消すことができる。 ①～⑧　（略） （２）・（３）　（略） （４）法第38条第１項の規定により法第５条第１項又は法第16条第１項の許可が取り消されたときは、許可を取り消された法第５条第１項の事業所又は第一種貯蔵所に係る自主保安高度化事業者に関する認定及び自主保安高度化事業者の開放検査時期設定に関する認定は、その効力を失う。 （５）自主保安高度化事業者に関する認定が取り消された場合、自主保安高度化事業者の開放検査時期設定に関する認定は、その効力を失う。	**９．自主保安高度化事業者に関する認定の取消し等** （１）経済産業大臣は、自主保安高度化事業者が次のいずれかに該当するときは、自主保安高度化事業者に関する認定を取り消すことができる。 ①～⑧　（略） （２）・（３）　（略） （４）法第38条第１項の規定により法第５条第１項又は法第16条第１項の許可が取り消されたときは、許可を取り消された法第５条第１項の事業所又は第一種貯蔵所に係る自主保安高度化事業者に関する認定は、その効力を失う。 ［新設］
別添１　（略） 第一条～第十三条　（略）	別添　（略） 第一条～第十三条　（略）
別添２ 自主保安高度化事業者の開放検査の実施時期の設定に関する認定の基準を以下のとおり定める。 第一条　事業所は、次に掲げる事項を明確に定め、文書化し、かつ、確実に実施すること。 一　機器の寿命管理に関する事項 文献、保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の記録を解析し、その解析結果を踏まえて機器ごとの劣化の要因、摩耗の傾向等を確実に把握した寿命管理や補修を行うこと。 二　開放検査体制に関する事項 (1) 開放検査の周期又は時期の設定方法に関する事項 (2) 開放検査方法に関する事項 (3) 各機器の取替え時期の決定に関する事項 (4) その他開放検査の実施に当たって必要な事項 三　検査記録等の活用に関する事項 保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の検査記録を総合的に解析し、その解析結果を施設の新設・変更、運転管理、検査等において活用できること。 第二条　事業所は、前条に掲げる事項を実施する際の責任の所在及び担当組織を明確に定め、かつ文書化すること。ただし、事業所が前条のうち一及び二（１）～（３）に掲げる事項を実施する際に関係会社又は協力会社を活用する場合にあっては、当該事項を実施する際の責任の所在は当該事業所にあることを要す	［新設］

る。	

様式５の次に様式５の２を加え、様式６の次に様式６の２を加え、様式７の次に様式７の２を加え、様式８の次に様式８の２を加える。

経済産業省

高圧ガス保安法における
新たな認定制度の詳細設計について

（第22・23・24・25回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会
高圧ガス小委員会 資料抜粋）

2023年７月

経済産業省産業保安グループ

高圧ガス保安室

１．高圧ガス保安法における新たな認定制度の概要

２．主な審議事項と施行に向けたスケジュール

３．新たな認定制度のコンセプト

４．新たな認定制度の要件

５．新たな認定制度の特例

６．A認定事業者向け特例措置

７．新たな認定制度の審査体制

８．新たな認定制度の認定の更新期間

９．移行措置

1-1. 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（※）の概要

※高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法、情報処理の促進に関する法律。令和４年６月22日に公布。

令和４年12月
経済産業省
産業保安グループ

背　景

✓ 近年、産業保安分野において、**革新的なテクノロジーの進展**、**保安人材の不足**、**電力の供給構造の変化**、**災害の激甚化・頻発化**、**気候変動問題への対応の要請**など、様々な環境変化が生じており、これらを踏まえた**保安規制の見直し**が必要。

法律の概要

✓ （１）スマート保安※の促進、（２）新たな保安上のリスク分野への対応／災害対策・レジリエンスの強化、（３）カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備の３つを柱に、**高圧ガス保安法**、**ガス事業法**、**電気事業法**等の改正を行う。

※ スマート保安：産業保安分野におけるIoT、ビッグデータ・ＡＩ、ドローン等の活用を通じた安全性と効率性の向上。「人の力・技術」との連携・融合。

（１）スマート保安の促進

✓ **「認定高度保安実施事業者制度」の創設**【高圧・ガス・電力】

「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」を**厳格に審査・認定**し、**安全の確保を前提に**、**その保安力に応じ**、**手続や検査の在り方を見直す**。

- 許可・事前届出を**事後届出・記録保存へ**
- **国等と事業者双方が行う検査を事業者による検査のみに**
- 常時監視・遠隔監視の普及を踏まえ、**検査時期や保安人員の配置を柔軟化**　等

⇨ **テクノロジーの活用促進により、保安レベルの向上と人材不足への対処**



ドローン・IoTによる点検



ビッグデータ・AIによる異常予兆検知・運転最適化

（２）新たな保安上のリスク分野への対応／災害対策・レジリエンスの強化

✓ **太陽光・風力発電設備の保安規制の見直し**【電力】

小規模な太陽光・風力発電設備※を、**「小規模事業用電気工作物」**と位置付け、**基礎情報の届出や使用前の自己確認等の対象とする**。

※出力が10kW以上50kW未満の太陽光・20kW未満の風力発電設備

- **設備の設置者の基礎情報の届出義務**（設備の種類、設置場所及び管理者等）
- **技術基準維持義務**、**使用前自己確認**（事業者が設備の安全性を事前に確認）等

＜太陽光パネルの崩落＞



＜風車の羽根の脱落＞



令和3年4月～12月末までに報告された小出力発電設備の事故件数は**158件**。

✓ **ガス事業者間の災害時の連携強化**【ガス】

災害時におけるガス事業者間の連携計画の事前策定を義務付け。

※電気事業法における災害時連携計画と同様の仕組みを導入。

（３）カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備

✓ **燃料電池自動車の規制の一元化**【高圧】

高圧ガス保安法と道路運送車両法の両法が適用される**燃料電池自動車等**について規制を一元化**（高圧ガス保安法から適用除外）**。

✓ **「登録適合性確認機関」による確認制度の創設**【電力】

今後導入が進む**風力発電設備**について、安全かつ迅速な審査を行うため、工事計画届出の審査について、**専門機関**（「登録適合性確認機関」）**が技術基準の適合性を確認する仕組みとする**。



1-2. スマート保安を進めるための制度的環境整備のあり方（“保安のテクノロジー化／デジタライゼーション”を進めるために）

出典:産構審保安・消費生活用製品安全分科会報告書（令和3年12月） の概要　P.4

テクノロジーの革新的進展
（IoT、BD・AI、ドローン等）

深刻な保安人材の枯渇
熟練の保安人材の不足
若年層の雇用困難化

保安体制の成熟化した産業分野・事業者

画一的・詳細な個別規制
膨大な届出・許可等の手続

高圧ガス：24万件／年
電力：22万件／年
都市ガス：1.4万件／年

保安レベルの持続的向上（保安イノベーション）と保安人材の枯渇の問題への対処のため、「スマート保安」を強力に推し進めるための制度的環境整備が必要である。

保安体制の成熟化した従来的な産業保安分野においては、自立的に高度な保安を確保できる事業者に対して、保安レベルに見合った合理的な規制のあり方を検討すべきである。

限りある行政リソースを新たなリスク分野に展開する必要

テクノロジーを前提に高度な保安を実現するためのメリハリある規制体系

保安レベルを下げることなく、むしろ、テクノロジーの活用により保安レベルを持続的に向上させるため、**「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」**については、行政の適切な監査・監督の下に、画一的な個別・事前規制によらず、**事業者の保安力に応じた規制体系へ移行**することとし、**手続・検査のあり方**をこれに見合った形に**見直す**措置を講じる（テクノロジーの活用を抜本的に促進しつつ、保安能力に見合う形で規制を適正化するスキーム（認定制度））。これにより、事業者の保安活動をテクノロジーを活用しつつ自己リスク管理がなされた高度な領域に強力に押し上げていくことが必要である。

電力　都市ガス　高圧ガス

前提１（安全の確保とメリハリある規制）

○テクノロジーを活用しつつ、「自立的に高度な保安を確保できる事業者」のみが対象

○行政が法令遵守状況等を立入検査により厳格にチェックすることや、重大事故や法令違反などが発生した場合には、その原因・内容・対応等を精査したうえで、機動的に認定の取消を実施することなど、安全確保のための行政による実効的な監督等を行う。

○高圧ガス保安法の現行「認定事業者制度」(高圧ガス保安法第3章の2)については、発展的に解消する。

前提２（事業者に対する環境整備）

テクノロジー化を目指す事業者が技術・人材面での支援を受けられるための環境整備

○産業横断的な技術支援／人材育成支援の取組推進

※関係機関との連携・取組強化　等

１．高圧ガス保安法における新たな認定制度の概要

２．主な審議事項と施行に向けたスケジュール

３．新たな認定制度のコンセプト

４．新たな認定制度の要件

５．新たな認定制度の特例

６．A認定事業者向け特例措置

７．新たな認定制度の審査体制

８．新たな認定制度の認定の更新期間

９．移行措置

2．主な審議事項と施行に向けたスケジュール

- **2023年12月の施行に向け、新たな認定制度の詳細設計について、三回にわたる産業構造審議会高圧ガス小委員会における審議を行い、制度の大枠を固めた。**
- これを踏まえ、政令・省令等を準備し、**本年８月に公布、同12月に施行予定。**

主な審議事項

制度総論	制度コンセプト・対応方針
	ターゲット
認定要件	要件の全体像
	要件１：経営トップのコミットメント
	要件２：高度なリスク管理体制
	要件３：テクノロジーの活用
	要件４：サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応
認定特例	規制の特例措置
	A認定事業者向け特例措置
認定審査	審査体制
	認定更新期間

施行に向けたスケジュール（想定）

◇2022年
　12月15日　高圧ガス小委員会①
◇2023年
　２月24日　高圧ガス小委員会②
　３月24日　高圧ガス小委員会③

◇2023年
　6月29日～　政令のパブリックコメント
　８月下旬　省令・告示・通達のパブリックコメント
　10月頃　説明会（申請の方法等について）

◇2023年12月21日　施行予定

１．高圧ガス保安法における新たな認定制度の概要

２．主な審議事項と施行に向けたスケジュール

３．新たな認定制度のコンセプト

４．新たな認定制度の要件

５．新たな認定制度の特例

６．A認定事業者向け特例措置

７．新たな認定制度の審査体制

８．新たな認定制度の認定の更新期間

９．移行措置

3-1. 新たな認定制度のコンセプト（目的）と具体的方針

- **新たな認定制度の導入に当たっては、国全体の高圧ガス分野の保安力向上を図ることを目的に、以下のような具体的方針の下、詳細設計を策定した。**

新たな認定制度のコンセプト（目的）

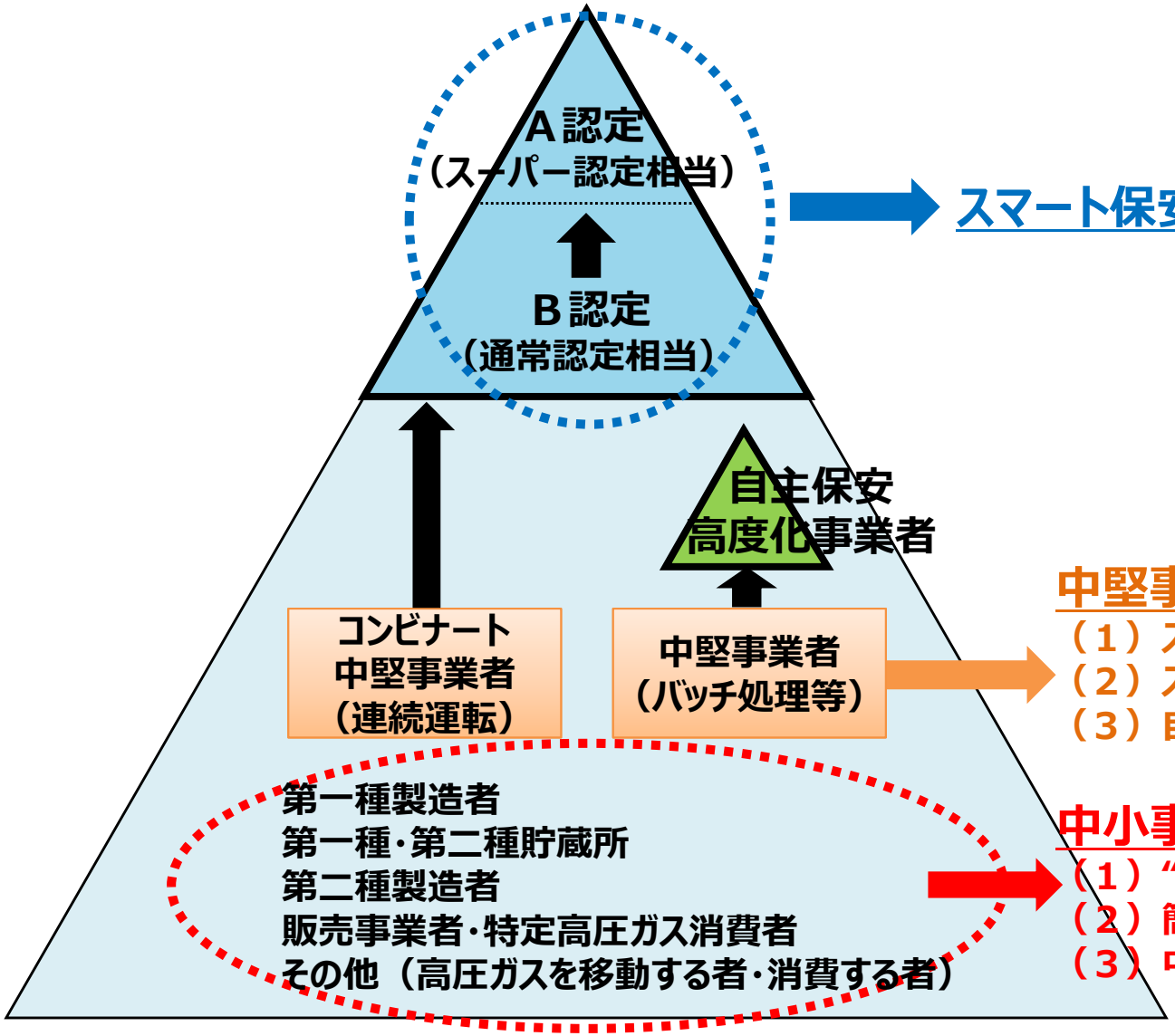
- 新認定制度の保安レベルの持続的向上や保安人材の枯渇問題の解消のため、**テクノロジーを活用したスマート保安を推進**する。
- 厳正な認定審査のもと、**テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できると認められた事業者**については、**安全確保を大前提**に、**事業者の保安力に応じた規制体系へ移行**するとともに、**手続・検査の在り方をこれに見合った形に見直す。**これにより、**事業者・規制当局（国・自治体）のリソースを実質的な保安活動に配分することを可能**とする。
- 上記により、**国全体の高圧ガス分野の保安力向上（重大・悪質な法令違反、重大事故の削減）を目指す。**

具体的方針

1. 認定要件に**テクノロジー導入の要件を設け**、**保安分野へのテクノロジー導入を促進**する。
2. **合理的かつ迅速な認定審査へ移行**しつつ、**安全確保を大前提**に、**認定審査を厳正に行う。**
   併せて、**認定事業者に対する特例を拡充**する。
3. **テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者（認定事業者）の増加**を目指す。

3-2. 新たな認定制度の対象事業者のイメージ

- **新たな認定制度の主な対象事業者は、現行認定制度の認定事業者の他、連続運転を行うコンビナートの中堅事業者**を想定。



スマート保安の促進を念頭に置いた新たな認定制度

中堅事業者における保安レベル向上のための対策

（１）スマート保安に向けた新技術導入支援
（２）スマート保安導入のための人材育成支援
（３）自主保安高度化事業者制度（非連続運転）

中小事業者における保安レベル向上のための対策

（１）“中小事業者向けインセンティブ制度”（省令事項）
（２）簡易アプリの開発・普及、許可・手続等のデジタル化
（３）中小事業者のデジタル化支援　等

１．高圧ガス保安法における新たな認定制度の概要

２．主な審議事項と施行に向けたスケジュール

３．新たな認定制度のコンセプト

４．新たな認定制度の要件

５．新たな認定制度の特例

６．A認定事業者向け特例措置

７．新たな認定制度の審査体制

８．新たな認定制度の認定の更新期間

９．移行措置

4-1. 新たな認定制度の要件（総論）

- 新たな認定制度の要件（改正高圧法第39条の14第1項）は、スマート保安の促進の観点から、サイバー対策を含む**４つの要件で構成する**。
- また、安全確保・事業者の保安能力の適正な判断を前提に、**認定基準の大括り化、簡素化、明確化を行う**。

出典:産構審保安・消費生活用製品安全分科会報告書（令和3年12月）の概要　P.８

（※）下記の表における赤字の下線部及び赤枠は、新たな制度的措置の認定基準において、現行の認定基準から拡充するものを示す。

	A 認 定	B 認 定
①経営トップのコミットメント	現行スーパー認定事業者制度の要件に加え、 コンプライアンス体制の整備（注1）、コーポレート・ガバナンスの確保	
②高度なリスク管理体制	現行スーパー認定事業者相当	現行通常認定事業者相当
③テクノロジーの活用	現行スーパー認定事業者制度における仕組み（注2）を基本とする ※認定要件において、採用することが必要となるテクノロジーの水準を一定の範囲で示し、事業者はその中で事業実態に見合ったテクノロジーを採用。	
④サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応	各業界におけるサイバーセキュリティガイドライン（注3）に沿った内容とする	

（注1）高圧ガス保安法についての**法適合性確認能力**（設備変更等の内容が法令上の規定に適合していることを事業者自ら確認する能力）を有していることを含む。
（注2）特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について (20201218保局第1号) における認定の基準 「二 先進的な技術を適切に活用していること」の項目を参照。
（注3）「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等作成指針」（内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）を参考に業界団体が定める「石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準（石油化学工業協会）」、「石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（石油連盟）」。

4-2. 新たな認定制度の要件（認定要件１：経営トップのコミットメント）

論点

- ✓ 認定事業者による法令違反の発覚等を踏まえ、**会社全体の運営の健全性を確認することが必要**。
- ✓ **規制の特例の見直しにより**、事業者の自主保安に委ねられる領域が拡大※１することを踏まえ、事業者が**法適合性確認能力※２を有することを確認**することが必要。

※１　新たな認定制度の認定事業者においては、その保安確保能力を踏まえ、ガス種の変更又は製造能力が一定以上変更される場合など重要な変更については許可制を維持しながらも、軽微変更についてはその対象範囲を拡大した上で記録保存義務とされた。
※２　設備変更等の内容が法令上の規定に適合していることを事業者自ら確認する能力。

産構審　分科会報告書における記載

現行のスーパー認定事業者制度の要件（経営トップによる保安の方針の明示等）に加え、**コンプライアンス体制の整備、コーポレート・ガバナンスの確保といった要件を拡充**し、特にコンプライアンス体制の整備については、**高圧ガス保安法についての法適合性確認能力（設備変更等の内容が法令上の規定に適合していることを事業者自ら確認する能力）を有していること等を確認**する。

※「コンプライアンス・ガバナンス」の観点からは、運営側の責任者の明確化、社内監視体制の整備とその責任者の明確化が重要である。その際、例えば、上場企業の場合には、上場審査基準の活用や、上場企業でない場合には、公益通報者保護法に基づく内部通報制度の整備と遵守といったようなところも考慮すべき」との意見があった。当該意見を踏まえつつ、「法適合性確認能力」の具体的審査項目については、金融関連法制やインフラ関係の業法等、高いコンプライアンスが求められる、他法の例も参考に策定（法令順守に関する組織や体制、第三者や相互の監視体制、内部通報制度の完備方針・マニュアルの整備、社内教育体制等）する。

（出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.17）

検討の視点

- **コンプライアンス体制の整備、コーポレート・ガバナンスの確保の要件は、**現行の認定制度の要件に経営トップによる保安の方針の明示等が含まれていることも踏まえ、**以下の四つの視点で検討した**。

1. **取締役等に保安についての責任とイニシアティブを持たせ、保安活動をトップダウンで推進できる体制の整備**が必要。
2. また、**取締役等が、保安に対する責務を適切に果たしていることを監督する体制の整備**が必要。
3. 行政手続漏れ等の法令違反を防止するためには、**事業所内で複層的なチェック体制を構築すること**が不可欠。
4. また、法令違反時の組織的隠蔽等を防止する観点から、**法令違反発生時の通報手順が明確に定められていること**が必要。

- 上記に加え、**認定取消の処分基準において、重大・悪質な法令違反が発覚した場合を明文化**することによって、法令遵守体制の整備を促す。

4-3. 新たな認定制度の要件（認定要件１：経営トップのコミットメント）

- 検討の視点を踏まえ、新たな認定制度における経営トップのコミットメントの要件は、現行の認定制度の要件※に下記の要素を追加する。

※現行の認定制度の要件においては、法人の代表者が保安の基本方針を策定していること、法人の代表者が認定要件の適合性に対して責任を有していること等が規定されている。

検討の視点を踏まえた認定要件

コーポレート・ガバナンスの要件

１　取締役等※を保安活動の責任者としていること

保安に係る意思決定を迅速に行い、トップダウンで社内横断的に適切な保安活動の実行を可能とする観点から、取締役等を保安活動の責任者としていること。　※代表取締役や他の職務との兼務も可能とする。指名委員会等設置会社における執行役も含むこととする。

２　監査役等※が保安体制の整備等について監査を行っていること

例えば、保安管理部門等から監査役等に保安活動の状況が定期的に報告されているほか、監査役等が事業所を定期的に訪問して改善意見を示しているなど、監査役等が保安活動に責任を有する取締役等の職務執行や事業所の保安活動全般に対して有効な監査を行っていること。　※指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社においては、監査（等）委員会等を想定。

コンプライアンスの要件

３　複層チェック体制の構築

設備の変更工事等の際に、行政手続の要否等を保安管理部門を含む複数の部門が確認する体制が構築されているなど、高圧法の法令事項を遵守するための複層的なチェック体制が構築されていること。

４　法令違反発生時の通報手順の策定

高圧法の法令違反が発覚した際の本社や関係行政庁への通報手順が適切に定められていること。

（参考）現行の認定制度における本社の体制の要件

（コンビナート等保安規則　別表第5（第41条第1項関係））

一　本社の体制について

イ　保安に係る基本姿勢

一　法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。

二　法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

ロ　保安管理

一　役員を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。

二　保安管理部門が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該部門の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。

三　保安管理部門の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四　本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理（認定完成検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。

五　本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。

4-4. 新たな認定制度の要件（認定要件１：経営トップのコミットメント）

- **法令違反を防止するために企業がとりうる方策は多種多様**であるところ、自主保安を促進する観点からは、**事業者自身が最適だと考える方法によって、法令遵守体制の整備を進めることが重要**。
- そこで、事業者に法令遵守体制の整備を促す観点から、認定取消の処分基準において、**重大・悪質な法令違反**が発覚した場合を明文化する。

現行の認定取消要件に関する記載

高圧ガス保安法

（認定の取消し等）

第三十九条の十二　経済産業大臣は、認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十条第三項第二号又は第三十五条第一項第二号の認定を取り消すことができる。

一～五　（略）

六　**第三十九条の三第一項各号又は第三十九条の五第一項各号のいずれかに該当していないと認められるとき。**

七～十　（略）

通達（「認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について」）

８．認定の取消

（１）法第３９条の１２第１項第１号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所において、次のいずれかの要件に該当する高圧ガスによる災害が発生した場合とする。

① 負傷の程度に応じて次の表 a から d までに定める被害以上の人的被害が発生したとき。

図（略）

② 直接損害額が２億円以上発生したとき。

③ 次のいずれかに該当し、かつ、社会的影響が大きいと認められたとき。

イ 多数又は長時間の避難者が発生する等住民の生活に多大な影響を及ぼしたとき。

ロ 認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外で人的被害が発生したとき。

ハ 認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外で物的被害が発生したとき。

ニ 著しい環境破壊を及ぼしたとき。

④⑤　（略）

（２）　（略）

（３）法第３９条の１２第１項第６号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、次のいずれかに該当することとなった場合とする。

① 認定保安検査に係る検査脱漏、事業所の保安体制に不備が認められ、かつ、それが（１）の①から③まで（③イを除く。）に掲げるいずれかの災害を惹起するおそれが相当程度あったと認められたとき。ただし、本社による監査等により自ら確認し、速やかに報告があったものについては、この限りではない。

② **緊急時即時通報連絡が行われなかったとき等保安体制に重大な不備が認められたとき。**

（４）　（略）

4-5. 新たな認定制度の要件（認定要件２：高度なリスク管理体制の要件）

論点

- ✓ 認定対象事業者の保安レベルを確保するべく、**認定の水準は、現行の認定制度より下げるべきではない**。また、**現行の認定制度の下における認定基準は、既に相当程度の保安レベルを確保できる水準であり、現行の認定基準をベースとすることが妥当。**
- ✓ **現行の通常認定制度**は、**認定要件にリスクに対する低減策の実施を求めていない**。

産構審　分科会報告書における記載

保安に関する専門部署の設置等、現行の認定事業者制度で要求されるリスク管理レベルは維持しつつ、事業者のリスク管理体制のレベルに応じ、**A認定については、現行のスーパー認定事業者相当のリスク管理体制**とし、**B認定については、現行通常認定事業者相当のリスク管理体制**を求める※。

※「設備が老朽化すると事故や支障も出やすいことから、高度なリスク管理体制の要件の中で、老朽化した施設についての管理のあり方についても考慮すべき」との意見があった。

（出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.17）

検討の視点

- **A認定については、現行のスーパー認定事業者相当のリスク管理体制を、B認定については、現行通常認定事業者相当のリスク管理体制**を求める。
- 特定されたリスクに対する低減策の実施は、保安確保上不可欠であり、B認定に対しても求める。

検討の視点を踏まえた認定要件

- **A認定事業者**に対しては、**現行のスーパー認定事業者相当の要件**を課す。
- **B認定事業者**に対しては、**現行の通常認定事業者相当の要件に加え、特定したリスクに対する低減策を実施していること**を要件とする。

4-6. 新たな認定制度の要件（認定要件３：テクノロジーの活用の要件）

論点

- ✓ スマート保安の実現には、**テクノロジーの開発・導入に向けた経営トップのコミットメント**が必要。
- ✓ 導入の対象となりうるテクノロジーには、①**現場作業の効率化につながるもの**（例：ロボット・ドローン等を活用し点検作業を効率化）や、②**意思決定の高度化につながるもの**（例：運転時のプロセスデータから異常を早期に検知し、作業員の判断を補助・代替）等があり、その**目的やレベルは様々**である。
- ✓ テクノロジーの導入によって保安力を向上させるためには、**導入・効果検証・改善のサイクル**を繰り返すことが必要。
- ✓ A認定相当の事業者とB認定相当の事業者には**一定の保安レベルの差異が存在**する。

産構審　分科会報告書における記載

現行のスーパー認定事業者制度における仕組み※を基本とする。その際、認定要件において、採用することが必要となるテクノロジーの水準を一定の範囲で示し、事業者はその中で事業実態に見合ったテクノロジーを採用する（すなわち、保安に係るテクノロジーのイノベーションを阻害せず、むしろイノベーションを促進する観点から、一定の技術水準を確保しつつも、活用するテクノロジーの種類を明示的に限定することとはしない）。また、**テクノロジーの活用に向けた効果検証や改善等といったテクノロジー活用プロセスも重要**であることから、**現行のスーパー認定事業者制度の基準を踏まえて、これを要件とする**。

※現行のスーパー認定事業者制度においては、IoT等の先進的な技術の導入・効果検証・改善等を行っていること等を要件としており、具体的には、特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について(20201218保局第1号) における認定の基準の「二 先進的な技術を適切に活用していること」の項目を参照。

（出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.17）

検討の視点

- 現行のスーパー認定事業者制度における仕組みを基本としつつも、これまでのスマート保安の実現に向けた取組等を踏まえ、以下の三つの視点でテクノロジーの活用の要件を検討した。

1. 事業者の保安レベルを考慮し、**導入を求めるテクノロジーのレベルは、A認定とB認定で差異を設ける**。
2. テクノロジー導入後、**導入・効果検証・改善のサイクルを構築**していること。
3. テクノロジー導入に向けた**経営トップの関与**が必要。具体的には、**テクノロジー導入に向けた計画が策定され、必要なリソース（予算・人材）が確保**されていること。

4-7. 新たな認定制度の要件（認定要件３：テクノロジーの活用の要件）

- 検討の視点を踏まえ、新たな認定制度におけるテクノロジーの活用の要件は、**現行のスーパー認定制度の認定要件を基本とし、以下のように見直す**。
- なお、**外部からのモニターの実施**（年１度の経済産業省への報告）については、別途報告を受けている※ことから、**廃止する**。

※現在スーパー認定事業者に求めている外部モニターの実施（年１度の経済産業省への報告）については、スマート保安官民協議会等で代替できている。また、スーパー認定事業者に期待するトップランナーとしての役割は、良好事例の展開等の他の認定要件で代替可能。

検討の視点を踏まえた認定要件

１　経営トップのコミットメント

保安の確保に資するテクノロジー導入に向けたビジョンが策定され、必要なリソース（予算・人材）が確保されていること。

２　保安の確保に資するテクノロジーを導入していること

A認定は①②のテクノロジーを導入していること、B 認定は①のテクノロジーを導入していること。

①現場作業の効率化につながるテクノロジー

例：異常検知、モニタリング技術、人の作業を代替する技術、現場の状態を診断する技術等

②意思決定の高度化につながるテクノロジー

例：予測する技術、人の意思決定を補助又は代替する技術等

３　保安の確保に資するテクノロジー導入について継続的に改善する仕組みが構築されていること※

保安の確保に資するテクノロジーの導入に当たって、導入計画の策定やトライアル検証を行っていること。また、保安の確保に資するテクノロジーの導入後に効果検証・改善を行っていること。

※効果検証・改善が実施されるまでには一定の期間を要すると考えられるため、初回認定の認定審査時は、一部のテクノロジーについては導入計画の策定のみで足りるとすることなどが考えられる。

4-8. 新たな認定制度の要件（認定要件３：テクノロジーの活用の要件）

現行のスーパー認定制度の要件と新たな認定制度の要件との対応関係

スーパー認定制度の要件		新たな認定制度の要件	A認定	B認定
―	新設	**①経営トップ※のコミットメント** ※テクノロジーに関する投資計画・人材計画等に責任を持つ取締役等を想定。	✓ 保安の確保に資するテクノロジー導入に向けたビジョンの策定と必要なリソース（予算・人材）が確保されている	
① 先進的な技術の導入 **② 導入した①技術の効果検証・改善に向けた取組みの実施** **③ ビッグデータの収集・分析・未来予測・ヒトに気付きを与えミスを防ぐ観点からの技術の検証・導入・導入計画の策定** **④ ②技術について6カ月以上の検証**	再編	**②保安の確保に資するテクノロジーの導入**	✓ 現場作業の効率化につながるテクノロジー（異常検知、モニタリング技術、人の作業を代替する技術、現場の状態を診断する技術等） ✓ 意思決定の高度化につながるテクノロジー（予測する技術、人の意思決定を補助又は代替する技術等） を導入している	✓ 現場作業の効率化につながるテクノロジー（異常検知、モニタリング技術、人の作業を代替する技術、現場の状態を診断する技術等） を導入している
		③継続的に改善する仕組みの構築	✓ 導入計画の策定→トライアル検証→導入→効果検証→改善を行っている※ ※初回認定の認定審査時は、一部のテクノロジーについては導入計画の策定のみで足りるとすることなどが考えられる。	
⑤ 外部からのモニターの実施（年1度の経済産業省への報告）	廃止	―		

4-9. 新たな認定制度の要件（認定要件４：サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応）

論点

- ✓**石油・化学等の重要インフラ事業者**※１**は、サイバーセキュリティの確保に努める**とされている（**努力義務**）※２。

※１　重要インフラ事業者には、情報通信、金融、航空、医療、水道、物流、石油、化学、電力、ガス等が指定されている(内閣サイバーセキュリティセンター「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」別紙１より）。

※２　サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)
第六条　重要社会基盤事業者は、（中略）サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解を深め、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努める（以下略）。

- ✓本要件は現行の認定制度にはない**新設の要件**。また、現在認定を取得している化学分野の事業者の中には、業界団体が作成した**サイバーセキュリティガイドラインが適用されない事業者も一定数存在**。

- ✓改正高圧法において、**認定要件は「保安の確保のための組織」に着目**することとしている。**内閣サイバーセキュリティセンターの安全指針**※**は、PDCAサイクルに沿った対策**を記載しており、これを踏まえることが必要。

※　内閣サイバーセキュリティセンター「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針（第５版）」

- ✓高圧ガス保安法の法目的を踏まえ、対象は**生産管理システム又はプラント制御システムのサイバーセキュリティ対策**とする必要。

産構審　分科会報告書における記載

サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針」（内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）において、石油・化学分野は重要インフラ分野とされており、この指針を参考に石油・化学分野の業界団体がサイバーセキュリティガイドラインを策定しているため、これに沿った内容とする。すなわち、**「石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準（石油化学工業協会）」や「石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（石油連盟）」に沿った内容**とする。

（出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.17）

検討の視点

- サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応の要件は、**組織や体制に着目**した要件とする。具体的には、**PDCAサイクルが構築されていること**を要件とし、事業者が、**技術の進展等に応じて自主的に**、生産管理システム又はプラント制御システムに対する**サイバー攻撃等のリスクへ対応する体制を維持・改善する仕組みがあることを確認**する。

- 本要件は新設の要件であるため、**初回の認定審査時には一定の配慮**を行う（詳細は次ページ）。

4-10. 新たな認定制度の要件（認定要件４：サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応）

- 検討の視点を踏まえ、サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応の要件を以下とする。また、今後、業界ガイドラインの改定※等を踏まえて、**必要に応じて見直す**。

※ 2022年６月、サイバー基本法第12条の規定に基づき策定されるサイバーセキュリティ戦略を踏まえ、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」（サイバーセキュリティ戦略本部）が策定された。今後、内閣サイバーセキュリティセンターにおいて「重要インフラにおけるサイバーセキュリティ確保に係る安全基準等策定指針」が策定され、業界別サイバーセキュリティガイドラインについても、業界団体において見直しすることが予定されている。

- また、初回の認定審査時においては、**審査方法等に一定の配慮を講じる**。

検討の視点を踏まえた認定要件

１　生産管理システム又はプラント制御システム（以下「対象システム」という。）**のサイバーセキュリティ対策に係る計画の策定及び体制の構築（Plan）**

①対象システムを含むサイバーセキュリティ対策に係る基本方針が明確に定められ、かつ、文書化されていること。

②対象システムのサイバーセキュリティに関するリスクを特定していること。

２　対象システムのサイバーセキュリティ対策の実施（Do）

①対象システムのサイバーセキュリティに関して特定したリスクについて、必要に応じて、対策を講じていること。

３　継続的改善の実施（Check/Act）

①対象システムのサイバーセキュリティ対策を定期的に自己評価していること。

②自己評価の結果等を踏まえ、対象システムのサイバーセキュリティ対策の見直しを行っていること。

※初回の認定審査時における配慮事項

初回の認定審査時には、「１　生産管理システム又はプラント制御システムのサイバーセキュリティ対策に係る計画の策定及び体制の構築（Plan）」のうち、「①対象システムを含むサイバーセキュリティ対策に係る基本方針が明確に定められ、かつ、文書化されていること」を確認し、その他の要件については、今後の対応予定時期計画を提出しその内容を確認することでも代替可能とする等の配慮を行う。

１．高圧ガス保安法における新たな認定制度の概要

２．主な審議事項と施行に向けたスケジュール

３．新たな認定制度のコンセプト

４．新たな認定制度の要件

５．新たな認定制度の特例

６．A認定事業者向け特例措置

７．新たな認定制度の審査体制

８．新たな認定制度の認定の更新期間

９．移行措置

5-1. 新たな認定制度の特例（総論）

- **新たな認定制度の認定事業者に対しては**、製造施設の位置・設備等の変更の手続や危害予防規程・保安人員に関する手続等について、**事業者の保安力に応じて、届出等の手続の不要化や事業者自身による検査等を柔軟に措置（記録保存義務は維持）**。

製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出

- 現行法では、軽微変更を除き、製造施設の位置・設備等の変更（設備変更）には都道府県知事又は政令指定都市の長の許可が必要

- 新たな認定制度の認定事業者においては、その保安確保能力を踏まえ、**ガス種の変更又は製造能力が一定以上変更される場合など重要な変更**については、**許可制を維持**
- **軽微変更**については、その対象範囲を拡大した上で**記録保存義務**とする
- **それら以外の変更**は、事故時・法令違反時に行政が迅速に対応することを可能とするため、**行政による事業者情報の把握の観点から、事後届出**とする

完成検査・保安検査

- 現行の認定事業者制度と同様に**自主検査**を維持
- その際、新たな認定制度では、法適合性確認能力も含め、コンプライアンス体制の整備等の要件を拡充すること等も踏まえ、**事業者が自ら完成検査・保安検査の結果を適正に確認**するものとし、検査記録については都道府県知事への**届出を要しない**こととする
- ただし、行政が立入検査等により確認できるよう、**検査記録を保存**
- 保安検査については、**定期に行うことを基本としつつ**、**CBMや常時監視等**による場合には、**それ以外の時期によることも可能**とし得るよう措置

保安人員（保安係員等）の配置

- 現行法では、「製造のための施設の区分ごとに」保安人員を配置

- 新たな認定制度の認定事業者においては、これを基本としつつも、コンビナート連携の進展や、常時監視・遠隔監視システムの導入などを踏まえ、法律上は「製造のための施設の区分ごとに」とせず、**保安人員の柔軟な配置**を許容し、**必要人員の配置の適正化について検討**

危害予防規程の届出・保安人員（保安係員等）の選解任の届出

- 新たな認定制度における認定事業者は、危害予防規程の作成・変更や、保安人員の選解任については、自立的に管理するものとし、**記録保存**とする

定期自主検査

- 定期自主検査は、保安検査を補完する検査であり、その対象施設は保安検査の対象施設と同様にガス設備が基本／検査項目も重複的
- 自立的に高度な保安管理を行うことができるため、保安検査の実施を前提に、認定事業者には**定期自主検査の規定を適用しない**

出典：産構審保安・消費生活用製品安全分科会報告書（令和3年12月）の概要　P.９より抜粋

5-2. 新たな認定制度の特例（製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出等）

論点

- ✓ **ガス種の変更又は製造能力が一定以上変更される場合など、製造施設に与える影響が大きい工事や製造の方法の変更**については、安全性を確保する観点から、許可とすることが妥当。
- ✓ **軽微変更については記録保存とするものの、処理能力の変更を伴うものについては、事故時・法令違反時に行政が迅速に対応することを可能とする観点から、事後届出とすることが妥当。**
- ✓ 誤解を防止し、新制度の円滑な運用を確保する観点から、制度全体について**分かりやすさを確保**する必要。

産構審　分科会報告書における記載

現行法では、認定事業者・非認定事業者を問わず、軽微変更を除き、製造施設の位置・設備等の変更（設備変更）には都道府県知事又は政令指定都市の長の許可を受ける必要がある。**新たな認定制度の認定事業者においては**、その保安確保能力を踏まえ、**ガス種の変更又は製造能力が一定以上変更される場合など重要な変更については許可制を維持**しながらも、**軽微変更についてはその対象範囲を拡大した上で記録保存義務**とする。**それら以外の変更**については、事故時・法令違反時に行政が迅速に対応することを可能とするため、**行政による事業者情報の把握の観点から、事後届出（速やかに／変更後30日以内）**とすることとする。

（出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.18）

検討の視点

- 製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出等の特例の検討に際しては、以下の三つの視点を考慮する。
  - ✓ **工事の規模や製造施設に与える影響の大小**
  - ✓ **行政が事業者情報を把握する必要性**
  - ✓ **制度運用上の分かりやすさ**

5-3. 新たな認定制度の特例（製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出等）

- 新たな認定制度における製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出等は、完成検査との関係（詳細は次ページ）を含め、**新制度の円滑な運用を確保する観点から、以下の分類とする**。
- その際、**「重要な変更」と「軽微な変更」の内容については、省令等において限定列挙**するとともに、**その他の変更を含め詳細な解釈についても通達等で可能な限り明らかにする**ことで、わかりやすい制度とする。

製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出等の分類

現行の認定制度	新たな認定制度※
軽微な変更以外 **許可**	重要な変更 **許可**
	その他の変更 **事後届出**
軽微な変更 **事後届出**	軽微な変更 **記録保存**

重要な変更

【変更の工事】
- ✓ 特定変更工事※に該当する変更の工事

※高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事（高圧ガス保安法第20条第３項）

【製造の方法の変更・ガス種の変更※】
- ✓ 常用圧力・常用温度の変更（設計条件を超える変更を伴うもの）
- ✓ ガス種の変更※

※ガス種の変更は、製造のための施設等の変更の特例の対象外（改正高圧ガス保安法39条の21第１項参照）。

その他の変更（重要な変更と軽微な変更以外のもの）

【変更の工事の例】
- ✓ 処理能力の変更が一定(20%) 範囲内の変更の工事

【製造の方法の変更の例】
- ✓ 常用圧力・常用温度の変更（設計条件内での変更を伴うもの） 等

軽微な変更

【変更の工事】
- ✓ 現行の軽微変更に該当する変更の工事※（ガス設備の変更の工事等）

※処理能力の変更を伴うものは除く

【製造の方法の変更】
- ✓ 常用圧力・常用温度の変更を伴わない製造の方法の変更

※軽微な変更の工事における通常認定とスーパー認定の差異（コンビ則第14条第１項第７号等）は、新たな認定制度においても踏襲することを予定 。

5-4. 新たな認定制度の特例（製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出等）

- **製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出等と完成検査の要否の関係は、以下の整理とする。**
- なお、完成検査の検査記録は、現状届出義務となっているところ、**新たな認定制度においては記録保存義務**となるため、**完成検査終了後、速やかに運転を開始することができる。**

製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出等と完成検査の要否の関係

現行の認定制度

変更の工事			
軽微な変更以外の変更	特定変更工事※1	**許可**	**完成検査必要**（事後届出）
	特定変更工事以外の工事		完成検査不要
軽微な変更※2		**事後届出**	完成検査不要
製造の方法の変更・ガス種の変更			
軽微な変更以外の変更		**許可**	完成検査不要

新たな認定制度

変更の工事			
重要な変更	特定変更工事※1	**許可**	**完成検査必要**（記録保存）
その他の変更	特定変更工事以外の工事	**事後届出**	完成検査不要
軽微な変更※2		**記録保存**	完成検査不要
製造の方法の変更・ガス種の変更※3			
重要な変更	✓ガス種の変更※3 ✓常用圧力・常用温度の変更（設計条件を超える変更を伴うもの）	**許可**	完成検査不要
その他の変更	✓常用圧力・常用温度の変更（設計条件内での変更を伴うもの）	**事後届出**	完成検査不要
軽微な変更	✓常用圧力・常用温度の変更を伴わない製造の方法の変更	**記録保存**	完成検査不要

※１　高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事（高圧ガス保安法第20条第３項）
※２　軽微な変更の工事の範囲については、今後、必要に応じて見直すことを想定。
※３　ガス種の変更は製造のための施設等の変更の特例の対象外（改正高圧ガス保安法第39条の21第１項参照）。

5-5. 新たな認定制度の特例（保安検査時期の柔軟化、定期自主検査義務の廃止）

保安検査時期の柔軟化

産構審　分科会報告書における記載

「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」については、現行の認定事業者制度と同様に自主検査を維持する。ただし、その際、新たな認定制度では、法適合性確認能力も含め、コンプライアンス体制の整備等の要件を拡充すること等も踏まえ、事業者が自ら完成検査・保安検査の結果を適正に確認するものとし、検査記録については都道府県知事への届出を要しないものとする。ただし、行政が立入検査等により完成検査・保安検査の状況を確認することができるよう、事業者は検査記録を保存するものとする。 また、**保安検査については、**現行法上「定期に」行うことと限定されている。現時点では定期に行うことを基本とするものの、今後、CBMや常時監視等の導入が本格化することも想定し、新たな認定制度の認定事業者については、当該「定期に」との法律上の文言を削除する。この場合、**検査の時期については、経済産業省令で定めるものとし、具体的には、現時点では、定期に行うことを基本としつつ、CBMや常時監視等による場合には、それ以外の時期によることも可能とし得るよう措置する。**

（出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.19）

方針

- 保安検査は**定期に行う**。
- ただし、CBMや常時監視等の高度な情報通信技術の活用状況等を踏まえ、**保安の確保上問題がないと経済産業大臣が認める時期に行うことも可能とする**。

定期自主検査義務の廃止

産構審　分科会報告書における記載

定期自主検査は、第一種製造者等が保有する設備が技術上の基準に適合しているかの確認について、保安検査を補完する観点から規定されている検査である。また、認定対象となる第一種製造者については、定期自主検査の対象施設は保安検査の対象施設と同様にガス設備※1を基本とし、検査項目も重複的なものである※2。これらを踏まえ、 新たな認定制度の認定事業者は、自立的に高度な保安管理を行うことができるため、保安検査の実施を前提に、**認定事業者には定期自主検査の規定を適用しない**こととする※3。

※1　ガス設備：高圧ガス製造施設のうち、製造をする高圧ガスのガス（その原料となるガスを含む。）の通る部分。

※2　定期自主検査の対象施設は、ガス設備（コンビ則第38条第2項）とされている。保安検査の対象施設は、告示で定める製造施設以外の製造施設（コンビ則第34条第1項）とされており、「製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示」には、保安検査を受ける必要のない製造施設として、①ガス設備以外の製造施設、②ガス設備のうち次に掲げるもの（可燃性ガス及び毒性ガス以外のガス設備等）等が規定されている。

※3　現在、**定期自主検査でのみ検査を行っている項目についても、継続的に検査を行っていくことを担保するため、例えば、更新認定に当たって、継続的な改善事項として考慮**する。

（出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.20）

方針

- 定期自主検査でのみ検査を行っている項目について、継続的に検査を行っていることを、**認定審査において確認※する**。

※「認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定に係る事業所の体制の基準を定める告示」第10条第２項第４号ロ(1)の要件充足性を審査する際に確認することを予定。

5-6. 新たな認定制度の特例
（危害予防規程の届出義務・保安人員の選解任の届出義務の廃止、保安人員の配置の柔軟化）

危害予防規程の届出義務・保安人員の選解任の届出義務の廃止

産構審　分科会報告書における記載

新たな認定制度における認定事業者は、**危害予防規程の作成・変更や、保安人員の選解任については、自立的に管理するものとし、都道府県知事等への個別の届出は要しないものとする**。ただし、行政が立入検査等によりその実施状況を確認できるよう、**記録保存義務を課す**ものとする。

（出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.19）

方針

- 危害予防規程の作成・変更や、保安人員の選解任は記録保存とされた。記録保存は、文書による保存方法に加え、**電磁的方法**によることも可能とする。
- 電磁的方法による記録保存は、**クラウド保存による場合も想定して、関連規程※を見直す**。

※「電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準」

保安人員の配置の柔軟化

産構審　分科会報告書における記載

現行法では、「製造のための施設の区分ごとに」保安係員及び保安主任者を配置することになっている。新たな認定制度の認定事業者においては、これを基本としつつも、**コンビナート連携の進展や、常時監視・遠隔監視システムの導入などを踏まえ、法律上は「製造のための施設の区分ごとに」とせず、保安人員を柔軟に配置することを許容**するとともに、**必要人員の配置の適正化について検討**する。

（出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.19）

方針

- 保安人員の配置の方法は、高度な情報通信技術の活用状況等を踏まえて、個別具体の事例ごとに判断することが適切。
- このため、高度な情報通信技術の活用により、適切な監視体制が確保され、また、緊急事態への対応も可能であるなど、**適切な保安管理が行えると経済産業大臣が認める場合**に、**保安人員の柔軟な配置を許容する**。

1．高圧ガス保安法における新たな認定制度の概要

2．主な審議事項と施行に向けたスケジュール

3．新たな認定制度のコンセプト

4．新たな認定制度の要件

5．新たな認定制度の特例

6．A認定事業者向け特例措置

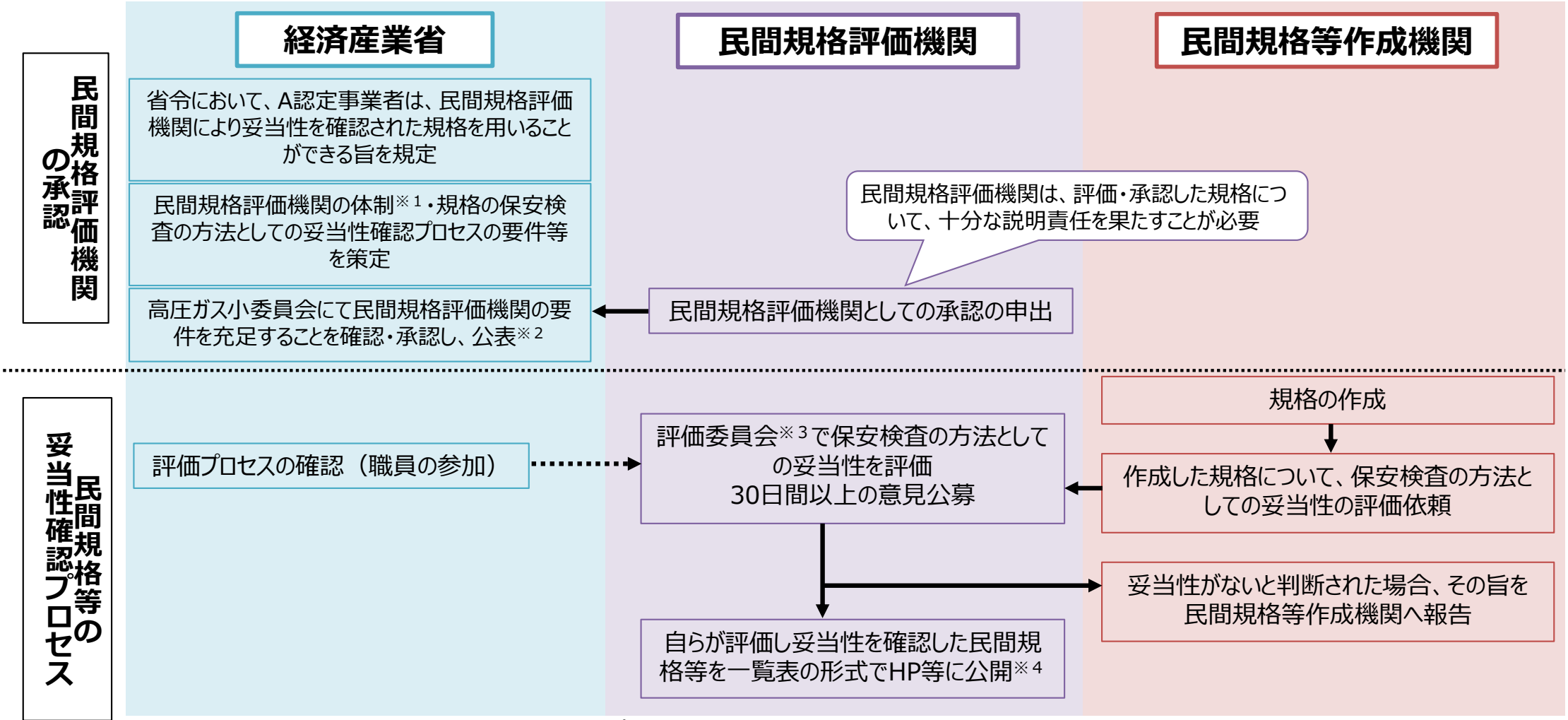
7．新たな認定制度の審査体制

8．新たな認定制度の認定の更新期間

9．移行措置

6-1. A認定事業者向けの特例措置（電力分野を参考とした新たな仕組みの導入）

- **A認定事業者を対象に、国が定める要件を満たす民間規格評価機関が承認した検査等に係る基準・規格であれば、高圧ガス保安法上の適切な検査方法と認めることとする仕組みを導入**する。



※1　技術評価委員会と民間規格評価委員会（規格の制改定プロセスの公正性等を含めた全体評価を行う）を設置する等。（以下の※２～４も要件に含む）
※2　国は、承認した民間規格評価機関の活動について、年に１回高圧ガス小委員会に報告し、当該民間規格評価機関が民間規格等を適切に評価・承認できることを確認。
※3　民間規格等に係る技術分野に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の専門家から構成。
※4　規格として承認された日から少なくとも五年に一回は、改正、廃止又は確認が行われるよう適切に管理。

6-2. 民間規格評価機関の承認・要件適合性の確認

- 国は、**候補となる機関が民間規格評価機関の要件を満たすことを確認し、承認する**。
- 国は、承認した民間規格評価機関について、民間規格等の**妥当性確認プロセスが要件に従い運営されていることを確認**し、**必要があると認められる場合は改善指導等**を行う。
- 民間規格評価機関は、**年１回以上の外部評価**を受け、**妥当性確認プロセスが適切に運営されていることを自ら確認**し、必要に応じて改善策を講じる。

➢ 国による民間規格評価機関の承認

- 国は、高圧ガス小委員会において、候補となる機関が民間規格評価機関の要件を満たしているかどうかを確認し、承認する。
- 国は、国の審議会の議事録や、民間規格評価機関の要件等について確認した内容をホームページ等で広く公開する。

➢ 国による確認

- 国は、年に１回、民間規格評価機関の活動について高圧ガス小委員会に報告し、当該民間規格評価機関が民間規格等を適切に評価できることを確認する。

➢ 外部機関による評価

- 民間規格評価機関は、妥当性確認プロセスが適切に運営されていることを自ら確認するため（PDCAサイクルの構築）、外部評価を受け、その結果に基づく改善等を定期的に行う。

6-3. 民間規格評価機関における民間規格等の妥当性確認プロセス①

- 民間規格評価機関は、**技術評価委員会**（技術的な側面の評価を行う）及び**民間規格評価委員会**（規格の制改定プロセスの公平性、客観性及び透明性等を含めた全体的な評価を行う）を設置するなど、民間規格等の妥当性確認のための**十分かつ確実な評価体制を構築**する。

➢ 評価の方法

- 民間規格等の評価に当たっては、技術的な側面の評価を行う技術評価委員会と民間規格制改定プロセスの公平性、客観性及び透明性等を含めた全体評価を行う民間規格評価委員会を設置する。また、評価対象となる民間規格等に応じた適切な審議回数を確保することなどにより、十分な評価が行われるようにする。
- 評価対象となる民間規格等の作成に関与した専門家は評価に関与すべきではなく、これが確実に担保される措置を講じる。

➢ 技術評価委員会

- 民間規格等の技術的な側面の評価にあたっては、専門家、民間規格等を使用する事業者等（業界団体、エンジ会社、メーカー、検査会社等）も加える等、評価対象となる民間規格等に関係するできるだけ幅広い者の参加を必要とする。

➢ 民間規格評価委員会

- 民間規格等の評価にあたっては、規格内容の技術分野の専門家に加え、消費者問題、法律及びジャーナリズムを含む幅広い観点から評価を行う専門家の参加を必要とする。

6-4. 民間規格評価機関における民間規格等の妥当性確認プロセス②

- 民間規格評価機関は、**民間規格等の保安検査の方法としての妥当性について評価**を行う。
- 民間規格評価機関は、妥当性を確認した民間規格等をリストに掲載し、**公開**する。
- **国は**、技術評価委員会と民間規格評価委員会への立合い等により、**民間規格評価機関における民間規格等の妥当性確認プロセス全体を確認する**。

➢ 評価の観点

- 民間規格評価機関は、当該民間規格等が技術の動向や関連する最新の知見を適切に踏まえているか等を踏まえた評価を行い、結果を評価書にとりまとめる。

➢ 妥当性を確認した民間規格等のリストへの掲載

- 民間規格評価機関は、評価書をとりまとめ、保安検査の方法としての妥当性を確認した民間規格等を、民間規格評価機関が公開する「民間規格評価機関が承認した民間規格等」のリストに掲載する。

➢ 妥当性確認プロセスにおける国の関与

- 国は、民間規格評価機関における民間規格等の妥当性確認プロセス全体について、技術評価委員会と民間規格評価委員会への立会い等により確認する。

１．高圧ガス保安法における新たな認定制度の概要

２．主な審議事項と施行に向けたスケジュール

３．新たな認定制度のコンセプト

４．新たな認定制度の要件

５．新たな認定制度の特例

６．A認定事業者向け特例措置

７．新たな認定制度の審査体制

８．新たな認定制度の認定の更新期間

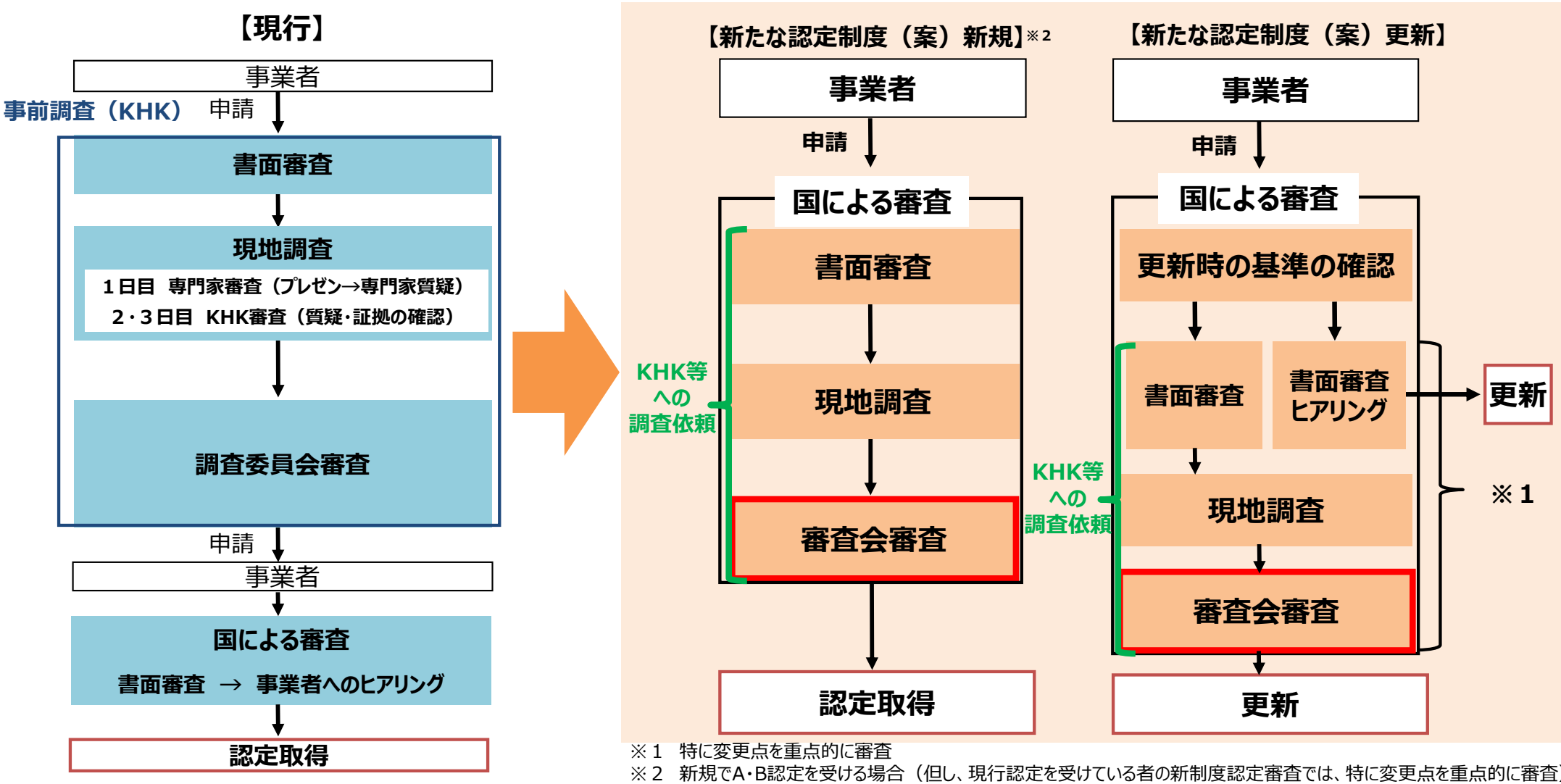
９．移行措置

7-1. 新たな認定制度における認定審査のコンセプト

- 新たな認定制度では、**安全の確保及び向上を前提に、合理的かつ迅速な審査手続とする観点**から、**国が**（KHK等への意見聴取・調査依頼、外部有識者からなる審査会審査などを活用しつつ）**審査を行う**。

  ① **審査プロセスの合理化（プロセスの合理化、申請書類・手数料の見直し、評価結果のランク付け廃止等）**

  ② **審査基準の透明化（審査基準・審査会審査の議事要旨※の公開）** ※企業の機密情報等を除いた上で作成。



※1　特に変更点を重点的に審査

※2　新規でA・B認定を受ける場合（但し、現行認定を受けている者の新制度認定審査では、特に変更点を重点的に審査）

7-2. 新たな認定制度における審査プロセスに関する論点

- 新たな認定制度における審査体制について、下記の論点を反映。

論点① 調査依頼制度の詳細

- ✓ **対象とする範囲**
- ✓ **指定機関の要件**
- ✓ **初回申請時の扱い**

【産構審分科会報告書における記載】

国は、国の検査及び審査会審査を行う案件のうち、必要と認めたときは、その範囲を定めて、KHK又は指定機関に意見を聴取し、又は調査を依頼できるものとする。KHK等の調査が行われた場合、国の検査は、その範囲で省略され、重複の検査・調査は行わない。KHK等が一部の調査を行う場合、運用上は、国とKHK 等は一緒に（一回で）検査・調査を行う。

（出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.25）

論点② 審査会審査の詳細

- ✓ **審査方法**
- ✓ **委員構成**

【産構審分科会報告書における記載】

〇新規認定：全数を国の検査及び審査会審査（注）を行う。

○更新：国が、一次的審査（書面審査・ヒアリング）で全ての認定基準を確認した上で、新規認定以降の事故の発生状況等を踏まえ安全の確保及び向上の観点から問題がないと認められない場合には、国の検査及び審査会審査（注）を行う。

（注）審査会審査：外部有識者（KHK、高圧ガスやIoT等のテクノロジーに関する学識経験者等）からなる審査会で行う審査

（出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.24 図21）

論点③ 更新時に現地調査・審査会審査を実施する場合の基準

- ✓ **認定更新時に、現地調査・審査会審査を実施する場合の基準**

【産構審分科会報告書における記載】

更新では、国が、一次的審査（書面審査・ヒアリング）で全ての認定基準を確認した上で、新規認定以降の事故の発生状況や法令違反（労安法等含む）、行政指導等の有無、また、大幅な変更（設備構成・製造能力・ガス種等）の有無等を踏まえ、安全の確保及び向上の観点から問題がないと認められない場合には、国の検査及び審査会審査を行うものとする。

（出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.25）

7-3. 論点① 調査依頼制度の詳細について

- **審査を国が行う**方針を踏まえ、調査依頼制度の詳細を下記のとおりとする。

✓ 調査依頼を行う場合

- **初回申請時**※**及び認定更新時に安全の確保及び向上の観点から問題がないと認められない場合**には、国は**調査依頼を行う**。
  ※現行の認定事業者が新たな認定制度を初めて申請する場合も含む。

✓ 調査依頼制度における調査の方針・対象とする範囲

- 経済産業大臣からKHK又は指定機関（以下「KHK等」という。）への調査依頼の対象は、書面審査及び現地調査とする。
- 書面審査及び現地調査では、事業所が認定要件を充足しているかについて確認・審査を行う。
- 調査依頼制度における確認・審査は、**国の責任の下、審査基準に示されている項目の範囲内で行うことを原則**とする。ただし、認定要件の範囲内であれば※、審査基準に示されていない視点であっても、確認・審査を行うことができる。
  ※安全の確保及び向上のための意見を述べることもできるが、要件充足性の判断に影響は及ぼさない。

✓ 現地調査への国（本省）の関与

- 国（本省）はKHK等が行う現地調査に参加し、審査をKHK等とともに行う。

✓ 指定機関の要件

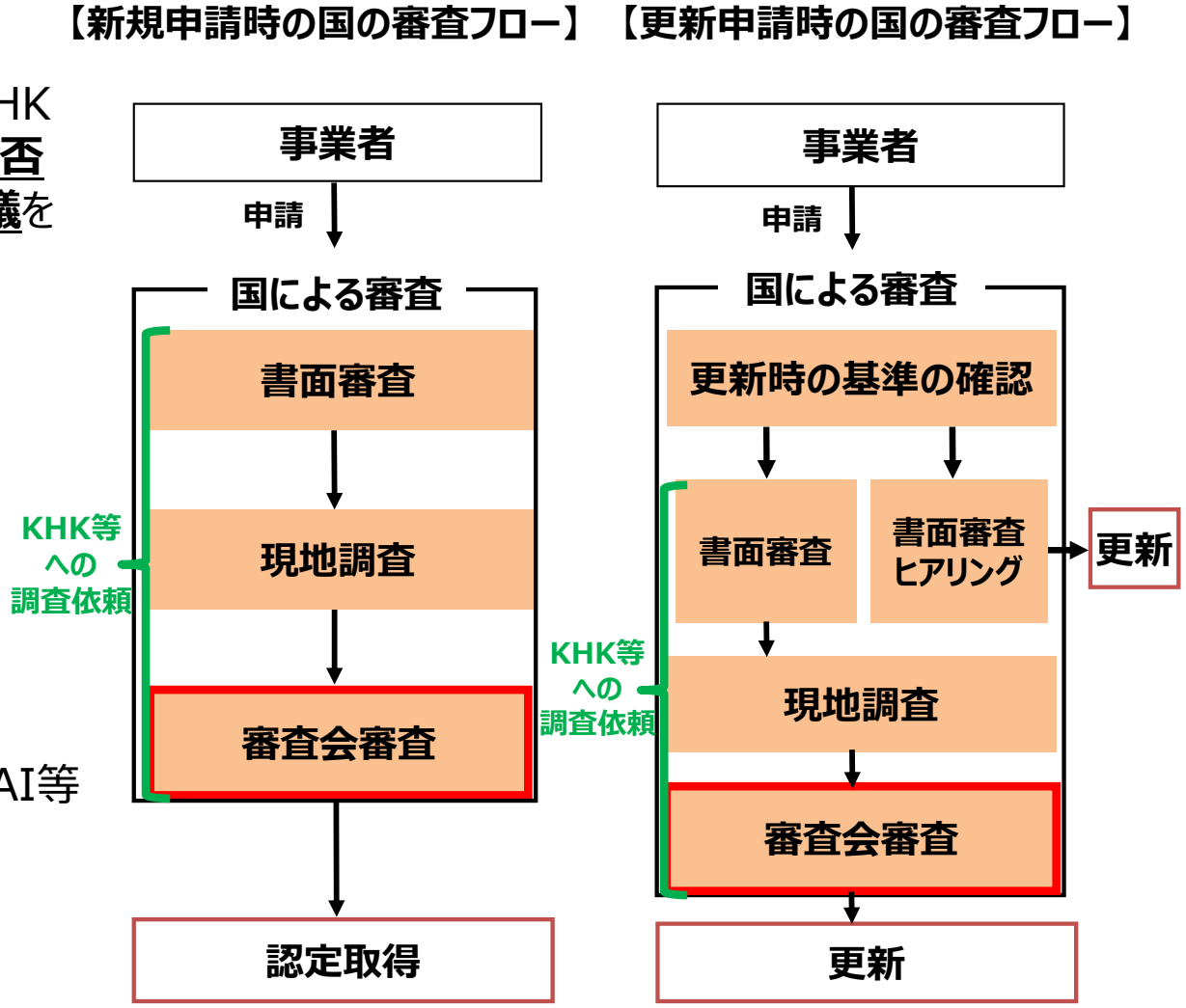
- サイバーセキュリティの専門性の有無も考慮し、指定機関の要件を定める。

7-4. 論点② 審査会審査の詳細

● 審査会審査の審査方法及び委員構成を下記のとおりとする。

✓ 審査会審査の審査方法

- ４半期に一度開催する。
- 国及び調査依頼制度に参加する専門機関（KHK等）から**書面審査と現地調査の審査結果（合否等）を報告**する。その後、**審査結果について審議**を行う。
- 申請者（事業者）は不参加とする。
- **議事要旨は公開**※する。
  ※企業の機微情報を除いた上で作成。



✓ 審査会審査の委員構成

- **委員**

以下の分野の**外部有識者１０名程度で構成**する。
【外部有識者の主な分野】
✓ 学識経験者（高圧ガス、安全工学、IoT・BD/AI等のテクノロジー、サイバーセキュリティ）
✓ 企業法務（コンプライアンス）
✓ 企業ＯＢ等（実務経験者）
✓ 高圧ガス保安協会（ＫＨＫ）　等

- **オブザーバー**

✓ 申請事業所を管轄する地方自治体

7-5. 論点③ 更新時に現地調査・審査会審査を実施する場合の基準

- **新たな認定制度**においては、**国による書面審査・ヒアリングにより認定の更新を認める制度を新たに導入**する。
- その際、５年間（A認定の場合は７年間）の認定期間内に、**以下①～③の基準のいずれかに該当することとなった場合は、安全の確保及び向上の観点から問題がないと認められないと判断**し、現地調査及び審査会審査を行う。

更新時に現地調査・審査会審査を実施する場合の基準

①事故や労働災害の有無

✓ **Ｂ２級**※１**以上の事故が発生**している事業所

✓ **死亡又は休業４日以上の労働災害**※２**が発生**している事業所

※１　同一事業所において、Ａ級事故、Ｂ級事故又はＣ１級事故が発生した日から１年を経過しない間に発生したＣ１級事故（高圧ガスに係る事故に限る。）（「高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領」３(2)）

※２　従業員・協力会社の社員について、認定事業所のプラント内（高圧ガス製造施設以外も含む）で発生した労働災害を対象とする。ただし、交通事故や腰痛、躓き等の事業所の安全管理と関係が希薄なものは除外する。

②法令違反の有無

✓ 高圧ガス保安法の法令違反が**２回**※３**以上**発生している事業所
（ただし以下の法令違反については**１回**）

① 死亡事故が発生したもの
② １００件を超えるような多数の法令違反を伴うもの
③ 国の行政処分が行われているもの
④ 国の行政文書による注意等が行われているもの

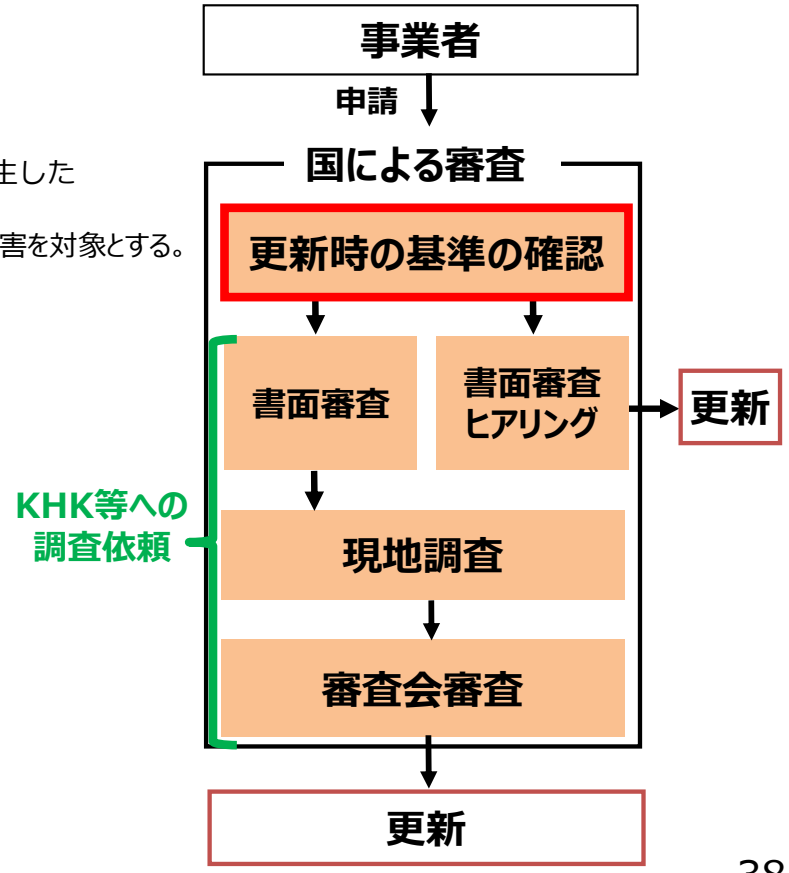
※３　原則として、事業者からの報告数をカウントする。

③大幅な設備変更の有無

✓ **認定の対象に新たに高圧ガス製造施設を追加**する事業所※４

※４　既存の認定施設において設備の変更工事が行われた場合、ガス種の変更等が行われた場合は含まない。

【更新申請時の国の審査フロー】



7-6. 新たな認定制度の審査体制（審査基準の作成･公開）

- 認定審査の透明性を確保する観点から、すべての認定要件について、認定審査時の**評価の視点**と**確認する書類の例**を明らかにした**審査基準を作成し公開**する。
- 審査基準は、今後、関係者の意見を参考に、国が作成する。

審査基準のイメージ

認定の基準	確認する書類	評価の視点
● 法人の代表者によって、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。	● 要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 ✓ 経営理念が記載されたもの ✓ 基本方針が記載されたもの ✓ 社員へイントラネット、カード等により配信・配布している又は社内掲示しているもの ✓ 保安に係る諸施策についての、経営層と現場従業員との対話やアンケート等の実績	● 法人の代表者によって、経営理念、基本方針が系統立って作成されており、本社の姿勢、保安活動への経営者のコミットメントが示されている。 ● 全ての就業者が経営理念等を理解できるような取り組みを行っている。
● 役員を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。	● 要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 ✓ 本部等の設置規程等 ✓ 保安管理の基本方針の決定及び各事業所ごとの保安管理実績の検討等が分かるもの	● 保安対策本部等が設置されており、組織、メンバー構成、設置目的等を示す規程・基準類が整備されている。 ● 取締役（指名委員会等設置会社においては執行役）が長となっている。 ● 保安対策本部等において、保安活動を定期的に計画し、その実績を評価している。
● 保安管理部門が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該部門の意見が十分に反映されることが、明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。	● 要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 ✓ 職務分掌規程等 ✓ 安全環境計画、生産計画及び設備管理計画等に保安管理部門の意見が反映されていることを示す会議議事録 ✓ 保安管理部門から社内外の保安関連情報（重大事故情報を含む）を展開し、それを踏まえて対応を行ったことを示すもの	● 保安管理部門が設置されている。 ● 安全環境計画、生産計画及び設備管理計画に保安管理部門の意見が反映されている。

7-7. 新認定制度における現行制度からの変更点

- 新認定制度では、**申請書類と審査プロセスを合理化**する。

①申請書類の合理化

- 審査基準に則った申請書類の作成による**ペーパーワークの軽減**
  申請書類は、審査基準を踏まえて事業者が自ら記入する様式と、根拠となる規程の抜粋等の関連書類の提出のみを求める

- **A認定とB認定の認定申請書、変更届出等の統合**※
  現行制度においてスーパー認定の取得を希望する場合、通常認定とスーパー認定双方への申請が必要とされているところ、新認定制度では申請書を統合し、A認定の申請のみを求める

※A認定を申請した結果、B認定の要件のみを満たす場合には、B認定の認定証を交付する。

②審査プロセスの合理化

- **現地調査の期間短縮**
  専門委員による審査を廃止し、調査期間は２日間程度に短縮

＜現地調査のスケジュールイメージ＞
初日
　午前　経営トップのコミットメントの要件の審査
　午後　テクノロジー活用の要件
　　高度なリスク管理体制の要件の審査
２日目
　午前　サイバーセキュリティ等関連リスクへの対応の要件の審査
　午後　高度なリスク管理体制の要件の審査

- 評価結果の**ランク付け廃止**
  A～Dのランク付けは廃止し、認定要件への適合の有無、認定取得の可否のみで判断する

＜申請時に提出を求める様式のイメージ＞

認定の基準	確認する書類	評価の視点	申請者の記載欄
● 法人の代表者によって、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。	● 要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 ✓ 経営理念が記載されたもの ✓ 基本方針が記載されたもの ✓ 社員へイントラネット、カード等により配信・配布している又は社内掲示しているもの ✓ 保安に係る諸施策についての、経営層と現場従業員との対話やアンケート等の実績	● 法人の代表者によって、経営理念、基本方針が系統立って作成されており、本社の姿勢、保安活動への経営者のコミットメントが示されている。 ● 全ての就業者が経営理念等を理解できるような取り組みを行っている。	● ～ **※添付書類** **・A社経営理念の抜粋** **・A社HPの抜粋** **・規程の抜粋**

7-8. 新たな認定制度の審査体制（新たな認定制度における審査期間の目安）

- 新たな認定制度における認定審査は**４半期単位で実施**する。
- **申請が経済産業省に到達してから国が当該申請に対する処分をするまでに要する期間**は**４か月程度**（認定更新時に現地調査・審査会審査を行わない場合は**３カ月程度**）を想定※。

※申請者が国の審査に協力した場合の目安期間。なお、申請書類に重大な漏れがあった場合など、事業者側の要因により審査が長引く可能性あり。

新規※１の場合

スケジュールのイメージ

（８月頃～11月頃に認定更新期限を迎える事業者を想定）

４月中旬

申請書の提出

５月中旬～６月中旬

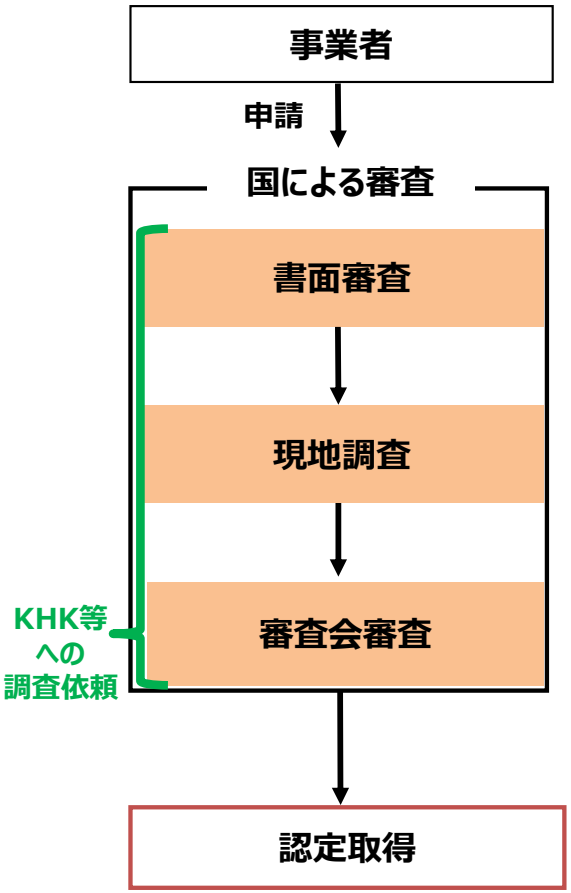
現地調査

７月中旬

審査会審査

８月上旬

大臣認定証の交付



更新の場合※２

（現地調査・審査会審査が省略される場合）

スケジュールのイメージ

（７月頃～１０月頃に認定更新期限を迎える事業者を想定）

４月中旬

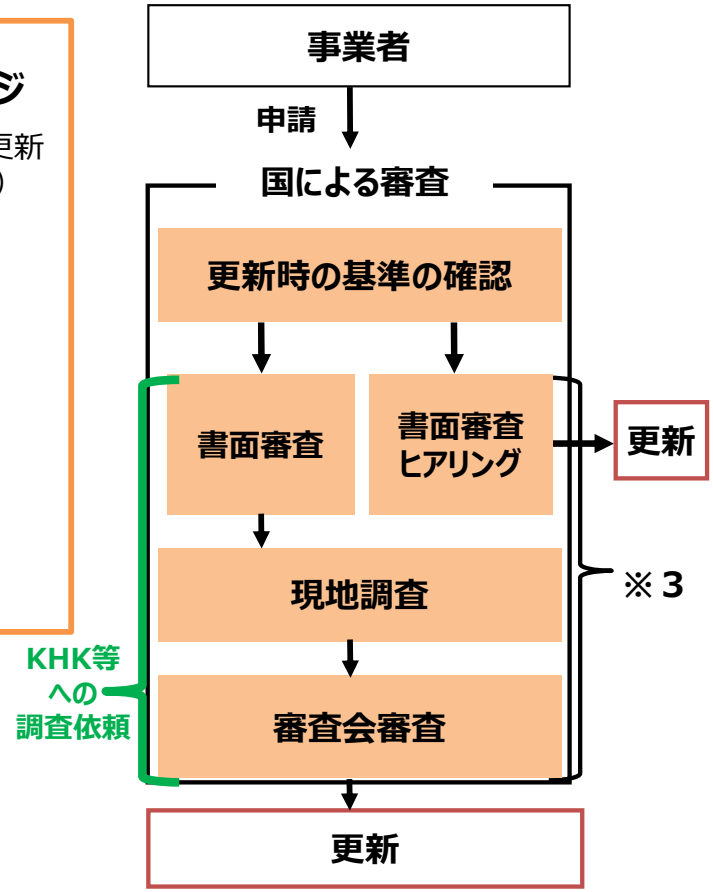
申請書の提出

５月中旬～６月中旬

国のヒアリング

７月上旬

大臣認定証の交付



※１　新規でA・B認定を受ける場合（ただし、現行認定を受けている者の新制度認定審査では、特に変更点を重点的に審査）
※２　更新時に現地調査・審査会審査を実施する場合は、新規の場合と同様のスケジュールを想定。
※３　特に変更点を重点的に審査

１．高圧ガス保安法における新たな認定制度の概要

２．主な審議事項と施行に向けたスケジュール

３．新たな認定制度のコンセプト

４．新たな認定制度の要件

５．新たな認定制度の特例

６．A認定事業者向け特例措置

７．新たな認定制度の審査体制

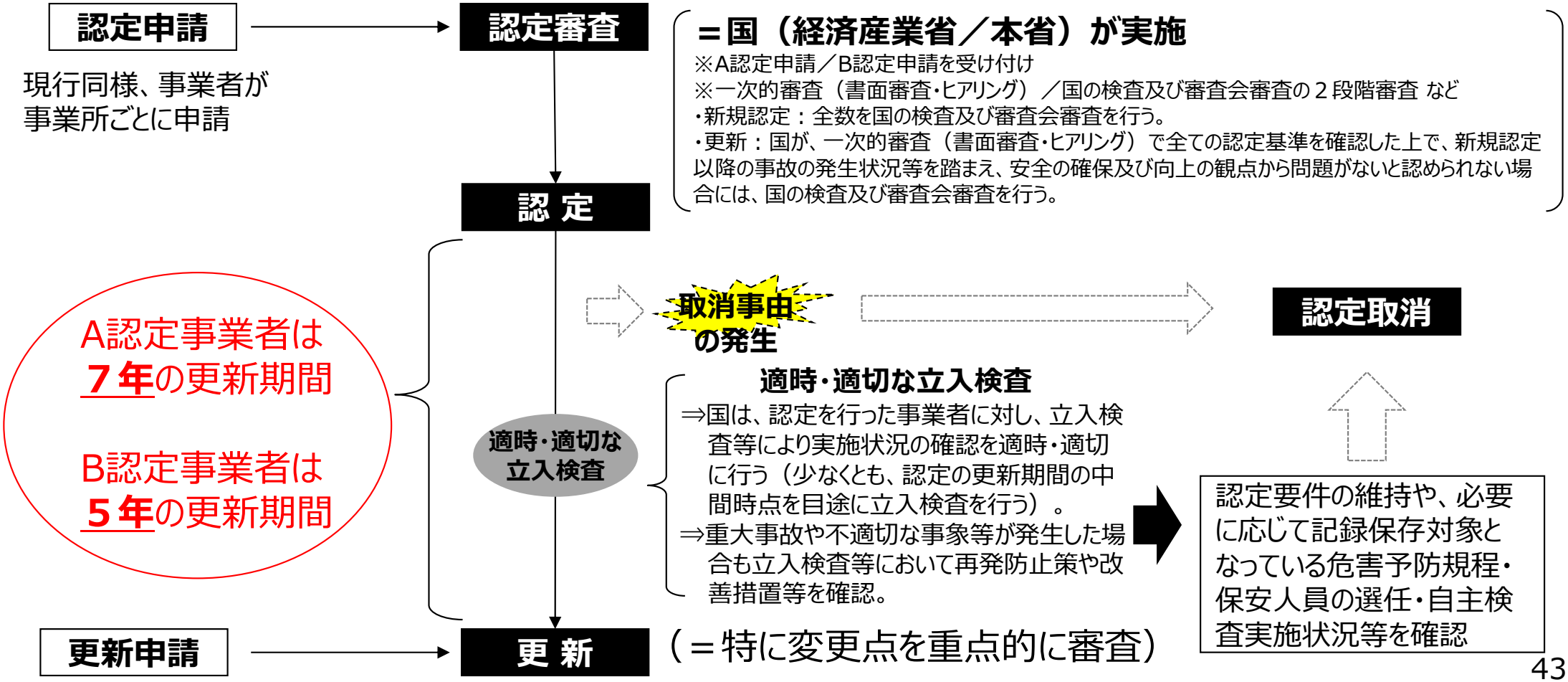
８．新たな認定制度の認定の更新期間

９．移行措置

8．新たな認定制度の認定の更新期間について

- 新たな認定制度における認定の更新期間については、①新制度では一部の要件が拡充されるものの、要件の大部は現行制度と同等の保安レベルを求めるものであること、②特例の範囲が現行制度よりも拡充されること、③近年の認定事業所の重大事故・法令違反の状況を考慮する必要があることを踏まえ 、現行認定制度同様、**A認定（スーパー認定相当）7年、B認定（通常認定相当）５年とする**。

＜認定から更新までのフロー図＞



１．高圧ガス保安法における新たな認定制度の概要

２．主な審議事項と施行に向けたスケジュール

３．新たな認定制度のコンセプト

４．新たな認定制度の要件

５．新たな認定制度の特例

６．A認定事業者向け特例措置

７．新たな認定制度の審査体制

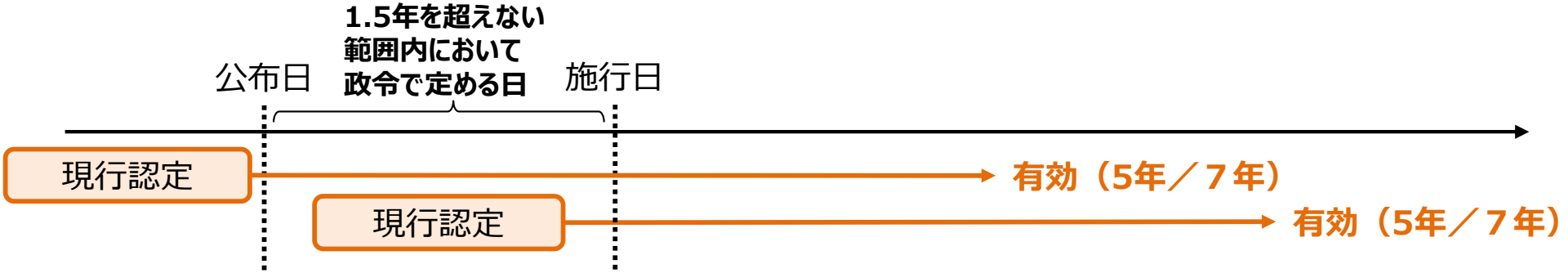
８．新たな認定制度の認定の更新期間

９．移行措置

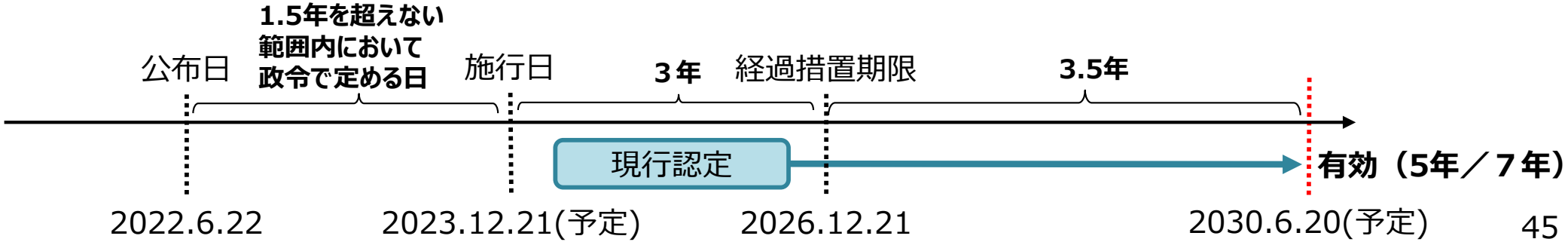
９．高圧ガス保安法の認定制度における移行措置について

- 改正法の施行より前に、現行「認定事業者」制度の認定を受けている事業者については、**改正法施行後も、当該認定の有効更新期間までは、その認定の効力を維持**する。
- また、改正法施行後は、**移行準備期間として3年の経過措置期間を設定（附則第1条第4号）**。同期間は、**現行認定又は新認定いずれかの申請を可能とし、事業者側の円滑な移行**を可能とする。
- **経過措置期間において現行の認定事業者制度の認定が認められた場合の当該認定の有効期間は、経過措置期限から3.5年（2030年6月頃まで）とする。(附則2条第2項及び第3条第2項)**
- 経過措置期間中に現行の認定事業者制度の認定を受けた事業者が、**現行認定の有効期間中に、新たな認定制度の認定を取得する際の審査は、二重審査を排除するなど合理的かつ迅速なものとする**。

①現行「認定事業者」制度において認定を受けている事業者の権利保証



②経過措置期間の設定（現行「認定事業者」制度の一定期間の維持）～移行準備期間



高圧ガス保安法　新認定制度　審査基準（案）

※２０２３年７月３日時点の案

【コンビナート等保安規則　別表第九（第四十九条の七の三第一項関係）】		
法令の要求事項	**評価の視点**	**事業所からの申請書類又は現地で確認する書類**
1　本社の関与及び法令遵守の体制の確保 **一　保安に係る基本姿勢** 一　法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。	・法人の代表者によって、経営理念、基本方針が系統立って、作成されており、本社の姿勢、保安活動への経営者のコミットメントが示されている。 ・全ての就業者が経営理念等を理解できるような取り組みを行っている。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -経営理念が記載されたもの -基本方針が記載されたもの -社員へイントラネット、カード等により配信・配布している又は社内掲示しているもの -保安に係る諸施策についての、経営層と現場従業員との対話やアンケート等の実績
二　法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
三　保安管理を担当する役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が選任され、保安管理についての職務を執行していること。	・保安管理を担当する取締役、執行役等が選任され、その役割が文書に明確に定められている。 ・保安管理を担当する取締役、執行役等は、保安管理の責任者として、指導・助言等を行っている。	・要件を満足することを示した説明文書
四　監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制が整備されていること。	・監査役による保安管理担当役員に対する監査が実効的に行われる体制が整備されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -監査体制及び監査方法 -監査役への保安活動に関する報告状況
二　法令遵守の体制 一　本社又は事業所において、保安に関する法令（法、令及びこの規則並びにその他関係法令をいう。）の遵守のための体制が整備されており、かつ、適切に維持されていること。	・設備の変更工事等の際に、高圧ガス保安法に規定する行政手続きの要否及び技術上の基準への適合状況等を複数の部門が確認する体制が構築されているなど、保安に関する法令の遵守のための体制が構築されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -組織規程 -コンプライアンス規程
二　本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。	・通報を受け付ける社外窓口が設置されているほか、通報窓口の存在についてHPへの掲載等を通じて十分に周知が行われているなど、窓口が適切に運営されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -受付窓口の公開状況 -通報実績（件数等）
三　事業所が法令に違反する行為があつたことを知つた場合に、本社及び行政庁へ速やかに通報するための手順が明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・法令違反が発覚した場合に、速やかに本社及び行政庁へ通報すること及びその手順が明確に定められ、文書化されている。 ・なお、行政庁への通報は、事業所からの通報を受けた本社から通報することも可能とする。	・要件を満足することを示した説明文書
2　保安に関するリスク管理の体制 **一　本社の体制** 一　役員（保安管理を担当する役員を含む。）を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。	・保安対策本部が設置されており、組織、メンバー構成、設置目的等を示す規程・基準類が整備されている。 ・取締役（指名委員会等設置会社においては執行役）等の役員が保安対策本部の長となっている。 ・保安対策本部において、保安管理の基本方法を決定するとともに、保安活動を定期的に計画し、その実績を評価している。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -保安対策本部等の設置規程等 -保安管理の基本方針の決定及び各事業所ごとの保安管理実績の検討等が分かるもの -会議資料等活動状況がわかるもの

案

二　保安管理部門が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該部門の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。	・保安管理部門が設置されている。 ・安全環境計画、生産計画及び設備管理計画に保安管理部門の意見が反映されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -職務分掌規程等 -安全環境計画、生産計画及び設備管理計画等に保安管理部門の意見が反映されていることを示す会議議事録 -保安管理部門から事業所宛に社内外の保安関連情報（重大事故情報を含む）を展開し、当該情報を踏まえて、事業所において適切な対策を講じていることを示すもの
三　保安管理部門の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
四　本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理（認定高度完成検査及び認定高度保安検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。	・各事業所及び検査管理組織について年１回以上の監査を実施している。 ・監査の項目は、最新の法規制の内容を反映したものになっているなど、保安に関する法令の規定を踏まえた内容となっている。 ・監査時には、前回監査における指摘事項について、当該事業所で改善策が実施されているか否かを確認しているほか、監査における指摘事項について当該事業所以外にも水平展開する等の取組みを行っているなど、監査が適切に実施されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -事業所監査計画 -監査用チェックリスト -監査報告書 -改善勧告書
二　事業所の体制 経済産業大臣が定める基準に従つて、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行つていること。		
三　認定高度保安実施者の行う完成検査（以下この表において「認定高度完成検査」という。）の体制 **イ　認定高度完成検査組織** 一　認定高度完成検査を実施する組織（以下この表において「完成検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書 -職務分掌規程等
二　完成検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者 ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
三　完成検査組織の長は、特定変更工事（工事に係る協力会社の管理を含む。）に必要な工事計画に関する事項、施工管理に関する事項、工事の安全に関する事項等（以下この表において「工事計画書等」という。）を工事責任者に作成させる責任を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
四　完成検査組織において、工事計画書等のとおりに特定変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行われていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
五　完成検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書

試案

六　完成検査組織に所属している者（完成検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
ロ　認定高度完成検査業務 一　完成検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度完成検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は事業所において行うものであること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
二　認定高度完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、製造施設に係る完成検査の方法を定める規程（当該完成検査の方法が第四十九条の七の十第一項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
三　認定高度完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有又は調達することが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
四　認定高度完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になつていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
ハ　認定高度完成検査の検査管理 一　完成検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、完成検査管理（認定高度完成検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制になつていることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
二　完成検査管理を行う組織の長（ただし、完成検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。 イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者 ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
三　完成検査管理を行う組織に所属する者（完成検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で二人以上であることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
四　一の事業所に対し完成検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該完成検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書

採

五　完成検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、完成検査管理が適切に実施されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
六　完成検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度完成検査等において活用できる体制になつていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
四　認定高度保安実施者の行う保安検査（以下この表において「認定高度保安検査」という。）の体制 **イ　運転を停止することなく保安検査を行うための措置** 一　運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること。	・必要に応じて設備の冗長化や遮断装置の電子回路の見直し等を実施するなど、適切な設備改善が行われている。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -連続運転期間に応じた運転中保安検査の措置に関する文書及び資料 -認定保安検査組織及び検査業務を示す文書及び資料 -認定保安検査規程 -検査組織員リスト -検査記録 -検査設備の管理台帳
二　前号の設備改善に関し、その改善箇所、改善内容、改善理由等が明確になつていること。		
三　運転を停止することなく保安検査を行う施設の的確な管理のための手引書（工程ごとの操業条件等）が明確に定められ、かつ、整備されていること。	・保安検査、それ以外の自主的な検査の区分けが明確になっており、自主的な検査の記録類を保安検査にも活用できる体制となっている。 ・運転中検査の方法や手順が定められ、運転中保安検査時の安全管理体制が構築されている。	
ロ　認定高度保安検査組織 一　認定高度保安検査を実施する組織（以下この表において「保安検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・検査組織の検査は、設備管理部門の検査等に関するチェックが有効に機能する体制となっている。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -連続運転期間に応じた運転中保安検査の措置に関する文書及び資料 -認定保安検査組織及び検査業務を示す文書及び資料 -認定保安検査規程 -検査組織員リスト -検査記録 -検査設備の管理台帳
二　保安検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。ただし、特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあつては、甲種機械責任者免状を有している者に限る。 ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者		
三　保安検査組織に所属している者（保安検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。		
ハ　認定高度保安検査業務 一　保安検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度保安検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
二　認定高度保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、特定施設に係る保安検査の方法を定める規程（当該保安検査の方法が第四十九条の七の十四第一項及び第二項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書

案

三　認定高度保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
四　認定高度保安検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になつていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
ニ　認定高度保安検査の検査管理 一　保安検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、保安検査管理（認定高度保安検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制になつていることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
二　保安検査管理を行う組織の長（ただし、保安検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。 イ　経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。ただし、特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあつては、甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状を有している者に限る。 ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
三　保安検査管理を行う組織に所属する者（保安検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する部門の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
四　一の事業所に対し保安検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該保安検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
五　保安検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、保安検査管理が適切に実施されていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
六　保安検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になつていること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書

案

3　サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保 サイバーセキュリティの確保に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行つていること。	・以下の１～３の対応を行っている。 1　生産管理システム又はプラント制御システム（以下「対象システム」という。）のサイバーセキュリティ対策に係る計画の策定及び体制の構築（Plan） ・以下①②の対応を行っていること。 ①対象システムを含むサイバーセキュリティ対策に係る基本方針が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 ②対象システムのサイバーセキュリティに関するリスクを特定していること。 ・具体的には、以下いずれのガイドラインを参考に、対象システムを含むサイバーセキュリティ対策について、取り組む目的や方向性、関係主体からの要求事項、経営層によるコミットメント、体制、定期的な評価・見直し等を含む基本方針が定められ、文書化されている。 ・また、基本方針は、組織内に伝達するとともに、必要に応じて組織外の関係主体等が入手できるようにしている。 ・加えて、以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティに関するリスクを特定している。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第5版） -石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準（第2版） -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン Ver 1.0	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 -対象システムを含むサイバーセキュリティ対策の基本方針をまとめた規定 -組織規定
	2　対象システムのサイバーセキュリティ対策の実施（Do） ・対象システムのサイバーセキュリティに関して特定したリスクについて、必要に応じて、対策を講じていること。 ・具体的には、以下いずれのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティに関して特定したリスクについて、必要に応じて、対策を講じている。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第5版） -石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準（第2版） -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン Ver 1.0 ・サイバーセキュリティ対策は、特に高圧ガスに起因する爆発・火災事故、有毒ガスの大量漏えい等の災害を防止することを重視したものとなっている。	・要件を満足することを示した説明文書。

案

	3　継続的改善の実施（Check/Act） ・以下①②を行っていること。 ①対象システムのサイバーセキュリティ対策を定期的に自己評価していること。 ②自己評価の結果等を踏まえ、対象システムのサイバーセキュリティ対策の見直しを行っていること。 ・具体的には、以下いずれのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティ対策を定期的に自己評価している。 ・また、以下いずれかのガイドラインを参考に、自己評価の結果等を踏まえ、対象システムのサイバーセキュリティ対策の見直しを行っていること。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第5版） -石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準（第2版） -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン Ver 1.0	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 -基本方針に基づき設置した取り組みの達成状況等が分かるもの -監査記録又は自己評価結果 -対象システムを含むサイバーセキュリティ対策の基本方針をまとめた規定（改定版） -組織規定（改定版）

原案

【コンビナート等保安規則　第四十九条の七の三第二項】		
法令の要求事項	**評価の視点**	**事業所からの申請書類又は現地で確認する書類**
法第三十九条の十四第一項第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。		
一　保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。	・現場作業の効率化につながるテクノロジー（異常検知、モニタリング技術、人の作業を代替する技術、現場の状態を診断する技術等）が導入されている。 ・なお、初回申請時においては、テクノロジー導入に向けた計画案を確認する。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 -テクノロジーの導入状況（又は導入計画）
二　前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行うこと。	・テクノロジーの導入後の、効果検証が行われ、必要に応じて、検証結果に基づく改善が行われている。 ・なお、初回申請時については、検証・改善の方針に基づいた計画案を確認する。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 -テクノロジーの効果検証結果及び改善事例（又は検証及び改善計画）
三　申請に係る特定製造者の役員又は事業所の長が、第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。	・保安の確保に資するテクノロジー導入に向けたビジョンが策定されているほか、テクノロジーの推進に向けた必要なリソース（予算・人材等）が確保されているなど、役員や事業所の長等の経営トップがテクノロジーの導入に向けたコミットメントを示している。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 -テクノロジー導入に係る経営トップの考え方 -テクノロジー導入に係る基本方針や中長期計画 -テクノロジー導入の推進体制、予算及び人材の確保状況

案

【認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準】		
第一章　総則（略）		
第二章　保安管理システムに係る一般要求事項		
法令の要求事項	**評価の視点**	**事業所からの申請書類又は現地で確認する書類**
第五条（保安管理方針） 事業所長は、本社の保安管理の基本方針を踏まえ、次に掲げる要件を満たす保安管理方針を明確に定め、文書化するとともに、それを公開する体制を整備しなければならない。	・本社の保安管理基本方針を踏まえて、事業所の保安管理基本方針が作成されている。 ・事業所の保安管理方針について、事業所長が保安管理システムの実行、事故の予防、特定要求事項の遵守に対して責任を有する旨が規定されているほか、１号、２号に掲げる事項を充足する。 ・事業所長は保安管理方針についてすべての就業者（協力会社等の従業員を含む。）に対して、ホームページ、ハンドブック等に掲載する等、十分な周知を行っている。	・保安管理方針 ・保安管理方針を公開する方法を示した説明文書
一　事業所の活動、規模及び製造工程の内容並びに保安に影響を与える危険源に応じて適切であること。		・保安管理方針が要求を満足していることを示した説明文書
二　次に掲げる事項を誓約するものであること。 　イ　保安管理システムの継続的改善及び事故の予防に関する活動を行うこと。 　ロ　特定要求事項を遵守すること。		
三　事業所全般の保安管理目標を設定し、見直す手順を含むこと。		・保安管理目標の設定（具体例）及び見直しの手順が方針に含まれることを示した説明文書
四　全ての就業者に周知され、理解されるとともに、適切に実施され、維持向上されること。		・就業者への周知の方法、理解度の評価、維持向上の手段等を示した説明文書

案

第三章　計画		
法令の要求事項	**評価の視点**	**事業所からの申請書類又は現地で確認する書類**
第六条（保安に影響を与える危険源） 事業所は、製造工程、設備、運転等における、保安に影響を与える危険源の特定に係る手順を確立し、かつ、維持しなければならない。	・定常時及び非定常時の危険源の特定に係る手順等を記載した規程・要領類が整備されている。 ・危険源を特定する計画書を策定し、危険度の高いものからリスクを軽減する等重大事故に繋がる可能性が高い設備・プロセスを優先し、計画的にリスクアセスメントを実施するとともに適切なリスク低減策が講じられている。 ・リスクの解析及び評価が適切な手法で実施されている。 ・事業所内外の事故情報等を踏まえて危険源の特定に係る手法等を再評価して定期的に見直しを行っているなど、危険源を最新にする体制が構築されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -定常時・ 非定常時のリスクアセスメントの手順書 -リスクアセスメント実施計画及び実施記録等 -事業所内外の重大事故等を踏まえて実施したリスクアセスメントの検証結果及びその対応状況
2　事業所は、危険源に関する情報を最新のものとしなければならない。		・（事業所としての）危険源に関する情報が最新のものとなっていることを示した説明文書
第七条（特定要求事項） 事業所は、特定要求事項について保安管理活動を行う全ての就業者が容易に了知することを可能とするための手順を確立し、かつ、維持しなければならない。	・特定要求事項が明確で分かりやすく整理されており、関係者が容易にアクセスできる。 ・協力会社員を含むすべての従業員に周知できる体制になっている。	・特定要求事項をわかりやすく説明するための文書を作成し、整理、保存されていることを示した説明文書
第八条（保安管理目標） 事業所長は、保安管理方針を踏まえ、事業所全般の保安管理目標を明確に定め、かつ、文書化しなければならない。	・事業所の保安管理方針及び 本社の保安管理目標を踏まえて事業所の保安管理目標・部門目標等が作成されている。 ・保安管理目標は、保安に影響を与える危険源及び特定要求事項等を踏まえた設定及び見直しが行われている。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -事業所の保安管理目標
2　事業所長は、保安管理目標の設定又は見直しを行う場合には、保安に影響を与える危険源、特定要求事項等に十分に配慮しなければならない。		・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -第１項の保安管理目標に対し、各部門でブレークダウンした保安管理目標の具体的内容及びその説明文書 -各部門の保安管理目標 -各部門の保安管理目標の見直し実績
3　保安管理活動を行う部門又は組織は、保安管理目標を踏まえ、必要に応じて、それぞれの保安管理目標を設定し、文書化し、かつ、維持しなければならない。		
4　保安管理活動を行う部門又は組織は、保安管理目標の設定又は見直しを行う場合には、保安に影響を与える危険源、特定要求事項等に十分に配慮しなければならない。		
第九条（保安管理計画） 事業所は、保安管理目標を達成するための手段、責任の所在及び作業の予定を含む保安管理計画を策定し、かつ、維持しなければならない。	・保安管理目標を達成するための保安管理計画の策定、実施、評価の手順が明確になっている。 ・事業所内で保安管理計画を検討する責任体制としての会議体等が明確になっている。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -事業所の年度の保安管理計画 -部の年度の保安管理計画 -課の年度の保安管理計画等 -保安管理体制の定期的見直しを行うための管理表等

案

第四章　実施及び運用		
法令の要求事項	**評価の視点**	**事業所からの申請書類又は現地で確認する書類**
第十条（体制及び役割等） 事業所長は、保安管理システムの実施に不可欠な資源を用意し、かつ、配分しなければならない。	・資源配分に対する事業所長の考え方に基づいて、保安関連の設備改善や維持に関する予算等の資源が配分されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -資源の用意及び配分に対する方針（考え方）を示した説明文書 -事業所長の設備面、人材面での資源配分の方針（考え方）
２　事業所は、保安管理計画を実施し、及び運用するため、事業所の体制及び役割等に関する次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。		
一　事業所全般に関する事項 イ　事業所の体制 （１）　保安管理を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者にあっては、保安管理部門。以下同じ。）、設備管理を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者にあっては、設備管理部門。以下同じ。）及び運転管理を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者にあっては、運転管理部門。以下同じ。）（以下これらを「管理担当組織」という。）を設置するとともに、各管理担当組織の長を他の管理担当組織の長以外の者から選任すること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -保安管理組織図等 -業務分掌規程等 -危害予防規程
（２）　各管理担当組織の業務範囲及び責任の所在を定めること。		
（３）　事業所の管理者と高圧ガス保安法及びこれに基づく命令に定める管理者との間の的確な対応関係、並びにそれらに係る責任、権限及び指揮命令系統を定めること。		
ロ　事業所の役割 （１）　事業所の保安管理活動を行う全ての就業者が、危険予知を行う活動、保安管理に係る改善策の提案を行う活動等に参加すること等により、継続的改善に協力する体制を整備すること。	・全ての就業者（協力会社の従業員を含む）は、危険予知を行う活動、保安管理に係る改善策の提案を行う活動等に積極的に参加している。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -危険予知活動の記録 -ヒヤリハット事例の実施記録 -改善提案制度の記録 -小集団活動 -ＴＰＭ活動の記録
（２）　保安に影響を与える危険源を特定し、当該危険源による保安への影響を軽減するための措置を適切に実施すること。	・リスクアセスメントの結果に応じた適切なリスク低減策が講じられている。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -リスク低減策の実施結果と実施後のリスクの状況
（３）　日常的な作業以外の作業を実施する際の責任の所在を明確にし、かつ、当該作業の実施体制を整備すること。	・非定常作業の定義が明確であり、特に非定常時と非定常作業の区別が具体的になっている。 ・非定常作業の責任と作業体制が定められている。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -非定常作業規程 -非定常作業指示書
（４）　変更管理の対象となる変更の適切な範囲及び変更管理の適切な手順を定めていること。	・変更管理の範囲や手順が明確に定められている。	・変更管理の方法及び変更管理の具体例を示した説明文書 -変更管理規程 -変更管理指示書 -リスク評価及び低減策を含む変更管理実施記録、チェックリスト
（５）　製造施設の新設、増設、取替えその他の変更があった場合には、関連する文書の該当部分を確実に見直すこと。	・関連文書の見直し手続きが明確となっている。 ・関連文書の見直しが適確に実施されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -関連文書の見直し手続きに関する規程 -新増設等の場合の運転マニュアル、Ｐ＆ＩＤ、機器台帳等の見直し実績

案

（６）　事業所内で発生した事故その他危険な状態の原因を究明すること。	・事故その他危険な状態の定義が明確になっている。 ・事故その他危険な状態の原因究明、再発防止対策等の検討体制及び対策の実施体制が明確になっている。	・要件を満足することを示した説明文書
ハ　管理担当組織の長の資格 各管理担当組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。	・左記の要求事項のとおり。	・管理担当組織の長が（１）又は（２）の要件を満たしていることを示した説明文書
（１）　経験十年以上（本社又は事業所等における管理担当組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者（冷凍保安規則別表第三又は別表第四の適用を受ける認定高度保安実施者にあっては、第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状を有している者、コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者が同令第三十四条第一項に定める特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあっては、甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状を有している者に限る。）		
（２）　（１）に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者		
二　保安管理を担当する組織に関する事項 イ　保安管理を担当する組織の体制 （１）　保安管理を担当する組織の意見を設備管理及び運転管理に十分に反映する体制を整備すること。	・保安管理部門の意見を反映する会議体が明確となっている。	・要件を満足することを示した説明文書
（２）　最新の保安に関する技術情報、高圧ガスに係る事故情報その他の社内外の保安関連情報を積極的に収集し、その情報を規程・基準類の作成等に有効に活用する体制を整備すること。	・事業所の特徴を捉え、事故情報の収集及び活用を行っている。 ・事故情報のスクリーニングを適確に収集し、規程・基準類を改定している。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -保安情報収集フロー -事故情報データベース -規程・基準類改定事例
（３）　収集した事業所内外の事故情報を類似事故防止対策に活用する体制を整備すること。	・事故の直接原因及び間接原因を的確に究明し水平展開を行うなど、再発防止対策を実施している。 ・事故情報を一元管理し、全ての従業員に公開している。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -事故対策委員会規程及び議事録 -類似事故の再発防止策の実績
ロ　保安管理を担当する組織の長の役割 （１）　保安管理を担当する組織の長は、事業所の認定に関する業務を統括し、その責任者となること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -業務分掌規程等
（２）　保安管理を担当する組織の長は、事業所長に対し、必要に応じて、保安管理全般（特に保安に関する予算及び教育訓練計画）に関し意見具申すること。	・保安管理部門長が事業所の保安 に関して意見具申を行い、保安レベルの向上を図っている。	・要件を満足することを示した説明文書
ハ　保安管理を担当する組織の要件 保安管理部門に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状を有していること（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）。	・左記の要求事項のとおり。	・保安管理部門資格取得一覧表
三　運転管理を担当する組織に関する事項 イ　運転管理を担当する組織の体制 運転員の交替及び引継ぎに関する体制を整備すること。	・交代・引き継ぎの方法が明確になっている。	・要件を満足することを示した説明文書

案

ロ　運転管理を担当する組織の役割 運転状態を監視するため、高圧ガス設備について、目視又は検査機器による検査の方法を定め、かつ、当該方法により検査を行うこと。	・チェック項目を定めるなど、日常検査の方法が明確に定められている。 ・日常検査について、運転管理部門と設備管理部門の役割分担が明確になっている。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -日常検査の方針を示す資料 -検査方法、検査頻度、検査対象、検査実施者と確認者について示す文書
ハ　運転管理を担当する組織の要件 運転管理を担当する組織に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状を有していること。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
四　設備管理を担当する組織に関する事項 イ　設備管理を担当する組織の体制 （１）　運転管理を担当する組織と工事を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定事業所にあっては、工事担当部門。）との引継ぎ及び引渡しに関する体制を整備すること。	・工事の開始及び完了時における引き継ぎ及び引き渡しに係る部門間の責任の所在は明確になっている。	・要件を満足することを示した説明文書
（２）　着工手順、火気使用作業、高所作業、槽内作業その他の工事管理に関する体制を整備すること。	・着工手順、火気使用作業、高所作業、槽内作業などの工事管理体制は明確になっている。 ・工務業務を委託している場合、責任の所在を明確にしている。	・要件を満足することを示した説明文書
ロ　設備管理を担当する組織の役割 （１）　設備補修に係る計画に沿って定期的に又は現場からの要請を受けて、高圧ガス設備について、目視又は検査機器による検査の方法を定め、かつ、当該方法により検査を行うこと。	・法令で定める検査以外の自主的な検査も含めて、検査方法及び計画に関する規程・基準類が整備されている。 ・運転管理部門からの情報を設備管理部門における検査計画に適切に反映している。 ・事業所の特徴に応じた事情を踏まえた検査計画となっている。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -設備補修に係る計画に沿って設備管理部門が行う検査の考え方が明確になっている文書 -検査方法、検査頻度、検査対象、検査実施者と確認者について示す文書・補修計画等と実績を示す資料
（２）　製造施設の新設、増設、変更に当たっての材料の選択、腐食、磨耗その他の保安上特に配慮すべき事項を定めること。	・新設、増設等に当たっての配慮事項は明確であり、規程基準類が整備されている。 ・事業所の特徴に応じて配慮すべき事項が明確となっている。	・要件を満足することを示した説明文書
ハ　設備管理を担当する組織の要件 設備管理を担当する組織に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）。	・左記の要求事項のとおり。	・要件を満足することを示した説明文書
五　協力会社に関する事項 イ　作業範囲及び責任の所在に関する事項を定めること。	・事業所内部門と協力会社との責任分担が明確になっている。 ・協力会社の選定及び評価の内容や手続きが明確になっている。 ・事業所内と同様に協力会社に対しても事業所の特徴を踏まえた教育訓練が実施されている。 ・協力会社協議会活動が保安確保のために有効に活用されている。	・要件を満足することを示した説明文書
ロ　協力会社の選定に関する事項を定めること。		
ハ　協力会社従業員の教育訓練等に関する事項を定めること。		
ニ　複数の協力会社を使用する場合にあっては、当該協力会社で構成する協力会社協議会に関する事項を定めること（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）。		
ホ　協力会社に対し、保安管理システムに関する手順及び要求事項を伝達すること。		・協力会社に対し、協力会社に関連する部分の保安管理システムに関する手順及び要求事項を伝達していることを示した説明文書
ヘ　その他協力会社の管理に関する事項を定めること。		・要件を満足することを示した説明文書

案

六　機器の寿命管理に関する事項 イ　文献、保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の記録の解析及び評価結果を踏まえて、機器ごとの劣化の要因、摩耗の傾向等を確実に把握した適切な寿命管理を行うこと。	・機器の寿命管理は、次のことを配慮している。 ①　網羅性は確保されている。 ②　予見性が充実している。 ③　管理性は適切である。 ・運転条件の変更等を考慮して、機器の寿命を見直している。 ・機器の特徴を考慮し、タイムベース、コンディションベース、リスクベース等の考え方を適切に採用している。 ・連続運転のために配慮した事項は明確である。 ・連続運転期間中は個別設備ごとに対応が明確になっている。 ・寿命管理の結果を補修の要否に活用している。 ・設備改善の箇所、改善内容、改善理由が明確になっている。	・寿命管理についての基本的考え方を示した説明文書
ロ　イの寿命管理の結果を次に掲げる事項に活用すること。 （１）　連続運転期間に応じた適切な設備改善		・具体的な改善箇所、理由、過去の改善実績（効果等を含む。）を示した説明文書
（２）　補修の要否		・補修要否についての考え方（判定基準等を含む。）を示す説明文書 ・機器の寿命管理の対象を明確に示す文書
七　開放検査体制に関する事項 イ　開放検査の周期又は時期の設定方法に関する事項を定めること。	・腐食、劣化損傷の状態を踏まえて開放検査の方法等を見直している。 ・運転条件、開放検査結果、事故事例等に基づき関係部門が協議し、開放検査周期等を適切に見直している。 ・機器の更新時期に関する判断基準は明確となっている。	・開放検査の周期又は時期の設定方法の詳細について示した説明文書
ロ　開放検査方法に関する事項を定めること。		・開放検査に関する具体的な検査方法を示した説明文書
ハ　各機器の取替え時期の決定に関する事項を定めること。		・各機器の取替時期等についての考え方（取替基準等を含む。）を示した説明文書
ニ　その他開放検査の実施に当たって必要な事項を定めること。		・その他開放検査実施に当たって配慮している事項について示した説明文書
八　検査記録等の活用に関する事項 保安検査等の記録、保全記録、運転記録その他の検査記録を総合的に解析し、必要に応じて、その解析結果を施設の新設・変更、運転管理、検査等に活用すること。	・検査記録を活用して自主的に検査範囲の拡大や検査方法の改善等を行っている。 ・記録を効率的に施設の新設・変更、運転管理、検査等に活用している。	・解析の実施体制及び活用例を示した説明文書
3　事業者は、前項に掲げる事項を文書化し、かつ、保安管理活動を行う全ての就業者に周知しなければならない。	・前項に掲げる事項について、就業者の保安管理活動に対する関与の度合い、職種・職階等に応じて、必要なレベルの情報を周知している。	・要件を満足することを示した説明文書であって例えば以下のもの -イントラネットでの周知状況
第十一条（教育訓練） 事業所は、教育訓練の必要性を明確にし、かつ、保安管理活動を行う全ての就業者に、適切な教育訓練を実施しなければならない。	・事業所は、従業員の年齢構成、人数、配置等の事業所の特徴や課題を踏まえた教育訓練を実施している。 ・事業所は、職制に応じた教育訓練を実施している。 ・事業所は、内外の事故や新たな知見等を踏まえて、教育訓練計画を見直している。 ・事業所は、事業所の特徴を踏まえた機材を活用して教育訓練を行っている。	・要件を満足することを示した説明文書 -教育訓練の方針と内容が明確になっている文書
2　事業所は、保安管理活動を行う部門又は組織において、それぞれの就業者に次に掲げる事項を周知徹底する手順を確立し、維持しなければならない。		・要件を満足することを示した説明文書
一　保安管理方針その他の保安管理システムの要求事項に適合することの重要性に関する事項		・要件を満足することを示した説明文書で例えば以下のもの
二　保安に係る情報に関する事項		・要件を満足することを示した説明文書
三　規程・基準類の遵守の徹底に関する事項		・要件を満足することを示した説明文書
四　緊急時対応訓練その他の防災訓練に関する事項		・要件を満足することを示した説明文書
五　特定要求事項の遵守に関する事項		・要件を満足することを示した説明文書

案

六　その他教育訓練全般について必要な事項		・要件を満足することを示した説明文書
3　事業所は、教育訓練用資機材を保有又は調達し、有効に活用しなければならない。		・要件を満足することを示した説明文書で例えば以下のもの -現場体験が模擬できるようにした教育訓練の資機材の内容を示す資料
第十二条（情報の連絡及び収集） 事業所は、情報の連絡及び収集に関する次に掲げる事項の手順を確立し、かつ、維持しなければならない。	・事業所内の保安管理活動を行う部門（特に各管理担当組織） ・組織間での連絡会議が開催されるなど、横断的なコミュニケーションが図られている。	
一　事業所内の保安管理活動を行う部門又は組織の間の情報の連絡	・関係官庁、近隣の事業所、地域住民等に対し、積極的に情報の提供を実施している。	・要件を満足することを示した説明文書 -事業所内の各種会議体に関する文書及び実施内容が分かる資料
二　関係官庁、保安上密接な関係を有する事業所、地域住民その他の事業所の外部に対する情報の提供及び外部からの情報の収集		・地域住民その他の事業所の外部に対する情報の提供及び外部からの情報の収集（クレーム対応を含む。）状況を示した説明文書
第十三条（保安管理システムに関する文書の作成及び管理） 事業所は、書面又は電磁的方法によって、次に掲げる情報を文書化し、かつ、維持しなければならない。	・左記の要求事項のとおり。	
一　規程・基準類の体系を記述した情報		・体系図、規程類台帳、規程類・文書保存システム等
二　保安管理システムに関する文書の所在を示す情報		
2　事業所は、保安管理システムに関する文書の作成、評価及び見直しに関する体制、責任及び手順を確立し、かつ、維持しなければならない。		・保安管理システムに関する文書の作成、評価、見直し手順を示した説明文書
3　事業所は、文書を読みやすく作成し、かつ、文書の作成又は見直しが行われた日付を容易に識別できるよう、適切な順序により所定の期間保管しなければならない。		・文書作成及び保存方法、文書の改訂履歴の管理方法を示した説明文書及び文書の保管期限の具体例
4　事業所は、次に掲げる事項を確実に実施するため、文書を管理する手順を確立し、かつ、維持しなければならない。		・要件を満足することを示した説明文書
一　文書の所在について、保安管理活動を行う全ての就業者が容易に了知できること。		・保安管理活動を行う全ての就業者が、関連する文書の所在（例えば協力会社であれば、協力会社に関連する文書の所在）について容易に解る体制となっていることを示した説明文書
二　文書が定期的に評価され、必要に応じて見直され、かつ、所定の責任者によって当該文書が妥当であることが承認されること。		・定期的に見直された文書が適切な責任者によって、承認されていることを示した説明文書
三　事業所の保安管理活動を行う全ての部署において、最新の規程・基準類その他の文書が利用できること。		・規程・基準類、その他文書の最新版管理状況を示した説明文書
四　効力が失われた文書は、それを作成し若しくは使用する全ての部署から速やかに廃棄され、又は誤った使用を防止する措置がとられること。		・失効文書の廃棄方法及び旧版文書の管理方法を示した説明文書
五　効力が失われた場合にあっても保管の必要がある文書は、その旨が適切に表示されていること。		・要件を満足することを示した説明文書

原案

第十四条（記録） 事業所は、書面又は電磁的方法によって、次に掲げる事項を含む保安に関する記録を維持し及び廃棄するための手順を確立し、かつ、維持しなければならない。 一　保安検査その他の検査の記録 二　機器ごとの保全記録 三　運転記録 四　教育・訓練の記録 五　監査及び見直しの結果の記録	・左記の要求事項のとおり。	・第一～五号に掲げる記録の管理方法を示した説明文書
2　事業所は、保安に関する記録を読みやすく、容易に検索でき、かつ、損傷、劣化又は紛失を防ぐ方法で保管し、維持しなければならない。		・具体的な記録管理状況及び保存期間等を示した説明文書
3　事業所は、保安に関する記録の所定の保管期限を定め、かつ、当該期間を記録しなければならない。		
4　事業所は、保安に関する記録を保安管理システムの要求事項に適合していることを証明する手段として作成し、かつ、維持しなければならない。		
第十五条（緊急事態への準備及び対応） 事業所は、緊急事態を想定し、それが保安に与える影響を予防し又は緩和するための手順を確立し、かつ、維持しなければならない。	・緊急事態の定義は明確になっている。 ・想定している緊急事態（夜間、休日等に発生する場合を含む）に応じて、事前に可能な範囲で保安に与える影響を軽減するための対策を講じているとともに、緊急事態が発生した際の初動体制や影響を軽減するための対応が明確となっている。 ・定期的な訓練の実施により、緊急事態への対応方法が事業所内で共有されている。	・緊急事態が発生した場合の体制の評価、見直し手順の概略を示した説明文書及び評価、見直しを実施した場合の具体例
2　事業所は、緊急事態の解除後には、緊急事態への準備及び対応の手順を評価し、かつ、必要に応じて見直さなければならない。		
3　事業所は、緊急時対応訓練を定期的に実施しなければならない。		・訓練計画、実施実績等を示した説明文書
4　事業所は、防災管理に関する次に掲げる事項を含む規程・基準類を整備し、かつ、防災管理を適切に実施する体制を明確にしなければならない。		・防災管理に対して第一号～第九号に関する説明文書
一　災害対策本部（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）及び事業所内外に対応する防災組織の設置に関する事項		
二　防災体制が確立されるまでの応急措置（夜間、休日等における対応を含む。）に関する事項		
三　各種防災設備の整備、維持管理に関する事項		
四　緊急停止に関する事項		
五　関係官庁及び保安上密接な関係を有する事業所に対する緊急時即時通報連絡体制に関する事項		
六　夜間、休日等の緊急呼出し体制（協力会社の従業員の緊急呼出し体制を含む。）に関する事項		

素案

七　保安上密接な関係を有する事業所との相互応援に関する協定の締結、並びにそれに伴う定期的な訓練及び情報交換に関する事項（コンビナート等保安規則別表第九又は別表第十の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）		
八　導管に係る災害の防止に関する事項（液化石油ガス保安規則別表第五、一般高圧ガス保安規則別表第五又はコンビナート等保安規則別表第九若しくは別表第十の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）		
九　その他防災管理に関する事項		
５　事業所は、冷凍保安規則第七条第一項第五号、液化石油ガス保安規則第六条第一項第二十号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十七号又はコンビナート等保安規則第五条第一項第二十四号の経済産業大臣が定める耐震設計の基準を踏まえ、適切な対策を実施しなければならない。	・既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について（平成２６年５月２１日付け20140519商局第1号）等の通知文書の対象となる既存の設備等に対して、耐震性向上のための対策として、耐震性能の評価を行っているか、速やかに評価を行う予定となっている。	・耐震対策に関する説明文書

案

第五章　評価及び監査		
法令の要求事項	**評価の視点**	**事業所からの申請書類又は現地で確認する書類**
第十六条（実施状況の調査及び評価） 事業所は、日常的又は定期的に保安管理活動の実施状況を調査及び評価するための手順を確立し、文書化し、かつ、維持しなければならない。	・事業所は、保安管理活動の実施状況を、指標を用いて測定し、その測定結果から現在の実施状況がどの程度進んでいるかを分析・判定している。 ・事業所の特徴に応じて、定性的又は定量的な評価指標が分かり易く設定され、測定可能なものになっている。 ・事業所は、保安管理活動を評価するために収集されている資料や情報が一覧できる形で纏めているほか、保安管理活動に関する資料や情報を定期的に更新するなど、当該調査及び評価を適切に実施できるように必要な情報が確実に収集される体制を構築している。	・調査・評価の手順を示した説明文書及び規程類
2　事業所は、前項の調査及び評価を行うに当たって、次に掲げる事項を定めなければならない。 一　事業所の必要に応じた定性的又は定量的な評価指標 二　保安管理目標の達成度		・評価指標の具体例及び保安管理目標の達成度の調査及び評価について示した説明文書
三　保安管理計画を実施及び運用するための規程・基準類並びに特定要求事項を遵守していることを確認する手段		・規程・基準類及び特定要求事項を遵守していることを確認するための方法を示した説明文書
四　是正措置の必要性及び妥当性に係る判断の根拠となる調査及び評価の記録を作成する手段		・是正措置及び予防措置の必要性とその妥当性を判断した根拠を記録する方法を示した説明文書
3　事業所は、第一項の調査及び評価を適切に行うために必要な情報を確実に収集しなければならない。		・評価及び調査を適切に実施するために必要な情報の収集について示した説明文書
第十七条（保安管理システムの監査） 事業所は、監査を効果的に行うため、実施すべき監査の計画及び手順を確立し、文書化し、かつ、維持しなければならない。この場合においては、複数の監査の計画を策定することを妨げない。	・事業所は、保安管理活動及びそれに関連する結果が保安管理システムに適合しているかどうか、保安管理システム全体が効果的に働いているかどうかを事業所内部で客観的に判断するための監査を行っている。 ・第十六条の調査及び評価を踏まえた監査計画が策定されている。	・監査計画が保安上の重要性と前回の監査結果を踏まえて作成されていることを示した説明文書及び監査方法を示した説明文書
2　事業所は、保安管理活動の保安上の重要性及び前回の監査の結果を踏まえて、次に掲げる事項を含む監査の計画を策定しなければならない。 一　監査の対象範囲及び方法その他監査の手順に関する事項 二　監査の結果を事業所長及び本社に報告するための体制に関する事項 三　監査の実施の責任の所在に関する事項		・監査計画の例及び事業所長及び本社に監査結果を報告していることを示した説明文書
3　事業所は、監査の計画に従って、監査を一年に一回以上実施しなければならない。		・監査実績又は監査記録の具体例
4　事業所は、監査を適切に実施するために必要な情報を確実に収集しなければならない。		・監査を適切に実施するために必要な情報の収集について示した説明文書

案

第六章　是正及び見直し		
法令の要求事項	**評価の視点**	**事業所からの申請書類又は現地で確認する書類**
第十八条（不適合の調査及び是正措置） 事業所は、保安管理活動の実施状況の調査及び評価を踏まえ、不適合を明らかにし、当該不適合による保安への影響を緩和するための措置を実施しなければならない。	・事業所は保安管理活動の実施状況の調査及び評価を踏まえて不適合を明らかにし、保安に与える影響を緩和するため、必要に応じて規程・基準類の見直しを行うなど、予防措置及び是正措置を適切に実施している。	・不適合の調査、緩和措置、是正措置及び予防措置の実施方法を示した説明文書、規程類又は具体例
2　事業所は、前項の不適合を是正する措置を実施しなければならない。		
3　事業所は、前二項の措置を実施する責任及び権限を定める手順を確立し、文書化し、かつ、維持しなければならない。		・不適合の調査、緩和措置、是正措置及び予防措置の実施に伴う責任及び権限について示した説明文書及び規程・基準類 又は具体例
4　事業所は、必要に応じて、是正措置に係る規程・基準類の見直しを行い、かつ、記録しなければならない。		・是正措置及び予防措置に伴い、見直した規程・基準類又は具体例
5　事業所は、不適合の調査及び是正措置を適切に実施するために必要な情報を確実に収集しなければならない。		・不適合の調査並びに是正措置及び予防措置を適切に実施するために必要な情報の収集について示した説明文書
第十九条（事業所長による見直し） 事業所長は、保安管理システムが適切かつ確実に機能するよう、一年に一回以上保安管理システムの評価を行うとともに、当該評価及び監査の結果、周囲の状況の変化等を踏まえ、必要に応じて、保安管理方針その他の保安管理システムの要素を見直さなければならない。	・事業所長による年に１回以上の評価と見直しの手順が定められ、事業所所長に必要な情報が提供され、必要に応じて保安管理システムの見直しが適切に実施されている。	・事業所長による見直しの方法を示した説明文書及び見直し等の具体例
2　事業所は、事業所長による評価及び見直しの過程を確立し、文書化し、かつ、維持しなければならない。		
3　事業所は、事業所長による評価及び見直しを適切に実施するために必要な情報を確実に収集しなければならない。		・事業所長の評価及び見直しに必要な情報の収集について示した説明文書

案

高圧ガス保安法　新認定制度　審査基準（案）（A認定上乗せの要件）

※２０２３年７月３日時点

【コンビナート等保安規則　第四十九条の七の三第四項】					
法令の要求事項	判断の視点　※通達に規定することを予定		解釈　※通達に規定することを予定	評価の視点	事業所からの申請書類又は現地で確認する書類
	項目	詳細事項			
令第十条の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な情報通信技術は、先端的な情報通信技術であつて、製造設備の運転時の状態等に関する情報を収集して、当該収集した情報を分析し、保安を確保するために作業員が行うべき判断を具体的に提示すること等によって、作業員の判断を補助する機能を有するものをいう。			(1)先端的な情報通信技術とは、AI・ビッグデータ等を活用し運転時のプロセスデータから異常を早期に検知し作業員の判断を補助・代替するなど、人の意思決定を補助・代替する技術等をいう。	・先端的な情報通信技術が導入されている。 ・なお、初回申請時においては、先端的な情報通信技術導入に向けた計画案を確認する。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -先端的な情報通信技術の導入状況（又は導入計画）

【コンビナート等保安規則　第四十九条の七の三第三項】					
法令の要求事項	判断の視点　※通達に規定することを予定		解釈　※通達に規定することを予定	評価の視点	事業所からの申請書類又は現地で確認する書類
	項目	詳細事項			
一　危険源の特定及び評価を実施し、その結果に基づき、当該危険源による保安への影響を軽減するための措置を網羅的に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。	1 高度な人材の確保	イ 多様な立場からの関与 (1) 保安管理組織、設備管理組織及び運転管理組織のそれぞれから適切に参加していること	(1-1) リスクマネジメントの体制が定められ、保安管理組織、設備管理組織及び運転管理組織のそれぞれから適切に参加し、合議していること (1-2) リスクランクに応じて、承認者を明確化していること	・リスクアセスメントの実施体制が明確になっている。 ・リスクアセスメントにおいて、保安管理組織、設備管理組織及び運転管理組織が参加する実施プロセス及びその役割が明確になっている。 ・リスクアセスメント結果及びリスク低減策について、リスクランクに応じた承認者が明確になっている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -リスクアセスメントの実施体制 （実施者、リスクランクごとの承認者を含む）
		ロ 有資格者の参加 (1) 適切に自社内の資格制度を構築、外部の資格制度の活用又はこれらと同等の取組を実施していること	(1) 必要な知識及び経験を明確に規定した自社内の資格制度の構築、外部の資格制度の活用又はこれらと同等の取組を実施していること	＜社内資格＞ ・資格者に必要な知識及び経験が明確になっている。 ・資格取得のための養成カリキュラムにリスクアセスメントに関する専門知識、実施方法等が明確になっている。 ・各資格の取得基準が明確になっている。 ＜社外資格＞ ・必要な社外資格が明確になっている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -リスクアセスメントに係る社内外の資格の活用状況及び資格取得者数
	2 高度なリスクの抽出	イ 非定常時の作業、工程及び運転等を含めたリスクアセスメントの実施 (1) 非定常時の作業、工程及び運転等を含めたリスクアセスメントを主要な設備に対して適切に実施していること	(1) 非定常時のリスクアセスメントについて、実施する対象を適切に選定した上で実施しており、継続的改善を行っていること	・非定常時の作業、工程、運転等のリスクアセスメントを実施する対象が明確になっている。 ・非定常時のリスクアセスメントの対象は、リスク評価の重大性等を考慮して決定している。 　例）想定される非定常時に対して、オペレーターによる緊急時操作や保安設備による自動停止の不備などが重大災害になりうる可能性を考慮して、リスク評価を計画、実施している。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -非定常時のリスクアセスメントの対象施設一覧 -非定常時のリスクアセスメントの実施結果

案

高圧ガス保安法　新認定制度　審査基準（案）（A認定上乗せの要件）

※２０２３年７月３日時点

法令の要求事項	判断の視点　※通達に規定することを予定		解釈　※通達に規定することを予定	評価の視点	事業所からの申請書類又は現地で確認する書類
	項目	詳細事項			
		ロ 新たな危険源の特定のための適切な見直し (1) 危険源の抽出は、適切に定期的見直しを行っていること (2) リスクアセスメントの見直しの際に、新たな有資格者を加える等、リスク抽出の工夫を適切にしていること	(1) 定常及び非定常を含む事業所全体の活動を捉えた危険源を抽出し、適切に定期的見直しを行っていること (2) リスクアセスメントの見直しの際に、新たな有資格者を加える等のリスク抽出の工夫を適切にし、継続的改善を行っていること	・各リスクアセスメントの実施計画、又は規程等に、具体的に見直す時期やインターバル等が明確になっている。 ・見直しの実施体制・方法が明確になっているとともに、新たなリスク抽出のための工夫が行われている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -危険源の抽出に関しての見直し状況（リスク抽出のための工夫を含む）
		ハ 設備変更に係る成熟した評価の実施 (1) 変更管理におけるリスクアセスメントについて、内部組織における第三者による確認を適切に実施していること	(1-1) 設備変更を含め変更管理の対象が明確であり、対象ごとにリスクアセスメントを実施し、リスク低減対策等の継続的改善を適切に行っていること (1-2) リスクアセスメントは、リスクアセスメント当事者以外の内部組織における第三者による確認を実施していること	・変更管理の対象が明確になっており、変更管理におけるリスクアセスメントが実施され、リスクレベルに応じたリスク低減策が実行されている。 ・変更管理のレベル、リスクレベルに応じた承認体制が明確になっている。 ・リスクアセスメント当事者以外の内部組織の第三者による確認が明確になっているとともに、実行されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -変更管理の対象及びリスク低減対策の実施状況（第三者による確認を含む）
	3 高度なリスク低減	イ 達成すべきレベルまでの適切なリスク低減対策 (1) 達成すべきリスク基準を明確にし、必要なリスク低減対策を適切に実施していること	(1) 許容可能なリスクについて達成すべきリスク基準を明確にし、必要なリスク低減対策を実施し、継続的改善を行っていること	・リスクレベルに応じたリスク管理の方法（リスク低減策を含むリスクの管理方法、承認者など）が明確になっている。 ・事業所内外の事故情報等を踏まえたリスク低減策の再評価及び見直しが行われている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -許容リスクなどを定めた基準 -リスクレベルに応じたリスク低減対策の実施状況
		(2) 結果を他部署とも共有し、各部署が適切なリスク低減対策を実施していること	(2) リスクアセスメント結果を他部署に共有し、各部署で水平展開を図り、適切なリスク低減対策を実施していること。また、継続的改善を行っていること	・リスクアセスメント結果が他部署と情報共有されている。 ・共有されたリスクアセスメント結果を踏まえ、各部署におけるリスク低減策の見直し等が行われている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -リスクアセスメント結果の共有や水平展開事例
		(3) リスク低減対策について不足した点がないこと	(3) リスク低減対策及び対策後のリスクの重大性について、評価及び承認する仕組みがあるなど、リスク低減対策について不足した点がないことを確認する仕組みがあり、継続的改善を行っていること	・リスク低減対策及び対策後のリスクが、評価・承認プロセスに則り、評価・承認されている。 ・リスクアセスメントについて、リスク評価の重大性に応じて、リスク低減策に不足した点がないことを確認し、見直しが実施されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -リスク低減対策及び対策後のリスクランクの評価及び承認結果
二　従業員等の教育及び訓練を高度に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。	1 高度な緊急時対応訓練	イ より実践的な訓練 (1) 消防技能訓練等の緊急事態を想定した実践的な訓練を実施していること	(1) 緊急事態を想定した消防技能訓練等の実践的な消火活動訓練等を計画し、適切に実施していること	・火炎を実際に消火する消火訓練、泡消火の実践訓練、水噴霧効果体感訓練、輻射熱体感訓練などを計画的に実施している、又は、計画的に参加させている。 ・シナリオレス訓練など、より実践的な訓練を実施している。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -緊急時対応訓練の計画、訓練結果
		(2) 防消火の指針及び考え方並びに想定リスクシナリオ等を保有しており、これらに基づいた適切な訓練を実施していること	(2-1) 事業所の施設等に応じた防消火の指針及び考え方並びに想定リスクシナリオ等があり、これらに基づいた適切な訓練を実施していること (2-2) 実施結果について評価し、継続的改善を行っていること	・事業者の施設、取扱い物質に応じたリスクシナリオが策定されている。 ・事故が発生した場合のリスクの軽減のための計画が制定され、これらに基づいて定期的に緊急時訓練を実施している。 ・訓練結果について、評価を行い、課題、問題点等について適切に改善が実施されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -防消火の指針及び想定リスクシナリオ -上記に基づく訓練結果

案

高圧ガス保安法　新認定制度　審査基準（案）（A認定上乗せの要件）

※２０２３年７月３日時点

法令の要求事項	判断の視点　※通達に規定することを予定		解釈　※通達に規定することを予定	評価の視点	事業所からの申請書類又は現地で確認する書類
	項目	詳細事項			
	2 高度なリスクアセスメント教育	イ リスクアセスメントの事例紹介と実践 (1) リスクアセスメント教育を適切に実施していること (2) リスクアセスメントの基礎講座、事例紹介及び実践講座等を通して、事業所内で適切にリスクアセスメントを実施できる人材を適切に育成していること	(1-1) リスクアセスメント教育のカリキュラム及び実施計画を作定し、それに基づき適切に実施していること (1-2) 実施計画に資格制度又はこれと同等以上の取組の位置づけを明確にしていること (2) リスクアセスメントの基礎講座、事例紹介及び実践講座等のリスクアセスメント教育の結果を評価し、継続的改善を行い、適切にリスクアセスメントを実施できる人材を適切に育成していること	・リスクアセスメント教育のカリキュラム及び実施計画が策定されている。 ・カリキュラムには、基礎講座、事例紹介、実践講座等が含まれている。 ・リスクアセスメント教育の中に社内資格等が明確に位置づけられている。 ・リスクアセスメント教育の結果が評価され、受講者、カリキュラムの内容などのフォロー、見直しが実施されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -リスクアセスメント教育のカリキュラム及び実施計画 -リスクアセスメント教育実施結果及び評価
	3 高度なエンジニア教育及び技術伝承	イ 問題解決教育及び事故事例教育等による若手エンジニアの教育並びに資格制度の構築 (1) 熟練従業員の引退又は人事異動等に伴う保安力の低下を防ぐために、エンジニア育成及び技術伝承等の適切な教育を実施していること (2) 問題解決教育及び事故事例教育等を適切に実施していること	(1)(2) 熟練従業員の引退又は人事異動等に伴う保安力の低下を防ぐため、職務のミッション並びにそれに必要な能力及び技術を明確にし、事業所の人材構成に応じたエンジニア育成及び技術伝承等の教育カリキュラム（問題解決教育及び事故事例教育等を含む。）及び計画を作成し、適切に実施していること	・職務のミッション、必要な能力及び技術を明確にしたスキルマップやコンピテンシーマップなどが作成されている。 ・技術伝承等の教育カリキュラムを明確にするとともに、計画・実施している。 ・問題解決教育及び事故事例教育等にかかる専門知識、教育カリキュラムを明確にするとともに、エンジニア教育を計画・実施している。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -エンジニア育成及び技術伝承等の教育カリキュラム（問題解決教育及び事故事例教育等を含む。）及び計画
		(3) 若手エンジニアを適切に育成していること	(3) 入社 10 年目程度までの若手に着目したエンジニア教育計画を作成するとともに、教育の実施及び結果の評価を行い、エンジニアを適切に育成していること	・３管理部門（保安管理、運転管理、設備管理）等において若手エンジニア教育計画を作成されている。 ・教育を実施するとともに、結果の評価を行い、受講者やカリキュラムの内容などのフォロー、見直し等が実施されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -若手エンジニアの教育計画及び教育実施結果
		(4) 技術伝承について、資格制度の構築など熟練従業員が責任をもって取り組む姿勢を明確にしていること	(4) 熟練従業員の教育訓練における役割（技術伝承を含む。）及び位置づけを教育計画等の中で明確にしていること	・熟練従業員が教育訓練において資格制度（マスター社員制度など）、講師、技術指導など役割、位置づけが明確にされている。 ・教育計画において技術伝承に関する教育が明確になっている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -技術伝承に関する教育計画
		ロ 個人ごとの教育計画による技術伝承 (1) 個人の必要能力に応じた教育計画を作成するなど、必要に応じた教育を実施していること	(1-1) 事業所の特性に応じた運転及び設備管理等の業務に必要な能力を明確にし、人材育成のための個人の必要能力に応じた教育計画を作成しており、適切に実施していること (1-2) 実施結果の評価を行い、継続的改善を行っていること	・運転管理、設備管理など必要な力量（知識、技術など）が明確になったスキルマップなどが作成されている。 ・個人ごとに教育計画が作成され、実施されている。 ・教育実施結果が評価され、適切にフォローが実施されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -業務に応じた必要な力量を示したスキルマップ -個人の必要能力に応じた教育計画 -上記に基づく教育実施結果
	4 高度な体感教育	イ 実習プラント教育又は危険体感等の実施 (1) 実習プラント又は危険体感等を適切に実施していること	(1) 事業所の運営状況を踏まえ、自社所有又は外部の模擬プラント等による実習プラント教育又は危険体感教育等を適切に実施していること。	・模擬プラント等による実習プラント教育又は危険体感教育等を計画的に実施している。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -模擬プランによる実習プラント教育実施結果 -危険体感訓練等の教育実施結果

案

高圧ガス保安法　新認定制度　審査基準（案）（A認定上乗せの要件）

※２０２３年７月３日時点

法令の要求事項	判断の視点　※通達に規定することを予定		解釈　※通達に規定することを予定	評価の視点	事業所からの申請書類又は現地で確認する書類
	項目	詳細事項			
三　第三者の専門的な知見を適切に活用する体制を整備しており、かつ、適切に活用していること。	1 第三者の専門的な知見の活用	イ 特定非営利活動法人安全工学会等の社外の第三者機関による保安力評価及びその結果の公表 (1) 特定非営利活動法人安全工学会等の第三者機関の評価を受け、助言内容を踏まえて、適切に改善策を実施し、対応状況等の結果を公表していること (2) リスクアセスメントに関しても評価を受けていること	(1)(2) 安全管理及びリスクアセスメントの知見を有する特定非営利活動法人安全工学会等の社外の第三者機関により、事業所の保安管理システム（リスクアセスメントを含む）の運用及び実施状況について評価を受け、その助言内容及び評価を踏まえ、適切に継続的改善が行われていること (1)(2) 対応状況等及び保安管理システムの概況について、ホームページ又は CSR レポート等を利用して公表していること	・保安管理システム（リスクアセスメントを含む）の運用及び実施状況について第三者機関の評価を受けている。 ※事業所全体でなくとも可 ・評価結果、対応状況等がＨＰなどで公表されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -第三者機関による保安管理システムの運用及び実施状況に関する評価結果及び評価結果を踏まえた対応 -上記のHP等における公表の状況
		ロ 教育機会の提供又は良好事例の展開 (1) 教育の機会の提供又は先端的な情報通信技術等について良好事例として他事業所に展開するなどの、自らが模範となる取組	(1) 教育の機会の提供又は先端的な情報通信技術等に関する取組について良好事例として自社内の他事業所へ展開するとともに、ホームページ又は外部での講演会等で積極的に情報発信していること	・新技術などの取り組みなどを他事業所へ展開している。 ・外部講演会、学会誌、業界誌などで積極的に情報発信している。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -良好事例の他事業所への展開状況 -上記に関する積極的な情報発信状況
四　連続運転期間（運転を停止して行つた前回の保安検査の日から運転停止をして行う次回の保安検査の日までの期間をいう。）及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備しており、かつ、適切に評価していること。	1 保安検査体制	イ 適切に連続運転期間等を評価できる体制の整備 (1) 容器及び配管等の静機器の保安体制に関して ① KHK/PAJ/JPCA S0851(2022)に規定する FFS組織又はこれと同等な組織を設置すること ② 設定した保安検査の方法及び保安検査期間の評価者及び承認者が一般社団法人日本高圧力技術協会の設備等リスクマネジメント技術者資格又はこれと同等な資格を有する者がいること	(1)～(4)次に掲げる体制を満たすこと。 (ⅰ)自主的に保安検査の方法、保安検査及び連続運転期間等を適切に設定するための組織を設置しているとともに、責任者、承認者及び設定者を選任していること	・自主的に保安検査の方法、保安検査及び連続運転期間等を適切に設定するための組織が明確に規定され、設置されている。 ・責任者、承認者及び設定者の必要な能力及び経験等が明確になっている。 ・保安検査の方法及び連続運転期間の設定が、設備に応じた責任者、承認者及び設定者により適切に運用されている。 ・容器及び配管等の静機器の余寿命評価と開放検査時期の設定がＦＦＳ組織又はこれと同等な組織により適切に運用されている。 ・（社内資格を活用する場合）外部資格と同じ内容のカリキュラムが策定され、資格認定の合格基準（必要な業務経験を含む）が明確になっている。 ・（社内資格を活用する場合の）設定が、設備に応じた責任者、承認者及び設定者により適切に運用されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -連続運転期間等を評価する体制（組織、責任者、承認者及び設定者を含む）
		(2) 圧縮機及びポンプ等の動機器の保安体制に関して ① 運転期間に応じて適切に予備機を配置していること ② 機械保全技能士、JPI 設備維持管理士又はこれらと同等な資格を有する者がいること	(ⅱ)(ⅰ)の責任者、承認者及び設定者のそれぞれに必要な能力及び経験等を明確に定め、その内容が適切であること		・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの -責任者、承認者及び設定者に必要な能力及び経験等

案

高圧ガス保安法　新認定制度　審査基準（案）（A認定上乗せの要件）

※２０２３年７月３日時点

法令の要求事項	判断の視点　※通達に規定することを予定		解釈　※通達に規定することを予定	評価の視点	事業所からの申請書類又は現地で確認する書類
	項目	詳細事項			
		(3) 電気計装の保安体制に関して 電気主任技術者又は公益社団法人石油学会の設備維持管理士等の有資格者がいるなど、適切に寿命評価を行える体制になっていること (4) 安全装置及びインターロック等の保安防災設備並びに導管など保安検査対象となるその他の設備全般の保安体制に関して ① 運転期間に応じた適切な改善が図られていること ② 技術士等適切に検査を定める能力を有する者がいること	(ⅲ) 承認者及び設定者については、以下の①から④までの場合に応じて、それぞれに規定する資格を有する者であること ① 容器及び配管等の静機器の保安検査の実施方法を定める場合は、一般社団法人日本高圧力技術協会の設備等リスクマネジメント技術者資格又はこれと同等な資格を有する者であること ② 圧縮機及びポンプ等の動機器の保安検査の実施方法を定める場合は、機械保全技能士、公益社団法人石油学会の設備維持管理士又はこれらと同等の資格を有する者であること ③ 電気計装の保安検査の実施方法を定める場合は、電気主任技術者、公益社団法人石油学会の設備維持管理士又はこれと同等な資格を有する者であること ④ 安全装置又はインターロックなど保安防災設備、導管など保安検査対象となるその他の設備全般の保安検査の実施方法を定める場合は、技術士等適切に検査を定める能力を有する者であること		・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの －承認者及び設定者の資格保有状況
			(ⅳ) 容器及び配管等の静機器の余寿命評価と開放検査時期を適切に設定するため、KHK/PAJ/JPCA S0851(2022)に規定される FFS組織又はこれと同等な組織を設置し、適切に実施していること (ⅴ)(ⅰ)及び(ⅳ)の組織は、既存の組織を活用することができるものとする (ⅵ)(ⅰ)及び(ⅳ)の組織については、それぞれの組織に必要な能力を有している場合は、同一の組織でもよいものとする (ⅶ)(ⅰ)及び(ⅳ)の組織の責任者、承認者及び設定者は、他の検査手法、余寿命評価及び開放検査時期に係る責任者、承認者又は設定者を兼任することができるものとする (ⅷ)(ⅰ)及び(ⅱ)の組織及び手順等について、適切に文書化していること (ⅸ) 保安検査及び検査管理の実施は、一般則別表第五、液石則別表第五、又はコンビ則別表第七若しくは別表第八に規定する認定保安検査実施者の認定の基準どおり検査組織及び検査管理組織が保安検査及び検査管理を実施していること		・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの －余寿命評価と開放検査時期の設定するための組織体制
	2 長期開放検査周期設定の評価体制（対象損傷がKHK/PAJ/JPCAS 0851(2022)で規定する減肉であっ	イ KHK/PAJ/JPCA S 0851(2022)に加え、次の(1)から(5)までを実施できる体制の整備 (1) 供用中の腐食環境の変化を常時又は定期に監視すること	(1) 腐食環境ごとに監視項目（温度、流体成分濃度、pH等）、監視方法（温度計、ガスクロ分析等）、監視頻度等を定め、常時又は定期に設備の腐食環境を監視すること	・腐食環境ごとに監視項目、監視方法、監視頻度等が適切に定められている。 ・対象設備の選定の条件、手順が適切に定められている。 ・腐食環境の変化及び減肉速度の変化が発生した場合の処置等に関することが適切に定められている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの －腐食環境の監視項目及び監視状況

高圧ガス保安法　新認定制度　審査基準（案）（A認定上乗せの要件）

※２０２３年７月３日時点

法令の要求事項	判断の視点　※通達に規定することを予定		解釈　※通達に規定することを予定	評価の視点	事業所からの申請書類又は現地で確認する書類
	項目	詳細事項			
	て、開放検査の次回検査を余寿命に0.5（検査時期設定係数）を乗じて得られる期間内に行おうとする者に限る。）	(2) 損傷の分類、検査点の選定を適切に行うために必要な長期的な運転実績及び開放検査実績を有していること		・腐食環境及び機器の特徴等を考慮し、損傷の分類、検査点の選定に必要な長期的な運転実績、開放検査実績に関する考え方が適切に定められている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの －損傷の分類等を行うための運転実績及び開放検査実績
		(3) 検査の計画、実施、評価、判定及び判定後の措置等（以下「供用適性評価」という。）に係る業務を自社内で確実に行うための体制を構築すること	(3) KHK/PAJ/JPCA S0851(2022)の「７．基準適用のための運用体制」における評価区分Ⅱの体制又は同等以上の体制を構築し、供用適性評価を適切に実施すること	・KHK/PAJ/JPCA S 0851(2022)の「７．基準適用のための運用体制」における評価区分Ⅱの体制又は同等以上の体制が適切に構築され、開放検査の次回検査時期（長期）の設定が適切に実施されている。 ・腐食環境の変化、減肉速度の変化、開放検査結果、運転条件の変化、事故事例等に基づき、供用適性評価を実施し、必要に応じて適切に開放検査周期、監視項目、監視方法、監視頻度等を見直されている。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの －供用適性評価を行うための体制 －腐食環境の変化等に応じた供用適性評価の実施及び検査周期等の見直し結果
		(4) 供用適性評価の結果に対して、本社の保安管理を担当する組織を主体とした監査を行い、保安対策本部等にその監査結果を報告すること	(4) 本社の保安管理を担当する組織は供用適性評価が適切に実施されているかどうかについて年に1回以上監査を行い、保安対策本部等にその監査結果を報告すること	・本社保安管理組織が供用適性評価の結果を適切に監査し、必要に応じて指摘・改善を指示している。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの －供用適性評価に関する本社の監査結果
		(5) 供用適性評価に係る業務を確実に実施するため、必要な基準類を整備し、活用すること	(5) 供用適性評価に係る業務を確実に実施するため、次に掲げる事項を明確に定め、文書化し、活用すること ① 対象設備の選定の条件・手順に関すること ② 開放検査の次回検査時期の設定に関すること ③ 腐食環境の変化の監視に関すること ④ 腐食環境の変化及び減肉速度の変化が発生した場合の処置、再評価等に関すること ⑤ 供用適性評価の結果に対する監査に関すること ⑥ その他必要な基準類		

※石油連盟・石化協ガイドラインは会員限りとされており、対外秘となっている。

認定要件４（サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応）の審査基準（案）　※２０２３年７月３日時点の案

通達において規定し公開予定							
審査基準（案）				重要インフラ事業者(※)である認定事業者　（指針やガイドラインの改訂に応じて随時見直すことを予定）			重要インフラ事業者ではない認定事業者（ガイドラインの改訂に応じて随時見直すことを予定）
省令の要求事項	審議会資料における要求事項	事業者からの申請書類又は現地で確認する書類	評価の視点	【参考】重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針（第五版）2018年4月策定、2019年5月改定	石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第5版） 2020年3月【石油連盟会員限り】	石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準（第2版） 2019年5月【石化協会員限り】	工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン Ver 1.0 2022年11月16日
サイバーセキュリティの確保に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行つていること。	1　生産管理システム又はプラント制御システム（以下「対象システム」という。）のサイバーセキュリティ対策に係る計画の策定及び体制の構築（Plan） ①対象システムを含むサイバーセキュリティ対策に係る基本方針が明確に定められ、かつ、文書化されていること。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 -対象システムを含むサイバーセキュリティ対策の基本方針をまとめた規定 -組織規定	・以下いずれのガイドラインを参考に、対象システムを含むサイバーセキュリティ対策について、取り組む目的や方向性、関係主体からの要求事項、経営層によるコミットメント、体制、定期的な評価・見直し等を含む基本方針が定められ、文書化されている。 ・基本方針は、組織内に伝達するとともに、必要に応じて組織外の関係主体等が入手できるようにしている。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第5版） -石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準（第2版） -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン Ver 1.0	4.1.「Plan（計画）」の観点 4.1.2.「リーダーシップ」の観点 (2)情報セキュリティ方針の策定 重要インフラ事業者等は、内外に対する公式な文書として「情報セキュリティ方針」を策定する。情報セキュリティ方針の中において、重要インフラサービスを安全かつ 持続的に提供するという社会的責任を負う立場である重要インフラ事業者等が、情報 セキュリティ対策に取り組む目的や方向性を示すとともに、情報セキュリティ対策の取組に関連する関係主体等からの要求事項を満たすことや、情報セキュリティ対策の 取組の継続的な改善についての経営層によるコミットメント等を示す。情報セキュリティ方針は、組織内に伝達するとともに、必要に応じて組織外の関係 主体等が入手できるようにする。また、情報セキュリティ方針が妥当かつ有効である ことを、定期的な間隔で確認するとともに、自組織を取り巻く状況に大きな変化が発 生した場合にも確認する。	2.1「Plan（準備）」の観点 2.1.1「方針」の観点 (2) 基本方針の策定・見直し 重要インフラ防護の目的、目指す方向、情報セキュリティ対策にて守るべき対象等や、情報セキュリティへの取組姿勢を規定した基本方針を策定することが望ましい。また、基本方針の策定・見直しに係る所管組織、目的、権限、構成員、見直し要件等についても規定することが望ましい。	5.1.1.2 組織・体制及び人的資源の確保 (1)情報セキュリティ基本方針 【主旨・目的】 事業者は、情報セキュリティの確保、及び恒常的な情報セキュリティの維持及び向上を目指すため、その指針となる情報セキュリティ基本方針を策定する必要がある。 【対策項目】 ① 事業者は、プラント制御システムの情報セキュリティに関する基本方針を定め、全従業員および関連する外部関係者に公表し、通知することが必要である。 ② 事業者は、当該基本方針を定期的に評価・見直しをし、改善していくことが必要である。	3 セキュリティ対策企画・導入の進め方 3.1ステップ 1 内外要件（経営層の取組や法令等）や業務、保護対象等の整理 (1) 経営目標等の整理 自社の工場システムのセキュリティ対策に関わる経営目標（事業伸張、事業継続等）はどのようになっているか整理する。 特に、事業継続の観点では、事業継続計画（BCP）が策定されているかが重要であるため、その内容を確認する。BCP が整備されていなければ、必要に応じて担当部署とともに策定の検討を実施する (2) 外部要件の整理 自社の工場システムセキュリティ対策に関わる外部要件（セキュリティ法規制・標準規格・ガイドライン準拠、国・自治体からの要求、業界からの要求、市場・顧客からの要求、取引先からの要求、出資者からの要求等）はどのようになっているか整理する。 なお、外部要件の整理にあたって、標準規格・ガイドライン等から、セキュリティ脅威について認識する。 (3) 内部要件／状況の整理 自社の工場セキュリティに関わる内部要件（システム面、運用・管理面、維持・改善面、等）や体制が、現状どのようになっているか整理する。なお、工場のセキュリティを進めていく上での体制が不明確である場合には、この段階で考え方を整理し、セキュリティ対策を推進するための体制やルール・手順等を整備し実施計画を立案するとともに、周知・教育等を実施する。
	②対象システムのサイバーセキュリティに関するリスクを特定していること。	・要件を満足することを示した説明文書。	・以下いずれのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティに関するリスクを特定している。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第5版） -石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準（第2版） -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン Ver 1.0	4.1.3.「計画」の観点 (1)情報セキュリティリスクアセスメント 重要インフラサービスの安全かつ持続的な提供に影響を与える、情報セキュリティに係るリスクを適切に管理すべく、次のような手順によって情報セキュリティリスクアセスメントを実施する。 ① 絶えず変化する自組織を取り巻く状況及び関係主体等のニーズを踏まえ、重要インフラサービスの提供に必要な業務の範囲・水準等を明らかにするとともに、当該業務の遂行に必要な情報システム等の経営資源を特定する。また、その過程で自組織のリスクに対する態度・リスク許容度を分析する。 ② 情報システム等の経営資源に対する「情報セキュリティリスク」を特定する(リスク特定)。 ③ リスクに対する態度・リスク許容度等を考慮しつつ、「事象の結果によるサービス・業務への影響度合い」や「事象の発生可能性」等を評価軸として策定されるリスク基準を活用して、特定されたリスクの大きさを確認する(リスク分析)。 ④ 基準値以上の大きさのリスクを抽出するとともに、個別事情も考慮してリスク対応の対象とするリスクを抽出する(リスク評価)。	2.1「Plan（準備）」の観点 2.1.1「方針」の観点 (1) 抽出した課題に基づくリスク評価 「Check（確認）・Act（是正）」でのリスク分析の結果に基づき、対応が必要なリスクとその対応の優先順位付けに係る意思決定及び本ガイドラインの見直しに係る基礎情報の作成（リスク評価）を行うことが望ましい。 基礎情報をもとに、要求されるセキュリティ水準に照らしつつ、リスクの重大性、対応の実現性、リスクの保有状態からのリスクの拡大の可能性も考慮し、対応策の決定（リスク対応）を行うことが望ましい。	5.1.2.1 セキュリティリスクアセスメント 【主旨・目的】 重要インフラサービスの安全かつ持続的な提供に影響を与える、情報セキュリティに係るリスクを適切に管理すべく、次のような手順によってセキュリティリスクアセスメントを実施する必要がある。 【対策項目】 ① 絶えず変化する自組織を取り巻く状況及び関係主体等のニーズを踏まえ、重要インフラサービスの提供に必要な業務の範囲・水準等を明らかにするとともに、当該業務の遂行に必要な情報システム等の経営資源を特定する。また、その過程で自組織のリスクに対する態度・リスク許容度を分析する。 ② 情報システム等の経営資源に対する「セキュリティリスク」を特定する(リスク特定)。 ③ リスクに対する態度・リスク許容度等を考慮しつつ、「事象の結果によるサービス・業務への影響度合い」や「事象の発生可能性」等を評価軸として策定されるリスク基準を活用して、特定されたリスクの大きさを確認する(リスク分析)。 ④ 基準値以上の大きさのリスクを抽出するとともに、個別事情も考慮してリスク対応の対象とするリスクを抽出する(リスク評価)。	3 セキュリティ対策企画・導入の進め方 3.1.2 ステップ 1-2 業務の整理 工場システムが日々の業務でどのように使われているか、その業務の洗い出しを行う。 3.1.3 ステップ 1-3 業務の重要度の設定 洗い出した工場システムが使われる業務について、それぞれの業務の重要度を定める。業務の重要度は、セキュリティ対策の重要度／優先度を決定する判断材料となる。 3.1.4 ステップ 1-4 保護対象の整理 セキュリティ対策を強化すべき業務に対して、当該業務を支援／実施する工場システムの構成要素(ネットワーク、装置・機器（機能・プログラム）・データ)を洗い出し、システム構成図のモデル図を整理する。 3.1.5 ステップ 1-5 保護対象の重要度の設定 製造者／工場が重視する価値軸である事業伸張・継続(BC)の視点、安全確保(S)、品質確保(Q)、納期遵守・遅延防止(D)、コスト低減(C)の視点、それによる業務の重要性の視点から、洗い出した保護対象それぞれの重要度を明確にする。保護対象の重要度は、セキュリティ対策の優先度を決定する判断材料となる。重要度付けの考え方については、付録 C にに記載のとおり国際規格等においても考え方が示されていることから、こうした考え方も参照することが有効である。 3.1.6 ステップ 1-6 ゾーンの整理と、ゾーンと業務、保護対象の結びつけ 工場システムは業務内容や業務重要度などを考慮しつつ、同等の水準のセキュリティ対策が求められる領域として、ゾーンを設定する。また、ゾーンごとに、これまでに整理した業務、保護対象を結びつける。ゾーンを設定することにより、工場の機器やシステムを大きな括りの概念として俯瞰的に見ることが可能となり、あるゾーン内の保護対象がサイバー攻撃を受けた際、別のゾーンへ影響が及ぶことを抑止し、被害を極小化することを検討することが可能となる。 3.1.7 ステップ 1-7 ゾーンと、セキュリティ脅威による影響の整理 自社の工場システムに関わるサイバーセキュリティに関する最新の脅威18について認識した上で、こうした脅威と生産・事業への影響を勘案し、それぞれのゾーンに対して、どのようなセキュリティ脅威が想定されるのか、それによりどのような影響があるかを整理する
	2　対象システムのサイバーセキュリティ対策の実施（Do） ①対象システムのサイバーセキュリティに関して特定したリスクについて、必要に応じて、対策を講じていること。	・要件を満足することを示した説明文書。	・以下いずれのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティに関して特定したリスクについて、必要に応じて、対策を講じている。 ・サイバーセキュリティ対策は、特に高圧ガスに起因する爆発・火災事故、有毒ガスの大量漏えい等の災害を防止することを重視したものとなっている。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第5版） -石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準（第2版） -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン Ver 1.0	4.1.「Plan（計画）」の観点 4.1.3.「計画」の観点 (2)情報セキュリティリスク対応の決定 リスクアセスメントで抽出した情報セキュリティリスクへの具体的な対応方法を決定する。リスク対応の選択肢には、「低減」、「回避」、「移転（共有）」、「保有（受容）」があり、「事象の結果による業務への影響度合い」や「事象の発生可能性」等を踏まえて、適切と考えられるものを選定する。 続けて、選定したリスク対応方法の実現手段としてのセキュリティ管理策を決定する。 4.2.「Do（実行）」の観点 4.2.1.「運用」の観点 (1)情報セキュリティ対策の導入、運用 (ア)セキュリティ管理策の導入、運用プロセスの確立・実行 「情報セキュリティリスク対応計画」に基づき、情報セキュリティリスク対応において決定した「セキュリティ管理策」の導入を進めるとともに、それらを効果的かつ確実に運用するためのプロセスを確立し、実行する。	2.2「Do（実働）」の観点 2.2.1「平時・障害発生時共通」の観点 ⑦ 制御系システムにおける対策 (a) 制御系情報 LAN におけるネットワークアクセス保護 (b) リモートメンテナンス用の経路のセキュリティ確保 (c) 外部記憶媒体の持込みに対するセキュリティ確保 (d) マルウェア対策について (e)電子メールの利用やインターネットへのアクセスについて (f) 侵入検知（遮断）システムの利用について (g) 物理的保護について	5.1.3　情報セキュリティ要件の明確化に基づく対策、 プラント制御システムのセキュリティ対策については、それぞれのシステムにおいて、 その重要性に応じた適切な措置を講じるため、可用性、完全性、機密性等の観点から、導入すべきセキュリティ機能を示すとともに、セキュリティホール、不正プログラム及びサービス不能攻撃等の脅威を防ぐために遵守すべき事項を定め、プラント制御システムにおいて講ずべき対策を示すことが重要である。 5.1.3.1 情報セキュリティ確保のために求められる機能 5.1.3.2 情報セキュリティについての脅威 5.1.4 情報システムについての対策 5.1.4.1 システムの取得、開発、保守及び変更 5.1.4.2 施設と環境 5.1.4.3 災害による障害の発生しにくい設備の設置及び管理 5.1.4.4 制御用コンピュータ 5.1.4.5 アプリケーションソフトウェア 5.1.4.6 通信回線及び通信回線装置 5.2　5つの重点項目 5.2.1 IT障害の観点から見た製品供給サービス継続性確保のための対策 5.2.2 情報漏えい防止のための対策 5.2.3 外部委託における情報セキュリティ確保のための対策 5.2.4 IT障害発生時の利用者の対応のための情報の提供等の対策 5.2.5 ITに係る環境変化に伴う脅威のための対策	3.2 ステップ 2 セキュリティ対策の立案 ステップ 1 で収集・整理した情報に基づき、工場システムのセキュリティ対策方針を策定する。 ステップ 2 の実施に当たっては、個社や業界の置かれた環境に応じ、対策の費用対効果等も勘案しながら、必要な対策を企画・実行することが重要である。 ステップ 2-1 セキュリティ対策方針の策定【3.2.1】 ステップ 1 で整理したゾーンとこれに紐づく業務、保護対象、想定脅威に対して、業界や個社の置かれた環境に応じ、重要度・優先度を設定する。 ステップ 2-2 想定脅威に対するセキュリティ対策の対応づけ【3.2.2】 どのようなセキュリティ対策が対応づけられるのか整理する。脅威に対応するためには物理面、システム構成面どちらか一方でなく双方の対策が重要となる。 (1) システム構成面での対策 ① ネットワークにおけるセキュリティ対策 ② 機器におけるセキュリティ対策 ③ 業務プログラム・利用サービスにおけるセキュリティ対策 (2) 物理面での対策 ① 建屋に関わる対策 ② 電源／電気設備に関わる対策 ③ 環境(空調など)に関わる対策 ④ 水道設備に関わる対策 ⑤ 機器に関わる対策 ⑥ 物理アクセス制御に関わる対策
	3　継続的改善の実施（Check/Act） ①対象システムのサイバーセキュリティ対策を定期的に自己評価していること。	・要件を満足することを示した説-明文書であって、例えば以下のもの。 -基本方針に基づき設置した取り組みの達成状況等が分かるもの -監査記録又は自己評価結果	・以下いずれのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティ対策を定期的に自己評価している。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第5版） -石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準（第2版） -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン Ver 1.0	4.3.「Check（評価）」の観点 4.3.1.「評価」の観点 (1)モニタリング及び監査 情報セキュリティ方針に基づき設定した目標の達成状況、情報セキュリティリスク対応計画の進捗状況、情報セキュリティ意識向上のための教育・トレーニングの進捗状況等をモニタリングし、各種取組が計画どおりに進んでいるかを確認する。	2.3「Check（確認）・Act（是正）」の観点 2.3.1「平時」の観点 (1) 自己点検・内部監査の実施 情報セキュリティに関する対策や規定類の順守状況について定期的に自己点検するとともに、内部監査（もしくは外部監査）によって、対策の見直しの契機とすることが望まれる。	5.1.1.3 情報セキュリティ人材の育成等 (2)自己点検・内部監査の実施 【主旨・目的】 プラント制御システムの情報セキュリティ対策は、それに係るすべての従業員が、各自の役割を確実に行うことで実効性が担保されるものであることから、すべての従業員が事業者の管理規程（基準）類に準拠した運用を行っているか否かについて点検することが重要である。また、自己点検の結果に基づき、それぞれの当事者又はその責任者が、必要となる改善策を実施する必要がある。 【対策項目】 ① 内部監査計画の整備 ・製造制御システムセキュリティ責任者は、自己点検を実施するに当たり、その実施頻度、実施時期、自己点検すべき項目、実施項目の選択等に関する年度自己点検計画を整備することが必要である。 ・制御システムセキュリティ責任者は、各規程（基準）の見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行うことが必要である。見直しを行う時期は、新たなセキュリティ脅威の出現、自己点検・内部監査の評価結果等により、セキュリティ対策に支障が発生しないように判断することが必要である。 ②情報セキュリティ監査の実施 ・制御システムセキュリティ責任者は、内部監査実施計画に従って内部監査を実施し、すべての従業員が事業者の情報セキュリティ関係規程に準拠して運用を行っているか否かを確認することが必要である。 ・制御システムセキュリティ責任者は、内部監査結果を報告書として文書化した上で、適切な保管・管理を実施する事が必要である。 ・制御システムセキュリティ責任者は、内部監査結果を情報セキュリティ関係規程やセキュリティ対策の更新に活用することが必要である	ステップ 3 セキュリティ対策の実行、及び計画・対策・運用体制の不断の見直し(PDCA サイクルの実施)【3.3】 ステップ 2 で導入した物理面／システム構成面での対策に加え、ライフサイクルでの対策や、サプライチェーンを考慮した対策を実施する。実施・運用状況とその効果の確認、及び評価・見直しを行う。 (1)ライフサイクルでの対策 ①運用・管理面のセキュリティ対策 A) サイバー攻撃の早期認識と対処（OODAプロセス） B) セキュリティ対策管理(ID/PW管理、機器の設定変更など) C)情報共有 ②維持・改善面のセキュリティ対策 ・セキュリティ対策状況と効果の確認・評価、環境変化に関する情報収集、対策の見直し・更新 ・組織・人材のスキル向上（教育、模擬訓練等 (2) サプライチェーン対策 ・取引先や調達先に対するセキュリティ対策の要請、対策状況の確認
	②自己評価の結果等を踏まえ、対象システムのサイバーセキュリティ対策の見直しを行っていること。	・要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 -対象システムを含むサイバーセキュリティ対策の基本方針をまとめた規定（改定版） -組織規定（改定版）	・以下いずれのガイドラインを参考に、自己評価の結果等を踏まえ、対象システムのサイバーセキュリティ対策の見直しを行っている。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第5版） -石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準（第2版） -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン Ver 1.0	4.4.「Act（改善）」の観点 4.4.1.「改善」の観点 (1)是正処置及び継続的改善 モニタリング及び監査の実施結果から、目標未達や進捗遅延、セキュリティ管理策の要改善点等が確認された場合や、経営層からの改善指示があった場合には、必要な対処を速やかに実施するとともに今後に向けた再発防止策を立案する、これらを繰り返し実施して、情報セキュリティ対策の取組の効果を高める。 また、定期的に情報セキュリティ対策のPDCAサイクルの取組状況を「情報セキュリティ報告書」としてまとめるとともに、当該報告書を活用した、重要インフラ事業者等の経営層と関係主体等との対話の機会を通じて、関係主体等の要求事項を認識し、PDCAサイクルの改善に活用する。	2.3「Check（確認）・Act（是正）」の観点 2.3.1「平時」の観点 (2) IT に係る環境変化の調査・分析結果を通じた課題抽出 社会環境や技術環境等の状況は刻々と変化しており、IT障害を引き起こす新たな脅威が顕在化することがある。平時からの継続的な情報収集に加え、このような情報システムを支える社会環境や技術環境の変化について、適切な対策がとれるようにすることが望ましい。 (3) 訓練を通じた課題抽出 情報セキュリティ対策に関する定期的な訓練・演習（政府機関や政府機関や石油セプター構成主体等、関係主体と連携したものを含む）を実施し、訓練を通じた課題抽出を行うことが望ましい。 2.3.2「障害発生時」の観点 (1) IT 障害対応（検知・回復）を通じた課題抽出 過去のIT障害の事例分析の結果より、未然防止の取組みがなされることが望ましい。		

※重要インフラ事業者：サイバーセキュリティ基本法第3条第1項に規定する重要社会基盤事業者をいう。国民生活及び経済活動の基盤であって、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに関する事業を行う者。
具体的には、重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画（2022 年6月17日サイバーセキュリティ戦略本部）の別紙1「対象となる重要インフラ事業者等と重要システム例」の「対象となる重要インフラ事業者等」欄において指定するもの（地方公共団体を除く）。石油、化学を含む14の重要インフラ分野が指定されており、化学は主要な石油化学事業者、石油は主要な石油精製・元売事業者が重要インフラ事業者とされている。

（注）初回認定審査時の配慮事項
初回の認定審査時には、「1 生産管理システム又はプラント制御システムのサイバーセキュリティ対策に係る計画の策定及び体制の構築（Plan）」のうち、「①対象システムを含むサイバーセキュリティ対策に係る基本方針が明確に定められ、かつ、文書化されていること」を確認し、その他の要件については、今後の対応予定時期計画を提出しその内容を確認することでも代替可能とする等の配慮を行う。

経済産業省

新認定制度自治体向け説明会及び意見交換会　説明資料
2023/9/19（関東開催）、9/22（近畿開催）
9/25（中国開催）、9/28（中部開催）

高圧ガス保安法における
新たな認定制度の詳細設計について

2023年9月

経済産業省産業保安グループ

高圧ガス保安室

1. 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（※）の概要

※高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法、情報処理の促進に関する法律。令和４年６月22日に公布。

令和４年12月
経済産業省
産業保安グループ

背　景

✓ 近年、産業保安分野において、**革新的なテクノロジーの進展**、**保安人材の不足**、**電力の供給構造の変化**、**災害の激甚化・頻発化**、**気候変動問題への対応の要請**など、様々な環境変化が生じており、これらを踏まえた**保安規制の見直し**が必要。

法律の概要

✓ （１）スマート保安※の促進、（２）新たな保安上のリスク分野への対応／災害対策・レジリエンスの強化、（３）カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備の３つを柱に、**高圧ガス保安法**、**ガス事業法**、**電気事業法**等の改正を行う。

※ スマート保安：産業保安分野におけるIoT、ビッグデータ・ＡＩ、ドローン等の活用を通じた安全性と効率性の向上。「人の力・技術」との連携・融合。

（１）スマート保安の促進

✓ **「認定高度保安実施事業者制度」の創設【高圧・ガス・電力】**

「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」を**厳格に審査・認定**し、**安全の確保を前提に**、**その保安力に応じ**、**手続や検査の在り方を見直す**。

- 許可・事前届出を**事後届出・記録保存へ**
- **国等と事業者双方が行う検査を事業者による検査のみに**
- 常時監視・遠隔監視の普及を踏まえ、**検査時期や保安人員の配置を柔軟化**　等

⇨ **テクノロジーの活用促進により、保安レベルの向上と人材不足への対処**



ドローン・IoTによる点検



ビッグデータ・AIによる異常予兆検知・運転最適化

（２）新たな保安上のリスク分野への対応／災害対策・レジリエンスの強化

✓ **太陽光・風力発電設備の保安規制の見直し【電力】**

小規模な太陽光・風力発電設備※を、**「小規模事業用電気工作物」**と位置付け、**基礎情報の届出や使用前の自己確認等の対象とする**。

※出力が10kW以上50kW未満の太陽光・20kW未満の風力発電設備

- **設備の設置者の基礎情報の届出義務**（設備の種類、設置場所及び管理者等）
- **技術基準維持義務**、**使用前自己確認**（事業者が設備の安全性を事前に確認）等

<太陽光パネルの崩落>



<風車の羽根の脱落>



令和3年4月～12月末までに報告された小出力発電設備の事故件数は**158件**。

✓ **ガス事業者間の災害時の連携強化【ガス】**

災害時におけるガス事業者間の連携計画の事前策定を義務付け。

※電気事業法における災害時連携計画と同様の仕組みを導入。

（３）カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備

✓ **燃料電池自動車の規制の一元化【高圧】**

高圧ガス保安法と道路運送車両法の両法が適用される**燃料電池自動車等**について規制を一元化**（高圧ガス保安法から適用除外）**。

✓ **「登録適合性確認機関」による確認制度の創設【電力】**

今後導入が進む**風力発電設備**について、安全かつ迅速な審査を行うため、工事計画届出の審査について、**専門機関**（「登録適合性確認機関」）**が技術基準の適合性を確認する仕組みとする**。



２．施行に向けての今後のスケジュール

- 新たな認定制度の詳細設計について、これまで三回にわたり産業構造審議会高圧ガス小委員会において審議を行い、制度の大枠を固めた。
- 2023年12月の施行に向け、今後のスケジュールは以下を想定している。

●政令

９月１日　閣議決定
９月６日　公布
１２月２１日　施行

●省令・告示・通達

８月３０日～９月２９日　パブリックコメント（省令※1・告示）
９月１５日～１０月１６日　パブリックコメント（通達）
１１月頃　公布※2
１２月２１日　施行

※１　冷凍則・液石則は除く。冷凍則・液石則については別途パブリックコメントを実施予定。
※２　FCV の規制一元化に係る改正と同時に公布

●手数料令

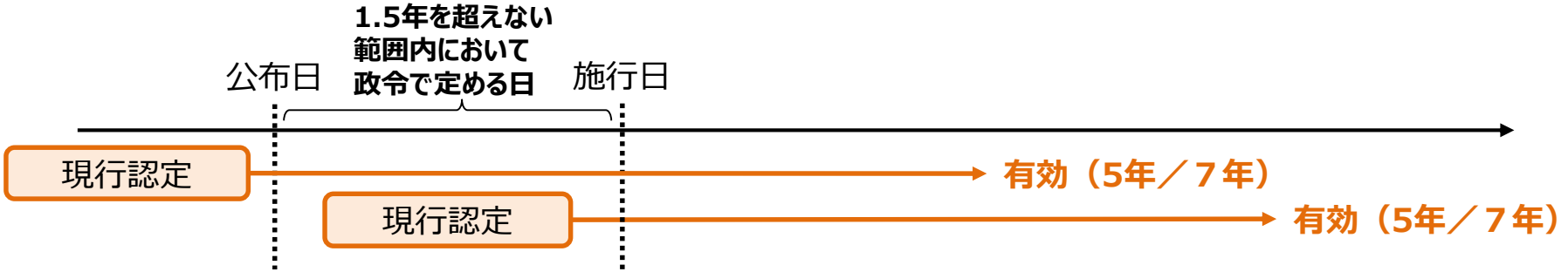
１０月下旬　パブコメ開始（３０日間）
１２月中旬　閣議決定・公布
１２月２１日　施行

※本年１２月中旬以降に認定更新期限を迎える現行の認定事業者を対象に実施した新認定制度への申請意向を確認したアンケート結果（2023年３月実施）を踏まえると、新認定制度の認定第1号は、２０２４年８月頃に現行認定の更新期限を迎える事業者となる見込み。

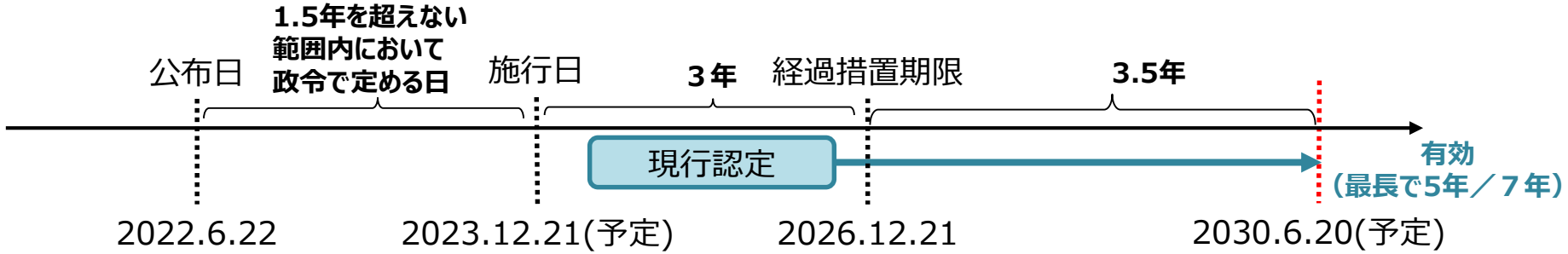
３．高圧ガス保安法の認定制度における移行措置について

- 改正法の施行より前に、現行「認定事業者」制度の認定を受けている事業者については、**改正法施行後も、当該認定の有効更新期間までは、その認定の効力を維持**する。
- また、改正法施行後は、**移行準備期間として3年の経過措置期間を設定（附則第1条第4号）**。同期間は、**現行認定又は新認定いずれかの申請を可能とし、事業者側の円滑な移行**を可能とする。
- **経過措置期間において現行の認定事業者制度の認定が認められた場合の当該認定の有効期間は、経過措置期限から3.5年（2030年6月頃まで）とする。(附則2条第2項及び第3条第2項)**
- 経過措置期間中に現行の認定事業者制度の認定を受けた事業者が、**現行認定の有効期間中に、新たな認定制度の認定を取得する際の審査は、二重審査を排除するなど合理的かつ迅速なものとする**。

①現行「認定事業者」制度において認定を受けている事業者の権利保証



②経過措置期間の設定（現行「認定事業者」制度の一定期間の維持）～移行準備期間



４．新たな認定制度の審査体制（新たな認定制度における審査期間の目安）

- 新たな認定制度における認定審査は**４半期単位で実施**する。
- **申請が経済産業省に到達してから国が当該申請に対する処分をするまでに要する期間**は**４か月程度**（認定更新時に現地調査・審査会審査を行わない場合は**３カ月程度**）を想定※１。

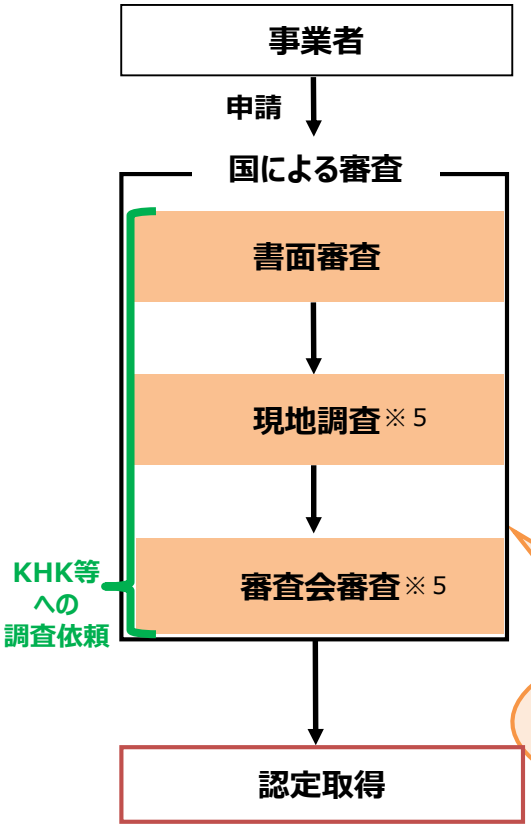
※１　申請者が国の審査に協力した場合の目安期間。なお、申請書類に重大な漏れがあった場合など、事業者側の要因により審査が長引く可能性あり。

新規※２の場合

スケジュールのイメージ

（８月頃～11月頃に認定更新期限を迎える事業者を想定）

４月中旬
申請書の提出
５月中旬～６月中旬
現地調査
７月中旬
審査会審査
８月上旬
大臣認定証の交付

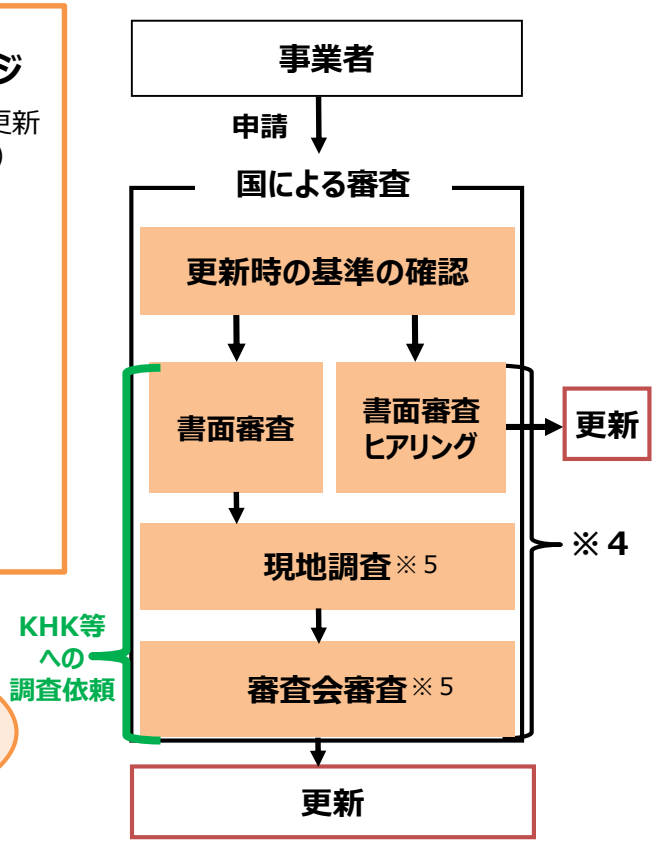


更新の場合※３（現地調査・審査会審査が省略される場合）

スケジュールのイメージ

（７月頃～１０月頃に認定更新期限を迎える事業者を想定）

４月中旬
申請書の提出
５月中旬～６月中旬
国のヒアリング
７月上旬
大臣認定証の交付



現地調査・審査会審査については、申請事業所を管轄する地方自治体にオブザーバーとして参加いただくことを想定

※２　新規でA・B認定を受ける場合（ただし、現行認定を受けている者の新制度認定審査では、特に変更点を重点的に審査）
※３　更新時に現地調査・審査会審査を実施する場合は、新規の場合と同様のスケジュールを想定。
※４　特に変更点を重点的に審査

5．新認定制度における現行制度からの変更点

● 新認定制度では、**申請書類と審査プロセスを合理化**する。

①申請書類の合理化

● 審査基準に則った申請書類の作成による**ペーパーワークの軽減**
申請書類は、審査基準を踏まえて事業者が自ら記入する様式と、根拠となる規程の抜粋等の関連書類の提出のみを求める

● **A認定とB認定の認定申請書、変更届出等の統合**※
現行制度においてスーパー認定の取得を希望する場合、通常認定とスーパー認定双方への申請が必要とされているところ、新認定制度では申請書を統合し、A認定の申請のみを求める

※A認定を申請した結果、B認定の要件のみを満たす場合には、B認定の認定証を交付する。

②審査プロセスの合理化

● **現地調査の期間短縮**
専門委員による審査を廃止し、調査期間は２日間程度に短縮

＜現地調査のスケジュールイメージ＞
初日
午前　経営トップのコミットメントの要件の審査
午後　テクノロジー活用の要件
　　高度なリスク管理体制の要件の審査
２日目
午前　サイバーセキュリティ等関連リスクへの対応の要件の審査
午後　高度なリスク管理体制の要件の審査

● 評価結果の**ランク付け廃止**
A～Dのランク付けは廃止し、認定要件への適合の有無、認定取得の可否のみで判断する

＜申請時に提出を求める様式のイメージ＞

認定の基準	確認する書類	評価の視点	申請者の記載欄
● 法人の代表者によって、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。	● 要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 ✓ 経営理念が記載されたもの ✓ 基本方針が記載されたもの ✓ 社員へイントラネット、カード等により配信・配布している又は社内掲示しているもの ✓ 保安に係る諸施策についての、経営層と現場従業員との対話やアンケート等の実績	● 法人の代表者によって、経営理念、基本方針が系統立って作成されており、本社の姿勢、保安活動への経営者のコミットメントが示されている。 ● 全ての就業者が経営理念等を理解できるような取り組みを行っている。	● ～ **※添付書類** **・A社経営理念の抜粋** **・A社HPの抜粋** **・規程の抜粋**

参考

※第22・23・24・25回 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会
高圧ガス小委員会 資料抜粋

１．高圧ガス保安法における新たな認定制度の概要

２．主な審議事項と施行に向けたスケジュール

３．新たな認定制度のコンセプト

４．新たな認定制度の要件

５．新たな認定制度の特例

６．A認定事業者向け特例措置

７．新たな認定制度の審査体制

８．新たな認定制度の認定の更新期間

９．移行措置

1-1. 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（※）の概要

※高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法、情報処理の促進に関する法律。令和４年６月22日に公布。

令和４年12月
経済産業省
産業保安グループ

背 景

✓ 近年、産業保安分野において、**革新的なテクノロジーの進展**、**保安人材の不足**、**電力の供給構造の変化**、**災害の激甚化・頻発化**、**気候変動問題への対応の要請**など、様々な環境変化が生じており、これらを踏まえた**保安規制の見直し**が必要。

法律の概要

✓ （１）スマート保安※の促進、（２）新たな保安上のリスク分野への対応／災害対策・レジリエンスの強化、（３）カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備の３つを柱に、**高圧ガス保安法**、**ガス事業法**、**電気事業法**等の改正を行う。

※ スマート保安：産業保安分野におけるIoT、ビッグデータ・ＡＩ、ドローン等の活用を通じた安全性と効率性の向上。「人の力・技術」との連携・融合。

（１）スマート保安の促進

✓ **「認定高度保安実施事業者制度」の創設【高圧・ガス・電力】**

「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」を**厳格に審査・認定**し、**安全の確保を前提に**、**その保安力に応じ**、**手続や検査の在り方を見直す**。

- 許可・事前届出を**事後届出・記録保存へ**
- **国等と事業者双方が行う検査を事業者による検査のみに**
- 常時監視・遠隔監視の普及を踏まえ、**検査時期や保安人員の配置を柔軟化**　等

⇨ **テクノロジーの活用促進により、保安レベルの向上と人材不足への対処**



ドローン・IoTによる点検



ビッグデータ・AIによる異常予兆検知・運転最適化

（２）新たな保安上のリスク分野への対応／災害対策・レジリエンスの強化

✓ **太陽光・風力発電設備の保安規制の見直し【電力】**

小規模な太陽光・風力発電設備※を、**「小規模事業用電気工作物」**と位置付け、**基礎情報の届出や使用前の自己確認等の対象とする**。

※出力が10kW以上50kW未満の太陽光・20kW未満の風力発電設備

- **設備の設置者の基礎情報の届出義務**（設備の種類、設置場所及び管理者等）
- **技術基準維持義務**、**使用前自己確認**（事業者が設備の安全性を事前に確認）等

<太陽光パネルの崩落>



<風車の羽根の脱落>



令和3年4月～12月未までに報告された小出力発電設備の事故件数は**158件**。

✓ **ガス事業者間の災害時の連携強化【ガス】**

災害時におけるガス事業者間の連携計画の事前策定を義務付け。

※電気事業法における災害時連携計画と同様の仕組みを導入。

（３）カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備

✓ **燃料電池自動車の規制の一元化【高圧】**

高圧ガス保安法と道路運送車両法の両法が適用される**燃料電池自動車等**について規制を一元化**（高圧ガス保安法から適用除外）**。

✓ **「登録適合性確認機関」による確認制度の創設【電力】**

今後導入が進む**風力発電設備**について、安全かつ迅速な審査を行うため、工事計画届出の審査について、**専門機関**（「登録適合性確認機関」）**が技術基準の適合性を確認する仕組みとする**。



1-2. スマート保安を進めるための制度的環境整備のあり方 （“保安のテクノロジー化／デジタライゼーション”を進めるために）

出典:産構審保安・消費生活用製品安全分科会報告書（令和3年12月） の概要　P.4

テクノロジーの革新的進展
（IoT、BD・AI、ドローン等）

深刻な保安人材の枯渇
熟練の保安人材の不足
若年層の雇用困難化

保安体制の成熟化した
産業分野・事業者

画一的・詳細な個別規制
膨大な届出・許可等の手続

高圧ガス：24万件／年
電力：22万件／年
都市ガス：1.4万件／年

保安レベルの持続的向上（保安イノベーション）と保安人材の枯渇の問題への対処のため、「スマート保安」を強力に推し進めるための制度的環境整備が必要である。

保安体制の成熟化した従来的な産業保安分野においては、自立的に高度な保安を確保できる事業者に対して、保安レベルに見合った合理的な規制のあり方を検討すべきである。

限りある行政リソースを新たなリスク分野に展開する必要

テクノロジーを前提に高度な保安を実現するためのメリハリある規制体系

保安レベルを下げることなく、むしろ、テクノロジーの活用により保安レベルを持続的に向上させるため、**「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」**については、行政の適切な監査・監督の下に、画一的な個別・事前規制によらず、**事業者の保安力に応じた規制体系へ移行**することとし、**手続・検査のあり方**をこれに見合った形に**見直す**措置を講じる（テクノロジーの活用を抜本的に促進しつつ、保安能力に見合う形で規制を適正化するスキーム（認定制度））。これにより、事業者の保安活動をテクノロジーを活用しつつ自己リスク管理がなされた高度な領域に強力に押し上げていくことが必要である。

電力　都市ガス　高圧ガス

前提１（安全の確保とメリハリある規制）

○テクノロジーを活用しつつ、「自立的に高度な保安を確保できる事業者」のみが対象

○行政が法令遵守状況等を立入検査により厳格にチェックすることや、重大事故や法令違反などが発生した場合には、その原因・内容・対応等を精査したうえで、機動的に認定の取消を実施することなど、安全確保のための行政による実効的な監督等を行う。

○高圧ガス保安法の現行「認定事業者制度」(高圧ガス保安法第3章の2)については、発展的に解消する。

前提２（事業者に対する環境整備）

テクノロジー化を目指す事業者が技術・人材面での支援を受けられるための環境整備

○産業横断的な技術支援／人材育成支援の取組推進

※関係機関との連携・取組強化　等

１．高圧ガス保安法における新たな認定制度の概要

２．主な審議事項と施行に向けたスケジュール

３．新たな認定制度のコンセプト

４．新たな認定制度の要件

５．新たな認定制度の特例

６．A認定事業者向け特例措置

７．新たな認定制度の審査体制

８．新たな認定制度の認定の更新期間

９．移行措置

2．主な審議事項と施行に向けたスケジュール

- **2023年12月の施行に向け**、**新たな認定制度の詳細設計について、三回にわたる産業構造審議会高圧ガス小委員会における審議を行い、制度の大枠を固めた**。
- これを踏まえ、政令・省令等を準備し、**本年８月に公布、同12月に施行予定**。

主な審議事項

制度総論	制度コンセプト・対応方針
	ターゲット
認定要件	要件の全体像
	要件１：経営トップのコミットメント
	要件２：高度なリスク管理体制
	要件３：テクノロジーの活用
	要件４：サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応
認定特例	規制の特例措置
	A認定事業者向け特例措置
認定審査	審査体制
	認定更新期間

施行に向けたスケジュール（想定）

◇2022年
　12月15日　高圧ガス小委員会①
◇2023年
　２月24日　高圧ガス小委員会②
　３月24日　高圧ガス小委員会③

◇2023年
　6月29日～　政令のパブリックコメント
　８月下旬　省令・告示・通達のパブリックコメント
　10月頃　説明会（申請の方法等について）

◇2023年12月21日　施行予定

１．高圧ガス保安法における新たな認定制度の概要

２．主な審議事項と施行に向けたスケジュール

３．新たな認定制度のコンセプト

４．新たな認定制度の要件

５．新たな認定制度の特例

６．A認定事業者向け特例措置

７．新たな認定制度の審査体制

８．新たな認定制度の認定の更新期間

９．移行措置

3-1. 新たな認定制度のコンセプト（目的）と具体的方針

- **新たな認定制度の導入に当たっては、国全体の高圧ガス分野の保安力向上を図ることを目的に、以下のような具体的方針の下、詳細設計を策定した。**

新たな認定制度のコンセプト（目的）

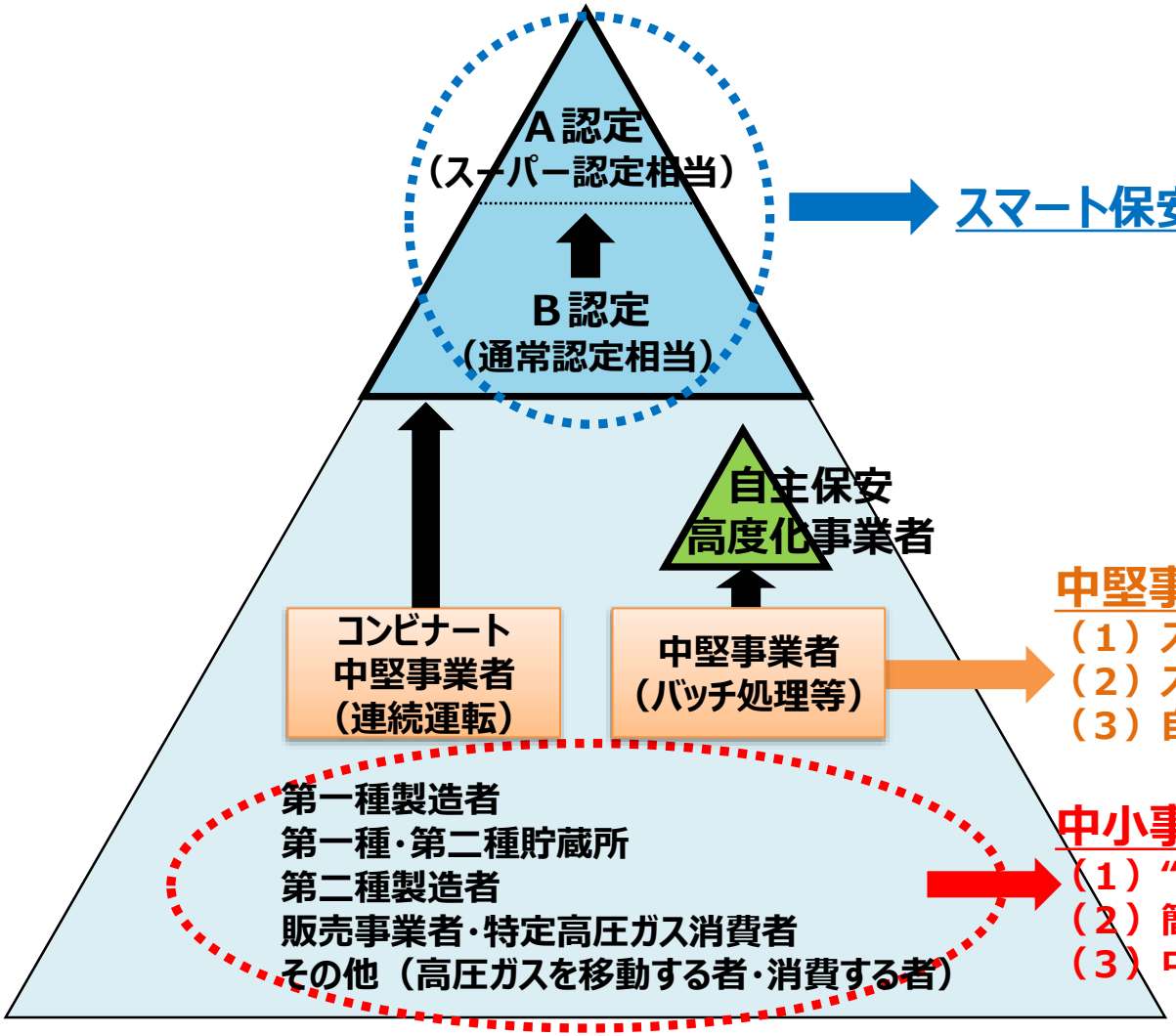
- 新認定制度の保安レベルの持続的向上や保安人材の枯渇問題の解消のため、**テクノロジーを活用したスマート保安を推進**する。
- 厳正な認定審査のもと、**テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できると認められた事業者**については、**安全確保を大前提**に、**事業者の保安力に応じた規制体系へ移行**するとともに、**手続・検査の在り方をこれに見合った形に見直す。**これにより、**事業者・規制当局（国・自治体）のリソースを実質的な保安活動に配分することを可能**とする。
- 上記により、**国全体の高圧ガス分野の保安力向上（重大・悪質な法令違反、重大事故の削減）を目指す。**

具体的方針

1. 認定要件に**テクノロジー導入の要件を設け**、**保安分野へのテクノロジー導入を促進**する。
2. **合理的かつ迅速な認定審査へ移行**しつつ、**安全確保を大前提**に、**認定審査を厳正に行う**。
   併せて、**認定事業者に対する特例を拡充**する。
3. **テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者（認定事業者）の増加**を目指す。

3-2. 新たな認定制度の対象事業者のイメージ

- **新たな認定制度の主な対象事業者は、現行認定制度の認定事業者の他、連続運転を行うコンビナートの中堅事業者**を想定。



スマート保安の促進を念頭に置いた新たな認定制度

中堅事業者における保安レベル向上のための対策
（１）スマート保安に向けた新技術導入支援
（２）スマート保安導入のための人材育成支援
（３）自主保安高度化事業者制度（非連続運転）

中小事業者における保安レベル向上のための対策
（１）“中小事業者向けインセンティブ制度”（省令事項）
（２）簡易アプリの開発・普及、許可・手続等のデジタル化
（３）中小事業者のデジタル化支援　等

１．高圧ガス保安法における新たな認定制度の概要

２．主な審議事項と施行に向けたスケジュール

３．新たな認定制度のコンセプト

４．新たな認定制度の要件

５．新たな認定制度の特例

６．A認定事業者向け特例措置

７．新たな認定制度の審査体制

８．新たな認定制度の認定の更新期間

９．移行措置

4-1. 新たな認定制度の要件（総論）

- 新たな認定制度の要件（改正高圧法第39条の14第1項）は、スマート保安の促進の観点から、サイバー対策を含む**４つの要件で構成する**。
- また、安全確保・事業者の保安能力の適正な判断を前提に、**認定基準の大括り化、簡素化、明確化を行う**。

出典:産構審保安・消費生活用製品安全分科会報告書（令和3年12月）の概要　P.８

（※）下記の表における赤字の下線部及び赤枠は、新たな制度的措置の認定基準において、現行の認定基準から拡充するものを示す。

	A 認 定	B 認 定
①経営トップのコミットメント	現行スーパー認定事業者制度の要件に加え、 コンプライアンス体制の整備（注1）、コーポレート・ガバナンスの確保	
②高度なリスク管理体制	現行スーパー認定事業者相当	現行通常認定事業者相当
③テクノロジーの活用	現行スーパー認定事業者制度における仕組み（注2）を基本とする ※認定要件において、採用することが必要となるテクノロジーの水準を一定の範囲で示し、事業者はその中で事業実態に見合ったテクノロジーを採用。	
④サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応	各業界におけるサイバーセキュリティガイドライン（注3）に沿った内容とする	

（注1）高圧ガス保安法についての**法適合性確認能力**（設備変更等の内容が法令上の規定に適合していることを事業者自ら確認する能力）を有していることを含む。
（注2）特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（20201218保局第1号）における認定の基準 「二 先進的な技術を適切に活用していること」の項目を参照。
（注3）「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等作成指針」（内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）を参考に業界団体が定める「石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準（石油化学工業協会）」、「石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（石油連盟）」。

4-2. 新たな認定制度の要件（認定要件１：経営トップのコミットメント）

論点

- ✓ 認定事業者による法令違反の発覚等を踏まえ、**会社全体の運営の健全性を確認することが必要**。
- ✓ **規制の特例の見直しにより**、事業者の自主保安に委ねられる領域が拡大※１することを踏まえ、事業者が**法適合性確認能力※２を有することを確認**することが必要。

※１　新たな認定制度の認定事業者においては、その保安確保能力を踏まえ、ガス種の変更又は製造能力が一定以上変更される場合など重要な変更については許可制を維持しながらも、軽微変更についてはその対象範囲を拡大した上で記録保存義務とされた。
※２　設備変更等の内容が法令上の規定に適合していることを事業者自ら確認する能力。

産構審　分科会報告書における記載

現行のスーパー認定事業者制度の要件（経営トップによる保安の方針の明示等）に加え、**コンプライアンス体制の整備、コーポレート・ガバナンスの確保といった要件を拡充**し、特にコンプライアンス体制の整備については、**高圧ガス保安法についての法適合性確認能力（設備変更等の内容が法令上の規定に適合していることを事業者自ら確認する能力）を有していること等を確認**する。

※「コンプライアンス・ガバナンス」の観点からは、運営側の責任者の明確化、社内監視体制の整備とその責任者の明確化が重要である。その際、例えば、上場企業の場合には、上場審査基準の活用や、上場企業でない場合には、公益通報者保護法に基づく内部通報制度の整備と遵守といったようなところも考慮すべき」との意見があった。当該意見を踏まえつつ、「法適合性確認能力」の具体的審査項目については、金融関連法制やインフラ関係の業法等、高いコンプライアンスが求められる、他法の例も参考に策定（法令順守に関する組織や体制、第三者や相互の監視体制、内部通報制度の完備方針・マニュアルの整備、社内教育体制等）する。

（出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.17）

検討の視点

- **コンプライアンス体制の整備、コーポレート・ガバナンスの確保の要件は、**現行の認定制度の要件に経営トップによる保安の方針の明示等が含まれていることも踏まえ、**以下の四つの視点で検討した**。

1. **取締役等に保安についての責任とイニシアティブを持たせ、保安活動をトップダウンで推進できる体制の整備**が必要。
2. また、**取締役等が、保安に対する責務を適切に果たしていることを監督する体制の整備**が必要。
3. 行政手続漏れ等の法令違反を防止するためには、**事業所内で複層的なチェック体制を構築すること**が不可欠。
4. また、法令違反時の組織的隠蔽等を防止する観点から、**法令違反発生時の通報手順が明確に定められていること**が必要。

- 上記に加え、**認定取消の処分基準において、重大・悪質な法令違反が発覚した場合を明文化**することによって、法令遵守体制の整備を促す。

4-3. 新たな認定制度の要件（認定要件１：経営トップのコミットメント）

- 検討の視点を踏まえ、新たな認定制度における経営トップのコミットメントの要件は、現行の認定制度の要件※に下記の要素を追加する。

※現行の認定制度の要件においては、法人の代表者が保安の基本方針を策定していること、法人の代表者が認定要件の適合性に対して責任を有していること等が規定されている。

検討の視点を踏まえた認定要件

コーポレート・ガバナンスの要件

１　取締役等※を保安活動の責任者としていること

保安に係る意思決定を迅速に行い、トップダウンで社内横断的に適切な保安活動の実行を可能とする観点から、取締役等を保安活動の責任者としていること。　※代表取締役や他の職務との兼務も可能とする。指名委員会等設置会社における執行役も含むこととする。

２　監査役等※が保安体制の整備等について監査を行っていること

例えば、保安管理部門等から監査役等に保安活動の状況が定期的に報告されているほか、監査役等が事業所を定期的に訪問して改善意見を示しているなど、監査役等が保安活動に責任を有する取締役等の職務執行や事業所の保安活動全般に対して有効な監査を行っていること。　※指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社においては、監査（等）委員会等を想定。

コンプライアンスの要件

３　複層チェック体制の構築

設備の変更工事等の際に、行政手続の要否等を保安管理部門を含む複数の部門が確認する体制が構築されているなど、高圧法の法令事項を遵守するための複層的なチェック体制が構築されていること。

４　法令違反発生時の通報手順の策定

高圧法の法令違反が発覚した際の本社や関係行政庁への通報手順が適切に定められていること。

（参考）現行の認定制度における本社の体制の要件

（コンビナート等保安規則　別表第5（第41条第1項関係））

一　本社の体制について

イ　保安に係る基本姿勢

一　法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。

二　法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

ロ　保安管理

一　役員を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。

二　保安管理部門が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該部門の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。

三　保安管理部門の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四　本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理（認定完成検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。

五　本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。

4-4. 新たな認定制度の要件（認定要件１：経営トップのコミットメント）

- **法令違反を防止するために企業がとりうる方策は多種多様**であるところ、自主保安を促進する観点からは、**事業者自身が最適だと考える方法によって、法令遵守体制の整備を進めることが重要**。
- そこで、事業者に法令遵守体制の整備を促す観点から、認定取消の処分基準において、**重大・悪質な法令違反**が発覚した場合を明文化する。

現行の認定取消要件に関する記載

高圧ガス保安法

（認定の取消し等）

第三十九条の十二　経済産業大臣は、認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十条第三項第二号又は第三十五条第一項第二号の認定を取り消すことができる。

一～五　（略）

六　**第三十九条の三第一項各号又は第三十九条の五第一項各号のいずれかに該当していないと認められるとき。**

七～十　（略）

通達（「認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について」）

８．認定の取消

（１）法第３９条の１２第１項第１号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所において、次のいずれかの要件に該当する高圧ガスによる災害が発生した場合とする。

① 負傷の程度に応じて次の表 a から d までに定める被害以上の人的被害が発生したとき。

図（略）

② 直接損害額が２億円以上発生したとき。

③ 次のいずれかに該当し、かつ、社会的影響が大きいと認められたとき。

イ 多数又は長時間の避難者が発生する等住民の生活に多大な影響を及ぼしたとき。

ロ 認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外で人的被害が発生したとき。

ハ 認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外で物的被害が発生したとき。

ニ 著しい環境破壊を及ぼしたとき。

④⑤　（略）

（２）　（略）

（３）法第３９条の１２第１項第６号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、次のいずれかに該当することとなった場合とする。

① 認定保安検査に係る検査脱漏、事業所の保安体制に不備が認められ、かつ、それが（１）の①から③まで（③イを除く。）に掲げるいずれかの災害を惹起するおそれが相当程度あったと認められたとき。ただし、本社による監査等により自ら確認し、速やかに報告があったものについては、この限りではない。

② **緊急時即時通報連絡が行われなかったとき等保安体制に重大な不備が認められたとき。**

（４）　（略）

4-5. 新たな認定制度の要件（認定要件２：高度なリスク管理体制の要件）

論点

- ✓ 認定対象事業者の保安レベルを確保するべく、**認定の水準は、現行の認定制度より下げるべきではない**。また、**現行の認定制度の下における認定基準は、既に相当程度の保安レベルを確保できる水準であり、現行の認定基準をベースとすることが妥当。**
- ✓ **現行の通常認定制度**は、**認定要件にリスクに対する低減策の実施を求めていない**。

産構審　分科会報告書における記載

保安に関する専門部署の設置等、現行の認定事業者制度で要求されるリスク管理レベルは維持しつつ、事業者のリスク管理体制のレベルに応じ、**A認定については、現行のスーパー認定事業者相当のリスク管理体制**とし、**B認定については、現行通常認定事業者相当のリスク管理体制**を求める※。

※「設備が老朽化すると事故や支障も出やすいことから、高度なリスク管理体制の要件の中で、老朽化した施設についての管理のあり方についても考慮すべき」との意見があった。

（出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.17）

検討の視点

- **A認定については、現行のスーパー認定事業者相当のリスク管理体制を、B認定については、現行通常認定事業者相当のリスク管理体制**を求める。
- 特定されたリスクに対する低減策の実施は、保安確保上不可欠であり、B認定に対しても求める。

検討の視点を踏まえた認定要件

- **A認定事業者**に対しては、**現行のスーパー認定事業者相当の要件**を課す。
- **B認定事業者**に対しては、**現行の通常認定事業者相当の要件に加え、特定したリスクに対する低減策を実施していること**を要件とする。

4-6. 新たな認定制度の要件（認定要件３：テクノロジーの活用の要件）

論点

- ✓ スマート保安の実現には、**テクノロジーの開発・導入に向けた経営トップのコミットメント**が必要。
- ✓ 導入の対象となりうるテクノロジーには、①**現場作業の効率化につながるもの**（例：ロボット・ドローン等を活用し点検作業を効率化）や、②**意思決定の高度化につながるもの**（例：運転時のプロセスデータから異常を早期に検知し、作業員の判断を補助・代替）等があり、その**目的やレベルは様々**である。
- ✓ テクノロジーの導入によって保安力を向上させるためには、**導入・効果検証・改善のサイクル**を繰り返すことが必要。
- ✓ A認定相当の事業者とB認定相当の事業者には**一定の保安レベルの差異が存在**する。

産構審　分科会報告書における記載

現行のスーパー認定事業者制度における仕組み※を基本とする。その際、認定要件において、採用することが必要となるテクノロジーの水準を一定の範囲で示し、事業者はその中で事業実態に見合ったテクノロジーを採用する（すなわち、保安に係るテクノロジーのイノベーションを阻害せず、むしろイノベーションを促進する観点から、一定の技術水準を確保しつつも、活用するテクノロジーの種類を明示的に限定することとはしない）。また、**テクノロジーの活用に向けた効果検証や改善等といったテクノロジー活用プロセスも重要**であることから、**現行のスーパー認定事業者制度の基準を踏まえて、これを要件とする**。

※現行のスーパー認定事業者制度においては、IoT等の先進的な技術の導入・効果検証・改善等を行っていること等を要件としており、具体的には、特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について(20201218保局第1号) における認定の基準の「二 先進的な技術を適切に活用していること」の項目を参照。

（出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.17）

検討の視点

- 現行のスーパー認定事業者制度における仕組みを基本としつつも、これまでのスマート保安の実現に向けた取組等を踏まえ、以下の三つの視点でテクノロジーの活用の要件を検討した。

1. 事業者の保安レベルを考慮し、**導入を求めるテクノロジーのレベルは、A認定とB認定で差異を設ける**。
2. テクノロジー導入後、**導入・効果検証・改善のサイクルを構築**していること。
3. テクノロジー導入に向けた**経営トップの関与**が必要。具体的には、**テクノロジー導入に向けた計画が策定され、必要なリソース（予算・人材）が確保**されていること。

4-7. 新たな認定制度の要件（認定要件３：テクノロジーの活用の要件）

- 検討の視点を踏まえ、新たな認定制度におけるテクノロジーの活用の要件は、**現行のスーパー認定制度の認定要件を基本とし、以下のように見直す**。
- なお、**外部からのモニターの実施**（年１度の経済産業省への報告）については、別途報告を受けている※ことから、**廃止する**。

※現在スーパー認定事業者に求めている外部モニターの実施（年１度の経済産業省への報告）については、スマート保安官民協議会等で代替できている。また、スーパー認定事業者に期待するトップランナーとしての役割は、良好事例の展開等の他の認定要件で代替可能。

検討の視点を踏まえた認定要件

１　経営トップのコミットメント

保安の確保に資するテクノロジー導入に向けたビジョンが策定され、必要なリソース（予算・人材）が確保されていること。

２　保安の確保に資するテクノロジーを導入していること

A認定は①②のテクノロジーを導入していること、B 認定は①のテクノロジーを導入していること。

①現場作業の効率化につながるテクノロジー

例：異常検知、モニタリング技術、人の作業を代替する技術、現場の状態を診断する技術等

②意思決定の高度化につながるテクノロジー

例：予測する技術、人の意思決定を補助又は代替する技術等

３　保安の確保に資するテクノロジー導入について継続的に改善する仕組みが構築されていること※

保安の確保に資するテクノロジーの導入に当たって、導入計画の策定やトライアル検証を行っていること。また、保安の確保に資するテクノロジーの導入後に効果検証・改善を行っていること。

※効果検証・改善が実施されるまでには一定の期間を要すると考えられるため、初回認定の認定審査時は、一部のテクノロジーについては導入計画の策定のみで足りるとすることなどが考えられる。

4-8. 新たな認定制度の要件（認定要件３：テクノロジーの活用の要件）

現行のスーパー認定制度の要件と新たな認定制度の要件との対応関係

スーパー認定制度の要件		新たな認定制度の要件	A認定	B認定
―	新設	**①経営トップ※のコミットメント** ※テクノロジーに関する投資計画・人材計画等に責任を持つ取締役等を想定。	✓ 保安の確保に資するテクノロジー導入に向けたビジョンの策定と必要なリソース（予算・人材）が確保されている	
① 先進的な技術の導入 **② 導入した①技術の効果検証・改善に向けた取組みの実施** **③ ビッグデータの収集・分析・未来予測・ヒトに気付きを与えミスを防ぐ観点からの技術の検証・導入・導入計画の策定** **④ ②技術について6カ月以上の検証**	再編	**②保安の確保に資するテクノロジーの導入**	✓ 現場作業の効率化につながるテクノロジー（異常検知、モニタリング技術、人の作業を代替する技術、現場の状態を診断する技術等） ✓ 意思決定の高度化につながるテクノロジー（予測する技術、人の意思決定を補助又は代替する技術等） を導入している	✓ 現場作業の効率化につながるテクノロジー（異常検知、モニタリング技術、人の作業を代替する技術、現場の状態を診断する技術等） を導入している
		③継続的に改善する仕組みの構築	✓ 導入計画の策定→トライアル検証→導入→効果検証→改善を行っている※ ※初回認定の認定審査時は、一部のテクノロジーについては導入計画の策定のみで足りるとすることなどが考えられる。	
⑤ 外部からのモニターの実施（年1度の経済産業省への報告）	廃止	―		

4-9. 新たな認定制度の要件（認定要件４：サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応）

論点

- ✓ **石油・化学等の重要インフラ事業者**※１**は、サイバーセキュリティの確保に努める**とされている（**努力義務**）※２。

※１　重要インフラ事業者には、情報通信、金融、航空、医療、水道、物流、石油、化学、電力、ガス等が指定されている(内閣サイバーセキュリティセンター「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」別紙１より）。

※２　サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)
第六条　重要社会基盤事業者は、（中略）サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解を深め、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努める（以下略）。

- ✓ 本要件は現行の認定制度にはない**新設の要件**。また、現在認定を取得している化学分野の事業者の中には、業界団体が作成した**サイバーセキュリティガイドラインが適用されない事業者も一定数存在**。

- ✓ 改正高圧法において、**認定要件は「保安の確保のための組織」に着目**することとしている。**内閣サイバーセキュリティセンターの安全指針**※**は、PDCAサイクルに沿った対策**を記載しており、これを踏まえることが必要。

※　内閣サイバーセキュリティセンター「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針（第５版）」

- ✓ 高圧ガス保安法の法目的を踏まえ、対象は**生産管理システム又はプラント制御システムのサイバーセキュリティ対策**とする必要。

産構審　分科会報告書における記載

サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針」（内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）において、石油・化学分野は重要インフラ分野とされており、この指針を参考に石油・化学分野の業界団体がサイバーセキュリティガイドラインを策定しているため、これに沿った内容とする。すなわち、**「石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準（石油化学工業協会）」や「石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（石油連盟）」に沿った内容**とする。

（出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.17）

検討の視点

- サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応の要件は、**組織や体制に着目**した要件とする。具体的には、**PDCAサイクルが構築されていること**を要件とし、事業者が、**技術の進展等に応じて自主的に**、生産管理システム又はプラント制御システムに対する**サイバー攻撃等のリスクへ対応する体制を維持・改善する仕組みがあることを確認**する。

- 本要件は新設の要件であるため、**初回の認定審査時には一定の配慮**を行う（詳細は次ページ）。

4-10. 新たな認定制度の要件（認定要件４：サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応）

- 検討の視点を踏まえ、サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応の要件を以下とする。また、今後、業界ガイドラインの改定※等を踏まえて、**必要に応じて見直す**。

※ 2022年６月、サイバー基本法第12条の規定に基づき策定されるサイバーセキュリティ戦略を踏まえ、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」（サイバーセキュリティ戦略本部）が策定された。今後、内閣サイバーセキュリティセンターにおいて「重要インフラにおけるサイバーセキュリティ確保に係る安全基準等策定指針」が策定され、業界別サイバーセキュリティガイドラインについても、業界団体において見直しすることが予定されている。

- また、初回の認定審査時においては、**審査方法等に一定の配慮を講じる**。

検討の視点を踏まえた認定要件

１　生産管理システム又はプラント制御システム（以下「対象システム」という。）**のサイバーセキュリティ対策に係る計画の策定及び体制の構築（Plan）**

①対象システムを含むサイバーセキュリティ対策に係る基本方針が明確に定められ、かつ、文書化されていること。

②対象システムのサイバーセキュリティに関するリスクを特定していること。

２　対象システムのサイバーセキュリティ対策の実施（Do）

①対象システムのサイバーセキュリティに関して特定したリスクについて、必要に応じて、対策を講じていること。

３　継続的改善の実施（Check/Act）

①対象システムのサイバーセキュリティ対策を定期的に自己評価していること。

②自己評価の結果等を踏まえ、対象システムのサイバーセキュリティ対策の見直しを行っていること。

※初回の認定審査時における配慮事項

初回の認定審査時には、「１ 生産管理システム又はプラント制御システムのサイバーセキュリティ対策に係る計画の策定及び体制の構築（Plan）」のうち、「①対象システムを含むサイバーセキュリティ対策に係る基本方針が明確に定められ、かつ、文書化されていること」を確認し、その他の要件については、今後の対応予定時期計画を提出しその内容を確認することでも代替可能とする等の配慮を行う。

１．高圧ガス保安法における新たな認定制度の概要

２．主な審議事項と施行に向けたスケジュール

３．新たな認定制度のコンセプト

４．新たな認定制度の要件

５．新たな認定制度の特例

６．A認定事業者向け特例措置

７．新たな認定制度の審査体制

８．新たな認定制度の認定の更新期間

９．移行措置

5-1. 新たな認定制度の特例（総論）

- **新たな認定制度の認定事業者に対しては**、製造施設の位置・設備等の変更の手続や危害予防規程・保安人員に関する手続等について、**事業者の保安力に応じて、届出等の手続の不要化や事業者自身による検査等を柔軟に措置（記録保存義務は維持）**。

製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出

- 現行法では、軽微変更を除き、製造施設の位置・設備等の変更（設備変更）には都道府県知事又は政令指定都市の長の許可が必要

- 新たな認定制度の認定事業者においては、その保安確保能力を踏まえ、**ガス種の変更又は製造能力が一定以上変更される場合など重要な変更**については、**許可制を維持**
- **軽微変更**については、その対象範囲を拡大した上で**記録保存義務**とする
- **それら以外の変更**は、事故時・法令違反時に行政が迅速に対応することを可能とするため、**行政による事業者情報の把握の観点から、事後届出**とする

完成検査・保安検査

- 現行の認定事業者制度と同様に**自主検査**を維持
- その際、新たな認定制度では、法適合性確認能力も含め、コンプライアンス体制の整備等の要件を拡充すること等も踏まえ、**事業者が自ら完成検査・保安検査の結果を適正に確認**するものとし、検査記録については都道府県知事への**届出を要しない**こととする
- ただし、行政が立入検査等により確認できるよう、**検査記録を保存**
- 保安検査については、**定期に行うことを基本としつつ**、**CBMや常時監視等**による場合には、**それ以外の時期によることも可能**とし得るよう措置

保安人員（保安係員等）の配置

- 現行法では、「製造のための施設の区分ごとに」保安人員を配置

- 新たな認定制度の認定事業者においては、これを基本としつつも、コンビナート連携の進展や、常時監視・遠隔監視システムの導入などを踏まえ、法律上は「製造のための施設の区分ごとに」とせず、**保安人員の柔軟な配置**を許容し、**必要人員の配置の適正化について検討**

危害予防規程の届出・保安人員（保安係員等）の選解任の届出

- 新たな認定制度における認定事業者は、危害予防規程の作成・変更や、保安人員の選解任については、自立的に管理するものとし、**記録保存**とする

定期自主検査

- 定期自主検査は、保安検査を補完する検査であり、その対象施設は保安検査の対象施設と同様にガス設備が基本／検査項目も重複的
- 自立的に高度な保安管理を行うことができるため、保安検査の実施を前提に、認定事業者には**定期自主検査の規定を適用しない**

出典：産構審保安・消費生活用製品安全分科会報告書（令和3年12月）の概要　P.９より抜粋

5-2. 新たな認定制度の特例（製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出等）

論点

- ✓ **ガス種の変更又は製造能力が一定以上変更される場合など、製造施設に与える影響が大きい工事や製造の方法の変更**については、安全性を確保する観点から、許可とすることが妥当。
- ✓ **軽微変更については記録保存とするものの、処理能力の変更を伴うものについては、事故時・法令違反時に行政が迅速に対応することを可能とする観点から、事後届出とすることが妥当。**
- ✓ 誤解を防止し、新制度の円滑な運用を確保する観点から、制度全体について**分かりやすさを確保**する必要。

産構審　分科会報告書における記載

現行法では、認定事業者・非認定事業者を問わず、軽微変更を除き、製造施設の位置・設備等の変更（設備変更）には都道府県知事又は政令指定都市の長の許可を受ける必要がある。**新たな認定制度の認定事業者においては**、その保安確保能力を踏まえ、**ガス種の変更又は製造能力が一定以上変更される場合など重要な変更については許可制を維持**しながらも、**軽微変更についてはその対象範囲を拡大した上で記録保存義務**とする。**それら以外の変更**については、事故時・法令違反時に行政が迅速に対応することを可能とするため、**行政による事業者情報の把握の観点から、事後届出（速やかに／変更後30日以内）**とすることとする。

（出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.18）

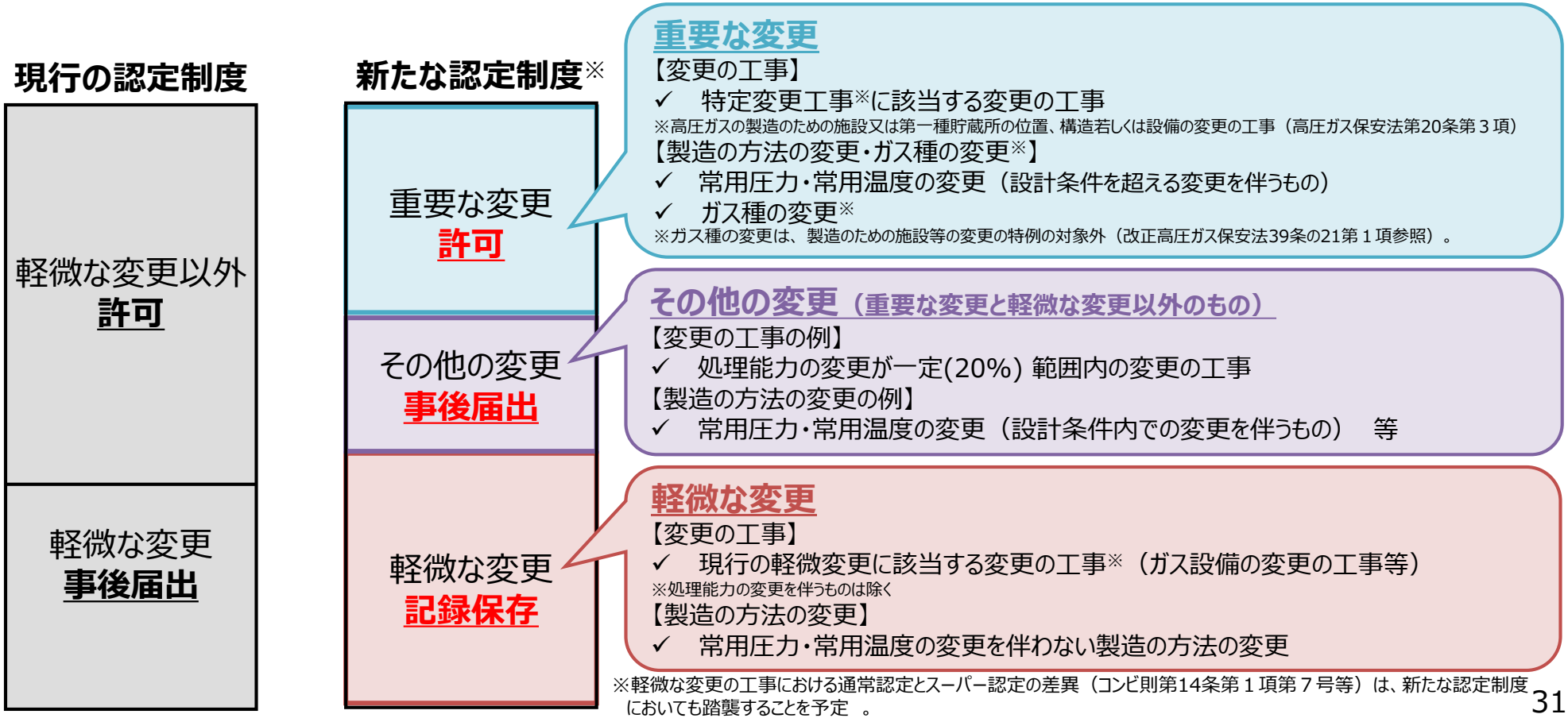
検討の視点

- 製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出等の特例の検討に際しては、以下の三つの視点を考慮する。
  - ✓ **工事の規模や製造施設に与える影響の大小**
  - ✓ **行政が事業者情報を把握する必要性**
  - ✓ **制度運用上の分かりやすさ**

5-3. 新たな認定制度の特例（製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出等）

- 新たな認定制度における製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出等は、完成検査との関係（詳細は次ページ）を含め、**新制度の円滑な運用を確保する観点から、以下の分類とする**。
- その際、**「重要な変更」と「軽微な変更」の内容については、省令等において限定列挙**するとともに、**その他の変更を含め詳細な解釈についても通達等で可能な限り明らかにする**ことで、わかりやすい制度とする。

製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出等の分類



※軽微な変更の工事における通常認定とスーパー認定の差異（コンビ則第14条第１項第７号等）は、新たな認定制度においても踏襲することを予定 。

5-4. 新たな認定制度の特例（製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出等）

- **製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出等と完成検査の要否の関係は、以下の整理とする。**
- なお、完成検査の検査記録は、現状届出義務となっているところ、**新たな認定制度においては記録保存義務**となるため、**完成検査終了後、速やかに運転を開始することができる。**

製造施設の位置・設備等の変更の許可・届出等と完成検査の要否の関係

現行の認定制度

変更の工事			
軽微な変更以外の変更	特定変更工事※1	許可	完成検査必要（事後届出）
	特定変更工事以外の工事		完成検査不要
軽微な変更※2		事後届出	完成検査不要

製造の方法の変更・ガス種の変更			
軽微な変更以外の変更		許可	完成検査不要

新たな認定制度

変更の工事			
重要な変更	特定変更工事※1	許可	完成検査必要（記録保存）
その他の変更	特定変更工事以外の工事	事後届出	完成検査不要
軽微な変更※2		記録保存	完成検査不要

製造の方法の変更・ガス種の変更※3			
重要な変更	✓ガス種の変更※3 ✓常用圧力・常用温度の変更（設計条件を超える変更を伴うもの）	許可	完成検査不要
その他の変更	✓常用圧力・常用温度の変更（設計条件内での変更を伴うもの）	事後届出	完成検査不要
軽微な変更	✓常用圧力・常用温度の変更を伴わない製造の方法の変更	記録保存	完成検査不要

※1　高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事（高圧ガス保安法第20条第３項）
※2　軽微な変更の工事の範囲については、今後、必要に応じて見直すことを想定。
※3　ガス種の変更は製造のための施設等の変更の特例の対象外（改正高圧ガス保安法第39条の21第１項参照）。

5-5. 新たな認定制度の特例（保安検査時期の柔軟化、定期自主検査義務の廃止）

保安検査時期の柔軟化

産構審　分科会報告書における記載

「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」については、現行の認定事業者制度と同様に自主検査を維持する。ただし、その際、新たな認定制度では、法適合性確認能力も含め、コンプライアンス体制の整備等の要件を拡充すること等も踏まえ、事業者が自ら完成検査・保安検査の結果を適正に確認するものとし、検査記録については都道府県知事への届出を要しないものとする。ただし、行政が立入検査等により完成検査・保安検査の状況を確認することができるよう、事業者は検査記録を保存するものとする。また、**保安検査については、**現行法上「定期に」行うことと限定されている。現時点では定期に行うことを基本とするものの、今後、CBMや常時監視等の導入が本格化することも想定し、新たな認定制度の認定事業者については、当該「定期に」との法律上の文言を削除する。この場合、**検査の時期については、経済産業省令で定めるものとし、具体的には、現時点では、定期に行うことを基本としつつ、CBMや常時監視等による場合には、それ以外の時期によることも可能とし得るよう措置する。**

（出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.19）

方針

- 保安検査は**定期に行う**。
- ただし、CBMや常時監視等の高度な情報通信技術の活用状況等を踏まえ、**保安の確保上問題がないと経済産業大臣が認める時期に行うことも可能とする**。

定期自主検査義務の廃止

産構審　分科会報告書における記載

定期自主検査は、第一種製造者等が保有する設備が技術上の基準に適合しているかの確認について、保安検査を補完する観点から規定されている検査である。また、認定対象となる第一種製造者については、定期自主検査の対象施設は保安検査の対象施設と同様にガス設備※1を基本とし、検査項目も重複的なものである※2。これらを踏まえ、新たな認定制度の認定事業者は、自立的に高度な保安管理を行うことができるため、保安検査の実施を前提に、**認定事業者には定期自主検査の規定を適用しない**こととする※3。

※1　ガス設備：高圧ガス製造施設のうち、製造をする高圧ガスのガス（その原料となるガスを含む。）の通る部分。

※2　定期自主検査の対象施設は、ガス設備（コンビ則第38条第2項）とされている。保安検査の対象施設は、告示で定める製造施設以外の製造施設（コンビ則第34条第1項）とされており、「製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示」には、保安検査を受ける必要のない製造施設として、①ガス設備以外の製造施設、②ガス設備のうち次に掲げるもの（可燃性ガス及び毒性ガス以外のガス設備等）等が規定されている。

※3　現在、**定期自主検査でのみ検査を行っている項目についても、継続的に検査を行っていくことを担保するため、例えば、更新認定に当たって、継続的な改善事項として考慮**する。

（出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.20）

方針

- 定期自主検査でのみ検査を行っている項目について、継続的に検査を行っていることを、**認定審査において確認※する**。

※「認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定に係る事業所の体制の基準を定める告示」第10条第２項第４号ロ(1)の要件充足性を審査する際に確認することを予定。

5-6. 新たな認定制度の特例
（危害予防規程の届出義務・保安人員の選解任の届出義務の廃止、保安人員の配置の柔軟化）

危害予防規程の届出義務・保安人員の選解任の届出義務の廃止

産構審　分科会報告書における記載

新たな認定制度における認定事業者は、**危害予防規程の作成・変更や、保安人員の選解任については、自立的に管理するものとし、都道府県知事等への個別の届出は要しないものとする**。ただし、行政が立入検査等によりその実施状況を確認できるよう、 **記録保存義務を課す**ものとする。

（出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.19）

方針

- 危害予防規程の作成・変更や、保安人員の選解任は記録保存とされた。記録保存は、文書による保存方法に加え、**電磁的方法**によることも可能とする。
- 電磁的方法による記録保存は、**クラウド保存による場合も想定して、関連規程※を見直す**。

※「電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準」

保安人員の配置の柔軟化

産構審　分科会報告書における記載

現行法では、「製造のための施設の区分ごとに」保安係員及び保安主任者を配置することになっている。新たな認定制度の認定事業者においては、これを基本としつつも、**コンビナート連携の進展や、常時監視・遠隔監視システムの導入などを踏まえ、 法律上は「製造のための施設の区分ごとに」とせず、保安人員を柔軟に配置することを許容**するとともに、**必要人員の配置の適正化について検討**する。

（出典：産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書（令和3年12月）P.19）

方針

- 保安人員の配置の方法は、高度な情報通信技術の活用状況等を踏まえて、個別具体の事例ごとに判断することが適切。
- このため、高度な情報通信技術の活用により、適切な監視体制が確保され、また、緊急事態への対応も可能であるなど、**適切な保安管理が行えると経済産業大臣が認める場合**に、**保安人員の柔軟な配置を許容する**。

１．高圧ガス保安法における新たな認定制度の概要

２．主な審議事項と施行に向けたスケジュール

３．新たな認定制度のコンセプト

４．新たな認定制度の要件

５．新たな認定制度の特例

６．A認定事業者向け特例措置

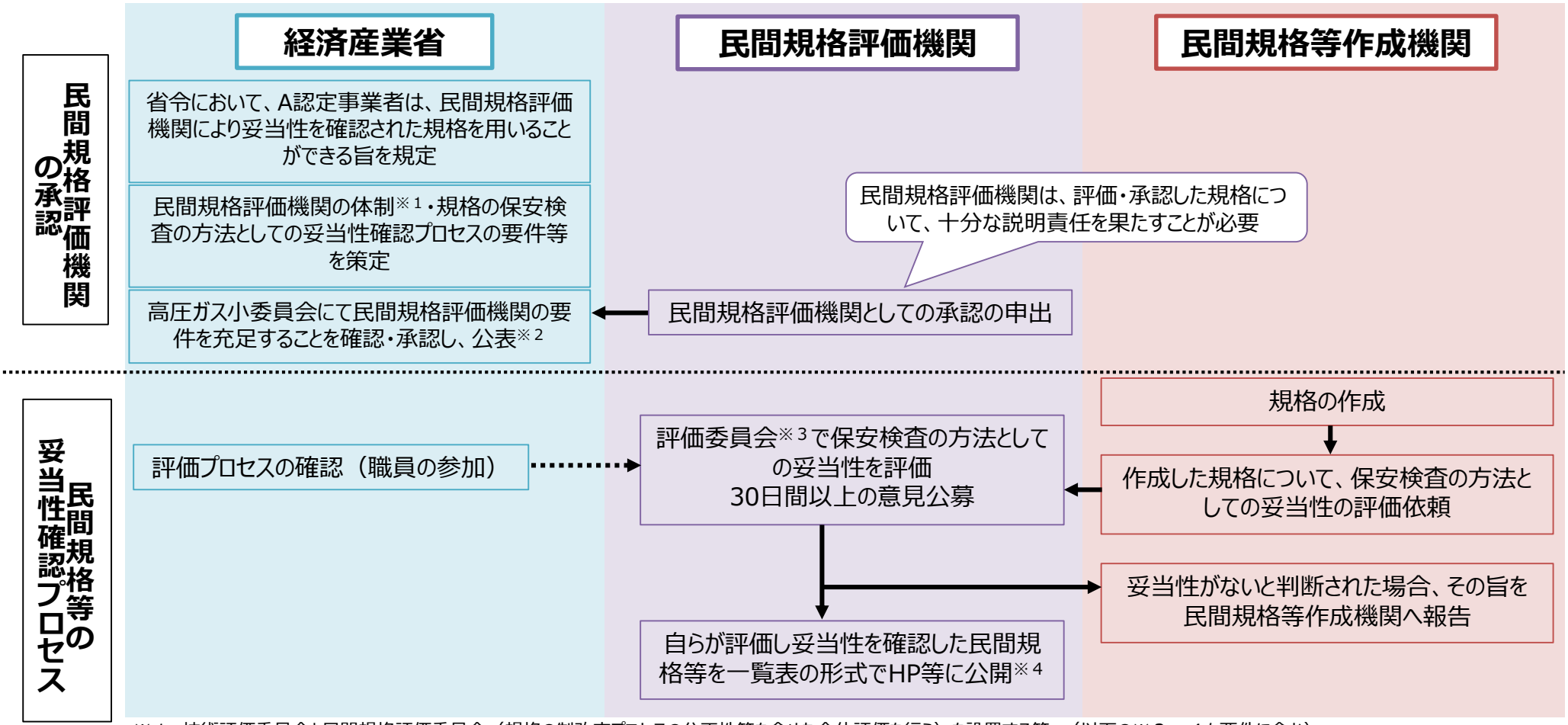
７．新たな認定制度の審査体制

８．新たな認定制度の認定の更新期間

９．移行措置

6-1. A認定事業者向けの特例措置（電力分野を参考とした新たな仕組みの導入）

- **<u>A認定事業者を対象に、国が定める要件を満たす民間規格評価機関が承認した検査等に係る基準・規格であれば、高圧ガス保安法上の適切な検査方法と認めることとする仕組みを導入</u>**する。



※1　技術評価委員会と民間規格評価委員会（規格の制改定プロセスの公正性等を含めた全体評価を行う）を設置する等。（以下の※２～４も要件に含む）
※2　国は、承認した民間規格評価機関の活動について、年に１回高圧ガス小委員会に報告し、当該民間規格評価機関が民間規格等を適切に評価・承認できることを確認。
※3　民間規格等に係る技術分野に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の専門家から構成。
※4　規格として承認された日から少なくとも五年に一回は、改正、廃止又は確認が行われるよう適切に管理。

6-2. 民間規格評価機関の承認・要件適合性の確認

- 国は、**候補となる機関が民間規格評価機関の要件を満たすことを確認し、承認する**。
- 国は、承認した民間規格評価機関について、民間規格等の**妥当性確認プロセスが要件に従い運営されていることを確認**し、**必要があると認められる場合は改善指導等**を行う。
- 民間規格評価機関は、**年１回以上の外部評価**を受け、**妥当性確認プロセスが適切に運営されていることを自ら確認**し、必要に応じて改善策を講じる。

➢ 国による民間規格評価機関の承認

- 国は、高圧ガス小委員会において、候補となる機関が民間規格評価機関の要件を満たしているかどうかを確認し、承認する。
- 国は、国の審議会の議事録や、民間規格評価機関の要件等について確認した内容をホームページ等で広く公開する。

➢ 国による確認

- 国は、年に１回、民間規格評価機関の活動について高圧ガス小委員会に報告し、当該民間規格評価機関が民間規格等を適切に評価できることを確認する。

➢ 外部機関による評価

- 民間規格評価機関は、妥当性確認プロセスが適切に運営されていることを自ら確認するため（PDCAサイクルの構築）、外部評価を受け、その結果に基づく改善等を定期的に行う。

6-3. 民間規格評価機関における民間規格等の妥当性確認プロセス①

- 民間規格評価機関は、**技術評価委員会**（技術的な側面の評価を行う）及び**民間規格評価委員会**（規格の制改定プロセスの公平性、客観性及び透明性等を含めた全体的な評価を行う）を設置するなど、民間規格等の妥当性確認のための**十分かつ確実な評価体制を構築**する。

➢ 評価の方法

- 民間規格等の評価に当たっては、技術的な側面の評価を行う技術評価委員会と民間規格制改定プロセスの公平性、客観性及び透明性等を含めた全体評価を行う民間規格評価委員会を設置する。また、評価対象となる民間規格等に応じた適切な審議回数を確保することなどにより、十分な評価が行われるようにする。
- 評価対象となる民間規格等の作成に関与した専門家は評価に関与すべきではなく、これが確実に担保される措置を講じる。

➢ 技術評価委員会

- 民間規格等の技術的な側面の評価にあたっては、専門家、民間規格等を使用する事業者等（業界団体、エンジ会社、メーカー、検査会社等）も加える等、評価対象となる民間規格等に関係するできるだけ幅広い者の参加を必要とする。

➢ 民間規格評価委員会

- 民間規格等の評価にあたっては、規格内容の技術分野の専門家に加え、消費者問題、法律及びジャーナリズムを含む幅広い観点から評価を行う専門家の参加を必要とする。

6-4. 民間規格評価機関における民間規格等の妥当性確認プロセス②

- 民間規格評価機関は、**民間規格等の保安検査の方法としての妥当性について評価**を行う。
- 民間規格評価機関は、妥当性を確認した民間規格等をリストに掲載し、**公開**する。
- **国は**、技術評価委員会と民間規格評価委員会への立合い等により、**民間規格評価機関における民間規格等の妥当性確認プロセス全体を確認する**。

➢ 評価の観点

- 民間規格評価機関は、当該民間規格等が技術の動向や関連する最新の知見を適切に踏まえているか等を踏まえた評価を行い、結果を評価書にとりまとめる。

➢ 妥当性を確認した民間規格等のリストへの掲載

- 民間規格評価機関は、評価書をとりまとめ、保安検査の方法としての妥当性を確認した民間規格等を、民間規格評価機関が公開する「民間規格評価機関が承認した民間規格等」のリストに掲載する。

➢ 妥当性確認プロセスにおける国の関与

- 国は、民間規格評価機関における民間規格等の妥当性確認プロセス全体について、技術評価委員会と民間規格評価委員会への立会い等により確認する。

１．高圧ガス保安法における新たな認定制度の概要

２．主な審議事項と施行に向けたスケジュール

３．新たな認定制度のコンセプト

４．新たな認定制度の要件

５．新たな認定制度の特例

６．A認定事業者向け特例措置

７．新たな認定制度の審査体制

８．新たな認定制度の認定の更新期間

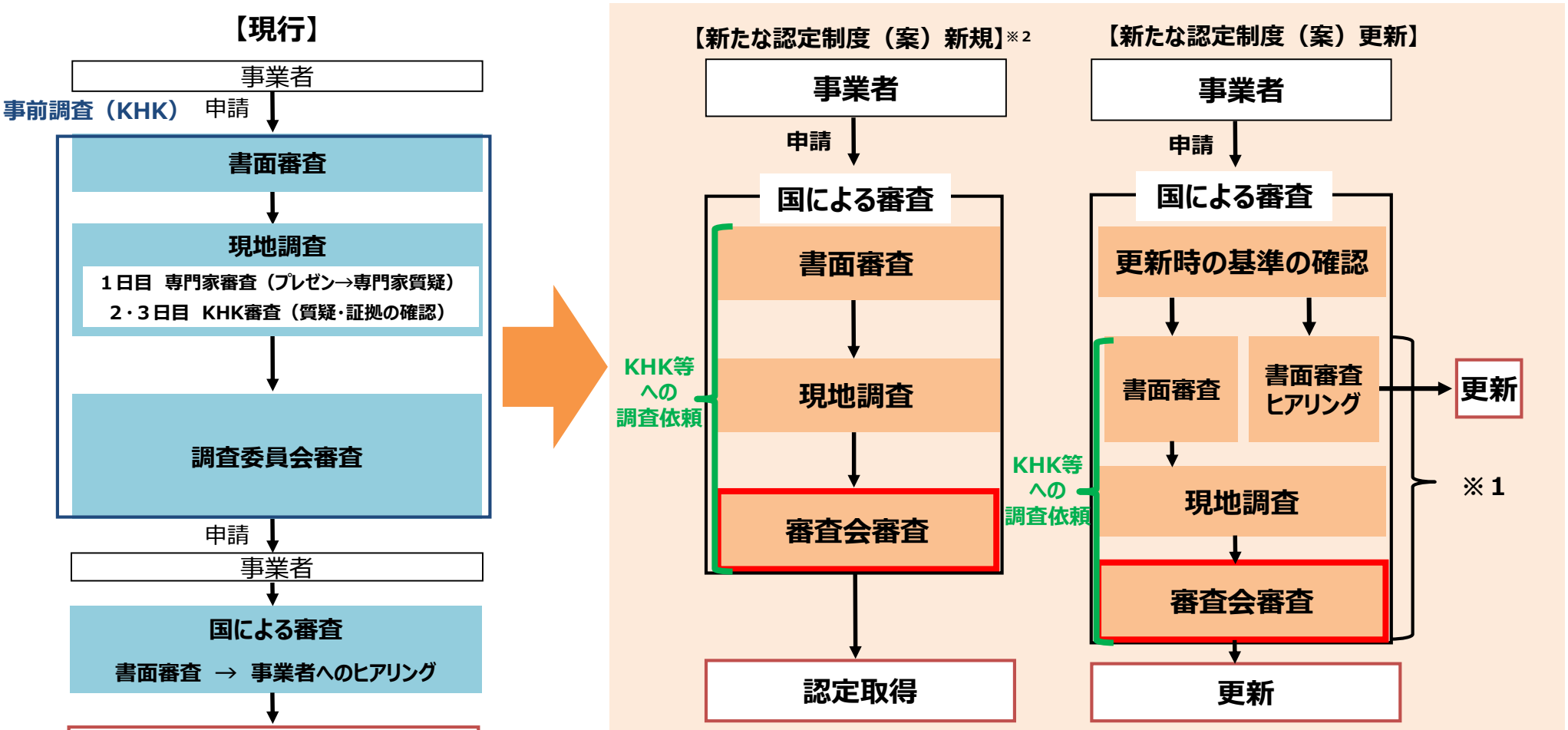
９．移行措置

7-1. 新たな認定制度における認定審査のコンセプト

- 新たな認定制度では、**安全の確保及び向上を前提に、合理的かつ迅速な審査手続とする観点**から、**国が**（KHK等への意見聴取・調査依頼、外部有識者からなる審査会審査などを活用しつつ）**審査を行う**。

  ① **審査プロセスの合理化（プロセスの合理化、申請書類・手数料の見直し、評価結果のランク付け廃止等）**

  ② **審査基準の透明化（審査基準・審査会審査の議事要旨※の公開）** ※企業の機密情報等を除いた上で作成。



※1　特に変更点を重点的に審査

※2　新規でA・B認定を受ける場合（但し、現行認定を受けている者の新制度認定審査では、特に変更点を重点的に審査）

7-2. 新たな認定制度における審査プロセスに関する論点

- 新たな認定制度における審査体制について、下記の論点を反映。

論点①　調査依頼制度の詳細

- ✓ **対象とする範囲**
- ✓ **指定機関の要件**
- ✓ **初回申請時の扱い**

【産構審分科会報告書における記載】

国は、国の検査及び審査会審査を行う案件のうち、必要と認めたときは、その範囲を定めて、KHK又は指定機関に意見を聴取し、又は調査を依頼できるものとする。KHK等の調査が行われた場合、国の検査は、その範囲で省略され、重複の検査・調査は行わない。KHK等が一部の調査を行う場合、運用上は、国とKHK 等は一緒に（一回で）検査・調査を行う。

（出典：産業構造審議会　保安・消費生活用製品安全分科会　報告書（令和3年12月）P.25）

論点②　審査会審査の詳細

- ✓ **審査方法**
- ✓ **委員構成**

【産構審分科会報告書における記載】

〇新規認定：全数を国の検査及び審査会審査（注）を行う。

○更新：国が、一次的審査（書面審査・ヒアリング）で全ての認定基準を確認した上で、新規認定以降の事故の発生状況等を踏まえ安全の確保及び向上の観点から問題がないと認められない場合には、国の検査及び審査会審査（注）を行う。

（注）審査会審査：外部有識者（KHK、高圧ガスやIoT等のテクノロジーに関する学識経験者等）からなる審査会で行う審査

（出典：産業構造審議会　保安・消費生活用製品安全分科会　報告書（令和3年12月）P.24 図21）

論点③　更新時に現地調査・審査会審査を実施する場合の基準

- ✓ **認定更新時に、現地調査・審査会審査を実施する場合の基準**

【産構審分科会報告書における記載】

更新では、国が、一次的審査（書面審査・ヒアリング）で全ての認定基準を確認した上で、新規認定以降の事故の発生状況や法令違反（労安法等含む）、行政指導等の有無、また、大幅な変更（設備構成・製造能力・ガス種等）の有無等を踏まえ、安全の確保及び向上の観点から問題がないと認められない場合には、国の検査及び審査会審査を行うものとする。

（出典：産業構造審議会　保安・消費生活用製品安全分科会　報告書（令和3年12月）P.25）

7-3. 論点① 調査依頼制度の詳細について

- **審査を国が行う**方針を踏まえ、調査依頼制度の詳細を下記のとおりとする。

✓ 調査依頼を行う場合

- **初回申請時**※及び**認定更新時に安全の確保及び向上の観点から問題がないと認められない場合**には、国は**調査依頼を行う**。
  ※現行の認定事業者が新たな認定制度を初めて申請する場合も含む。

✓ 調査依頼制度における調査の方針・対象とする範囲

- 経済産業大臣からKHK又は指定機関（以下「KHK等」という。）への調査依頼の対象は、書面審査及び現地調査とする。
- 書面審査及び現地調査では、事業所が認定要件を充足しているかについて確認・審査を行う。
- 調査依頼制度における確認・審査は、**国の責任の下、審査基準に示されている項目の範囲内で行うことを原則**とする。ただし、認定要件の範囲内であれば※、審査基準に示されていない視点であっても、確認・審査を行うことができる。
  ※安全の確保及び向上のための意見を述べることもできるが、要件充足性の判断に影響は及ぼさない。

✓ 現地調査への国（本省）の関与

- 国（本省）はKHK等が行う現地調査に参加し、審査をKHK等とともに行う。

✓ 指定機関の要件

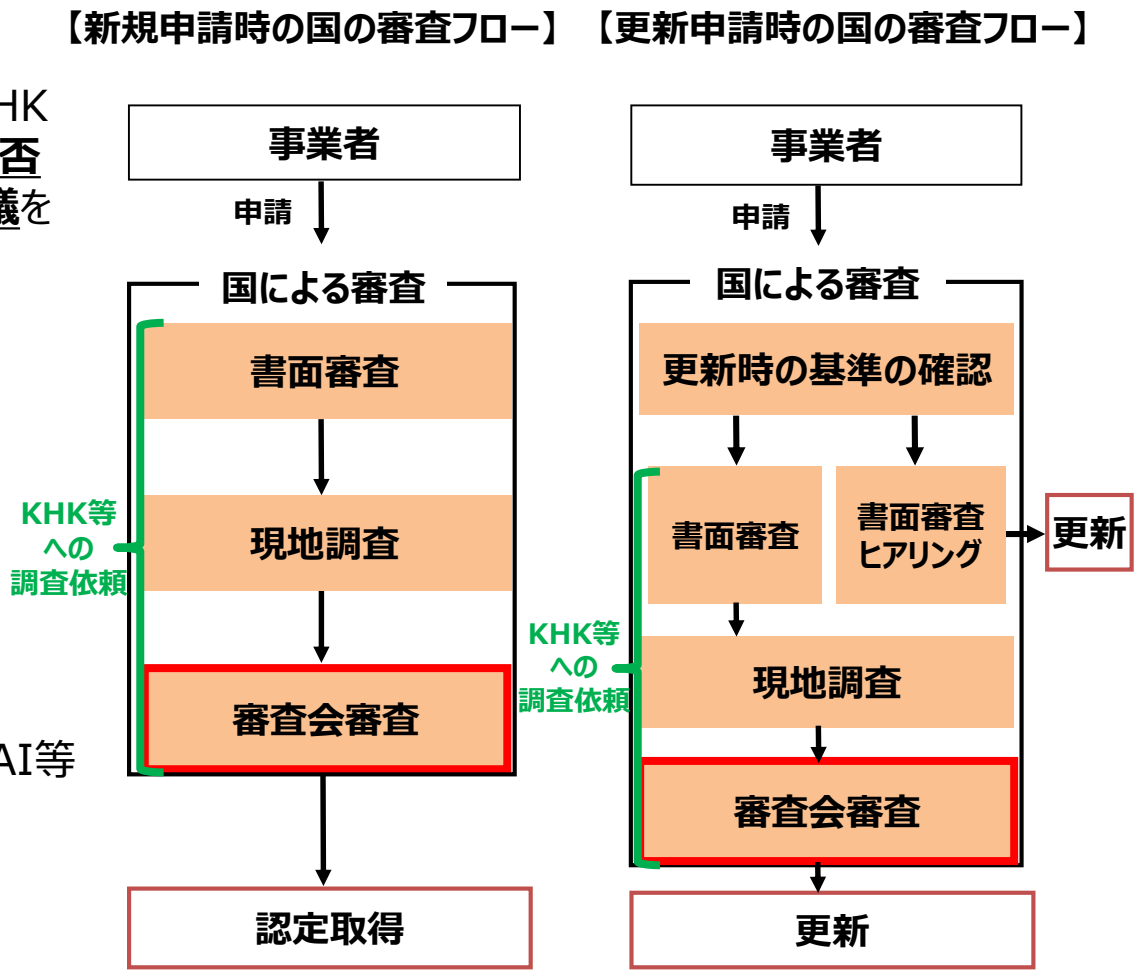
- サイバーセキュリティの専門性の有無も考慮し、指定機関の要件を定める。

7-4. 論点② 審査会審査の詳細

● 審査会審査の審査方法及び委員構成を下記のとおりとする。

✓ 審査会審査の審査方法

- ４半期に一度開催する。
- 国及び調査依頼制度に参加する専門機関（KHK等）から**書面審査と現地調査の審査結果（合否等）を報告**する。その後、**審査結果について審議**を行う。
- 申請者（事業者）は不参加とする。
- **議事要旨は公開**※する。
  ※企業の機微情報を除いた上で作成。



✓ 審査会審査の委員構成

- **委員**

以下の分野の**外部有識者１０名程度で構成**する。
【外部有識者の主な分野】
✓ 学識経験者（高圧ガス、安全工学、IoT・BD/AI等のテクノロジー、サイバーセキュリティ）
✓ 企業法務（コンプライアンス）
✓ 企業ＯＢ等（実務経験者）
✓ 高圧ガス保安協会（ＫＨＫ）　等

- **オブザーバー**

✓ 申請事業所を管轄する地方自治体

7-5. 論点③ 更新時に現地調査・審査会審査を実施する場合の基準

- **新たな認定制度**においては、**国による書面審査・ヒアリングにより認定の更新を認める制度を新たに導入**する。
- その際、５年間（A認定の場合は７年間）の認定期間内に、**以下①～③の基準のいずれかに該当することとなった場合は、安全の確保及び向上の観点から問題がないと認められないと判断**し、現地調査及び審査会審査を行う。

更新時に現地調査・審査会審査を実施する場合の基準

①事故や労働災害の有無

✓ **Ｂ２級※１以上の事故が発生**している事業所

✓ **死亡又は休業４日以上の労働災害※２が発生**している事業所

※１　同一事業所において、Ａ級事故、Ｂ級事故又はＣ１級事故が発生した日から１年を経過しない間に発生したＣ１級事故（高圧ガスに係る事故に限る。）（「高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領」３(2)）

※２　従業員・協力会社の社員について、認定事業所のプラント内（高圧ガス製造施設以外も含む）で発生した労働災害を対象とする。ただし、交通事故や腰痛、躓き等の事業所の安全管理と関係が希薄なものは除外する。

②法令違反の有無

✓ 高圧ガス保安法の法令違反が**２回※３以上**発生している事業所
（ただし以下の法令違反については**１回**）

① 死亡事故が発生したもの
② １００件を超えるような多数の法令違反を伴うもの
③ 国の行政処分が行われているもの
④ 国の行政文書による注意等が行われているもの

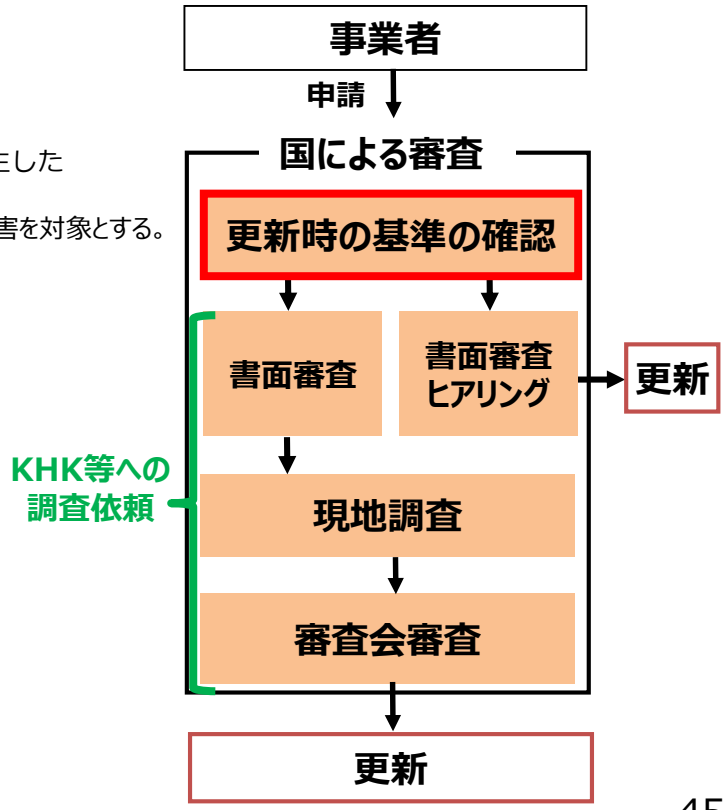
※３　原則として、事業者からの報告数をカウントする。

③大幅な設備変更の有無

✓ **認定の対象に新たに高圧ガス製造施設を追加**する事業所※４

※４　既存の認定施設において設備の変更工事が行われた場合、ガス種の変更等が行われた場合は含まない。

【更新申請時の国の審査フロー】



7-6. 新たな認定制度の審査体制（審査基準の作成･公開）

- 認定審査の透明性を確保する観点から、すべての認定要件について、認定審査時の**評価の視点**と**確認する書類の例**を明らかにした**審査基準を作成し公開**する。
- 審査基準は、今後、関係者の意見を参考に、国が作成する。

審査基準のイメージ

認定の基準	確認する書類	評価の視点
● 法人の代表者によって、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。	● 要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 ✓ 経営理念が記載されたもの ✓ 基本方針が記載されたもの ✓ 社員へイントラネット、カード等により配信・配布している又は社内掲示しているもの ✓ 保安に係る諸施策についての、経営層と現場従業員との対話やアンケート等の実績	● 法人の代表者によって、経営理念、基本方針が系統立って作成されており、本社の姿勢、保安活動への経営者のコミットメントが示されている。 ● 全ての就業者が経営理念等を理解できるような取り組みを行っている。
● 役員を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。	● 要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 ✓ 本部等の設置規程等 ✓ 保安管理の基本方針の決定及び各事業所ごとの保安管理実績の検討等が分かるもの	● 保安対策本部等が設置されており、組織、メンバー構成、設置目的等を示す規程・基準類が整備されている。 ● 取締役（指名委員会等設置会社においては執行役）が長となっている。 ● 保安対策本部等において、保安活動を定期的に計画し、その実績を評価している。
● 保安管理部門が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該部門の意見が十分に反映されることが、明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。	● 要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 ✓ 職務分掌規程等 ✓ 安全環境計画、生産計画及び設備管理計画等に保安管理部門の意見が反映されていることを示す会議議事録 ✓ 保安管理部門から社内外の保安関連情報（重大事故情報を含む）を展開し、それを踏まえて対応を行ったことを示すもの	● 保安管理部門が設置されている。 ● 安全環境計画、生産計画及び設備管理計画に保安管理部門の意見が反映されている。

7-7. 新認定制度における現行制度からの変更点

● 新認定制度では、**申請書類と審査プロセスを合理化**する。

①申請書類の合理化

● 審査基準に則った申請書類の作成による**ペーパーワークの軽減**
申請書類は、審査基準を踏まえて事業者が自ら記入する様式と、根拠となる規程の抜粋等の関連書類の提出のみを求める

● **A認定とB認定の認定申請書、変更届出等の統合**※
現行制度においてスーパー認定の取得を希望する場合、通常認定とスーパー認定双方への申請が必要とされているところ、新認定制度では申請書を統合し、A認定の申請のみを求める

※A認定を申請した結果、B認定の要件のみを満たす場合には、B認定の認定証を交付する。

②審査プロセスの合理化

● **現地調査の期間短縮**
専門委員による審査を廃止し、調査期間は２日間程度に短縮

＜現地調査のスケジュールイメージ＞
初日
午前　経営トップのコミットメントの要件の審査
午後　テクノロジー活用の要件
　　高度なリスク管理体制の要件の審査
２日目
午前　サイバーセキュリティ等関連リスクへの対応の要件の審査
午後　高度なリスク管理体制の要件の審査

● 評価結果の**ランク付け廃止**
A～Dのランク付けは廃止し、認定要件への適合の有無、認定取得の可否のみで判断する

＜申請時に提出を求める様式のイメージ＞

認定の基準	確認する書類	評価の視点	申請者の記載欄
● 法人の代表者によって、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。	● 要件を満足することを示した説明文書であって、例えば以下のもの。 ✓ 経営理念が記載されたもの ✓ 基本方針が記載されたもの ✓ 社員へイントラネット、カード等により配信・配布している又は社内掲示しているもの ✓ 保安に係る諸施策についての、経営層と現場従業員との対話やアンケート等の実績	● 法人の代表者によって、経営理念、基本方針が系統立って作成されており、本社の姿勢、保安活動への経営者のコミットメントが示されている。 ● 全ての就業者が経営理念等を理解できるような取り組みを行っている。	● ～ **※添付書類** **・A社経営理念の抜粋** **・A社HPの抜粋** **・規程の抜粋**

7-8. 新たな認定制度の審査体制（新たな認定制度における審査期間の目安）

- 新たな認定制度における認定審査は**４半期単位で実施**する。
- **申請が経済産業省に到達してから国が当該申請に対する処分をするまでに要する期間**は**４か月程度**（認定更新時に現地調査・審査会審査を行わない場合は**３カ月程度**）を想定※。

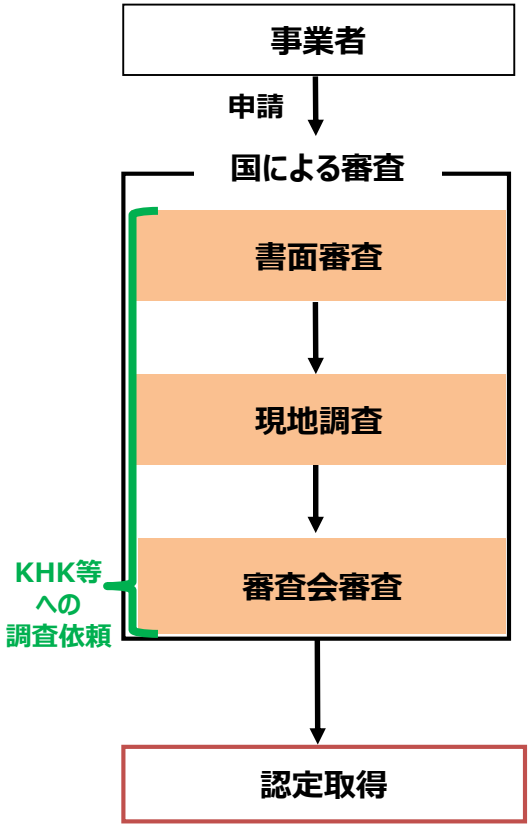
※申請者が国の審査に協力した場合の目安期間。なお、申請書類に重大な漏れがあった場合など、事業者側の要因により審査が長引く可能性あり。

新規※１の場合

スケジュールのイメージ

（８月頃～11月頃に認定更新期限を迎える事業者を想定）

４月中旬
申請書の提出
５月中旬～６月中旬
現地調査
７月中旬
審査会審査
８月上旬
大臣認定証の交付

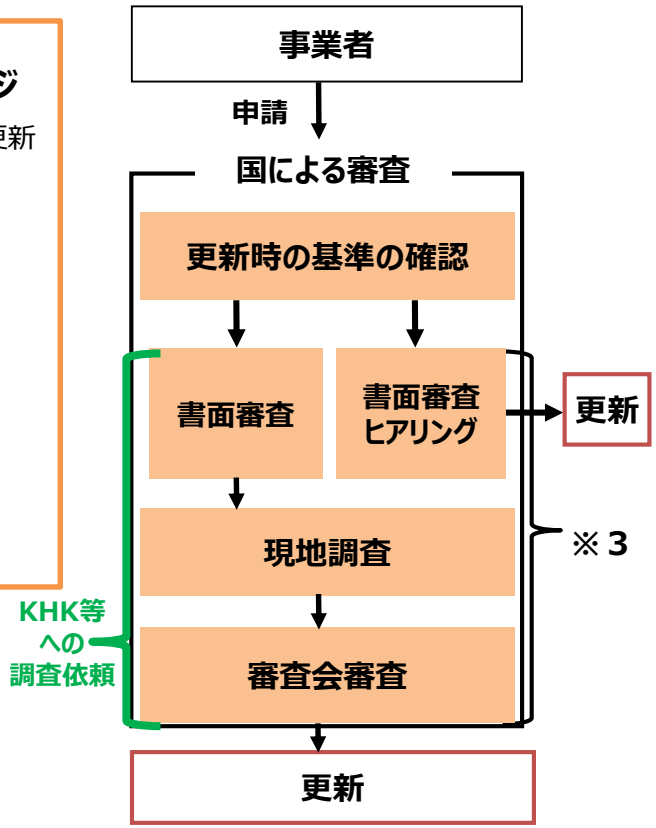


更新の場合※２（現地調査・審査会審査が省略される場合）

スケジュールのイメージ

（７月頃～１０月頃に認定更新期限を迎える事業者を想定）

４月中旬
申請書の提出
５月中旬～６月中旬
国のヒアリング
７月上旬
大臣認定証の交付



※１　新規でA・B認定を受ける場合（ただし、現行認定を受けている者の新制度認定審査では、特に変更点を重点的に審査）
※２　更新時に現地調査・審査会審査を実施する場合は、新規の場合と同様のスケジュールを想定。
※３　特に変更点を重点的に審査

１．高圧ガス保安法における新たな認定制度の概要

２．主な審議事項と施行に向けたスケジュール

３．新たな認定制度のコンセプト

４．新たな認定制度の要件

５．新たな認定制度の特例

６．A認定事業者向け特例措置

７．新たな認定制度の審査体制

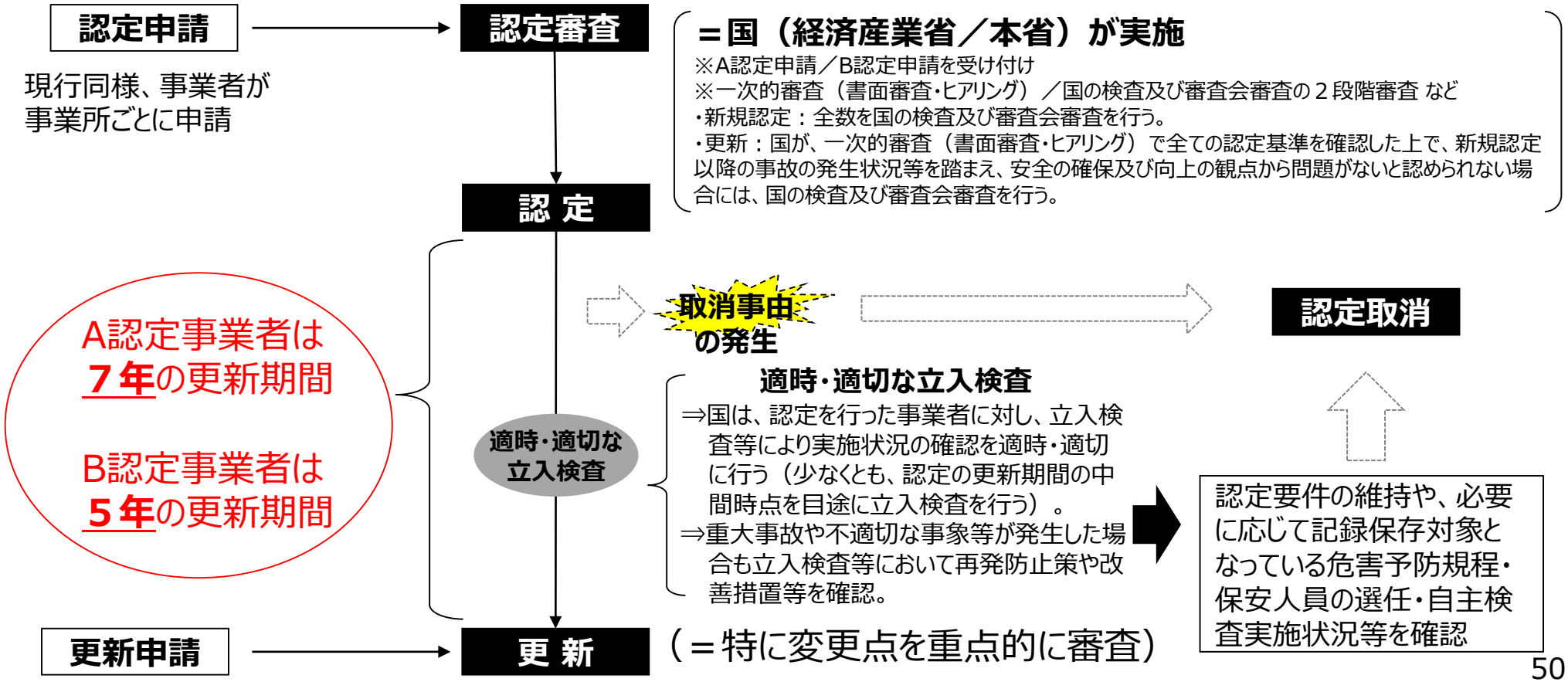
８．新たな認定制度の認定の更新期間

９．移行措置

８．新たな認定制度の認定の更新期間について

- 新たな認定制度における認定の更新期間については、①新制度では一部の要件が拡充されるものの、要件の大部は現行制度と同等の保安レベルを求めるものであること、②特例の範囲が現行制度よりも拡充されること、③近年の認定事業所の重大事故・法令違反の状況を考慮する必要があることを踏まえ 、現行認定制度同様、**A認定（スーパー認定相当）7年、B認定（通常認定相当） ５年とする**。

＜認定から更新までのフロー図＞



１．高圧ガス保安法における新たな認定制度の概要

２．主な審議事項と施行に向けたスケジュール

３．新たな認定制度のコンセプト

４．新たな認定制度の要件

５．新たな認定制度の特例

６．A認定事業者向け特例措置

７．新たな認定制度の審査体制

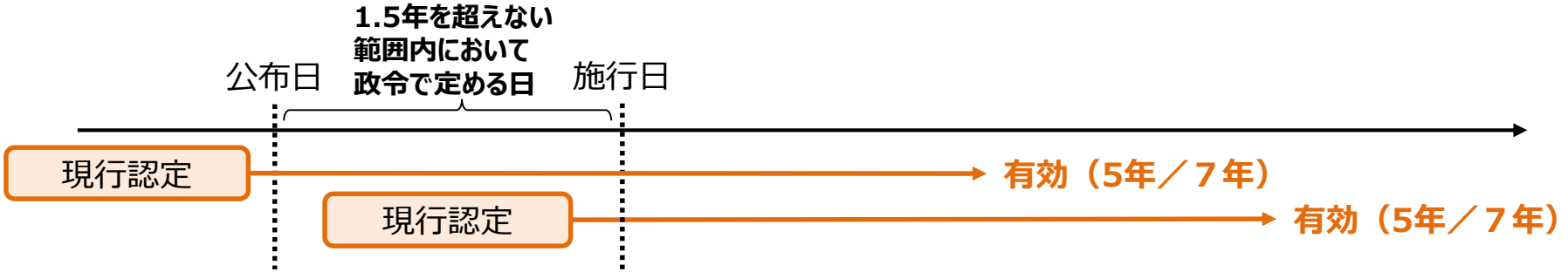
８．新たな認定制度の認定の更新期間

９．移行措置

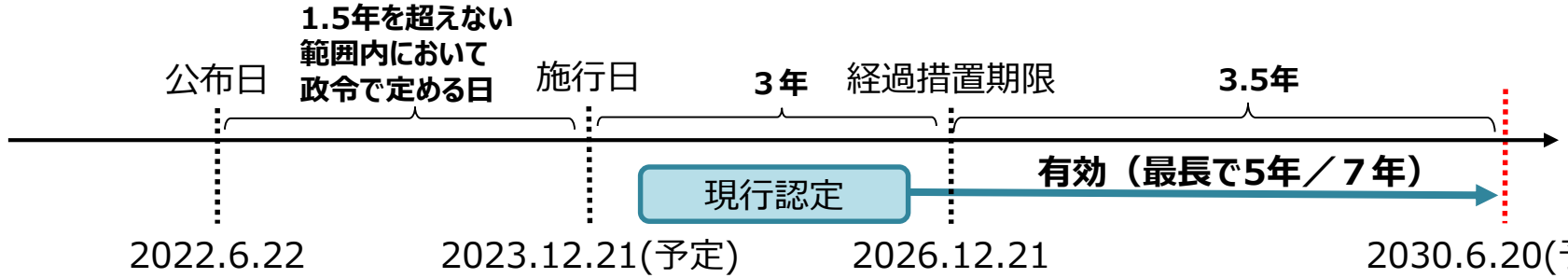
9．高圧ガス保安法の認定制度における移行措置について

- 改正法の施行より前に、現行「認定事業者」制度の認定を受けている事業者については、**改正法施行後も、当該認定の有効更新期間までは、その認定の効力を維持**する。
- また、改正法施行後は、**移行準備期間として3年の経過措置期間を設定（附則第1条第4号）**。同期間は、**現行認定又は新認定いずれかの申請を可能とし、事業者側の円滑な移行**を可能とする。
- **経過措置期間において現行の認定事業者制度の認定が認められた場合の当該認定の有効期間は、経過措置期限から3.5年（2030年6月頃まで）とする。(附則2条第2項及び第3条第2項)**
- 経過措置期間中に現行の認定事業者制度の認定を受けた事業者が、**現行認定の有効期間中に、新たな認定制度の認定を取得する際の審査は、二重審査を排除するなど合理的かつ迅速なものとする**。

①現行「認定事業者」制度において認定を受けている事業者の権利保証



②経過措置期間の設定（現行「認定事業者」制度の一定期間の維持）～移行準備期間



「コンビナート等保安規則の一部を改正する省令案」等について

令和５年９月
経済産業省
産業保安グループ
高圧ガス保安室

１．概要

令和４年６月 22 日に高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 74 号。以下「改正高圧法」という。）が公布された。現行の高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「高圧法」という。）においては、高圧ガスを製造する一部の事業者に対して、年に一度、設備を停止して都道府県等による保安検査の受検義務等を課している（高圧法第 35 条参照）ところ、主にコンビナートに位置する製油所や化学工場等の大規模事業者を対象に、かかる保安検査を事業者自ら実施することを可能とする旨の特例措置等を付与する認定制度（高圧法第三章の二参照。以下「現行認定制度」という。）がある。改正高圧法においては、産業保安分野における技術革新の進展及び人材の高齢化に対応するため、高度な情報通信技術を活用した保安の促進に向けて現行認定制度の見直しを行うこととし、高度な情報通信技術の活用等を認定要件に追加した認定高度保安実施者制度（改正高圧法第 39 条の 13 参照。以下「新認定制度」という。）が創設された。

これを踏まえ、認定高度保安実施者制度の詳細等を定める必要があるため、今般、以下の省令・告示・通達の改正を行う。

<u>省令</u>

- ✓ 一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）
- ✓ コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）
- ✓ 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）
- ✓ 高圧ガス保安協会規則（昭和四十一年通商産業省令第五十五号）
- ✓ 高圧ガス保安協会の財務及び会計に関する省令（昭和五十年通商産業省令第七十二号）

<u>告示</u>

- ✓ 認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準を定める告示（新設）
- ✓ 高圧ガス保安法に係る印紙をもつて納付することができる手数料を定める件（平成十二年十二月二十六日通商産業省告示第八百八十七号）
- ✓ 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令第六十六条の四の規定に基づく研修に関する告示（平成十二年六月三十日通商産業省告示第四百二十六号）

通達

- ✓ 高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について（平成 12・09・20 立局第３号）
- ✓ 高圧ガス保安法第 14 条第１項及び第４項、第 19 条第１項及び第４項並びに第 24 条の４第１項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて（20210201 保局第１号）
- ✓ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（20211020 保局第１号）
- ✓ 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について(20220323 保局第２号)
- ✓ 特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（20220323 保局第２号）
- ✓ 高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（20230316 保局第１号）
- ✓ 認定高度保安実施者の認定について（新設）
- ✓ 認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について（新設）
- ✓ 民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（新設）

２．一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則における主な措置事項

（１）認定高度保安実施者制度について

（ア）制度概要

現行の高圧法においては、①完成検査を自ら実施することが可能となる「認定完成検査実施者」制度（高圧法第 20 条第３項第２号)、②保安検査を自ら実施することが可能となる「認定保安検査実施者」制度（高圧法第 35 条第１項第２号）の二制度が存在する。また、①②それぞれについて、③認定の有効期間を長期化する制度（高圧ガス保安法施行令（平成９年政令第 20 号。以下「令」という。）第 10 条ただし書。以下「スーパー認定制度」という。）が設けられている。

改正高圧法においては、認定完成検査実施者制度と認定保安検査実施者制度を統合し、当該現行の認定制度を発展的に解消した認定高度保安実施者制度を措置する。また、現行認定制度を踏襲して、特に高い保安力を有する事業者については、認定の有効期間を通常の５年間よりも長期化した７年間とする等の特例措置を認める制度を設ける（以下、認定の有効期間が長期化される事業者を「特定認定高度保安実施者」という。)。

（イ）認定の申請（一般則第 94 条の７の２、コンビ則第 49 条の７の２）

認定高度保安実施者の認定の申請は、指定の様式に、認定基準に適合していることを説明する書類等を添えて行う※。

※特定認定高度保安実施者の認定の申請は、指定の様式の右上欄「特定」に丸を付けたうえで、特定認定高度保安実施者の認定基準に適合していることの説明が必要となる。

その際、現行認定制度と同様に、認定の対象とする施設を明らかにすることを要する。具体的には、指定の様式の「自ら完成検査を行う製造施設」・「自ら保安検査を行う特定施設」の欄に、認定の対象とする施設を記載することによって、認定の対象とする施設を明らかにしなければならない。

（ウ）認定の基準（一般則第 94 条の７の３、コンビ則第 49 条の７の３）

認定高度保安実施者の認定の基準は、現行認定制度の基準を踏襲しつつも、以下①～③については追加的な対応を求めることとする。

①コンプライアンス体制の整備、コーポレート・ガバナンスの確保

近年、認定事業所において法令違反に起因した認定取消の事案が発生していることを踏まえ、「コンプライアンス体制の整備、コーポレート・ガバナンスの確保」が行われていることを追加的に求める。具体的には、以下の要件を追加的に求める（一般則別表第６、コンビ則別表第９及び第 10)。

・監査役の監査が実行的に行われることを確保するための体制が整備されていること
・保安管理を担当する役員が選任されていること

②高度なテクノロジーの活用

保安分野における高度なテクノロジー活用の促進という認定高度保安実施者制度の制度目的を踏まえ、高度なテクノロジーの活用が行われていることを追加的に求める（改正高圧法第 39 条の 14 第１項第２号)。具体的には、以下の要件を追加的に求める（一般則第 94 条の７の３第２項、コンビ則第 49 条の７の３第２項)。

- ✓ 保安の確保の方法が高度なテクノロジーを用いたものであること。
- ✓ 高度なテクノロジーを用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。
- ✓ 申請に係る特定製造者の役員又は事業所の長が、高度なテクノロジーを用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。

③サイバーセキュリティ対策の実施

テクノロジーの活用を促進する一方で、サイバーセキュリティリスクへの備えも行う必要があることから、サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応の要件を追加的に求める。具体的には、サイバーセキュリティの確保に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行っていることを求める（一般則別表第６、コンビ則別表第９及び第 10)。

（エ）認定に係る調査（一般則第 94 条の７の３、コンビ則第 49 条の７の３）

経済産業大臣は、認定の申請者が認定の基準に適合するか否かについて、書類審査及び現地調査等によって確認を行う（一般則第 94 条の７の３第５項、コンビ則第 49 条の７の３第５項)。また、経済産業大臣は、専門的技術的事項の確認を行う場合には高圧ガス保安協会等へ調査の依頼を行うことができ、かかる調査依頼を行う場合には、申請者に対して調査通知書を発出してその旨を通知する（一般則第 94 条の７の４第２項、コンビ則第 49 条の７の４第２項)。

経済産業大臣は、認定の申請者が認定の基準に適合することを確認した場合には、認定証を交付する（一般則第 94 条の７の３第６項、コンビ則第 49 条の７の３第６項)。

（オ）認定の更新（一般則第 94 条の７の５、コンビ則第 49 条の７の５）

認定の有効期間は５年間（特定認定高度保安実施者の場合は７年間）であるところ（令第 10 条の２)、認定高度保安実施者は認定の更新の申請を行うことができる。認定更新時の手続きは、新規申請時の手続きを踏襲する。

（カ）変更の届出（一般則第 94 条の７の６、コンビ則第 49 条の７の６）

認定高度保安実施者は、（ウ）の認定の基準に関する事項について変更が生じた場合は、変更届出書に、変更の内容を明らかにした書面を添えて、提出しなければならない。

（キ）施設の追加（一般則第 94 条の７の７、コンビ則第 49 条の７の７）

認定高度保安実施者が認定の対象施設を追加したい場合、新規申請時の手続きを踏襲する。

なお、特定認定高度保安実施者が施設を追加する場合は、追加する施設についても特定認定高度保安実施者の認定基準を満たす必要がある。また、認定高度保安実施者が施設を追加する場合は、追加する施設について特定認定高度保安実施者の認定基準を満たす場合であっても、特定認定を取得することはできない。

（ク）認定の承継（一般則第 94 条の７の８、コンビ則第 49 条の７の８）

改正高圧法において、承継者が認定高度保安実施者である場合は、認定高度保安実施者の地位を承継する旨の規定が設けられ、この際、認定高度保安実施者の地位の承継については経済産業大臣へ届け出る必要がある旨が規定された（改正高圧法第 39 条の 19)。

これを受けて、経済産業大臣への届出は、認定高度保安実施者承継届書に承継の事実を証する書面を添えて提出しなければならない旨を規定する。

（ケ）変更の特例（一般則第 94 条の７の９、コンビ則第 49 条の７の９）

認定高度保安実施者が変更の工事を行った場合、①重要な変更工事については許可、②「軽微な変更の工事」については記録保存、③①②以外については届出、が必要となる。

①「重要な変更」の工事は、⑴特定変更工事、⑵変更の工事により常用の圧力又は常用の温度を変更する製造の方法の変更・強度の再計算を伴う常用の圧力又は常用の温度の変更（設計圧力又は設計温度を変更するものに限る。）をいう（一般則第 94 条の７の９第１項、コンビ則第 49 条の７の９第１項)。

②「軽微な変更の工事」は、一般則第 15 条、コンビ則第 14 条に掲げられている工事をいう。

③の工事は、①②以外の工事をいう。

また、「軽微な変更の工事」については、その範囲を拡大する。具体的には、以下の工事を「軽微な変更の工事」の対象に追加する（一般則第 15 条、コンビ則第 14 条)。

- ✓ 特定設備の部品の取替え（保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事（第１号の２）
- ✓ 高圧ガス設備の設置（開放検査のための仮設の高圧ガス設備の設置に限る。）及び撤去の工事（第１号の３）
- ✓ 一般則第三十三条第二号（コンビ則第十七条第二号）に掲げる変更工事により追加された製造施設における変更の工事（認定高度保安実施者が行う法第三十九条の十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。※）であつて、保安上特段の支障がないものとして認められたもの（第４号の２）
- ✓ 継手の変更の工事及び当該変更に伴う配管、バルブ又は継手の撤去の工事（第８号ロ）

※認定高度保安実施者については、処理能力の変更を伴う場合を「軽微な変更の工事」の対象から除外

している。これは、認定高度保安実施者については「軽微な変更の工事」を行った場合の行政手続きは記録保存であるところ、処理能力の変更を伴う場合については行政による情報把握が必要であるため、行政手続きを事後届出とする必要があることを踏まえたものである。

②の記録保存となる工事については、以下の項目を記載した記録を作成し、保存しなければならない。なお、電磁的方法による保存も認められる（一般則第 94 条の 7 の 15、コンビ則第 49 条の 7 の 15)。

✓ 変更の工事の内容又は製造の方法の変更の内容
✓ 法第８条第１号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

（コ）完成検査の特例（一般則第 94 条の 7 の 10、コンビ則第 49 条の 7 の 10)

認定高度保安実施者は、都道府県知事による保安検査に代わって、自ら完成検査を実施することができる。この場合、認定高度保安実施者は、以下の事項を記載した完成検査の記録を作成し、保存しなければならない（改正高圧法第 39 条の 22、一般則第 94 条の 7 の 10、コンビ則第 49 条の 7 の 10)。なお、作成した記録は、電磁的方法により保存も認められる（一般則第 94 条の 7 の 15、コンビ則第 49 条の 7 の 15)。

✓ 完成検査年月日
✓ 完成検査に係る責任者の氏名
✓ 完成検査をした特定変更工事の内容
✓ 完成検査を行った製造施設の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果の詳細

（サ）保安人員の選解任の柔軟化（一般則第 94 条の 7 の 11、一般則第 94 条の 7 の 12、コンビ則第 49 条の 7 の 11、第 49 条の 7 の 12)

認定高度保安実施者は、保安係員及び保安主任者の選任については製造のための施設の区分ごとに行うことを要しない（改正高圧法第 39 条の 24 第１項、第 39 条の 25 第１項）ところ、かかる場合については、高度な情報通信技術の活用等により、製造設備の運転状態を監視し、かつ、緊急時において保安上必要な措置を講じることができるなど、適切な保安管理が行える方法で選任を行う必要がある旨を規定する。

また、認定高度保安実施者が保安人員（保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者、保安企画推進員）の選解任を行った場合は、その旨の届出を要せず、次に掲げる事項を記載した記録を作成し、免状の写しとともに、当該記録を保存しなければならない。なお、作成した記録は、電磁的方法により保存も認められる（一般則第 94 条の 7 の 15、コンビ則第 49 条の 7 の 15)。

✓ 選任し又は解任した保安人員の氏名
✓ 選任した保安人員の製造保安責任者免状の種類
✓ 選任又は解任の年月日

（シ）保安検査の特例（一般則第 94 条の 7 の 13、コンビ則第 49 条の 7 の 13)

認定高度保安実施者は、都道府県知事による保安検査に代わって、自ら保安検査を行うことができる。この場合、認定高度保安実施者は、以下の事項を記載した保安検査の記録を作

成し、保存しなければならない（改正高圧法第 39 条の 27、一般則第 94 条の７の 13 第６項、コンビ則第 49 条の７の 13 第６項）。なお、作成した記録は、電磁的方法により保存も認められる（一般則第 94 条の７の 15、コンビ則第 49 条の７の 15）。

- ✓ 保安検査年月日
- ✓ 保安検査に係る責任者の氏名
- ✓ 保安検査をした特定施設
- ✓ 保安検査を行った特定施設の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果

また、認定高度保安実施者が自ら保安検査を行う場合の保安検査の方法については、以下の特例が認められる（一般則第 94 条の７の 13 第５項、コンビ則第 49 条の７の 13 第５項）。

- ✓ 認定高度保安実施者については、経済産業大臣が認めた保安検査の方法を用いることができる（同条第１号）
- ✓ 特定認定高度保安実施者については、次の①～③のいずれにも該当する保安検査の方法を用いることができる（同条第２号）
  ①製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法
  ②少なくとも八年に一回は運転を停止した検査を行う方法
  ③保安検査に係る責任者が前項に定める方法に適合すると認めた方法
- ✓ 特定認定高度保安実施者については、民間規格評価機関が認めた保安検査の方法を用いることができる（同条第３号）

（ス）認定取消後の保安検査の受検について（一般則第 94 条の７の 14、コンビ則第 49 条の７の 14）

認定高度保安実施者には保安検査の方法の特例措置が認められており、本特例措置を活用して、一部の機器の検査周期については、法定の検査周期よりも検査周期を延長して検査を実施している場合がある。このため、認定取消後には、主として法定の検査周期よりも延長して保安検査を実施している機器について、安全性が確保されていない可能性がある。そこで、設備全体の安全性を確認するため、認定高度保安実施者であった者は、認定取消後には、遅滞なく都道府県知事による検査を受けなければならない旨を規定する（一般則第 94 条の７の 14 第２項、コンビ則第 49 条の７の 14 第２項）。

また、認定取消後から上記の保安検査を受検するまでの間、認定を取り消された事業者が違法状態になることを回避する観点から、当該保安検査を受検するまでの間は、当該認定を取り消された事業者を認定高度保安実施者とみなして、認定の特例措置の適用を認める旨を規定する（同条第１項後段）。

なお、認定取消後の保安検査の手続きは、通常の保安検査の場合の手続きを踏襲して規定している（同条第３項～11 項）。

（セ）特定認定高度保安実施者の認定の取消について（一般則第 94 条の７の 16、コンビ則第 49 条の７の 16）

特定認定高度保安実施者が特定認定の基準に適合しなくなった場合、経済産業大臣は、当該特定認定に係る特例の適用を認めないことができる旨を規定する。この場合において、経済産業大臣は、当該特定認定高度保安実施者に対してかかる旨を通知する。

（２）現行認定制度について

（ア）保安検査の方法の大臣認定制について（一般則第 82 条第２項ただし書、第２号、コンビ則第 37 条第２項ただし書、第２号）

認定取得時以外についても保安検査の方法の認定を受けることを可能とするため、「同号の認定に当たり」との規定を削除する。

（イ）認定取消後の保安検査受検規定

現行認定制度について、（１）（ス）と同一の措置を講じる。

（３）自主保安高度化事業者制度の特例措置の拡大等（一般則第 37 条第２項第３号、コンビ則第 37 条第２項第３号）

自主保安高度化事業者制度は、リスクアセスメントの実施等を条件に規制の合理化（変更工事を行う際の手続きの簡略化、保安検査猶予期間の拡大等）等の特例措置を付与する制度であるところ、本制度の特例措置を拡大する。具体的には、開放検査の実施時期の柔軟化措置（開放検査周期の延長）を導入し、経済産業大臣が認める時期まで開放検査周期を延長できることとする。

（４）独立行政法人情報処理推進機構への調査の要請（一般則第 95 条の２、コンビ則第 50 条の２）

諸外国においては、近年、産業関連設備に関して、サイバー攻撃による石油パイプラインの操業停止や、電力関連施設へのサイバー攻撃による停電といった事案が発生しており、我が国においても、産業保安関連設備に対するサイバー攻撃のリスクが懸念されている。そこで、改正高圧法において、高圧ガスにおける保安の確保上特に重要な事業者について、サイバーセキュリティに関する重大な事態が生じ、又は生じた疑いがある場合には、国は、独立行政法人方法処理推進機構（以下「IPA」という。）に原因究明調査を要請できる旨の措置を行った（改正高圧法第 60 条の２）。

これを受けて、当該原因究明調査の対象事業者を第一種製造者とする旨を規定する（一般則第 95 条の２第１項、コンビ則第 50 条の２第１項）。

また、IPA による調査の対象となった第一種製造者は、IPA が行う調査に協力するよう努めなければならない旨を規定する（一般則第 95 条の２第２項、コンビ則第 50 条の２第２項）。

３．高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令における主な措置事項

（１）指定の区分の追加（第 66 条の２第４号の２～第４号の４）

新認定制度の創設に伴い、新認定制度に対応した指定の区分を追加する。また、新認定制度において新たに求めるサイバーセキュリティの確保に関する要件（一般則別表第６上

欄第３の項下欄、コンビ則別表第９上欄第３の項下欄等）については、調査にあたって、他の要件とは異なる知見を求める必要があることから、独立の区分を設ける。

（２）サイバーセキュリティの確保の要件に関する検査組織等調査機関の指定の要件（第66条の４第１項）

サイバーセキュリティの確保に関する要件についての検査組織等調査を実施する者については、以下の要件を求めることとする（第66条の４第１項第４号の２）。

- ✓ 組織の業務遂行能力を持続的に向上させる仕組みにかかる調査の実務に関する四年以上の経験を有すること
- ✓ 保安に係るサイバーセキュリティの確保について知見を有すること

また、サイバーセキュリティの確保に係る要件は、要件の数が少なく審査に要する工数は少ないことを踏まえ、統括検査員及び調査員の数は１名でも可とすることとする（第66条の５第１項第２号）。また、統括検査員と検査員の兼任も可能とする（同条第３項）。

４．高圧ガス保安協会規則における主な措置事項

（１）業務方法書で定めるべき事項の追加（第１条第４号）

高圧ガス保安協会は、高圧法第59条の28第１項に規定されている高圧ガス保安協会の業務について、当該業務の方法等の詳細について規定した業務方法書を作成し、国の認可を受けなければならないこととされている（高圧法第59条の29第１項、第２項、高圧ガス保安協会規則第１条）。新認定制度では、国は高圧ガス保安協会等に専門技術的事項の調査依頼を行うことができる旨が規定されており、これを受けて高圧ガス保安協会の業務の範囲に「法第39条の16第１項に規定する調査を行うこと」が追加された（高圧法第59条の28第１項第４号の２）。これを踏まえ、業務方法書に定めるべき事項に、「法第39条の16第１項に規定する調査の方法」を規定する。

５．高圧ガス保安協会の財務及び会計に関する省令における主な措置事項

（１）事業計画に記載すべき事項の追加（第８条第４号）

高圧ガス保安協会は、高圧法第59条の28第１項に規定されている高圧ガス保安協会の業務について、当該業務の方法等の詳細について規定した事業計画を作成し、国の認可を受けなければならないこととされている（高圧法第59条の32、高圧ガス保安協会の財務及び会計に関する省令第８条）。新認定制度では、国は高圧ガス保安協会等に専門技術的事項の調査依頼を行うことができる旨が規定されており、これを受けて高圧ガス保安協会の業務の範囲に「法第39条の16第１項に規定する調査を行うこと」が追加された（高圧法第59条の28第１項第４号の２）。これを踏まえ、事業計画に定めるべき事項に、「法第39条の16第１項に規定する調査の方法」を規定する。

６．通達における主な措置事項

（１）高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について

改正高圧法により認定高度保安実施者が創設されたことに伴い、高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成９年通商産業省令第 23 号。以下「指定機関則」という。）において、認定高度保安実施者の調査を行う者である検査組織等調査機関に係る指定の区分を追加する旨の改正を行うこととしている。このうち、サイバーセキュリティの確保に関する要件（コンビ則別表第９上欄第３の項下欄等）の審査を行う検査組織等調査機関については、サイバーセキュリティに関する専門的技術的知見を有する者であることを求めることとしている。

そこで、かかる指定機関則の改正を受けて、本通達において、サイバーセキュリティに関する専門的技術的知見を有する者の判断基準を定める。

（２）高圧ガス保安法第 14 条第１項及び第４項、第 19 条第１項及び第４項並びに第 24 条の４第１項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて

軽微な変更の工事の範囲を拡大する旨の改正等を行う。具体的には、以下の工事を新たに軽微な変更の工事の対象に追加する。

- ✓ 空冷式熱交換器の伝熱管の取替え
- ✓ カップリング接合等を用いてタンクローリ等を仮設し高圧ガスを供給する場合の当該タンクローリ等の設置、開放検査終了後の撤去の工事

また、以下の工事については、一般高圧ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「一般則」という。)第 15 条第１項第４号の２、コンビ則第 14 条第１項第４号の２等において軽微な変更の工事にあたることを明記したことを踏まえ、本通達からは削除する。

- ✓ 一般則第 33 条第２号及びコンビ則第 17 条第２号等に掲げる変更工事により追加された製造施設における変更の工事

（３）高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について

一般則第 33 条第１号及び第３号、コンビ則第 17 条第１号等の「経済産業大臣の認める者が製造したもの」とは、「高圧ガス保安法第 14 条第１項及び第４項、第 19 条第１項及び第４項並びに第 24 条の４第１項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて（20180323 保局第 13 号)」に定める「１.「経済産業大臣が認める者が製造したもの」について」と同様であることを明らかにする旨の改正を行う。

（４）認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について

① KHKS の読替え規定の廃止

認定事業者は、次回検査時期の設定について、 KHK/PAJ/JPCA S 0851(2022)（以下「KHKS」という。）によることができる旨規定されているが、下記のとおり、KHKS よりも厳格に読み替える旨の規定が設けられている。

- ✓ 肉厚測定の間隔（肉厚測定検査における次回検査時期までの間隔。KHKS 上最大

４年とされているところ、通達により最大２年に厳格化。）

- ✓ 検査時期設定係数（次回検査時期を算出する際に余寿命に乗じる数値。KHKS 上最大 0.8 とされているところ、通達により 0.5 に厳格化。）
- ✓ 肉厚測定回数（減肉速度の算定時に必要とされる肉厚測定の回数。KHKS 上計３回分とされているところ、通達により計５回分に厳格化。）

通達において KHKS を厳格に読み替える旨の運用を行った背景としては、本制度導入当時（2011 年)、肉厚測定の間隔を１年以上に延長することが初めての試みであったことから、慎重を期す必要があるとの判断に基づくものである。しかし、当該規定の制定から既に 10 年以上が経過し、この間、技術的不都合や安全性への懸念は生じていないことから、これを見直し、かかる読替え規定を廃止する。

（５）特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について

① KHK への腐食環境や厚さ測定等のデータ提出義務の廃止

スーパー認定事業者のうち CBM 認定を受けている事業者については、腐食環境や肉厚測定等のデータを定期的に高圧ガス保安協会に提出する義務が課せられている。これは、本制度導入当時（2019 年)、開放検査の実施時期の設定についての柔軟化措置を講じることが初めての試みであったため、慎重な運用を期す必要があるとの判断に基づき設けられたものであるが、制度導入から一定期間が経過し、安全性への懸念等は生じていないことから、これを廃止することとする。

② 外部からのモニターの実施の要件の廃止

スーパー認定事業者については、外部からのモニターの実施（年１度の経済産業省への報告）が求められているところ、本要件を廃止する。

③ 自主保安高度化事業者制度における特例措置の拡大

自主保安高度化事業者制度において、機器の寿命管理、開放検査体制、検査記録等の活用に関する要件を満たすことを条件に、最大 12 年まで開放検査周期の延長を認める特例措置を導入する。

（６）高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領

諸外国においては、近年、産業関連設備に関して、サイバー攻撃による石油パイプラインの操業停止や、電力関連施設へのサイバー攻撃による停電といった事案が発生しており、我が国においても、産業保安関連設備に対するサイバー攻撃のリスクが懸念されている。そこで、今般の高圧ガス保安法等の改正により、高圧ガス・ガス・電気における保安の確保上特に重要な事業者について、サイバーセキュリティに関する重大な事態が生じ、又は生じた疑いがある場合には、国は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）に原因究明調査を要請できる旨の措置を行った（改正高圧法第 60 条の２、改正ガス事業法第 170 条の２、改正電気事業法第 105 条の２)。

上記を踏まえ、国において、サイバーセキュリティに関する重大な事態やサイバーセキュリティに関する重大な事態が生じた疑いがある事案の把握を容易にする観点から、高圧ガス事故届の様式において、事故の要因が制御系システム障害やサイバー攻撃に起因するものであるか否かを確認するチェック項目を設ける。

（７）認定高度保安実施者の認定について

認定高度保安実施者制度の詳細を定める。

（８）認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について

認定高度保安実施者の認定の基準について、経済産業大臣が検査を行う際や高圧ガス保安協会等が調査を行う際の評価の視点及び確認する書類の例を定める。高圧ガス保安協会等による調査は、本基準に沿って行うこととする。

（９）民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて

新認定制度のＡ認定事業者を対象に、民間規格評価機関が評価・承認した保安検査の方法を用いることができる旨の特例措置が導入されることを踏まえ、民間規格評価機関の基準を定める。

改正を予定している法令・通達の一覧

新認定制度の詳細や申請の手続き等を定めるもの

- 高圧ガス保安法施行令【政令】※認定の有効期間を定める。
- 一般高圧ガス保安規則【省令】
- コンビナート等保安規則【省令】
- 認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準を定める告示（新設）【告示】
- 高圧ガス保安法に係る印紙をもつて納付することができる手数料を定める件【告示】
- 認定高度保安実施者の認定について（新設）【通達】
- 認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について（新設）【通達】

現行認定制度の見直しを行うもの

- 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について【通達】
- 特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について【通達】

改正を予定している法令・通達の一覧

高圧ガス保安法の解釈や手続き等の見直しを行うもの

- 高圧ガス保安法第14条第１項及び第４項、第19条第１項及び第４項並びに第24条の４第１項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて【通達】
- 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について【通達】
- 高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領【通達】

その他

- 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令【省令】
- 高圧ガス保安協会規則【省令】
- 高圧ガス保安協会の財務及び会計に関する省令【省令】
- 高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について【通達】
- 民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（新設）【通達】

新認定制度自治体向け説明会及び意見交換会　補足資料
2023/9/19（関東開催）、9/22（近畿開催）
9/25（中国開催）、9/28（中部開催）

軽微な変更の拡大等に関する改正内容について（補足資料）

ご説明内容

１．軽微な変更の拡大等（手続き不要工事を含む）【新認定・現行認定・自主保安・非認定】

２．その他省令・通達の整理等

（用語等）
新認定：認定高度保安実施者（特定認定高度保安実施者を含む）
現行認定：認定（完成・保安）検査実施者（特定認定（完成・保安）検査実施者を含む）
自主保安：自主保安高度化事業者
非認定：上記認定取得以外の第１種製造者
新A認定：特定認定高度保安実施者
現行S認定：特定認定（完成・保安）検査実施者

軽微変更通達：高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて（20180323保局第13号）
基本通達　　：高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第１号）

注）資料中の条文の条項については、パブリックコメント中のコンビ則、軽微変更通達及び基本通達の改正案の条項で説明

１．軽微な変更の拡大等（手続き不要工事を含む）【新認定・現行認定・自主保安・非認定】

改正内容	適用事業者	関係省令等 （コンビ則・軽微変更通達）
配管部品類の変更工事におけるフランジ継手以外の継手を軽微な変更とするもの	新A認定、 現行S認定（完成）	コンビ則第14条第１項第７号ニ
	新認定、現行認定（完成・保安）、 自主保安	コンビ則第14条第１項第8号ロ
配管部品類の撤去工事を軽微な変更とするもの	新認定、現行認定（完成・保安）、 自主保安	コンビ則第14条第１項第8号ロ
空冷式熱交換器の伝熱管の取替えを軽微な変更とするもの	新認定、現行認定（完成・保安）、 自主保安、非認定	コンビ則第14条第1項第１号の２ 軽微変更通達１０．
高圧ガス貯槽の開放検査時の仮設工事におけるフランジ接合以外の接合方法を軽微な変更とするもの		コンビ則第14条第1項第１号の３ 軽微変更通達１１．
多管円筒形熱交換器又は空冷式熱交換器熱交換器の伝熱管へのプラグ打ち及び伝熱管の切断、撤去を手続き不要の変更とするもの		軽微変更通達１３．　(7)、(8)

２．その他省令・通達の整理等①（軽微な変更関連）

改正内容	関係省令等 （コンビ則・軽微変更通達）
現行の軽微変更通達のみで規定されている軽微な変更を省令に規定 ①特定設備の部品の取替え ②開放検査のための仮設の変更工事 ③独立非連結の第２種製造者相当の製造施設追加（完成検査不要の変更工事）後の変更工事	①コンビ則第14条第1項第１号の２ 軽微変更通達１０． ②コンビ則第14条第1項第１号の３ 軽微変更通達１１． ③コンビ則第14条第１項第4号の２ 軽微変更通達１２．
KHK等が行う可とう管に関する検査の基準（KHKS）の最新版化	軽微変更通達２．(2)

２．その他省令・通達の整理等②（完成検査不要工事関連）

改正内容	関係省令等 （コンビ則・基本通達）
完成検査が不要な工事について、認定品、高圧ガス設備試験品、KHK委託検査品を「経済産業大臣が認める者が製造したもの」に該当するように規定を追加	コンビ則第１７条 基本通達コンビ則第17条関係（３）

経済産業省

認定高度保安実施者
申請等マニュアルについて

令和５年１２月

産業保安グループ

高圧ガス保安室

（参考） 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（※）の概要

※高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法、情報処理の促進に関する法律。令和４年６月22日に公布。

令和４年12月
経済産業省
産業保安グループ

背 景

✓ 近年、産業保安分野において、**革新的なテクノロジーの進展**、**保安人材の不足**、**電力の供給構造の変化**、**災害の激甚化・頻発化**、**気候変動問題への対応の要請**など、様々な環境変化が生じており、これらを踏まえた**保安規制の見直し**が必要。

法律の概要

✓ （１）スマート保安※の促進、（２）新たな保安上のリスク分野への対応／災害対策・レジリエンスの強化、（３）カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備の３つを柱に、**高圧ガス保安法**、**ガス事業法**、**電気事業法**等の改正を行う。

※ スマート保安：産業保安分野におけるIoT、ビッグデータ・ＡＩ、ドローン等の活用を通じた安全性と効率性の向上。「人の力・技術」との連携・融合。

（１）スマート保安の促進

✓ **「認定高度保安実施事業者制度」の創設【高圧・ガス・電力】**

「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」を**厳格に審査・認定**し、**安全の確保を前提に**、**その保安力に応じ**、**手続や検査の在り方を見直す**。

- 許可・事前届出を**事後届出・記録保存へ**
- **国等と事業者双方が行う検査を事業者による検査のみに**
- 常時監視・遠隔監視の普及を踏まえ、**検査時期や保安人員の配置を柔軟化**　等

⇨ **テクノロジーの活用促進により、保安レベルの向上と人材不足への対処**



ドローン・IoTによる点検



ビッグデータ・AIによる異常予兆検知・運転最適化

（２）新たな保安上のリスク分野への対応／災害対策・レジリエンスの強化

✓ **太陽光・風力発電設備の保安規制の見直し【電力】**

小規模な太陽光・風力発電設備※を、**「小規模事業用電気工作物」**と位置付け、**基礎情報の届出や使用前の自己確認等の対象とする**。

※出力が10kW以上50kW未満の太陽光・20kW未満の風力発電設備

- **設備の設置者の基礎情報の届出義務**（設備の種類、設置場所及び管理者等）
- **技術基準維持義務**、**使用前自己確認**（事業者が設備の安全性を事前に確認）等

＜太陽光パネルの崩落＞



＜風車の羽根の脱落＞



令和3年4月～12月未までに報告された小出力発電設備の事故件数は**158件**。

✓ **ガス事業者間の災害時の連携強化【ガス】**

災害時におけるガス事業者間の連携計画の事前策定を義務付け。

※電気事業法における災害時連携計画と同様の仕組みを導入。

（３）カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備

✓ **燃料電池自動車の規制の一元化【高圧】**

高圧ガス保安法と道路運送車両法の両法が適用される**燃料電池自動車等**について規制を一元化**（高圧ガス保安法から適用除外）**。

✓ **「登録適合性確認機関」による確認制度の創設【電力】**

今後導入が進む**風力発電設備**について、安全かつ迅速な審査を行うため、工事計画届出の審査について、**専門機関**（「登録適合性確認機関」）**が技術基準の適合性を確認する仕組みとする**。



認定高度保安実施者申請等マニュアルについて

- 申請マニュアルは、本年12月21日の施行後、経済産業省の「高圧ガス・コンビナートの安全」のページに掲載（公表）する予定です。
- 説明会後の申請マニュアル案に対してのご要望は、下記アドレスまで送付してください。【12月20日まで】。
- ご要望を踏まえ申請マニュアル案を修正した後に、公開します。
- 本申請マニュアルは、制度の運用を通じて適宜改定していく予定です。

経済産業省　産業保安グループ
高圧ガス保安室　認定担当あて
bzl-koatsu-gas@meti.go.jp

認定高度保安実施者
申請等マニュアル（案）

令和〇年〇月〇日
産業保安グループ
高圧ガス保安室

目次（案）

１．本マニュアルの目的
２．認定制度の概要
３．認定について
（１）認定の要件
（２）認定の有効期間
４．認定申請等について
（１）認定申請等の種類
（２）認定申請書の受付
（３）認定手続の流れ
５．認定までのスケジュール
６．認定審査の詳細
（１）事前相談
（２）現地検査
（３）審査会審査
７．更新申請について
８．特定施設等の追加について
９．保安検査の方法の申請について
１０．認定証の交付
１１．届出について
（１）保安の確保のための組織又は保安の確保の方法の変更
（２）承継
１２．注意事項
（１）欠格要件等
（２）更新申請時に施設の追加を行う場合
（３）申請書の取扱い
（４）申請書の補正
１３．手数料について
１４．申請書添付書類について

１．本マニュアルの目的

本マニュアルは、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。）第39条の13の認定又はその更新等に必要な手続きについて、基本的事項を記載しています。

２．認定高度保安実施者制度の概要

近年、高圧ガス、ガス、電力の産業保安分野において、技術が革新的に進展する一方(IoT、ビッグデータ(BD)、人工知能(AI)、ドローン等)、保安業務に携わる人材が高齢化し、今後当該人材が不足することが危惧され、産業保安の確保が揺らぎかねない状況にあります。

このような現状を踏まえ、保安レベルの持続的向上と、保安分野における人材の高齢化及び今後の人材不足に対応するため、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律(令和４年法律第74号）により高圧法が改正され、「高度な情報通信技術を活用しつつ、自立的に高い水準の保安を確保できる事業者」として経済産業大臣が認定を行う制度（以下「認定高度保安実施者制度」という。）が創設されました。

３．認定高度保安実施者制度による認定について（1/3）

（１）認定の要件

　認定高度保安実施者制度による認定を受けるためには、経営トップのコミットメントに関する要件や高度なリスク管理体制に関する要件、テクノロジーの活用に関する要件等に関する基準に適合する必要があります。

　なお、当該認定を受けようとする事業所により認定要件や申請書が異なりますので、ご注意ください。

３．認定高度保安実施者制度による認定について（2/3）

【参考】認定高度保安実施者制度に関する法令について

・高圧法　第３章の３　認定高度保安実施者

・高圧ガス保安法施行令（平成９年政令第20号）

・冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）第55条の２～第55条の１５

・液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）
第92条の７の２～第92条の７の16

・一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）
第94条の７の２～第94条の７の16

・コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）
第49条の７の２～第49条の７の16

・認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準（新設）

・認定高度保安実施者の認定について（新設）

・認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について（新設）

※令和５年12月６日現在

３．認定高度保安実施者制度による認定について（3/3）

（２）認定の有効期間

　認定の有効期間は、高圧法施行令第10条の２に基づき、認定高度保安実施者（高圧法第39条の13の認定又はその更新を受けた者。以下「B認定事業者」という。）は５年、特定認定高度保安実施者（高圧法第39条の13の認定又はその更新を受けた者のうち高圧法施行令第10条の２ただし書の規定の適用を受けた者。以下「A認定事業者」という。）は７年としています。

４．認定申請等について（1/3）

（１）認定申請等の種類

申請等の種類		説明
認定高度保安実施者（B認定）	認定申請※1	B認定を受けるためには、高圧法第39条の14第１項に基づき、経営トップのコミットメント、高度なリスク管理体制、テクノロジーの活用、サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応の要件を満たす必要があります。 また、同条第２項の規定により、経済産業大臣が行う検査を受けなければなりません。
	更新申請	高圧法第39条の17に基づく認定の更新を受けるための手続きです。 なお、高圧法第39条の17第２項において読み替えて準用する高圧法第39条の14第２項の通知を受けなかった場合は、経済産業大臣が行う検査を受ける必要はありません。
特定認定高度保安実施者（A認定）	認定申請※1	A認定を受けるためには、B認定の要件に加えて、更に高度なリスク管理体制等の要件を満たす必要があります。 また、高圧法第39条の14第２項の規定により、経済産業大臣が行う検査を受けなければなりません。
	更新申請	高圧法第39条の17に基づく認定の更新を受けるための手続きです。 なお、高圧法第39条の17第２項において読み替えて準用する高圧法第39条の14第２項の通知を受けなかった場合は、経済産業大臣が行う検査を受ける必要はありません。

※１　認定高度保安実施者を新規で申請する場合又は認定保安検査実施者、認定完成検査実施者として経済産業大臣の認定を受けている者が新制度に移行するため、認定高度保安実施者の認定を受けようとする場合は「認定申請」を行ってください。

４．認定申請等について（2/3）

（１）認定申請等の種類

申請等の種類		説明
施設の追加	認定申請	認定を受けている事業者が製造施設又は特定施設を追加するための手続きです。 なお、追加された特定施設を自ら検査できる期間は、当該事業所の認定の有効期間の終了する日までです。
保安検査の方法の申請※2	認定申請	A認定事業者又はB認定事業者（以下「認定事業者」という。）が、保安検査方法の認定の必要が生じた場合に必要な手続きです申請には、高圧ガス保安協会による事前評価の結果を添付してください。
保安の確保のための組織又は保安の確保の方法の変更	届出	認定を受けた際の内容から変更があった場合に必要な届出です。
承継	届出	認定事業者である第一種製造者の地位を承継した場合に必要な手続きです。

※２　冷凍保安規則第55条の12第３項第1号、液化石油ガス保安規則第92条の７の13第５項第１号、一般高圧ガス保安規則第94条の７の13第５項第1号又はコンビナート等保安規則第49条の7の13第5項第1号に基づき保安検査の方法を申請する場合。（「認定高度保安実施者の認定について」）

４．認定申請等について（3/3）

（２）認定申請書の受付

認定申請書については、コンビナート等保安規則第49条の7の2等に従い、認定を受けようとする事業所が所在する地域を所管する産業保安監督部に申請してください。

（３）認定手続の流れ

①認定申請若しくは更新申請の場合

事前相談 ▶ 申請 ▶ 現地検査 ▶ 審査会審査 ▶ 認定（新規/更新）

②更新申請において経済産業大臣の検査が不要な場合

事前相談 ▶ 申請 ▶ ヒアリング ▶ 認定（更新）

５．認定までのスケジュール

認定のための審査会は、四半期単位で実施します。認定申請書が経済産業省に到達してから認定するまでに要する期間は、４か月程度を想定しています。各年度の詳しいスケジュールについては、認定高度保安実施者制度を紹介するウェブページ等でお知らせします。

なお、更新時に経済産業大臣の検査が不要な場合における認定までに要する期間は、３か月程度を想定しています。

【参考】スケジュールのイメージ（認定申請の場合）

事前の相談　　：随時

申請書の提出　：４月中旬

現地検査　　：５月中旬～６月中旬

認定審査会　：７月中旬

認定証の交付　：８月上旬

（参考）本年１２月中旬以降に認定更新期限を迎える現行の認定事業者を対象に実施した新認定制度への申請意向を確認したアンケート結果（2023年３月実施）を踏まえると、新認定制度の認定第1号は、２０２４年８月頃に現行認定の更新期限を迎える事業者となる見込み。

（参考）新たな認定制度の審査体制（新たな認定制度における審査期間の目安）

- 新たな認定制度における認定審査は**４半期単位で実施**する。
- **申請が経済産業省に到達してから国が当該申請に対する処分をするまでに要する期間**は**４か月程度**（認定更新時に現地調査・審査会審査を行わない場合は**３カ月程度**）を想定※１。

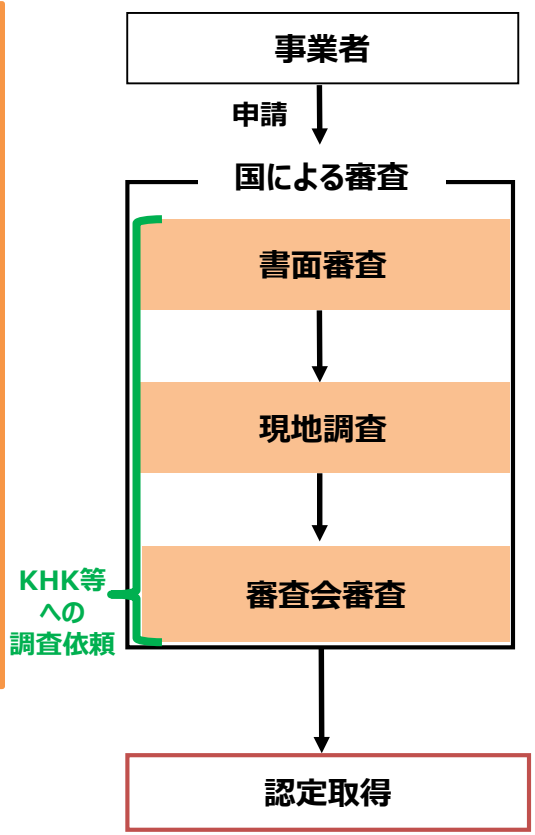
※１　申請者が国の審査に協力した場合の目安期間。なお、申請書類に重大な漏れがあった場合など、事業者側の要因により審査が長引く可能性あり。

新規※２の場合

スケジュールのイメージ

（８月頃～11月頃に認定更新期限を迎える事業者を想定）

４月中旬
申請書の提出
５月中旬～６月中旬
現地調査
７月中旬
審査会審査
８月上旬
大臣認定証の交付

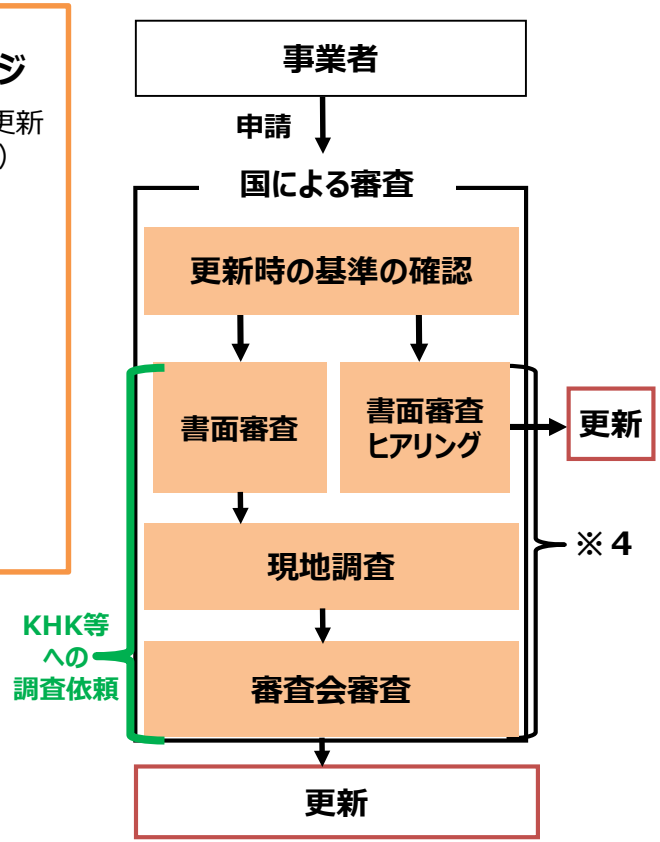


更新の場合※３（現地調査・審査会審査が省略される場合）

スケジュールのイメージ

（７月頃～１０月頃に認定更新期限を迎える事業者を想定）

４月中旬
申請書の提出
５月中旬～６月中旬
国のヒアリング
７月上旬
大臣認定証の交付



※２　新規でA・B認定を受ける場合（ただし、現行認定を受けている者の新制度認定審査では、特に変更点を重点的に審査）
※３　更新時に現地調査・審査会審査を実施する場合は、新規の場合と同様のスケジュールを想定。
※４　特に変更点を重点的に審査

６．認定審査の詳細（1/3）

（１）事前相談

認定の申請にあたり、事前相談を受け付けます。メールにて

①申請する旨の意思表示、

②申請方法（電子・紙）、

③申請の種類（A認定、B認定、施設の追加）、

④認定更新の申請であって、「認定高度保安実施者の認定について」の「６．認定の更新（２）」の①から④までの要件のいずれにも該当しないと考えている場合は、その旨、

⑤現地検査の希望日程（第１希望～第３希望を記したもの）、

⑥担当者の連絡先

をお知らせください。

なお、事前相談のためのメールの送信先は、各年度のスケジュールとともにお知らせします。認定を取得したい時期を考慮して相談いただくようお願いします。

６．認定審査の詳細（2/3）

※認定高度保安実施者の認定について（新設）

６．認定の更新

（１）略

（２）経済産業大臣は、更新の申請に係る事業所において、考慮期間（前回の認定の更新の申請日から当該認定の更新の申請日までの期間をいう。ただし、初回の認定更新時にあっては、初回の認定日から認定の更新の申請日までの期間をいう。）に次のいずれかの要件に該当することとなった場合は、法第39条の16第２項の通知を行うものとする。

① 高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領に規定するA級事故又はB級事故が発生した場合

② 更新の申請に係る事業所内のプラント（高圧ガス製造施設以外を含む。）において、当該事業所の労働者（当該事業所の構内における他の事業所の労働者を含む。）が死亡する労働災害又は休業の日数が４日以上の労働災害が発生した場合。ただし、交通事故、腰痛等であって明らかに当該事業所における安全管理と関係が希薄なものは除く。

③ 高圧ガス保安法の規定に違反する行為があったことが２度以上発覚した場合。ただし、以下のいずれかに該当する場合については１度以上とする。

イ 高圧ガス保安法の規定に違反する行為に起因する死者１名以上の事故が発生した場合

ロ 高圧ガス保安法の規定への違反が100を超える場合

ハ 高圧ガス保安法の規定に違反する行為のあった事業所に対して経済産業大臣が処分を行った場合

ニ 高圧ガス保安法の規定に違反する行為のあった事業所に対して経済産業省が行政文書による行政指導を行った場合

④ 認定の対象に自ら完成検査を行う製造施設又は自ら保安検査を行う特定施設を追加する場合

６．認定審査の詳細（3/3）

（２）現地検査

　認定申請及び更新申請があった場合は、申請書に記載された内容を確認するため、認定を受けようとする事業所を訪問し、現地検査を実施します。また、当該事業所が立地する都道府県、指定都市等がオブザーバーとして参加することがあります。

　現地検査は、B認定及び特定施設の追加の場合は２日間、A認定の場合は３日間を想定しており、「認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について」に定める評価の視点に沿って検査を行います。

　また、現地検査を行う場合は、事前に通知を行います。

（３）審査会審査

　現地検査の結果を取りまとめ、外部有識者による審査会審査を実施します。審査会に申請者は参加できませんが、審査会の議事概要を後日公開します。

７．更新申請について

更新申請の場合は、事前相談を通じて認定期間中の高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領に規定するA級事故又はB級事故の有無等を確認した上で、認定事業者が経済産業大臣から検査が必要である旨の通知を受けたときは、現地検査及び審査会審査を実施します。

一方で、当該通知を受けなかった認定事業者においては、現地検査及び審査会審査は行わないこととし、その代替として経済産業省職員等によるヒアリング（１日）を実施します。

なお、いずれの場合においても更新申請は必要です。

８．特定施設等の追加について

認定事業者が、自ら検査を行う製造施設又は特定施設を追加しようとする場合は、認定申請を行ってください。この場合、経済産業大臣が実施する検査のうち、保安の確保のための組織に係る検査項目については、追加する施設に係る部分に限定して行います。また、添付書類のうち、直近の認定（認定又は更新）の申請時に提出したものと変更がない場合は省略することができます。

なお、追加で認定された施設を自ら検査できる期間は、当該事業所の認定の有効期間の終了する日までとなります。

９．保安検査の方法の申請について

コンビナート等保安規則第49条の7の13第5項第1号等に基づく保安検査の方法の申請については、認定を受けた事業所ごとに申請を行う必要があります（認定（更新）に当たり保安検査方法の認定を行う場合を除く。）。

「認定高度保安実施者の認定について（新設）」に定める様式（保安検査方法の認定申請書）に高圧ガス保安協会の事前評価の結果を添付し、認定事業所の所在地を所管する産業保安監督部に提出してください。

１０．認定証の交付

審査の結果を踏まえ、認定の基準に適合していると認められる場合は、経済産業大臣による認定証を交付します。

１１．届出について

（１）保安の確保のための組織又は保安の確保の方法の変更

　認定事業者において、保安の確保のための組織又は保安の確保の方法に変更があった場合は、高圧法第39条の18に基づき、遅滞なく、認定事業所の所在地を所管する産業保安監督部に変更の届出を行ってください。

（２）承継

　高圧法第39条の19の規定により、認定事業者である第一種製造者の地位を承継した者は、欠格条項等に該当する場合を除き、認定高度保安実施者の地位も承継することが可能です。この場合は、省令の規定（例：コンビナート等保安規則第49条の７の８）に基づき、遅滞なく、認定事業所の所在地を所管する産業保安監督部に承継の届出を行ってください。

　なお、高圧法第10条第１項に定める第一種製造者の承継の要件に該当しない場合（事業譲渡等）は、事前に相談してください。

１２．注意事項（1/４）

認定申請に際しては、高圧法第39条の15の欠格要件及び「認定高度保安実施者の認定について」の認定申請者の欠格事由を参照してください。

（１）欠格要件等

認定申請者が、高圧法第39条の15に規定する欠格条項に該当する場合は認定を受けることができません。

○高圧ガス保安法
第39条の15　次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
一　認定の申請に係る事業所において高圧ガスの製造を開始した日から２年を経過しない者
二　認定の申請に係る事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から２年を経過しない者
三　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
四　第39条の20第１項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者
五　法人であって、その業務を行う役員のうちに前２号のいずれかに該当する者があるもの
２　第10条第１項の規定による第一種製造者の地位の承継があった場合において、当該第一種製造者が第21条第１項の規定による高圧ガスの製造の開始の届出をした日から２年を経過したときは、前項第１号の規定は、適用しない。

１２．注意事項（2/４）

また、高圧法第39条の15第１項第２号における「高圧ガスによる災害」については、「認定高度保安実施者の認定について」において規定しています。

○認定高度保安実施者の認定について
２．認定申請者の欠格事由
（１） [略]
（２）法第39条の15第１項第２号の「高圧ガスによる災害」とは、以下のいずれかに該当する事象を指すものとする。
①負傷の程度に応じて次の表aからdまでに定める被害以上の人的被害が発生したもの

	死者	重傷者	軽傷者
a	１名	０名	０名
b	０名	２名	０名
c	０名	１名	３名
d	０名	０名	６名

※重傷者は負傷の治療に要する期間が30日以上の負傷者をいう。軽傷者は負傷の治療に要する期間が30日未満の負傷者をいう。
②直接損害額が２億円以上発生したもの
③次のいずれかに該当し、かつ、社会的影響が大きいと認められたもの
　イ 多数又は長時間の避難者が発生する等住民の生活に多大な影響を及ぼしたもの
　ロ 認定を受けている製造事業所外で人的被害が発生したもの
　ハ 認定を受けている製造事業所外で物的被害が発生したもの
　ニ 著しい環境破壊を及ぼしたもの
④ ①から③まで（③イを除く。）に掲げるいずれかの災害の発生するおそれが相当程度あったと認められ、かつ、保安体制に不備が認められたもの。例としては以下のとおり。
　イ 大規模な爆発、破裂等が発生したもの
　ロ 認定を受けている製造事業所外に、爆発又は破裂を伴う重量飛散物が落下したもの

１２．注意事項（3/４）

（２）更新申請時に施設の追加を行う場合

　更新申請を行う際に施設の追加をする場合は、申請書の対象施設に、追加する施設も記載してください。この場合は、経済産業大臣の検査を受ける必要があります。

（３）申請書の取扱い

　経済産業大臣の検査を行う場合において、専門技術的事項の確認を行う必要があると認めたときは、高圧法第39条の16第１項に基づき高圧ガス保安協会等に調査依頼等を行います。調査依頼等を行った場合は、調査依頼先に申請書及び添付資料を提供しますので、ご了承の上、申請してください。

１２．注意事項（４/４）

（４）申請書の補正

　申請書の受理後、審査等の過程において当該申請書（添付資料を含む。）の補正を求めることがあります。

１３．手数料について

認定申請又は更新申請にあたり高圧法手数料令で定める手数料を納付してください。政令で定める申請手数料相当額の収入印紙及び登録免許税法により定める当該認定につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税の納付に係る領収書を添付してください。

ただし、登録免許税法第24条第１項に定める納付の特例を利用する場合については、この限りではありません。

１４．申請書添付書類について

申請書添付書類は、「認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について」に記載されている「法令の要求事項」及び「評価の視点」を参照の上、「確認する書類の例」を参考に添付してください。

【補足】事前相談窓口の設置について

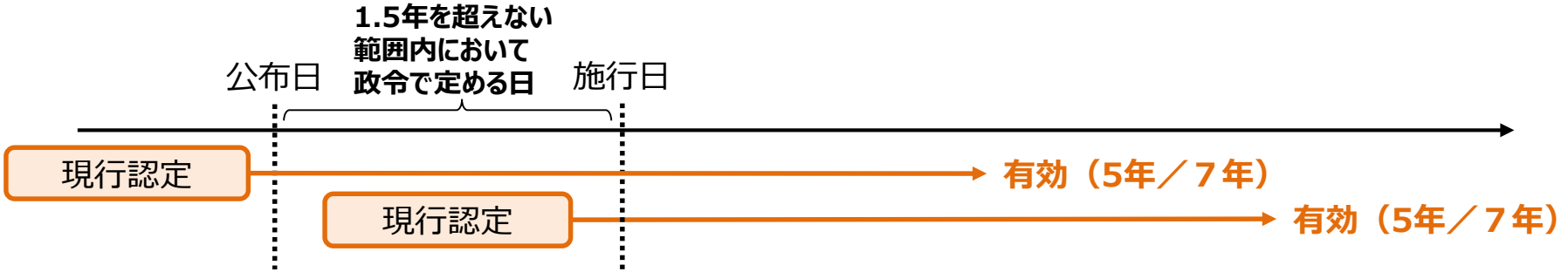
- 事前相談窓口は、本年12月21日の施行後、経済産業省の「高圧ガス・コンビナートの安全」のページに掲載する予定です。



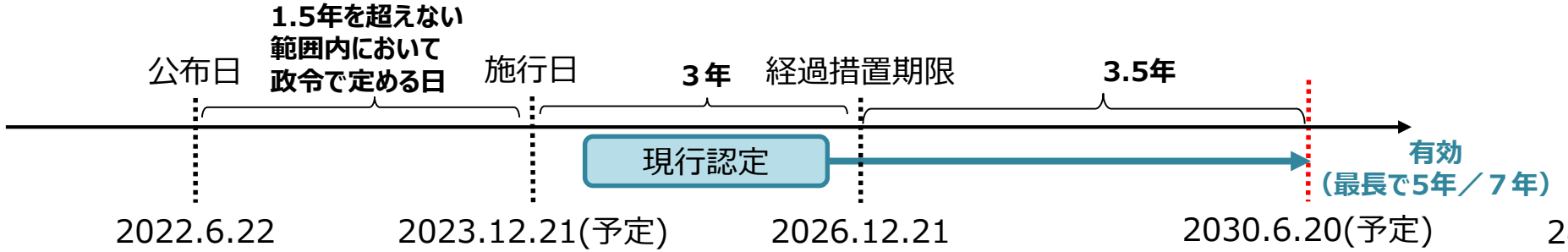
【ご参考】高圧ガス保安法の認定制度における移行措置について

- 改正法の施行より前に、現行「認定事業者」制度の認定を受けている事業者については、**改正法施行後も、当該認定の有効更新期間までは、その認定の効力を維持**する。
- また、改正法施行後は、**移行準備期間として3年の経過措置期間を設定（附則第1条第4号）**。同期間は、**現行認定又は新認定いずれかの申請を可能とし、事業者側の円滑な移行**を可能とする。
- **経過措置期間において現行の認定事業者制度の認定が認められた場合の当該認定の有効期間は、経過措置期限から3.5年（2030年6月頃まで）とする。(附則2条第2項及び第3条第2項)**
- 経過措置期間中に現行の認定事業者制度の認定を受けた事業者が、**現行認定の有効期間中に、新たな認定制度の認定を取得する際の審査は、二重審査を排除するなど合理的かつ迅速なものとする**。

①現行「認定事業者」制度において認定を受けている事業者の権利保証



②経過措置期間の設定（現行「認定事業者」制度の一定期間の維持）～移行準備期間



【周知】サイバーセキュリティに関する事故届出について

- 今般の高圧ガス保安法等の改正により、高圧ガス・ガス・電気における保安の確保上特に重要な事業者について、サイバーセキュリティに関する重大な事態が生じ、又は生じた疑いがある場合には、国は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に原因究明調査を要請できる旨の措置を行った。
- 上記を踏まえ、サイバーセキュリティに関する重大な事態やサイバーセキュリティに関する重大な事態が生じた疑いがある事案の把握を容易にする観点から、高圧ガス事故届の様式において、事故の要因が制御系システム障害やサイバー攻撃に起因するものであるか否かを確認するチェック項目を設ける。

高圧ガス保安法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）
（調査の要請）
第六十条の二　経済産業大臣は、認定高度保安実施者その他の保安の確保上特に重要な者として経済産業省令で定める者において保安に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する重大な事態が生じ、又は生じた疑いがある場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人情報処理推進機構に対し、その原因究明のための調査を要請することができる。

【周知】サイバーセキュリティに関する事故届出について

高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領
（様式１）「高圧ガス事故等調査報告書（災害）」の抜粋

事　故　発　生　原　因　（主◎、副○）
１．設計不良　２．製作不良　３．施工管理不良　４．腐食管理不良
５．検査管理不良　６．点検不良　７．締結管理不良　８．シール管理不良
９．容器管理不良　１０．組織運営不良　１１．操作基準等の不備
１２．情報伝達の不備　１３．誤操作、誤判断、認知確認ミス　１４．不良行為
１５．自然災害（台風、地震、その他（　　））　１６．交通事故(他損、自損)
１７．システム障害・サイバー攻撃　１８．その他（　　）

※様式の施行は12月21日

【ご参考】「高圧ガス保安はスマート保安へ」（パンフレット）

- スマート保安に関するパンフレットを作成し、経済産業省の「高圧ガス・コンビナートの安全」のページで公開中。

テクノロジーを活用したスマート保安（パンフレットP3～4より抜粋）

認定高度保安実施者制度の概要（パンフレットP7～8より抜粋）

認定高度保安実施者申請等マニュアル
〔案〕

令和５年１２月
経済産業省
産業保安グループ
高圧ガス保安室

目次

１．本マニュアルの目的
２．認定制度の概要
３．認定について
（１）認定の要件
（２）認定の有効期間
４．認定申請等について
（１）認定申請等の種類
（２）認定申請書の受付
（３）認定手続の流れ
５．認定までのスケジュール
６．認定審査の詳細
（１）事前相談
（２）現地検査
（３）審査会審査
７．更新申請について
８．特定施設等の追加について
９．保安検査の方法の申請について
１０．認定証の交付
１１．届出について
（１）保安の確保のための組織又は保安の確保の方法の変更
(2)承継
１２．注意事項
（１）欠格要件等
（２）更新申請時に施設の追加を行う場合
（３）申請書の取扱い
（４）申請書の補正
１３．手数料について
１４．申請書添付書類について

１．本マニュアルの目的

本マニュアルは、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「高圧法」という。）第 39 条の 13 の認定又はその更新等に必要な手続きについて、基本的事項を記載しています。

２．認定高度保安実施者制度の概要

近年、高圧ガス、ガス、電力の産業保安分野において、技術が革新的に進展する一方（IoT、ビッグデータ（BD）、人工知能（AI）、ドローン等）、保安業務に携わる人材が高齢化し、今後当該人材が不足することが危惧され、産業保安の確保が揺らぎかねない状況にあります。

このような現状を踏まえ、保安レベルの持続的向上と、保安分野における人材の高齢化及び今後の人材不足に対応するため、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 74 号）により高圧法が改正され、「高度な情報通信技術を活用しつつ、自立的に高い水準の保安を確保できる事業者」として経済産業大臣が認定を行う制度（以下「認定高度保安実施者制度」という。）が創設されました。

３．認定高度保安実施者制度による認定について

（１）認定の要件

認定高度保安実施者制度による認定を受けるためには、経営トップのコミットメントに関する要件や高度なリスク管理体制に関する要件、テクノロジーの活用に関する要件等に関する基準に該当する必要があります。

なお、当該認定を受けようとする事業所により認定要件や申請書が異なりますので、ご注意ください。

【参考】認定高度保安実施者制度に関する法令について

- 高圧法第３章の３
- 高圧ガス保安法施行令（平成９年政令第 20 号。以下「高圧法施行令」という。）
- 高圧ガス保安法関係手数料令（平成９年政令第 21 号。以下「高圧法手数料令」という。）
- 冷凍保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 51 号）第 55 条の２～第 55 条の１５
- 液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号）第 92 条の７の２～第 92 条の７の 16
- 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 94 条の７の２～第 94 条の７の 16
- コンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号）第 49 条の７の２～第 49 条の７の 16
- 認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準（番号）
- 認定高度保安実施者の認定について（番号）

・認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について（番号）

（２）認定の有効期間

認定の有効期間は、高圧法施行令第 10 条の２に基づき、認定高度保安実施者（高圧法第 39 条の 13 の認定又はその更新を受けた者。以下「B 認定事業者」という。）は５年、特定認定高度保安実施者（高圧法第 39 条の 13 の認定又はその更新を受けた者のうち高圧法施行令第 10 条の２ただし書の規定の適用を受けた者。以下「A 認定事業者」という。）は７年としています。

４．認定申請等について

（１）認定申請等の種類

申請等の種類		説明
認定高度保安実施者（B 認定）	認定申請※	B 認定を受けるためには、高圧法第 39 条の 14 第１項に基づき、経営トップのコミットメント、高度なリスク管理体制、テクノロジーの活用、サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応の要件を満たす必要があります。 また、同条第２項の規定により、経済産業大臣が行う検査を受けなければなりません。
	更新申請	高圧法第 39 条の 17 に基づく認定の更新を受けるための手続きです。 なお、高圧法第 39 条の 17 第２項において読み替えて準用する高圧法第 39 条の 14 第２項の通知を受けなかった場合は、経済産業大臣が行う検査を受ける必要はありません。
特定認定高度保安実施者（A 認定）	認定申請※1	A 認定を受けるためには、B 認定の要件に加えて、更に高度なリスク管理体制等の要件を満たす必要があります。 また、高圧法第 39 条の 14 第２項の規定により、経済産業大臣が行う検査を受けなければなりません。
	更新申請	高圧法第 39 条の 17 に基づく認定の更新を受けるための手続きです。 なお、高圧法第 39 条の 17 第２項において読み替えて準用する高圧法第 39 条の 14 第２項の通知を受けなかった場合は、経済産業大臣が行う検査を受ける必要はありません。
施設の追加	認定申請	認定を受けている事業者が製造施設又は特定施設を追加するための手続きです。 なお、追加された特定施設を自ら検査できる期間は、当該事業所の認定の有効期間の終了する日までです。

保安検査の方法の申請※2	認定申請	A 認定事業者又は B 認定事業者（以下「認定事業者」という。）が、保安検査方法の認定の必要が生じた場合に必要な手続きです。申請には、高圧ガス保安協会による事前評価の結果を添付してください。
保安の確保のための組織又は保安の確保の方法の変更	届出	認定を受けた際の内容から変更があった場合に必要な届出です。
承継	届出	認定事業者である第一種製造者の地位を承継した場合に必要な手続きです。

※１　認定高度保安実施者を新規で申請する場合又は認定保安検査実施者、認定完成検査実施者として経済産業大臣の認定を受けている者が新制度に移行するため、認定高度保安実施者の認定を受けようとする場合は「認定申請」を行ってください。

※２　冷凍保安規則第 55 条の 12 第３項第 1 号、液化石油ガス保安規則第 92 条の 7 の 13 第５項第１号、一般高圧ガス保安規則第 94 条の 7 の 13 第５項第 1 号又はコンビナート等保安規則第 49 条の 7 の 13 第 5 項第 1 号に基づき保安検査の方法を申請する場合。（「認定高度保安実施者の認定について」）

（２）認定申請書の受付

認定申請書については、コンビナート等保安規則第 49 条の 7 の 2 等に従い、認定を受けようとする事業所が所在する地域を所管する産業保安監督部に申請してください。なお、手数料は、高圧ガス保安法関係手数料令（番号）に基づき納付してください。

電子申請の場合は～。

（３）認定手続の流れ

①認定申請若しくは更新申請の場合

事前相談　→　申請　→　現地検査　→　審査会審査　→　認定（新規/更新）

②更新申請において経済産業大臣の検査が不要な場合

事前相談　→　申請　→　ヒアリング　→　認定（更新）

５．認定までのスケジュール

認定のための審査会は、四半期単位で実施します。認定申請書が経済産業省に到達してから認定するまでに要する期間は、４か月程度を想定しています。各年度の詳しいスケジュールについては、認定高度保安実施者制度を紹介するウェブページ等でお知らせします。

なお、更新時に経済産業大臣の検査が不要な場合における認定までに要する期間は、３か月程度を想定しています。

【参考】スケジュールのイメージ（認定申請の場合）

事前の相談：随時
申請書の提出：４月中旬
現地検査：５月中旬～６月中旬
認定審査会：７月中旬
認定証の交付：８月上旬

６．認定審査の詳細

（１）事前相談

認定の申請にあたり、事前相談を受け付けます。メールにて①申請する旨の意思表示、②申請方法（電子・紙）、③申請の種類（A 認定、B 認定、施設の追加）、④認定更新の申請であって、「認定高度保安実施者の認定について（番号）」の「６．認定の更新（２）」の①から④までの要件のいずれにも該当しないと考えている場合は、その旨、⑤現地検査の希望日程（第１希望～第３希望を記したもの）、⑥担当者の連絡先をお知らせください。

なお、事前相談のためのメールの送信先は、各年度のスケジュールとともにお知らせします。認定を取得したい時期を考慮して相談いただくようお願いします。

※認定高度保安実施者の認定について（番号）

認定高度保安実施者の認定について（2023～号）

６．認定の更新

（１）　略

（２）経済産業大臣は、更新の申請に係る事業所において、考慮期間（前回の認定の更新の申請日から当該認定の更新の申請日までの期間をいう。ただし、初回の認定更新時にあっては、初回の認定日から認定の更新の申請日までの期間をいう。）に次のいずれかの要件に該当することとなった場合は、法第 39 条の 16 第２項の通知を行うものとする。

①　高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領に規定する A 級事故又は B 級事故が発生した場合

②　更新の申請に係る事業所内のプラント（高圧ガス製造施設以外を含む。）において、当該事業所の労働者（当該事業所の構内における他の事業所の労働者を含む。）が死亡する労働災害又は休業の日数が４日以上の労働災害が発生した場合。ただし、交通事故、腰痛等であって明らかに当該事業所における安全管理と関係が希薄なものは除く。

③　高圧ガス保安法の規定に違反する行為があったことが２度以上発覚した場合。ただし、以下のいずれかに該当する場合については１度以上とする。

イ　高圧ガス保安法の規定に違反する行為に起因する死者１名以上の事故が発生した場合

ロ　高圧ガス保安法の規定への違反が 100 を超える場合

ハ　高圧ガス保安法の規定に違反する行為のあった事業所に対して経済産業大臣が処分を行った場合

ニ　高圧ガス保安法の規定に違反する行為のあった事業所に対して経済産業省が行政文書による行政指導を行った場合

④　認定の対象に自ら完成検査を行う製造施設又は自ら保安検査を行う特定施設を追加する場合

（２）現地検査

認定申請及び更新申請があった場合は、申請書に記載された内容を確認するため、認定を受けようとする事業所を経済産業省職員及び調査依頼（11.(3)参照）を受けた機関の調査員等が訪問し、現地検査を実施します。また、当該事業所が立地する都道府県、指定都市等がオブザーバーとして参加することがあります。

現地検査は、B 認定及び特定施設の追加の場合は２日間、A 認定の場合は３日間を想定しており、「認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について」に定める評価の視点に沿って検査を行います。

また、現地検査を行う場合は、事前に通知を行います。

（３）審査会審査

現地検査の結果を取りまとめ、外部有識者による審査会審査を実施します。審査会に申請者は参加できませんが、審査会の議事概要を後日公開します。

７．更新申請について

更新申請の場合は、事前相談を通じて認定期間中の高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領に規定する A 級事故又は B 級事故の有無等を確認した上で、認定事業者が経済産業大臣から検査が必要である旨の通知を受けたときは、現地検査及び審査会審査を実施します。

一方で、当該通知を受けなかった認定事業者においては、現地検査及び審査会審査は行わないこととし、その代替として経済産業省職員等によるヒアリング（１日）を実施します。

なお、いずれの場合においても更新申請は必要です。

８．特定施設等の追加について

認定事業者が、自ら検査を行う製造施設又は特定施設を追加しようとする場合は、認定申請を行ってください。この場合、経済産業大臣が実施する検査のうち、保安の確保のための組織に係る検査項目については、追加する施設に係る部分に限定して行います。また、添付書類のうち、直近の認定（認定又は更新）の申請時に提出したものと変更がない場合は省略することができます。

なお、追加で認定された施設を自ら検査できる期間は、当該事業所の認定の有効期間の終了する日までとなります。

９．保安検査の方法の申請について

コンビナート等保安規則第 49 条の７の 13 第５項第１号等に基づく保安検査の方法の申請については、認定を受けた事業所ごとに申請を行う必要があります（認定（更新）にあたり保安検査方法の認定を行う場合を除く。）。「認定高度保安実施者の認定について（新設）」に定める様式（保安検査方法の認定申請書）に高圧ガス保安協会の事前評価の結果を添付し、認定事業所の所在地を所管する産業保安監督部に提出してください。

１０．認定証の交付

審査の結果を踏まえ、認定の基準に適合していると認められる場合は、経済産業大臣による認定証を交付します。

１１．届出について

（１）保安の確保のための組織又は保安の確保の方法の変更

認定事業者において、保安の確保のための組織又は保安の確保の方法に変更があった場合は、法第 39 条の 18 に基づき、遅滞なく、認定事業所の所在地を所管する産業保安監督部に変更の届出を行ってください。

(2)承継

高圧法第 39 条の 19 の規定により、認定事業者である第一種製造者の地位を承継した者は、欠格条項等に該当する場合を除き、認定高度保安実施者の地位も承継することが可能です。この場合は、省令の規定（例：コンビナート等保安規則第 49 条の７の８）に基づき、遅滞なく、認定事業所の所在地を所管する産業保安監督部に承継の届出を行ってください。

なお、高圧法第 10 条第１項に定める第一種製造者の承継の要件に該当しない場合（事業譲渡等）は、事前に相談してください。

１２．注意事項

認定申請に際しては、高圧法第 39 条の 15 の欠格要件及び「認定高度保安実施者の認定について」（2023～号）の認定申請者の欠格事由を参照してください。

（１）欠格要件等

認定申請者が、高圧法第 39 条の 15 に規定する欠格条項に該当する場合は認定を受けることができません。

○高圧ガス保安法

第 39 条の 15

次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

一　認定の申請に係る事業所において高圧ガスの製造を開始した日から２年を経過しない者

二　認定の申請に係る事業所において高圧ガスによる災害が発生した日から２年を経過しない者

三　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

四　第 39 条の 20 第１項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

五　法人であって、その業務を行う役員のうちに前２号のいずれかに該当する者があるもの

２　第 10 条第１項の規定による第一種製造者の地位の承継があった場合において、当該第一種製造者が第 21 条第１項の規定による高圧ガスの製造の開始の届出をした日から２年を経過したときは、前項第１号の規定は、適用しない。

また、高圧法第 39 条の 15 第１項第２号における「高圧ガスによる災害」については、

「認定高度保安実施者の認定について」において規定しています。

○認定高度保安実施者の認定について

２．認定申請者の欠格事由

（１）　［略］

（２）法第 39 条の 15 第１項第２号の「高圧ガスによる災害」とは、以下のいずれかに該当する事象を指すものとする。

①負傷の程度に応じて次の表 a から d までに定める被害以上の人的被害が発生したもの

	死者	重傷者	軽傷者
a	１名	０名	０名
b	０名	２名	０名
c	０名	１名	３名
d	０名	０名	６名

※重傷者は負傷の治療に要する期間が 30 日以上の負傷者をいう。軽傷者は負傷の治療に要する期間が 30 日未満の負傷者をいう。

②直接損害額が２億円以上発生したもの

③次のいずれかに該当し、かつ、社会的影響が大きいと認められたもの

イ　多数又は長時間の避難者が発生する等住民の生活に多大な影響を及ぼしたもの

ロ　認定を受けている製造事業所外で人的被害が発生したもの

ハ　認定を受けている製造事業所外で物的被害が発生したもの

ニ　著しい環境破壊を及ぼしたもの

④　①から③まで（③イを除く。）に掲げるいずれかの災害の発生するおそれが相当程度あったと認められ、かつ、保安体制に不備が認められたもの。例としては以下のとおり。

イ　大規模な爆発、破裂等が発生したもの

ロ　認定を受けている製造事業所外に、爆発又は破裂を伴う重量飛散物が落下したもの

（２）更新申請時に施設の追加を行う場合

更新申請を行う際に施設の追加をする場合は、申請書の対象施設に、追加する施設も記載してください。この場合は、経済産業大臣の検査を受ける必要があります。

（３）申請書の取扱い

経済産業大臣の検査を行う場合において、専門技術的事項の確認を行う必要があると認めたときは、高圧法第 39 条の 16 第１項に基づき高圧ガス保安協会等に調査依頼等を行います。調査依頼等を行った場合は、調査依頼先に申請書及び添付資料を提供しますので、ご了承の上、申請してください。

（４）申請書の補正

申請書の受理後、審査等の過程において当該申請書（添付資料を含む。）の補正を求めることがあります。

１３．手数料について

認定申請又は更新申請にあたり高圧法手数料令で定める手数料を納付してください。政令で定める申請手数料相当額の収入印紙及び登録免許税法により定める当該認定につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税の納付に係る領収書を添付してください。

ただし、登録免許税法第 24 条第１項に定める納付の特例を利用する場合については、この限りではありません。

１４．申請書添付書類について

申請書添付書類は、「認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について」に記載されている「法令の要求事項」及び「評価の視点」を参照の上、「確認する書類の例」を参考に添付してください。

改訂履歴

令和〇年〇月〇日　作成

スマート保安を
全力でサポートします！

スマート保安の
高圧ガス事業所への活用について／
経済産業省の取り組みについて
（法令解釈等）

経済産業省
産業保安グループ高圧ガス保安室
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/index.html

高圧ガス事業所の
認定制度について

経済産業省
産業保安グループ高圧ガス保安室
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/sp-nintei/index.html

特別民間法人高圧ガス保安協会にお気軽にご相談ください

認定制度に関するご質問・ご相談

・認定制度の要件・メリット等について詳しく聞きたい。
・自主保安高度化事業所制度に興味がある。

特別民間法人高圧ガス保安協会
保安技術部門「認定調査チーム」
TEL：03-3436-6103　mail：hpg@khk.or.jp

高圧ガス製造等の許可・届出支援

・スマート保安を活用した技術基準に係る許可・届出の申請内容を事前にチェックしてほしい。
・許可申請、届出をスムーズに行いたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
保安技術部門「認定調査チーム」
TEL：03-3436-6103　mail：hpg@khk.or.jp

出張講習

・社内の保安教育を依頼したい。
・技術者の知識習得、レベルアップ教育を行いたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
試験・教育事業部門「運営チーム」
TEL：03-3436-6102　mail：edu@khk.or.jp

ISO認証取得

・ISO認証取得を目指したい。
・ISO認証効果の向上を図りたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
ISO審査センター「審査・推進チーム」
TEL：03-5405-1160　mail：qa@khk.or.jp

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

特別民間法人
高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

特別民間法人
高圧ガス保安協会
https://www.khk.or.jp

特別民間法人
高圧ガス保安協会
ISO審査センター
https://khk-iso.jp

発行　令和５年10月

高圧ガスを取り扱う事業所のみなさま

高圧ガス保安は
スマート保安へ






スマート保安を通じた新たな高圧ガス保安へのご招待

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

特別民間法人
高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

経営者の皆様へ

経営者の皆様にとって、経営の効率化のためには投資の抑制やコストカットの優先度は高いと思いますが、果たして経営判断としてそれだけで十分でしょうか。
保安の確保には費用がかかりますが、安定・安全な事業所操業のためには必要不可欠です。
スマート保安は保安のレベルを確実にステップアップさせてくれますが、そのためには経営者の皆様の将来を見越した投資判断が必要となります。

事業所長の皆様へ

収益拡大に繋がらないことで本来必要な投資を控えていたり、コスト面から行うべき投資ができていないことはないでしょうか。
現場の状況を一番把握できているのは事業所にいる皆様です。
実施すべき提案、行うべき投資があれば、声を上げていきましょう。

例えばプラントの修繕を考えた場合、皆様ならどちらを選択されますか？



不具合箇所を直すだけ

現状維持

センサー類を設置

プラントのデータ集計が可能となる

プラントの自律制御運転



省力化・効率的な運転が可能となる未来に

このような現状から、その場しのぎの判断をされていませんか？



従業員の高齢化



施設・設備の経年劣化



人手不足

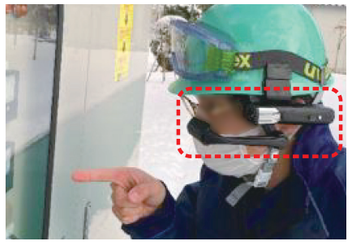
将来を見越した投資判断が求められています。

テクノロジーを活用したスマート保安

進化を続けるテクノロジーは高圧ガス保安の未来を支えます

スマートデバイスを活用した現場作業の効率化

遠隔支援システムにより現場状況をカメラ画像で共有



スマートグラスの活用

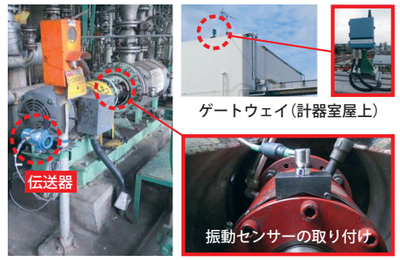


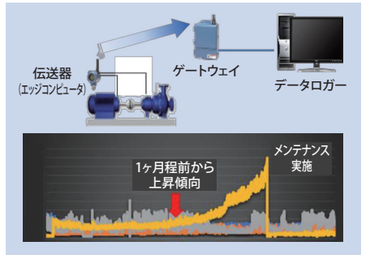
タブレット端末の活用

計器指示値データ化システムにより現場計器指示値をデータ化

IoT分野　保安向上　業務削減

無線型センサーを活用したプラントの常時監視





IoT分野　保安向上　業務削減

ドローンを活用した高所点検作業

対応可能な煙突は直径4～20m程度。壁面のクラックは0.3mm幅まで確認することが可能。





GPSが機能しない煙突内部でも飛行可能。

IoT分野　保安向上　従業員の安全　業務削減

ＡＩ制御システムを活用したプラントの運転支援



AI分野　保安向上　業務削減

スマート保安への期待・効果

導入された事業者は効果を実感しています

保安力の向上



事業所の安全を支えてきた熟練従業員の技術、ノウハウを後輩が引き継ぎ、事業所の安全を守っています。

テクノロジーの活用によって、**技術やノウハウを数値化し、確実に引き継ぐ**ことができます。

導入事業者の声

プラントの運転の定常状態を数値化し、指標とすることで、運転パラメータの調整判断を定量的に行うことができる。

運転員の経験の多寡によらず、同じ水準で異常の原因と対策を判断できる。

ベテランと新人の力量差を定量的に比較でき、操作ノウハウや暗黙知の継承に繋がる。

従業員の安全・働き方改革への対応



テクノロジーの活用により、従業員が行う危険な作業を減らし、作業に掛かる負担を軽減させ、**より安全で働きやすい職場を形成**することができます。
従業員の負担軽減やより安全な職場の形成は、職場の活性化にも繋がり、**テクノロジーの活用が働き方改革の一助**となります。

導入事業者の声

画像から腐食が疑われる箇所をスクリーニングすることで、作業員が現場で重点的に確認すべき箇所を事前に絞り込めて、負担軽減になる。

装置の閉塞が発生する頻度が抑制され、装置の清掃の頻度を低減でき、負担軽減に繋がる。

ドローンの活用により、目視点検では確認しにくい危険な現場の点検が可能となり、作業の安全性が向上する。

生産性の向上・経費節減・人員の適切な配置



従業員による工場内の巡視点検といった固定的な人件費は、テクノロジーを活用した省力化により軽減が図られ、その結果、新たな時代に向けた**新規事業に人的資源を投入**することができます。

導入事業者の声

ＡＩに運転パラメータを最適化させることで、非定常な切替運転時間が短縮でき、設備の稼働率を上げて生産性を向上することができる。

定期的に発生する事象を早期検知することで、対応までの時間的な余裕が生まれ、対応作業が効率化できる。

従来年に１回程度実施していた部品の交換頻度を抑えることができ、経費削減に繋がる。

事業者にメリットのある制度が使えるようになります！

高圧ガス保安法の事業所認定を取得してみませんか！

経営トップのコミットメント、高度なリスク管理体制、テクノロジーの活用、サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応の要件を満たす高い保安力を有する事業所は、高圧ガス保安法の

「認定高度保安実施者」

の認定を取得することができます。

本認定を取得すると、連続運転が可能、事業所自らによる保安検査・完成検査の実施が可能、変更許可不要な工事の範囲拡大といったメリットが得られます。

詳細は次ページの制度概要をご覧ください。

また、「自主保安高度化事業者」の制度も改正となりました。
９ページも併せてご覧ください。

（新認定制度）

認定高度保安実施者制度の概要

連続運転の事業者
（1年以上停止することなく連続して設備の運転を想定）

認定の要件

- リスクアセスメントの実施
- PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善
- 教育訓練の実施
- 保安管理組織、設備管理組織、運転管理組織の設置
- 自ら保安検査・完成検査を実施する体制の整備　　等

新認定制度により追加された要件

要　件	審査内容
経営トップのコミットメント	コンプライアンス体制の整備 コーポレート・ガバナンスの確保
テクノロジーの活用 スマート保安	テクノロジーに関する経営トップのコミットメント 保安確保に資するテクノロジーの導入 テクノロジーの導入について、継続的に改善する仕組みの構築
高度なリスク管理体制	高度なリスク管理体制（A認定） リスクの特定とリスク低減策の実施（B認定）
サイバーセキュリティ等関連リスクへの対応	ＰＤＣＡサイクルの構築

メリット

A認定



認定マーク

- **最長８年の連続運転**が可能※
- 保安検査、完成検査を事業者**自ら実施**することが可能
- 保安検査は、事業者自ら考え実施することに加え、民間規格評価機関が承認した方法で実施することが可能
- 開放検査の周期延長（**12年超が可能**）※
- **変更許可が不要な工事**の拡大



B認定



認定マーク

- **４年程度の連続運転**が可能※
- 保安検査、完成検査を事業者**自ら実施**することが可能
- 保安検査は、大臣に認められた方法で実施することが可能※
- 開放検査の周期延長（**最大12年に**）※
- **変更許可が不要な工事**の拡大

※予定（令和５年10月時点）

新認定制度について（現行制度との比較）

新認定制度では、工事や完成検査等実施後の速やかな運転再開が可能となります。
また、行政手続きの簡素化も図られています。

完成検査・保安検査

自ら完成検査・保安検査を実施した際の届出が不要（記録保存義務に移行）となり、完成検査・保安検査実施後、速やかな運転再開が可能となります。

変更の許可・届出

軽微な変更の工事を実施した際の届出が不要（記録保存義務に移行）となり、手続きの簡素化が図られるとともに、工事完了後、速やかな運転再開が可能となります。

危害予防規程・保安係員等の選解任の届出

危害予防規程の変更や保安人員の選解任について、届出が不要（記録保存義務に移行）となり、手続きの簡素化が図られます。

自主保安高度化事業者制度の概要

非連続運転の事業者
（１年以内に設備を停止し点検等の実施を想定）

制度改正の要旨

- 自主保安高度化事業者とは、高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣に認定された事業者です。
- 今回の制度改正により、これまでの特例に加え、**開放検査の周期延長（最長12年まで）**が可能となりました。※
- 自主保安高度化事業者には、リスクアセスメントの実施やPDCAサイクルによる保安体制の継続的改善の実施が求められ、関係業界全体の自主保安の取組を促し、裾野を拡大していくことが期待されています。

認定の要件

- リスクアセスメントの実施
- PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善　等

制度改正により追加された要件

- 寿命管理、開放検査体制の構築及び検査記録の活用

メリット

- **変更許可が不要な工事**の拡大
- 開放検査の周期延長（**最大12年**）※

※要件の適用を希望する場合は、追加で機器の寿命管理、開放検査体制、検査記録等の活用に関する要件を満たすことが必要です。



認定マーク

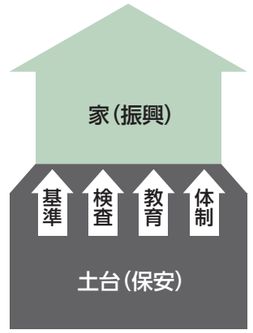
Column

「水素保安」の取組紹介

水素社会の実現を目指して、経済産業省、特別民間法人高圧ガス保安協会では、高圧ガス保安法に基づく安全の確保を前提に、水素サプライチェーン構築のための水素保安戦略の策定、技術開発、情報発信、規制（ルール）の見直し等に取り組んでいます。

特別民間法人高圧ガス保安協会は、水素の知見等を集約したCoE（Center of Excellence）となるべく、これまでの知見・経験を活かし、保安と振興の両面を一体的に捉え、取り組んでまいります。

安全・安心な水素社会の実現のためには、「保安」という土台をしっかり作り、その上に「振興」という家を建てていく必要があります。
そのため、特別民間法人高圧ガス保安協会は水素の社会実装に向けた課題を把握し、その解決に向けて関係者の皆様と取り組んでまいります。



受けられる相談例

技術基準に関するアドバイス	保安上の技術的課題解決
基準、ルールの形成	第三者機関の評価、認証
国内外の法令動向	水素人材教育プログラムのご提供



KHK水素センターへ
ご連絡ください

https://www.khk.or.jp/hydrogen/

お問合せ先

特別民間法人高圧ガス保安協会 水素センター
TEL：03-3436-6135　mail：h2@khk.or.jp

高圧ガス保安法の歴史

法規制の始まり

高圧ガス（液化石油ガス）の
工業生産開始：兵庫県 事故

1923年 関東大震災

1907年 **1922年**

圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法（旧法）公布
【内務省所管＝警察行政】→ 1948年【商工省所管＝産業行政】

高圧ガス取締法制定

事故 1965～1972年
高圧ガス移動時の重大事故

1951年

高圧ガス取締法制定
旧法の全面改正
【通商産業省所管】

1963年

法改正

背景：▷製造形態多様化 ▷急速な技術革新
▷事業所等の増加 ▷自主保安の推進

1963年（昭和38年）
高圧ガス保安協会設立

事故と規制強化

事故 1973年
コンビナートでの事故多発

1975年

法改正
❖保安管理体制強化 等

自主保安の推進

事故 2011～2014年
化学工場での
爆発・火災事故連続

1995年 阪神・淡路大震災
2011年 東日本大震災

1996年

高圧ガス保安法に法改正
❖自主保安の推進を
より明確化

1998年～2001年
技術基準の性能規定化

2005年

保安検査における
民間規格活用・導入

新認定制度発足

2022年

法改正
❖スマート保安の促進
❖カーボンニュートラル実現に
向けた保安規制整備

▷テクノロジーの活用
▷デジタル化の推進
▷設備の老朽化・人財不足

2016年～
産業保安のスマート化検討
迅速・柔軟かつ効果的・効率的に対応する
「賢い」制度への進化

スマート保安が
可能とする
事故・災害のない
安全・安心な社会の実現へ






「取締と規制」から
「スマート保安を活用した自主保安」へ

スマート保安を後押しする取組

より高度な保安の推進に向け様々なサポートを実施しています

技術カタログ

スマート保安の優良事例を「先行事例集」として経済産業省のホームページ上で公開しています。

スマート保安先行事例集についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/smart_industrial_safety/index.html

Iot/AI人材育成講座

一般社団法人日本能率協会による「Iot/AI人材育成講座（経済産業省　第四次産業革命スキル習得講座）」を開設しています。本講座は、経済産業省の第四次産業革命スキル習得講座、および厚生労働省の専門実践教育訓練給付制度の対象講座に認定されています。

一般社団法人日本能率協会「Iot/AI 人材育成講座」についてはこちらから



https://school.jma.or.jp/products/detail.php?product_id=151246

インフラメンテナンス大賞

日本国内のインフラのメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介することにより、インフラメンテナンスに関わる事業者、団体、研究者等の取組を促進し、メンテナンス産業の活性化とともに、理念の普及を図ることを目的に、平成28年度より実施しています。

インフラメンテナンス大賞についてはこちらから



https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_award.html



経済産業大臣表彰・特別民間法人高圧ガス保安協会会長表彰

経済産業省・特別民間法人高圧ガス保安協会では、毎年、保安意識の高揚を図り、高圧ガスの保安を推進することを目的に、災害防止のための不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所、および高圧ガスの保安に関し、永年にわたり極めて顕著な功績をあげた保安功労者等を表彰しています。

令和４年度経済産業大臣表彰についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/press/2022/10/20221027001/20221027001.html

令和５年度特別民間法人高圧ガス保安協会会長表彰についてはこちらから



https://www.khk.or.jp/seminars_events/national_convention.html

スマート保安官民協議会

スマート保安官民協議会は、スマート保安の重要性を認識し、官民で連携してその取組を推進するため、スマート保安推進のための基本方針およびアクションプランの策定を目的として開催しています。

スマート保安官民協議会についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/smart_hoan/index.html

スマート保安を
全力でサポートします！

スマート保安の高圧ガス事業所への活用について／経済産業省の取り組みについて（法令解釈等）

経済産業省
産業保安グループ高圧ガス保安室
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/index.html

高圧ガス事業所の認定制度について

経済産業省
産業保安グループ高圧ガス保安室
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/sp-nintei/index.html

特別民間法人高圧ガス保安協会にお気軽にご相談ください

認定制度に関するご質問・ご相談

・認定制度の要件・メリット等について詳しく聞きたい。
・自主保安高度化事業所制度に興味がある。

特別民間法人高圧ガス保安協会
保安技術部門「認定調査チーム」
TEL：03-3436-6103　mail：hpg@khk.or.jp

高圧ガス製造等の許可・届出支援

・スマート保安を活用した技術基準に係る許可・届出の申請内容を事前にチェックしてほしい。
・許可申請、届出をスムーズに行いたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
保安技術部門「認定調査チーム」
TEL：03-3436-6103　mail：hpg@khk.or.jp

出張講習

・社内の保安教育を依頼したい。
・技術者の知識習得、レベルアップ教育を行いたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
試験・教育事業部門「運営チーム」
TEL：03-3436-6102　mail：edu@khk.or.jp

ISO認証取得

・ISO認証取得を目指したい。
・ISO認証効果の向上を図りたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
ISO審査センター「審査・推進チーム」
TEL：03-5405-1160　mail：qa@khk.or.jp

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

特別民間法人
高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

特別民間法人
高圧ガス保安協会
https://www.khk.or.jp

特別民間法人
高圧ガス保安協会
ISO審査センター
https://khk-iso.jp

発行　令和５年10月

高圧ガスを取り扱う事業所のみなさま

高圧ガス保安はスマート保安へ






スマート保安を通じた新たな高圧ガス保安へのご招待

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

特別民間法人
高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

経営者の皆様へ

経営者の皆様にとって、経営の効率化のためには投資の抑制やコストカットの優先度は高いと思いますが、果たして経営判断としてそれだけで十分でしょうか。
保安の確保には費用がかかりますが、安定・安全な事業所操業のためには必要不可欠です。
スマート保安は保安のレベルを確実にステップアップさせてくれますが、そのためには経営者の皆様の将来を見越した投資判断が必要となります。

事業所長の皆様へ

収益拡大に繋がらないことで本来必要な投資を控えていたり、コスト面から行うべき投資ができていないことはないでしょうか。
現場の状況を一番把握できているのは事業所にいる皆様です。
実施すべき提案、行うべき投資があれば、声を上げていきましょう。

例えばプラントの修繕を考えた場合、皆様ならどちらを選択されますか？



不具合箇所を直すだけ

現状維持

センサー類を設置

プラントのデータ集計が可能となる

プラントの自律制御運転



省力化・効率的な運転が可能となる未来に

このような現状から、その場しのぎの判断をされていませんか？



従業員の高齢化



施設・設備の経年劣化



人手不足

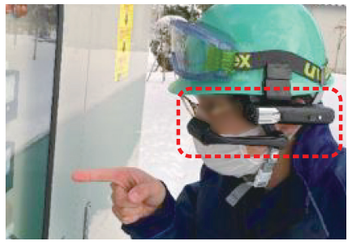
将来を見越した投資判断が求められています。

テクノロジーを活用したスマート保安

進化を続けるテクノロジーは高圧ガス保安の未来を支えます

スマートデバイスを活用した現場作業の効率化

遠隔支援システムにより現場状況をカメラ画像で共有



スマートグラスの活用

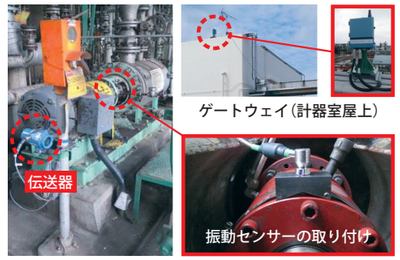


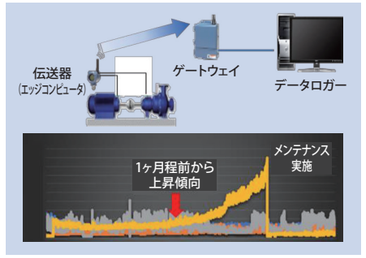
タブレット端末の活用

計器指示値データ化システムにより現場計器指示値をデータ化

IoT分野　保安向上　業務削減

無線型センサーを活用したプラントの常時監視





IoT分野　保安向上　業務削減

ドローンを活用した高所点検作業

対応可能な煙突は直径4～20m程度。壁面のクラックは0.3mm幅まで確認することが可能。





GPSが機能しない煙突内部でも飛行可能。

IoT分野　保安向上　従業員の安全　業務削減

ＡＩ制御システムを活用したプラントの運転支援



AI分野　保安向上　業務削減

スマート保安への期待・効果

導入された事業者は効果を実感しています

保安力の向上



事業所の安全を支えてきた熟練従業員の技術、ノウハウを後輩が引き継ぎ、事業所の安全を守っています。

テクノロジーの活用によって、**技術やノウハウを数値化し、確実に引き継ぐ**ことができます。

導入事業者の声

プラントの運転の定常状態を数値化し、指標とすることで、運転パラメータの調整判断を定量的に行うことができる。

運転員の経験の多寡によらず、同じ水準で異常の原因と対策を判断できる。

ベテランと新人の力量差を定量的に比較でき、操作ノウハウや暗黙知の継承に繋がる。

従業員の安全・働き方改革への対応



テクノロジーの活用により、従業員が行う危険な作業を減らし、作業に掛かる負担を軽減させ、**より安全で働きやすい職場を形成**することができます。
従業員の負担軽減やより安全な職場の形成は、職場の活性化にも繋がり、**テクノロジーの活用が働き方改革の一助**となります。

導入事業者の声

画像から腐食が疑われる箇所をスクリーニングすることで、作業員が現場で重点的に確認すべき箇所を事前に絞り込めて、負担軽減になる。

装置の閉塞が発生する頻度が抑制され、装置の清掃の頻度を低減でき、負担軽減に繋がる。

ドローンの活用により、目視点検では確認しにくい危険な現場の点検が可能となり、作業の安全性が向上する。

生産性の向上・経費節減・人員の適切な配置



従業員による工場内の巡視点検といった固定的な人件費は、テクノロジーを活用した省力化により軽減が図られ、その結果、新たな時代に向けた**新規事業に人的資源を投入**することができます。

導入事業者の声

ＡＩに運転パラメータを最適化させることで、非定常な切替運転時間が短縮でき、設備の稼働率を上げて生産性を向上することができる。

定期的に発生する事象を早期検知することで、対応までの時間的な余裕が生まれ、対応作業が効率化できる。

従来年に１回程度実施していた部品の交換頻度を抑えることができ、経費削減に繋がる。

事業者にメリットのある制度が使えるようになります！

高圧ガス保安法の事業所認定を取得してみませんか！

経営トップのコミットメント、高度なリスク管理体制、テクノロジーの活用、サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応の要件を満たす高い保安力を有する事業所は、高圧ガス保安法の

「認定高度保安実施者」

の認定を取得することができます。

本認定を取得すると、連続運転が可能、事業所自らによる保安検査・完成検査の実施が可能、変更許可不要な工事の範囲拡大といったメリットが得られます。

詳細は次ページの制度概要をご覧ください。

また、「自主保安高度化事業者」の制度も改正となりました。
９ページも併せてご覧ください。

（新認定制度）

認定高度保安実施者制度の概要

連続運転の事業者
（1年以上停止することなく連続して設備の運転を想定）

認定の要件

- リスクアセスメントの実施
- PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善
- 教育訓練の実施
- 保安管理組織、設備管理組織、運転管理組織の設置
- 自ら保安検査・完成検査を実施する体制の整備　　等

新認定制度により追加された要件

要　件	審査内容
経営トップのコミットメント	コンプライアンス体制の整備 コーポレート・ガバナンスの確保
テクノロジーの活用 スマート保安	テクノロジーに関する経営トップのコミットメント 保安確保に資するテクノロジーの導入 テクノロジーの導入について、継続的に改善する仕組みの構築
高度なリスク管理体制	高度なリスク管理体制（A認定） リスクの特定とリスク低減策の実施（B認定）
サイバーセキュリティ等関連リスクへの対応	ＰＤＣＡサイクルの構築

メリット

A認定



認定マーク

- **最長８年の連続運転**が可能※
- 保安検査、完成検査を事業者**自ら実施**することが可能
- 保安検査は、事業者自ら考え実施することに加え、民間規格評価機関が承認した方法で実施することが可能
- 開放検査の周期延長（**12年超が可能**）※
- **変更許可が不要な工事**の拡大



B認定



認定マーク

- **４年程度の連続運転**が可能※
- 保安検査、完成検査を事業者**自ら実施**することが可能
- 保安検査は、大臣に認められた方法で実施することが可能※
- 開放検査の周期延長（**最大12年に**）※
- **変更許可が不要な工事**の拡大

※予定（令和５年10月時点）

新認定制度について（現行制度との比較）

新認定制度では、工事や完成検査等実施後の速やかな運転再開が可能となります。
また、行政手続きの簡素化も図られています。

完成検査・保安検査

自ら完成検査・保安検査を実施した際の届出が不要（記録保存義務に移行）となり、完成検査・保安検査実施後、速やかな運転再開が可能となります。

変更の許可・届出

軽微な変更の工事を実施した際の届出が不要（記録保存義務に移行）となり、手続きの簡素化が図られるとともに、工事完了後、速やかな運転再開が可能となります。

危害予防規程・保安係員等の選解任の届出

危害予防規程の変更や保安人員の選解任について、届出が不要（記録保存義務に移行）となり、手続きの簡素化が図られます。

自主保安高度化事業者制度の概要

非連続運転の事業者
（１年以内に設備を停止し点検等の実施を想定）

制度改正の要旨

- 自主保安高度化事業者とは、高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣に認定された事業者です。
- 今回の制度改正により、これまでの特例に加え、**開放検査の周期延長（最長12年まで）**が可能となりました。※
- 自主保安高度化事業者には、リスクアセスメントの実施やPDCAサイクルによる保安体制の継続的改善の実施が求められ、関係業界全体の自主保安の取組を促し、裾野を拡大していくことが期待されています。

認定の要件

- リスクアセスメントの実施
- PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善　等

制度改正により追加された要件

- 寿命管理、開放検査体制の構築及び検査記録の活用

メリット

- **変更許可が不要な工事**の拡大
- 開放検査の周期延長（**最大12年**）※

※要件の適用を希望する場合は、追加で機器の寿命管理、開放検査体制、検査記録等の活用に関する要件を満たすことが必要です。



認定マーク

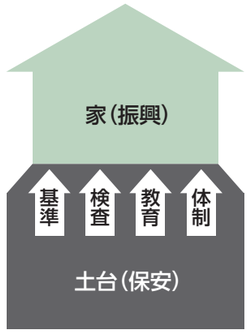
Column

「水素保安」の取組紹介

水素社会の実現を目指して、経済産業省、特別民間法人高圧ガス保安協会では、高圧ガス保安法に基づく安全の確保を前提に、水素サプライチェーン構築のための水素保安戦略の策定、技術開発、情報発信、規制（ルール）の見直し等に取り組んでいます。

特別民間法人高圧ガス保安協会は、水素の知見等を集約したCoE（Center of Excellence）となるべく、これまでの知見・経験を活かし、保安と振興の両面を一体的に捉え、取り組んでまいります。

安全・安心な水素社会の実現のためには、「保安」という土台をしっかり作り、その上に「振興」という家を建てていく必要があります。
そのため、特別民間法人高圧ガス保安協会は水素の社会実装に向けた課題を把握し、その解決に向けて関係者の皆様と取り組んでまいります。



受けられる相談例

技術基準に関するアドバイス	保安上の技術的課題解決
基準、ルールの形成	第三者機関の評価、認証
国内外の法令動向	水素人材教育プログラムのご提供



KHK水素センターへ
ご連絡ください

https://www.khk.or.jp/hydrogen/

お問合せ先

特別民間法人高圧ガス保安協会 水素センター
TEL：03-3436-6135　mail：h2@khk.or.jp

高圧ガス保安法の歴史

法規制の始まり

高圧ガス（液化石油ガス）の
工業生産開始：兵庫県 事故

1923年 関東大震災

1907年 **1922年**

圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法（旧法）公布
【内務省所管＝警察行政】→ 1948年【商工省所管＝産業行政】

高圧ガス取締法制定

事故 1965～1972年
高圧ガス移動時の重大事故

1951年

高圧ガス取締法制定
旧法の全面改正
【通商産業省所管】

1963年

法改正

背景：▷製造形態多様化 ▷急速な技術革新
▷事業所等の増加 ▷自主保安の推進

1963年（昭和38年）
高圧ガス保安協会設立

事故と規制強化

事故 1973年
コンビナートでの事故多発

1975年

法改正
❖保安管理体制強化 等

自主保安の推進

事故 2011～2014年
化学工場での
爆発・火災事故連続

1995年 阪神・淡路大震災
2011年 東日本大震災

1996年

高圧ガス保安法に法改正
❖自主保安の推進を
より明確化

1998年～2001年
技術基準の性能規定化

2005年

保安検査における
民間規格活用・導入

新認定制度発足

2022年

法改正
❖スマート保安の促進
❖カーボンニュートラル実現に
向けた保安規制整備

▷テクノロジーの活用
▷デジタル化の推進
▷設備の老朽化・人財不足

2016年～
産業保安のスマート化検討
迅速・柔軟かつ効果的・効率的に対応する
「賢い」制度への進化

スマート保安が
可能とする
事故・災害のない
安全・安心な社会の実現へ






「取締と規制」から
「スマート保安を活用した自主保安」へ

スマート保安を後押しする取組

より高度な保安の推進に向け様々なサポートを実施しています

技術カタログ

スマート保安の優良事例を「先行事例集」として経済産業省のホームページ上で公開しています。

スマート保安先行事例集についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/smart_industrial_safety/index.html

Iot/AI人材育成講座

一般社団法人日本能率協会による「Iot/AI人材育成講座（経済産業省　第四次産業革命スキル習得講座）」を開設しています。本講座は、経済産業省の第四次産業革命スキル習得講座、および厚生労働省の専門実践教育訓練給付制度の対象講座に認定されています。

一般社団法人日本能率協会「Iot/AI 人材育成講座」についてはこちらから



https://school.jma.or.jp/products/detail.php?product_id=151246

インフラメンテナンス大賞

日本国内のインフラのメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介することにより、インフラメンテナンスに関わる事業者、団体、研究者等の取組を促進し、メンテナンス産業の活性化とともに、理念の普及を図ることを目的に、平成28年度より実施しています。

インフラメンテナンス大賞についてはこちらから



https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_award.html



経済産業大臣表彰・特別民間法人高圧ガス保安協会会長表彰

経済産業省・特別民間法人高圧ガス保安協会では、毎年、保安意識の高揚を図り、高圧ガスの保安を推進することを目的に、災害防止のための不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所、および高圧ガスの保安に関し、永年にわたり極めて顕著な功績をあげた保安功労者等を表彰しています。

令和４年度経済産業大臣表彰についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/press/2022/10/20221027001/20221027001.html

令和５年度特別民間法人高圧ガス保安協会
会長表彰についてはこちらから



https://www.khk.or.jp/seminars_events/national_convention.html

スマート保安官民協議会

スマート保安官民協議会は、スマート保安の重要性を認識し、官民で連携してその取組を推進するため、スマート保安推進のための基本方針およびアクションプランの策定を目的として開催しています。

スマート保安官民協議会についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/smart_hoan/index.html

スマート保安を
全力でサポートします！

スマート保安の高圧ガス事業所への活用について／経済産業省の取り組みについて（法令解釈等）

経済産業省
産業保安グループ高圧ガス保安室
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/index.html

高圧ガス事業所の認定制度について

経済産業省
産業保安グループ高圧ガス保安室
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/sp-nintei/index.html

特別民間法人高圧ガス保安協会にお気軽にご相談ください

認定制度に関するご質問・ご相談

・認定制度の要件・メリット等について詳しく聞きたい。
・自主保安高度化事業所制度に興味がある。

特別民間法人高圧ガス保安協会
保安技術部門「認定調査チーム」
TEL：03-3436-6103　mail：hpg@khk.or.jp

高圧ガス製造等の許可・届出支援

・スマート保安を活用した技術基準に係る許可・届出の申請内容を事前にチェックしてほしい。
・許可申請、届出をスムーズに行いたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
保安技術部門「認定調査チーム」
TEL：03-3436-6103　mail：hpg@khk.or.jp

出張講習

・社内の保安教育を依頼したい。
・技術者の知識習得、レベルアップ教育を行いたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
試験・教育事業部門「運営チーム」
TEL：03-3436-6102　mail：edu@khk.or.jp

ISO認証取得

・ISO認証取得を目指したい。
・ISO認証効果の向上を図りたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
ISO審査センター「審査・推進チーム」
TEL：03-5405-1160　mail：qa@khk.or.jp

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

特別民間法人
高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

特別民間法人
高圧ガス保安協会
https://www.khk.or.jp

特別民間法人
高圧ガス保安協会
ISO審査センター
https://khk-iso.jp

発行　令和５年10月

高圧ガスを取り扱う事業所のみなさま

高圧ガス保安はスマート保安へ








スマート保安を通じた新たな高圧ガス保安へのご招待

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

特別民間法人
高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

経営者の皆様へ

経営者の皆様にとって、経営の効率化のためには投資の抑制やコストカットの優先度は高いと思いますが、果たして経営判断としてそれだけで十分でしょうか。
保安の確保には費用がかかりますが、安定・安全な事業所操業のためには必要不可欠です。
スマート保安は保安のレベルを確実にステップアップさせてくれますが、そのためには経営者の皆様の将来を見越した投資判断が必要となります。

事業所長の皆様へ

収益拡大に繋がらないことで本来必要な投資を控えていたり、コスト面から行うべき投資ができていないことはないでしょうか。
現場の状況を一番把握できているのは事業所にいる皆様です。
実施すべき提案、行うべき投資があれば、声を上げていきましょう。

例えばプラントの修繕を考えた場合、皆様ならどちらを選択されますか？



不具合箇所を直すだけ

現状維持

センサー類を設置

プラントのデータ集計が可能となる

プラントの自律制御運転



省力化・効率的な運転が可能となる未来に

このような現状から、その場しのぎの判断をされていませんか？



従業員の高齢化



施設・設備の経年劣化



人手不足

将来を見越した投資判断が求められています。

テクノロジーを活用したスマート保安

進化を続けるテクノロジーは高圧ガス保安の未来を支えます

スマートデバイスを活用した現場作業の効率化

遠隔支援システムにより現場状況をカメラ画像で共有



スマートグラスの活用

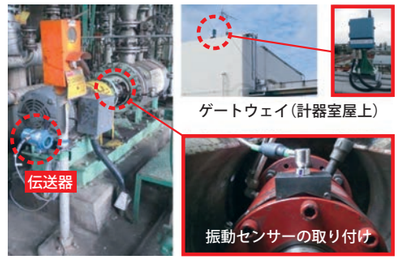


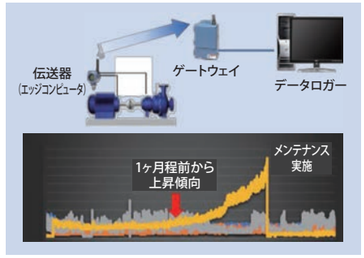
タブレット端末の活用

計器指示値データ化システムにより現場計器指示値をデータ化

IoT分野　保安向上　業務削減

無線型センサーを活用したプラントの常時監視





IoT分野　保安向上　業務削減

ドローンを活用した高所点検作業

対応可能な煙突は直径4～20m程度。壁面のクラックは0.3mm幅まで確認することが可能。





GPSが機能しない煙突内部でも飛行可能。

IoT分野　保安向上　従業員の安全　業務削減

ＡＩ制御システムを活用したプラントの運転支援



AI分野　保安向上　業務削減

スマート保安への期待・効果

導入された事業者は効果を実感しています

保安力の向上



事業所の安全を支えてきた熟練従業員の技術、ノウハウを後輩が引き継ぎ、事業所の安全を守っています。

テクノロジーの活用によって、**技術やノウハウを数値化し、確実に引き継ぐ**ことができます。

導入事業者の声

プラントの運転の定常状態を数値化し、指標とすることで、運転パラメータの調整判断を定量的に行うことができる。

運転員の経験の多寡によらず、同じ水準で異常の原因と対策を判断できる。

ベテランと新人の力量差を定量的に比較でき、操作ノウハウや暗黙知の継承に繋がる。

従業員の安全・働き方改革への対応



テクノロジーの活用により、従業員が行う危険な作業を減らし、作業に掛かる負担を軽減させ、**より安全で働きやすい職場を形成**することができます。
従業員の負担軽減やより安全な職場の形成は、職場の活性化にも繋がり、**テクノロジーの活用が働き方改革の一助**となります。

導入事業者の声

画像から腐食が疑われる箇所をスクリーニングすることで、作業員が現場で重点的に確認すべき箇所を事前に絞り込めて、負担軽減になる。

装置の閉塞が発生する頻度が抑制され、装置の清掃の頻度を低減でき、負担軽減に繋がる。

ドローンの活用により、目視点検では確認しにくい危険な現場の点検が可能となり、作業の安全性が向上する。

生産性の向上・経費節減・人員の適切な配置



従業員による工場内の巡視点検といった固定的な人件費は、テクノロジーを活用した省力化により軽減が図られ、その結果、新たな時代に向けた**新規事業に人的資源を投入**することができます。

導入事業者の声

ＡＩに運転パラメータを最適化させることで、非定常な切替運転時間が短縮でき、設備の稼働率を上げて生産性を向上することができる。

定期的に発生する事象を早期検知することで、対応までの時間的な余裕が生まれ、対応作業が効率化できる。

従来年に１回程度実施していた部品の交換頻度を抑えることができ、経費削減に繋がる。

事業者にメリットのある制度が使えるようになります！

高圧ガス保安法の事業所認定を取得してみませんか！

経営トップのコミットメント、高度なリスク管理体制、テクノロジーの活用、サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応の要件を満たす高い保安力を有する事業所は、高圧ガス保安法の

「認定高度保安実施者」

の認定を取得することができます。

本認定を取得すると、連続運転が可能、事業所自らによる保安検査・完成検査の実施が可能、変更許可不要な工事の範囲拡大といったメリットが得られます。

詳細は次ページの制度概要をご覧ください。

また、「自主保安高度化事業者」の制度も改正となりました。
９ページも併せてご覧ください。

（新認定制度）

認定高度保安実施者制度の概要

連続運転の事業者
（1年以上停止することなく連続して設備の運転を想定）

認定の要件

- リスクアセスメントの実施
- PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善
- 教育訓練の実施
- 保安管理組織、設備管理組織、運転管理組織の設置
- 自ら保安検査・完成検査を実施する体制の整備　　等

新認定制度により追加された要件

要　件	審査内容
経営トップのコミットメント	コンプライアンス体制の整備 コーポレート・ガバナンスの確保
テクノロジーの活用 スマート保安	テクノロジーに関する経営トップのコミットメント 保安確保に資するテクノロジーの導入 テクノロジーの導入について、継続的に改善する仕組みの構築
高度なリスク管理体制	高度なリスク管理体制（A認定） リスクの特定とリスク低減策の実施（B認定）
サイバーセキュリティ等関連リスクへの対応	ＰＤＣＡサイクルの構築

メリット

A認定



認定マーク

- **最長８年の連続運転**が可能※
- 保安検査、完成検査を事業者**自ら実施**することが可能
- 保安検査は、事業者自ら考え実施することに加え、民間規格評価機関が承認した方法で実施することが可能
- 開放検査の周期延長（**12年超が可能**）※
- **変更許可が不要な工事**の拡大



B認定



認定マーク

- **４年程度の連続運転**が可能※
- 保安検査、完成検査を事業者**自ら実施**することが可能
- 保安検査は、大臣に認められた方法で実施することが可能※
- 開放検査の周期延長（**最大12年に**）※
- **変更許可が不要な工事**の拡大

※予定（令和５年10月時点）

新認定制度について（現行制度との比較）

新認定制度では、工事や完成検査等実施後の速やかな運転再開が可能となります。
また、行政手続きの簡素化も図られています。

完成検査・保安検査

自ら完成検査・保安検査を実施した際の届出が不要（記録保存義務に移行）となり、完成検査・保安検査実施後、速やかな運転再開が可能となります。

変更の許可・届出

軽微な変更の工事を実施した際の届出が不要（記録保存義務に移行）となり、手続きの簡素化が図られるとともに、工事完了後、速やかな運転再開が可能となります。

危害予防規程・保安係員等の選解任の届出

危害予防規程の変更や保安人員の選解任について、届出が不要（記録保存義務に移行）となり、手続きの簡素化が図られます。

自主保安高度化事業者制度の概要

非連続運転の事業者
（１年以内に設備を停止し点検等の実施を想定）

制度改正の要旨

- 自主保安高度化事業者とは、高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣に認定された事業者です。
- 今回の制度改正により、これまでの特例に加え、**開放検査の周期延長（最長12年まで）**が可能となりました。※
- 自主保安高度化事業者には、リスクアセスメントの実施やPDCAサイクルによる保安体制の継続的改善の実施が求められ、関係業界全体の自主保安の取組を促し、裾野を拡大していくことが期待されています。

認定の要件

- リスクアセスメントの実施
- PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善　等

制度改正により追加された要件

- 寿命管理、開放検査体制の構築及び検査記録の活用

メリット

- **変更許可が不要な工事**の拡大
- 開放検査の周期延長（**最大12年**）※

※要件の適用を希望する場合は、追加で機器の寿命管理、開放検査体制、検査記録等の活用に関する要件を満たすことが必要です。



認定マーク

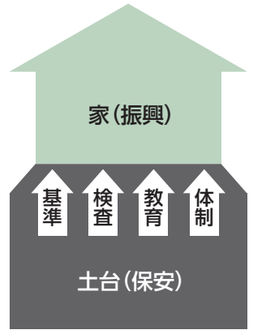
Column

「水素保安」の取組紹介

水素社会の実現を目指して、経済産業省、特別民間法人高圧ガス保安協会では、高圧ガス保安法に基づく安全の確保を前提に、水素サプライチェーン構築のための水素保安戦略の策定、技術開発、情報発信、規制（ルール）の見直し等に取り組んでいます。

特別民間法人高圧ガス保安協会は、水素の知見等を集約したCoE（Center of Excellence）となるべく、これまでの知見・経験を活かし、保安と振興の両面を一体的に捉え、取り組んでまいります。

安全・安心な水素社会の実現のためには、「保安」という土台をしっかり作り、その上に「振興」という家を建てていく必要があります。
そのため、特別民間法人高圧ガス保安協会は水素の社会実装に向けた課題を把握し、その解決に向けて関係者の皆様と取り組んでまいります。



受けられる相談例

技術基準に関するアドバイス	保安上の技術的課題解決
基準、ルールの形成	第三者機関の評価、認証
国内外の法令動向	水素人材教育プログラムのご提供



KHK水素センターへ
ご連絡ください

https://www.khk.or.jp/hydrogen/

お問合せ先

特別民間法人高圧ガス保安協会 水素センター
TEL：03-3436-6135　mail：h2@khk.or.jp

高圧ガス保安法の歴史

法規制の始まり

高圧ガス（液化石油ガス）の
工業生産開始：兵庫県 事故

1923年 関東大震災

1907年 **1922年**

圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法（旧法）公布
【内務省所管＝警察行政】→ 1948年【商工省所管＝産業行政】

高圧ガス取締法制定

事故 1965～1972年
高圧ガス移動時の重大事故

1951年

高圧ガス取締法制定
旧法の全面改正
【通商産業省所管】

1963年

法改正

背景：▷製造形態多様化 ▷急速な技術革新
▷事業所等の増加 ▷自主保安の推進

1963年（昭和38年）
高圧ガス保安協会設立

事故と規制強化

事故 1973年
コンビナートでの事故多発

1975年

法改正
❖保安管理体制強化 等

自主保安の推進

事故 2011～2014年
化学工場での
爆発・火災事故連続

1995年 阪神・淡路大震災

2011年 東日本大震災

1996年

高圧ガス保安法に法改正
❖自主保安の推進を
より明確化

1998年～2001年
技術基準の性能規定化

2005年

保安検査における
民間規格活用・導入

新認定制度発足

2022年

法改正
❖スマート保安の促進
❖カーボンニュートラル実現に
向けた保安規制整備

▷テクノロジーの活用
▷デジタル化の推進
▷設備の老朽化・人財不足

2016年～
産業保安のスマート化検討
迅速・柔軟かつ効果的・効率的に対応する
「賢い」制度への進化

スマート保安が
可能とする
事故・災害のない
安全・安心な社会の実現へ

「取締と規制」から「スマート保安を活用した自主保安」へ






スマート保安を後押しする取組

より高度な保安の推進に向け様々なサポートを実施しています

技術カタログ

スマート保安の優良事例を「先行事例集」として経済産業省のホームページ上で公開しています。

スマート保安先行事例集についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/smart_industrial_safety/index.html

Iot/AI人材育成講座

一般社団法人日本能率協会による「Iot/AI人材育成講座（経済産業省 第四次産業革命スキル習得講座）」を開設しています。本講座は、経済産業省の第四次産業革命スキル習得講座、および厚生労働省の専門実践教育訓練給付制度の対象講座に認定されています。

一般社団法人日本能率協会「Iot/AI 人材育成講座」についてはこちらから



https://school.jma.or.jp/products/detail.php?product_id=151246

インフラメンテナンス大賞

日本国内のインフラのメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介することにより、インフラメンテナンスに関わる事業者、団体、研究者等の取組を促進し、メンテナンス産業の活性化とともに、理念の普及を図ることを目的に、平成28年度より実施しています。

インフラメンテナンス大賞についてはこちらから



https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_award.html



経済産業大臣表彰・特別民間法人高圧ガス保安協会会長表彰

経済産業省・特別民間法人高圧ガス保安協会では、毎年、保安意識の高揚を図り、高圧ガスの保安を推進することを目的に、災害防止のための不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所、および高圧ガスの保安に関し、永年にわたり極めて顕著な功績をあげた保安功労者等を表彰しています。

令和４年度経済産業大臣表彰についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/press/2022/10/20221027001/20221027001.html

令和５年度特別民間法人高圧ガス保安協会会長表彰についてはこちらから



https://www.khk.or.jp/seminars_events/national_convention.html

スマート保安官民協議会

スマート保安官民協議会は、スマート保安の重要性を認識し、官民で連携してその取組を推進するため、スマート保安推進のための基本方針およびアクションプランの策定を目的として開催しています。

スマート保安官民協議会についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/smart_hoan/index.html

スマート保安を
全力でサポートします！

スマート保安の高圧ガス事業所への活用について／経済産業省の取り組みについて（法令解釈等）

経済産業省
産業保安グループ高圧ガス保安室
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/index.html

高圧ガス事業所の認定制度について

経済産業省
産業保安グループ高圧ガス保安室
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/sp-nintei/index.html

特別民間法人高圧ガス保安協会にお気軽にご相談ください

認定制度に関するご質問・ご相談

・認定制度の要件・メリット等について詳しく聞きたい。
・自主保安高度化事業所制度に興味がある。

特別民間法人高圧ガス保安協会
保安技術部門「認定調査チーム」
TEL：03-3436-6103　mail：hpg@khk.or.jp

高圧ガス製造等の許可・届出支援

・スマート保安を活用した技術基準に係る許可・届出の申請内容を事前にチェックしてほしい。
・許可申請、届出をスムーズに行いたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
保安技術部門「認定調査チーム」
TEL：03-3436-6103　mail：hpg@khk.or.jp

出張講習

・社内の保安教育を依頼したい。
・技術者の知識習得、レベルアップ教育を行いたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
試験・教育事業部門「運営チーム」
TEL：03-3436-6102　mail：edu@khk.or.jp

ISO認証取得

・ISO認証取得を目指したい。
・ISO認証効果の向上を図りたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
ISO審査センター「審査・推進チーム」
TEL：03-5405-1160　mail：qa@khk.or.jp

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

特別民間法人
高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

特別民間法人
高圧ガス保安協会
https://www.khk.or.jp

特別民間法人
高圧ガス保安協会
ISO審査センター
https://khk-iso.jp

発行　令和５年10月

高圧ガスを取り扱う事業所のみなさま

高圧ガス保安はスマート保安へ








スマート保安を通じた新たな高圧ガス保安へのご招待

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

特別民間法人
高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

経営者の皆様へ

経営者の皆様にとって、経営の効率化のためには投資の抑制やコストカットの優先度は高いと思いますが、果たして経営判断としてそれだけで十分でしょうか。
保安の確保には費用がかかりますが、安定・安全な事業所操業のためには必要不可欠です。
スマート保安は保安のレベルを確実にステップアップさせてくれますが、そのためには経営者の皆様の将来を見越した投資判断が必要となります。

事業所長の皆様へ

収益拡大に繋がらないことで本来必要な投資を控えていたり、コスト面から行うべき投資ができていないことはないでしょうか。
現場の状況を一番把握できているのは事業所にいる皆様です。
実施すべき提案、行うべき投資があれば、声を上げていきましょう。

例えばプラントの修繕を考えた場合、皆様ならどちらを選択されますか？



不具合箇所を直すだけ

現状維持

センサー類を設置

プラントのデータ集計が可能となる

プラントの自律制御運転



省力化・効率的な運転が可能となる未来に

このような現状から、その場しのぎの判断をされていませんか？



従業員の高齢化



施設・設備の経年劣化



人手不足

将来を見越した投資判断が求められています。

テクノロジーを活用したスマート保安

進化を続けるテクノロジーは高圧ガス保安の未来を支えます

スマートデバイスを活用した現場作業の効率化

遠隔支援システムにより現場状況をカメラ画像で共有



スマートグラスの活用

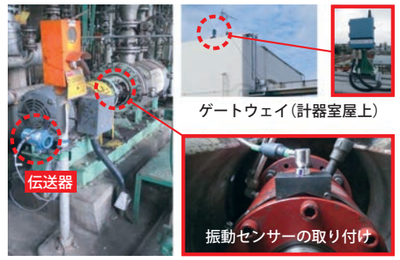


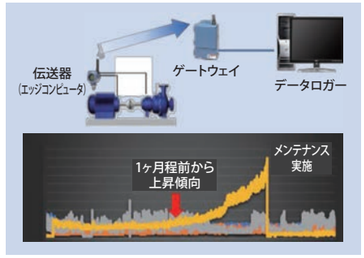
タブレット端末の活用

計器指示値データ化システムにより現場計器指示値をデータ化

IoT分野　保安向上　業務削減

無線型センサーを活用したプラントの常時監視





IoT分野　保安向上　業務削減

ドローンを活用した高所点検作業

対応可能な煙突は直径4～20m程度。壁面のクラックは0.3mm幅まで確認することが可能。





GPSが機能しない煙突内部でも飛行可能。

IoT分野　保安向上　従業員の安全　業務削減

ＡＩ制御システムを活用したプラントの運転支援



AI分野　保安向上　業務削減

スマート保安への期待・効果

導入された事業者は効果を実感しています

保安力の向上



事業所の安全を支えてきた熟練従業員の技術、ノウハウを後輩が引き継ぎ、事業所の安全を守っています。

テクノロジーの活用によって、**技術やノウハウを数値化し、確実に引き継ぐ**ことができます。

導入事業者の声

プラントの運転の定常状態を数値化し、指標とすることで、運転パラメータの調整判断を定量的に行うことができる。

運転員の経験の多寡によらず、同じ水準で異常の原因と対策を判断できる。

ベテランと新人の力量差を定量的に比較でき、操作ノウハウや暗黙知の継承に繋がる。

従業員の安全・働き方改革への対応



テクノロジーの活用により、従業員が行う危険な作業を減らし、作業に掛かる負担を軽減させ、**より安全で働きやすい職場を形成**することができます。
従業員の負担軽減やより安全な職場の形成は、職場の活性化にも繋がり、**テクノロジーの活用が働き方改革の一助**となります。

導入事業者の声

画像から腐食が疑われる箇所をスクリーニングすることで、作業員が現場で重点的に確認すべき箇所を事前に絞り込めて、負担軽減になる。

装置の閉塞が発生する頻度が抑制され、装置の清掃の頻度を低減でき、負担軽減に繋がる。

ドローンの活用により、目視点検では確認しにくい危険な現場の点検が可能となり、作業の安全性が向上する。

生産性の向上・経費節減・人員の適切な配置



従業員による工場内の巡視点検といった固定的な人件費は、テクノロジーを活用した省力化により軽減が図られ、その結果、新たな時代に向けた**新規事業に人的資源を投入**することができます。

導入事業者の声

ＡＩに運転パラメータを最適化させることで、非定常な切替運転時間が短縮でき、設備の稼働率を上げて生産性を向上することができる。

定期的に発生する事象を早期検知することで、対応までの時間的な余裕が生まれ、対応作業が効率化できる。

従来年に１回程度実施していた部品の交換頻度を抑えることができ、経費削減に繋がる。

事業者にメリットのある制度が使えるようになります！

高圧ガス保安法の事業所認定を取得してみませんか！

経営トップのコミットメント、高度なリスク管理体制、テクノロジーの活用、サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応の要件を満たす高い保安力を有する事業所は、高圧ガス保安法の

「認定高度保安実施者」

の認定を取得することができます。

本認定を取得すると、連続運転が可能、事業所自らによる保安検査・完成検査の実施が可能、変更許可不要な工事の範囲拡大といったメリットが得られます。

詳細は次ページの制度概要をご覧ください。

また、「自主保安高度化事業者」の制度も改正となりました。
９ページも併せてご覧ください。

（新認定制度）

認定高度保安実施者制度の概要

連続運転の事業者
（1年以上停止することなく連続して設備の運転を想定）

認定の要件

- リスクアセスメントの実施
- PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善
- 教育訓練の実施
- 保安管理組織、設備管理組織、運転管理組織の設置
- 自ら保安検査・完成検査を実施する体制の整備　　等

新認定制度により追加された要件

要　件	審査内容
経営トップのコミットメント	コンプライアンス体制の整備 コーポレート・ガバナンスの確保
テクノロジーの活用 スマート保安	テクノロジーに関する経営トップのコミットメント 保安確保に資するテクノロジーの導入 テクノロジーの導入について、継続的に改善する仕組みの構築
高度なリスク管理体制	高度なリスク管理体制（A認定） リスクの特定とリスク低減策の実施（B認定）
サイバーセキュリティ等関連リスクへの対応	ＰＤＣＡサイクルの構築

メリット

A認定



認定マーク

- **最長８年の連続運転**が可能※
- 保安検査、完成検査を事業者**自ら実施**することが可能
- 保安検査は、事業者自ら考え実施することに加え、民間規格評価機関が承認した方法で実施することが可能
- 開放検査の周期延長（**12年超が可能**）※
- **変更許可が不要な工事**の拡大



B認定



認定マーク

- **４年程度の連続運転**が可能※
- 保安検査、完成検査を事業者**自ら実施**することが可能
- 保安検査は、大臣に認められた方法で実施することが可能※
- 開放検査の周期延長（**最大12年に**）※
- **変更許可が不要な工事**の拡大

※予定（令和５年10月時点）

新認定制度について（現行制度との比較）

新認定制度では、工事や完成検査等実施後の速やかな運転再開が可能となります。
また、行政手続きの簡素化も図られています。

完成検査・保安検査

自ら完成検査・保安検査を実施した際の届出が不要（記録保存義務に移行）となり、完成検査・保安検査実施後、速やかな運転再開が可能となります。

変更の許可・届出

軽微な変更の工事を実施した際の届出が不要（記録保存義務に移行）となり、手続きの簡素化が図られるとともに、工事完了後、速やかな運転再開が可能となります。

危害予防規程・保安係員等の選解任の届出

危害予防規程の変更や保安人員の選解任について、届出が不要（記録保存義務に移行）となり、手続きの簡素化が図られます。

自主保安高度化事業者制度の概要

非連続運転の事業者
（１年以内に設備を停止し点検等の実施を想定）

制度改正の要旨

- 自主保安高度化事業者とは、高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣に認定された事業者です。
- 今回の制度改正により、これまでの特例に加え、**開放検査の周期延長（最長12年まで）**が可能となりました。※
- 自主保安高度化事業者には、リスクアセスメントの実施やPDCAサイクルによる保安体制の継続的改善の実施が求められ、関係業界全体の自主保安の取組を促し、裾野を拡大していくことが期待されています。

認定の要件

- リスクアセスメントの実施
- PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善　等

制度改正により追加された要件

- 寿命管理、開放検査体制の構築及び検査記録の活用

メリット

- **変更許可が不要な工事**の拡大
- 開放検査の周期延長（**最大12年**）※

※要件の適用を希望する場合は、追加で機器の寿命管理、開放検査体制、検査記録等の活用に関する要件を満たすことが必要です。



認定マーク

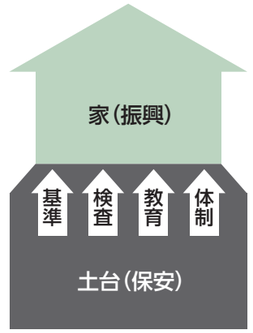
Column

「水素保安」の取組紹介

水素社会の実現を目指して、経済産業省、特別民間法人高圧ガス保安協会では、高圧ガス保安法に基づく安全の確保を前提に、水素サプライチェーン構築のための水素保安戦略の策定、技術開発、情報発信、規制（ルール）の見直し等に取り組んでいます。

特別民間法人高圧ガス保安協会は、水素の知見等を集約したCoE（Center of Excellence）となるべく、これまでの知見・経験を活かし、保安と振興の両面を一体的に捉え、取り組んでまいります。

安全・安心な水素社会の実現のためには、「保安」という土台をしっかり作り、その上に「振興」という家を建てていく必要があります。
そのため、特別民間法人高圧ガス保安協会は水素の社会実装に向けた課題を把握し、その解決に向けて関係者の皆様と取り組んでまいります。



受けられる相談例

技術基準に関するアドバイス	保安上の技術的課題解決
基準、ルールの形成	第三者機関の評価、認証
国内外の法令動向	水素人材教育プログラムのご提供



KHK水素センターへ
ご連絡ください

https://www.khk.or.jp/hydrogen/

お問合せ先

特別民間法人高圧ガス保安協会 水素センター
TEL：03-3436-6135　mail：h2@khk.or.jp

高圧ガス保安法の歴史

法規制の始まり

高圧ガス（液化石油ガス）の
工業生産開始：兵庫県 事故

1923年 関東大震災

1907年 **1922年**

圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法（旧法）公布
【内務省所管＝警察行政】→ 1948年【商工省所管＝産業行政】

高圧ガス取締法制定

事故 1965～1972年
高圧ガス移動時の重大事故

1951年

高圧ガス取締法制定
旧法の全面改正
【通商産業省所管】

1963年

法改正

背景：▷製造形態多様化 ▷急速な技術革新
▷事業所等の増加 ▷自主保安の推進

1963年（昭和38年）
高圧ガス保安協会設立

事故と規制強化

事故 1973年
コンビナートでの事故多発

1975年

法改正
❖保安管理体制強化 等

自主保安の推進

事故 2011～2014年
化学工場での
爆発・火災事故連続

1995年 阪神・淡路大震災

2011年 東日本大震災

1996年

高圧ガス保安法に法改正
❖自主保安の推進を
より明確化

1998年～2001年
技術基準の性能規定化

2005年

保安検査における
民間規格活用・導入

新認定制度発足

2022年

法改正
❖スマート保安の促進
❖カーボンニュートラル実現に
向けた保安規制整備

▷テクノロジーの活用
▷デジタル化の推進
▷設備の老朽化・人財不足

2016年～
産業保安のスマート化検討
迅速・柔軟かつ効果的・効率的に対応する
「賢い」制度への進化

スマート保安が
可能とする
事故・災害のない
安全・安心な社会の実現へ

「取締と規制」から「スマート保安を活用した自主保安」へ






スマート保安を後押しする取組

より高度な保安の推進に向け様々なサポートを実施しています

技術カタログ

スマート保安の優良事例を「先行事例集」として経済産業省のホームページ上で公開しています。

スマート保安先行事例集についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/smart_industrial_safety/index.html

Iot/AI人材育成講座

一般社団法人日本能率協会による「Iot/AI人材育成講座（経済産業省 第四次産業革命スキル習得講座）」を開設しています。本講座は、経済産業省の第四次産業革命スキル習得講座、および厚生労働省の専門実践教育訓練給付制度の対象講座に認定されています。

一般社団法人日本能率協会「Iot/AI 人材育成講座」についてはこちらから



https://school.jma.or.jp/products/detail.php?product_id=151246

インフラメンテナンス大賞

日本国内のインフラのメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介することにより、インフラメンテナンスに関わる事業者、団体、研究者等の取組を促進し、メンテナンス産業の活性化とともに、理念の普及を図ることを目的に、平成28年度より実施しています。

インフラメンテナンス大賞についてはこちらから



https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_award.html



経済産業大臣表彰・特別民間法人高圧ガス保安協会会長表彰

経済産業省・特別民間法人高圧ガス保安協会では、毎年、保安意識の高揚を図り、高圧ガスの保安を推進することを目的に、災害防止のための不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所、および高圧ガスの保安に関し、永年にわたり極めて顕著な功績をあげた保安功労者等を表彰しています。

令和４年度経済産業大臣表彰についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/press/2022/10/20221027001/20221027001.html

令和５年度特別民間法人高圧ガス保安協会会長表彰についてはこちらから



https://www.khk.or.jp/seminars_events/national_convention.html

スマート保安官民協議会

スマート保安官民協議会は、スマート保安の重要性を認識し、官民で連携してその取組を推進するため、スマート保安推進のための基本方針およびアクションプランの策定を目的として開催しています。

スマート保安官民協議会についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/smart_hoan/index.html

高圧ガスを取り扱う事業所のみなさま

高圧ガス保安はスマート保安へ






スマート保安を通じた新たな高圧ガス保安へのご招待

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

特別民間法人
高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

経営者の皆様へ

経営者の皆様にとって、経営の効率化のためには投資の抑制やコストカットの優先度は高いと思いますが、果たして経営判断としてそれだけで十分でしょうか。
保安の確保には費用がかかりますが、安定・安全な事業所操業のためには必要不可欠です。
スマート保安は保安のレベルを確実にステップアップさせてくれますが、そのためには経営者の皆様の将来を見越した投資判断が必要となります。

事業所長の皆様へ

収益拡大に繋がらないことで本来必要な投資を控えていたり、コスト面から行うべき投資ができていないことはないでしょうか。
現場の状況を一番把握できているのは事業所にいる皆様です。
実施すべき提案、行うべき投資があれば、声を上げていきましょう。

例えばプラントの修繕を考えた場合、皆様ならどちらを選択されますか？



不具合箇所を直すだけ

現状維持

センサー類を設置

プラントのデータ集計が可能となる

プラントの自律制御運転



省力化・効率的な運転が可能となる未来に

このような現状から、その場しのぎの判断をされていませんか？



従業員の高齢化



施設・設備の経年劣化



人手不足

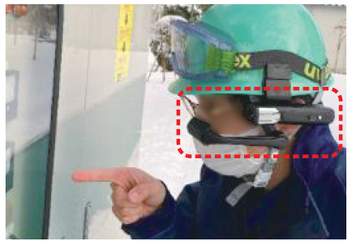
将来を見越した投資判断が求められています。

テクノロジーを活用したスマート保安

進化を続けるテクノロジーは高圧ガス保安の未来を支えます

スマートデバイスを活用した現場作業の効率化

遠隔支援システムにより現場状況をカメラ画像で共有



スマートグラスの活用

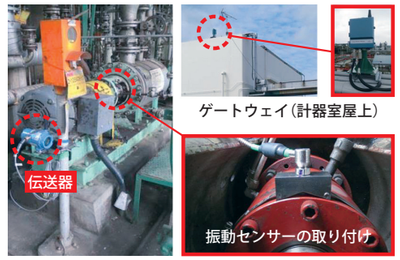


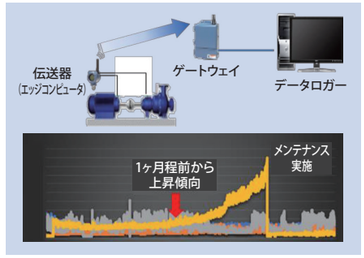
タブレット端末の活用

計器指示値データ化システムにより現場計器指示値をデータ化

IoT分野　保安向上　業務削減

無線型センサーを活用したプラントの常時監視





IoT分野　保安向上　業務削減

ドローンを活用した高所点検作業

対応可能な煙突は直径4～20m程度。壁面のクラックは0.3mm幅まで確認することが可能。





GPSが機能しない煙突内部でも飛行可能。

IoT分野　保安向上　従業員の安全　業務削減

ＡＩ制御システムを活用したプラントの運転支援



AI分野　保安向上　業務削減

スマート保安への期待・効果

導入された事業者は効果を実感しています

保安力の向上



事業所の安全を支えてきた熟練従業員の技術、ノウハウを後輩が引き継ぎ、事業所の安全を守っています。

テクノロジーの活用によって、**技術やノウハウを数値化し、確実に引き継ぐ**ことができます。

導入事業者の声

プラントの運転の定常状態を数値化し、指標とすることで、運転パラメータの調整判断を定量的に行うことができる。

運転員の経験の多寡によらず、同じ水準で異常の原因と対策を判断できる。

ベテランと新人の力量差を定量的に比較でき、操作ノウハウや暗黙知の継承に繋がる。

従業員の安全・働き方改革への対応



テクノロジーの活用により、従業員が行う危険な作業を減らし、作業に掛かる負担を軽減させ、**より安全で働きやすい職場を形成**することができます。
従業員の負担軽減やより安全な職場の形成は、職場の活性化にも繋がり、**テクノロジーの活用が働き方改革の一助**となります。

導入事業者の声

画像から腐食が疑われる箇所をスクリーニングすることで、作業員が現場で重点的に確認すべき箇所を事前に絞り込めて、負担軽減になる。

装置の閉塞が発生する頻度が抑制され、装置の清掃の頻度を低減でき、負担軽減に繋がる。

ドローンの活用により、目視点検では確認しにくい危険な現場の点検が可能となり、作業の安全性が向上する。

生産性の向上・経費節減・人員の適切な配置



従業員による工場内の巡視点検といった固定的な人件費は、テクノロジーを活用した省力化により軽減が図られ、その結果、新たな時代に向けた**新規事業に人的資源を投入**することができます。

導入事業者の声

ＡＩに運転パラメータを最適化させることで、非定常な切替運転時間が短縮でき、設備の稼働率を上げて生産性を向上することができる。

定期的に発生する事象を早期検知することで、対応までの時間的な余裕が生まれ、対応作業が効率化できる。

従来年に１回程度実施していた部品の交換頻度を抑えることができ、経費削減に繋がる。

事業者にメリットのある制度が使えるようになります！

高圧ガス保安法の事業所認定を取得してみませんか！

経営トップのコミットメント、高度なリスク管理体制、テクノロジーの活用、サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応の要件を満たす高い保安力を有する事業所は、高圧ガス保安法の

「認定高度保安実施者」

の認定を取得することができます。

本認定を取得すると、連続運転が可能、事業所自らによる保安検査・完成検査の実施が可能、変更許可不要な工事の範囲拡大といったメリットが得られます。

詳細は次ページの制度概要をご覧ください。

また、「自主保安高度化事業者」の制度も改正となりました。
９ページも併せてご覧ください。

（新認定制度）

認定高度保安実施者制度の概要

連続運転の事業者
（1年以上停止することなく連続して設備の運転を想定）

認定の要件

- リスクアセスメントの実施
- PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善
- 教育訓練の実施
- 保安管理組織、設備管理組織、運転管理組織の設置
- 自ら保安検査・完成検査を実施する体制の整備　　等

新認定制度により追加された要件

要　件	審査内容
経営トップのコミットメント	コンプライアンス体制の整備 コーポレート・ガバナンスの確保
テクノロジーの活用 スマート保安	テクノロジーに関する経営トップのコミットメント 保安確保に資するテクノロジーの導入 テクノロジーの導入について、継続的に改善する仕組みの構築
高度なリスク管理体制	高度なリスク管理体制（A認定） リスクの特定とリスク低減策の実施（B認定）
サイバーセキュリティ等関連リスクへの対応	ＰＤＣＡサイクルの構築

メリット

A認定



認定マーク

- **最長８年の連続運転**が可能※
- 保安検査、完成検査を事業者**自ら実施**することが可能
- 保安検査は、事業者自ら考え実施することに加え、民間規格評価機関が承認した方法で実施することが可能
- 開放検査の周期延長（**12年超が可能**）※
- **変更許可が不要な工事**の拡大



B認定



認定マーク

- **４年程度の連続運転**が可能※
- 保安検査、完成検査を事業者**自ら実施**することが可能
- 保安検査は、大臣に認められた方法で実施することが可能※
- 開放検査の周期延長（**最大12年に**）※
- **変更許可が不要な工事**の拡大

※予定（令和５年10月時点）

新認定制度について（現行制度との比較）

新認定制度では、工事や完成検査等実施後の速やかな運転再開が可能となります。
また、行政手続きの簡素化も図られています。

完成検査・保安検査

自ら完成検査・保安検査を実施した際の届出が不要（記録保存義務に移行）となり、完成検査・保安検査実施後、速やかな運転再開が可能となります。

変更の許可・届出

軽微な変更の工事を実施した際の届出が不要（記録保存義務に移行）となり、手続きの簡素化が図られるとともに、工事完了後、速やかな運転再開が可能となります。

危害予防規程・保安係員等の選解任の届出

危害予防規程の変更や保安人員の選解任について、届出が不要（記録保存義務に移行）となり、手続きの簡素化が図られます。

自主保安高度化事業者制度の概要

非連続運転の事業者
（１年以内に設備を停止し点検等の実施を想定）

制度改正の要旨

- 自主保安高度化事業者とは、高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣に認定された事業者です。
- 今回の制度改正により、これまでの特例に加え、**開放検査の周期延長（最長12年まで）**が可能となりました。※
- 自主保安高度化事業者には、リスクアセスメントの実施やPDCAサイクルによる保安体制の継続的改善の実施が求められ、関係業界全体の自主保安の取組を促し、裾野を拡大していくことが期待されています。

認定の要件

- リスクアセスメントの実施
- PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善　等

制度改正により追加された要件

- 寿命管理、開放検査体制の構築及び検査記録の活用

メリット

- **変更許可が不要な工事**の拡大
- 開放検査の周期延長（**最大12年**）※

※要件の適用を希望する場合は、追加で機器の寿命管理、開放検査体制、検査記録等の活用に関する要件を満たすことが必要です。



認定マーク

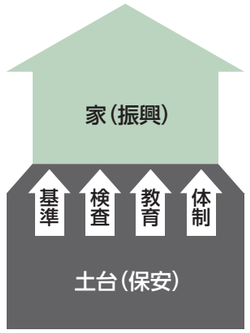
Column

「水素保安」の取組紹介

水素社会の実現を目指して、経済産業省、特別民間法人高圧ガス保安協会では、高圧ガス保安法に基づく安全の確保を前提に、水素サプライチェーン構築のための水素保安戦略の策定、技術開発、情報発信、規制（ルール）の見直し等に取り組んでいます。

特別民間法人高圧ガス保安協会は、水素の知見等を集約したCoE（Center of Excellence）となるべく、これまでの知見・経験を活かし、保安と振興の両面を一体的に捉え、取り組んでまいります。

安全・安心な水素社会の実現のためには、「保安」という土台をしっかり作り、その上に「振興」という家を建てていく必要があります。
そのため、特別民間法人高圧ガス保安協会は水素の社会実装に向けた課題を把握し、その解決に向けて関係者の皆様と取り組んでまいります。



受けられる相談例

技術基準に関するアドバイス	保安上の技術的課題解決
基準、ルールの形成	第三者機関の評価、認証
国内外の法令動向	水素人材教育プログラムのご提供



KHK水素センターへ
ご連絡ください

https://www.khk.or.jp/hydrogen/

お問合せ先

特別民間法人高圧ガス保安協会 水素センター
TEL：03-3436-6135　mail：h2@khk.or.jp

高圧ガス保安法の歴史

法規制の始まり

高圧ガス（液化石油ガス）の
工業生産開始：兵庫県 事故

1923年 関東大震災

1907年 圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法（旧法）公布
【内務省所管＝警察行政】→ 1948年【商工省所管＝産業行政】

1922年

高圧ガス取締法制定

事故 1965～1972年
高圧ガス移動時の重大事故

1951年 高圧ガス取締法制定
旧法の全面改正
【通商産業省所管】

1963年 法改正

背景：▷製造形態多様化 ▷急速な技術革新
▷事業所等の増加 ▷自主保安の推進

1963年（昭和38年）
高圧ガス保安協会設立

事故と規制強化

事故 1973年
コンビナートでの事故多発

1975年 法改正
❖保安管理体制強化 等

自主保安の推進

事故 2011～2014年
化学工場での
爆発・火災事故連続

1995年 阪神・淡路大震災

2011年 東日本大震災

1996年 高圧ガス保安法に法改正
❖自主保安の推進を
より明確化

2005年 保安検査における
民間規格活用・導入

1998年～2001年
技術基準の性能規定化

新認定制度発足

2022年 法改正
❖スマート保安の促進
❖カーボンニュートラル実現に
向けた保安規制整備

▷テクノロジーの活用
▷デジタル化の推進
▷設備の老朽化・人財不足

2016年～
産業保安のスマート化検討
迅速・柔軟かつ効果的・効率的に対応する
「賢い」制度への進化

スマート保安が
可能とする
事故・災害のない
安全・安心な社会の実現へ

「取締と規制」から
「スマート保安を活用した自主保安」へ






スマート保安を後押しする取組

より高度な保安の推進に向け様々なサポートを実施しています

技術カタログ

スマート保安の優良事例を「先行事例集」として経済産業省のホームページ上で公開しています。

スマート保安先行事例集についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/smart_industrial_safety/index.html

Iot/AI人材育成講座

一般社団法人日本能率協会による「Iot/AI人材育成講座（経済産業省　第四次産業革命スキル習得講座）」を開設しています。本講座は、経済産業省の第四次産業革命スキル習得講座、および厚生労働省の専門実践教育訓練給付制度の対象講座に認定されています。

一般社団法人日本能率協会「Iot/AI 人材育成講座」についてはこちらから



https://school.jma.or.jp/products/detail.php?product_id=151246

インフラメンテナンス大賞

日本国内のインフラのメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介することにより、インフラメンテナンスに関わる事業者、団体、研究者等の取組を促進し、メンテナンス産業の活性化とともに、理念の普及を図ることを目的に、平成28年度より実施しています。

インフラメンテナンス大賞についてはこちらから



https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_award.html

経済産業大臣表彰・特別民間法人高圧ガス保安協会会長表彰

経済産業省・特別民間法人高圧ガス保安協会では、毎年、保安意識の高揚を図り、高圧ガスの保安を推進することを目的に、災害防止のための不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所、および高圧ガスの保安に関し、永年にわたり極めて顕著な功績をあげた保安功労者等を表彰しています。

令和４年度経済産業大臣表彰についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/press/2022/10/20221027001/20221027001.html

スマート保安官民協議会

スマート保安官民協議会は、スマート保安の重要性を認識し、官民で連携してその取組を推進するため、スマート保安推進のための基本方針およびアクションプランの策定を目的として開催しています。

スマート保安官民協議会についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/smart_hoan/index.html



令和５年度特別民間法人高圧ガス保安協会会長表彰についてはこちらから



https://www.khk.or.jp/seminars_events/national_convention.html

スマート保安を全力でサポートします！

スマート保安の高圧ガス事業所への活用について／経済産業省の取り組みについて（法令解釈等）

経済産業省
産業保安グループ高圧ガス保安室
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/index.html

高圧ガス事業所の認定制度について

経済産業省
産業保安グループ高圧ガス保安室
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/sp-nintei/index.html

特別民間法人高圧ガス保安協会にお気軽にご相談ください

認定制度に関するご質問・ご相談

・認定制度の要件・メリット等について詳しく聞きたい。
・自主保安高度化事業所制度に興味がある。

特別民間法人高圧ガス保安協会
保安技術部門「認定調査チーム」
TEL：03-3436-6103　mail：hpg@khk.or.jp

高圧ガス製造等の許可・届出支援

・スマート保安を活用した技術基準に係る許可・届出の申請内容を事前にチェックしてほしい。
・許可申請、届出をスムーズに行いたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
保安技術部門「認定調査チーム」
TEL：03-3436-6103　mail：hpg@khk.or.jp

出張講習

・社内の保安教育を依頼したい。
・技術者の知識習得、レベルアップ教育を行いたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
試験・教育事業部門「運営チーム」
TEL：03-3436-6102　mail：edu@khk.or.jp

ISO認証取得

・ISO認証取得を目指したい。
・ISO認証効果の向上を図りたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
ISO審査センター「審査・推進チーム」
TEL：03-5405-1160　mail：qa@khk.or.jp

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

特別民間法人
高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

特別民間法人
高圧ガス保安協会
https://www.khk.or.jp

特別民間法人
高圧ガス保安協会
ISO審査センター
https://khk-iso.jp

発行　令和５年10月

高圧ガスを取り扱う事業所のみなさま

高圧ガス保安はスマート保安へ






スマート保安を通じた新たな高圧ガス保安へのご招待

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

特別民間法人
高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

経営者の皆様へ

経営者の皆様にとって、経営の効率化のためには投資の抑制やコストカットの優先度は高いと思いますが、果たして経営判断としてそれだけで十分でしょうか。
保安の確保には費用がかかりますが、安定・安全な事業所操業のためには必要不可欠です。
スマート保安は保安のレベルを確実にステップアップさせてくれますが、そのためには経営者の皆様の将来を見越した投資判断が必要となります。

事業所長の皆様へ

収益拡大に繋がらないことで本来必要な投資を控えていたり、コスト面から行うべき投資ができていないことはないでしょうか。
現場の状況を一番把握できているのは事業所にいる皆様です。
実施すべき提案、行うべき投資があれば、声を上げていきましょう。

例えばプラントの修繕を考えた場合、皆様ならどちらを選択されますか？



不具合箇所を直すだけ

現状維持

センサー類を設置

プラントのデータ集計が可能となる

プラントの自律制御運転



省力化・効率的な運転が可能となる未来に

このような現状から、その場しのぎの判断をされていませんか？



従業員の高齢化



施設・設備の経年劣化



人手不足

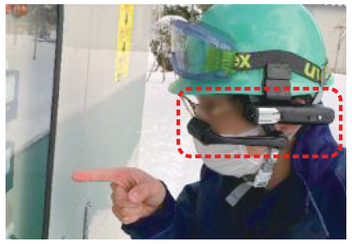
将来を見越した投資判断が求められています。

テクノロジーを活用したスマート保安

進化を続けるテクノロジーは高圧ガス保安の未来を支えます

スマートデバイスを活用した現場作業の効率化

遠隔支援システムにより現場状況をカメラ画像で共有



スマートグラスの活用

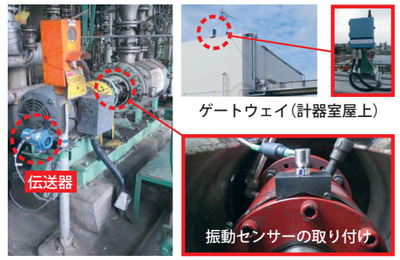


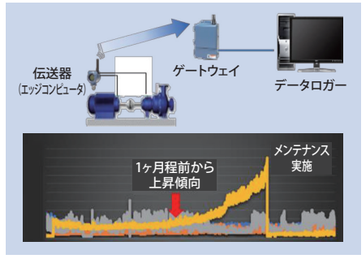
タブレット端末の活用

計器指示値データ化システムにより現場計器指示値をデータ化

IoT分野　保安向上　業務削減

無線型センサーを活用したプラントの常時監視





IoT分野　保安向上　業務削減

ドローンを活用した高所点検作業

対応可能な煙突は直径4～20m程度。壁面のクラックは0.3mm幅まで確認することが可能。





GPSが機能しない煙突内部でも飛行可能。

IoT分野　保安向上　従業員の安全　業務削減

ＡＩ制御システムを活用したプラントの運転支援



AI分野　保安向上　業務削減

スマート保安への期待・効果

導入された事業者は効果を実感しています

保安力の向上



事業所の安全を支えてきた熟練従業員の技術、ノウハウを後輩が引き継ぎ、事業所の安全を守っています。

テクノロジーの活用によって、**技術やノウハウを数値化し、確実に引き継ぐ**ことができます。

導入事業者の声

プラントの運転の定常状態を数値化し、指標とすることで、運転パラメータの調整判断を定量的に行うことができる。

運転員の経験の多寡によらず、同じ水準で異常の原因と対策を判断できる。

ベテランと新人の力量差を定量的に比較でき、操作ノウハウや暗黙知の継承に繋がる。

従業員の安全・働き方改革への対応



テクノロジーの活用により、従業員が行う危険な作業を減らし、作業に掛かる負担を軽減させ、**より安全で働きやすい職場を形成**することができます。
従業員の負担軽減やより安全な職場の形成は、職場の活性化にも繋がり、**テクノロジーの活用が働き方改革の一助**となります。

導入事業者の声

画像から腐食が疑われる箇所をスクリーニングすることで、作業員が現場で重点的に確認すべき箇所を事前に絞り込めて、負担軽減になる。

装置の閉塞が発生する頻度が抑制され、装置の清掃の頻度を低減でき、負担軽減に繋がる。

ドローンの活用により、目視点検では確認しにくい危険な現場の点検が可能となり、作業の安全性が向上する。

生産性の向上・経費節減・人員の適切な配置



従業員による工場内の巡視点検といった固定的な人件費は、テクノロジーを活用した省力化により軽減が図られ、その結果、新たな時代に向けた**新規事業に人的資源を投入**することができます。

導入事業者の声

ＡＩに運転パラメータを最適化させることで、非定常な切替運転時間が短縮でき、設備の稼働率を上げて生産性を向上することができる。

定期的に発生する事象を早期検知することで、対応までの時間的な余裕が生まれ、対応作業が効率化できる。

従来年に１回程度実施していた部品の交換頻度を抑えることができ、経費削減に繋がる。

事業者にメリットのある制度が使えるようになります！

高圧ガス保安法の事業所認定を取得してみませんか！

経営トップのコミットメント、高度なリスク管理体制、テクノロジーの活用、サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応の要件を満たす高い保安力を有する事業所は、高圧ガス保安法の

「認定高度保安実施者」

の認定を取得することができます。

本認定を取得すると、連続運転が可能、事業所自らによる保安検査・完成検査の実施が可能、変更許可不要な工事の範囲拡大といったメリットが得られます。

詳細は次ページの制度概要をご覧ください。

また、「自主保安高度化事業者」の制度も改正となりました。
９ページも併せてご覧ください。

（新認定制度）

認定高度保安実施者制度の概要

連続運転の事業者
（1年以上停止することなく連続して設備の運転を想定）

認定の要件

- リスクアセスメントの実施
- PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善
- 教育訓練の実施
- 保安管理組織、設備管理組織、運転管理組織の設置
- 自ら保安検査・完成検査を実施する体制の整備　　等

新認定制度により追加された要件

要　件	審査内容
経営トップのコミットメント	コンプライアンス体制の整備 コーポレート・ガバナンスの確保
テクノロジーの活用 スマート保安	テクノロジーに関する経営トップのコミットメント 保安確保に資するテクノロジーの導入 テクノロジーの導入について、継続的に改善する仕組みの構築
高度なリスク管理体制	高度なリスク管理体制（A認定） リスクの特定とリスク低減策の実施（B認定）
サイバーセキュリティ等関連リスクへの対応	ＰＤＣＡサイクルの構築

メリット

A認定



認定マーク

- **最長８年の連続運転**が可能※
- 保安検査、完成検査を事業者**自ら実施**することが可能
- 保安検査は、事業者自ら考え実施することに加え、民間規格評価機関が承認した方法で実施することが可能
- 開放検査の周期延長（**12年超が可能**）※
- **変更許可が不要な工事**の拡大



B認定



認定マーク

- **４年程度の連続運転**が可能※
- 保安検査、完成検査を事業者**自ら実施**することが可能
- 保安検査は、大臣に認められた方法で実施することが可能※
- 開放検査の周期延長（**最大12年に**）※
- **変更許可が不要な工事**の拡大

※予定（令和５年10月時点）

新認定制度について（現行制度との比較）

新認定制度では、工事や完成検査等実施後の速やかな運転再開が可能となります。
また、行政手続きの簡素化も図られています。

完成検査・保安検査

自ら完成検査・保安検査を実施した際の届出が不要（記録保存義務に移行）となり、完成検査・保安検査実施後、速やかな運転再開が可能となります。

変更の許可・届出

軽微な変更の工事を実施した際の届出が不要（記録保存義務に移行）となり、手続きの簡素化が図られるとともに、工事完了後、速やかな運転再開が可能となります。

危害予防規程・保安係員等の選解任の届出

危害予防規程の変更や保安人員の選解任について、届出が不要（記録保存義務に移行）となり、手続きの簡素化が図られます。

自主保安高度化事業者制度の概要

非連続運転の事業者
（１年以内に設備を停止し点検等の実施を想定）

制度改正の要旨

- 自主保安高度化事業者とは、高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣に認定された事業者です。
- 今回の制度改正により、これまでの特例に加え、**開放検査の周期延長（最長12年まで）**が可能となりました。※
- 自主保安高度化事業者には、リスクアセスメントの実施やPDCAサイクルによる保安体制の継続的改善の実施が求められ、関係業界全体の自主保安の取組を促し、裾野を拡大していくことが期待されています。

認定の要件

- リスクアセスメントの実施
- PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善　等

制度改正により追加された要件

- 寿命管理、開放検査体制の構築及び検査記録の活用

メリット

- **変更許可が不要な工事**の拡大
- 開放検査の周期延長（**最大12年**）※

※要件の適用を希望する場合は、追加で機器の寿命管理、開放検査体制、検査記録等の活用に関する要件を満たすことが必要です。



認定マーク

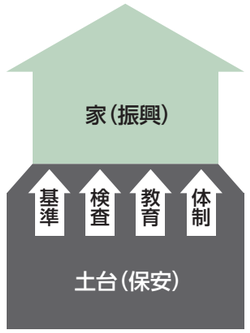
Column

「水素保安」の取組紹介

水素社会の実現を目指して、経済産業省、特別民間法人高圧ガス保安協会では、高圧ガス保安法に基づく安全の確保を前提に、水素サプライチェーン構築のための水素保安戦略の策定、技術開発、情報発信、規制（ルール）の見直し等に取り組んでいます。

特別民間法人高圧ガス保安協会は、水素の知見等を集約したCoE（Center of Excellence）となるべく、これまでの知見・経験を活かし、保安と振興の両面を一体的に捉え、取り組んでまいります。

安全・安心な水素社会の実現のためには、「保安」という土台をしっかり作り、その上に「振興」という家を建てていく必要があります。
そのため、特別民間法人高圧ガス保安協会は水素の社会実装に向けた課題を把握し、その解決に向けて関係者の皆様と取り組んでまいります。



受けられる相談例

技術基準に関するアドバイス	保安上の技術的課題解決
基準、ルールの形成	第三者機関の評価、認証
国内外の法令動向	水素人材教育プログラムのご提供



KHK水素センターへ
ご連絡ください

https://www.khk.or.jp/hydrogen/

お問合せ先

特別民間法人高圧ガス保安協会 水素センター
TEL：03-3436-6135　mail：h2@khk.or.jp

高圧ガス保安法の歴史

法規制の始まり

高圧ガス（液化石油ガス）の
工業生産開始：兵庫県 事故

1923年 関東大震災

1907年 圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法（旧法）公布
【内務省所管＝警察行政】→ 1948年【商工省所管＝産業行政】

1922年

高圧ガス取締法制定

事故 1965～1972年
高圧ガス移動時の重大事故

1951年 高圧ガス取締法制定
旧法の全面改正
【通商産業省所管】

1963年 法改正

背景：▷製造形態多様化 ▷急速な技術革新
▷事業所等の増加 ▷自主保安の推進

1963年（昭和38年）
高圧ガス保安協会設立

事故と規制強化

事故 1973年
コンビナートでの事故多発

1975年 法改正
❖保安管理体制強化 等

自主保安の推進

事故 2011～2014年
化学工場での
爆発・火災事故連続

1995年 阪神・淡路大震災

2011年 東日本大震災

1996年 高圧ガス保安法に法改正
❖自主保安の推進を
より明確化

2005年 保安検査における
民間規格活用・導入

1998年～2001年
技術基準の性能規定化

新認定制度発足

2022年 法改正
❖スマート保安の促進
❖カーボンニュートラル実現に
向けた保安規制整備

▷テクノロジーの活用
▷デジタル化の推進
▷設備の老朽化・人財不足

2016年～
産業保安のスマート化検討
迅速・柔軟かつ効果的・効率的に対応する
「賢い」制度への進化

スマート保安が
可能とする
事故・災害のない
安全・安心な社会の実現へ

「取締と規制」から
「スマート保安を活用した自主保安」へ






スマート保安を後押しする取組

より高度な保安の推進に向け様々なサポートを実施しています

技術カタログ

スマート保安の優良事例を「先行事例集」として経済産業省のホームページ上で公開しています。

スマート保安先行事例集についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/smart_industrial_safety/index.html

Iot/AI人材育成講座

一般社団法人日本能率協会による「Iot/AI人材育成講座（経済産業省　第四次産業革命スキル習得講座）」を開設しています。本講座は、経済産業省の第四次産業革命スキル習得講座、および厚生労働省の専門実践教育訓練給付制度の対象講座に認定されています。

一般社団法人日本能率協会「Iot/AI 人材育成講座」についてはこちらから



https://school.jma.or.jp/products/detail.php?product_id=151246

インフラメンテナンス大賞

日本国内のインフラのメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介することにより、インフラメンテナンスに関わる事業者、団体、研究者等の取組を促進し、メンテナンス産業の活性化とともに、理念の普及を図ることを目的に、平成28年度より実施しています。

インフラメンテナンス大賞についてはこちらから



https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_award.html

経済産業大臣表彰・特別民間法人高圧ガス保安協会会長表彰

経済産業省・特別民間法人高圧ガス保安協会では、毎年、保安意識の高揚を図り、高圧ガスの保安を推進することを目的に、災害防止のための不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所、および高圧ガスの保安に関し、永年にわたり極めて顕著な功績をあげた保安功労者等を表彰しています。

令和４年度経済産業大臣表彰についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/press/2022/10/20221027001/20221027001.html

スマート保安官民協議会

スマート保安官民協議会は、スマート保安の重要性を認識し、官民で連携してその取組を推進するため、スマート保安推進のための基本方針およびアクションプランの策定を目的として開催しています。

スマート保安官民協議会についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/smart_hoan/index.html



令和５年度特別民間法人高圧ガス保安協会会長表彰についてはこちらから



https://www.khk.or.jp/seminars_events/national_convention.html

スマート保安を全力でサポートします！

スマート保安の高圧ガス事業所への活用について／経済産業省の取り組みについて（法令解釈等）

経済産業省
産業保安グループ高圧ガス保安室
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/index.html

高圧ガス事業所の認定制度について

経済産業省
産業保安グループ高圧ガス保安室
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/sp-nintei/index.html

特別民間法人高圧ガス保安協会にお気軽にご相談ください

認定制度に関するご質問・ご相談

・認定制度の要件・メリット等について詳しく聞きたい。
・自主保安高度化事業所制度に興味がある。

特別民間法人高圧ガス保安協会
保安技術部門「認定調査チーム」
TEL：03-3436-6103　mail：hpg@khk.or.jp

高圧ガス製造等の許可・届出支援

・スマート保安を活用した技術基準に係る許可・届出の申請内容を事前にチェックしてほしい。
・許可申請、届出をスムーズに行いたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
保安技術部門「認定調査チーム」
TEL：03-3436-6103　mail：hpg@khk.or.jp

出張講習

・社内の保安教育を依頼したい。
・技術者の知識習得、レベルアップ教育を行いたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
試験・教育事業部門「運営チーム」
TEL：03-3436-6102　mail：edu@khk.or.jp

ISO認証取得

・ISO認証取得を目指したい。
・ISO認証効果の向上を図りたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
ISO審査センター「審査・推進チーム」
TEL：03-5405-1160　mail：qa@khk.or.jp

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

特別民間法人
高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

特別民間法人
高圧ガス保安協会
https://www.khk.or.jp

特別民間法人
高圧ガス保安協会
ISO審査センター
https://khk-iso.jp

発行　令和５年10月

高圧ガスを取り扱う事業所のみなさま

高圧ガス保安はスマート保安へ






スマート保安を通じた新たな高圧ガス保安へのご招待

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

特別民間法人
高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

経営者の皆様へ

経営者の皆様にとって、経営の効率化のためには投資の抑制やコストカットの優先度は高いと思いますが、果たして経営判断としてそれだけで十分でしょうか。
保安の確保には費用がかかりますが、安定・安全な事業所操業のためには必要不可欠です。
スマート保安は保安のレベルを確実にステップアップさせてくれますが、そのためには経営者の皆様の将来を見越した投資判断が必要となります。

事業所長の皆様へ

収益拡大に繋がらないことで本来必要な投資を控えていたり、コスト面から行うべき投資ができていないことはないでしょうか。
現場の状況を一番把握できているのは事業所にいる皆様です。
実施すべき提案、行うべき投資があれば、声を上げていきましょう。

例えばプラントの修繕を考えた場合、皆様ならどちらを選択されますか？



不具合箇所を直すだけ

現状維持

センサー類を設置

プラントのデータ集計が可能となる

プラントの自律制御運転



省力化・効率的な運転が可能となる未来に

このような現状から、その場しのぎの判断をされていませんか？



従業員の高齢化



施設・設備の経年劣化



人手不足

将来を見越した投資判断が求められています。

テクノロジーを活用したスマート保安

進化を続けるテクノロジーは高圧ガス保安の未来を支えます

スマートデバイスを活用した現場作業の効率化

遠隔支援システムにより現場状況をカメラ画像で共有



スマートグラスの活用

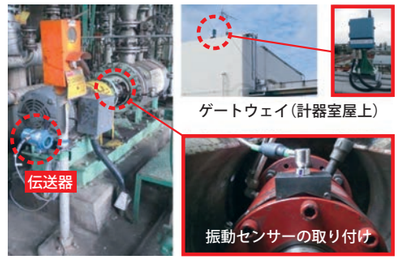


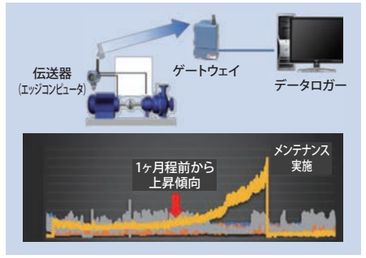
タブレット端末の活用

計器指示値データ化システムにより現場計器指示値をデータ化

IoT分野　保安向上　業務削減

無線型センサーを活用したプラントの常時監視





IoT分野　保安向上　業務削減

ドローンを活用した高所点検作業

対応可能な煙突は直径4～20m程度。壁面のクラックは0.3mm幅まで確認することが可能。





GPSが機能しない煙突内部でも飛行可能。

IoT分野　保安向上　従業員の安全　業務削減

ＡＩ制御システムを活用したプラントの運転支援



AI分野　保安向上　業務削減

スマート保安への期待・効果

導入された事業者は効果を実感しています

保安力の向上



事業所の安全を支えてきた熟練従業員の技術、ノウハウを後輩が引き継ぎ、事業所の安全を守っています。

テクノロジーの活用によって、**技術やノウハウを数値化し、確実に引き継ぐ**ことができます。

導入事業者の声

プラントの運転の定常状態を数値化し、指標とすることで、運転パラメータの調整判断を定量的に行うことができる。

運転員の経験の多寡によらず、同じ水準で異常の原因と対策を判断できる。

ベテランと新人の力量差を定量的に比較でき、操作ノウハウや暗黙知の継承に繋がる。

従業員の安全・働き方改革への対応



テクノロジーの活用により、従業員が行う危険な作業を減らし、作業に掛かる負担を軽減させ、**より安全で働きやすい職場を形成**することができます。
従業員の負担軽減やより安全な職場の形成は、職場の活性化にも繋がり、**テクノロジーの活用が働き方改革の一助**となります。

導入事業者の声

画像から腐食が疑われる箇所をスクリーニングすることで、作業員が現場で重点的に確認すべき箇所を事前に絞り込めて、負担軽減になる。

装置の閉塞が発生する頻度が抑制され、装置の清掃の頻度を低減でき、負担軽減に繋がる。

ドローンの活用により、目視点検では確認しにくい危険な現場の点検が可能となり、作業の安全性が向上する。

生産性の向上・経費節減・人員の適切な配置



従業員による工場内の巡視点検といった固定的な人件費は、テクノロジーを活用した省力化により軽減が図られ、その結果、新たな時代に向けた**新規事業に人的資源を投入**することができます。

導入事業者の声

ＡＩに運転パラメータを最適化させることで、非定常な切替運転時間が短縮でき、設備の稼働率を上げて生産性を向上することができる。

定期的に発生する事象を早期検知することで、対応までの時間的な余裕が生まれ、対応作業が効率化できる。

従来年に１回程度実施していた部品の交換頻度を抑えることができ、経費削減に繋がる。

事業者にメリットのある制度が使えるようになります！

高圧ガス保安法の事業所認定を取得してみませんか！

経営トップのコミットメント、高度なリスク管理体制、テクノロジーの活用、サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応の要件を満たす高い保安力を有する事業所は、高圧ガス保安法の

「認定高度保安実施者」

の認定を取得することができます。

本認定を取得すると、連続運転が可能、事業所自らによる保安検査・完成検査の実施が可能、変更許可不要な工事の範囲拡大といったメリットが得られます。

詳細は次ページの制度概要をご覧ください。

また、「自主保安高度化事業者」の制度も改正となりました。
９ページも併せてご覧ください。

（新認定制度）

認定高度保安実施者制度の概要

連続運転の事業者
（1年以上停止することなく連続して設備の運転を想定）

認定の要件

- リスクアセスメントの実施
- PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善
- 教育訓練の実施
- 保安管理組織、設備管理組織、運転管理組織の設置
- 自ら保安検査・完成検査を実施する体制の整備　　等

新認定制度により追加された要件

要　件	審査内容
経営トップのコミットメント	コンプライアンス体制の整備 コーポレート・ガバナンスの確保
テクノロジーの活用 スマート保安	テクノロジーに関する経営トップのコミットメント 保安確保に資するテクノロジーの導入 テクノロジーの導入について、継続的に改善する仕組みの構築
高度なリスク管理体制	高度なリスク管理体制（A認定） リスクの特定とリスク低減策の実施（B認定）
サイバーセキュリティ等関連リスクへの対応	ＰＤＣＡサイクルの構築

メリット

A認定



認定マーク

- **最長８年の連続運転**が可能※
- 保安検査、完成検査を事業者**自ら実施**することが可能
- 保安検査は、事業者自ら考え実施することに加え、民間規格評価機関が承認した方法で実施することが可能
- 開放検査の周期延長（**12年超が可能**）※
- **変更許可が不要な工事**の拡大



B認定



認定マーク

- **４年程度の連続運転**が可能※
- 保安検査、完成検査を事業者**自ら実施**することが可能
- 保安検査は、大臣に認められた方法で実施することが可能※
- 開放検査の周期延長（**最大12年に**）※
- **変更許可が不要な工事**の拡大

※予定（令和５年10月時点）

新認定制度について（現行制度との比較）

新認定制度では、工事や完成検査等実施後の速やかな運転再開が可能となります。
また、行政手続きの簡素化も図られています。

完成検査・保安検査

自ら完成検査・保安検査を実施した際の届出が不要（記録保存義務に移行）となり、完成検査・保安検査実施後、速やかな運転再開が可能となります。

変更の許可・届出

軽微な変更の工事を実施した際の届出が不要（記録保存義務に移行）となり、手続きの簡素化が図られるとともに、工事完了後、速やかな運転再開が可能となります。

危害予防規程・保安係員等の選解任の届出

危害予防規程の変更や保安人員の選解任について、届出が不要（記録保存義務に移行）となり、手続きの簡素化が図られます。

自主保安高度化事業者制度の概要

非連続運転の事業者
（１年以内に設備を停止し点検等の実施を想定）

制度改正の要旨

- 自主保安高度化事業者とは、高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣に認定された事業者です。
- 今回の制度改正により、これまでの特例に加え、**開放検査の周期延長（最長12年まで）**が可能となりました。※
- 自主保安高度化事業者には、リスクアセスメントの実施やPDCAサイクルによる保安体制の継続的改善の実施が求められ、関係業界全体の自主保安の取組を促し、裾野を拡大していくことが期待されています。

認定の要件

- リスクアセスメントの実施
- PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善　等

制度改正により追加された要件

- 寿命管理、開放検査体制の構築及び検査記録の活用

メリット

- **変更許可が不要な工事**の拡大
- 開放検査の周期延長（**最大12年**）※

※要件の適用を希望する場合は、追加で機器の寿命管理、開放検査体制、検査記録等の活用に関する要件を満たすことが必要です。



認定マーク

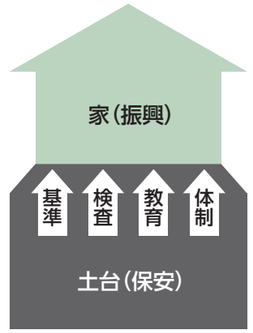
Column

「水素保安」の取組紹介

水素社会の実現を目指して、経済産業省、特別民間法人高圧ガス保安協会では、高圧ガス保安法に基づく安全の確保を前提に、水素サプライチェーン構築のための水素保安戦略の策定、技術開発、情報発信、規制（ルール）の見直し等に取り組んでいます。

特別民間法人高圧ガス保安協会は、水素の知見等を集約したCoE（Center of Excellence）となるべく、これまでの知見・経験を活かし、保安と振興の両面を一体的に捉え、取り組んでまいります。

安全・安心な水素社会の実現のためには、「保安」という土台をしっかり作り、その上に「振興」という家を建てていく必要があります。
そのため、特別民間法人高圧ガス保安協会は水素の社会実装に向けた課題を把握し、その解決に向けて関係者の皆様と取り組んでまいります。



受けられる相談例

技術基準に関するアドバイス	保安上の技術的課題解決
基準、ルールの形成	第三者機関の評価、認証
国内外の法令動向	水素人材教育プログラムのご提供



KHK水素センターへ
ご連絡ください

https://www.khk.or.jp/hydrogen/

お問合せ先

特別民間法人高圧ガス保安協会 水素センター
TEL：03-3436-6135　mail：h2@khk.or.jp

高圧ガス保安法の歴史

法規制の始まり

高圧ガス（液化石油ガス）の
工業生産開始：兵庫県 事故

1923年 関東大震災

1907年 圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法（旧法）公布
【内務省所管＝警察行政】→ 1948年【商工省所管＝産業行政】

1922年

高圧ガス取締法制定

事故 1965～1972年
高圧ガス移動時の重大事故

1951年 高圧ガス取締法制定
旧法の全面改正
【通商産業省所管】

1963年 法改正

背景：▷製造形態多様化 ▷急速な技術革新
▷事業所等の増加 ▷自主保安の推進

1963年（昭和38年）
高圧ガス保安協会設立

事故と規制強化

事故 1973年
コンビナートでの事故多発

1975年 法改正
❖保安管理体制強化 等

自主保安の推進

事故 2011～2014年
化学工場での
爆発・火災事故連続

1995年 阪神・淡路大震災

2011年 東日本大震災

1996年 高圧ガス保安法に法改正
❖自主保安の推進を
より明確化

2005年 保安検査における
民間規格活用・導入

1998年～2001年
技術基準の性能規定化

▷テクノロジーの活用
▷デジタル化の推進
▷設備の老朽化・人財不足

新認定制度発足

2022年 法改正
❖スマート保安の促進
❖カーボンニュートラル実現に
向けた保安規制整備

2016年～
産業保安のスマート化検討
迅速・柔軟かつ効果的・効率的に対応する
「賢い」制度への進化

スマート保安が
可能とする
事故・災害のない
安全・安心な社会の実現へ

「取締と規制」から
「スマート保安を活用した自主保安」へ






スマート保安を後押しする取組

より高度な保安の推進に向け様々なサポートを実施しています

技術カタログ

スマート保安の優良事例を「先行事例集」として経済産業省のホームページ上で公開しています。

スマート保安先行事例集についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/smart_industrial_safety/index.html

Iot/AI人材育成講座

一般社団法人日本能率協会による「Iot/AI人材育成講座（経済産業省 第四次産業革命スキル習得講座）」を開設しています。本講座は、経済産業省の第四次産業革命スキル習得講座、および厚生労働省の専門実践教育訓練給付制度の対象講座に認定されています。

一般社団法人日本能率協会「Iot/AI 人材育成講座」についてはこちらから



https://school.jma.or.jp/products/detail.php?product_id=151246

インフラメンテナンス大賞

日本国内のインフラのメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介することにより、インフラメンテナンスに関わる事業者、団体、研究者等の取組を促進し、メンテナンス産業の活性化とともに、理念の普及を図ることを目的に、平成28年度より実施しています。

インフラメンテナンス大賞についてはこちらから



https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_award.html



経済産業大臣表彰・特別民間法人高圧ガス保安協会会長表彰

経済産業省・特別民間法人高圧ガス保安協会では、毎年、保安意識の高揚を図り、高圧ガスの保安を推進することを目的に、災害防止のための不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所、および高圧ガスの保安に関し、永年にわたり極めて顕著な功績をあげた保安功労者等を表彰しています。

令和４年度経済産業大臣表彰についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/press/2022/10/20221027001/20221027001.html

令和５年度特別民間法人高圧ガス保安協会会長表彰についてはこちらから



https://www.khk.or.jp/seminars_events/national_convention.html

スマート保安官民協議会

スマート保安官民協議会は、スマート保安の重要性を認識し、官民で連携してその取組を推進するため、スマート保安推進のための基本方針およびアクションプランの策定を目的として開催しています。

スマート保安官民協議会についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/smart_hoan/index.html

スマート保安を全力でサポートします！

スマート保安の高圧ガス事業所への活用について／経済産業省の取り組みについて（法令解釈等）

経済産業省
産業保安グループ高圧ガス保安室
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/index.html

高圧ガス事業所の認定制度について

経済産業省
産業保安グループ高圧ガス保安室
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/sp-nintei/index.html

特別民間法人高圧ガス保安協会にお気軽にご相談ください

認定制度に関するご質問・ご相談

・認定制度の要件・メリット等について詳しく聞きたい。
・自主保安高度化事業所制度に興味がある。

特別民間法人高圧ガス保安協会
保安技術部門「認定調査チーム」
TEL：03-3436-6103　mail：hpg@khk.or.jp

高圧ガス製造等の許可・届出支援

・スマート保安を活用した技術基準に係る許可・届出の申請内容を事前にチェックしてほしい。
・許可申請、届出をスムーズに行いたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
保安技術部門「認定調査チーム」
TEL：03-3436-6103　mail：hpg@khk.or.jp

出張講習

・社内の保安教育を依頼したい。
・技術者の知識習得、レベルアップ教育を行いたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
試験・教育事業部門「運営チーム」
TEL：03-3436-6102　mail：edu@khk.or.jp

ISO認証取得

・ISO認証取得を目指したい。
・ISO認証効果の向上を図りたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
ISO審査センター「審査・推進チーム」
TEL：03-5405-1160　mail：qa@khk.or.jp

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

特別民間法人
高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

特別民間法人
高圧ガス保安協会
https://www.khk.or.jp

特別民間法人
高圧ガス保安協会
ISO審査センター
https://khk-iso.jp

発行　令和５年10月

高圧ガスを取り扱う事業所のみなさま

高圧ガス保安はスマート保安へ






スマート保安を通じた新たな高圧ガス保安へのご招待

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

特別民間法人
高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

経営者の皆様へ

経営者の皆様にとって、経営の効率化のためには投資の抑制やコストカットの優先度は高いと思いますが、果たして経営判断としてそれだけで十分でしょうか。
保安の確保には費用がかかりますが、安定・安全な事業所操業のためには必要不可欠です。
スマート保安は保安のレベルを確実にステップアップさせてくれますが、そのためには経営者の皆様の将来を見越した投資判断が必要となります。

事業所長の皆様へ

収益拡大に繋がらないことで本来必要な投資を控えていたり、コスト面から行うべき投資ができていないことはないでしょうか。
現場の状況を一番把握できているのは事業所にいる皆様です。
実施すべき提案、行うべき投資があれば、声を上げていきましょう。

例えばプラントの修繕を考えた場合、皆様ならどちらを選択されますか？



不具合箇所を直すだけ

現状維持

センサー類を設置

プラントのデータ集計が可能となる

プラントの自律制御運転



省力化・効率的な運転が可能となる未来に

このような現状から、その場しのぎの判断をされていませんか？



従業員の高齢化



施設・設備の経年劣化



人手不足

将来を見越した投資判断が求められています。

テクノロジーを活用したスマート保安

進化を続けるテクノロジーは高圧ガス保安の未来を支えます

スマートデバイスを活用した現場作業の効率化

遠隔支援システムにより現場状況をカメラ画像で共有



スマートグラスの活用

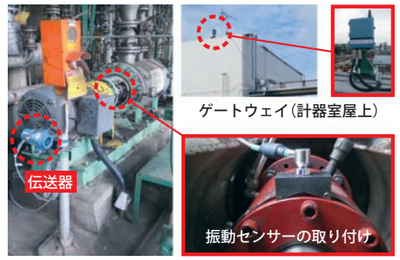


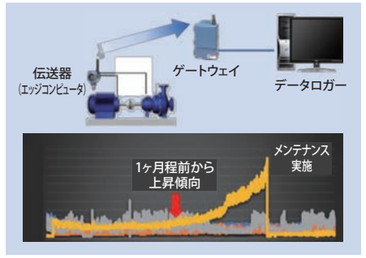
タブレット端末の活用

計器指示値データ化システムにより現場計器指示値をデータ化

IoT分野　保安向上　業務削減

無線型センサーを活用したプラントの常時監視





IoT分野　保安向上　業務削減

ドローンを活用した高所点検作業

対応可能な煙突は直径4～20m程度。壁面のクラックは0.3mm幅まで確認することが可能。





GPSが機能しない煙突内部でも飛行可能。

IoT分野　保安向上　従業員の安全　業務削減

ＡＩ制御システムを活用したプラントの運転支援



AI分野　保安向上　業務削減

スマート保安への期待・効果

導入された事業者は効果を実感しています

保安力の向上



事業所の安全を支えてきた熟練従業員の技術、ノウハウを後輩が引き継ぎ、事業所の安全を守っています。

テクノロジーの活用によって、**技術やノウハウを数値化し、確実に引き継ぐ**ことができます。

導入事業者の声

プラントの運転の定常状態を数値化し、指標とすることで、運転パラメータの調整判断を定量的に行うことができる。

運転員の経験の多寡によらず、同じ水準で異常の原因と対策を判断できる。

ベテランと新人の力量差を定量的に比較でき、操作ノウハウや暗黙知の継承に繋がる。

従業員の安全・働き方改革への対応



テクノロジーの活用により、従業員が行う危険な作業を減らし、作業に掛かる負担を軽減させ、**より安全で働きやすい職場を形成**することができます。
従業員の負担軽減やより安全な職場の形成は、職場の活性化にも繋がり、**テクノロジーの活用が働き方改革の一助**となります。

導入事業者の声

画像から腐食が疑われる箇所をスクリーニングすることで、作業員が現場で重点的に確認すべき箇所を事前に絞り込めて、負担軽減になる。

装置の閉塞が発生する頻度が抑制され、装置の清掃の頻度を低減でき、負担軽減に繋がる。

ドローンの活用により、目視点検では確認しにくい危険な現場の点検が可能となり、作業の安全性が向上する。

生産性の向上・経費節減・人員の適切な配置



従業員による工場内の巡視点検といった固定的な人件費は、テクノロジーを活用した省力化により軽減が図られ、その結果、新たな時代に向けた**新規事業に人的資源を投入**することができます。

導入事業者の声

ＡＩに運転パラメータを最適化させることで、非定常な切替運転時間が短縮でき、設備の稼働率を上げて生産性を向上することができる。

定期的に発生する事象を早期検知することで、対応までの時間的な余裕が生まれ、対応作業が効率化できる。

従来年に１回程度実施していた部品の交換頻度を抑えることができ、経費削減に繋がる。

事業者にメリットのある制度が使えるようになります！

高圧ガス保安法の事業所認定を取得してみませんか！

経営トップのコミットメント、高度なリスク管理体制、テクノロジーの活用、サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応の要件を満たす高い保安力を有する事業所は、高圧ガス保安法の

「認定高度保安実施者」

の認定を取得することができます。

本認定を取得すると、連続運転が可能、事業所自らによる保安検査・完成検査の実施が可能、変更許可不要な工事の範囲拡大といったメリットが得られます。

詳細は次ページの制度概要をご覧ください。

また、「自主保安高度化事業者」の制度も改正となりました。
９ページも併せてご覧ください。

（新認定制度）

認定高度保安実施者制度の概要

連続運転の事業者
（1年以上停止することなく連続して設備の運転を想定）

認定の要件

- リスクアセスメントの実施
- PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善
- 教育訓練の実施
- 保安管理組織、設備管理組織、運転管理組織の設置
- 自ら保安検査・完成検査を実施する体制の整備　　等

新認定制度により追加された要件

要　件	審査内容
経営トップのコミットメント	コンプライアンス体制の整備 コーポレート・ガバナンスの確保
テクノロジーの活用 スマート保安	テクノロジーに関する経営トップのコミットメント 保安確保に資するテクノロジーの導入 テクノロジーの導入について、継続的に改善する仕組みの構築
高度なリスク管理体制	高度なリスク管理体制（A認定） リスクの特定とリスク低減策の実施（B認定）
サイバーセキュリティ等関連リスクへの対応	ＰＤＣＡサイクルの構築

メリット

A認定



認定マーク

- **最長８年の連続運転**が可能※
- 保安検査、完成検査を事業者**自ら実施**することが可能
- 保安検査は、事業者自ら考え実施することに加え、民間規格評価機関が承認した方法で実施することが可能
- 開放検査の周期延長（**12年超が可能**）※
- **変更許可が不要な工事**の拡大



B認定



認定マーク

- **４年程度の連続運転**が可能※
- 保安検査、完成検査を事業者**自ら実施**することが可能
- 保安検査は、大臣に認められた方法で実施することが可能※
- 開放検査の周期延長（**最大12年に**）※
- **変更許可が不要な工事**の拡大

※予定（令和５年10月時点）

新認定制度について（現行制度との比較）

新認定制度では、工事や完成検査等実施後の速やかな運転再開が可能となります。
また、行政手続きの簡素化も図られています。

完成検査・保安検査

自ら完成検査・保安検査を実施した際の届出が不要（記録保存義務に移行）となり、完成検査・保安検査実施後、速やかな運転再開が可能となります。

変更の許可・届出

軽微な変更の工事を実施した際の届出が不要（記録保存義務に移行）となり、手続きの簡素化が図られるとともに、工事完了後、速やかな運転再開が可能となります。

危害予防規程・保安係員等の選解任の届出

危害予防規程の変更や保安人員の選解任について、届出が不要（記録保存義務に移行）となり、手続きの簡素化が図られます。

自主保安高度化事業者制度の概要

非連続運転の事業者
（１年以内に設備を停止し点検等の実施を想定）

制度改正の要旨

- 自主保安高度化事業者とは、高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣に認定された事業者です。
- 今回の制度改正により、これまでの特例に加え、**開放検査の周期延長（最長12年まで）**が可能となりました。※
- 自主保安高度化事業者には、リスクアセスメントの実施やPDCAサイクルによる保安体制の継続的改善の実施が求められ、関係業界全体の自主保安の取組を促し、裾野を拡大していくことが期待されています。

認定の要件

- リスクアセスメントの実施
- PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善　等

制度改正により追加された要件

- 寿命管理、開放検査体制の構築及び検査記録の活用

メリット

- **変更許可が不要な工事**の拡大
- 開放検査の周期延長（**最大12年**）※

※要件の適用を希望する場合は、追加で機器の寿命管理、開放検査体制、検査記録等の活用に関する要件を満たすことが必要です。



認定マーク

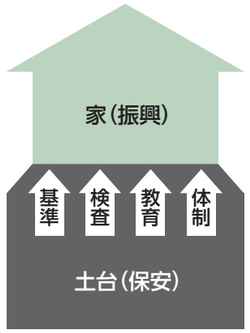
Column

「水素保安」の取組紹介

水素社会の実現を目指して、経済産業省、特別民間法人高圧ガス保安協会では、高圧ガス保安法に基づく安全の確保を前提に、水素サプライチェーン構築のための水素保安戦略の策定、技術開発、情報発信、規制（ルール）の見直し等に取り組んでいます。

特別民間法人高圧ガス保安協会は、水素の知見等を集約したCoE（Center of Excellence）となるべく、これまでの知見・経験を活かし、保安と振興の両面を一体的に捉え、取り組んでまいります。

安全・安心な水素社会の実現のためには、「保安」という土台をしっかり作り、その上に「振興」という家を建てていく必要があります。
そのため、特別民間法人高圧ガス保安協会は水素の社会実装に向けた課題を把握し、その解決に向けて関係者の皆様と取り組んでまいります。



受けられる相談例

技術基準に関するアドバイス	保安上の技術的課題解決
基準、ルールの形成	第三者機関の評価、認証
国内外の法令動向	水素人材教育プログラムのご提供



KHK水素センターへ
ご連絡ください

https://www.khk.or.jp/hydrogen/

お問合せ先

特別民間法人高圧ガス保安協会 水素センター
TEL：03-3436-6135　mail：h2@khk.or.jp

高圧ガス保安法の歴史

法規制の始まり

高圧ガス（液化石油ガス）の
工業生産開始：兵庫県 事故

1923年 関東大震災

1907年 圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法（旧法）公布
【内務省所管＝警察行政】→ 1948年【商工省所管＝産業行政】

1922年

高圧ガス取締法制定

事故 1965～1972年
高圧ガス移動時の重大事故

1951年 高圧ガス取締法制定
旧法の全面改正
【通商産業省所管】

1963年 法改正

背景：▷製造形態多様化 ▷急速な技術革新
▷事業所等の増加 ▷自主保安の推進

1963年（昭和38年）
高圧ガス保安協会設立

事故と規制強化

事故 1973年
コンビナートでの事故多発

1975年 法改正
❖保安管理体制強化 等

自主保安の推進

事故 2011～2014年
化学工場での
爆発・火災事故連続

1995年 阪神・淡路大震災

2011年 東日本大震災

1996年 高圧ガス保安法に法改正
❖自主保安の推進を
より明確化

2005年 保安検査における
民間規格活用・導入

1998年～2001年
技術基準の性能規定化

▷テクノロジーの活用
▷デジタル化の推進
▷設備の老朽化・人財不足

新認定制度発足

2022年 法改正
❖スマート保安の促進
❖カーボンニュートラル実現に
向けた保安規制整備

2016年～
産業保安のスマート化検討
迅速・柔軟かつ効果的・効率的に対応する
「賢い」制度への進化

スマート保安が
可能とする
事故・災害のない
安全・安心な社会の実現へ

「取締と規制」から
「スマート保安を活用した自主保安」へ






スマート保安を後押しする取組

より高度な保安の推進に向け様々なサポートを実施しています

技術カタログ

スマート保安の優良事例を「先行事例集」として経済産業省のホームページ上で公開しています。

スマート保安先行事例集についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/smart_industrial_safety/index.html

Iot/AI人材育成講座

一般社団法人日本能率協会による「Iot/AI人材育成講座（経済産業省 第四次産業革命スキル習得講座）」を開設しています。本講座は、経済産業省の第四次産業革命スキル習得講座、および厚生労働省の専門実践教育訓練給付制度の対象講座に認定されています。

一般社団法人日本能率協会「Iot/AI 人材育成講座」についてはこちらから



https://school.jma.or.jp/products/detail.php?product_id=151246

インフラメンテナンス大賞

日本国内のインフラのメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介することにより、インフラメンテナンスに関わる事業者、団体、研究者等の取組を促進し、メンテナンス産業の活性化とともに、理念の普及を図ることを目的に、平成28年度より実施しています。

インフラメンテナンス大賞についてはこちらから



https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_award.html



経済産業大臣表彰・特別民間法人高圧ガス保安協会会長表彰

経済産業省・特別民間法人高圧ガス保安協会では、毎年、保安意識の高揚を図り、高圧ガスの保安を推進することを目的に、災害防止のための不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所、および高圧ガスの保安に関し、永年にわたり極めて顕著な功績をあげた保安功労者等を表彰しています。

令和４年度経済産業大臣表彰についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/press/2022/10/20221027001/20221027001.html

令和５年度特別民間法人高圧ガス保安協会会長表彰についてはこちらから



https://www.khk.or.jp/seminars_events/national_convention.html

スマート保安官民協議会

スマート保安官民協議会は、スマート保安の重要性を認識し、官民で連携してその取組を推進するため、スマート保安推進のための基本方針およびアクションプランの策定を目的として開催しています。

スマート保安官民協議会についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/smart_hoan/index.html

スマート保安を全力でサポートします！

スマート保安の高圧ガス事業所への活用について／経済産業省の取り組みについて（法令解釈等）

経済産業省
産業保安グループ高圧ガス保安室
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/index.html

高圧ガス事業所の認定制度について

経済産業省
産業保安グループ高圧ガス保安室
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/sp-nintei/index.html

特別民間法人高圧ガス保安協会にお気軽にご相談ください

認定制度に関するご質問・ご相談

・認定制度の要件・メリット等について詳しく聞きたい。
・自主保安高度化事業所制度に興味がある。

特別民間法人高圧ガス保安協会
保安技術部門「認定調査チーム」
TEL：03-3436-6103　mail：hpg@khk.or.jp

高圧ガス製造等の許可・届出支援

・スマート保安を活用した技術基準に係る許可・届出の申請内容を事前にチェックしてほしい。
・許可申請、届出をスムーズに行いたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
保安技術部門「認定調査チーム」
TEL：03-3436-6103　mail：hpg@khk.or.jp

出張講習

・社内の保安教育を依頼したい。
・技術者の知識習得、レベルアップ教育を行いたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
試験・教育事業部門「運営チーム」
TEL：03-3436-6102　mail：edu@khk.or.jp

ISO認証取得

・ISO認証取得を目指したい。
・ISO認証効果の向上を図りたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
ISO審査センター「審査・推進チーム」
TEL：03-5405-1160　mail：qa@khk.or.jp

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

特別民間法人
高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

特別民間法人
高圧ガス保安協会
https://www.khk.or.jp

特別民間法人
高圧ガス保安協会
ISO審査センター
https://khk-iso.jp

発行　令和５年10月

高圧ガスを取り扱う事業所のみなさま

高圧ガス保安はスマート保安へ






スマート保安を通じた新たな高圧ガス保安へのご招待

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

特別民間法人
高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

経営者の皆様へ

経営者の皆様にとって、経営の効率化のためには投資の抑制やコストカットの優先度は高いと思いますが、果たして経営判断としてそれだけで十分でしょうか。
保安の確保には費用がかかりますが、安定・安全な事業所操業のためには必要不可欠です。
スマート保安は保安のレベルを確実にステップアップさせてくれますが、そのためには経営者の皆様の将来を見越した投資判断が必要となります。

事業所長の皆様へ

収益拡大に繋がらないことで本来必要な投資を控えていたり、コスト面から行うべき投資ができていないことはないでしょうか。
現場の状況を一番把握できているのは事業所にいる皆様です。
実施すべき提案、行うべき投資があれば、声を上げていきましょう。

例えばプラントの修繕を考えた場合、皆様ならどちらを選択されますか？



不具合箇所を直すだけ

現状維持

センサー類を設置

プラントのデータ集計が可能となる

プラントの自律制御運転



省力化・効率的な運転が可能となる未来に

このような現状から、その場しのぎの判断をされていませんか？



従業員の高齢化



施設・設備の経年劣化



人手不足

将来を見越した投資判断が求められています。

テクノロジーを活用したスマート保安

進化を続けるテクノロジーは高圧ガス保安の未来を支えます

スマートデバイスを活用した現場作業の効率化

遠隔支援システムにより現場状況をカメラ画像で共有



スマートグラスの活用

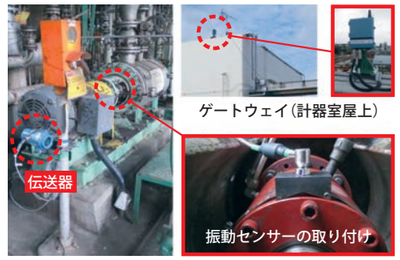


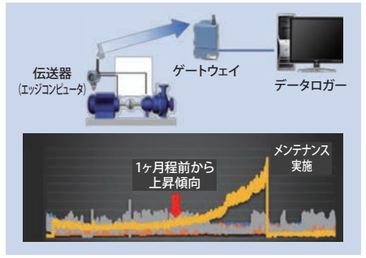
タブレット端末の活用

計器指示値データ化システムにより現場計器指示値をデータ化

IoT分野　保安向上　業務削減

無線型センサーを活用したプラントの常時監視





IoT分野　保安向上　業務削減

ドローンを活用した高所点検作業

対応可能な煙突は直径4～20m程度。壁面のクラックは0.3mm幅まで確認することが可能。





GPSが機能しない煙突内部でも飛行可能。

IoT分野　保安向上　従業員の安全　業務削減

ＡＩ制御システムを活用したプラントの運転支援



AI分野　保安向上　業務削減

スマート保安への期待・効果

導入された事業者は効果を実感しています

保安力の向上



事業所の安全を支えてきた熟練従業員の技術、ノウハウを後輩が引き継ぎ、事業所の安全を守っています。

テクノロジーの活用によって、**技術やノウハウを数値化し、確実に引き継ぐ**ことができます。

導入事業者の声

プラントの運転の定常状態を数値化し、指標とすることで、運転パラメータの調整判断を定量的に行うことができる。

運転員の経験の多寡によらず、同じ水準で異常の原因と対策を判断できる。

ベテランと新人の力量差を定量的に比較でき、操作ノウハウや暗黙知の継承に繋がる。

従業員の安全・働き方改革への対応



テクノロジーの活用により、従業員が行う危険な作業を減らし、作業に掛かる負担を軽減させ、**より安全で働きやすい職場を形成**することができます。
従業員の負担軽減やより安全な職場の形成は、職場の活性化にも繋がり、**テクノロジーの活用が働き方改革の一助**となります。

導入事業者の声

画像から腐食が疑われる箇所をスクリーニングすることで、作業員が現場で重点的に確認すべき箇所を事前に絞り込めて、負担軽減になる。

装置の閉塞が発生する頻度が抑制され、装置の清掃の頻度を低減でき、負担軽減に繋がる。

ドローンの活用により、目視点検では確認しにくい危険な現場の点検が可能となり、作業の安全性が向上する。

生産性の向上・経費節減・人員の適切な配置



従業員による工場内の巡視点検といった固定的な人件費は、テクノロジーを活用した省力化により軽減が図られ、その結果、新たな時代に向けた**新規事業に人的資源を投入**することができます。

導入事業者の声

ＡＩに運転パラメータを最適化させることで、非定常な切替運転時間が短縮でき、設備の稼働率を上げて生産性を向上することができる。

定期的に発生する事象を早期検知することで、対応までの時間的な余裕が生まれ、対応作業が効率化できる。

従来年に１回程度実施していた部品の交換頻度を抑えることができ、経費削減に繋がる。

事業者にメリットのある制度が使えるようになります！

高圧ガス保安法の事業所認定を取得してみませんか！

経営トップのコミットメント、高度なリスク管理体制、テクノロジーの活用、サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応の要件を満たす高い保安力を有する事業所は、高圧ガス保安法の

「認定高度保安実施者」

の認定を取得することができます。

本認定を取得すると、連続運転が可能、事業所自らによる保安検査・完成検査の実施が可能、変更許可不要な工事の範囲拡大といったメリットが得られます。

詳細は次ページの制度概要をご覧ください。

また、「自主保安高度化事業者」の制度も改正となりました。
９ページも併せてご覧ください。

（新認定制度）

認定高度保安実施者制度の概要

連続運転の事業者
（1年以上停止することなく連続して設備の運転を想定）

認定の要件

- リスクアセスメントの実施
- PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善
- 教育訓練の実施
- 保安管理組織、設備管理組織、運転管理組織の設置
- 自ら保安検査・完成検査を実施する体制の整備　　等

新認定制度により追加された要件

要　件	審査内容
経営トップのコミットメント	コンプライアンス体制の整備 コーポレート・ガバナンスの確保
テクノロジーの活用 スマート保安	テクノロジーに関する経営トップのコミットメント 保安確保に資するテクノロジーの導入 テクノロジーの導入について、継続的に改善する仕組みの構築
高度なリスク管理体制	高度なリスク管理体制（A認定） リスクの特定とリスク低減策の実施（B認定）
サイバーセキュリティ等関連リスクへの対応	ＰＤＣＡサイクルの構築

メリット

A認定



認定マーク

- **最長８年の連続運転**が可能
- 保安検査、完成検査を事業者**自ら実施**することが可能
- 保安検査は、事業者自ら考え実施することに加え、民間規格評価機関が承認した方法で実施することが可能
- 開放検査の周期延長（**12年超が可能**）
- **変更許可が不要な工事**の拡大



B認定



認定マーク

- **４年程度の連続運転**が可能
- 保安検査、完成検査を事業者**自ら実施**することが可能
- 保安検査は、大臣に認められた方法で実施することが可能
- 開放検査の周期延長（**最大12年に**）
- **変更許可が不要な工事**の拡大

新認定制度について（現行制度との比較）

新認定制度では、工事や完成検査等実施後の速やかな運転再開が可能となります。
また、行政手続きの簡素化も図られています。

完成検査・保安検査

自ら完成検査・保安検査を実施した際の届出が不要（記録保存義務に移行）となり、完成検査・保安検査実施後、速やかな運転再開が可能となります。

変更の許可・届出

軽微な変更の工事を実施した際の届出が不要（記録保存義務に移行）となり、手続きの簡素化が図られるとともに、工事完了後、速やかな運転再開が可能となります。

危害予防規程・保安係員等の選解任の届出

危害予防規程の変更や保安人員の選解任について、届出が不要（記録保存義務に移行）となり、手続きの簡素化が図られます。

自主保安高度化事業者制度の概要

非連続運転の事業者
（１年以内に設備を停止し点検等の実施を想定）

制度改正の要旨

- 自主保安高度化事業者とは、高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣に認定された事業者です。
- 今回の制度改正により、これまでの特例に加え、**開放検査の周期延長（最長12年まで）**が可能となりました。※
- 自主保安高度化事業者には、リスクアセスメントの実施やPDCAサイクルによる保安体制の継続的改善の実施が求められ、関係業界全体の自主保安の取組を促し、裾野を拡大していくことが期待されています。

認定の要件

- リスクアセスメントの実施
- PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善　等

制度改正により追加された要件

- 寿命管理、開放検査体制の構築及び検査記録の活用

メリット

- **変更許可が不要な工事**の拡大
- 開放検査の周期延長（**最大12年**）※

※要件の適用を希望する場合は、追加で機器の寿命管理、開放検査体制、検査記録等の活用に関する要件を満たすことが必要です。



認定マーク

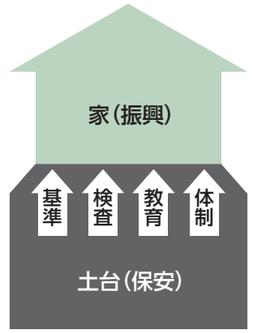
Column

「水素保安」の取組紹介

水素社会の実現を目指して、経済産業省、特別民間法人高圧ガス保安協会では、高圧ガス保安法に基づく安全の確保を前提に、水素サプライチェーン構築のための水素保安戦略の策定、技術開発、情報発信、規制（ルール）の見直し等に取り組んでいます。

特別民間法人高圧ガス保安協会は、水素の知見等を集約したCoE（Center of Excellence）となるべく、これまでの知見・経験を活かし、保安と振興の両面を一体的に捉え、取り組んでまいります。

安全・安心な水素社会の実現のためには、「保安」という土台をしっかり作り、その上に「振興」という家を建てていく必要があります。
そのため、特別民間法人高圧ガス保安協会は水素の社会実装に向けた課題を把握し、その解決に向けて関係者の皆様と取り組んでまいります。



受けられる相談例

技術基準に関するアドバイス	保安上の技術的課題解決
基準、ルールの形成	第三者機関の評価、認証
国内外の法令動向	水素人材教育プログラムのご提供



KHK水素センターへ
ご連絡ください

https://www.khk.or.jp/hydrogen/

お問合せ先

特別民間法人高圧ガス保安協会 水素センター
TEL：03-3436-6135　mail：h2@khk.or.jp

高圧ガス保安法の歴史

法規制の始まり

高圧ガス（液化石油ガス）の
工業生産開始：兵庫県 事故

1923年 関東大震災

1907年 圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法（旧法）公布
【内務省所管＝警察行政】→ 1948年【商工省所管＝産業行政】

1922年

高圧ガス取締法制定

事故 1965～1972年
高圧ガス移動時の重大事故

1951年 高圧ガス取締法制定
旧法の全面改正
【通商産業省所管】

1963年 法改正

背景：▷製造形態多様化 ▷急速な技術革新
▷事業所等の増加 ▷自主保安の推進

1963年（昭和38年）
高圧ガス保安協会設立

事故と規制強化

事故 1973年
コンビナートでの事故多発

1975年 法改正
❖保安管理体制強化 等

自主保安の推進

事故 2011～2014年
化学工場での
爆発・火災事故連続

1995年 阪神・淡路大震災

2011年 東日本大震災

1996年 高圧ガス保安法に法改正
❖自主保安の推進を
より明確化

2005年 保安検査における
民間規格活用・導入

1998年～2001年
技術基準の性能規定化

▷テクノロジーの活用
▷デジタル化の推進
▷設備の老朽化・人財不足

新認定制度発足

2022年 法改正
❖スマート保安の促進
❖カーボンニュートラル実現に
向けた保安規制整備

2016年～
産業保安のスマート化検討
迅速・柔軟かつ効果的・効率的に対応する
「賢い」制度への進化

スマート保安が
可能とする
事故・災害のない
安全・安心な社会の実現へ

「取締と規制」から
「スマート保安を活用した自主保安」へ






スマート保安を後押しする取組

より高度な保安の推進に向け様々なサポートを実施しています

技術カタログ

スマート保安の優良事例を「先行事例集」として経済産業省のホームページ上で公開しています。

スマート保安先行事例集についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/smart_industrial_safety/index.html

Iot/AI人材育成講座

一般社団法人日本能率協会による「Iot/AI人材育成講座（経済産業省 第四次産業革命スキル習得講座）」を開設しています。本講座は、経済産業省の第四次産業革命スキル習得講座、および厚生労働省の専門実践教育訓練給付制度の対象講座に認定されています。

一般社団法人日本能率協会「Iot/AI 人材育成講座」についてはこちらから



https://school.jma.or.jp/products/detail.php?product_id=151246

インフラメンテナンス大賞

日本国内のインフラのメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介することにより、インフラメンテナンスに関わる事業者、団体、研究者等の取組を促進し、メンテナンス産業の活性化とともに、理念の普及を図ることを目的に、平成28年度より実施しています。

インフラメンテナンス大賞についてはこちらから



https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_award.html



経済産業大臣表彰・特別民間法人高圧ガス保安協会会長表彰

経済産業省・特別民間法人高圧ガス保安協会では、毎年、保安意識の高揚を図り、高圧ガスの保安を推進することを目的に、災害防止のための不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所、および高圧ガスの保安に関し、永年にわたり極めて顕著な功績をあげた保安功労者等を表彰しています。

令和４年度経済産業大臣表彰についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/press/2022/10/20221027001/20221027001.html

令和５年度特別民間法人高圧ガス保安協会会長表彰についてはこちらから



https://www.khk.or.jp/seminars_events/national_convention.html

スマート保安官民協議会

スマート保安官民協議会は、スマート保安の重要性を認識し、官民で連携してその取組を推進するため、スマート保安推進のための基本方針およびアクションプランの策定を目的として開催しています。

スマート保安官民協議会についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/smart_hoan/index.html

スマート保安を
全力でサポートします！

スマート保安の高圧ガス事業所への活用について／経済産業省の取り組みについて（法令解釈等）

経済産業省
産業保安グループ高圧ガス保安室
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/index.html

高圧ガス事業所の認定制度について

経済産業省
産業保安グループ高圧ガス保安室
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/sinnintei/index.html

特別民間法人高圧ガス保安協会にお気軽にご相談ください

認定制度に関するご質問・ご相談

・認定制度の要件・メリット等について詳しく聞きたい。
・自主保安高度化事業所制度に興味がある。

特別民間法人高圧ガス保安協会
保安技術部門「認定調査チーム」
TEL：03-3436-6103　mail：hpg@khk.or.jp

高圧ガス製造等の許可・届出支援

・スマート保安を活用した技術基準に係る許可・届出の申請内容を事前にチェックしてほしい。
・許可申請、届出をスムーズに行いたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
保安技術部門「認定調査チーム」
TEL：03-3436-6103　mail：hpg@khk.or.jp

出張講習

・社内の保安教育を依頼したい。
・技術者の知識習得、レベルアップ教育を行いたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
試験・教育事業部門「運営チーム」
TEL：03-3436-6102　mail：edu@khk.or.jp

ISO認証取得

・ISO認証取得を目指したい。
・ISO認証効果の向上を図りたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
ISO審査センター「審査・推進チーム」
TEL：03-5405-1160　mail：qa@khk.or.jp

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

特別民間法人
高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

特別民間法人
高圧ガス保安協会
https://www.khk.or.jp

特別民間法人
高圧ガス保安協会
ISO審査センター
https://khk-iso.jp

発行　令和５年10月

高圧ガスを取り扱う事業所のみなさま

高圧ガス保安はスマート保安へ






スマート保安を通じた新たな高圧ガス保安へのご招待

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

特別民間法人
高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

経営者の皆様へ

経営者の皆様にとって、経営の効率化のためには投資の抑制やコストカットの優先度は高いと思いますが、果たして経営判断としてそれだけで十分でしょうか。
保安の確保には費用がかかりますが、安定・安全な事業所操業のためには必要不可欠です。
スマート保安は保安のレベルを確実にステップアップさせてくれますが、そのためには経営者の皆様の将来を見越した投資判断が必要となります。

事業所長の皆様へ

収益拡大に繋がらないことで本来必要な投資を控えていたり、コスト面から行うべき投資ができていないことはないでしょうか。
現場の状況を一番把握できているのは事業所にいる皆様です。
実施すべき提案、行うべき投資があれば、声を上げていきましょう。

例えばプラントの修繕を考えた場合、皆様ならどちらを選択されますか？



不具合箇所を直すだけ

現状維持

センサー類を設置

プラントのデータ集計が可能となる

プラントの自律制御運転



省力化・効率的な運転が可能となる未来に

このような現状から、その場しのぎの判断をされていませんか？



従業員の高齢化



施設・設備の経年劣化



人手不足

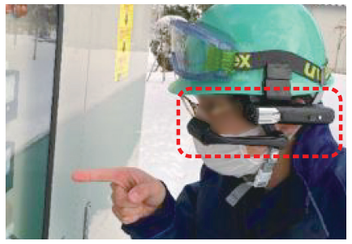
将来を見越した投資判断が求められています。

テクノロジーを活用したスマート保安

進化を続けるテクノロジーは高圧ガス保安の未来を支えます

スマートデバイスを活用した現場作業の効率化

遠隔支援システムにより現場状況をカメラ画像で共有



スマートグラスの活用

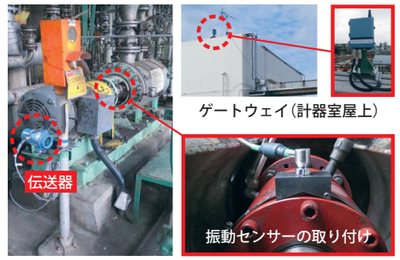


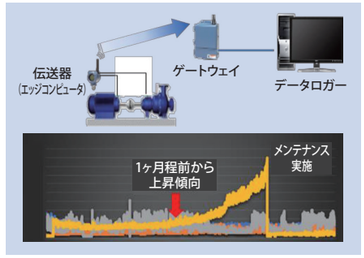
タブレット端末の活用

計器指示値データ化システムにより現場計器指示値をデータ化

IoT分野　保安向上　業務削減

無線型センサーを活用したプラントの常時監視





IoT分野　保安向上　業務削減

ドローンを活用した高所点検作業

対応可能な煙突は直径4～20m程度。壁面のクラックは0.3mm幅まで確認することが可能。





GPSが機能しない煙突内部でも飛行可能。

IoT分野　保安向上　従業員の安全　業務削減

ＡＩ制御システムを活用したプラントの運転支援



AI分野　保安向上　業務削減

スマート保安への期待・効果

導入された事業者は効果を実感しています

保安力の向上



事業所の安全を支えてきた熟練従業員の技術、ノウハウを後輩が引き継ぎ、事業所の安全を守っています。

テクノロジーの活用によって、**技術やノウハウを数値化し、確実に引き継ぐ**ことができます。

導入事業者の声

プラントの運転の定常状態を数値化し、指標とすることで、運転パラメータの調整判断を定量的に行うことができる。

運転員の経験の多寡によらず、同じ水準で異常の原因と対策を判断できる。

ベテランと新人の力量差を定量的に比較でき、操作ノウハウや暗黙知の継承に繋がる。

従業員の安全・働き方改革への対応



テクノロジーの活用により、従業員が行う危険な作業を減らし、作業に掛かる負担を軽減させ、**より安全で働きやすい職場を形成**することができます。
従業員の負担軽減やより安全な職場の形成は、職場の活性化にも繋がり、**テクノロジーの活用が働き方改革の一助**となります。

導入事業者の声

画像から腐食が疑われる箇所をスクリーニングすることで、作業員が現場で重点的に確認すべき箇所を事前に絞り込めて、負担軽減になる。

装置の閉塞が発生する頻度が抑制され、装置の清掃の頻度を低減でき、負担軽減に繋がる。

ドローンの活用により、目視点検では確認しにくい危険な現場の点検が可能となり、作業の安全性が向上する。

生産性の向上・経費節減・人員の適切な配置



従業員による工場内の巡視点検といった固定的な人件費は、テクノロジーを活用した省力化により軽減が図られ、その結果、新たな時代に向けた**新規事業に人的資源を投入**することができます。

導入事業者の声

ＡＩに運転パラメータを最適化させることで、非定常な切替運転時間が短縮でき、設備の稼働率を上げて生産性を向上することができる。

定期的に発生する事象を早期検知することで、対応までの時間的な余裕が生まれ、対応作業が効率化できる。

従来年に１回程度実施していた部品の交換頻度を抑えることができ、経費削減に繋がる。

事業者にメリットのある制度が使えるようになります！

高圧ガス保安法の事業所認定を取得してみませんか！

経営トップのコミットメント、高度なリスク管理体制、テクノロジーの活用、サイバーセキュリティなど関連リスクへの対応の要件を満たす高い保安力を有する事業所は、高圧ガス保安法の

「認定高度保安実施者」

の認定を取得することができます。

本認定を取得すると、連続運転が可能、事業所自らによる保安検査・完成検査の実施が可能、変更許可不要な工事の範囲拡大といったメリットが得られます。

詳細は次ページの制度概要をご覧ください。

また、「自主保安高度化事業者」の制度も改正となりました。
９ページも併せてご覧ください。

（新認定制度）

認定高度保安実施者制度の概要

連続運転の事業者
（1年以上停止することなく連続して設備の運転を想定）

認定の要件

- リスクアセスメントの実施
- PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善
- 教育訓練の実施
- 保安管理組織、設備管理組織、運転管理組織の設置
- 自ら保安検査・完成検査を実施する体制の整備　　等

新認定制度により追加された要件

要　件	審査内容
経営トップのコミットメント	コンプライアンス体制の整備 コーポレート・ガバナンスの確保
テクノロジーの活用 スマート保安	テクノロジーに関する経営トップのコミットメント 保安確保に資するテクノロジーの導入 テクノロジーの導入について、継続的に改善する仕組みの構築
高度なリスク管理体制	高度なリスク管理体制（A認定） リスクの特定とリスク低減策の実施（B認定）
サイバーセキュリティ等関連リスクへの対応	ＰＤＣＡサイクルの構築

メリット

A認定



認定マーク

- **最長８年の連続運転**が可能
- 保安検査、完成検査を事業者**自ら実施**することが可能
- 保安検査は、事業者自ら考え実施することに加え、民間規格評価機関が承認した方法で実施することが可能
- 開放検査の周期延長（**12年超が可能**）
- **変更許可が不要な工事**の拡大



B認定



認定マーク

- **４年程度の連続運転**が可能
- 保安検査、完成検査を事業者**自ら実施**することが可能
- 保安検査は、大臣に認められた方法で実施することが可能
- 開放検査の周期延長（**最大12年に**）
- **変更許可が不要な工事**の拡大

新認定制度について（現行制度との比較）

新認定制度では、工事や完成検査等実施後の速やかな運転再開が可能となります。
また、行政手続きの簡素化も図られています。

完成検査・保安検査

自ら完成検査・保安検査を実施した際の届出が不要（記録保存義務に移行）となり、完成検査・保安検査実施後、速やかな運転再開が可能となります。

変更の許可・届出

軽微な変更の工事を実施した際の届出が不要（記録保存義務に移行）となり、手続きの簡素化が図られるとともに、工事完了後、速やかな運転再開が可能となります。

危害予防規程・保安係員等の選解任の届出

危害予防規程の変更や保安人員の選解任について、届出が不要（記録保存義務に移行）となり、手続きの簡素化が図られます。

自主保安高度化事業者制度の概要

非連続運転の事業者
（１年以内に設備を停止し点検等の実施を想定）

制度改正の要旨

- 自主保安高度化事業者とは、高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣に認定された事業者です。
- 今回の制度改正により、これまでの特例に加え、**開放検査の周期延長（最長12年まで）**が可能となりました。※
- 自主保安高度化事業者には、リスクアセスメントの実施やPDCAサイクルによる保安体制の継続的改善の実施が求められ、関係業界全体の自主保安の取組を促し、裾野を拡大していくことが期待されています。

認定の要件

- リスクアセスメントの実施
- PDCAサイクルによる保安体制の継続的改善　等

制度改正により追加された要件

- 寿命管理、開放検査体制の構築及び検査記録の活用

メリット

- **変更許可が不要な工事**の拡大
- 開放検査の周期延長（**最大12年**）※

※要件の適用を希望する場合は、追加で機器の寿命管理、開放検査体制、検査記録等の活用に関する要件を満たすことが必要です。



認定マーク

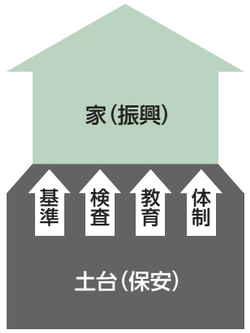
Column

「水素保安」の取組紹介

水素社会の実現を目指して、経済産業省、特別民間法人高圧ガス保安協会では、高圧ガス保安法に基づく安全の確保を前提に、水素サプライチェーン構築のための水素保安戦略の策定、技術開発、情報発信、規制（ルール）の見直し等に取り組んでいます。

特別民間法人高圧ガス保安協会は、水素の知見等を集約したCoE（Center of Excellence）となるべく、これまでの知見・経験を活かし、保安と振興の両面を一体的に捉え、取り組んでまいります。

安全・安心な水素社会の実現のためには、「保安」という土台をしっかり作り、その上に「振興」という家を建てていく必要があります。
そのため、特別民間法人高圧ガス保安協会は水素の社会実装に向けた課題を把握し、その解決に向けて関係者の皆様と取り組んでまいります。



受けられる相談例

技術基準に関するアドバイス	保安上の技術的課題解決
基準、ルールの形成	第三者機関の評価、認証
国内外の法令動向	水素人材教育プログラムのご提供



KHK水素センターへ
ご連絡ください

https://www.khk.or.jp/hydrogen/

お問合せ先

特別民間法人高圧ガス保安協会 水素センター
TEL：03-3436-6135　mail：h2@khk.or.jp

高圧ガス保安法の歴史

法規制の始まり

高圧ガス（液化石油ガス）の
工業生産開始：兵庫県 事故

1923年 関東大震災

1907年 圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法（旧法）公布
【内務省所管＝警察行政】→ 1948年【商工省所管＝産業行政】

1922年

高圧ガス取締法制定

事故 1965～1972年
高圧ガス移動時の重大事故

1951年 高圧ガス取締法制定
旧法の全面改正
【通商産業省所管】

1963年 法改正

背景：▷製造形態多様化 ▷急速な技術革新
▷事業所等の増加 ▷自主保安の推進

1963年（昭和38年）
高圧ガス保安協会設立

事故と規制強化

事故 1973年
コンビナートでの事故多発

1975年 法改正
❖保安管理体制強化 等

自主保安の推進

事故 2011～2014年
化学工場での
爆発・火災事故連続

1995年 阪神・淡路大震災

2011年 東日本大震災

1996年 高圧ガス保安法に法改正
❖自主保安の推進を
より明確化

2005年 保安検査における
民間規格活用・導入

1998年～2001年
技術基準の性能規定化

新認定制度発足

2022年 法改正
❖スマート保安の促進
❖カーボンニュートラル実現に
向けた保安規制整備

▷テクノロジーの活用
▷デジタル化の推進
▷設備の老朽化・人財不足

2016年～
産業保安のスマート化検討
迅速・柔軟かつ効果的・効率的に対応する
「賢い」制度への進化

スマート保安が
可能とする
事故・災害のない
安全・安心な社会の実現へ

「取締と規制」から
「スマート保安を活用した自主保安」へ






スマート保安を後押しする取組

より高度な保安の推進に向け様々なサポートを実施しています

技術カタログ

スマート保安の優良事例を「先行事例集」として経済産業省のホームページ上で公開しています。

スマート保安先行事例集についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/smart_industrial_safety/index.html

Iot/AI人材育成講座

一般社団法人日本能率協会による「Iot/AI人材育成講座（経済産業省　第四次産業革命スキル習得講座）」を開設しています。本講座は、経済産業省の第四次産業革命スキル習得講座、および厚生労働省の専門実践教育訓練給付制度の対象講座に認定されています。

一般社団法人日本能率協会「Iot/AI 人材育成講座」についてはこちらから



https://school.jma.or.jp/products/detail.php?product_id=151246

インフラメンテナンス大賞

日本国内のインフラのメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介することにより、インフラメンテナンスに関わる事業者、団体、研究者等の取組を促進し、メンテナンス産業の活性化とともに、理念の普及を図ることを目的に、平成28年度より実施しています。

インフラメンテナンス大賞についてはこちらから



https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_award.html

経済産業大臣表彰・特別民間法人高圧ガス保安協会会長表彰

経済産業省・特別民間法人高圧ガス保安協会では、毎年、保安意識の高揚を図り、高圧ガスの保安を推進することを目的に、災害防止のための不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所、および高圧ガスの保安に関し、永年にわたり極めて顕著な功績をあげた保安功労者等を表彰しています。

令和４年度経済産業大臣表彰についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/press/2022/10/20221027001/20221027001.html

スマート保安官民協議会

スマート保安官民協議会は、スマート保安の重要性を認識し、官民で連携してその取組を推進するため、スマート保安推進のための基本方針およびアクションプランの策定を目的として開催しています。

スマート保安官民協議会についてはこちらから



https://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/smart_hoan/index.html



令和５年度特別民間法人高圧ガス保安協会会長表彰についてはこちらから



https://www.khk.or.jp/seminars_events/national_convention.html

スマート保安を
全力でサポートします！

スマート保安の高圧ガス事業所への活用について／経済産業省の取り組みについて（法令解釈等）

経済産業省
産業保安グループ高圧ガス保安室
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/index.html

高圧ガス事業所の認定制度について

経済産業省
産業保安グループ高圧ガス保安室
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/sinnintei/index.html

特別民間法人高圧ガス保安協会にお気軽にご相談ください

認定制度に関するご質問・ご相談

・認定制度の要件・メリット等について詳しく聞きたい。
・自主保安高度化事業所制度に興味がある。

特別民間法人高圧ガス保安協会
保安技術部門「認定調査チーム」
TEL：03-3436-6103　mail：hpg@khk.or.jp

高圧ガス製造等の許可・届出支援

・スマート保安を活用した技術基準に係る許可・届出の申請内容を事前にチェックしてほしい。
・許可申請、届出をスムーズに行いたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
保安技術部門「認定調査チーム」
TEL：03-3436-6103　mail：hpg@khk.or.jp

出張講習

・社内の保安教育を依頼したい。
・技術者の知識習得、レベルアップ教育を行いたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
試験・教育事業部門「運営チーム」
TEL：03-3436-6102　mail：edu@khk.or.jp

ISO認証取得

・ISO認証取得を目指したい。
・ISO認証効果の向上を図りたい。

特別民間法人高圧ガス保安協会
ISO審査センター「審査・推進チーム」
TEL：03-5405-1160　mail：qa@khk.or.jp

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

特別民間法人
高圧ガス保安協会
The High Pressure Gas Safety Institute of Japan

特別民間法人
高圧ガス保安協会
https://www.khk.or.jp

特別民間法人
高圧ガス保安協会
ISO審査センター
https://khk-iso.jp

発行　令和５年10月

2023年9月7日

高圧ガス保安協会　御中

株式会社シモヤマ

新認定制度マークデザイン作成に係る調査報告書

新認定制度マークデザイン作成にあたり、以下のとおり調査を行い、
類似デザインがないことを確認しましたので報告いたします。

1．調査方法

画像検索サービスを複数利用し、インターネット上の画像から
類似デザインを照会しています。
類似性の高い順からサムネイルで表示されるサイトにおいて、
それぞれ50件程度を照会しています。

2．提案したデザインに対する調査結果



A案
類似性の高い順からサムネイルで表示される
サイトにおいて、50件照会し、類似デザインが
ないことを確認しました。



B案
類似性の高い順からサムネイルで表示される
サイトにおいて、50件照会し、類似デザインが
ないことを確認しました。



C案
類似性の高い順からサムネイルで表示されるサイトにおいて、50件照会し、類似デザインがないことを確認しました。



D案
類似性の高い順からサムネイルで表示されるサイトにおいて、50件照会し、類似デザインがないことを確認しました。



E案
類似性の高い順からサムネイルで表示されるサイトにおいて、50件照会し、類似デザインがないことを確認しました。



F案
類似性の高い順からサムネイルで表示されるサイトにおいて、50件照会し、類似デザインがないことを確認しました。

2023年10月16日

高圧ガス保安協会　御中

株式会社シモヤマ

新認定制度マークデザイン作成に係る調査報告書

新認定制度マークデザイン作成にあたり、以下のとおり調査を行い、
類似デザインがないことを確認しましたので報告いたします。

1．調査方法

画像検索サービスを複数利用し、インターネット上の画像から
類似デザインを照会しています。
類似性の高い順からサムネイルで表示されるサイトにおいて、
それぞれ50件程度を照会しています。

2．提案したデザインに対する調査結果



A案
類似性の高い順からサムネイルで表示される
サイトにおいて、50件照会し、類似デザインが
ないことを確認しました。



B案
類似性の高い順からサムネイルで表示される
サイトにおいて、50件照会し、類似デザインが
ないことを確認しました。



C案
類似性の高い順からサムネイルで表示されるサイトにおいて、50件照会し、類似デザインがないことを確認しました。



D案
類似性の高い順からサムネイルで表示されるサイトにおいて、50件照会し、類似デザインがないことを確認しました。



E案
類似性の高い順からサムネイルで表示されるサイトにおいて、50件照会し、類似デザインがないことを確認しました。



F案
類似性の高い順からサムネイルで表示されるサイトにおいて、50件照会し、類似デザインがないことを確認しました。

3．選定されたデザインに対する再調査

提案したデザインのうち、選定されたデザイン（黒色、緑色）に対し、再度同様の調査をいたしました。



類似性の高い順からサムネイルで表示されるサイトにおいて、50件照会し、類似デザインがないことを確認しました。



類似性の高い順からサムネイルで表示されるサイトにおいて、50件照会し、類似デザインがないことを確認しました。

なお、MICROSOFT BING画像検索及びGOOGLE画像検索にて調査した結果は別添のとおりです。

4．調査結果と所感

調査した結果、類似デザインは見つかりません。
類似デザインの候補として現行（旧）のマークおよび自主保安高度化事業所マークがヒットすることから、旧制度から発展させる新制度の趣旨に沿ったデザインであると考えます。

（別添）

Microsoft Bing 画像検索による調査結果

類似デザインは見つかりません。







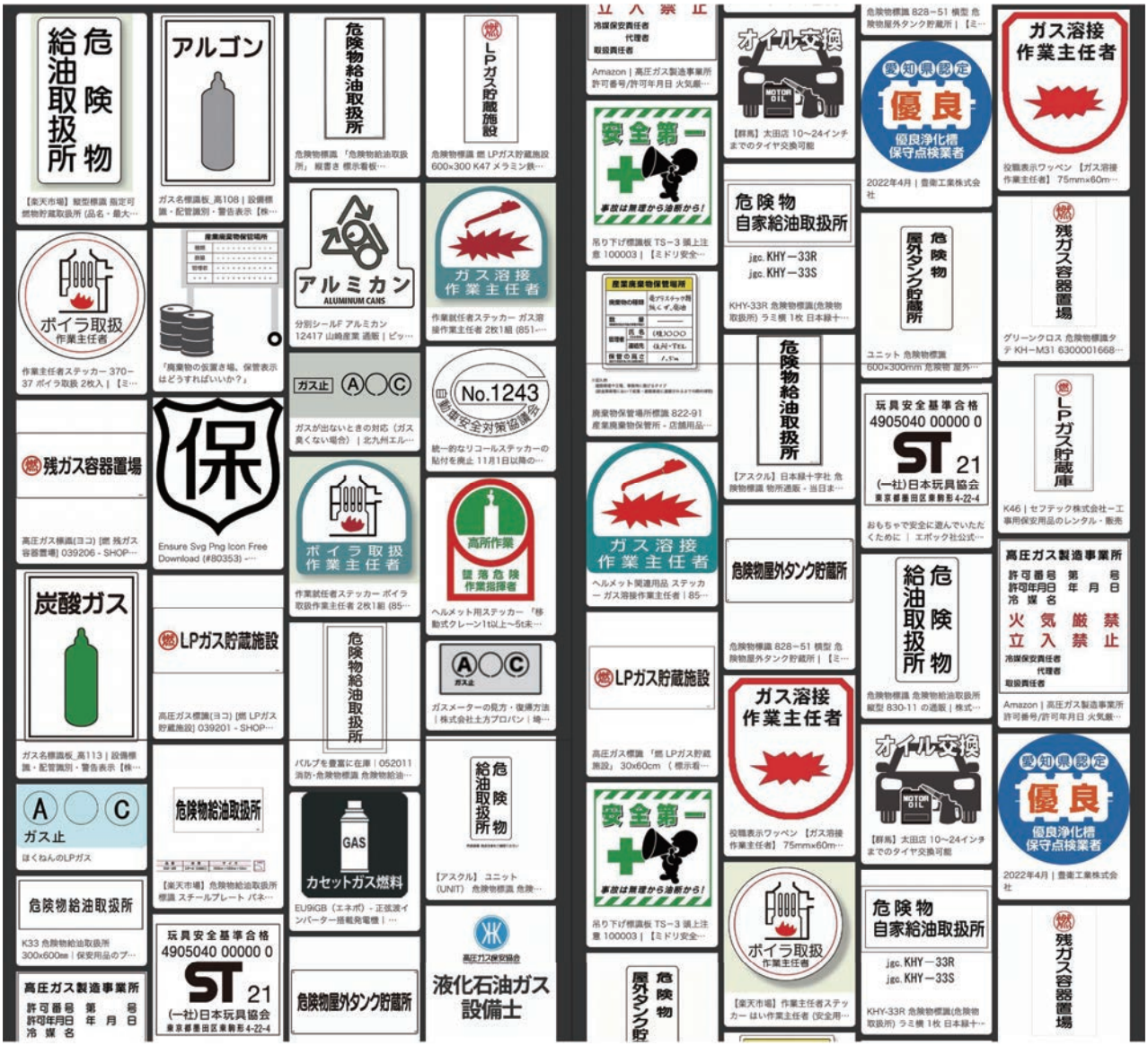
（別添）

Microsoft Bing 画像検索による調査結果

類似デザインは見つかりません。







（別添）

Google 画像検索による調査結果

類似デザインは見つかりません。







（別添）

Google 画像検索による調査結果



類似デザインは見つかりません。






A認定
高度保安事業所


A認定
高度保安事業所



A認定 ★★★

高度保安事業所



A認定 ★★★

高度保安事業所


B
認定
高度保安事業所


B
認定
高度保安事業所



B 認定

高度保安事業所



B認定

高度保安事業所

認定高度保安実施者ロゴマーク使用規約

制定：令和５年１２月２１日

１．目的

認定高度保安実施者制度の創設に伴い、特定認定高度保安実施者及び認定高度保安実施者（以下「認定高度保安実施者等」という。）のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）のホームページ、名刺等への掲示等により、良好事例として他の事業所の手本にすべき事業所の識別性を向上させ、保安に係る取組を推進させることを目的として定めたロゴマークの適正使用のため、この使用規約（以下「本規約」という。）を定める。

２．使用の基準

⑴ このロゴマークを使用するときは、様式第１号に定める誓約書を経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室に提出すること。

⑵ このロゴマークは、認定高度保安実施者等に認定された事業所及びその本社（本社が使用する場合にあっては、認定された事業所を明確にすること）並びにその従業員のみが使用できるものとする。

⑶ 関係府省庁、地方公共団体、高圧ガス保安協会等が本規約の目的に沿った使用及び普及活動を行う場合、又は報道関係機関が報道目的に使用する場合には、⑴及び⑵の規定を適用しない。

⑷ このロゴマークを使用する者（通常使用権者。以下「使用者」という。）は、他人に、ロゴマークの使用権を再許諾又は譲渡等することはできない。

⑸ 次の各項のいずれかに該当する場合は、いかなる場合もロゴマークを使用することはできない。

・特定の政治、思想、宗教、募金、寄付行為の活動に関するものに使用すること。

・公序良俗に反するものに使用すること。

・法令及び規則などに違反するものに使用すること。

・特定の製品の性能を示すもの及び特定の商品名やブランド名として使用すること。

・本規約に反して使用すること。

⑹ このロゴマークと誤認される類似マークは、使用してはならない。

⑺ ロゴマークを使用した表現、表示については使用者の責任で、関係法令等を遵守のうえ、十分に留意すること。使用に関するクレーム等には、経済産業省は一切責任を負わないものとする。

３．ロゴマーク使用区分

認定高度保安実施者等は次の使用区分に従いロゴマークを使用することができる。

<table>
<tr><td rowspan="2">使用区分</td><td>特定認定高度保安実施者（A 認定事業所）</td><td>認定高度保安実施者（B 認定事業所）</td></tr>
<tr><td> 
</td><td> 
</td></tr>
<tr><td>配色</td><td>[緑]CMYK C100,M20,Y100,K0
RGB R21,G134,B73
HTML #158649
特色 DIC-2561
[金]CMYK C25,M40,Y85,K0
RGB R188,G156,B67
HTML #BC9C43
特色 DIC-336 又は DIC-620
[白]CMYK C0,M0,Y0,K0
RGB R255,G255,B255
HTML #FFFFFF
特色 DIC-583</td><td>[緑]CMYK C100,M20,Y100,K0
RGB R21,G134,B73
HTML #158649
特色 DIC-2561
[金]CMYK C25,M40,Y85,K0
RGB R188,G156,B67
HTML #BC9C43
特色 DIC-336 又は DIC-620
[白]CMYK C0,M0,Y0,K0
RGB R255,G255,B255
HTML #FFFFFF
特色 DIC-583</td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用区分</td><td>特定認定高度保安実施者（A 認定事業所）</td><td>認定高度保安実施者（B 認定事業所）</td></tr>
<tr><td> 
</td><td> 
</td></tr>
<tr><td>配色</td><td>[黒]CMYK C0,M0,Y0,K100
RGB R0,G0,B0
HTML #000000
特色 DIC-582
[白]CMYK C0,M0,Y0,K0
RGB R255,G255,B255
HTML #FFFFFF
特色 DIC-583</td><td>[黒]CMYK C0,M0,Y0,K100
RGB R0,G0,B0
HTML #000000
特色 DIC-582
[白]CMYK C0,M0,Y0,K0
RGB R255,G255,B255
HTML #FFFFFF
特色 DIC-583</td></tr>
</table>

４．ロゴマークデザインの使用禁止例

⑴ ロゴマークの上下左右の比率の変更、変形すること。

⑵ ロゴマークを上下左右反転させること。

⑶ ロゴマークを回転させること。

⑷ ロゴマークの文字が識別できなくなるほど小さく表示すること。

⑸ ロゴマークの文字、デザイン及び色を変更すること。

⑹ ロゴマークが識別できなくなる背景色を用いること。

⑺ ロゴマークに他のマーク等を重ねること。

５．使用停止

⑴ 認定高度保安実施者等は、その認定が取り消されたときは、ロゴマークの使用を停止しなければならない。

⑵ 経済産業省は、ロゴマークの使用者が本規約に違反した場合やその使用が不適当と認める場合の他、いかなる場合でもロゴマークの使用を停止させることができる。この場合、これに起因する損失補填について一切の責任を負わない。

６．使用料

ロゴマークの使用料は、無料とする。

７．遵守事項

⑴ 使用者は、関係法規及び本規約を遵守するとともに、ロゴマークの機能と品位を損なうことのないよう努めるものとする。

⑵ ロゴマークの使用にあたって要する費用の一切は、第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用を含め、使用者が負担するものとする。

⑶ 使用者は、ロゴマーク使用に起因して第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとし、経済産業省は関知しない。

⑷ 使用者は、経済産業省から要請がある場合は、ロゴマークの使用実態の報告等を行わなければならない。

８．使用期間

認定高度保安実施者として認定されている期間内とする。

９．その他

⑴ ロゴマークに関する権利は、経済産業省に属する。

⑵ 本規約の解釈その他疑義は経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室長が決定する。

10. 施行年月日

本規約は令和５年１２月２１日から施行する。経済産業省は、本規約の適用の状況に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

11. 規約の更新

経済産業省が本規約を更新し、利用条件を変更した場合は、既にロゴマークを使用している者も変更後の本規約及び利用条件を適用する。

12. お問い合わせ先

経済産業省　産業保安グループ　高圧ガス保安室
住所：〒100-8901　東京都千代田区霞が関１丁目３番１号
電話：03-3501-1511(内線：4951)　FAX：03-3501-2357
メール：bzl-koatsu-gas@meti.go.jp

（様式第１号）

誓　約　書

経済産業省
産業保安グループ
高圧ガス保安室長　殿

下記の事項について、本書面にて誓約いたします。

記

　特定認定高度保安実施者　認定高度保安実施者　のロゴマークの使用にあたっては、認定高度保安実施者ロゴマーク使用規約を遵守します。

　　年　　月　　日

　名称（事業所の名称を含む。）、認定年月日及認定番号

　代表者氏名（押印不要）

　担当者　所属名
　　氏　名
　　連絡先
　　メール
（※本誓約書は、PDF 形式で作成し、メールにて提出してください。）

記入例：本社と複数事業所が１枚の申請書で申請を行う場合

誓　約　書

経済産業省
産業保安グループ
高圧ガス保安室長　殿

下記の事項について、本書面にて誓約いたします。

記

特定認定高度保安実施者　~~認定高度保安実施者~~　のロゴマークの使用にあたっては、認定高度保安実施者ロゴマーク使用規約を遵守します。

２０２４年〇月〇日

名称（事業所の名称を含む。）、認定年月日及認定番号
・〇〇〇〇株式会社（本社）
　A 事業所（〇〇年〇月〇日　〇〇商局第〇号）
　B 事業所（〇〇年〇月〇日　〇〇商局第〇号）
・〇〇〇〇株式会社 A 事業所（〇〇年〇月〇日　〇〇商局第〇号）
・〇〇〇〇株式会社 B 事業所（〇〇年〇月〇日　〇〇商局第〇号）

代表者氏名（押印不要）
　代表取締役社長　〇〇　〇〇

担当者　所属名　〇〇株式会社　環境安全部
　　氏　名　〇〇　〇〇
　　連絡先　０３－０００－０００
　　メール　〇〇@XXX.co.jp
（※本誓約書は、PDF 形式で作成し、メールにて提出してください。）

記入例：事業所ごとに申請を行う場合

誓　約　書

経済産業省
産業保安グループ
高圧ガス保安室長　殿

下記の事項について、本書面にて誓約いたします。

記

~~特定認定高度保安実施者~~　認定高度保安実施者　のロゴマークの使用にあたっては、認定高度保安実施者ロゴマーク使用規約を遵守します。

２０２４年〇月〇日

名称（事業所の名称を含む。）、認定年月日及認定番号
・△△株式会社甲事業所（〇〇年〇月〇日　〇〇商局第〇号）

代表者氏名（押印不要）
甲事業所長　〇〇　〇〇

担当者　所属名　△△株式会社　甲事業所　環境安全部
氏　名　〇〇　〇〇
連絡先　０３－０００００－００００
メール　〇〇@ZZZZ.co.jp

（※本誓約書は、PDF 形式で作成し、メールにて提出してください。）